

平成21年 2月 宮崎県定例県議会会議録

平成21年 2月19日開会

平成21年 3月18日閉会

平成21年2月宮崎県定例県議会会議録 目次

2月19日（木曜日）

1. 出席議員	3
1. 地方自治法第121条による出席者	3
1. 開 会	4
1. 会議録署名議員指名	4
1. 議会運営委員長審査結果報告	4
丸山議会運営委員長	4
1. 会期決定	4
1. 議案第1号から第62号まで上程	5
1. 知事提案理由説明	5

自2月20日（金曜日）

至2月24日（火曜日）

休 会

2月25日（水曜日）

1. 出席議員	13
1. 地方自治法第121条による出席者	13
1. 議案第63号から第72号まで追加上程	14
1. 知事提案理由説明	14
1. 代表質問	15
中村幸一議員質問（自由民主党）	15

- ・知事の政治姿勢について
- ・平成21年度の予算編成について
- ・雇用対策としてのワークシェアリングについて
- ・地方分権、道州制を踏まえた地域支援について
- ・エコクリーンプラザみやざき問題について
- ・災害等における物品、食料備蓄について
- ・障害者自立支援法について
- ・物流問題と都城志布志道路の整備等について
- ・入札制度の見直しについて
- ・教育問題（米飯給食、モンスターチャイルドレン対策、臨時講師）
について
- ・宮崎版グリーン・ニューディール政策について
- ・公社等改革について
- ・イベントの招致について

- ・森林・林業の再生について
- ・新型インフルエンザへの対処について
- ・エバー航空への支援策と国際交流について

十屋幸平議員関連質問（物流問題・細島港整備について）

水間篤典議員質問（自由民主党） ----- 39

- ・知事の政治姿勢について
- ・中山間地域振興対策について
- ・物流対策について
- ・地方分権について
- ・当初予算・財政健全化について
- ・地震対策について
- ・医師不足対策について
- ・子育て支援対策について
- ・高齢者対策について
- ・中小企業対策について
- ・企業誘致対策について
- ・観光行政について
- ・農政・畜産・水産問題について
- ・道路特定財源について
- ・県の道路行政について
- ・公共工事の品質確保等について
- ・中高一貫教育・学校裏サイトについて
- ・スポーツ振興について
- ・サイバー犯罪について
- ・水力発電の取り組みについて
- ・県立病院の今後のあり方、医師確保について

2月26日（木曜日）

- 1. 出席議員 ----- 69
- 1. 地方自治法第121条による出席者 ----- 69
- 1. 代表質問 ----- 70

太田清海議員質問（社会民主党宮崎県議団） ----- 70

- ・市町村合併と道州制について
- ・平成21年度政府予算案等について
- ・労働者派遣制度について
- ・ふるさと納税制度と企業の内部留保の問題について

- ・原子力発電について
- ・エコクリーンプラザみやざき問題について
- ・高千穂線鉄道施設整理基金について
- ・住宅用太陽光発電システム融資制度について
- ・自殺対策について
- ・「中山間盛り上げ隊」派遣事業について
- ・人材登用について
- ・消防の広域化について
- ・保育制度のあり方について
- ・介護現場の実態について
- ・施設介護の問題について
- ・宮崎大学医学部地方枠の設定について
- ・教員免許更新制について
- ・メンタルヘルスと教職員評価について
- ・県立延岡病院について

外山良治議員関連質問（エコクリーンプラザみやざき問題について）

武井俊輔議員質問（愛みやざき） ----- 94

- ・知事の政治姿勢について
- ・新年度予算編成について
- ・エコクリーンプラザみやざき問題について
- ・優良県産品推奨制度について
- ・県内における精神科医療の拡充について
- ・地元企業育成対策について
- ・宮崎県の道路政策と都市計画について
- ・教育行政のあり方（中高一貫教育）について
- ・宮崎県の観光行政推進（スポーツキャンプのあり方、観光政策の展開、国際化のあり方）について

2月27日（金曜日）

- 1. 出席議員 ----- 123
- 1. 地方自治法第121条による出席者 ----- 123
- 1. 代表質問 ----- 124

井上紀代子議員質問（民主党宮崎県議団） ----- 124

- ・県政運営の基本姿勢について
- ・財政状況について
- ・県立宮崎病院精神医療センターについて

- ・教育問題（新しい職、評価制度の導入、特別支援教育の推進状況等）について
- ・取り調べの可視化について
- ・予算編成のあり方について
- ・雇用創出・新産業支援対策について
- ・障がい者の就労支援について
- ・エコクリーンプラザみやざき問題について

新見昌安議員質問（公明党宮崎県議団） ----- 144

- ・知事の支持率と世論調査について
- ・平成21年度予算案（安心子ども基金、妊婦健診公費負担、緊急保証制度、地域雇用の創出、新たな時代に対応する警察通信指令システム整備事業関連）等について
- ・ひとり親家庭支援について
- ・教育問題（モンスターペアレント対策、特別支援学校整備）について
- ・高齢者対策（認知機能検査の広報啓発、振り込め詐欺防止）について

自 2月28日（土曜日） 休 会
至 3月1日（日曜日）
3月2日（月曜日）

- 1. 出席議員 ----- 165
- 1. 地方自治法第121条による出席者 ----- 165
- 1. 教育委員長発言 ----- 166
- 1. 一般質問 ----- 166

横田照夫議員質問 ----- 166

- ・日本発祥の地の手ごたえと展望について
- ・平成21年度当初予算の依存財源について
- ・人口減少の中での生活排水処理について
- ・改革の考え方について
- ・消防団員補助隊員について
- ・木崎浜について
- ・コントラクターの育成について
- ・第三者機関設置について
- ・選択と集中について

中野廣明議員質問 ----- 177

- ・戦後最大の経済危機の本県への影響について
- ・農業政策・所得（国の主な農業政策、耕作放棄地、新規就農者、県の独自政策）について
- ・一般競争入札導入結果について

松田勝則議員質問 ----- 188

- ・県民サービスの向上（部局マニフェスト）について
- ・日豊線利用客のマナー向上について
- ・育児支援対策について
- ・延岡の道路整備促進について
- ・県立延岡病院対策について

川添 博議員質問 ----- 201

- ・財政再建について
- ・行財政改革について
- ・農林業振興策について
- ・教育問題（いじめ・不登校・中途退学への対応策、高校生への望ましい職業観の育成、小中学校の臨時講師の研修システム、学校における民間人・女性の管理職登用）について

河野安幸議員質問 ----- 212

- ・ふるさと納税制度の推進について
- ・宮崎の資源を使った堆肥の製造について
- ・食料自給率の向上に伴う本県の施策について
- ・葉たばこの振興について
- ・千切り大根の振興策について
- ・鳥獣害防止対策について
- ・国道269号正手交差点の改良について
- ・清武町八重川のしゅんせつについて

3月3日（火曜日）

- 1. 出席議員 ----- 225
- 1. 地方自治法第121条による出席者 ----- 225
- 1. 一般質問 ----- 226

宮原義久議員質問 ----- 226

- ・知事の政治姿勢について
- ・市町村合併問題について
- ・農業問題（みやざき農業チャレンジ支援事業、農産物の販売価格、施設園芸農家への技術指導、農産物の海外戦略）について

- ・教育問題（県立高等学校の授業料滞納への対応、薬物乱用防止対策）
について

外山 衛議員質問 ----- 238

- ・知事の政治姿勢、取り組みについて
- ・県と市町村の関係について
- ・T R 廃止路線の展望について
- ・J R 日南線のトロッコ列車について
- ・商店街振興対策について
- ・入札関連について

高橋 透議員質問 ----- 247

- ・自殺対策について
- ・雇用対策について
- ・地域医療対策について
- ・農業振興について
- ・教育問題（普通科の通学区域撤廃、中高一貫教育校、小規模校支援）
について

徳重忠夫議員質問 ----- 259

- ・知事の政治姿勢（今回の一連の予算の効果、定額給付金にあわせた
地域活性化策、自衛隊と本県のかかわり）について
- ・宮崎牛のブランド確立への取り組みについて
- ・一村一祭アピール事業について
- ・産婦人科医の現状と助産師の活用について
- ・丸谷川の整備について
- ・「徳・知・体・群・美」五育の教育の基本について
- ・地域（自治会）における取り組みについて

田口雄二議員質問 ----- 270

- ・知事の政治姿勢（県産品の中国への販路拡大戦略、橋本知事の
政治手法についての評価、知事の労働組合・日教組に対する感想）
について
- ・医療・福祉行政（県立延岡病院の医師確保、臨床研修医の内定状況、
体外受精、生活保護の状況）について
- ・雇用の確保について
- ・道路行政（東九州自動車道）について
- ・教育行政（県立高校の授業料減免制度の利用状況、中高一貫教育校の
設置、臨時教員）について

3月4日（水曜日）

1. 出席議員	-----	285
1. 地方自治法第121条による出席者	-----	285
1. 一般質問	-----	286

黒木党市議員質問 ----- 286

- ・観光問題について
- ・交通安全対策等について
- ・農業問題（肥料の高騰、J A改革）について
- ・細島港港湾計画について
- ・高速道路問題について

満行潤一議員質問 ----- 295

- ・雇用対策（W B C 宮崎キャンプの経済効果、企業立地促進補助金、雇いどめ）について
- ・新年度予算案（企業局新エネルギー導入事業、農業用水の自然エネルギー利活用促進事業）について
- ・災害に強い県土づくり（消防広域化計画、防災行政無線、市町村立学校の耐震化、都城警察署改築計画）について
- ・地域医療の充実（こころの医療センター、私学助成、新型インフルエンザ対策）について

長友安弘議員質問 ----- 306

- ・生活支援について
- ・雇用の創出について
- ・中小企業支援について
- ・地域活性化について
- ・環境エネルギー対策について
- ・農業の構造改革について
- ・流通問題について
- ・エコクリーンプラザみやざき問題について

井本英雄議員質問 ----- 320

- ・世界金融危機の今後について
- ・自殺の原因と対策について
- ・V E（バリューエンジニアリング）について
- ・流通対策・逆転の発想について
- ・県立延岡病院について
- ・用地買収と相続について

・いきいき集落（下鹿川・上鹿川）の道路整備について	
・ロボット産業について	
1. 議案に対する質疑 -----	329
前屋敷恵美議員 -----	329
1. 議案第1号から第72号まで及び請願2件委員会付託 -----	334
1. 請願1件特別委員会付託 -----	334
自3月5日（木曜日）	
常任委員会（補正）	
至3月6日（金曜日）	
自3月7日（土曜日）	
至3月8日（日曜日）	休 会
3月9日（月曜日）	
1. 出席議員 -----	337
1. 地方自治法第121条による出席者 -----	337
1. 常任委員長審査結果報告（議案第42号から第71号まで） -----	338
外山衛総務政策常任委員長 -----	338
権藤厚生常任委員長 -----	339
十屋商工建設常任委員長 -----	340
宮原環境農林水産常任委員長 -----	342
押川文教警察企業常任委員長 -----	343
1. 討 論 -----	344
前屋敷議員（議案第42号、第58号、第61号、第62号に反対） -----	344
1. 議案第42号、第58号、第61号及び第62号採決 -----	346
1. 議案第43号から第57号まで、第59号、第60号、第63号から第71号まで	
採決 -----	346
自3月10日（火曜日）	
常任委員会（当初）	
至3月13日（金曜日）	
自3月14日（土曜日）	
至3月15日（日曜日）	休 会
3月16日（月曜日）	特別委員会
3月17日（火曜日）	休 会
3月18日（水曜日）	
1. 出席議員 -----	349
1. 地方自治法第121条による出席者 -----	349
1. 議席の一部変更 -----	350
1. 常任委員長審査結果報告（議案第1号から第41号まで及び第72号並びに	

請願)	-----	350
外山衛総務政策常任委員長	-----	350
権藤厚生常任委員長	-----	352
十屋商工建設常任委員長	-----	355
宮原環境農林水産常任委員長	-----	357
押川文教警察企業常任委員長	-----	359
1. 討 論	-----	361
前屋敷恵美議員（議案第1号、第23号、第24号及び第34号から第36号まで 及び第39号に反対）	-----	362
1. 議案第1号、第23号、第34号から第36号まで及び第39号採決	-----	364
1. 議案第24号採決	-----	364
1. 議案第2号から第22号まで、第25号から第33号まで、第37号、第38号、 第40号、第41号及び第72号採決	-----	364
1. 請願第17号及び第18号採決	-----	364
1. 閉会中の継続審査及び継続調査案件採決	-----	365
1. 特別委員長調査及び審査結果報告	-----	365
高橋産業活性化・雇用対策特別委員長	-----	365
横田食の確保・食の安全対策特別委員長	-----	368
西村環境・新エネルギー対策特別委員長	-----	371
緒嶋議員定数・選挙区調査特別委員長	-----	374
1. 質 疑	-----	377
濱砂議員（議員定数・選挙区調査特別委員長報告について）	-----	377
1. 討 論	-----	380
前屋敷議員（請願第16号不採択に反対）	-----	380
1. 請願第16号採決	-----	380
1. 議員発議案送付の通知	-----	380
1. 議員発議案第1号から第11号まで追加上程	-----	382
1. 議員発議案第1号から第10号まで採決	-----	382
1. 議員発議案第11号提案理由説明	-----	382
緒嶋議員	-----	382
1. 質 疑	-----	383
前屋敷議員	-----	383
1. 議員発議案第11号に対する修正動議提出	-----	383
1. 修正動議趣旨説明	-----	384
図師議員	-----	384

1. 修正動議に対する質疑	385
前屋敷議員	385
1. 議員発議案第11号及び修正案に対する討論	385
蓬原議員（原案に賛成、修正案に反対）	385
前屋敷議員（原案、修正案ともに反対）	387
満行議員（原案に反対、修正案に賛成）	387
松田議員（原案第3条に反対、修正案に賛成）	389
河野哲也議員（原案に反対、修正案に賛成）	391
井上議員（原案に反対）	392
濱砂議員（原案に反対）	394
1. 議員発議案第11号に対する修正案採決	396
1. 議員発議案第11号採決	397
1. 閉 会	398
<hr/>	
1. 資 料	399
平成21年2月定例県議会日程	401
議案送付文書	402
代表質問時間割	405
一般質問時間割	406
議案・請願委員会審査結果表	407
閉会中の継続審査・調査申出一覧	412
1. 議案議決件名一覧表	413
1. 議員発議条例、意見書	419
W T O 農業交渉・日豪経済連携協定（E P A）交渉に関する意見書	421
食料自給率の向上を求める意見書	422
中山間地域等直接支払制度の継続と充実を求める意見書	423
保育制度改革に関する意見書	424
「緑の社会」への構造改革を求める意見書	425
年金記録問題の速やかな解決を求める意見書	426
医師の養成・確保対策の充実を求める意見書	427
遠位型ミオパチーの治療薬早期実現に関する意見書	428
「協同出資・協同経営で働く協同組合法」（仮称）の速やかな制定を求める 意見書	429
北朝鮮による日本人拉致問題の解決のため経済制裁の延長と追加制裁などを 求める意見書	430

県議会議員の定数を定める条例及び県議会議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例	-----	431
議員発議第11号県議会議員の定数を定める条例及び県議会議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例に対する修正案	-----	434-1
1. 請願一覧表	-----	435
1. 議事経過	-----	447

2月19日（木）

平成 21 年 2 月 19 日 (木曜日)

午前 10 時 0 分開会

出席議員 (44 名)

5 番	武井俊輔	(愛みやざき)
6 番	西村賢	(同)
7 番	川添博	(無所属の会)
8 番	河野安幸	(自由民主党)
9 番	山下博三	(同)
10 番	黒木正一	(同)
11 番	松村悟郎	(同)
12 番	坂口博美	(同)
13 番	前屋敷恵美	(日本共産党宮崎県議会議員団)
14 番	高橋透	(社会民主党宮崎県議団)
15 番	太田清海	(同)
16 番	外山良治	(同)
17 番	凶師博規	(愛みやざき)
18 番	松田勝則	(同)
19 番	中野廣明	(自由民主党)
20 番	横田照夫	(同)
21 番	十屋幸平	(同)
22 番	押川修一郎	(同)
23 番	外山衛	(同)
24 番	宮原義久	(同)
26 番	田口雄二	(民主党宮崎県議団)
27 番	河野哲也	(公明党宮崎県議団)
28 番	新見昌安	(同)
29 番	満行潤一	(社会民主党宮崎県議団)
30 番	徳重忠夫	(自由民主党)
31 番	井本英雄	(同)
32 番	丸山裕次郎	(同)
33 番	野辺修光	(同)
34 番	濱砂守	(同)
35 番	萩原耕三	(同)
36 番	黒木覚市	(同)
37 番	中野一則	(同)
39 番	井上紀代子	(民主党宮崎県議団)
40 番	権藤梅義	(同)
41 番	長友安弘	(公明党宮崎県議団)
43 番	鳥飼謙二	(社会民主党宮崎県議団)
45 番	緒嶋雅晃	(自由民主党)
46 番	水間篤典	(同)
47 番	中村幸一	(同)
48 番	蓬原正三	(同)

49 番	米良政美	(自由民主党)
51 番	外山三博	(同)
52 番	福田作弥	(同)
53 番	星原透	(同)

地方自治法第 121 条による出席者

知事	東国原英夫
副知事	河野俊嗣
県民政策部長	丸山文民
総務部長	山下健次
福祉保健部長	宮本尊一
環境森林部長	高柳憲一
商工観光労働部長	高山幹男
農政水産部長	後藤仁俊
県土整備部長	山田康夫
会計管理者	長友秀隆
企業局長	日高幸平
病院局長	甲斐景早
財政課長	西野博之
教育委員長	大重都志
教育長	渡辺義人
公安委員長	田代知代
警察本部長	相浦勇二
人事委員長	黒木奉武
代表監査委員	城倉恒雄

事務局職員出席者

事務局局長	石野田幸蔵
事務局次長	弓削孝幸
総務課長	田原新一
議事課長	富永博章
政策調査課長	桑山秀彦
議事課長補佐	孫田英美
議事担当主幹	日高賢治
議事課主査	山中康二
議事課主査	隈元康淳

◎ 開 会

○坂口博美議長 これより平成21年 2月定例県議会を開会いたします。

ただいまの出席議員43名。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

◎ 会議録署名議員指名

○坂口博美議長 会議録署名議員に、徳重忠夫議員、外山良治議員を指名いたします。

◎ 議会運営委員長審査結果報告

○坂口博美議長 まず、今期定例会の会期日程に係る議会運営委員長の審査結果報告を求めます。議会運営委員会、丸山裕次郎委員長。

○丸山裕次郎議員〔登壇〕 御報告いたします。

去る2月12日、閉会中の議会運営委員会を開き、本日招集されました平成21年 2月定例県議会の会期日程等について協議いたしました。

今期定例会に提案されます知事提出議案は62件、報告1件であります。議案の内訳は、当初予算案18件、補正予算案12件、条例16件、予算、条例以外16件であります。

これら提出議案の内容等を踏まえ、当委員会において慎重に審査をいたしました結果、会期については、本日から3月18日までの28日間と決定いたしました。議事日程は、お手元に配付しております日程表のとおり取り進めることで確認いたしております。

今期定例会は、2月25日から3日間の日程で代表質問、3月2日から3日間の日程で一般質問を行います。代表質問については、質問人数を6名とし、質問順序及び質問時間は、自由民主党120分以内、社会民主党55分以内、愛みやざ

き50分以内、民主党45分以内、公明党45分以内といたします。次に、一般質問については、質問人数を14名以内とし、質問順序は24日の通告締め切り後に行う抽せんにより決定いたします。質問時間は1人30分以内とします。以上のとおり、質問については確認決定いたしましたところであります。

一般質問終了後、議案・請願の所管常任委員会への付託を行います。まず、3月5日、6日の2日間で各常任委員会を開催していただき、付託された議案のうち補正予算及び補正関連議案を審議の上、3月9日の本会議で各常任委員長の審査結果報告をお願いいたします。その後、3月10日から13日の間で、同じく委員会において当初予算及び当初関連議案を審査の上、最終日に議案・請願の審査結果報告をお願いいたします。また、同じく最終日に、今年度設置しております4特別委員会の調査結果報告をお願いいたします。

なお、議員から提出される議案の取り扱い及び特別委員会については、日程表に記載のとおりであります。

議員各位におかれましては、円滑な議会運営に特段の御協力をいただきますようお願いいたします。

以上で当委員会の報告を終わります。〔降壇〕

○坂口博美議長 議会運営委員長の報告は終わりました。

質疑の通告はありません。

◎ 会期決定

○坂口博美議長 会期についてお諮りをいたします。

今期定例会の会期は、ただいまの議会運営委

員長の報告のとおり、本日より3月18日までの28日間とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○坂口博美議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

本日からの日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。〔巻末参照〕

◎ 議案第1号から第62号まで上程

○坂口博美議長 次に、お手元に配付のとおり、知事より議案第1号から第62号までの各号議案の送付を受けましたので、これらを一括上程いたします。〔巻末参照〕

◎ 知事提案理由説明

○坂口博美議長 ここで知事に、今後の県政運営についての所信及び議案の提案理由説明を求めます。

○知事(東国原英夫君)〔登壇〕 平成21年2月定例県議会の開会に当たりまして、今後の県政運営について私の所信の一端を申し述べますとともに、平成21年度の予算案並びにその他の議案について、その概要を御説明申し上げます。

私は、知事就任以来、「県民総力戦による県づくり」を基本理念として、「宮崎をどげんかせんといかん」との思いで、粉骨砕身、全身全霊をもって県政運営に取り組んでまいりました。この間、まさに県政を刷新すべく抜本的な県政改革を進めるとともに、「ピンチをチャンスに変える」「無から有を生む」という逆転の発想で、宮崎のよさを国内外に積極的にPRしてまいりました。

こうした取り組みの結果、いわば県政のマイナス面を着実にプラスへと転じるとともに、宮

崎牛やマンゴーなどすぐれた県産品が全国に知られるところとなり、県外からの観光客数が増加に転じるなど、今や全国に宮崎ブームが広がり、宮崎県のイメージを向上させることができたのではないかと感じております。これも、県議会を初め県民の皆様の温かい御理解と御協力によるものでありまして、この機会に改めて心から感謝を申し上げたいと思います。

さて、時代は今、大きな転換期にあります。100年に一度と言われる世界的な経済・金融危機の中、我が国経済は急速に悪化しており、本県でも経済や雇用に対する不安が広がるなど、先行きが極めて不透明な状況となっております。一方で、本県は、経済・雇用対策を初め、中山間地域対策や医師確保対策などの緊急を要する課題、さらには、長年の懸案である高速道路の建設促進や産業振興など、さまざまな課題を抱えております。

私は、このような本県を取り巻く厳しい現状を十分認識し、任期4年の折り返し点となることを、「転」の年と位置づけることといたしました。起承転結の「転」であります。すなわち、今を「転機」ととらえ、旧態依然としたスタイルを「転換」し、山積する諸課題一つ一つが「好転」するよう、新たな展開を図ってまいりたいと考えております。

例えば、全国有数の日照時間に恵まれたこの宮崎において、太陽光発電に代表される新エネルギーの活用は、地球温暖化問題が世界的な重要課題となる中であって、まさに本県の進むべき方向であります。また、このたびの経済・金融危機で、輸出産業に多大な影響が生ずる一方、本県の基幹産業である農業の意義や価値は改めて見直されており、認定農業者や農業法人の育成確保、企業参入の促進等によって、本県

農業のさらなる活性化を図ることも重要であります。

さらに、昨年来の社会経済情勢を踏まえると、これからの我が国は、石油に頼り過ぎない、国外からの輸入食料に頼り過ぎない、経済発展の基盤を輸出に頼り過ぎない国家を目指すべきと考えております。産業構造を変えることが、我が国の未来を切り開く一つの重要なかぎであり、豊かな自然環境に恵まれた食料供給基地である本県こそ、そのフロントランナーになり得るものと考えております。本県には高い潜在能力があります。私たちが県民総力戦で英知を集めて取り組めば、おのずと道は開かれます。宮崎から日本を変えていく、宮崎の元気で日本を元気にしていく。私たちはそうした気概を大切にしようではありませんか。

確かに、我が国社会を閉塞感が覆い、多くの国民が生活に不安を感じる状況であります。私自身、県内各地に出向き、多くの県民の方々とお話をし、その思いを承ってまいりました。中山間地域では、作物の収穫に励む地域の方々から有害鳥獣についての悩みを、座談会の席上では、小さなお子さんを持つお母さんたちから小児医療充実の訴えを、また、町なかの催しでは、老若男女を問わず多くの皆さんから働く場を求める願いを承るなど、行く先々で実に多くのさまざまな思いを直接お聞きしました。いずれも切々たる思い、心の叫びでありました。そのたびごとに、改めて「どげんかせんといかん」と思い、こうした方々が心安らかに暮らせるよう、温かい、血の通った、行き届いた行政サービスを必ずや皆様のもとにお届けしたいと念じてまいりました。私は、県民の皆様が心から安心できる、満足できる、納得できる、新しい行政の形というものを皆様とともに紡いでい

きたいと考えております。

まだまだ未熟ではありますが、これまでの2年間の経験の上に立って、県民の皆様が希望の持てる新しい宮崎の実現を目指して、引き続き、一意専心、堅忍不拔の精神で取り組んでまいりますので、県議会を初め、県民の皆様により一層の御理解と御協力を改めてお願い申し上げます。

次に、エコクリーンプラザみやざき問題について御報告いたします。

この問題につきましては、去る1月14日に外部調査委員会の調査報告書が発表されて以降、浸出水調整池の補強工事の費用負担に関する関係市町村との協議を鋭意進めております。その中で、さらなる真相究明や責任の所在の明確化を求める声が強く、県でも、その端緒の一つとして刑事告発を行う考えであることを表明したところであります。また、この補強工事につきましては、2月3日に入札が行われ、現在、着工に向けて準備が進められております。県といたしましても、今後、工事が円滑に進むよう、積極的に支援していくこととしております。

それでは、平成21年度の予算編成について御説明申し上げます。

平成21年度予算につきましては、「財政改革の着実な実行」「新みやざき創造戦略」等に基づく重点施策の推進及び「役割分担等を踏まえた見直し・県民総力戦による実行」の3つの柱を基本方針として編成を行ったところであります。

具体的には、まず、拡大傾向にある収支不足をできるだけ圧縮し、基金の取り崩しに頼らない、持続性のある財政構造へ転換していくことが喫緊の課題でありますので、引き続き、行財政改革大綱2007の財政改革プログラムを着実に

実行することを最重要事項として取り組むことといたしました。

そのような中で、本県が抱える政策課題に積極的に対応するため、新みやざき創造戦略等に基づく施策のうち、平成21年度重点施策である「雇用創出・就業支援対策」「中山間地域対策」「子育て・医療対策」及び「環境エネルギー対策」について、重点的な措置を講ずることとしたところであります。また、すべての事業について、その必要性のほか、各事業主体や民間等との役割分担のあり方を検証し、ボランティアやNPOなど県民との協働等に積極的に取り組み、県民総力戦による施策の推進を図ることといたしました。

以上の3つの基本方針に基づきまして、平成21年度予算を「未来へつむぐ 新みやざき展開予算」と位置づけ、厳しい社会経済情勢のもとにあっても未来への確かな礎を築くため、選択と集中の理念のもと、重要施策に積極的に取り組むこととしたところであります。また、現下の厳しい情勢に配慮し、平成20年度補正予算と一体となった、切れ目のない経済・雇用対策の確保に努めたところであります。

この結果、平成21年度当初予算案は、一般会計5,625億3,800万円、特別会計71億6,841万円、公営企業会計404億3,587万5,000円となり、一般会計につきましては、前年度の当初予算額と比較して0.6%の増となったところであります。

なお、一般会計の歳入財源といたしましては、県税874億8,000万円、地方交付税1,689億1,500万円、国庫支出金838億9,315万4,000円、県債905億1,680万円、その他1,317億3,304万6,000円を充当することといたしております。

次に、平成21年度重点施策の概要及び主な新規・重点事業について御説明申し上げます。

まず、4つの重点施策の概要についてであります。

第1点目は、「雇用創出・就業支援対策」であります。

全国的な景気後退の中、本県の雇用情勢は、有効求人倍率が全国に比べて大きく下回るなど非常に厳しい状況にあり、働く場の確保や就業支援の対策が急務となっていることから、1次・2次・3次産業全般において雇用・就業の促進を図ってまいります。

まず、企業誘致につきましては、大規模工業団地を整備する広域市町村を支援するため、無利子の貸付金制度を創設することといたしました。

また、障がい者の雇用促進につきましては、発達障がい者の特性に応じた就労訓練方法を確立するため、新たなモデル事業に取り組んでまいります。

林業関係では、次代を担う林業就業者の確保育成を図るため、若年層や異業種からの就業希望者を対象にした就業相談会を実施するほか、新規就業者の定着を促進するため、新たに奨励金を交付することといたしました。

建設産業対策としましては、建設投資の大幅な減少等に加え、景気後退の長期化及び深刻化が懸念されることから、引き続き、技術と経営にすぐれた建設業者が伸びていける環境づくりを進めるとともに、大変厳しい経営環境にある建設産業を初めとする中小企業者の資金調達を円滑にし、経営基盤強化や新分野進出など、ニーズに応じたきめ細やかな支援を行ってまいります。

第2点目は、「中山間地域対策」であります。

中山間地域は、人口の減少や高齢化の進行等

により地域活力が低下しており、地域によっては維持・存続が危ぶまれる集落も見られるなど、大きな課題を抱えております。このため、「集落の活性化」「日常生活の維持充実」及び「産業の振興」を対策の柱として、短期的・中長期的施策を総合的に展開してまいります。

集落の活性化としましては、ボランティアによる「中山間盛り上げ隊」を組織し、隊員の派遣により、中山間地域の各種活動の維持・存続を支援するとともに、都市と中山間地域との人的交流を促進するほか、県職員を中山間地域の町村役場に常駐させ、町村職員や地域住民と一体となって地域活性化に取り組んでまいります。また、祭りやイベントなど個性あふれる地域の魅力を「一村一祭」として県内外に積極的にアピールするほか、市町村と地域住民による地域づくりへの取り組みを、ハード・ソフト両面で支援してまいります。このほか、中山間地域の日常生活の維持充実、産業の振興につきましても、引き続き諸施策の充実を図ってまいります。

植栽未済地対策につきましては、水資源の涵養や山地災害防止等、森林の有する公益的機能の低下を防止するため、植栽未済地を解消することを目指すとともに、新たな植栽未済地の発生を抑制するため、計画的な再造林を推進するなど、引き続き総合的な対策を講じてまいります。

第3点目は、「子育て・医療対策」であります。

子育て支援につきましては、だれもが安心して子供を生み、育てられる社会づくりを推進するため、保育サービスや母子保健医療体制の充実、乳幼児医療費助成による子育て家庭の負担軽減などの取り組みのほか、地域における子育て支援活動への県民の参画を促進するなど、社

会全体で子育てを応援する機運の醸成に努めてまいります。また、私立幼稚園及び保育所の耐震化を促進するため、耐震診断に要する経費について助成を行うことといたしました。

医療対策としましては、県内での医師の地域偏在や、小児科など特定診療科の医師不足が大きな課題となっていることから、引き続き、小児科医を初め、さらなる医師確保対策に努めてまいります。このため、医師修学資金の貸与や研修医の受け入れなど、引き続き、地域医療の現場を支える医師の安定的な育成・確保に取り組んでまいります。また、救急医療の利用の適正化や、女性医師等の離職防止・復職支援に向けた新たな取り組みなど、地域医療提供体制の充実に向けた施策の強化を図ることといたしました。

第4点目は、「環境エネルギー対策」であります。

地球温暖化対策は、本県においても取り組まなければならない緊急の課題であり、人と自然が共生する社会や脱石油化に向けて、本県の特性を生かした環境に優しい新エネルギー等の普及促進を図ってまいります。

まず、太陽光発電につきましては、「メガソーラーの誘致」「住宅用太陽光発電システムの普及」及び「太陽電池産業の集積」を今後の取り組みの柱とし、本県がソーラーフロンティアとして太陽光発電の拠点となるよう、積極的に取り組んでまいります。特に、住宅用発電システムの普及率全国1位を目指して、低利の融資制度を創設することといたしました。

また、農林業分野におけるバイオマス資源の有効活用を促進するほか、近年の重油価格高騰を受け、高コスト構造に陥っている施設園芸の振興を図るため、省エネ化や新エネルギーへの

転換、作型の変更などの対策を総合的に実施し、持続的生産が可能な、環境に優しい脱石油型農業への転換を推進してまいります。

次に、これら4つの重点施策のほかに、新みやざき創造戦略に係る主な新規・重点事業を御説明申し上げます。

「郷土の宝『宮崎人』づくり」戦略の関係では、本県中等教育の一層の充実・向上を図るため、新たに北諸県地区に設置する中高一貫教育校の平成22年4月開校に向けた準備を進めてまいります。

また、特別支援学校の小学部から高等部まで、それぞれの地域で一貫した教育を実施するために、未設置の4校に高等部を設置することとし、計画的に整備を進めてまいります。

さらに、延岡地区の3つの特別支援学校を統合し、延岡西高校跡地に複数の障がいに対応できる新たな総合特別支援学校を整備することとし、基本・実施設計に取り組むことといたしました。

なお、本年10月には、第22回全国スポーツ・レクリエーション祭「スポレクみやざき2009」が本県で開催されます。本大会は、4日間で延べ約12万人の参加が見込まれ、国民の生涯を通じたスポーツ・レクリエーション活動の振興を図る上で大変意義深い大会でありますので、ぜひとも成功させるとともに、全国に向けて宮崎のすばらしさをPRしたいと考えております。

「成熟社会における豊かな暮らし」戦略の関係では、ともに支え、助け合う地域福祉を推進するため、市町村の取り組みや、地域福祉コーディネーターを中心とした民間の取り組みを支援してまいります。

また、新型インフルエンザの発生に備え、感染防護具や抗インフルエンザウイルス薬等の備

蓄を進め、医療従事者への感染防止や、県民への医療提供体制の確保を図ってまいります。

地域安全対策では、日向警察署の新庁舎建設に向け、基本・実施設計に取り組むことといたしました。

地球温暖化対策では、レジ袋の有料化に取り組み、その使用を抑制することにより、二酸化炭素の排出量削減に努めてまいります。

「『経済・交流』拡大」戦略の関係では、食や観光、文化など本県のすぐれた魅力を積極的にアピールするほか、県産品の定番・定着化と販路拡大を図るため、官民一体となった総合的な取り組みを推進してまいります。

また、農商工連携の全県的な推進体制を確立し、本県の豊富な農林水産資源を活用した新商品・新サービスの開発や新たな生産技術の開発、販路開拓などの取り組みを支援してまいります。

中小企業金融対策では、今年度1月補正予算で150億円に拡大した「セーフティネット貸付」の融資枠を200億円に拡大するほか、保証料を軽減するなど、厳しい経営環境にある県内中小企業のニーズに応じた支援を行ってまいります。

また、本県自動車関連企業のさらなる取引拡大を目指して、県内企業の新技术や新工法などを、トヨタ自動車を初め関係企業に直接PRするための展示商談会を開催することといたしました。

物流対策では、陸上トラック輸送から海上輸送または鉄道輸送にシフトする貨物の量に応じて助成を行うことにより、モーダルシフトを推進し、本県物流の効率化を図ってまいります。

次に、予算関係以外の議案について御説明申し上げます。

議案第19号「宮崎県立病院事業の設置等に関

する条例の一部を改正する条例」は、県立宮崎病院に新たに県立宮崎病院精神医療センターを設置することに伴い、県立富養園を廃止するための条例の改正であります。

議案第26号は、宮崎県土地開発基金の廃止に伴い、「宮崎県土地開発基金条例」を廃止するための条例の制定であります。

議案第39号から第41号までは、宮崎県高齢者保健福祉計画外2件の県計画の変更について、「宮崎県行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例」の規定に基づき、議会の議決に付するものであります。

その他の議案につきましては、説明を省略させていただきます。

次に、別冊にて同時提案しております平成20年度補正予算案及びその他の議案について、その概要を御説明申し上げます。

今回の補正予算案は、公共事業費等の国庫補助の決定に伴うもの、その他必要とする経費について措置することといたしました。補正額は、一般会計減額193億449万8,000円、特別会計減額5億2,113万3,000円であります。この結果、平成20年度の一般会計歳入歳出予算規模は5,533億7,082万6,000円となります。主なものとしては、高千穂鉄道株式会社の清算に伴い、高千穂町が管理していた経営安定基金の残額1億1,400万円余を、宮崎県高千穂線鉄道施設整理基金に積み立てるものであります。

以上、補正予算の概要について御説明申し上げましたが、これに要します一般会計の歳入財源は、県税18億1,500万円、地方交付税21億4,491万円、国庫支出金減額109億6,274万円、繰入金減額61億8,225万9,000円、県債減額45億8,620万円、その他減額15億3,320万9,000円です。

次に、平成20年度予算の翌年度への繰り越しについてであります。公共事業等については、国庫補助決定が年度後半になったこと及び用地買収に日時を要したことなどの事情から、歳入歳出予算を翌年度に繰り越して執行するものであります。

次に、特別議案の概要について御説明申し上げます。

議案第54号から第56号までは、日南市、南那珂郡北郷町及び南那珂郡南郷町の合併に伴い、行政機関の所管区域等に関する規定の整備を行うための条例の改正であります。

議案第58号小林市と西諸県郡野尻町の廃置分合は、両市町の議会において、野尻町を廃し、その区域を小林市に編入する旨の議決が行われたことを踏まえ、地方自治法の規定に基づき、議会の議決に付するものであります。

議案第59号及び第60号は、一般国道325号地域連携推進事業河内大橋上部工工事外1件の工事請負契約の締結または変更について、「議会の議決に付すべき契約に関する条例」の規定に基づき、議会の議決に付するものであります。

その他の議案につきましては、説明を省略させていただきます。

以上、今回提案いたしました議案の概要について御説明いたしました。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。〔降壇〕

○坂口博美議長 知事の説明は終わりました。

あすからの日程をお知らせします。

明20日から24日までは、議案調査等のため本会議を休会いたします。

次の本会議は、25日午前10時開会、代表質問であります。

本日はこれで散会いたします。

午前10時32分散会

2月25日（水）

平成 21 年 2 月 25 日 (水曜日)

午前 10 時 0 分開議

出席議員 (44 名)

- 5 番 武井俊輔 (愛みやざき)
- 6 番 西村賢 (同)
- 7 番 川添博 (無所属の会)
- 8 番 河野安幸 (自由民主党)
- 9 番 山下博三 (同)
- 10 番 黒木正一 (同)
- 11 番 松村悟郎 (同)
- 12 番 坂口博美 (同)
- 13 番 前屋敷恵美 (日本共産党宮崎県議会議員団)
- 14 番 高橋透 (社会民主党宮崎県議団)
- 15 番 太田清海 (同)
- 16 番 外山良治 (同)
- 17 番 冨師博規 (愛みやざき)
- 18 番 松田勝則 (同)
- 19 番 中野廣明 (自由民主党)
- 20 番 横田照夫 (同)
- 21 番 十屋幸平 (同)
- 22 番 押川修一郎 (同)
- 23 番 外山衛 (同)
- 24 番 宮原義久 (同)
- 26 番 田口雄二 (民主党宮崎県議団)
- 27 番 河野哲也 (公明党宮崎県議団)
- 28 番 新見昌安 (同)
- 29 番 満行潤一 (社会民主党宮崎県議団)
- 30 番 徳重忠夫 (自由民主党)
- 31 番 井本英雄 (同)
- 32 番 丸山裕次郎 (同)
- 33 番 野辺修光 (同)
- 34 番 濱砂守 (同)
- 35 番 萩原耕三 (同)
- 36 番 黒木覚市 (同)
- 37 番 中野一則 (同)
- 39 番 井上紀代子 (民主党宮崎県議団)
- 40 番 権藤梅義 (同)
- 41 番 長友安弘 (公明党宮崎県議団)
- 43 番 鳥飼謙二 (社会民主党宮崎県議団)
- 45 番 緒嶋雅晃 (自由民主党)
- 46 番 水間篤典 (同)
- 47 番 中村幸一 (同)
- 48 番 蓬原正三 (同)

- 49 番 米良政美 (自由民主党)
- 51 番 外山三博 (同)
- 52 番 福田作弥 (同)
- 53 番 星原透 (同)

地方自治法第 121 条による出席者

- | | |
|-----------|-------|
| 知事 | 東国原英夫 |
| 副知事 | 河野俊嗣 |
| 県民政策部長 | 丸山文民 |
| 総務部長 | 山下健次 |
| 福祉保健部長 | 宮本尊一 |
| 環境森林部長 | 高柳憲一 |
| 商工観光労働部長 | 高山幹男 |
| 農政水産部長 | 後藤仁俊 |
| 県土整備部長 | 山田康夫 |
| 会計管理者 | 長友秀隆 |
| 企業局長 | 日高幸平 |
| 病院局長 | 甲斐景早 |
| 財政課長 | 西野博之 |
| 教育委員長 | 大重都志 |
| 教育長 | 渡辺義人 |
| 警察本部長 | 相浦勇二 |
| 代表監査委員 | 城倉恒雄 |
| 人事委員会事務局長 | 大野俊郎 |

事務局職員出席者

- | | |
|--------|-------|
| 事務局局長 | 石野田幸蔵 |
| 事務局次長 | 弓削孝幸 |
| 総務課長 | 田原新一 |
| 議事課長 | 富永博章 |
| 政策調査課長 | 桑山秀彦 |
| 議事課長補佐 | 孫田英美 |
| 議事担当主幹 | 日高賢治 |
| 議事課主査 | 山中康二 |
| 議事課主査 | 隈元淳二 |

◎ 議案第63号から第72号まで追加日程

○坂口博美議長 ただいまの出席議員44名。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の日程は代表質問であります。お手元に配付のとおり、知事より議案第63号から議案第72号までの送付を受けましたので、これらを日程に追加し、議題とすることに御異議ございませんか。〔巻末参照〕

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○坂口博美議長 御異議ありませんので、そのように決定をいたしました。

◎ 知事提案理由説明

○坂口博美議長 ここで、知事に提案理由の説明を求めます。

○知事(東国原英夫君)〔登壇〕 ただいま提案いたしました議案の概要について御説明申し上げます。

初めに、補正予算案についてであります。

国におきましては、生活対策及び生活防衛のための緊急対策を受けた補正予算が1月27日に成立したところであります。本県といたしましては、国の取り組みに先立ち、1月補正予算において、公共事業を中心に幅広い分野にわたって経済・雇用緊急対策を展開しているところであります。今般、さらに国に呼応した補正予算を編成し、さきに提案しております平成21年度当初予算と一体的に実施することにより、切れ目のない対策を講じることとしたところであります。

まず、議案第63号「平成20年度一般会計補正予算(第5号)」であります。補正額は215億5,562万7,000円であります。この結果、平

成20年度の一般会計歳入歳出予算規模は5,749億2,645万3,000円となります。その主なものとしては、国からの臨時的な交付金をもとに新たに設置する宮崎県地域活性化生活対策基金ほか5つの基金、及び既存の1基金への積み立てのほか、介護福祉士等の養成・確保を図るための修学資金の貸与など、いずれも国の補正予算に関連するものであります。なお、これに要します一般会計の歳入財源は、国庫支出金211億5,928万9,000円、繰入金3億9,633万8,000円であります。

次に、議案第72号「平成21年度一般会計補正予算(第1号)」であります。補正額は23億9,928万1,000円であります。この結果、平成21年度の一般会計歳入歳出予算規模は5,649億3,728万1,000円となります。今回の補正は、ただいま御説明いたしました基金を活用し、県及び市町村において、雇用・就業機会の創出を図るための経費を措置するものであります。その主なものとしては、緊急雇用創出事業臨時特例基金を活用するものが13事業の9億円余、ふるさと雇用再生特別基金を活用するものが14事業の14億8,000万円余であります。

以上、平成21年度一般会計補正予算の概要について申し上げましたが、これに要します一般会計の歳入財源は、財産収入1,245万円、繰入金23億8,683万1,000円であります。

次に、特別議案の概要についてであります。

議案第64号から第67号、議案第69号及び第70号は、宮崎県地域活性化・生活対策基金ほか5つの基金の設置について、地方自治法の規定に基づき条例を制定するものであります。

議案第68号「宮崎県障害者自立支援対策臨時特例基金条例の一部を改正する条例」は、国の補正予算において、本基金を延長し積み増した

めの交付金が措置されたことから、失効期限の延長や対象事業の追加等を行うための条例の改正であります。

議案第71号は、主要地方道稲葉崎平原線道路受託事業安賀多橋上部工工事の請負契約について、議会の議決に付すべき契約に関する条例の規定に基づき、議会の議決に付するものであります。

以上、今回提案いたしました議案の概要について御説明いたしました。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。〔降壇〕

○坂口博美議長 知事の説明は終わりました。

◎ 代表質問

○坂口博美議長 ただいまから代表質問に入ります。

質問についての取り扱いは、お手元に配付の代表質問時間割のとおり取り運びます。〔巻末参照〕

質問の通告がありますので、順次発言を許します。まず、自由民主党、中村幸一議員。

○中村幸一議員〔登壇〕（拍手） 皆さん、おはようございます。自民党の中村幸一であります。自民党を代表して、ただいまから代表質問をさせていただきます。

まずは、知事、教育長にお礼を申し上げたいと思います。第1は、泉ヶ丘高校に中高一貫教育校が平成22年4月に開校することになったこととあります。五ヶ瀬の中高一貫教育校ができたときに、私も都城あるいは県南の議員は、こぞって、県南にも中高一貫教育校をつくるべきということを申し上げておりました。おくれげながら、やっと取り上げていただきましたことに感謝申し上げたいと思います。

それから、特別支援学校高等部設置事業であ

ります。知事や教育長に、お母さん方あるいは父兄の皆さんと何回となく陳情にお伺いをいたしました。父兄の、お母さん方の切実な願いを早速実現していただき、22年度から、みなみのかぜ支援学校、都城きりしま小林支援学校、日向ひまわり支援学校、児湯るびなす支援学校と、順次高等部を設置することになりました。スピード感を持って対処していただいたことに厚く御礼を申し上げる次第であります。きょうはまた、ここで見ますと、支援学校の皆さん方もお見えになっております。心からお喜びのことと思います。

通告に従い、順次質問をさせていただきます。

初めに、知事の政治姿勢についてであります。

さて、アメリカでは1月20日、民主党のオバマさんが44代アメリカ大統領に就任されました。昨年11月定例議会の一般質問で私は、アメリカの民主党政権下では、日本は、過去、本当に理不尽な目に遭ってきているということを示し上げました。さて、オバマ政権は今後、対日外交をどのようなスタンスで来るのか、非常に気にかかります。今月16、17日、クリントン長官が世界の中で一番最初に我が日本にやってきました。オバマ大統領と選挙戦を戦っているときの厳しい顔と違って、あの柔和な顔を見ましたときに、クリントンさんのしたたかさ、アメリカ外交のしたたかさを強く感じたところでありました。私は、クリントン長官が夫である元大統領のように頭越しの中国外交をせずに、まず日本に来たということ、そして24日に麻生総理大臣とオバマさんとの会見をセットしたということは、これは容易ならぬことになったなと思ったところでもあります。このようなお

土産を持ってきて、麻生総理と会わせて上で応分の対価を払わせるんじゃないかならうかと思ったことでありました。この辺まで書いておいて、まさしく、そのとおりでありました。日本側からはアメリカと重層的な関係を築くということと、アフガニスタン、パキスタンについては応分の支援をしてほしいということでありました。特にアフガニスタンにつきましては、インフラの整備等もやっていただきたいということをおバマさんが言っております。日本のお人よし外交、また、のうてんきな外交で、したたかにアメリカが圧力をかけてくるのではないかなというふうな気がしております。知事はアメリカのおバマ政権に対してどのように感じていらっしゃるか、まず伺いをいたしておきます。

先日、ある家庭を訪問したところ、後でお見せしますが、山中貞則先生の「ことだま」という小冊子が飾ってありました。山中先生は25歳で鹿児島県議、6年後、31歳で衆議院議員に当選された方で、大臣経験とともに、税制調査会最高顧問として有名でありました。また、消費税導入も山中先生でありました。病に倒れなければ当然総理になっておられたでしょう。平成3年の後援会——平成3年といいますと、ちょうど私が県議に当選したときであります——そのときに、このようなことが後援会誌の冒頭のところに書いてあります。「さて、現在の日本の政界の状態を何とお考えでしょうか。はっきり言って、何とだらしのない姿であるか。「このばかども」と大声で叫びたい。「政治は最高の道徳である」と私は言い続けている。このまま推移すれば、自民党の国会議員たちは、想像もできない、国民の厳しい鉄槌を受け、政権を失う羽目に至る」、こう書いてあります。平成3年でありますから、細川内閣に移行したと

き、そしてこのとき、今の事態までも予見されていたのではないかなというふうに思うわけがあります。また、息子さんがいらっしゃったんですが、自分の息子に禅譲せずに、後継者を指名してこの世を去られました。

今、日本の国会の様相は目を覆うものがあります。日本人のために、日本の国のために、日本をどうすべきか論ずることなく、ただただ政権交代だけの賛成反対、本当に嘆かわしい限りであります。策を打とうにも打てない状況にあります。今すぐ手を打たなければならないこともあります。それすらできません。

例えば、無政府状態が続くアフリカ東部のソマリア海域周辺に海賊が出没して、2008年には前年比2.5倍の111件の海賊事件が起きました。日本関係の船舶も年間2,000隻がここを航行しております。まさしく日本の生命線であります。そして、2008年、日本の船舶3隻が被害に遭いました。現在、10カ国以上が国連の呼びかけによって軍艦等を派遣しているのでありますが、日本は、いまだに派遣に至っておりません。2月22日の新聞では、海賊行為への対処等に関する法案を3月上旬に国会に提出することになっております。新法では、保護の対象は日本の船舶はもとより外国船を含めた全船舶。正当防衛や緊急避難、海賊行為を制止するために武器使用を容認する。集団的自衛権も容認されたわけでありまして。ごく当たり前のことが決まりそうではありますが、このような自国の国益を守るための行動に反対する、どこかの党首もおるわけありますから、何とこの国は狂っているのであろうかとしか言いようがありません。2世、3世の坊ちゃん政治家が本当に日本をおかしくしているのではないか、このように思います。現在の国政について、知事はどのような

見解をお持ちか、お伺いをしたいと思います。

知事が4年の任期を折り返されました。全国に宮崎をアピールした効果は、まことに大であります。今後は、この宮崎ブームを一過性で終わらせず、定着させることが重要であります。知事は定例記者会見などの場で、任期3年目を起承転結の「転」と位置づけて県政運営を行うという旨の発言をされました。「転」という言葉を聞くと、まさか転身の「転」、またぞろ国政への「転」じゃないかと勘ぐってしまいます。11月定例議会で私は知事に、「チャンスがあれば県民に説明責任をして国政に行けばいいじゃないですか」、このように申し上げました。しかし、これは今回、取り下げたいと思います。なぜならば、今度解散が行われ、どのような政権になるかわかりませんが、短命であるでしょう。安保問題、普天間基地、消費税、このようなことが噴出したら、まさしく新しい政権は一発で吹っ飛ぶでしょう。政界再編が行われたときに、チャンスが知事にめぐってくると思うので、今はひたすらに県政に打ち込み、転身でなく、宮崎県を好転させるの「転」にしてほしいと思いますが、知事の見解をお聞かせください。

次に、平成21年度の予算編成についてであります。

100年に一度と言われる世界的恐慌の中で、本県の雇用・経済対策等、景気対策重視の予算編成で8年ぶりの増額予算であります。一般会計5,625億3,800万円、雇用創出等の対策に新規・改善15事業に34億円を充てております。そして、財政課所管の4基金から240億円余を取り崩して、09年度末の基金残高が161億円余に減少することになる厳しい予算編成になっております。今回、代表質問でもあり、予算を丹念に調

査させていただきました。執行部の努力を高く評価するものであります。そこでお伺いしますが、一番腐心した予算の内容はどこであったか、知事にお尋ねをいたします。

以上、壇上からの質問を終わり、後は質問者席から質問させていただきます。(拍手)〔降壇〕

○知事(東国原英夫君)〔登壇〕 お答えいたします。

オバマ政権についてであります。不安定な世界秩序、世界的な金融危機と景気後退など、まさに問題山積、大変な難局にありまして、アメリカのみならず世界のかじ取りを担う困難さは、想像を絶するものであります。そうした中で、オバマ政権にあっては、当面の最優先課題である景気対策法案を成立させるなど、着実に取り組みを進めておられます。今後は、国際社会の平和と安定や、国際経済・金融システムの安定化等について、我が国に対し相応の役割分担を求めてくるのではないかと考えております。これから世界は多極化に向かうでしょうが、世界経済におけるアメリカの存在感は、まだまだ大きいものがあります。我が国経済、ひいては本県経済の回復を図る上でも、アメリカ経済の動向は大きな関心事でありますことから、オバマ大統領による政権運営に注目しているところであります。

続きまして、国政についてであります。現在の国政の状況は、国民不在、混迷のきわみにあり、国会の議論が膠着化している間に、景気や雇用はますます悪化している状況であります。各政党が、自己の利益やお互いの立場、メンツばかりを前面に出し、不毛な主張を繰り返している場合ではなく、また不適切な言動により、これ以上、政治に対する国民の期待を損ねては

ならないと考えております。国政を担う方々には、まじめに働く、誠実に暮らす国民のことをまず第一に考え、与党と野党の枠を超えて協力すべきは協力し合って、国政を進めていっていただきたいと思っております。

続きまして、起承転結の「転」についてであります。御案内のとおり、私は、本県を取り巻く厳しい現状を十分認識し、任期4年の折り返し点となることを、「転」の年と位置づけることといたしました。すなわち、今を「転機」ととらえ、旧態依然としたスタイルを「転換」し、山積する諸課題一つ一つが「好転」するよう、新たな展開を図ってまいりたいと考えております。これまでの2年間の経験の上に立ち、県民の皆様が希望の持てる、新しい宮崎の実現を目指して、引き続き、全力で取り組んでまいりたいと考えております。

予算編成についてであります。平成21年度予算の編成におきましては、雇用創出・就業支援対策などの4つの施策を中心に、重点的な措置を講ずることとしたところでありますが、その過程においては、やはり財政規律の保持との調和をいかに図るかという点が最重要課題でありました。収支不足額は、県税収入の落ち込みや社会保障関係費の増などにより、さらに拡大するなど、厳しい財政状況でありましたが、行財政改革大綱2007の財政改革プログラムに基づき、さらなる事務事業の見直しや歳入の確保等に取り組むなど、財源捻出に努めたところであります。結果として、財政調整のための基金から約240億円を取り崩しての予算編成となりましたが、現下の厳しい経済・雇用情勢への対応など、本県が直面する喫緊の課題に積極的に取り組むための予算を編成することができたものと考えております。〔降壇〕

○中村幸一議員 次に、雇用対策としてのワークシェアリングについてであります。

宮崎労働局の調査では、県内で昨年10月から今年3月までに失業または失業する見通しの非正規労働者数が1,530人にも上ると言われております。そのような中で、今、仕事を分け合って雇用を創出するワークシェアリングが各企業や労働団体で検討されております。また、橋下大阪府知事は、府と43市町村で、ワークシェアリングの導入によって職員の残業時間を短縮し、不要になった残業手当を新規雇用約4,000人分の財源に充てるということを提案されています。雇用の確保を図るとともに、企業に対してもワークシェアリングを進めるように指導する考えはないか、商工観光労働部長にお伺いをいたします。

○商工観光労働部長（高山幹男君） ただいま御質問ございましたように、本県の雇用情勢は非常に厳しい状況にございまして、働く場の確保とか就業支援の対策が急務となっております。このため県といたしましては、宮崎労働局と共同で、雇用確保につきまして事業主団体に要請を行いますとともに、助成率等の拡充されました雇用調整助成金の積極的な活用につきまして周知を図るなど、働く場の確保や就業支援に努めているところでございます。

ワークシェアリングにつきましては、雇用の維持創出の観点から、有効な手法の一つであると言われておりますけれども、労使双方の理解と合意が不可欠であるということなど、さまざまな議論が国レベルにおいてなされているところであります。県といたしましては、今回提案いたしております、ふるさと雇用再生特別基金等を活用して、新たな雇用創出に努めますとともに、宮崎労働局と十分連携しまして、安定し

た雇用の確保が図られるように努めてまいりたいと考えております。

○中村幸一議員 次に、地方分権、道州制を踏まえた地域振興についてであります。

道州制ビジョン懇談会では、おおむね10年後に道州制の導入を目指すという中間報告を発表し、平成21年度中に最終報告を取りまとめる予定と聞いております。知事は、先日宮崎市で開催された道州制シンポジウムで対談された折、

「140年前に実施した廃藩置県の面積と人口割りは、人馬が動く距離、時間というものが物差しになった」と言われておりました。「情報や交通の高度化、高速化が飛躍的に発展した現在にはそぐわない。この統治システムは変えなければ日本は衰退する。霞が関が司令塔では地域のニーズにこたえることはできない」とおっしゃいました。私もそのとおりだと思います。明治維新後140年過ぎた中央集権国家の役割は終わった。今や我が国を取り巻く環境は大きく変わり、柔軟性を欠き、制度疲労を起こしております。明治維新の廃藩置県に匹敵する廃県置州とも言うべき道州制を導入し、今後、地方でできることは地方がやる。国は外交や防衛などの仕事に専念する。知事も、就任以来、足かせ手かせのがんじがらめで、知事とはこんなはずではなかったと、違和感を感じておられるのではないかと思います。知事は地方分権や道州制についてどのように考えておられるか、基本的認識についてお伺いをいたしておきます。

○知事（東国原英夫君） 今、国民の間に蔓延する閉塞感を打破するためには、この国のあり方を根本的に見直す大きな変化が必要ではないかと考えております。現在の中央集権的な体制では、例えば福祉施設の設置基準一つをとって、入所者1人当たり床面積から廊下の幅

に至るまで、国が一律の基準を設定して、事細かに口を出している現状にあるなど、地方は中央に、法的にも制度的にもがんじがらめにされており、自由な発想に基づく施策展開が難しい状況にあります。やはり住民に身近な行政サービスというのは住民の手の届くところで意思決定され、住民目線で実施されるべきであり、したがって、地方分権は、必要ではなく、必然であると考えております。このようなことから私は、中央集権から地方主権にパラダイムシフトすることで、地方にも可能性や、夢・希望といったものが出てくるのではないかと考えており、道州制につきましても、地方分権の最終形と認識し、行政権と立法権と財政権の3つの権限を兼ね備えた、いわゆる完全自治体たる地方政府を確立する必要があると考えております。

○中村幸一議員 定住自立圏構想に対する県の考え方についてお伺いいたします。

国においては、市町村の枠を超えた、より広い圏域の中で、拠点として役割を担う中心市と周辺市町村の相互連携により、必要なサービスを補完し合うことを目指す定住自立圏構想が示されました。中心市の取り組みに対する包括的財政措置、年間4,000万円程度、周辺市町村の取り組みに対する措置として約1,000万円程度が示され、先行実施団体として本県から、都城市の広域医療体制の整備と道路整備、延岡市の地域医療の充実等々、日向市の工業団地造成等々の取り組みが指定されております。県として、この3地域と周辺地域を支援していかなければならないと思いますが、どのような支援策をお持ちか、知事にお尋ねいたします。

○知事（東国原英夫君） 今後、少子高齢化や人口減少が進むことによりまして、市町村単体では、住民サービスの提供や社会の活力の維持

が困難になっていくことが予想され、特に医療や産業振興等については、広域的な対応がますます必要になってまいります。このような課題に対応するため、広域的な圏域の中で、中心市と周辺市町村との連携により必要なサービスを補完し合う仕組みとして、定住自立圏構想が打ち出されましたが、本県では、都城市、延岡市、日向市が先行実施団体に選定され、現在、連携の内容等について検討が進められているところであります。この先行実施団体と周辺市町村に対する国の支援については、昨年末に特別交付税による財政措置等が示されましたが、県としましても、中心市の機能や広域的な連携のあり方について、市内の研究会を立ち上げ、検討を行っているところであり、国の動向にも留意しながら、市町村に対して必要な助言を行うなど、引き続き市町村の取り組みを支援してまいりたいと考えております。

○中村幸一議員 3市が先行実施団体に選定されたわけでありましたが、この3市に予算を投下して周辺の市町村も整備しておかないと、道州制になって、気がついてみれば、宮崎県の周辺都市だけが取り残されておった、そういうことになりかねないと思います。先ほどの答弁で知事は、必要な助言等を行うような支援をしてまいりたいということでありましたが、助言は要りません。助言されたって、市町村にちゃんと考えはあるわけですから、助言などしないで、金を下さい。3市とその周辺に、1市5億円ぐらいずつ配分して、その周辺地域を整備し直す、このようなことを考えていかなければならないと思います。多分、その予算措置はどうされますかとおっしゃるでしょうが、公社等の見直しをすれば15億円ぐらいの金は出てくると、私は思います。拠点都市構想のときのような支

援策を講じることはできないか、知事に再度伺いたいと思います。

○知事(東国原英夫君) 定住自立圏構想につきましては、現在、先行実施団体において周辺市町村との連携の内容等について検討が進められているところであります。広域的な連携による自立した地域の確立というのは、今後の県づくりを考える上で重要なテーマになっておりますので、先行実施団体における検討状況を見ながら、県としてどのような支援ができるのか、検討してまいりたいと考えております。

○中村幸一議員 私が言っているのは、予算を出しなさいと。いわゆる道州制になったときに、ほかの県は全部、拠点都市ができておって、宮崎県だけほっておいて、基金がなくなるとかというようなことをやっておいたら、取り残されますよと言っているんです。金を出す気がありますかどうか、聞いております。

○知事(東国原英夫君) どのような内容の検討課題があるのか、そして定住自立圏がどのようなまちづくり、地域づくりをされていくのかなども随時勘案しながら、その予算については検討させていただきたいと思っております。

○中村幸一議員 3市とも、どういうことをやりたいということは決めておるわけですから。都城にすれば、医師会病院等の移転を行いたい、そのために金が要る、使い勝手のいい金を出してくれれば、それで都城を中心とするような、また延岡を中心とするような、そういうエリアの中で活性化した地域ができる、そういうことでありますから。これ以上は水かけ論になるでしょうから、ぜひ検討して、金を出していただくような手だてを考えていただきたい。要望しておきます。

次に、エコクリーンプラザみやぎき問題についてであります。

この問題については、1月14日、外部調査委員会の調査報告が発表されました。その後、環境整備公社では、2月3日に浸出水調整池の補強工事の入札を行い、着工に向けた準備が進められております。地元住民にも大きな迷惑をかけており、一日も早く安心・安全に解決しなければなりません。ただ、報道で知る限りでは、どうも宮崎市がこの問題に関して強硬な姿勢であり、費用負担についてもなかなか合意に達しない、このように危惧いたしております。宮崎市議会などでも、県の責任を追及すべきであるというような意見も出されたやに聞いております。確かに、県が施設を主導的に整備してきたことや、役職員を派遣したことなどの経緯はあります。責任の一端は当然県にもあるでしょう。しかしながら、実態を見ると、処理するごみの約95%は県央地区11市町村の一般廃棄物である。しかも、その8割以上は宮崎市のごみであります。言うまでもなく、法律上、一般廃棄物の処理は市町村の事務であります。今後、県はエコクリーンプラザみやぎき問題に対してどのような姿勢で臨むつもりなのか。公社のあるべき姿も含めて知事の見解を、この際、宮崎市にも聞こえるように、はっきりと示していただきたいと思っております。

○知事（東国原英夫君） 県では、地元の皆様の安全・安心を第一に考え、みずからがリーダーシップを発揮して、今回の問題解決に努めてきたところであります。その結果、浸出水調整池の補強工事に関しては、2月3日に入札が行われ、現在、着工に向けた準備が進められているところであり、今後、工事が円滑に行われるよう、県としても積極的に支援をすることとし

ております。また、工事費の負担割合に係る関係市町村との協議では、法的責任を明らかにした上で判断すべきとの声が多かったことから、最終的には裁判等の結果を踏まえて整理することとし、当面は、必要となる工事費を県と市町村で折半して立てかえることなどを議論しております。このほか、県では、さらなる真相究明や責任の所在の明確化を図るため、環境整備公社が行う予定の民事訴訟に並行して刑事告発を行うとともに、当時在籍していた職員の行政処分も検討することとしております。

次に、公社のあるべき姿についてであります。外部調査委員会の調査報告書の中で、今後の公社のあり方について、責任の所在が明確で、効率的な組織体制の確立を図ること、安定的な経営が可能な財務体質の強化を図ること、開かれた公社、信頼される公社としての再生を図ることとの提言がなされております。これを受けて、公社のほうでは、ごみ処理の実態に即して関係市町村中心の理事会構成に改める意向であり、今後、組織のあり方についても抜本的な検討がなされる予定であります。県といたしましても、エコプラザにおける廃棄物処理の現状や関係法令等に基づき、県と市町村の役割分担を明確にする必要があると考えており、今後、一部事務組合方式などを含めてどのような組織体制にすべきであるか、公社や市町村等と十分協議してまいりたいと考えております。

○中村幸一議員 刑事告発に関してですが、県、それから周辺市町村は刑事告発すべきと言っているわけです。津村宮崎市長は、新聞・テレビ等を見てもかたくなに反対しておりますが、どういう意味があるとお考えですか。

○知事（東国原英夫君） その意味については理解しかねるところでございます。

○中村幸一議員 私も理解しかねているから聞いたわけではありますが、大体どういうことなのかということは、おわかりじゃないんでしょうか。

○知事(東国原英夫君) 私が推察するに、当時の重要書類等々が紛失し、この責任の所在の追求というのは非常に困難であり、真相究明が困難であるところに、市の職員の方たちが当事者として派遣されているわけですから、その方たちに、過失はあっても瑕疵はなかった、背任というのはなかったというようなことを先日の委員会で、津村市長はおっしゃっておられました。そういうことが理由ではないかと、私は予想しております。

○中村幸一議員 県も市もそうですが、身内に甘いようなことはいけないと、私は思っておりますから、十分に宮崎市にも申し入れをしながら、県警あたりとも相談していただきたいと思えます。

次に、災害等における物品、食料備蓄についてであります。

災害は忘れたころにやっけてまいります。以前、一般質問で、本県の災害時に備えた備蓄の問題についてお伺いいたしました。私の質問によって、その後、備蓄の問題もかなり改善していただいたものと思っております。そこで、福祉保健部長、現在、県が災害時に備えてどのような備蓄の方法をとっているか、また保存場所はどこなのか、物品の名称、数量、どれだけの人数の県民が何日ぐらい、災害が起こった場合に食べていけるのか、お示しをいただきたい。

○福祉保健部長(宮本 尊君) 県では、災害の際の応急的、一時的な救助に要する食料や寝具、衣類などの物資を、日本赤十字社宮崎県支部や出先事務所など、県内8カ所において備蓄

しております。具体的には、お湯を注ぐだけですぐ食べられるアルファ米や、パンの缶詰を合わせて約1万食のほか、飲料水については2リットルのペットボトルを約9,500本、寝具や衣類等を約1万4,000点など、計31品目の物資を備蓄しております。このうち食料については、例えば1,000人の被災者の方であれば、おおむね3日分に相当すると考えております。災害時の食料等の確保や輸送につきましては、民間の流通業者等関係機関との協定もなされているほか、市町村における備蓄体制も強化されてきておりますので、今後とも、県の備蓄とあわせ、これらの関係機関との連携を図りながら対処してまいりたいと考えております。

○中村幸一議員 今の答弁で、民間流通業者等関係機関との協定をされておると言われましたね。どういう民間業者との協定がされているのか、お示しをいただきたい。

○総務部長(山下健次君) 危機管理全般ということで、私のほうからお答え申し上げます。

現在、県におきましては、民間の各種の事業者40団体と、医療救護とかあるいは緊急輸送、こういった多方面の分野で応援協定を結んでいるところでございます。このうち、御指摘の食料品あるいは生活必需品等の物品につきましては、ローソン及び南九州ファミリーマートの2社との間で協定を締結しており、また飲料水の関係につきましては、南九州コカ・コーラボトリングなど4社との間で協定を締結しているところでございます。さらに、それぞれの市町村におきましては、地域のスーパーマーケットあるいは清涼飲料水の製造販売業者など、多くの民間事業者との協定の締結を進めているところでございます。

○中村幸一議員 いろんなところと協定をされ

ているわけですが、協定されているところも災害に遭うわけですから、それが確保できるかどうか非常に疑問なんです。そこで、例えば九州各県と色々な災害時の助け合いの協定、そういったものは結んでおられますか。

○総務部長（山下健次君） 災害時における九州各県との助け合いということで、平成7年に、九州・山口9県相互の間で、食料・飲料水及び生活必需品の提供あるいは職員の派遣、こういった6項目につきまして、広域の応援協定を締結しているところでございます。

○中村幸一議員 私も以前、それは聞いたことがありますので、再度、確認をさせていただきました。

障害者自立支援法についてお伺いいたします。

障害者自立支援法が施行されて3年以内に見直しを図るということでありました。障がい者などの福祉に関する他の法律の施行状況を踏まえ、発達障がい、難病等を含め、サービスを必要とするすべての障がい者が適切に利用できる普遍的な仕組みにするよう検討することや、就労の支援も含め、障がい者の生活の安定を図ることを目的とし、障がい者の所得の確保に係る施策のあり方を速やかに検討するということがありました。現在、国において検討が進められていると思いますが、見直しが検討されている重点事項を、福祉保健部長にお伺いしたいと思っております。

○福祉保健部長（宮本 尊君） 平成18年4月に施行された障害者自立支援法につきましては、法施行後3年をめどとして見直しを行うこととされておりまして、現在、国において検討されているところであります。具体的には、国の社会保障審議会障害者部会において、障がい

者にとってよりよい制度となるよう、障がい者の範囲、地域における自立した生活のための支援、利用者負担などが検討され、昨年12月に報告書が公表されました。その重点事項としましては、「発達障がいや高次脳機能障がいなどが法の対象に含まれることを明確にする。工賃倍増計画の推進などで障がい者の就労支援を推進する。利用者負担については、特別対策等軽減措置は4月以降も継続して実施していく」などとなっております。なお、現在国においては、この報告などをもとに法律改正の準備が進められていると聞いておりますので、県としましては、国の動向を注視しながら適切に対応してまいりたいと存じます。

○中村幸一議員 国において検討、見直しがされている真ただ中でありましょし、6月定例議会ぐらいには、はっきりするであろうと思っておりますから、またそのとき議論を重ねたいと思っております。そのとき、いらっしゃらないでしょうか。済みません。

就労支援については、部長がいつも答弁の中で、就労は非常に積極的に進めているというようなことをおっしゃいますが、皆さん方は追跡調査をやっていないんです。就労しても結局は、その職場の中であるいは雇用者の間で障がい者を疎外して、やめざるを得ない。そういった子供たちがほとんどなんです。やっぱり今からは、ちゃんと追跡調査してほしいと思うんですが、福祉保健部長、いかがですか。

○福祉保健部長（宮本 尊君） 障がい者の離職の実態について調査して、今後の職場定着の支援の充実につなげていくというのは、大変重要であると考えます。今後、障がい者福祉施設から就職した障がい者等につきまして、調査の実施を検討してまいりたいと考えております。

○中村幸一議員 関連して、障がい者の虐待についてお伺いいたしたいと思いますが、新聞・テレビ等でも、障がい者に対する虐待がよく出ております。出ておるのは氷山の一角であります。また、都城でも、女子の利用者に対していろいろわいせつな行為をしたとか、そういったこともありました。いろいろ調べてみますと、障がい者に対する、障がい者虐待防止法、こういったものが1県か2県、今、条例が制定されております。私は、障がい者虐待防止法、こういったものも条例制定すべきであると思いますが、部長の考え方をお聞かせください。

○福祉保健部長(宮本 尊君) 障がい者の虐待防止につきましては、先般、先ほど申し上げました国の社会保障審議会障害者部会の報告書に、障がい者の虐待防止法制について積極的に検討すべきと盛り込まれております。また、障害者権利条約の批准に向けまして、関係省庁において国内法の整備も別途検討されるなど、さまざまな動きが出てきておりますので、県としましては、国の動向に注視してまいりたいと存じます。

○中村幸一議員 福祉保健部長や県の皆さん方の努力をいただきながら、私は今度、5,000平米ぐらい寄附しまして、あと10日余りで661平米ぐらいの福祉作業所が完成いたします。非常に御努力をいただきました。そこでお尋ねですが、就労支援B型についてであります。御案内のとおり、B型は、就労経験があつて、年齢、体力面で雇用されることが難しくなった方や雇用に結びつかなかつた方に、就労の機会や生産活動の機会を与え、能力が向上した場合は就労に向けた支援を行う、こういうことであります。ただ、特別支援学校を卒業した利用者の皆さんが入ってくると、就労した経験がないとB型に入

れられないんです。B型を用意しているんですが、非常に困っています。ですから、こういったことについては、県も国のほうに、使い勝手が悪い法律だよということを申し入れをしていただくなり、積極的に働きかけていただきたいと思います。いかがでございましょうか。

○福祉保健部長(宮本 尊君) 特別支援学校の卒業生が就労継続支援B型事業を利用しようとする場合に、一たん就労移行支援事業あるいは就労継続支援A型事業を利用して、そのサービスが適当かどうか判断するためのアセスメントを経なければならないということになっております。国におきましては、アセスメントを特別支援学校の在学中に実施できるように、そのための経費を助成するというようにしてございまして、来年度から助成制度を始めるということとでございます。このことによりまして、特別支援学校の卒業生が在学中にアセスメントを受けて、卒業後はすぐに就労継続支援B型事業を利用できるようになるということになります。

○中村幸一議員 本当に助かります。ぜひそのようにお願いいたしたいと思います。

次は、物流問題と都城一志布志間高規格道路の整備についてであります。

私たち自民党県議団の総合農政調査会は、物流問題について、今年1月19日から21日まで東京、横浜、埼玉に視察に行きました。時間の関係で視察先ごとの説明はできませんが、大量輸送の中で貨物輸送を充実するとなると、整備に非常に初期投資がかかる。JR九州は当然のごとく、自分では出さないで、県や利用者に整備費を求めてくるであります。莫大な費用がかかるので、これは無理だと私は思いました。行き着く先は、やはり船舶とトラックの組み合わせによる大量輸送だと思います。そこで、現

在、東九州自動車道は、先日の報道によると、2013年度に延岡まで完了する予定でありました。1年早く完成するということが載っていました。あと、都城一志布志間の高規格道路を一日も早く完成させて、鹿児島県と協議をして志布志港を使う手もあります。それならば、大量で安定した荷が整うので、船会社と市場も安定供給を喜ぶのではないかと思います。今年度予算で宮崎県の3つの港湾整備が組まれています。細島港については、今後進出する中国木材、旭化成等の関係もあり、早急に整備しなければならぬと思いますが、それ以外の荷は、東九州自動車道と志布志高規格道路が完成すれば、延岡から志布志港まで2時間で行けます。そこで、まず初めに県土整備部長にお尋ねしますが、もう久しくなります都城一志布志間の地域高規格道路の整備状況について、全線開通するのはいつごろになるのか、お聞かせいただきたいと思ひます。

○**県土整備部長(山田康夫君)** 本路線につきましては、地域高規格道路として、国、鹿児島県と連携を図りながら整備を進めているところであります。最初に、県内の整備状況について御説明いたします。県内約21キロメートル区間のうち、都城インター―五十町間13.4キロメートルについては、国により施行中であります。このうち、特に平塚―五十町間1.9キロメートルにつきましては、早期供用に向けて整備中と伺っております。また、県が施行しております五十町―梅北間、約3.1キロメートルについては、平成22年度の供用を目標に重点的に整備を進めているところであります。残る鹿児島県境までの約5キロメートル区間につきましては、現在、計画路線でございますけれども、鹿児島県と連携を図りながら、調査区間指定に向けて手続を

進めているところであります。お尋ねの全線開通のめどについてであります。現在、来年度予算が国会で審議中でありまして、補助金と交付金を合わせた地方枠は前年度並みが確保されているものの、直轄事業費は前年度比マイナス12%と大幅に減少しており、来年度以降の予算確保が懸念されるところであります。県といたしましては、引き続き予算の確保に努め、全線開通に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

○**中村幸一議員** また、志布志港は九州唯一の中核国際港湾に指定されました。来月から、5万トン級の貨物船が接岸可能な多目的国際ターミナルも供用開始されます。いずれ道州制になれば、鹿児島も一緒、物流の拠点として志布志港でもいいのではないかと。物流問題の解決策として、志布志港の活用について知事にお伺いをいたします。

○**知事(東国原英夫君)** 本県産業の振興を図る上で、物流の効率化は大変重要な課題でありまして、長距離トラック輸送への依存度を下げ、低コスト、大量輸送が可能な海上輸送等へのモーダルシフトを推進していくことが必要かと考えております。このような中で、県内産業界からは、本県発の国内・国際航路の増便等による海上輸送の利便性向上が強く求められているところでありまして、そのためには、可能な限り県内港湾に貨物を集約する必要があると考えております。しかしながら、物流は、地理的条件はもとより、貨物の種類、出荷先、納品時間等、求められる輸送条件がさまざまでありますので、御質問のありました志布志港につきましても、南九州全体の物流という視点から、県内港湾との役割分担のもとで活用されていくものと考えております。

○坂口博美議長 関連質問の通告がありますので、質問を許可します。

なお、発言時間は主質問者の質問時間の範囲内となります。

十屋幸平議員。

○十屋幸平議員 今、中村議員から物流に関して御質問がありましたが、それに関連しまして、宮崎県の外貿の拠点港、そして九州の扇のかなめ論として、細島港の整備について知事にお伺いしたいと思います。

先ほどありましたように、中国木材が、細島1区工業団地に進出を計画されています。そしてまた、旭化成のハイポア工場も着々と建設が進み、来年4月あたりには完成するのではないかとされておりまして、一昨日、細島振興協議会の方々などと意見交換をさせていただきました。そこで出ましたのが幾つかあるんですけども、その一つが、東九州自動車道、九州横断自動車道延岡線が随時整備が進んでいる中で、大分県南部、それから熊本圏域の総合的な物流の核として、細島港の役割がだんだん重要性を増してくる。その中であって、先ほどから出ていますように、物流の外貿、内貿、そしてモーダルシフトの受け皿として、海上輸送の利用増と効率化の観点から、コンテナ船の大型化が進んでいる。そうしたときに、そういう方々が言われるのは、細島港の整備がおくれているということでありました。

そこで、知事にお伺いしたいんですが、扇のかなめ論についてどのように考えておられるのか。また、企業進出等に関して細島港の整備が必要であるというふうに思っておりますが、知事の見解をお伺いしたいと思います。

○知事(東国原英夫君) 細島港につきまして

は、九州の扇のかなめとして、国内の太平洋沿岸の主要な港湾を初め、東南アジア諸国とも連携しやすいなど、地理的に有利な条件を備えておりますことから、これまでも国際貿易の拠点港として整備を進めてまいりました。今後、東九州自動車道などの高速道路網の整備に伴いまして、細島港の重要性はますます高まるものと考えております。細島港につきましては、複数の企業進出の動きが見られますことから、今後は貨物量が伸びることも予想されます。このようなことから、既存施設の利用状況や今後の高速道路網の整備を踏まえた貨物の動向、企業ニーズを把握し、財政状況を勘案の上、細島港の整備について十分検討してまいりたいと考えております。

○十屋幸平議員 重要性は十分認識していただいておりますということで、きょう、この中に1冊、日本政策投資銀行というのが2004年の調査で出したものがあります。皆さんのお手元にも議場配付資料として、「細島港における2004年の年間効果」というので出させていただいております。大きな、日本の5大港の中では、投資効果、経済効果、雇用効果が調査されておりますが、日本の中での平均的なコンテナ取扱量の2万teu、これが細島として算定されたものをこの表にしております。わかりやすく言いますと、経済波及効果約85億円、雇用人口1,123人、そして県税約3億7,000万、市税約1億2,600万、約4億9,800万、これがデータとしてこちらのほうに、いろんな算式、係数をもとに出されております。そこで、先ほどからあります議論の中で、地方分権とか拠点都市、自立圏構想、国土交通省が言います国土形成の中でも基幹都市というのも出てまいります。そこで、県北の中核として延岡市全域に、日向市も含めてです

けれども、そういう構想があります。そういうことを考えるときに、ますます細島港の役割というのが重要性を増してくると思うんですが、先行投資ということで、岸壁等の整備を考えられないか、再度、知事にお伺いいたします。

○知事(東国原英夫君) 私といたしましても、細島港は、天然の良港として古くから海上交通の拠点として栄え、地域経済の振興には欠かすことのできない重要な港であると認識させていただいております。岸壁などの港湾施設の整備につきましては、先ほどもお答えいたしましたように、現在の利用状況や今後の貨物の需要予測、企業ニーズなどを検証し、今後さまざまな意見をお伺いしながら、十分検討してまいりたいと考えております。

○十屋幸平議員 知事は、「決断力」という本を出されました。私も読ませていただきました。いろんな投資をするときに、やはり決断力が大事だと思いますので、十分にいろんな意見を検討していただきながら、整備をしていただきたいということで要望させていただいて、私の関連質問を終わります。

○中村幸一議員 今、十屋議員から細島港について、いろいろ整備をしていただきたいという提案が出されました。どうかよろしくお伺いしたいと思います。

繰り返しになりますが、我々県南に住む者は、地元に戻りますと、高規格道路はどうなっているのかと、いつも言われるわけです。早期に完成していただきたいわけですが、国や関係機関に運動していただいておりますか、知事にお伺いをいたします。

○知事(東国原英夫君) 国と関係機関には要望させていただいているところでございます。

○中村幸一議員 志布志港の話をしました、

県南地域は特に食料基地でありまして、都城・北諸、小林・西諸も含めると、相当の荷が出ると思います。それをわざわざ遠いところに持っていく必要はないわけですから、志布志港を利用して、確実に市場に出せるような荷を鹿児島県と一体になって備えるということで、市場関係者との信頼関係もできるものと思いますので、よろしくお伺いしたいと思います。県南の畜産物等の飼料は、ほとんど志布志港から揚がってきております。そういうことを考えても、志布志港と宮崎県の関係は深いものがありますから、十分考慮していただきたいと思っております。

次に、入札制度の見直しについてであります。

本県の入札制度は、一般競争入札、総合評価方式の導入など、さまざまな制度を取り入れて現在に至っております。それでもなお、業界の皆さん方には不満が募るばかりであります。入札というのは、本来は県が一つ一つ積み上げるものでありますから、100%で落札して100%でやったときに初めて利益が出るものであります。これをオンブズマン等々から「おかしいじゃないか」とかいろいろ言われて、85%だの何だの決めておりますが、全くおかしい。ましてや測量コンサルタントは65%。私も測量屋の端くれでありまして、現在も現役の土地家屋調査士であります。仲間の皆さんがどんどん廃業していきます。どのようにこのことを考えているか、県土整備部長の見解をお聞かせください。

○県土整備部長(山田康夫君) 建設産業は、建設投資の大幅な減少や一般競争入札の拡大による競争性の高まりに加えまして、景気の急速な悪化により、極めて厳しい経営環境に直面し

ていることは十分認識をいたしております。このような状況を踏まえまして、県といたしましては、入札・契約制度について随時見直しを行ってきております。特に本年度は、昨年10月から予定価格の事後公表の試行を開始するとともに、本年1月から、入札参加企業の所在地や地域貢献などを評価する本県独自の地域企業育成型の総合評価落札方式を創設したところであります。

また、さきの臨時県議会で、県民生活に直結する事業など公共事業費約40億円の増額補正を行い、その執行に当たりまして、入札手続の短縮等による早期発注や、受注機会の確保等のための従来以上の混合入札の実施、また地域企業や県内企業がより受注しやすいよう、地域企業育成型の適用拡大等に取り組むなど、補正予算の趣旨が最大限生かされるよう努めているところであります。今後とも、厳しい経営状況に置かれている建設産業の実情に応じたきめ細やかな支援に努めますとともに、入札・契約制度についても、引き続き制度の検証と見直しを行ってまいりたいと考えております。

○中村幸一議員 自民党では、昨年7月15日ではありますが、入札・契約制度の早期改善を求める申し入れを知事に対して行いました。内容は、最低制限価格を入札予定価格の90%以上とすること、入札予定価格は事後公表とすること、災害や緊急時への対応など地域に密着して貢献度の高い地元建設業者が受注しやすい環境をつくることを、知事に申し入れをいたしました。長崎県においては2月から、建設業者の過当競争による経営悪化を防ぐために、予定価格の約85%で設定しておった最低制限価格を最大90%まで引き上げたそうであります。県内の建設業者の大半を占める中小企業の経営改善、

雇用確保のためにも、最低制限価格を入札予定価格の90%以上とすべきであります。知事の見解を求めます。

○知事(東国原英夫君) 最低制限価格は、個別の契約ごとに請負契約の内容に適合した履行を確保するために必要となる最低限の価格を設定しているところであります。しかしながら、建設投資の大幅な減少や、一般競争入札の導入による競争性の高まりにより、最低制限価格付近での受注が多くなり、工事の品質確保や、健全かつ継続的な企業経営に支障が生じることが懸念されているところであります。このため、受注工事のコスト調査を実施し、一昨年10月に最低制限価格を引き上げたところであり、全国的には遜色のない水準となっておりますが、昨今の経済情勢等により、会社の経営は非常に厳しい状況にあると認識しておりますので、国や他県の状況も見ながら、どのような対応ができるのか、引き続き検討してまいりたいと考えております。

○中村幸一議員 知事の答弁にしては物足りない。知事が、国や他県の状況を見ながらと言うのはおかしいと思います。知事は、他県の知事と比べると、知事の皆さん方のリーダーなんです。他県のことを気にする必要はない。国を気にする必要はない。自分の考えで、宮崎県は90%にすべきと思ったら90%にされればいい。なぜかという、宮崎県の鋼材等の価格は、福岡で受注した業者よりか高くつくんです。御存じですね。宮崎県の業者は、それ以上に金を出して資材を買っていますから高くつく。そういったことを踏まえると、何ですか、他県の業者とか国がやることを見ながらというのは。90%にするように、ちゃんとここで言ってください。そうしたら、県民は本当に喜びますよ、やはり

東国原知事だと。どうですか。

○知事（東国原英夫君） 建設投資の大幅な減少とか一般競争入札の導入による競争性の高まりに加えまして、昨今の経済情勢等により建設関連産業が厳しい状況にあることは、十分に認識しておるところであります。このため、最低制限価格の見直しにつきましては、先ほどもお答えしましたとおり、どのような対応ができるか、引き続き検討してまいりたいと考えております。

○中村幸一議員 今、知事がここで、「中村議員が言うとおりのだ。90%にしましょう」と言ったら、また県民の支持率はウナギ登りに上ったのであろうと残念であります。もう一遍どうでしょうか。やっぱり改めませんか。

○知事（東国原英夫君） お言葉でございますが、私は支持率を上げるために政治をやっているわけではございませんので、どのような対応ができるのか、十分検討してまいりたいと思います。

○中村幸一議員 支持率を上げるために政治をやっているんじゃないありません。私も、県民にこびを売るために県議をやっているわけではありませぬので、その辺は御理解いただきたいと思っております。また、ゆっくり話しましょう。

部長、測量コンサルタント65%、何で65%なんですか。

○県土整備部長（山田康夫君） 最低制限価格の設定につきましては、従来、工事または製造の請負に限られておりましたが、地方自治法施行令の改正によりまして、平成14年3月から測量・建設コンサルタント業務等にも設定できることとなったところであります。このため、建設関連業務における落札率の著しい低下状況を踏まえまして、その設定の適否を検討するため

に、一昨年7月に受注業者を対象にコスト調査を実施いたしました。その結果を踏まえまして、国あるいは他県の状況も見ながら、契約の内容に適合した履行を確保するための最低限の価格として、宮崎県としては予定価格の60%以上ということで設定をしたものでございます。

○中村幸一議員 全然わからないんです、それが。測量業というのは——私も測量屋ですが——今は機械も非常に高額になりました。GPS付きのトランシットは高いんです。そして、夏、暑いときは、炎天下で照り返しを受けながら汗水流して仕事をやっています。そしてまた、冬になると木枯らしが吹いて、トランシットのねじを回せないような状況の中で仕事をやっているんです。この建物や道路や、全部つくるのは測量がもとじゃないですか。その測量に対して余りにもひどい。私は、やはり建設、土木と同じレベルにしないといけないと思います。余りにも測量コンサルタントをばかにしている。私は、測量屋として本当に怒りを覚えています。今言っても、また同じことをおっしゃるでしょうから言いませんが、どうかひとつ今後、検討していただきたいと思っております。

次に、教育問題についてであります。3点、教育長にお伺いします。

元来、給食というものは、戦後、子供たちが食料難で食えない時代に、子供たちに食料を供給するために始まったものであります。本来の目的は終わったと私は思っております。しかしながら、共稼ぎの家庭等もあり、現在の給食のあり方が当たり前になっております。

以前、私は、ある本で、長野県上田市の前教育委員長の犬塚貢さんとジャーナリストの櫻井よしこさんが対談された記事を目にしました。犬塚さんは中学校の校長先生で、その中学校に

赴任されたときには、非行ではなく、まさしく犯罪が行われておった荒れた学校だったそうですが、今は非行ゼロ、学力も上がってきた。授業を楽しくしたりする努力もさることながら、すべてを米飯給食に切りかえたことがこれにつながった、こういう対談が載っておりました。

また、1月21日、文科省から、全国の国公立、私立に通う小学5年生、中学2年生の155万人に対する全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果の発表がなされました。御存じのとおりと思いますが、宮崎県は、小学校5年生男子が6位、中学2年生の男子が6位で、女子も小学校5年生が13位、中学2年生が14位という好成績をおさめたところであります。小中とも上位の福井、秋田は、全国学力テストでもトップの成績だと言われております。また、「朝飯を食べるか」という問いに対して、両県とも高い数値を示しておる。文科省におきましては、規則正しい生活が文武両道に結びついているという見解を示しています。

全然関係ありませんが、以前、何かの本で読んだことですが、明治時代に日本に来た外国人が人力車に乗ったそうであります。長い距離を、外国人を乗せた人力車の車夫は物すごいスタミナで走り回った。何を食べたらこんなにスタミナがあるんだろうなということで、調べようと思った。外国人は、自分たちが食している、いわゆる欧米並みの食事を与えたそうです。肉類等ですね。ところが、たちまちスタミナが切れて走れなくなった。日本の御飯とみそ汁を食べさせたところ、またスタミナを取り戻して元気になった。こういう本を読んだことがあります。それから考えると、日本人は、やはり米が主食の人種だと思えます。

そこで、学校の給食をすべて米飯給食に切り

かえてはいかがでしょうか。また、食料自給率を上げる意味も含めて、米飯給食を実施する。そして、週に何日間は、自宅から弁当に御飯だけ詰めて、おかずだけ給食にする。なぜかという、親は責任がないから。少しは親にも責任を持たせるような施策を展開したらどうかと思いますが、教育長にお伺いいたします。

○教育長（渡辺義人君） まず、学校給食の現状として申し上げますと、文部科学省が行いました平成19年度の米飯給食実施状況調査によりますと、本県の米飯給食の回数は週3.2回で、全国平均の3.0回を上回っているところであります。県教育委員会といたしましては、米飯給食は、児童生徒が日本の伝統的食習慣を学び、また本県の基幹産業であります農業や生産者の思いを身近に感じるという教育的な意義もありますことから、関係機関等とも連携を図りながら、その促進に努めてまいりたいと考えております。なお、弁当に御飯だけといいたいでしょうか、そういった給食についてどのような給食の実施をするかということについては、給食の実施主体であります市町村なり学校の主体的な判断にゆだねることが適当ではないかと考えております。以上です。

○中村幸一議員 米飯給食については、市立小中学校ですからそうでしょうけど、教育長が米飯給食がいいなというようなことで講演されれば、右へ倣えになるんです。教育長がいろんな学校を訪問されると、天皇陛下が来られたような感じでみんなが迎えるじゃないですか。そう考えると、あなたの影響力というのは物すごく強いんです。ひとつ、ぜひやっていただきたいと思えます。

次に、モンスターチャイルドレン対策についてであります。11月定例議会でモンスターペアレン

トについて、教育長、教育委員長からお答えをいただきました。今年1月28日の毎日新聞の「先生」という欄に、このような記事が書かれていました。

岐阜県の女性教員、定年まであと8年、心が折れてしまった。中学1年生を受け持ったが、授業中の私語は当たり前。席を立ち、ノートの切れ端を投げ合って遊び出す。女子生徒2人を呼び出し、頭ごなしに怒っても効果はないと、目を見詰め、論すように話しかけた。2人とも顔を見合わせ、くすくす笑い始めた。「どうしたの」と尋ねても返事はない。この子たちの心には響かない。帰宅して家族に告げた、もうやめてもいいよねと。ベテラン教員が定年を前に学校を去っていった。

腹が立ったでしょうね。悲しかったでしょう。モンスターチルドレン、この子の親がまたとんでもない親だろうと推察されます。モンスターチルドレン対策はどのように取り組みをされているか、お聞かせをいただきたい。

○教育長（渡辺義人君） ただいまの質問にお答えする前に、教育長の影響力というお話が先ほどありましたけれども、私は、朝御飯とみそ汁を毎日とっておりまして、そういうことでお答えにかえさせていただきたいと思います。

ただいまの質問でありますけれども、モンスターチルドレンという言葉は、多分、定義的にはなかろうかと思っておりますけれども、私なりに解釈をいたしまして、学校において支援や指導を要する子供たちへの対応ということでお答えをさせていただきたいと思っております。それぞれの子供たちに対しましては、発達段階や子供たちを取り巻く環境などを的確に把握して行う必要があるというふうに考えております。各学校とも、このことを基本にいたしまして、校長を中

心として組織的に対応いたしておりますが、指導が困難であったり、多様な支援が求められたりするなど、専門的なサポートが必要な場合には、児童相談所や警察など、関係機関とも連携を図りながら対応しているところであります。以上です。

○中村幸一議員 私は、小さいころ、写真を見ると非常にかわいかったんですね。小学校3年生、4年生のころ、物すごく殴られました。あるとき、殴られながら先生の目を見たら、憎悪のまなざしで殴っておりましたので、これは殺されると思いました。だから、わざと倒れました。それで難を逃れたんですが、このように昔は殴られていました。このような殴り方は絶対いけません。だけど、人間といえども動物であります。動物を調教するには、やはりむちが必要なんです。だから、むちの使い方を考えなくちゃいけない。以前、萩原議員と知事とのやりとりで、げんこつ条例だったかの話がありましたね。愛のむちは、絶対跡形を残さず、そして相手に痛みを与えず——そのような殴り方があるんです。私は知っていますけれども、これは聞いたらいけませんね。あなたが答えて問題が大きくなったらいけませんので、答えは要りません。私は、殴る。そういう殴り方があるんです。非常に今の先生はかわいそうであります。教育委員会はずいぶん、モンスターチルドレン等がありましたら、親が言ってきたときは、教育委員会がかばってやる、そういうような姿勢を貫いていただきたい、このように思います。

それから、臨時講師についてであります。今、新聞・テレビを見ると、派遣労働者切り捨ての記事が出ない日はありません。教育委員会も全く同じことをやっていることに気がつかれておりませんか。今まで幾多の先生たちが、先

生になれなくて、泣きながら志半ばでやめていったでしょうか。教員の1.5割ぐらいは臨時講師であります。私の近所にも、大学を卒業して10年ぐらい臨時講師で勤務している先生がいらっしゃる。物すごくいい男です。また、親御さんも物すごくいい人です。人間性がいい。勉強しても、なかなか教員採用試験に合格しないんです。勉強する暇がない。なぜかという、臨時雇用なのに部活の顧問をさせられている。私の知っている範囲でも、空手部の顧問をしていました。ソフト部の顧問もしておりました。野球等の顧問もしておりました。これらを見ると、勉強できるはずがない。ですから、この先生たちは年をとり、ほかに就職はできません。切り捨て、派遣より厳しいんじゃないかなというふうに私は思いますが、教育長はこのことに関してどのように考えていらっしゃるか、お伺いいたします。

○教育長（渡辺義人君） 臨時的任用講師は、育児休業や傷病休暇等を取得している職員の補充や、児童生徒数の減少により、今後の学校の統廃合、学級減が見込まれることへの対応などのために任用しているところであります。平成20年4月1日現在、小・中・県立学校で1,050名を任用しておりますが、学校を支える貴重な戦力として活躍していただき、本県教育の一翼を担っていただいているところであります。これらの臨時的任用講師のうち、一定の経験年数を持つ者につきましては、平成19年度の教員採用選考試験から試験の一部を免除しているところであります。また、臨時的任用講師を含む多くの方々の受験に関する機会の拡充を図るために、すべての受験区分において年齢制限を41歳未満に緩和しているところであります。なお、臨時的任用講師の給与等の勤務条件につきまし

ては、正規職員との均衡を考慮した取り扱いをするなど、従来から改善に努めているところでございます。以上です。

○中村幸一議員 今、教育長が答弁されたいろんな改善案は十分知っています。私どもも、一般質問なりで何回かこの改善問題については申し上げました。それをいろいろと採用していただいた、これも事実であります。しかし、今、1,050名の臨時講師がいるということですが、これは言葉は悪いですが、1,050名の派遣労働者を抱えるのと同じです。私が言うのは、結婚して子供もいるような臨時講師の首を切らないでほしいということです。20代の若い人には、おまえは教員に向かないんじゃないか、別な道に進んだほうがいいんじゃないかということもありません。しかし、35～36歳になって、子供もできた臨時講師に、やめなさいと。どこに仕事に行くんですかと私は言っているんです。そのような身分保障ができるシステムをつくれませんか、聞いております。

昔、臨時講師で、すばらしい先生がいらっしゃいました。泣きながら教壇を去られたわけです。年齢制限がありましたから……。最近、偶然見たんです。何をされていたか。工事現場の赤い棒を持って信号の誘導をされておりました。かわいそうですよ。私は、このような先生方に、正規になれない先生方に何らかの手を差し伸べてほしい。もう一度、教育長の見解をお聞きしたい。

○教育長（渡辺義人君） 臨時的任用講師は、先ほどお答えいたしましたように、育児休業等を取得する職員の補充等の臨時的な職に、地方公務員法の規定に基づきまして、12カ月を超えない期間で任用しているものであります。ただいま議員のほうから、いろいろと実情等につい

てお話がございましたけれども、制度的にそのようなことになっておりますので、それに従って任用を行っているところでありますので、御理解をいただきたいと存じます。県の教育委員会におきましては、臨時的任用講師等の登録制度を設けまして、各学校に対して、必要とする臨時的任用講師の希望者の情報を提供しております。希望者にとっても、任用の機会の増加につながっているのではないかとこのように考えております。以上です。

○中村幸一議員 教育長は心優しい人ですから、きっとまた、そういういい案をつくっていただけるものと期待をしながら、これは終わります。

次に、宮崎版グリーン・ニューディール政策についてであります。

アメリカのオバマ大統領は、経済立て直しの切り札に、再生可能エネルギー産業の拡大を雇用創出に結びつけるグリーン・ニューディール政策を掲げております。御案内のとおり、グリーン・ニューディールとは、再生可能エネルギー分野に今後10年で1,500億ドルを投資し、500万人もの雇用を創出して景気回復を図ろうというものであります。太陽光発電、風力発電の生産量の倍増や、ハイブリッド車の普及、住宅への省エネ設備の導入などです。さらに、先日、日本版グリーン・ニューディール構想が発表されました。今後5年間で環境関連産業の市場規模を100兆円にする目標を軸に、3月をめぐりに具体策がまとめられるということでもあります。現段階では、自治体の温暖化対策基金の拡充や、公共設備への省エネ設備導入支援、消費者への省エネ製品の購入支援などが候補に挙げられております。太陽と緑の国、本県においても、宮崎版グリーン・ニューディール政策を考

えるべきと思いますが、知事の見解をお聞かせいただきたいと思っております。

○知事(東国原英夫君) 今後の経済発展を考えていく上で、環境問題、特に温暖化対策や脱石油化への対応は避けて通れない重要課題であることから、アメリカのオバマ大統領は、グリーン・ニューディール政策を打ち出しております。我が国においても、新エネルギーの導入等を進めるための取り組みが強化されてきております。このような中、本県におきましても、21年度の重点施策として環境エネルギー対策を掲げ、太陽光発電の推進やバイオマス資源の活用、代替エネルギーの転換支援など、本県の地域特性を生かした対策に積極的に取り組むこととしております。この中で、特に太陽光発電につきましては、本県の優位性を生かしながら、他県に先駆けた取り組みを行うことにより、我が国におけるフロントランナーとして、本県が、製造から発電、そして活用まで三拍子そろった太陽光発電の拠点となることができると考えております。このような思いから私は、来年度からの太陽光発電の取り組みを「みやざきソーラーフロンティア構想」として位置づけたところであり、メガソーラーの立地や住宅用設備の普及、太陽電池関連産業の集積などに積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

○中村幸一議員 よろしく申し上げます。

私ども自民党会派では、いろんなプロジェクトチームが条例をつくらうということで、今4つあります。1つは、当会派では、県の出資法人等へのかかわり方の基本的な事項を定めた出資法人関与条例の制定を検討いたしております。これは、当局も一緒になって改革を進めていってほしいと思っておりますが、先ほど申し上げ

げましたように、拠点都市3つに5億円ずつ渡して15億円。こういう改革をやると、必ずそのぐらい出てくるというふうに思っていますので、一緒になって条例づくりをやっていきたいと思えます。もちろん自民党だけではできませんので、ちゃんと各会派にお示しをしたいと思っておりますから、またお力添えいただきたいと思えます。現在の公社等改革の進捗状況を含め、見解を賜りたいと思えます。

○総務部長(山下健次君) まず、現況でございますが、県出資の公社等の改革につきましては、平成15年度に策定いたしました公社等の改革指針に基づき、各公社ごとに改革の方向性と実施工程を定めて取り組んでいるところでございます。その結果といたしまして、15年度から20年度までの5年間に、公社等の数は63法人から50法人、20%強の減、さらに県職員の派遣数は183人から89人、これは50%強の減、さらに県の財政支出額は166億円から115億円、これは30%強の減という状況になっております。しかしながら、本県財政が一段と厳しさを増し、あるいは公社等を取り巻く環境が悪化している状況も踏まえまして、また来年度が現行指針の最終年度でありますことから、公社等の役割や県の関与のあり方などを改めて見直す必要があると考えております。このため、県といたしましては、今後、県議会の御意見もいただきまして、なお一層の改革を図ってまいりたいと考えております。

○中村幸一議員 議会と一緒に、これは積極的に取り組んでいきたいと思えます。

私が1期生か2期生のころでした。そのころは若かったものですから、この公社等改革に取り組もうとしたら、部長さんがお見えになりまして、「中村先生、それは非常に危ないんじゃない

ですか」等々言われまして、断念した経緯があります。私も大分、年をとりました。今、知事を初め執行部の皆さんで私より年上はいない。そういった意味では、シャイな私がこうしていろいろ発言できるということで、年をとるのもまんざら悪いものじゃないなど。公社等の関係に物が言えなかった男が、こうして堂々と公社等の条例づくりの話ができるということは、本当に「年輪力」だというふうに私は思っております。

次に、イベントの誘致についてであります。

県は今まで、いろんなイベントを誘致してきました。平成になってからも、平成4年の全国高校総体、平成5年の第10回世界ベテランズ陸上競技選手権大会等、今まで9回のイベントを行ってきました。そして今回、スポーツ・レクリエーション祭「スポレクみやざき2009」が平成21年10月に行われます。知事は当初、このスポレクのイベントに余り興味を示されなかったとのうわさを以前聞きましたが、本当でございましょうか。また、現在どのように取り組みをされているか、お聞かせをいただきたいと思えます。

○知事(東国原英夫君) 興味を示さなかったのではなく、誘致等実施に4億5,000万円の県費が必要だということに——1億3,000万は国庫補助なんですけれども、4億何千万かのお金が必要だというのに驚いたわけでございます。

御案内のとおり、ことし10月17日から4日間、第22回全国スポーツ・レクリエーション祭「スポレクみやざき2009」が開催されます。私は、この祭典を本県で開催できますことは、スポーツの生活化を促進し、県民の健康づくりや生きがいづくりなど、生涯スポーツの振興を図る上で大変意義深いものであると考えておりま

す。また、この祭典では、24種目を8市8町で開催しますことから、それぞれの競技種目が地域のシンボルスポートとして定着し、今後の地域活性化にも寄与するものと期待しているところでもあります。祭典の開催まで7カ月余りとなりましたが、参加される皆様が笑顔満開で、また宮崎に来たいと思っていただけるよう、宿泊所や移動手段の確保はもとより、式典における宮崎らしい演出や、各会場地の特色を生かしたおもてなしなど、受け入れ体制の整備に万全を期してまいりたいと考えております。今後とも、県実行委員会の会長として、祭典成功に向けてあらゆる場面で「スポレクみやざき2009」をPRしてまいりたいと思いますので、御支援、御協力のほどをお願い申し上げます。

○中村幸一議員 実は私も以前は、そんなイベントを何回もやる必要はないじゃないかということを一一般質問で言ったことがあるんです。しかし、今こそ効果的なイベントはやるべきだと考えております。なぜなら、東国原知事という知名度の高い知事がいらっしゃるわけですから、言い方は悪いが、この知事を活用しない手はない。例えば、現在、宮崎牛は日本一であります。しかし、いろいろ調査に回ってみますと、宮崎県の牛が日本一であるということを余り皆さん知りません。私は、このイベントをやってほしいと思うんですが、「宮崎の食と太陽フェスタ、日本一の牛を食べる会」を開催して、全国の国民を集めて、宮崎市役所の河川敷から上流5～6キロまで、焼き肉台とステーキを食べるところを並べて、あの堤防で知事がジョギングをして、皆さんと一緒に交流をする、そのようなことができないかなど。そしてまた、有名な、知事とも同志であります橋下大阪府知事など2名ぐらい呼んで、夜は地方行政

に関するシンポジウム、こんなのが定着したら、本当に何万人もの人が来て、宮崎県の中で、宮崎から都城から延岡方面まで観光客が泊まるんじゃないかなというふうに思うんですが、知事の見解を賜りたいと思います。

○知事(東国原英夫君) すばらしい御提案だと思います。そのような誘致イベントだったら、お金もそんなにかからない、有効な、効率的なイベントになるかなと思っております。いずれにしろ、イベントにつきましては、観光誘致の有力な手段の一つであります。地域の文化や風土に根差した祭りやイベントを活用して観光振興等を目指す各地の取り組みを、私自身しっかりと支援し、応援し、多くの観光客の誘致、産業の活性化、地域の発展につなげてまいりたいと考えております。

○中村幸一議員 どうかひとつ考えてみてください。

次に、森林・林業の再生について環境森林部長にお伺いします。

平成20年度の重点施策の3本柱の一つが、植栽未済地をなくすということで、2,000ヘクタールの植栽未済地を3年間でなくそうということでありましたが、この進捗状況を環境森林部長にお伺いいたします。

○環境森林部長(高柳憲一君) 平成18年8月時点の植栽未済地、約2,000ヘクタールにつきましては、市町村のあっせんにより、林業公社が有利な制度事業を活用して行う造林に加えまして、森林環境税を活用した広葉樹の植栽や、分収林制度を活用した造林などによりまして、平成20年度末までに約700ヘクタールが植栽される見込みであり、ほぼ計画どおりに進んでいるところであります。今後とも、市町村や関係機関等と連携を図りながら、植栽未済地の解消に努

めてまいりたいと考えております。

○中村幸一議員 最近、車を走らせまして杉等の切り出しを見ておりますと、大型の機械が大きな山の傾斜の激しいところを登って行って、木を伐採しているんです。数日たってからそこを通ってみると、跡形も残らないようなはげ山になっています。これは機械が発達したからでしょうけれども、洪水や台風でも起こったら、どっと土石流となって流れてくるんじゃないかと思うんです。こんなのを放置したらいけないと思いますが、対策はどのようにしていらっしゃるか、環境森林部長にお伺いします。

○環境森林部長（高柳憲一君） 今お話にありましたように、伐採現場の一部では、高性能林業機械を使用した無秩序な伐採作業が見受けられ、大雨等による下流域への土砂の流出等が懸念されております。このため、県では昨年3月に、作業路の開設についての基準、あるいは環境に配慮した高性能林業機械の作業指針を策定しまして、傾斜20度以上では高性能林業機械を使用せず、架線による集材を原則とすることや、林地保全のため、林内における高性能林業機械の作業は必要最小限とすること、さらに、土砂の流出防止に配慮するとともに、適正な水処理を行うことなどの指導を行っているところであります。さらに、今年度からは、市町村や森林組合などと連携しまして、伐採現場の監視パトロールを実施し、環境に配慮した伐採方法の指導等に努めているところであります。

○中村幸一議員 パトロールなどの指導ということですが、指導ですと生ぬるいんじゃないかなど。大事故に結びつきますね。だから、条例をつくって規制したらいかがでしょうか。どうお考えですか。

○環境森林部長（高柳憲一君） 今お答えしま

したように、高性能林業機械の作業指針や現場パトロールなどにより、環境に配慮した伐採方法の指導監視に努めているところでありますが、伐採を行う素材生産業界におきましても、昨年5月に伐採搬出ガイドラインを策定し、これに沿った自主的な取り組みが始まっておりますので、まずは行政と業界が十分連携しながら、その普及徹底に努めてまいりたいと考えております。今お尋ねにありました条例の制定につきましては、私権の制限や素材生産コスト高など、さまざまな問題を抱えておりますので、今後、研究をしてまいりたいと考えております。

○中村幸一議員 木材の関税についてお伺いいたします。日本にとってはありがたい話かもしれませんが、ロシア政府が、輸出する木材の関税を25%ぐらいから80%ぐらいにするという話もありました。現在、延期になっているようですが、関税が80%ぐらいになったときに、本県が受ける影響等があるのかどうか、お伺いいたします。

○環境森林部長（高柳憲一君） ロシア針葉樹丸太の輸出関税につきましては、本年1月に25%から80%への引き上げが予定されておりましたが、1年間の延期が決定されたところであります。関税が引き上げられた場合の影響につきましては、県内には、ロシア材を使用する製材工場はなく、直接的な影響はないものの、全国的には、輸入量の大幅な減少から、国産材への転換等が進むものと考えております。このため、県といたしましては、この関税引き上げを県産材需要拡大の好機ととらえ、ロシア材の主な用途であります合板あるいは小割り材につきまして、県産材への転換が図られますよう、高品質で性能の確かな製品の安定供給に努めてま

いりたいと考えております。

○中村幸一議員 次に、新型インフルエンザへの対処についてであります。

本県で、知事が就任されてすぐに、日向市、清武町、新富町で鳥インフルエンザが発生したことは記憶に新しいところであります。現在、主に東南アジア諸国で死者を出した鳥インフルエンザのH5N1ウイルスが世界的に広がる傾向にあると聞きます。人から人へ感染すると、世界で最大1億5,000万人が死亡するおそれがあると言われております。そして、我が日本でも人口の25%が感染して、17万人が死亡するおそれがあると言われております。これは前にもだれかがおっしゃいました、備えあれば憂いなし。栃木県は、新型インフルエンザ対策事業に本年度7億6,730万円を計上したそうであります。事業費は、抗インフルエンザウイルス薬の備蓄のほか――抗インフルエンザウイルス薬、06、07年度の2年間で16万6,000人分を備蓄しているそうで、来年度中に新たに11万5,500人分の備蓄を予定しているそうであります。

本県は、全国に先駆けて平成17年1月25日に新型インフルエンザ対策指針を作成し、今回、21年1月23日に宮崎県新型インフルエンザ対策行動計画、54ページにわたる行動計画を発表されたものを見せてもらいました。予想されるものはすべて考えた完璧なものできておりました。事業費として、医療機関設備確保事業、抗インフルエンザウイルス薬購入備蓄事業で1億6,700万円余の予算が計上されております。栃木県は人口が200万6,000人余と、本県の人口と比較しても80万人ぐらい多いわけですが、それにしても7億6,730万円余という予算を投下している。栃木県と比較して、本県の予算は余りにも少ないような気がしますが、本

県の予算で大丈夫なのか、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長(宮本 尊君) 新型インフルエンザ対策につきましては、本年1月に、お話にありましたように、インフルエンザの発生に備えまして、感染拡大を可能な限り防止し、健康被害を最小限に抑えるとともに、社会・経済機能の破綻を防ぐということを目的とした、新型インフルエンザ対策行動計画を策定したところであります。この行動計画に基づき、平成21年度予算では、初期診療に対応する感染症指定医療機関等へ感染防護具5,790セットを配備することとしております。また、抗インフルエンザウイルス薬を5万9,000人分追加備蓄し、これまでの9万6,000人分と合わせて15万5,000人分を確保することをお願いしておるところであります。今後とも、行動計画に基づきまして、医師会や市町村等の関係機関と連携して、発熱外来や入院協力医療機関の確保、県民への啓発など、対策の推進を図ってまいりたいと考えております。

○中村幸一議員 エバー航空への支援策と国際交流についてお伺いします。

エバー航空への支援策についてであります。知事が台湾を訪れ、エバー航空が週2便、宮崎に乗り入れが決まりました。今までの県当局の努力と知事の外交交渉が功を奏したと思っております。今回2月3日、私としては3回目の台湾訪問をいたしました。2月3日は、宮崎空港11時10分発、エバー航空130人乗り、宮崎から搭乗したのは48名でありました。帰り2月7日、台北空港、朝の7時5分、宮崎行き搭乗者38名、飛行機を飛ばすのに、せめて搭乗率が70%はなければ採算がとれないと言われております。私たちが搭乗したときは偶然に搭乗率

が低かったのか、スチュワーデスさんに聞いてみました。最近はこのような状況がずっと続いているようであります。130人乗りで40名ぐらいの搭乗率であれば30%であるから、採算がとれないのはだれが見てもわかります。台湾で、日本の外務省に相当する亜東協会の方とお話をしましたが、鹿児島県も直行便を飛ばしたいと動いている。中華航空といろいろ交渉して、そうなるだろうというような話でありました。我々もエバー航空について支援をして努力しなければなりません、知事は今後どのような手だてをされるつもりか、お聞かせいただきたいと思っております。

○知事（東国原英夫君） 本路線につきましては、世界的な景気低迷や円高の影響で、ことしに入り、台湾からの利用者が急速に減少しまして、利用状況が低迷しております。このため、台湾からのなご一層の誘客を図るため、現在、台湾の旅行会社へ支援を行っており、また県民の皆様の利用促進を図るため、団体利用の補助制度の要件緩和や、台湾の魅力を紹介する特別番組を宮崎・鹿児島2局ネットで放送するなど、さまざまな取り組みを行っているところであります。台北線はソウル線とあわせて、本県が目指している東アジアとの経済・交流拡大のための重要な路線ですので、今後とも、官民一体となって組織している宮崎空港振興協議会を通して、県内企業・団体への働きかけやメディア等を活用したPRを行うとともに、台湾からの修学旅行の誘致、さらには民間団体やスポーツ少年団等の交流拡大に取り組んでいきたいと考えております。

○中村幸一議員 報告しておきますが、ある議員のおかげで、台湾からの修学旅行が来年宮崎に来るとの約束を取りつけることができました

た。来年来ていただけるものと思います。それから、スポーツ少年団の交流も申し上げておきました。

私は思ったんですが、台湾にもいろんな県があるんですが、県を選んで、本県から県職員を2人ぐらい派遣し、向こうからも派遣してもらおう。そして、お互いに交流しながら、お互いを知った上で、いわゆる修学旅行なりというような交流を重ねたら、本当にいいのではないかというふうに思います。情報収集のためにも、ぜひ県職員を派遣し、また向こうからもこちらへ派遣してもらおう、そういう相互派遣はいかがなものかと思いますが、知事にお伺いいたします。

○知事（東国原英夫君） 職員を相互に派遣することにつきましては、本県の国際化の推進と相互理解を深める上で一つの方法だと思っております。まずは、双方の民間団体等の交流促進に取り組むなど、今後とも引き続き、台北線の利用促進に努めていくことが重要であると考えております。

○中村幸一議員 最後になりますが、要望でございます。国際交流についてであります。私も県議団は、ブラジル宮崎県人会創立50周年記念式典にブラジルを訪問いたしました。マスコミからは、めちゃくちゃたたかれました。何でたたかれたかわかりません、いいことをしているんですけど。ブラジルでは、本県出身の皆さんが涙を流して喜んでいただきました。「どこから来たんな」「都城やひど」「あたいは高崎じゃが」。こういうやりとりがあって、本当に涙を流して喜んでいただきました。「また60周年には来てください」と言われましたが、また、たたかれそうでありますから、行きません。しかし、知事と議長の前算は組んであ

るんです。どうしても知事に行ってもらって、御苦労されたブラジルの皆さんを励ましてください。要望いたしておきます。

それから、教育長に質問のときに、交通誘導員をしていることがかわいそうだというふうにとられたかもしれませんが、違いますから。先生がやめていく、教諭を断念することがかわいそうだと申しあげましたので、誤解のないようにしていただきたいと思います。

これをもって、私の質問をすべて終わります。ありがとうございました。(拍手)

○坂口博美議長 以上で午前の質問は終わります。

午後は1時再開、休憩をいたします。

午前11時49分休憩

午後1時0分開議

○坂口博美議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、自由民主党、水間篤典議員。

○水間篤典議員〔登壇〕(拍手) それでは、午前中に引き続き、自由民主党を代表しまして、一括方式での代表質問を行いたいと思います。

まず、知事の政治姿勢についてであります。

内閣府は、2月12日、平成18年度の1人当たりの県民所得を発表いたしました。結果は、残念ながら、本県は前年度から2つ順位を下げまして、47都道府県中46位であります。まさに最下位に等しい状況であります。今までも頑張ってきた結果であります。また、今後の目標が見えてくるようにも思えます。宮崎が宮崎らしい一面は、中央から遠いこと、つまり田舎ではないかということも言えます。豊かな自然と上質な水資源、食を担う農業の存在感。そこで、これらを大いに活用し、逆手にとって頑張ってい

くことも必要であろうと思います。まず、このことについて知事の所見をお聞かせいただきたいと思います。

知事は、この1月23日で知事就任3年目を迎え、みずからは3年目を起承転結の「転」と位置づけた新たな展開を見せると語っておられるところであります。激動する社会情勢の中にあつて、さらなる県民生活の向上を目指し、県政の諸課題の解決に向かって邁進されるよう、御期待を申し上げます。

知事は、就任後初めての平成19年2月の議会冒頭の所信表明で、「県政運営の職責の重さに改めて身の引き締まる思いであり、その基本理念は、県民総力戦による県づくりである。宮崎の未来を切り開いていくのは県民自身であり、すべての県民の力であると確信しており、県勢発展には誠心誠意取り組み、県民だれもが安心して暮らせる新しい宮崎の実現に向けて、全身全霊をささげる覚悟である」と述べられました。今、改めましてこの所信の真意を推しはかりますときに、私は全身全霊を傾けるが、県民の後押し、協力がなければ新しい宮崎は実現できないとの呼びかけであり、知事一人では何も変えることができないということであったと理解をいたすものであります。

また、この知事の所信表明に対しまして、県民は、就任直後から現在まで、引き続き80%から90%台という驚異的な――失礼ですが――支持率で後押しをし、総力戦に参戦しているのではないかと感じております。

ところで、3年目を迎え、知事の Manifesto の検証会が実施されたと報じられました。その結果は、Manifesto 85項目中65項目がA評価で、12項目がB評価、C評価は8項目であったとあります。評価は84点とされました。まさ

にこれも驚異的な好成績だと言わざるを得ないのであります。しかしながら、何かが少し違うのではと感じるのは私だけなんでしょうか。それは、知事が県民と約束をしたマニフェストの理念、最終目標は、さきに引用いたしました知事の就任時の所信表明にある「県民だれもが安心して暮らせる新しい宮崎の実現」といたしますと、倒産の恐怖にさいなまれている本県の基幹産業の一つである建設業の現状や、新卒の大半が県外に就職の場を求めざるを得ない現実がますます増加していることや、マニフェストで示された350億円の一般財源捻出など、何を意味しているのか、いまだに不明な項目もあると言わざるを得ないのであります。

私は、枝葉末節にこだわり、揚げ足を取るつもりはありません。新しい宮崎の構築のために、知事とともに汗を流す覚悟であります。しかしながら、この選挙の投票行動に大いに影響したであろうマニフェストは、冷徹な目で検証されるべきではと考えます。そこで、知事にお伺いをいたします。このたびのマニフェスト検証会の検証結果をどのようにお受けとめになり、みずからは何点をおつけになるのか、また、2年を経過し、修正すべき点はないのか、お伺いをいたします。

さらに、歳出の見直しにより単年度で350億の財源捻出を目標とされました。平成21年度当初予算ではどのようになっていくのか、また、幾つの新規事業を措置されたのか、あわせてお尋ねをいたします。

次に、中山間地域振興対策についてお尋ねをいたします。

県は、今年度、新たに改編された県民政策部の中に中山間・地域対策室を置き、中山間地域対策の総合的推進を目指されたのであります。

中山間地域対策については、今年度に引き続き、来年度の重点施策とされました。中山間地域は、水源の涵養、洪水の防止、土壌の侵食や崩壊防止など、多面的機能も担っており、多くの県民の豊かな暮らしを守っています。しかし、過疎化や農業者の高齢化の進展によって、産業の担い手の減少や遊休農地の増加は著しく、集落の共同生活も停滞しつつあり、地域の存続自体が大きく懸念をされております。そこで、中山間地域対策を推進していく上での基本的な方向性、また、中山間地域に住む方々の生活の根幹である集落の活性化に向けた基本的な考え方と来年度からの具体的な取り組み、県庁一体となった推進のための具体的な取り組みについて、知事にお伺いをいたします。

次に、物流対策についてお尋ねをいたします。

御案内のとおり、昨年秋のリーマンショックに端を発する世界的な大不況の中で、我が国の経済をリードする大企業の経営悪化が連日のように報道されております。特に自動車や電子関連産業が悪いようであります。その影響は本県にも確実に押し寄せており、県内に立地する製造業や農林水産業においても、可能な限りのコスト削減を図らなければ生き残れない状況になっていると思うのであります。大都市から遠く離れた本県においては、物流の効率化を図り、輸送コストの削減を進めることが重要なポイントになっていると考えます。

そのような中で、県は、昨年7月に物流対策推進本部を立ち上げました。このことは、まさに時宜を得た取り組みではないかと思えます。そこで、物流対策推進本部のこれまでの活動をお伺いするとともに、その成果が今年度予算にどのように反映をされているのか、お伺いいた

します。

地方分権についてお尋ねをいたします。

戦後、我が国が世界第2位の経済大国となったのは、勤勉な国民性のもとより、霞が関による経済政策の成果によるものではないでしょうか。国のあり方も、東京は頭脳、そして手足は地方で、うまく機能してきたのではないかと思います。その結果として、企業の本社は東京に移り、文化創造、情報発信についても東京であります。また、多様な知恵でうまく変化に対応できる国にすべきでありましたが、今や頭脳が一つのために何も解決できない国になったような気もいたします。人、物、金、情報を一極集中させるのが今までの中央集権体制でありました。今こそ、明治以来の中央集権体制を打破することが必要になってきているのではないのでしょうか。

中央と地方の権限分与においては、平成12年の分権一括法施行後においてもまだ主従の関係があり、また行政においても二重行政、いや三重行政まで行われている感がいたします。また、その結果、責任の所在があいまいになり、交付金、補助金などへの陳情政治が必要な状況は余り変わっていないのであります。また、昨年12月の地方分権推進委員会の第2次勧告後においても、明るい展望はありません。霞が関の抵抗を見るとき、むしろ、ますます混迷を深めそうな気配すら感じるのであります。真の地方分権で、国と地方がイコールパートナーとしてこの国に責任を持ち、住民のための行政が行われることを切望するものであります。そして、道州制へのステップでしょうが、いまだ道遠しとを感じるのは私だけなのでしょうか。こういう閉塞感の漂う状況下であって、知事はどのように道を開かれようとするのか、お尋ねをしたい

のであります。

次に、当初予算についてお尋ねをいたします。100年に一度と言われる世界的な経済不況に対処するため、政府は、安心実現のための緊急総合対策に基づく第1次補正予算、また、生活対策及び生活防衛のための緊急対策に基づく第2次補正予算の対策を打ち出されました。本県でも、深刻さを増した景気・雇用情勢に対して、ことし1月に臨時議会を開催し、国に先んじて、当面の景気・雇用対策を内容とする総額約64億円余の緊急的な対応を講じられたのであります。

このように極めて厳しい諸情勢の中で、補正予算に引き続き、新年度予算についての編成作業が行われたわけであります。その責任者である知事におかれましては、予算編成に当たり、例年になく苦労があったのではないかと察するところであります。知事にとって平成21年度は、任期を折り返す3年目の予算であり、マニフェストの実現のためにも正念場となるわけですが、平成21年度当初予算編成を終えられた今、予算編成についての感想をお伺いしたいのであります。

次に、財政健全化への取り組みについて、若干お尋ねをいたします。今回の当初予算は、8年ぶりに前年度の予算規模を上回っており、厳しい財政状況の中にあっても、選択と集中により、重要な施策に必要な予算配分を行っていることから、一連の補正予算を考え合わせれば、私は「積極予算」と呼んでもいいのではないかと考えております。しかし、どうしても心配になることは、ふえてしまう県債残高、あるいは減ってしまう基金残高であります。現在の状況では、収支不足の画期的な解消は望むべくもなく、平成22年度になりますと当初予算を組むの

がやっつとであり、そこで基金が枯渇してしまうと思われるのであります。今後どのように健全財政化を進めていくおつもりか、お伺いをいたします。

また、今後の景気の状態により、県税収入への影響は避けられないと思います。平成21年度の県税収入はどのような見込みになるのか、これは総務部長にお尋ねをいたします。

次に、地震対策についてお尋ねをいたします。

気象庁は、我が国は21世紀前半には地震警戒年に突入し、いつ巨大地震が発生してもおかしくないとしております。ちなみに、我が国では、この10年間に、「立っていることができず、はわないと動くことができない」とされる震度6強以上の地震が6回発生しております。地震に対する関心、対策を意識させた、あの阪神・淡路大震災から既に14年が経過いたしました。阪神・淡路大震災では、全壊棟数約10万棟、死者6,434名で、その8割以上が建物倒壊、それも木造住宅の倒壊による圧死者でした。また、この阪神・淡路大震災のころから、日本列島全体が活動期に入ったと言われ、地震はいつ、どこで発生してもおかしくないと、政府の中央防災会議から警告が出されました。

本県は、南海地震の西端、日向灘の地震の巣を目前にしておりまして、日向灘を震源とする地震は、平成8年以降、震度4を超えるケースがないと伺っております。すなわち、日向灘も地震のエネルギーが今蓄積されつつあるのではと、懸念をしております。そこで、地震対策への取り組みについて、総務部長にお尋ねをいたします。

次に、医師不足対策について福祉保健部長にお伺いします。

医師の不足はまさに全国的な問題であります。本県におきましても、現在、県立延岡病院の医師6名が退職の意向を示しております。また、先日、派遣の継続が決まったものの、県立日南病院の小児科医の引き揚げも大きな問題となっております。これらは、平成16年度の新医師臨床研修制度の導入を契機とし、大学医学部の医師派遣能力が低下したことがその大きな要因の一つであると言わざるを得ません。こうした中、厚生労働省と文部科学省の合同検討会が、医師臨床研修制度の見直し案を先般取りまとめました。これによりますと、現在7つの必修科目を、内科、救急、地域医療の3科目に絞り、必修にかける期間を1年程度に短縮し、2年目は、将来専門とする診療科での研修に専念させるほか、研修医の都市部への集中に歯どめをかけ、都道府県や研修病院ごとに定員を設けるというものであります。県はこれまで、臨床研修制度の見直しを国に要望してきておりましたが、今回の見直しについてどのように評価されているのか、お伺いしたいのであります。

次に、宮崎大学では、幅広く病気を診断できる総合医を育成するための新たな講座を設置し、育成した医師を地域の医療機関に派遣するとの報道が先日ありました。これは、専門医が専門外の診療を余儀なくされ、そのことで負担が増加し、病院をやめていくという現状を打開するため、総合医を育成・派遣し、専門医との役割分担を図るというものであります。また、その育成に当たっては、自治体からの寄附で運営する寄附講座としたいとの考えであるようであります。県との協議も行われていると聞いておりますが、現在の検討状況についてお聞かせください。

3点目に、今日の医師不足の状況は、医師養

成の抑制策や臨床研修制度など、国の医療政策によってもたらされたものが大きいと考えます。県レベルでの対策も非常に重要であると考えます。県はこれまで、医師不足解消のためにさまざまな対策に取り組んでこられたと聞いております。今日までの取り組みの成果と、これからの取り組みについての考えをお聞かせください。

次に、子育て支援対策についてお尋ねをいたします。

子育て世代に対する多くのアンケートを拝見いたしますと、子供を2人、3人とふやせない理由の上位に来るのは、1つ目が教育費に対する不安、2つ目が保育期間の子供の疾病に対する対応への不安となっております。1つ目の教育費については、高等教育までを想定すると2人目までが限界となる。これは途上国で見られる大学の学費無料化しか対策はないのではないかと考えます。2つ目の対応への不安については、保育所に預けるお母さんは、子供の風邪などでの発熱で仕事を休むケースが相当な負担になっているようであります。今回、新年度予算で新規事業を提案されております、「応援人材バンク」に可能性の芽を見たところでありますが、この事業のねらい、今後の展開について、福祉保健部長にお尋ねをいたします。

次に、高齢者対策についてお尋ねをいたします。

本県は、全国よりも早く高齢化が進んでおりました。平成20年には高齢化率は約25%となっております。つまり、まさに県民の4人に1人が65歳以上の高齢者という状況にあります。私は、これからの活力ある社会づくりのためには、これらの高齢者の皆様方に生きがいを持つ

て元気に活躍していただくことが、非常に大切だと思います。高齢社会においては、個々の高齢者への対応ということだけではなく、社会の構造的な問題に、あらゆる観点から総合的に取り組んでいかなければなりません。雇用や就業の問題、生きがいづくりの問題、社会参加の問題、あるいは技能・ノウハウの継承問題といったことへの対応など、高齢社会に必要な対策は多岐にわたります。そこで、今後ますます高齢化が進む中、元気な高齢者の生きがいづくりや、地域への参加のための取り組みが必要と考えます。知事のお考えをお聞かせください。

次に、中小企業対策についてお尋ねします。

平成20年10月から12月までの我が国の国内GDPは、年率でマイナス12.7%と、第1次オイルショック後の昭和49年以来の二けたのマイナスとなり、35年ぶりの深刻な状態となりました。まさに、未曾有の深刻な不況の足音が聞こえてきたということでもあります。県では、中小企業向けの資金対策、いわゆるセーフティネット対策を構築され、種々展開されているところであります。さらなる補正増を含めた今後の見通し、さらには県独自の対策の余地について、事態の急速な進行を踏まえ、検討するお考えはないか、商工観光労働部長にお伺いします。

次に、企業誘致対策についてお尋ねします。

県は、新年度予算に、新規事業として「広域拠点工業団地整備促進事業」を提案されました。工業団地整備は、20ヘクタール以上を対象に、限度額30億円の貸付金を事業主体となる市町村に貸し付け、工業用水や取りつけ道路などの整備に2億円を限度として補助金を準備するものであります。現在の我が国の経済状況から、企業誘致は困難な時代に入ったと考えますが、今、この事業になぜお取り組みになるの

か、もしかすると誘致の見込みがあるのではないかと思います、基本的な考えを知事にお伺いいたします。

次に、事業の具体的な内容については、商工観光労働部長に伺います。予算額からすると、年間1件の枠と理解をいたします。この事業を何年間お続けになるのか。また、高速道路に隣接したフリーウェイ工業団地の28ヘクタールほどが、いまだ立地が決まらない中、次の団地に着手することへのリスクはないのかお伺いします。仮に立地が長引けば、造成費などが地元市町村の負担となるのか、その場合、県は何らかの助成をするのか、お聞かせください。

次に、観光行政についてお尋ねをいたします。

平成19年宮崎県観光動向調査によりますと、県外客数は456万8,000人、前年比3.5%の伸びで、15万6,000人増加したと報告されています。平成19年は、知事が1月に就任されました。11カ月余りは東国原知事のブームのもとにあった年ということになります。本県では、先人の努力で観光立県を目指し、時間をかけ、インフラ整備はもちろん、スポーツランド構想などソフト面でも力を注いでまいりました。今、さらに本県が飛躍するためには何が必要か、足元から見直す必要があるのではないのでしょうか。そこでお尋ねをいたしますが、タイやインドネシアなど東アジアとの交流を推進し、国際観光プロモーション活動や、県産品の海外への販路拡大等の取り組みを強化し、将来に備えることはできないのか。また、例えば年間を通じたゴルフイヤーなど、有望なテーマに特化して海外からの観光客誘致を図っていくべきではないか。また、全国規模の会議や大会、シンポジウムの開催など、あのシーガイアの経営破綻以降、少し

腰が引けたと見える県のコンベンションの誘致について、再検討の余地はないのかお聞かせください。

また、先週行われましたWBC代表候補の宮崎合宿については、24万1,000人のファンが訪れたと報道されました。この受け入れ態勢などについていろいろな指摘が見られました。駐車場の問題、渋滞の問題、入場料の問題がありました。「おもてなし日本一」を標榜される知事として、この際、総括が必要だと思っておりますが、御見解をお聞かせください。

次に、農政問題についてお尋ねをいたします。

我が国の将来に対して、不透明感、閉塞感が増しつつある中で、日本の農業においても、高齢化、担い手不足、耕作放棄地の増加、原油・飼料価格高騰などによる経営悪化など、農業の存続が問われる大きな転換期に来ていると指摘されております。一方、最近の国際穀物需給の逼迫や、中国の冷凍ギョーザ、事故米などをきっかけに、我が国の食料自給率の低さに対する関心と不安が高まっており、「我が国の農業は存亡の危機にあるが、同時に、限りない潜在能力を秘めた、我が国に残された数少ない成長産業である」との意見も、専門家から聞こえるようになりました。国内の経済・雇用問題が悪化するにつれ、農業の持つ可能性や重要性についての認識が国民的規模で高まってきており、この国民の声に応じるとすれば、今が大きなチャンスではないのでしょうか。ただし、そのためにも、国民の安定的な食料供給を担う農業者にとって、将来的にも魅力的な職業であり、かつ農業という職業を選んだことで安定的な生活が成り立つような環境整備が、大変重要であると考えます。

100年に一度とも言われる経済危機の中で、時代が大きくさま変わりするときに新しい時代の芽が生まれるのは、過去の歴史の教訓でもあります。時代の風が宮崎に対して追い風となっている今こそ、私は、本県基幹産業である農業の持つ潜在的資源を最大限に生かした産業の振興が必要であると思います。この点について、知事の御見解をお伺いしたいと思います。

また、緊縮財政の中で、ことしを新たな時代に向けた種まきの年として、本県農業が明るい展望を持てるような施策が必要と考えます。本議会に上程された平成21年度当初予算について、農政水産部長としてどのようにお考えか、どのような予算編成をされたのか、お伺いいたします。

次に、畜産の問題についてであります。宮崎県の農業産出額は約3,078億円で、全国第6位の産出額を誇っております。中でも畜産部門は約57%を占め、地域農業を支える重要な産業として経営規模も年々拡大をしております。しかしながら、近年の配合飼料価格の高騰は畜産全般に大きな影響を与えており、国においては、昨年2月、6月、10月と三度にわたり、畜産の経営安定のための緊急措置が講じられました。また、県においても、自給飼料の増産や生産性向上など積極的に取り組んでいただいております。しかし、景気の後退や牛肉消費の減退などから枝肉価格が低迷をしており、肉用牛肥育農家の経営は厳しい状況にあります。さらに、肥育農家の厳しい状況を反映して、子牛価格が現在40万円を下回っている状況であります。肉用牛繁殖農家においても同様に大変苦しい状況にあります。今後、生産基盤の縮小や高齢な農家における経営中止に、一層拍車がかかるのではないかと懸念をいたします。そこで、宮崎牛の

生産基盤を両輪で支える肉用牛肥育農家と肉用牛繁殖農家の経営安定対策について、どのような対策を講じていかれるのか、農政水産部長にお伺いをしたいのであります。

次に、沿岸漁業振興についてであります。本県では、カツオ・マグロなどの遠洋漁業、アジやイセエビなどを漁獲する沿岸漁業、ブリ・タイなどの養殖業が営まれております。この中で、沿岸漁業は、本県沖合の日向灘を漁場としておりまして、県内に安全で安心な、豊かな海の幸を供給する重要な役割を担っております。その経営は、近年の燃油高や漁場環境の変化により、一層厳しい状況であります。漁船の燃料であるA重油の価格は、現在でも、5年前のリッター当たり38円に比べまして2倍近くの70円程度のものでありまして、原油価格の動向が不透明な中で、漁業経営を直撃しているようであります。そこで、今日の沿岸漁業の現状をどのように認識され、また、今後どのような対策を講じようかとされているのか、農政水産部長にお伺いをいたします。

次に、道路特定財源についてであります。

昨年は、暫定税率の期限切れの問題や、一般財源化に伴う道路財源の確保など、道路行政の根幹を揺るがす出来事がありました。未整備の高速道路区間を多く持つ本県では、事態の推移をかたずをのんで見守ったところであります。こうした問題も、昨年の期限切れ間の本県の減収分6億6,500万は補てんをされました。一般財源化に伴う9,400億円の地域活力基盤創造交付金の新設で、一応の決着と一段落の感があります。しかしながら、新設された交付金の本県への配分、道路に関するインフラ整備やソフト事業にも利用できる用途拡大などもあり、まだまだ予断を許さないところであります。そこで、

今回の道路特定財源の一般財源化が本県の道路整備にどのように影響するのか、また、国に対して今後どのような働きかけを行っていくお考えか、これは知事にお伺いをいたします。

次に、道路行政についてお尋ねします。

県民の悲願と言ってもいい東九州道の見通しが立ってまいりました。大変喜ばしいことで、知事を初め関係各位に、改めまして敬意を表したいと存じます。一日も早い全線開通に向け、県民一丸となってさらに頑張っていきたいと存じます。かつて県は、県内1時間構想を掲げ、地方道の改良、渋滞対策事業など、大変わかりやすく目に見える整備を推進されました。日常生活に直ちに好結果をもたらすこうした事業展開は、大変県民にも好評でありました。こうした地域間を結ぶ幹線道や生活道など、県道を含め、今後の整備方針について県土整備部長にお尋ねをいたします。

次に、公共工事の品質確保についてであります。

公共工事の品質を確保するため、平成17年4月に、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」が施行されました。間もなく4年が経過しようとしております。この法律では、公共工事の品質は、経済性に配慮しつつ、価格以外の多様な要素も考慮し、価格及び品質が総合的にすぐれた内容の契約がなされることにより確保されなければならないとされておるのであります。本県においても、高い技術的能力と地域の発展に対する強い意欲を持つ建設業者が伸びていける環境づくりを進めるため、いろいろな取り組みがなされているところであります。しかしながら、全国の公共工事の発注は、ピーク時の平成5年度の35兆3,056億円から19年度は16兆9,927億円と、実に48.1%に減少し、本県でも

平成5年度の4,760億円から平成19年度の2,262億円へ、これも実に47.5%に減少するなど、さらに厳しさが増しております。

東京商工リサーチの資料によりますと、県内の建設業者の倒産件数は、平成18年が24件であったのに対し、19年55件、20年も同じく55件と急増しております。また、廃業される方も年間100件を超える状況のようであります。このように建設業の倒産が続けば、良質な社会資本を整備していくためだけではなくて、地域における災害等への対応にも支障が出るおそれもあり、ひいては県全体の経済の落ち込み、雇用の場の喪失にもつながるものと懸念します。冒頭に述べました「公共工事の品質確保の促進に関する法律」に定められた内容が徹底されていない状況もあると聞きます。そこで、法に規定される発注者の責務を果たすため、どのような取り組みが行われてきたのか、県土整備部長にお尋ねします。

また、県の建設工事の一般競争入札の落札率は、平成18年度が83.1%、19年度が83.2%、20年度第3・四半期で83.8%と、依然として低価格での応札が続いております。公共事業の大幅な縮減、建設業の倒産件数の増加に加え、このように低価格での応札が続いている状況では、受注者の負担増を招かないためにも、予定価格については、取引の実態を踏まえた資材単価により、現地の施工条件に合った適正な積算を行っていただくことが極めて重要であります。そこで、建設資材単価の設定及び予定価格の積算についてどのように行っておられるのか、県土整備部長にお尋ねをしたいのであります。

次に、教育問題について教育長にお尋ねします。

まず、中高一貫教育であります。先ほども御

質問があったようですが、全国的には、公立高校の中高一貫校の取り組みは、本県が五ヶ瀬中等教育学校の開設により先導的役割を果たしたことは御案内のとおりであります。今や公立中高一貫校は急速にふえまして、20世紀末の1999年の段階では全国2校にすぎなかったものが、平成19年には80校余りに達しているところでもあります。このことは、一貫校のよさが認められた結果であろうかと存じます。県は、来年度、都城泉ヶ丘高校に併設型の中学校を開設する準備を行う計画であります。また、今後、地域の実情に応じた多様な組み合わせの一貫校を推進するとお伺いしております。そこで、少子化社会に入った今日、大学も全入時代となってきました。こうした変化を受け、今後の中教育のあり方はどうあるべきか、宮崎の先見性、先行性を発揮する教育のあり方についてお尋ねをしたいと思います。

次に、学校裏サイトについてであります。教育委員会は、昨年9月、学校裏サイトに関するアンケート調査を実施されたようであります。学校裏サイトの認知度については、学年が上がることに増加し、この裏サイトにより中傷を受けた経験のある子供は81人いるということでもあります。そのうち約7割の子供が、そういう経験をして、保護者や先生に相談することなく何もしなかったということであり、いじめが深刻化しているのではないのでしょうか。アンケート調査は全児童生徒の15.7%を抽出したものでありまして、実態はもっと多くの子供たちが被害を受けているのではないかと危惧されます。この裏サイトには出会い系やアダルトサイトへのリンクが張られることも、可能性としては考えられます。何らかの対策をとる必要があります。教育長の御見解をお聞かせください。

また、携帯電話を使った犯罪被害やネットいじめもあります。先日、文部科学省の全国調査の結果が発表され、昨年12月時点で、公立小学校94%、公立中学校は99%と、ほぼ全校において携帯電話の持ち込みは原則禁止となっているということでもあります。このうち、小学校の57%、中学校の51%は、子供の安全などを理由に家庭が申請すれば許可しているとのことでもあります。一方、高校では20%が原則禁止、持ち込みを認めても、校内や授業中での使用禁止、下校までの一時預かりとなっているようでもあります。本県においては、小・中・高での携帯電話の持ち込みについてどのような現状となっているのか、教育長にお尋ねをします。

次に、スポーツ振興についてお尋ねします。

昨年、大分県で開催された第63回国民体育大会での本県選手の活躍は記憶に新しいところであります。県におきましては、競技力向上のためにさまざまな施策を展開されていると思いますが、私は、きょうは特に、本県の競技力向上を実証する舞台であります国民体育大会のことに特化してお話をしたいと思います。

この国体につきましては、御存じのように、現在、大会の充実・活性化や大会運営の簡素・効率化の点から改革が進められております。行財政改革による緊縮財政が加速する中での都道府県負担の軽減や、国際化の進展によるトップアスリートの国体への参加回避などを理由に見直しが行われているのは、やむを得ないことと思います。一方では、我が国のスポーツの振興、郷土意識の高揚による地域の活性化など、大変大きな役割を果たしてきているのも事実であります。しかし、個々の具体的な事例を見ますと、釈然としないものがあるのも事実であります。

私の出身地であります小林市の小林工業・秀峰高校の新体操部であります。ここは、昨年の全国高校総体で見事優勝し、また、「チャレンジ!おおいた国体」では5位入賞を果たし、本県の目標であります天皇杯30位台達成に大いに貢献をしていただいたところでもあります。聞くところによりますと、この少年男子新体操が、ことしの新潟国体の競技種目から廃止されることとあります。これは、地元小林にとりましても、県にとりましても、大きな問題と考えます。小林の人々にとって、新体操は単なる競技種目ではない。地域の方々が一体となって、小・中・高等学校を通して支援している地域の宝、財産でもあります。その新体操が、アマチュアスポーツの一大祭典である国民体育大会の参加への道が閉ざされることは、残念でならないのであります。国体の「広く国民の間にスポーツを普及し、地方スポーツの振興と地方文化の発展に寄与する」という目的からしますと、今回の措置はいかかなものかと思うのであります。この際、少年男子新体操を国体の競技種目に復活できるように、県としても何らかの動きをすべきだったし、動くべきではなかったのかと考えます。教育長の見解をお尋ねいたします。

続いて、公立学校の運動場の芝生化についてお尋ねをします。文部科学省が平成19年度に行った体力・運動能力調査によりますと、平成10年度と比較して向上傾向にあるものの、ピークであった昭和60年度と比較すると、依然低位な水準にあるとの結果でありました。その結果は、近年のテレビゲームの普及などに伴う外遊びの減少が原因の一つではないかと考えられておるようであります。そこで、子供たちがけがや砂ぼこりなどを気にすることなく遊べるよ

うに、学校の運動場の芝生化を推進してはどうかと考えます。いわゆるスポーツの振興であったり、体力の向上を図るべきと考えます。運動場の芝生化の現状と今後の取り組みについて、教育長の御見解をあわせてお伺いいたします。

次に、サイバー犯罪についてお尋ねします。

さきの新聞報道によりますと、詐欺や名誉毀損など、インターネットによるサイバー犯罪の摘発件数が、昨年、過去最悪の32件になったということでありました。また、相談件数も1,000件を超え、1,311件と過去最高になったとのこととです。先ほど質問しました学校裏サイトも同様であります。インターネットなどが普及することにより、匿名性を利用した悪質な書き込みや、ネット上で商品を紹介して金をだまし取るオークション詐欺、メールなどの架空請求詐欺などが発生をしております。このようなサイバー犯罪は、通信手段の高度化・多様化などにより、今後ますます広がっていくことになるのではないかと危惧をいたします。また、県民がサイバー犯罪防止のための情報セキュリティ対策を知っておくことも必要かと考えます。そこで、本県におけるサイバー犯罪について今後どのような対策を行っていかれるのか、県警本部長にお伺いをいたします。

次に、水力発電の取り組みについてであります。

一昨年からの原油価格の急激な高騰は、産業界はもとより、国民生活全般に深刻な影響を与えました。資源小国である我が国にとって、エネルギーの安定的な確保は重要な課題であります。また、地球温暖化を防止するため、二酸化炭素を排出しないクリーンエネルギーの導入を進めることは、世界的な課題でもあります。このような中で、宮崎県の豊富な水資源を利用し

た水力発電は、地域資源を活用した地球環境に優しい、純国産で再生可能なクリーンエネルギーであり、今後とも積極的に取り組むべきと考えます。企業局では、来年度から河川の維持流量を活用したマイクロ水力発電に取り組むようであり、企業局における今後の水力発電に対する取り組みについてお尋ねをいたします。

また、農業用水路を利用した小水力発電の取り組みを行おうとしている市町村や土地改良区に対してどのような支援を行っていくのか、お聞かせください。

また、農政水産部では今後どのように取り組んでいかれるのか、お伺いをいたします。

最後に、県立病院事業についてお尋ねします。

県立病院は、これまで、県民医療の確保及び地域医療の水準の向上を図るために、高度医療や救急医療の充実に積極的に取り組んでこられました。しかしながら、少子高齢化の進展や疾病構造の変化、医療の高度化・専門化など、医療を取り巻く環境が大きく変化をする中で、経営状況が大変厳しくなっているのも事実であります。このため、県立病院が今後ともその使命と役割を果たしていくためには、積極的な経営改革が喫緊の課題であります。平成18年度に地方公営企業法の規定の全部を適用し、自立的な事業運営が可能となる事業形態として病院局が設置されました。18年8月には、22年度までの5カ年の計画とする中期経営計画が策定されました。その後、18年度及び19年度決算では、それぞれ計画を上回る収支改善が図られるなど、経営改善の観点からは順調に推移してきているように感じられます。

一方、近年の全国的な医師の確保でございますが、先ほど話したとおり、県病院においても

医師の不足があります。医師の確保は非常に厳しい状況であります。県立病院は、本来、2次、3次の救急医療を担う医療機関であります。夜間や休日に軽症患者を含む救急患者がふえ続け、平成19年度は、延岡、宮崎、日南の3病院で2万人を超える救急患者に対応するなど、医師の過重な負担が医師確保を困難としている大きな理由の一つであるとも言われております。

そこで、病院局長にお尋ねします。県立病院事業の今後のあり方につきましては、平成21年度から、各県立病院ごとに、収支の状況を勘案しながら、23年度をめどにふさわしい経営形態の検討を進めることとされております。これまでの中期経営計画に基づいて進めてきた経営改善の状況を踏まえ、今後どのような考え方で経営形態の検討を進めていくおつもりか、お聞かせください。また、あわせて、県立病院の医師確保については、喫緊かつ最重要の課題であります。病院局におかれましては、今後どのように必要な医師の確保に取り組んでいかれるのか。新年度予算案において、医師確保に向けた新たな対策も示されているようであり、その具体的な取り組みについてお尋ねをいたしまして、壇上からの質問といたします。（拍手）

〔降壇〕

○知事（東国原英夫君）〔登壇〕 お答えいたします。

県民所得についてであります。先日、平成18年度の1人当たり県民所得が全国46位であると公表されましたが、私がかねがねこの県民所得という言葉に対して疑問を持っておるところでございます。1人当たり県民所得は、企業所得や利子配当などの財産所得も含まれる県民所得を、各県の総人口で除したものであるため、必

ずしも個人もしくは家計の所得水準をあらわすものではありません。また、人口の増減にも左右されるため、県民生活の豊かさをあらわす唯一の指標でもないわけであります。しかしながら、県民所得が経済活動の一面を数値化したものであることは事実であり、それを踏まえ、御質問にもありますように、豊かな自然や宮崎らしさを生かして所得の向上を図っていくことは、重要な課題であると考えております。

そこで、昨年来の社会経済情勢を踏まえますと、これからの日本は、国外からの輸入食料に頼り過ぎない、石油に頼り過ぎない国家を目指すべきであり、社会経済のあり方も転換していく必要があると考えております。このような観点から本県の将来を考えた場合、基幹産業としての実績を有する農業や、恵まれた自然環境などの強みがある本県にとって、今が大きなチャンスであるともとらえております。このため、農商工連携の推進などによる農業の活性化や、太陽光発電の拠点づくりなど、新たな分野の産業集積といった施策の展開を図ってまいりたいと考えております。

続きまして、マニフェストについてであります。私が今回、マニフェスト評価を依頼しました早稲田大学マニフェスト研究所につきましては、これまでも多くのマニフェストの評価を手がけておられ、この専門的見地から下された今回の評価につきましては、真摯に受けとめていきたいと考えております。なお、客観性を保つため外部に評価をお願いしましたので、自己採点は差し控えたいと存じます。また、マニフェストの項目の中には進捗がおくれているものもありますが、マニフェストは任期4年を通した県民の皆様とのお約束でありますので、その達成に向け、引き続き全力を傾けてまいりた

いと考えております。

続きまして、歳出の見直し等についてであります。財政改革プログラムでは、私のマニフェストを踏まえ、職員数の削減等による人件費の見直しや、投資的経費の縮減・重点化、事務事業の見直し等により、平成21年度には、平成18年度と比較し、スクラップ・アンド・ビルドを含む350億円の歳出見直しを達成するという目標を立てております。そのための取り組みの内容には、予算執行段階での経費節約等も含まれるため、目標に対する達成状況については決算において検証せざるを得ませんが、この目標を見据えながら、公共事業のシーリング設定や事務事業の見直し等に取り組んだところであります。平成21年度当初予算の編成過程において対応すべき財政改革プログラムの内容としましては、ほぼ見込みどおり推進できているものと考えております。

なお、事務事業見直しで捻出した財源の一部を活用して措置した事業は、新規事業98件、56億円程度、改善事業47件、9億円程度となっております。

続きまして、中山間地域対策に関する一連の御質問であります。

まず、中山間地域対策の基本的な方向性についてであります。中山間地域の現状を見ますと、住民生活の基本的な地域単位であり、その活性化のかなめであります集落の衰退が大変危惧されているところであります。したがって、今後の中山間地域対策につきましては、まずは、集落の活性化に視点を置いた取り組みが重要であると考えております。また、高齢化や人口減少が進む中で、住民が安心して日常生活が送れるような手だてを講じることが必要であるとともに、生活のベースとなる仕事の確保も大

変重要であります。このようなことから、今後は、集落の活性化、日常生活の維持・充実、産業の振興の3つを柱として、短期的・中長期的な施策を総合的に展開することとしております。

次に、集落の活性化に向けた基本的な考え方と具体的な取り組みについてであります。集落の活性化のためには、そこに住む住民が集落の問題をみずからの問題としてとらえ、考え、行動するという「内発的な活力の向上」と、それを県民全体で支えていくための「都市からの支援と交流」が必要であると考えております。そこで、21年度におきましては、住民みずからが行う集落の点検や話し合いを支援する中山間地域集落点検モデル事業や、元気な集落づくりを支援するいきいき集落応援事業等により、集落の内発的な活力の向上を図るとともに、ボランティア活動を行う人材をあらかじめ登録し、集落等からの依頼に応じて派遣する「中山間盛り上げ隊」派遣事業等により、都市からの支援と交流を推進していくこととしております。さらに加えて、新たに県職員が町村役場に駐在し、町村職員や地域住民と一体となって地域活性化に取り組むこととしており、これらの事業を体系的、効果的に展開してまいりたいと考えております。

最後に、県庁一体となった中山間地域対策推進のための取り組みについてであります。中山間地域の活性化を図るためには、関係部局間の連携が不可欠でありますので、昨年6月に設置しました中山間地域対策推進本部の機能を十分に発揮させながら、今後ともより一層、関係部局一体となった取り組みを推進してまいりたいと考えております。そのため、来年度から新たに、成功事例となり得る地域の取り組みを重点

的に支援することとしております。具体的には、活性化に向けた地域の骨太な取り組みを地域創造計画として本部で採択し、その実現に向け、国や庁内各部局等の各種事業や施策を連携させ、集中投入を図る中山間地域等創造支援事業を推進することとしております。

次に、物流対策についてであります。県では、昨年7月、本県物流を取り巻く現下の厳しい状況を踏まえ、部局横断的な取り組みを強化し、効率的な物流体制の構築やモーダルシフトの推進を図るため、私を本部長とする物流対策推進本部を設置したところであります。これまで本部では、農業や製造業の荷主の方々や、海上、鉄道、陸上の各運送事業者の方々との意見交換を行うとともに、個別訪問によるヒアリング調査を実施し、本県物流の実態把握等に努めてまいりました。その結果、今後の対応策として、トラック輸送に依存している貨物を海上・鉄道輸送に可能な限り集約することが重要であり、県としては、この貨物集約に向けた産業界の取り組みを誘導・支援するための対策を講じることが必要と考えるところであります。このため21年度予算におきましては、新規事業として、陸上トラック輸送から県内発着の海上・鉄道輸送にシフトした貨物に助成を行う物流効率化支援事業と、県内農業団体が取り組む農産物のJR貨物輸送へのシフトを支援するみやざき農産物鉄道輸送拡大推進事業を実施することとしたところであります。県といたしましては、こうした取り組みにより、県内産業界との連携、役割分担のもとで、物流対策を積極的に推進してまいりたいと考えております。

続きまして、地方分権についてであります。現在、国においては、地方分権改革推進委員会を設け、地方が主役の国づくりのために、国と

地方の役割分担や国の出先機関の見直し、税財政制度などについて、これまでの2年間に75回もの会議を開くなど、精力的に議論が進められております。しかしながら、これらの項目について、委員会が各省庁に対して実施している権限移譲推進等に関するヒアリング状況を見ますと、各省庁の回答は、予想どおりほとんどゼロ回答であり、今後もこの抵抗は続いていくものと思っております。このような状況を打開するためには、国民の支持と政治の強いリーダーシップが不可欠であり、国民的な議論の盛り上がり巻き起こす、政治主導による分権論議に期待しておるところでございます。私としても、今回の地方分権の議論が、単に国と地方との綱引きに終わることなく、権限や財源が十分に担保され、真に住民の利益につながるものとなるよう、全国知事会議の場やマスメディア等、あらゆる機会を通じて、さらなる地方分権の推進に向けて積極的に意見を申し上げてまいりたいと考えております。

次に、予算編成についての感想であります。平成21年度当初予算の編成に当たりましては、私のマニフェストの実現を目指して、地域経済の状況等も十分に考慮しながら、選択と集中の理念のもと、雇用創出・就業支援対策などの4つの重点施策を中心に、優先度の高い施策に積極的に取り組むことといたしました。その過程におきましては、財政状況が厳しさを増す中、収支不足額が中期財政見通しの278億円から337億円にまで拡大いたしました。財政改革プログラムに基づき、さらなる事務事業の見直しや歳入確保等を進めるなど、財源捻出に努めることにより、本県が直面する喫緊の課題にもしっかりと対応した予算を編成することができたものと考えております。さらに、経済・雇用情勢

は厳しい状況が続いておりますことから、この当初予算により、補正予算と一体となった切れ目のない対策を講じていくことができるものと考えております。

次に、財政健全化への取り組みについてであります。県では、現在、財政改革プログラムに基づき、徹底した財政改革に取り組んでいるところでありますが、地方交付税や県税等の減少、社会保障関係費や公債費の増等により、今後とも厳しい財政状況が継続するものと見込まれますので、収支不足を基金に頼るというこれまでの方法では、やがて当初予算の編成が難しくなるものと考えております。このため、諸産業の振興等による税源涵養に努めるとともに、財政改革プログラムの取り組みについて、歳入の確保、歳出の削減の両面から、徹底した分析・再検討を行いながら、着実に推進してまいりたいと考えております。また、税収など自主財源が乏しい本県にとりましては、とりわけ、財政調整機能と財源保障機能を有する地方交付税総額が安定的に確保される必要がありますので、今後とも、全国知事会等を通じて、国に対して要望してまいりたいと存じます。

次に、高齢者対策についてであります。高齢化が進む中、県勢を活力あるものとしていくためには、元気な高齢者の皆様が、生きがいを持って、長年培った知恵や経験などのシニアパワーを発揮し活躍していただくことが、県民総力戦による新しい県づくりを進める上で不可欠であると考えております。このため、県といたしましては、老人クラブへの支援や、ねんりんピックの開催など、高齢者のスポーツ・文化活動の促進等に努めるとともに、ボランティア活動等に積極的に参画していただけるよう、高齢者が地域社会に貢献できる機会の拡大に取り組

んでまいりたいと考えております。

次に、広域拠点工業団地整備促進事業についてであります。御質問にありましたように、現在、世界的な景気悪化により、企業の設備投資は減少しておりますことから、企業立地は非常に厳しい状況にあることは認識しております。しかしながら、国内の企業においては、太陽電池を初めとする新エネルギー関連など、業種によっては依然として投資意欲が高いこと、また最近、操業までの迅速性や工場集約化を図る観点から、造成済みの大型の工業団地を求める傾向があることなどに加え、県内においては、厳しい財政状況の中で、大型工業団地の建設構想を持っている市町村もあるなど、さまざまな動きがあります。したがって、私といたしましては、今後、景気が回復したときに、企業の大型投資に素早く対応できるようにすることが重要と考え、今回、この事業に取り組むこととしたものであります。

WBC日本代表宮崎合宿についてであります。今回の合宿は、イチロー選手などのメジャーリーガーを初め、日本プロ野球のトップ選手が多数参加されたことから、期間中、全国から約24万人のファンが観戦に訪れるとともに、多くの報道関係者が宮崎に集結し、メディアを通じて連日、宮崎の名前が全国に発信されました。県民の皆様にも、超一流のプレーを間近に観戦できる絶好の機会になるなど、スポーツランドみやぎきの推進に大きな効果があったものと認識しております。練習試合につきましては、県といたしましても全面的な協力を行いましたが、試合が急遽決定されたことから、開催に向けた準備や周知のための時間がほとんどなかったこと、当初考えられていた入場チケットの事前販売ができなかったことなどから、整理

券の配布等において混乱する場面も生じたところであります。これまでに例のない大変厳しい条件の中での大きなイベントでありましたが、大会2連覇へ向けた日本代表の本県合宿が、大きな事故もなく終了しましたことは、県民の皆様を初め、地元関係機関の連携、協力のたまものと考えております。今後とも、関係機関との連携を図り、県民の皆様のお理解をいただきながら、スポーツランドみやぎきの一層の推進に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、農業の持つ潜在的資源を生かした産業振興についてであります。私たちの暮らしと命を支える農業こそ、今世紀の成長産業だと私は確信しており、受け継がれてきた農業資源をフルに活用するとともに、新しい視点での取り組みを推進することにより、農業の持続的発展と地域経済の活性化、さらには雇用の創出につなげることが、私の務めであると考えております。農業は自然条件に大きく依存しており、不安定かつ困難な面もありますが、最近では、外食産業や一般企業の農業参入や産地との提携、農業分野での商品開発や技術開発など農商工連携の動き、さらには、金融機関等の農業分野における市場開拓など、産業界からの期待が一段と高まってきております。農業に対するこのような追い風のある今こそ「転機」ととらえ、農業分野の枠組みを越えた多様な人・技術との連携を図り、農産物の高付加価値化や生産技術の効率化を進める、宮崎発のビジネスモデルを構築してまいりたいと考えております。

最後に、道路特定財源が一般財源化されることによる、本県の道路整備に与える影響と今後の対応についてであります。本県にとって道路は、産業・観光振興を初め、日常生活、救急医療、災害対策等につながる命の道であります。

緊急かつ計画的に整備を進めていく必要があると考えております。現在、国会で地域活力基盤創造交付金という新たな交付金を盛り込んだ来年度予算案が審議中であり、それによりますと、新たな交付金等で構成される地方への配分額は、前年度並みの予算が確保されているところではありますが、道路改築を対象にした補助金は削減され、新たな交付金についても、交付率や用途等、詳細な内容について国が検討中であり、不透明な状況であります。また、直轄事業費は前年度比マイナス12%となっており、地方の高速道路を初めとした道路整備への影響が懸念される所でございます。しかしながら、本県のように道路整備がおこなわれている地方に対しては、国が責任を持って必要な予算を配分するよう、機会あるごとに訴えてきたところであり、本県においては優先的に予算が配分されるものと思っております。今後とも引き続き、予算の確保について、関係団体とも協力しながら、国等に強く要望してまいりたいと考えております。以上です。〔降壇〕

○総務部長（山下健次君）〔登壇〕 お答えいたします。

21年度の県税収入の見込みについてであります。平成21年度の県税収入につきましては、国の税制改正による影響を初めといたしまして、地方財政計画、県内の経済動向、企業からの聞き取り、これまでの県税収入状況等を総合的に検討した上で、874億8,000万円と見込んだところでございます。この額は、景気後退による企業収益の悪化の影響などにより、平成20年度当初予算と比べますと87億2,000万円、9.1%の減となっております。なお、この内の約35億円は、都市と地方との税源の偏在を踏まえ、法人事業税の一部を国の税収とする地方法人特別税の創

設によるものであります。

次に、本県の地震対策についてであります。地震は、風水害とは異なり、現在の観測技術の水準では予測が困難なものでありますことから、その被害を最小限に抑えるためには、日ごろの備えをいかに充実させるかが重要であると考えております。このため県では、平成19年3月に宮崎県地震減災計画を策定し、東南海・南海地震や日向灘地震などが発生した場合の被害軽減を目的として、防災意識の啓発や自主防災組織の充実、木造住宅や公共建築物の耐震化の促進、土砂災害対策の充実などに取り組んでいる所でございます。また、宮崎県防災対策推進条例に基づき、毎年5月の第4日曜日の「宮崎県防災の日」を中心といたしまして、地震や津波を想定した県民参加型の総合防災訓練を実施するとともに、テレビ、ラジオなどを活用した県民への啓発に重点的に取り組んでいる所でございます。さらに今年度は、地域防災活動のリーダーとなる防災士について、県が直接養成する機関としての認証を受ける新たな取り組みを行った結果、これまで年に10ないし15人の規模でしかふえなかったものが、今年度は一挙に約80名の防災士がふえる見込みとなった所でございます。今後とも、関係部局と連携しながらこれらの取り組みを推進し、自助・共助・公助の充実に努めながら、地震への備えを強化してまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○福祉保健部長（宮本 尊君）〔登壇〕 お答えします。

まず、医師臨床研修制度についてであります。この制度につきましては、医師が不足する地方や診療科の医師確保につながるよう、その見直しを国に対して強く要望してきたところで

あります。今回の見直し案は、都道府県別に募集定員枠を設定するなど、本県の要望の趣旨に沿ったものも含まれており、一定の評価はできるものと思っておりますが、研修医が集中している都市部の病院の定数がどのくらい削減されるか、不透明な部分もあると考えております。県といたしましては、今回の見直しが研修医の増加につながるよう、研修医が本県での研修に魅力を感じるような、すぐれた研修指導医の育成を図るなど、宮崎大学や県医師会等と連携しながら、研修環境の充実に努めてまいりたいと考えております。

次に、寄附講座についてであります。宮崎大学では、幅広い病気に対応できる総合医の養成等を目的に、自治体の寄附金により運営される寄附講座について検討されております。この寄附講座につきましては、これまで宮崎大学と事務レベルで協議を重ねておまして、昨年12月に大学から、当講座では、地域医療のあり方を研究するとともに、総合医を育成し、将来的には地域に派遣するとの基本的考え方が示されたところであります。県としましては、地域の医師不足の解消にどの程度の効果があるのかなど、検討すべき課題もありますので、全国の取り組み状況も検証しながら、引き続き宮崎大学と協議してまいりたいと考えております。

次に、医師確保対策についてであります。医師不足への対応は、安全・安心な県民生活を確保する上で喫緊の課題であり、さまざまな取り組みを行っているところであります。まず、恒常的に医師が不足している僻地での医師確保を図るため、自治医科大学卒業医師を計画的に配置するとともに、医師派遣システムで、これまで2名の医師を採用しております。また、医師

修学資金につきましては、計画を大きく上回る23名の医学生へ貸与しており、早ければ平成22年度には公立病院等に派遣できるものと考えております。さらに、臨床研修医を確保するための指導医の養成や、特に不足している小児科医確保に向けた研修資金の貸与、あるいは市町村と一体となった医師確保の取り組み等も行っているところであります。これらに加え、来年度の新規事業としてお願いしておりますが、いわゆるコンビニ受診により医師が疲弊し、医療現場を去るということが医師不足の原因の一つとなっておりますことから、医師の負担軽減を図るため、救急医療の適正利用の啓発を行うとともに、増加しております女性医師対策にも力を入れていきたいと考えております。

最後に、子育て支援対策についてであります。子育て家庭のさまざまな不安感や負担感の軽減を図るには、保育サービス等の充実とともに、社会全体で子育てを支援する機運や仕組みづくりが重要であると考えております。このため現在、民間企業等の協賛により取り組んでおります「みんなで子育て応援運動」とあわせて、来年から、県民による子育て支援活動の拡充を図ることを目的とし、 「子育て応援人材バンク」の構築に取り組むこととしたところであります。この事業は、助産師や保健師などの資格を持つ方や、団塊の世代等の子育ての経験者など、子育て支援にすぐれた技能などを持つ方を募集・登録し、子育て支援センター等にその人材情報を提供することにより、地域における子育て支援の充実につなげようとするものであります。今後とも、この事業の展開を初め、各種の子育て支援施策を総合的に推進し、安心して子供を生み、育てることができる環境づくりに努めてまいりたいと考えております。

以上であります。〔降壇〕

○商工観光労働部長（高山幹男君）〔登壇〕

お答えいたします。

まず、中小企業向けの資金対策についてであります。世界的な景気後退の影響を受けまして、現在、中小企業の経営状況は一段と厳しさを増しております。このため、県におきましては、国の緊急保証制度と連動したセーフティネット貸付の融資枠を、今年度は、当初の52億円から、1月に補正を行い、150億円まで拡大したところでありますが、来年度は、深刻な経済状況等をかんがみ、当初から200億円の融資枠を確保することとしたところであります。また、保証料を現行の年0.55%から、九州では最も低い0.45%とし、中小企業の負担軽減を図ることとしております。さらに、セーフティネット貸付を補完する経済変動・災害対策貸付についても保証料の軽減を図ったほか、融資枠を今年度の34億円から来年度は50億円に拡大することにより、両貸付合わせて250億円の緊急経済対策資金を確保することとしたところであります。今後とも、企業活動に不可欠な金融の円滑化を図るため、資金需要の動向を踏まえながら的確に対応するなど、中小企業の資金繰りの支援に万全を期してまいりたいと考えております。

次に、広域拠点工業団地整備促進事業に関する御質問でございます。まず、事業の実施期間についてであります。1つの大型団地の整備事業に着手してから分譲完了するまでに5年程度はかかるものと考え、貸付金の貸付期間を5年間と定めております。

次に、新たな工業団地の整備に着手するリスクにつきましては、市町村と協力して、交通インフラや人材確保など企業ニーズに沿った工業団地を整備することにより、対応してまいりた

いと考えております。なお、本事業により新しい工業団地が完成するまでには、まだ数年の期間を要します。御質問にありましたフリーウェイ工業団地につきましては、引き続き全力を挙げて誘致活動を展開し、早期の分譲に努めてまいりたいと考えております。

また、立地が長引いた場合ということですが、まずは貸付期間内に分譲が完了するよう、市町村と一体となって積極的な誘致活動に取り組んでいきたいと考えております。

次に、東アジアとの交流についてであります。本県の産業の活性化を図るためには、歴史・文化や経済など、密接な関係にある東アジアとの交流拡大が大変重要であると考えております。観光につきましては、現在、本県観光の強みであるゴルフを生かした取り組みなど、各国ごとに有望なテーマを定めて、韓国、台湾、香港、中国を中心に誘致活動を行っております。また、海外からの誘客にはスケールメリットを生かすことも重要でありますので、九州観光推進機構と一体となって事業を展開しております。今年度からは、福岡空港との直行便を有するタイ及びシンガポールにおける観光誘致事業にも取り組んでいるところであります。今後とも、各国のニーズ等の把握に努めながら、東アジアからの観光客誘致を進めてまいりたいと考えております。

また、急速な経済発展に伴い富裕層が増加する東アジアは、今後の県産品の販路拡大先として有望な市場になるものと考えております。このため今年度、県や関係団体、民間企業が一体となって、県産品の総合的な輸出促進に取り組むための指針となります「東アジア販路拡大戦略」を策定したところでありますので、今後は、この戦略に基づき、官民の連携を充実強化

しながら、東アジアにおける県産品の一層の販路拡大や定番・定着化を図ってまいりたいと考えております。

最後に、コンベンションの誘致についてであります。県におきましては、大規模会議等の誘致を促進するため、みやざき観光コンベンション協会と一体となって、会議等開催に係る経費の補助や、開催決定権を持つキーパーソンの本県への招聘に加え、会議の際には、郷土芸能の提供などおもてなしの充実にも努めているところであります。また、対象を絞った誘致活動も効果的でありますので、今年度は、厳しい経済状況の中でも安定的な開催が見込める学会等の誘致を強化するため、学術会議等誘致推進懇談会を設置し、県内大学等関係者及びコンベンション施設関係者との連携強化を図ったところであります。コンベンションの開催は、地域経済の活性化に加え、本県観光のPRや観光客のリピーター化が期待できることから、今後とも、このような新たな展開を図りながら、より実効性のある誘致活動に努めてまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○農政水産部長（後藤仁俊君）〔登壇〕 答えいたします。

まず、平成21年度の農業関係当初予算の考え方についてであります。地域経済全体が景気後退など厳しい局面を迎えている今こそ、本県の基幹産業である農業の所得向上と生産拡大を図りまして、地域経済を活性化していくことが大変重要であると認識しております。このため、改革の視点として、所得向上につながる生産・流通販売システムの構築、地球温暖化に対応した環境負荷を軽減する農業生産の振興、輸入資源への依存度の低減と食料自給率向上への貢献、そして、本県農業・農村の基盤を支える農

業資源の有効活用の4つの柱を基本として、各種の施策を講じることとしたところであります。

具体的には、農商工連携の促進やバイオマス資源の有効活用、飼料用米や業務用農産物の生産拡大、さらには優良農地の面的利用集積などを積極的に展開していくこととしております。これらの取り組みにより、本県の豊かな自然環境を生かし、あらゆる分野の人・技術との連携や生産基盤を十分に活用した収益性の高い生産構造の構築に努めてまいりたいと考えております。

次に、肉用牛農家の経営安定対策についてあります。御指摘のとおり、肉用牛農家の経営は大変厳しい状況にあると認識しております。このため、肥育農家につきましては、1頭当たりの所得の減少を補てんする、国の肉用牛肥育経営安定対策事業、いわゆるマルキン事業において、一定の改善措置が図られるとともに、国の家畜飼料特別支援資金に対し、県などによる金利の負担軽減を行っているところであります。また、繁殖農家につきましては、子牛価格安定制度等に加え、今議会に、優秀な雌牛群への更新を推進し、地域全体をレベルアップさせる宮崎牛資質向上緊急対策事業を、平成21年度新規事業としてお願いしているところであります。県といたしましては、今後とも、これらの制度の有効活用を推進するとともに、引き続き、国に対し制度の拡充強化を強く要望し、肉用牛農家の経営安定が図られるよう、支援に努めてまいりたいと存じます。

次に、今後の沿岸漁業の振興についてであります。本県の沿岸漁業は、水産資源の減少、魚価の低迷等に加え近年の燃油高により、経営状況は極めて厳しく、担い手も減少しているところ

ろであり、適切な資源管理による安定的な生産の確保や、収益性を重視した経営への転換を早急に進めることが重要であると認識しております。このような認識に基づき、21年度におきましては、資源の適正管理を図るため、これまでの種苗放流等に加え、新たに、漁業の生産力を向上させるマウンド魚礁の設置を推進するとともに、漁業の収益性を向上させるため、コスト削減に加え、魚価の向上を図るための多様な販路の構築等の取り組みを支援してまいりたいと考えております。さらに、温暖化研究センターを中心に、藻場の減少など温暖化による影響緩和を進めてまいりたいと考えております。県といたしましては、今後とも、市町や関係団体との密接な連携を図り、これらの課題に的確に対応し、本県沿岸漁業の振興に努めてまいりたいと存じます。

最後に、農業用水を活用した小水力発電についてであります。小水力発電は、温室効果ガスの排出削減はもとより、農業水利施設管理に係る農家負担の軽減にも資するものであります。今後、導入に向けては、採算性等の課題や諸手続などを検討する必要があると考えております。このため県では、平成21年度新規事業としてお願いしております、農業用水の自然エネルギー利用促進事業によりまして、発電タイプ別の課題の検討や技術的手引等の作成を行い、土地改良区等への情報提供や啓発普及に努めてまいりたいと考えております。さらに、これらの取り組みの成果等を踏まえながら、市町村や土地改良区とも連携し、国庫補助事業を活用した施設整備の検討を進めてまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○県土整備部長（山田康夫君）〔登壇〕 お答えいたします。

今後の道路整備方針についてであります。本県では、生活圏・経済圏の拡大に対応した県内1時間構想の実現等を基本目標にして、「産業」「地域」「くらし」を支援する道づくりを道路整備の基本方針としております。この基本方針を踏まえ、具体的には、広域行政への対応、高速道路へのアクセス、災害時の孤立化解消、渋滞対策、市町村合併等を支援する道路整備などに重点的に取り組んでいるところであります。また、特に山間部において、2車線での整備が困難な区間については、見通しや離合場所を確保する、いわゆる1.5車線の道路整備を導入するなど、地域の実情に応じた道路整備にも取り組んでいるところであります。今後とも、本県の道路整備につきましても、厳しい財政状況の中ではありますが、限られた財源を有効に活用するため、県民の皆様の御意見等も伺いながら、計画的・効率的な整備を進めてまいりたいと考えております。

次に、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」、いわゆる品確法についての取り組みであります。品確法に基づく主要な施策の一つであります総合評価落札方式について、県土整備部では平成18年度から試行を開始し、18年度は3件、19年度は68件実施してまいりました。今年度は、試行結果の検証や関係団体からの意見等を踏まえ、評価項目や配点等を大幅に見直すとともに、適用範囲を予定価格2,000万円以上に拡大し、8,000万円以上の工事は原則すべて試行対象とするなどの取り組みを進めてきたところであります。この結果、今年度の試行件数は現時点で240件を超えており、予定価格2,000万円以上の工事件数の約56%、金額ベースでは約72%に相当するものであります。加えて、本年1月には、小規模工事を対象に、本県独自の地域

企業育成型の試行を開始したところであり、今年度は100件程度実施する予定であります。また、不適切な施工の防止を目的に、施工体制監視チームを設置し、施工体制の重点点検を抜き打ちで実施するなど、工事の品質確保に努めているところであり、さらに、落札率が低い工事について、監督業務の重点実施、中間検査の追加実施など、工事監督・検査体制を充実強化しているところであり、今後とも、品確法における発注者の責務を果たし、公共工事の品質確保の促進に努めてまいりたいと考えております。

最後に、建設資材単価の設定及び予定価格の積算についてであります。予定価格を算出するための各種建設資材単価については、需給の状況や取引の実態等の調査をもとに、毎年4月に設定をし、基準を超える価格変動が見られる場合には、四半期ごとに改定しております。特に、鉄筋などの鋼材類や燃料油については、価格変動が大きかったことから、昨年5月より毎月見直しを行っているところであり、これらの資材単価のほか、労務単価や機械の経費をもとに、現場の施工条件を十分に把握した上で予定価格を積算しております。なお、現場の施工条件については、チェックリストにより確認するなど、その内容が予定価格に適正に反映されるよう各発注機関を指導するとともに、不適切な積算の事例があった場合には、その情報を各発注機関に周知し、再発防止に努めているところであり、今後とも、取引の実態等に即して建設資材単価を設定するとともに、建設技術センターや職場での研修の充実等により、職員の積算能力の向上を図り、適正な予定価格の積算に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。〔降壇〕

○企業局長（日高幸平君）〔登壇〕 お答えいたします。

まず、水力発電に対する企業局の取り組みについてでございます。企業局におきましては、これまで、本県の豊富な水資源を活用した水力発電の開発可能性について調査を実施してまいりました。しかしながら、新たな水力発電所の建設は、開発地点の奥地化等によりまして厳しい状況でございます。このような中で、出力1,000キロワット以下の小水力発電が、昨年新たに新エネルギーに位置づけられ、また、国の補助制度の拡充が図られるなど、開発環境が整備されてきたこともございまして、今後は、ダム等既存の施設における未利用エネルギーの有効活用も含め、小水力発電の開発を進めることといたしました。このようなことから、平成21年度から、祝子ダムの維持流量を活用したマイクロ水力発電施設について取り組むことにしたところでございます。小水力発電は、地域の未利用資源を有効に活用した身近な新エネルギーでもございますし、今後とも、維持流量設備のある他のダムにつきましても、開発に向けて引き続き調査検討を行ってまいりたいというふうに考えております。

次に、小水力発電の市町村等への技術的支援についてでございます。企業局では、農業用水や上水道などを利用した小水力発電の開発可能性調査を、平成17年度から実施しておりまして、この中で有望な地点につきましても、関係市や町、土地改良区に対して、調査結果や開竣工法などの技術的な提案を行っております。これまで、県内9カ所で調査を行っておりますが、このうちの有望箇所において、現在、来年度の国の補助調査事業への申請についての協力依頼もございまして、今後とも関係機関と連

携しながら、これまでの発電のノウハウを生かしまして、引き続き支援を行ってまいりたいと考えております。以上でございます。〔降壇〕

○病院局長（甲斐景早文君）〔登壇〕 お答えいたします。

まず、県立病院の今後の経営形態の検討における考え方についてであります。今後の経営形態の検討に当たりましては、これまで中期経営計画に基づいて進めてまいりました各県立病院ごとの収支の状況や運営状況等を踏まえまして、地方公営企業としての継続や、地方独立行政法人化あるいは公設民営化や民間移譲など、ふさわしいあり方について病院ごとに検討していく必要があると考えております。いずれにいたしましても、全県レベルあるいは地域の中核病院としての使命と役割を果たせますよう、経営の健全化と安全・安心な医療の提供の両立を図る観点に立った経営形態の検討が必要であるというふうに考えております。

次に、県立病院における医師確保についてであります。医師の確保は、喫緊かつ最重要の課題であると認識いたしておまして、私も各病院長とともに九州管内の各大学医局を訪問し、医師の派遣要請を行うとともに、県出身医師や臨床研修医への個別の働きかけなど、さまざまな取り組みを行ってきたところであります。平成21年度は、このような取り組みに加えまして、新たに医師の処遇や勤務環境の改善に取り組むことといたしておまして、このため、初任給調整手当を大幅に増額するとともに、延岡病院につきましては、医師確保の困難性にかんがみまして、上乘せ措置を行うこととしております。また、これまで医師が行っておりました診断書作成等の事務作業をかわって行う医療秘書の採用や、研究研修費における医師確保対策枠

の創設による先進病院や国際学会への派遣等の研究研修制度の充実を図るなど、総額で3億7,000万円に上る医師確保対策経費を計上したところでございます。医師確保につきましては、抜本的な解決策がない中で、大変厳しい状況ではありますが、今後とも、医師が働きやすい勤務環境の整備に努めながら、病院長ともども全力を挙げて取り組んでまいりたいと考えているところであります。以上であります。〔降壇〕

○教育長（渡辺義人君）〔登壇〕 お答えをいたします。

まず、中等教育のあり方についてであります。県教育委員会におきましては、中高一貫教育校として、全国に先駆けて五ヶ瀬中等教育学校を設置するとともに、平成19年度には宮崎西高等学校に県立中学校を併設して、6年間を通じた計画的・継続的な教育活動を展開しております。また、各地域におきましては、中学校と高等学校が交流授業を実施したり、つなぎ教材の作成・活用を行うなど、中高が連携した教育の推進を図っており、その中には「地域学」という新たな教科を設定し、地域に貢献する気概を持った人材の育成に努めているところでもあります。今後とも、市町村教育委員会と連携し、幼・小・中・高における一貫指導や、学校と家庭・地域社会が一体となった教育の連携の推進を図り、本県の自然や文化などの教育資源を活用しながら、宮崎ならではの教育の充実・発展に努めてまいりたいと考えております。

次に、学校裏サイト対策についてであります。昨年9月、本県独自に実施をいたしました学校裏サイトに関する調査の結果では、1つには、多くの学校に学校非公式サイト、いわゆる学校裏サイトが存在すること、2つには、実際

に嫌な思いをした児童生徒がいること、3つには、誹謗中傷等の問題に対して十分な対応がとれていないなど、課題も明らかになったところでもあります。このため、県教育委員会といたしましては、来年度の新規事業として、ネットいじめ対策推進事業を立ち上げ、ネット上のいじめなどの諸問題に対し、早期発見・早期対応及び未然防止の観点から、研修会などによる情報モラルの向上を図るとともに、情報収集・相談窓口としての目安箱サイトの開設や、啓発資料の作成など、具体的な対応策を講じてまいりたいと考えております。

次に、携帯電話の持ち込みについてであります。今年1月に実施いたしました本県の調査によりますと、携帯電話の持ち込みを原則禁止としている公立学校の割合は、小学校が91%、中学校が99%、高等学校が87%であります。携帯電話の持ち込みを原則禁止としていない小中学校においても、学校に不要物を持ち込まないよう指導いたしており、実質すべての学校が持ち込みを認めていない現状にあります。また、携帯電話の持ち込みを許可している定時制高等学校などにおきましても、授業中の使用を禁止するなど、一定のルールを定めているところでもあります。さらに、県教育委員会といたしましては、この2月に、県立学校に対しまして、特別な事情のある場合を除き、携帯電話の持ち込みを原則禁止とする方針を示したところでもあります。また、市町村教育委員会に対しては、文部科学省の通知及び本県の方針を示し、所管の小中学校に対する指導についてお願いをしたところでもあります。

続きまして、スポーツの振興についてであります。国民体育大会であります。国民体育大会につきましては、財団法人日本体育協会が中

心となって、平成15年3月に、大会運営の簡素・効率化と大会の充実・活性化を柱とする「国体改革2003」が策定され、その中で新体操少年男子の廃止の方針が示され、その後、平成21年度から実施しないことが決定されたところでもあります。県教育委員会といたしましても、これまで、県体育協会や競技団体と一体となって、財団法人日本体育協会や財団法人日本体操協会等に対し、その存続を強くお願いしてきたところではありますが、大変残念な結果となっております。新体操少年男子につきましては、御質問にもありましたように、地域の子供たちのあこがれであり、また、国民体育大会における本県の有望種目でもありますことから、今後とも、その復活について粘り強く要望してまいりたいと考えております。

最後に、県内の公立学校における運動場の芝生化についてであります。平成20年5月1日現在の調査結果で見ますと、市町村立の小学校では57校、中学校では19校、また県立の特別支援学校では、本校13校中12校で運動場を芝生化しているところでもあります。県立高校におきましては、いずれの学校も芝生化はいたしていないところでもあります。ちなみに、これらを全国の公立学校の状況と比較いたしますと、年次がちょっと古くなりますが、平成19年5月1日現在の芝生化率としてとらえますと、小学校では、全国平均3.9%に対し本県23.5%、中学校では、全国3.4%に対し本県11.0%、高等学校では、全国7.7%に対して本県は、先ほど申し上げましたように0%であります。特別支援学校の本校につきましては、全国との比較データはないところでもあります。なお、本県の県立高校につきましては、ほとんどの学校で常時スパイクを用いる部活動が行われており、維持管理が極

めて困難でありますことから、運動場の芝生化は進めていないところであります。今後の取り組みであります、特に小中学校の運動場について、児童生徒が楽しく安全にスポーツに親しめる環境づくりとして、また、環境の保護に資する施設整備の一環として、各市町村教育委員会の自主性を尊重しながら、国の補助事業の活用を促してまいりたいと存じます。以上であります。〔降壇〕

○警察本部長（相浦勇二君）〔登壇〕 ちょっとのどを痛めておりまして、聞き取りにくい点がありましたら御容赦いただきたいと思いません。

サイバー犯罪対策についてお答えいたします。昨年中の県内におけるサイバー犯罪の検挙件数につきましては、過去最高の32件を検挙し、対前年比でプラス14件、77.8%の増加となっております。内訳を申し上げますと、主なものは、インターネットオークション等を利用した詐欺事件が7件、電子掲示板等を利用した名誉毀損事件が6件、出会い系サイト等を利用した、いわゆる児童買春や青少年保護育成条例違反事件が5件などとなっております。また、相談件数につきましては、現在の統計のとり方で統一をいたしました平成16年以降、昨年が最高の1,311件を受理いたしております。これは対前年比でプラス395件、43.1%の増加でございます。相談の内訳で多い順に申し上げますと、詐欺や悪質商法に関する相談が808件、次いで名誉毀損、誹謗中傷等に関する相談が211件、インターネットオークションに関する相談が159件などとなっております。

申し上げるまでもございませんが、情報通信技術を悪用しますサイバー犯罪は、大変匿名性が高く、証拠隠滅が容易な上、近年の急速な情

報通信技術の発達に伴いまして、その手口は年々悪質、巧妙化、多様化をしております。事案の解明には相当困難な捜査を強いられている実情でございます。県警察といたしましては、このような捜査の現状に加え相談件数も急増しておりますことから、昨年3月に県警察本部内にサイバー犯罪対策室という組織を新たに立ち上げまして、専従の室員も増員をし、サイバーパトロールによる監視を強化するとともに、他府県警察と連携をとりながら徹底した取り締まりを行っているところでございます。また、情報通信技術に関する専門的知識・技能を有する捜査員の育成が、この種捜査には必要不可欠でございますので、サイバー捜査実務専科等、各種研修をきめ細かく行いまして、平成20年中は合計17回、延べ338名の警察職員を対象に専門的な教育研修を実施したところでございます。

また、被害防止のための対策といたしましては、広く県民に対して被害防止のための広報啓発活動を行うことはもとより、インターネットを利用しており、かつ被害に遭いやすいと考えられます中高生を重点に、その保護者、教職員も含めて、学校等へ出前形式により、サイバーセキュリティカレッジというものを行っております。昨年中は合計で150回、人員にして約2万4,000名の方を対象に開催いたしました。この場におきまして、インターネット上に潜む危険や、現実には起きました被害の実例を題材に、具体的な被害防止対策を教示したほか、有害サイト等へのアクセスを防止するフィルタリング機能の普及啓発を行ったところでございます。今後とも、広報啓発、サイバーパトロール、取り締まりの徹底はもとより、県内のプロバイダー等電気通信事業者で構成いたしますセキュリティ懇話会等の関係機関・団体との連携を強化

して、違法、有害情報の収集と迅速な削除要請を行うなどの点につきましても一層留意をして、サイバー空間の安全確保に努めてまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○水間篤典議員 たくさんの質問に御答弁をいただきまして、ありがとうございます。特に知事には、15項目について御答弁をいただきました。

少し時間がありますが、もう要望にかえませぬ。WBCの合宿の件について御要望申し上げておきたいんです。確かに、イチロー選手を含めて日本のトッププロが今回宮崎へ来て、本当にこれはすごいことでしたね。そういう意味では、入場料の問題、これが無料でなければあんな混乱にならなかったんだろうというような気もします。無料がゆえに、来た人、もらった人、もらわなかった人……。私の近くでは、福岡から電話が来たり、あるいは群馬県から来られた方で、とうとう入れなくて、今回のことでそういうあたりの配慮があればなど。今いろいろ聞きますと、メジャーの関係、球団との関係、いろいろあるようですから、今後、こういう大会をするなら、せめて球場に対する維持費というんですか、整理費というんでしょうか、そのくらいの何かやって……。でなければ、県庁職員も、恐らく張りつけで、あそこで6日間、話によると2～3時間しか寝る時間がなかったというような話も聞きます。それは当然、職員ですから、残業あるいは休日出勤の手当等々出るだろうと思います。そういう意味では、専門家に任せたり、そういうことも今後、恐らく想定外というような流れだろうと思うんです。

会長の話では、先ほど、全国集めて焼き肉大

会をやれと。こんなことも、一つのイベントのあり方も十分にまた研究していただいて、このような混乱がないような……。そうでないと、今回のことについては、見られた人と見られなかった人の差は物すごく大きかったですよ。知事が「おもてなし日本一」を標榜される。このことは、ここについてはおもてなしはないのかと、そこまで問われかねないことになりますので、ひとつ今後のこういうイベント——特に今回のWBCについて、日本代表が2連覇することも大事でして、事故もなく終了したこと、本当にこれはよかったなと思っておるところでございます。また、選手も会場に入るのにおくれたような例もあったようでございますから、ひとつ今後の問題として整理をしていただければと思います。よろしく願いをいたします。

次に、医師確保について。これも要望にかえませんが、実は私も、一昨年ですか、19年11月議会で、医師確保の進捗、宮崎大学の定員増の進捗状況、あるいは自治医科大卒医の定着率が低い理由、あるいは県内の女性医師の割合、院内保育の問題、宮崎大学から申し出のあった寄附講座の問題等々質問をしました。また、19年の11月ですから、この寄附講座のことも、ちょうど監査委員の流れで質問をする機会がありました。知事に直接言った覚えもあるんですが、福祉保健部として一生懸命やりながらも、宮崎大学は、県は何も対応していない、対応が悪いんじゃないかと報道をされるということ自体、これは意思の疎通がうまくできていない。福祉保健部長が宮大との協議を一生懸命進めながらもこういう報道になるということは、どちらかの意思の疎通がうまくいっていないととられかねないと思います。そこらあたりも、今度の寄附講座についても、宮大も一生懸命考えておら

れるようで、専門医をどうにか派遣したいということですから、今後十分、協議の中で意思疎通を図っていただきたい。

それともう一つは、県立病院でも、先ほど言いました、延岡病院と日南病院の医師確保の問題。地域の中核病院あるいは拠点病院となる病院が医師不足に陥っているというような状況は、県民の安心・安全な生活を確保できているとは言えないと思います。そういう意味では、大変かもしれませんが、せめて県立病院については医師の確保ができる、しなきゃならない、こういう使命感、それと、やはり大学の医局に十分な——やっておられると思います、思うんですけども、なかなか現実として伝わっていない。こうやって、県としてはうまく派遣システムをとりながら、あるいは23名の学生に貸与もされながら——来年になるとうまくいくのかもしれませんが——中核病院、拠点病院としてのあり方、医師の確保の仕方をひとつ十分に御検討いただきたい、そう思います。

もう一点は、農政の、先ほど一番先にお聞きしました1人当たりの県民所得の問題です。私が言いたかったのは、今、農業の産出額が3,078億円ですか、いわば全国6位という……。これは8位から、7位、6位と上がった。常に3,000億円そこらなんです。これが4,000億円、5,000億円になぜならないのか。せっかく3,100億に近いあるいは3,200億に近い農業粗生産額、産出額の本県が、今、農政の予算を見ると550億なんです。これで3,000億の産出額なのか。もっと多額な、もうちょっと思い切った予算措置——先ほどのお話の中にもありました、やっぱり農業をやってよかったなど。食糧危機というのは絶対来ることが想定されるわけですから、農業県の宮崎県としては、もう

ちょっとそこらあたりを……。県民所得を上げる、これはそのまま人数で割っていますから、確かに低いんですけど、農業所得から考えると確かに460万ぐらい取っておられるんです。しかし、県全体の所得を上げる、農業をやってよかったということは、そこらあたりもうちょっと思い切った農業政策をやっていただきたいと思います。

最後に、先ほどの新体操の問題、これは私の出身の小林市の問題でありました。私だけの問題じゃないとは思っていますけれども、やはり国体で青少年が一生懸命頑張っている、小林工業高校というのは、実は全国高校総体で4回優勝しているんです。それから、選抜大会で3回優勝しています。国体で3回優勝している。だから、10回全国を制覇している。このくらいの競技力を持っている。日体協というのもちょっと、と思うんですけども、国体のいろんな流れで、教育長としては非常に頭の痛い問題だったんだろうと思いますが、やはり今後、そういう子供たちのことも考えながら、高体連、中体連、小体連、いろいろある、そうして、ここまでその人たちの協力があって、こうやって出てきたわけですから、そういう意味では、もうちょっと県民の気持ちを早く伝えながら、日本体育協会に速やかな陳情をする、そこらあたりも知事と一緒にしながら、陳情活動、存続運動もやるべきだと思いますので、今後の問題として、復活に向けて進めていただければと思います。

時間が来ましたので、これで私の代表質問を終わります。どうもありがとうございました。

(拍手)

○坂口博美議長 以上で本日の質問は終わりました。

平成21年 2月25日(水)

あすの本会議は、午前10時開会、きょうに引き続き代表質問であります。

本日はこれで散会いたします。

午後 3 時 0 分散会

2月26日（木）

平成 21 年 2 月 26 日 (木曜日)

午前 10 時 0 分開議

出席議員 (44 名)

- 5 番 武井俊輔 (愛みやざき)
- 6 番 西村賢 (同)
- 7 番 川添博 (無所属の会)
- 8 番 河野安幸 (自由民主党)
- 9 番 山下博三 (同)
- 10 番 黒木正一 (同)
- 11 番 松村悟郎 (同)
- 12 番 坂口博美 (同)
- 13 番 前屋敷恵美 (日本共産党宮崎県議会議員団)
- 14 番 高橋透 (社会民主党宮崎県議団)
- 15 番 太田清海 (同)
- 16 番 外山良治 (同)
- 17 番 冨師博規 (愛みやざき)
- 18 番 松田勝則 (同)
- 19 番 中野廣明 (自由民主党)
- 20 番 横田照夫 (同)
- 21 番 十屋幸平 (同)
- 22 番 押川修一郎 (同)
- 23 番 外山衛 (同)
- 24 番 宮原義久 (同)
- 26 番 田口雄二 (民主党宮崎県議団)
- 27 番 河野哲也 (公明党宮崎県議団)
- 28 番 新見昌安 (同)
- 29 番 満行潤一 (社会民主党宮崎県議団)
- 30 番 徳重忠夫 (自由民主党)
- 31 番 井本英雄 (同)
- 32 番 丸山裕次郎 (同)
- 33 番 野辺修光 (同)
- 34 番 濱砂守 (同)
- 35 番 萩原耕三 (同)
- 36 番 黒木覚市 (同)
- 37 番 中野一則 (同)
- 39 番 井上紀代子 (民主党宮崎県議団)
- 40 番 権藤梅義 (同)
- 41 番 長友安弘 (公明党宮崎県議団)
- 43 番 鳥飼謙二 (社会民主党宮崎県議団)
- 45 番 緒嶋雅晃 (自由民主党)
- 46 番 水間篤典 (同)
- 47 番 中村幸一 (同)
- 48 番 蓬原正三 (同)

- 49 番 米良政美 (自由民主党)
- 51 番 外山三博 (同)
- 52 番 福田作弥 (同)
- 53 番 星原透 (同)

地方自治法第 121 条による出席者

- | | |
|-----------|-------|
| 知事 | 東国原英夫 |
| 副知事 | 河野俊嗣 |
| 県民政策部長 | 丸山文民 |
| 総務部長 | 山下健次 |
| 福祉保健部長 | 宮本尊一 |
| 環境森林部長 | 高柳憲一 |
| 商工観光労働部長 | 高山幹男 |
| 農政水産部長 | 後藤仁俊 |
| 県土整備部長 | 山田康夫 |
| 会計管理者 | 長友秀隆 |
| 企業局長 | 日高幸平 |
| 病院局長 | 甲斐景早 |
| 財政課長 | 西野博之 |
| 教育委員長 | 大重都志 |
| 教育長 | 渡辺義人 |
| 警察本部長 | 相浦勇二 |
| 代表監査委員 | 城倉恒雄 |
| 人事委員会事務局長 | 大野俊郎 |

事務局職員出席者

- | | |
|--------|-------|
| 事務局局長 | 石野田幸蔵 |
| 事務局次長 | 弓削孝幸 |
| 総務課長 | 田原新一 |
| 議事課長 | 富永博章 |
| 政策調査課長 | 桑山秀彦 |
| 議事課長補佐 | 孫田英美 |
| 議事担当主幹 | 日高賢治 |
| 議事課主査 | 山中康二 |
| 議事課主査 | 隈元淳二 |

◎ 代表質問

○坂口博美議長 ただいまの出席議員43名。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、昨日に続いて代表質問であります。

ただいまから代表質問に入ります。まず、社会民主党宮崎県議団、太田清海議員。

○太田清海議員〔登壇〕（拍手） 3月末をもって退職される県職員の方々にとって、本定例県議会は最後となります。県民サービス向上のために、県のさまざまな機関で働いてこられた方々に、心から敬意を表します。今後とも御自愛され、県勢の発展を温かく見守っていただきたいと思っております。

それでは、社会民主党宮崎県議団を代表して、代表質問を行います。

私は数カ月前、宮崎駅構内で、あるショッキングな光景を目にしました。私が駅の待合室のいすに座っていると、中学校を卒業したぐらいかなと思われる数人の若者が、作業服を着て、大声で話し合いながら集まってきました。そのうちの1人が、ストローを口にし、紙パックのジュースを飲んでいました。声が大きかったので、私は何だろうと思い、見詰めていました。すると、紙パックを持った男の子が、飲み終わった紙パックに息を吹き入れ、それを足元に落とし、飛び乗りました。大きな破裂音が駅構内に響き渡りました。待合室にいた人たちは、みんな一瞬、音のしたほうに振り返りました。ところが、その男の子たちは、紙パックを捨てることなく、あれよという間に笑いながら立ち去っていきました。一部始終を座って見ていた私は、注意することもできず、ただ不快な気持

ちになりました。私の周りで不快な表情をされた方も数人いたようです。しかし、行き交う人の多い待合室周辺での出来事、2～3秒もすると、何事もなかったかのように、もとどおりの駅構内の光景に戻ってしまいました。押しつぶされた紙パックが、ストローとともに残されただけでした。仕方なく私は、心重たくその紙パックを拾い、ごみ箱に捨て、その場を離れました。大人になり切れない子供たち、これが現実の日本。日本の行く末を思うとき、近年の成人式のこと思い出されて、ただ寂しい思いになりました。青春のエネルギーを無為に使い、何か寂しくありませんか。

ことしの文藝春秋3月号に、「竹中平蔵君、僕は間違えた」と題する、これもショッキングな論文が掲載されていました。作者は、新自由主義の信奉者であった中谷巖という人物であります。彼は、構造改革論者の急先鋒として、小渕恵三内閣の諮問機関「経済戦略会議」に議長代理として参加し、ちょうど10年前の1999年2月、「日本経済再生への戦略」という答申を行いました。その答申の内容は、規制緩和、構造改革を大きな柱とし、その思想は小泉内閣へと引き継がれました。そのような経歴を持つ彼が今、その論文の中で次のように言っています。

「日本型雇用の非効率的な部分ばかりに着目していた。その改革の先に日本社会がどう変わっていくのかまで見据えた議論をすべきだったと強く反省している」、さらにいわく、「しかし一方で、私は官僚との戦いに明け暮れるあまり、細部を思いやる心の余裕がなかったことを告白しなければならない。非常に残念なことだが、社会に生きる人々への視線が欠けていたのである」と。

この世界経済をリードしてきた理論、「新自

由主義」。その信奉者が、その新自由主義に決別するかのような次のような言葉も残しています。「新自由主義のモデルでは、個人と国家しか想定されていない。だから世界中どこでも同じ価値観、同じモデルが成立すると考えられてきた。しかし、そこには——この新自由主義のことでありますが——個人と国家の間にあるべき、固有の歴史を有し、人と人とがつながりを持つ社会への視点が決定的に欠けているのだ。あるべき社会とは何かという問いに答えることなく、すべてを市場に任せてきた改革のツケが、経済のみならず、社会の荒廃をも招いてしまった。それがこの10年の日本の姿である」ということでもあります。国政の場において、郵政民営化の問題すらその見直しが云々されている今日、今まさに、この10年を振り返って、何がおかしかったのか、国民総検証の時代に入ったのではないかと思います。そのような検証の視点と、私自身、30数年間、地方自治に携わってきた者として、地方自治を発展させていくという思いも込め、知事に質問をしたいと思いません。

まず、市町村合併と道州制の問題であります。

私の知人が、奥さんを連れてふるさとに帰ったときのことを話してくれました。彼のふるさとは、近隣の町村との合併を済ませ、新しい名称の町になっていました。たまたま多くの高齢者が集まっているゲートボール場に2人であいさつに行ったところ、みんなから奥さんの出身地を聞かれ、「どこ町です」と答えたところ、そこにいた高齢者の方々が一斉に言うには、「あんたん町の人たちは合併せんで賢いわ。私たちは何かあるというと、遠い役場まで行かにゃならんとよ」と、口々に合併がもたらした

不満をぶちまけたそうです。奥さんの出身地は、今もなお合併せずに残っています。高齢者の方々ほど、住民サービスが遠のいたことをひしひしと感じられているのではないのでしょうか。果たして、市町村合併は積極的に進めるべきものだったのでしょうか。市町村合併は町を活性化させたのでしょうか。

去る1月15日、「道州制シンポジウムin宮崎」が開催されました。知事もパネラーとして参加されていました。その討論の中で気になった言葉があります。「47都道府県というのは、馬に乗って1日歩く距離とか、人が1日歩く距離で、反対側の県境を決めている」と、座長が言われました。もう一つは、「140年前の廃藩置県と、そういったものの面積と人口割で、あるいは人馬が動く距離、時間というものが大体の物差しとなった。今は、情報も交通も、非常にスピード化、高度化となっています」、これは知事が言われました。私が気になった言葉というのは、「人馬の動く範囲」という言葉です。県境を決める場合、言い得て妙という感じでありました。しかし、人間皆、ひとしく年をとるもの、若い時代、文明の利器を利用できるとしても、悲しいかな年をとり、いずれは人皆、人馬の域に達するのであります。「人馬の域に達する」そのことを、さきに述べたゲートボール場の高齢者の方々の言葉が物語っているのではないのでしょうか。特に、中山間地域を多く抱え、高齢化と情報格差の問題も云々される宮崎県では、なおさらのことです。道州制により、県というものがなくなり、州という住民にとって遠い存在ができて果たしてよいものなのでしょうか。

さらに、地方自治法が予定していたと思われる自治体の規模を考えてみたいと思います。私

は、それはリコール制にもヒントがあると思います。このリコール制は、地方自治法第76条以降に規定されているように、その首長などを解職することができる住民の直接民主主義であります。それを何十万人、何百万人という署名を集めなければならない規模の大きな州とするのか、それともリコールが成立しやすい手ごろな自治体とするのか。私は、地方自治法の期待しているところは、リコール制度が機能しやすい規模というものを当然考えられていると思います。

以上が市町村合併と道州制に対する私の考えであります。我が会派で宮城県大崎市に視察に行ったとき、1市6町で合併を行った宮城県大崎市の幹部の方の言葉、「合併して失敗したと思っても、もう後に戻れないですからね」と、自嘲げみに語られたことを覚えています。今日の状況における市町村合併と道州制についての知事の見解を求めます。

次に、平成21年度政府予算案に対する評価についてであります。

政府予算案は、歳出総額88兆5,480億円、一般歳出51兆7,310億円で、一般歳出は昨年度と比較して9.4%の増と、初めて50兆円を突破しました。また、国債発行額は、4年ぶりに33兆3,000億円と30兆円を上回り、地方の長期債務残高と合わせると800兆円を突破し、過去最高を更新する見込みとなっております。政府は、これまでの財政再建路線との関係や見通しを示すべきではないかと思うのであります。また、道路特定財源の一般財源化の骨抜きや、いわゆる埋蔵金での一時しのぎなど、国民の不安を解消するにはほど遠いと思われませんが、知事は政府予算案をどのように評価しているのか、お尋ねいたします。

また、このように政府が財源確保に苦慮する中、家計緊急支援対策費として予算化された、いわゆる定額給付金約2兆円の性格が、生活支援なのか景気対策なのか、極めてあいまいとなり、国民の80%が評価しない結果となっております。医療や福祉に重点的に投入するなど、効果的な予算とすべきと思いますが、知事は定額給付金についてどのように認識しているのか、お尋ねします。

仮に給付とするなら、県民に支給されるのはいつごろになる見込みか、総務部長にお尋ねします。

次に、地方財政計画についてであります。

平成21年度地方財政計画は82兆5,557億円と、前年度比マイナス1.03%と、平成14年度以降、規模縮小に歯どめがかからない状況にあります。地方全体の歳出の約7割が国の法令により事務事業の実施が義務づけられるなど、地方の歳入は構造的な財源不足となる中で、平成21年度の財源不足は10兆4,700億円となっております。大不況を反映して地方税は36兆1,860億円と、前年比10.6%の大幅減となった分を、臨時財政対策債5兆1,500億円、財源対策債1兆2,900億円などで補てんされています。これらは地方債中心の借金による補てんであり、後年度の地方交付税算定の際に基準財政需要額に算入されるのはいえ、借金に変わりはなく、将来に大きな負担となることが考えられます。麻生首相の言うように、100年に一度の危機と言うなら、地域の失業者対策費、雇用創出などに対して思い切った財政措置を講ずるために、地方財政計画の縮減をやめるべきではないでしょうか。知事は平成21年度地方財政計画をどのように評価しておられるのか、お尋ねいたします。

次に、本県財政についてであります。

このような厳しい条件のもとで編成された平成21年度一般会計予算は、総額約5,625億円と、8年ぶりの前年度比0.6%増となったところであり、農業大学校を核とした農業・農村を支える人づくり事業などの景気雇用対策や、医師確保事業、新エネルギー対策、特別支援学校高等部設置事業など、当面する雇用対策とあわせ、県民の暮らしに焦点を合わせた予算であると思いますが、知事は本予算をどのように評価しておられるのか、お尋ねいたします。

そこで、財源の内訳を見てみますと、県税収入87億円の減や地方交付税170億円の減を、臨時財政対策債239億円の増などの取り崩しで補てんするなどの厳しい財政運営が続いています。また、基金の残高は約161億円となり、来年度以降、厳しい財政運営が見込まれますが、今後の財政運営の見通しについてお尋ねいたします。

次の2点の事業についてお尋ねします。広域拠点工業団地整備促進事業については、大規模な工業団地の整備を行う広域市町村に対して、県が限度額30億円を無利子で融資するというものですが、現在の景気の低迷と脱石油エネルギーという流れの中で、どのような産業の誘致を見込んでおられるのかお尋ねいたします。また、県内では、かなりの広さの工業団地が塩漬けになっていると聞きますが、県が開発したフリーウェイ工業団地の現状と、県内工業団地の整備状況についてお尋ねします。

これまで新年度予算は、2月定例県議会前に県議会と県民に突然公開されるという、極めて不十分な形で推移してきました。平成21年度予算から、主な事業の査定状況として、ホームページにより公開されたことを評価したいと思います。これにより、予算査定の流れを県民が見ることができそうですが、まだやや不十分であると

思います。今後どのように発展展開しようと思えるのか、総務部長にお尋ねいたします。

次に、派遣労働の問題であります。

この問題につきましては、私は、安藤知事時代に2回、東国原知事には3回、質問をしてきました。今日の派遣切りなどの状況を見ると、私が4年前から警鐘を鳴らしてきたことが、不幸にも的中したと言わざるを得ません。税収の落ち込み、年金受給権の喪失、生活保護や社会不安の増大など、将来にわたり地方財政に与える影響ははかり知れないものがあると思います。臨時職員と正規職員との間に派遣労働という第3の身分労働者がつくられ、それは、まるで江戸時代の士農工商にも似た、労働者側の新たな身分制度にも感じられます。さらに、使用者側にとって使い勝手のよいこの制度をカムフラージュするかのようになり、「働き方にもいろいろある。いろいろな働き方を求める若者のニーズにもこたえる制度だ」との理論構成でも制度設計されたこの労働者派遣法、知事は、今日の日本の状況を見て、この制度をどう評価されるか伺います。

次に、ふるさと納税制度と企業の内部留保の問題について伺います。

まず、ふるさと納税制度による本県への現時点での歳入額（納税額）及びこの制度導入による事務費用、さらに本県から他県に出て行った納税額が幾らと想定されるか、わかればお示しください。

さらに、ふるさと納税制度という制度自体、鳴り物入りで導入された制度にしてはたわいもなかったという感を受けます。それもそのはず、この制度はただ単に自治体間の税の奪い合いを奨励するだけのもので、無から有を生じさせるような画期的な制度とは思えません。言い

過ぎになるかもしれませんが、自治体間でマージャンをやっている、そんな感じであります。自治体が行う税の徴収制度としては邪道であると思います。

無から有を生じさせる制度、それは、私が昨年の6月議会で述べたように、高額所得者に対する課税強化、もしくはこれから述べる企業の内部留保に対する課税強化にあると思います。このことは、今日の日本の経済状況から、むしろ早急に議論されてしかるべきだと思います。

皆さんには資料を出しております。資料のその1ですが、これは宮日新聞社より、昨年12月24日の記事として、ここに掲載させていただきました。内部留保として見ておられますから、わかると思いますが、結局、大手16社でありましたか、これで内部留保が約33兆円もたまっておるといふことでもあります。この33兆円というのは、貸借対照表の中に載っておる利益準備金とか剰余金、全くの企業の利益であります。これにも手をつけなければならない。1984年当時は法人税率というのは43.3%でありました。現在はこれが30%に落とされているわけがあります。私は、こういったところの税制改革について述べていかなきゃならんのじゃないかなと思います。33兆円というのは、人員削減をされる人が年収200万ではワーキングプアでありますから、400万で割ったとしたら、825万人の人を1年間採用することができるわけです。私は、ここにこそ目を注いでいかなければならないと思います。100万円というのは札束にすれば1センチ、この33兆円をその1センチ間隔で並べていくと、330キロメートルとなります。延岡と宮崎を2回往復できる距離に、札束がずっと並んでいるということでもあります。

結局、所得の再配分機能を税制度によって実

現することが、格差社会を解消し、国内総生産の6割を占める内需寄与度をさらに高め、経済の活性化をもたらすことになるのではないのでしょうか。企業の内部留保に対する課税強化について、知事の見解を求めます。

次に、原子力発電についてであります。

新聞等マスコミの報道によると、昨年末、九州電力では、玄海、川内に次ぐ第3の原子力発電所の建設候補地として、宮崎県や熊本県が有力と報じられました。今年に入って早々の定例会見で、知事は、「九電側から県に計画概要の説明はあったが、候補地の具体的な提案はない」と述べられています。本県においては、92年に串間市において原発立地の話が持ち上がり、紆余曲折の末、九電が97年3月に市に白紙撤回を申し入れ、御破算となったという経緯もあります。原子力発電につきましては、県民の大きな関心事であります。知事の原子力発電に対する基本的小お考えを伺います。

以上、壇上からの質問はこれまでとして、以下の質問項目は質問者席から行います。(拍手)〔降壇〕

○知事(東国原英夫君)〔登壇〕 お答えいたします。

市町村合併と道州制についてであります。地方分権の進展や少子高齢化の進行、また厳しい財政状況など、市町村を取り巻く情勢が大きく変化する中、今後、一層多様化する住民ニーズに的確に対応していくためには、行財政基盤の確立が不可欠であり、市町村合併はそのための有効な方策の一つであると考えております。一方で、「合併をすれば行政との距離が遠くなるのではないか」との声も聞かれますところですが、合併市町においては、旧町村役場に総合支所を設置するなど、住民の利便性の確保に

努めているところであります。また、道州制は、現在の中央集権から地方分権へ移行するその最終形であり、住民により身近な基礎自治体が、現在の県が担っている行政サービスも含め、よりきめ細かく総合的に、いわばワンストップ的な拠点として住民サービスを行っていく制度になるものと考えております。

続きまして、平成21年度政府予算案の評価についてであります。来年度の政府予算案は、昨今の急激な金融経済情勢の悪化により、国民生活が危機に瀕する中、平成13年の骨太の方針以来の財政再建路線を転換し、当面の景気対策を第一に編成されたものと考えております。このような中、地方関連では、地方交付税が増額されており、私の無駄ゼロ会議における発言を初め「地方の声」に、一定の配慮をいただいたものと考えております。また、本県が国に対して重点的に要望しておりました子育て支援対策や地域医療対策、あるいは、本県が新たな「太陽と緑の国」を目指し、強力に推進していこうとしている太陽光発電関連の予算が大幅にふえたことについては、一定の評価をしているところであります。今後、国においては、経済対策と財政規律の両立という難しいかじ取りを求められますが、徹底的な歳出改革努力を続けるとともに、将来世代に負担をかけないよう、財源確保に向けた国民的な議論を深めていく必要があるものと考えております。

次に、定額給付金についてであります。定額給付金の目的は、まずは住民への生活支援ということであり、あわせて、地域の経済にも資するということであると理解しております。この生活支援という点では、少なからず家計は助かるのではないかと考えております。一方で、経済効果という点からは、内閣府は、給付金の4

割が新たな消費に回るものと想定し、実質成長率を0.2%程度押し上げると試算されているということではありますが、実際にどの程度が消費に回るのか、それによって景気回復にどの程度寄与することになるのか、そういったことも含めて、景気浮揚の効果は未知数と感じているところであります。

平成21年度の地方財政計画におきましては、政府の生活防衛のための緊急対策に基づき、地方交付税を別枠で1兆円増額することとし、これに合わせて、地方財政計画の歳出に特別枠として地域雇用創出推進費を創設するなど、雇用創出や地域の元気回復に必要な経費が追加計上されたところであります。その上で、地方交付税につきましては、原資となる国税の収入の大幅な減収等に伴い財源不足が生じたものの、国と地方とが折半して補てんする措置が講じられた結果、前年度比2.7%増の15兆8,000億円余が確保され、臨時財政対策債と合わせた実質的な地方交付税の総額は、前年度比15.0%増の20兆9,000億円余となっております。これらのことは、税収が大幅に落ち込む厳しい状況にあっても、地方が強く訴えてきた地方交付税の復元・増額の要請に一定の配慮がなされたものと考えております。なお、今回の追加計上分に関しましては、平成22年度以降の措置等について未確定な部分がありますが、今後も地域経済の厳しい状況への対応は必要であると考えられるため、地方の行政運営のための安定的な財源が確保されるよう、引き続き、知事会等を通じて要望してまいりたいと考えております。

平成21年度当初予算の編成に当たりましては、地域経済の状況等も十分に考慮しながら、選択と集中の理念のもと、雇用創出・就業支援対策などの4つの重点施策を中心に、優先度の

高い施策に積極的に取り組むことといたしました。その過程におきましては、財政状況が厳しさを増す中、財政規律の保持の観点から、大変苦しい予算編成でありましたが、財政改革プログラムに基づき、さらなる事務事業の見直しや歳入確保等を進めるなど、財源捻出に努めることにより、本県が直面する喫緊の課題にも、しっかりと対応した予算を編成することができたものと考えております。さらに、経済・雇用情勢は厳しい状況が続いておりますことから、この当初予算により、平成20年度補正予算と一体となった、切れ目のない対策を講じてまいりたいと考えております。

本県の財政状況は、財政調整のための基金残高が減少している中、今後も、社会保障関係費や公債費の増等が見込まれており、厳しい財政運営を強いられるものと考えております。一方で、本県は、経済・雇用対策を初め、中山間地域対策や医師確保対策などの緊急を要する課題、さらには長年の懸案である高速道路の建設促進や産業振興など、さまざまな課題を抱えております。このため、今後も財政改革を着実に推進し、財源の捻出に努めながら、選択と集中の理念のもと、優先度の高い施策にしっかりと取り組み、県勢の発展を図ってまいりたいと考えております。

次に、労働者派遣制度についてであります。労働者派遣制度につきましては、違法な偽装請負や不安定な日雇い派遣の問題など、労働者が安心・納得して働いていくには十分でない状況にあります。このため、現在、国会で労働者派遣法の改正が審議されており、その法案には、日雇い派遣の原則禁止など、労働者保護の仕組みを強化する内容が盛り込まれております。しかしながら、この法案が提出された後に、雇用

情勢の急激な悪化等により、派遣労働者の不適切な解雇・雇い止めなど、新たな問題が出てきておりますので、これらの問題に対応できるような制度に変更していく必要があるものと認識しております。したがって、今後とも、全国知事会を通じまして、国に対し、法的な整備等の必要な取り組みを進めるよう要望してまいりたいと考えております。

続きまして、企業の内部留保に対する課税についてであります。企業の内部留保につきましては、好調な企業業績を背景に、近年増加したことは認識しておりますが、この内部留保は、税を納付した後の余剰金であり、将来にわたる企業の活動資金でもあります。したがって、これに対する課税は、企業所得への二重課税や企業活動への影響などの課題があるものと考えております。法人税制を含め、税制度のあり方につきましては、基本的には国において十分な議論がなされるべきものであります。いずれにいたしましても、地方としては、現在の大変厳しい経済状況、雇用状況等を踏まえ、地方税財源が十分確保されるよう、地方六団体等とも連携を図りながら対応してまいりたいと考えております。

続きまして、原子力発電に対する基本的な考え方についてであります。原子力発電は、火力や水力、風力など他の発電方法と比較して、電力の供給安定性、経済性等のメリットがあるとされており、我が国の基幹電源として欠くことのできない存在となっております。しかしながら一方で、発電所が地震等に被災した際の対策や廃棄物処分の問題など、原子力発電の安全性等については、国民の理解が十分に得られていない状況もありますので、まずは、このような不安を解消することが不可欠である

と考えております。以上です。〔降壇〕

○総務部長(山下健次君)〔登壇〕 お答えいたします。

まず、定額給付金の支給開始時期についてであります。定額給付金につきましては、現在、各市町村で早期の支給を目指して準備が進められているところでありまして、早いところでは3月下旬、遅いところでも4月中には支給が開始される見込みであります。

次に、予算の査定状況の公表についてであります。予算編成過程の公表につきましては、県民目線に立った県政推進や透明性の向上の観点から、今回初めて公表を行ったところであります。何分初めての試みでありますので、今後、他県の事例等も参考にしながら、よりわかりやすい公表のあり方について検討を進めてまいりたいと考えております。

最後に、ふるさと納税についてであります。まず、受入額につきましては、本年1月末の時点で、33件、826万7,000円となっております。これに要した事務経費であります。ホームページの開設準備費用として平成19年度に14万円、平成20年度はクレジット払いに係る手数料等が4万円余ということで、合わせて18万円余でございます。なお、ふるさと納税制度は、県や市町村に寄附を行った場合に、寄附者が確定申告をすれば、その方の所得額等に応じて、一定額の個人住民税が控除される制度であります。県では個人の確定申告の内容を確認することができませんので、寄附による控除額について把握することは困難であると考えております。以上であります。〔降壇〕

○商工観光労働部長(高山幹男君)〔登壇〕

お答えいたします。

広域拠点工業団地整備促進事業についてであ

ります。御質問にありましたように、現在、世界的な景気悪化が続いておりまして、企業の設備投資は減少しておりますが、太陽電池を初めとする新エネルギー関連や医療機器関連など、依然として投資意欲が高い業種もございます。今回支援を考えております工業団地につきましては、「宮崎県地域産業集積・活性化基本計画」において集積を図ることとしております4つの業種の中でも、特にこのような業種に重点を置いて、市町村と一体となった誘致活動を展開してまいりたいと考えております。また、県内工業団地の状況であります。企業がすぐに工場建設に着手できる造成済みの用地が13カ所、約73ヘクタールありまして、このうち20ヘクタール以上のもは宮崎フリーウェイ工業団地のみで、ほとんどが5ヘクタール以下となっております。宮崎フリーウェイ工業団地につきましては、これまでに製造業2社に立地していただいておりますが、約28ヘクタールが未分譲となっておりますので、引き続き、関係市町と連携しまして積極的に誘致活動を展開して、早期の分譲に努めてまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○太田清海議員 ありがとうございます。特別これに対してはありませんが、市町村合併についても、財政基盤の確立、ワンストップであるとか、そういった利点、いいところもあると思いますが、行政基盤の確立については、私は、先ほど申した財政制度、国の税制度なりを国のほうで確立してもらうことによって、その分は確立できるんじゃないかなというふうにも思います。それと、自治体を存続させるということは、その地域の静かな公共投資、存続しておるだけで、それが公共投資につながっているんじゃないかなということを私は考えます。何

かそのように思います。

それと、定額給付金については、本当に——ただ、これには消費税が後でひっついてくるとするならば、給付金は1回、消費税は一生、そんな感じもいたします。

それと、企業の内部留保に対する課税強化がありますが、言われたとおり、内部留保に対する課税は二重課税になるだろうなというふうに思います。それで、先ほども言いましたように、法人税率を変えていくということで、その辺の調整はできるんじゃないかなと思います。本当に今日の状況を見たときに、大手はどんどん派遣切りをしていったりしておる。今からどんな状況になるのかなと思うぐらい、何か社会不安も出てくるんじゃないかなと思います。こんなに内部留保があれば、例えば昔の親方は、自分の工場の調子が悪くなったら、自分の嫁さんにも給料をやらんで、自分も給料をもらわんで、従業員に先に給料をやって……。それほどまでして従業員をかわいがってきたという、日本の古来のいい労働慣行といいますか、そういうのがあったわけですが、だんだん世の中がアメリカナイズされて、非常に無慈悲な社会になっているんじゃないかなということも、つけ加えておきたいと思います。

では、質問に行きます。次に、エコクリーンプラザみやぎの問題について質問をいたします。この問題につきましては、私はごみ処理の広域処理の規模問題に絞って質問をいたします。

過去を振り返ってみますと、県は、平成11年3月に宮崎県ごみ処理広域化計画を策定し、県内を3つのグループに分けた広域処理の考え方を示し、エコクリーンプラザみやぎも、その延長線上に整備されてきたものであります。我

が会派では、平成11年、当時の9月議会等で、再三この問題を指摘しております。ごみ処理において、循環型社会づくりが基本であり、広域化によるごみの他地区処理（他地区に持っていくその処理）、それから大型焼却施設計画は、ごみへの関心、リサイクル意識を育てないこと、先決すべきは減量化の年次計画であること、そういったことを訴えています。またさらに、県の計画では、建設時だけでなく、稼働後も焼却炉産業に税金を注ぎ込む仕組みの計画となっていることなどを訴えてきました。県内3カ所という無理を重ねる広域化ではなく、県内7ブロックでのごみ処理を提言しております。今回のエコクリーンプラザみやぎの問題を見ると、内部決裁文書がないとか、通常では考えられない初歩的かつ基本的な問題があるわけです。余りにも大きな広域処理は、そのことにかえって意思決定を無責任にし、不透明にする体質をつくってしまったのではないのでしょうか。当時の我が会派の主張は、まさに要を得ていたと思います。それは、「一般廃棄物処理は市町村の責任」という原則に立ち戻り、内部意思決定が関係自治体から遠ざかっていく広域処理については、できる限りその広域の規模を縮小して考えていく、適正規模を常に考えていくということが求められているのではないのでしょうか。知事の見解を伺います。

○知事（東国原英夫君） ごみ処理広域化は、ダイオキシン類排出削減、リサイクルの推進や施設整備経費を初めとするごみ処理経費の削減等を目的として推進しているものであります。お話にありましたように、宮崎県ごみ処理広域化計画が策定された平成10年度当時は3グループでの計画でありましたが、現在は、県内を7ブロックに分けて、地域の実情に応じて、焼却

施設や最終処分場などを順次整備していく計画となっております。今までのところ、関係市町村の御理解と御協力もあり、着実に整備が進められておりますが、今後とも、市町村との十分な連携を図りながら推進してまいりたいと考えております。

〔「関連、16番」と呼ぶ者あり〕

○坂口博美議長 通告がありますので、関連質問を許可します。

なお、発言時間は、主質問者の質問時間の範囲内となります。外山良治議員。

○外山良治議員 県が進めるごみ処理広域化計画に対し、「身近な問題は身近な自治体で」の基本姿勢から反対でございました。しかし、平成11年1月、県生活環境部長藤崎氏の「県の構想でいけば、宮崎市は何もしなくていい。県が地元説得、金すべてやる。宮崎市にとって有利であると思う」との甘い言葉に乗り、参加することになったと記憶しています。平成12年12月にセンターに指定、平成14年12月、管理型最終処分場工事に着手、17年11月に供用開始されています。着手から供用開始、約5年間に発生した問題は、すべて「なぜ」の一言で表現できます。約50億円の莫大な損害発生は事実であります。知事の見解と、指導監督の立場にある担当部長の答弁を求めます。

○知事（東国原英夫君） その監督・指導責任は県にありました。公社設立のときの県の責任は、相当部分の責任はあると認識しております。これに関しては、今、外部調査委員会等の調査結果も含めて、また改めて検討していかなければいけないと考えております。

○環境森林部長（高柳憲一君） 今お話にありましたように、11年当時、いろんなやりとりがあったことは聞いております。対外的にどのよ

うな説明をしたのか、また、県に残っている記録や県議会などの議事録等も突き合わせて整理をする必要があると思っております。

今、県の責任ということでございますが、これは従来から申し上げておりますように、民法34条の公益法人の監督責任、それと廃棄物処理法上の廃棄物センターとしての監督責任については、十分認識をいたしております。

○外山良治議員 県は、外部調査委員会に調査を依頼するに際し、知事及び所管常任委員会も原因究明と責任の所在を求めていました。しかし、外調報告は肩透かしの報告となっております。外調委員長野崎氏は、「関係者の任意の資料提出や陳述であったため、責任の割合、個人個人の責任の問題まで踏み込むことはしなかった。今後、最終報告をもとに、損害賠償や処分、法的解決に向けた取り組みがなされることを考えている」としています。これに対し、私は違和感を持っています。県は、原因究明と責任の所在を求めたのであって、対応を諮問したのではないと思います。しかし、1月14日に出生された外調最終報告を受け、公社理事長は1月20日に刑訴法第239条規定により告発されております。さらに、2月17日、公社も同法230条により告訴を決定しています。また、報告事項3で、民事損害賠償請求を行うことも明らかにしていますが、訴状内容及び時期等については、それぞれ答弁を求めます。

○環境森林部長（高柳憲一君） 公社の告訴につきましては、今お話にありましたように、2月17日に開催されました臨時理事会で議決されたところでございます。平成17年度に在籍した理事長以下の役職員を背任罪の疑いで訴える内容となっております。その時期や詳細な内容につきましては、専門家とも協議の上、できるだ

け早くということでお聞きしております。また、損害賠償請求につきましても、理事会で報告がございまして、専門家と協議の上、できるだけ早く行いたいとのことであります。

県の告発につきましては、背任の疑いがあると考えておりますが、現在、関係市町村にも検討していただいているところでもありますので、時期につきましては、その状況も踏まえながらできるだけ早く、内容につきましては、専門家とも協議しながら詰めていきたいというふうを考えております。

○外山良治議員 報告第3号の相手先、民事、答弁漏れ。

○環境森林部長（高柳憲一君） 民事につきましては、当然、詳細については専門家と協議ということになります。基本的には業者ということになると考えております。

○外山良治議員 相手先。

○坂口博美議長 時計をちょっととめてください。質問の趣旨がわかりますかね。民事の相手先を尋ねられている質問でいいんですか。

○環境森林部長（高柳憲一君） 民事の相手先ということですが、これは契約に基づきまして、公社が業者に対して行うものというふうに理解しております。

○坂口博美議長 よろしいですか。

○外山良治議員 固有名詞。

○環境森林部長（高柳憲一君） 最終的に民事訴訟については専門家と協議ということですが、考えられますのは、設計・施工・施工管理業者が対象になると思いますが、詳細につきましては、専門家と協議をして行うということだと思っております。

○外山良治議員 休憩をお願いします。

○坂口博美議長 休憩をいたします。

午前10時51分休憩

午前10時51分開議

○坂口博美議長 再開します。

環境森林部長。

○環境森林部長（高柳憲一君） 臨時理事会における報告事項の3ということでございますね。これにつきましては、外部調査委員会の調査報告書を踏まえ、浸出水調整池の設計・施工管理を委託した日本技術開発株式会社、及び浸出水調整池の地盤工事を実施した三井住友・吉原・竹盛特定建設工事共同企業体に対して、弁護士と協議した上で損害賠償を行うというのが報告3号でございます。

○外山良治議員 知事も2月16日、関係市町村会議の中で、「速やかに刑事告発の手続に入るべきと判断した」と答えられています。時期と内容等について答弁を求めます。

○知事（東国原英夫君） 県の告発は、御指摘のように——ちょっと済みません、はっきり聞こえなかったんですけど——2月16日で間違いないございません。告発の内容は、犯罪の疑いが払拭できないといった理由で告発を決定したわけでございます。

○外山良治議員 わかりました。昨年の9月議会答弁で、知事は「外調委員会が原因究明・責任の所在調査が進められている。業者・個人の重大な責任が明らかになった場合、行政処分、損害賠償請求、告発等検討する」と答弁をしております。外調最終報告は、「責任の問題まで踏み込むことはしなかった」としています。理由は任意調査の限界としています。まず知事は、県の最高責任者として、全容解明、再発防止について責任を持っていると思います。いきなり警察への告発・告訴へ丸投げではなく、

県、市町村、公社等の組織を設置し、真相究明を図るべきと思います。知事の答弁を求めます。

○知事（東国原英夫君） 外部調査委員会の報告書によりますと、浸出水調整池が破損した原因の調査を行った中で、設計業務や工事の検査等において、環境整備公社に幾つかの重大な問題点があったと指摘されております。これらの中で、犯罪の疑いが払拭できないと考えるに至ったところで告発に至ったわけでございます。今、検討中でございます。委員長コメントにもありましたように、議員御指摘のように、あくまでも外部調査委員会というのは任意の調査でありまして、個々人の責任問題までは踏み込んでありません。しかし、当時の公社の役員によって引き起こされた問題であることは事実であります。公務員には法律上、告発の義務もありますことや、関係市町村長や地元住民からも「徹底的に真相究明を図り、法的に責任の所在を明らかにすべき」との意見が強く出されておりますことから、県としても告発する考えを表明したものであります。

○外山良治議員 県警本部長にお伺いをいたします。1月20日に、公社理事長が刑法第239条の規定により告発状を出されたとの報道がございました。これに対し県警は受理されたのか、また、いつ受理を考えておられるのか、答弁をお願いします。

○警察本部長（相浦勇二君） お答えいたします。

今、御質問にありましたが、1月20日、公社理事長が個人として告発状を持ってお見えになりました。告発事実は背任罪ということでございます。そこで、私どもといたしましては、背任罪ということでございますので、背任罪を一

定程度裏づける疎明資料はどのようなものがあるのかということ、あるいは具体的な説明ということを求めております。残念ながら、今のところ十分な打ち返しをいただいておりますので、きょう現在では受理をしていないということでございます。

○外山良治議員 今後、公社、県も近々、告訴・告発の動きがあると聞いていますが、公社、県の告発・告訴について事前相談等があったのかどうか、答弁を求めます。

○警察本部長（相浦勇二君） どうお答えしたらいいのか難しいですけど、公社の告訴の件につきましては、理事長さん個人としての告発の動きの延長線上でいろいろと事務連絡を受けておりましたので、想定もいたしておりましたし、一応議決がなされたということでございますから、内容は全くわかりませんが、恐らく追って何らかの告訴がなされるであろうというふうに承知をいたしております。

県の告発につきましては、実は私、先週の前半、報道を通じて知りました。知事が告発をするということを表明されているということ、実は新聞で見えて知りました。その後、ちょうど先週の木曜日に本定例議会が始まりました。その冒頭で、知事のほうから——ちょっと前は省略しますが——「関係市町村との協議を鋭意進めております。その中で、さらなる真相究明や責任の所在の明確化を求める声が強くと、県でも、その端緒の一つとして刑事告発を行う考えであることを表明したところ」という御発言を聞きまして、公の場ではそうなんだなということを確認いたしました。正直なところ、「その端緒の一つとして刑事告発を行う考えである」というのが、私たちには意味がよくわからなくて、ちょっと困惑しているのが率直なところで

ございます。

○外山良治議員 本部長は捜査の専門家だと伺っています。調査内容が県や市や公社において調査が尽くされていない段階で、あたかも警察が行政の下部附属機関であるかのように感じられる丸投げ刑事告発について、感想と経験等を含めて答弁を求めます。

○警察本部長（相浦勇二君） 済みません、ちょっと文脈が乱れるかもしれませんが、私も警察の中では一番刑事部門に長くお世話になってきておりますが、今回問題になっておりますような背任罪ということになりますと、私どもでは知能犯捜査と言いまして、捜査2課のセクションで扱うことになっております。捜査2課の経験で申し上げますと、私は、警視庁の捜査2課、兵庫県警の捜査2課長、振り出しで富山県警でも捜査2課にお世話になっております。それと、くしくも偶然ですが、この告訴・告発問題の全国の事務について統括する立場の課長補佐を、もう15年ぐらい前になりますけれども、警察庁の捜査2課でしております。

あくまで一般論でございますが、一般的には公的な組織・団体で世上言う何らかの失態があった場合には、通例、その当該機関あるいは監督官庁等において、いわゆる内部調査というものが行われるのが通例であると承知しております。その結果、関係職員に何らかの帰責事由が見つかれば、例えば懲戒等の処分、あるいは当該職員に弁償を求めれば済むということであれば、恐らく弁償を求める・弁償を求めても聞かないということになれば、当該職員に対する民事訴訟の提起というようなことが通常なされて、通例ですと——全体として余りいい話ではありませんので——当該機関や関係監督官庁の

ほうから、どこかのタイミングでマスコミ広報等が行われて、全体が総括をされると。その中で、どうしても犯罪である、こういうものは犯罪である、自分たちの手では捜査権がないのでできないということで残った部分について私どもに相談があるというのが、一番典型的で一般的な流れでありまして、その流れの場合でも、こういうことで、こういうことについて告発・告訴するということについては、事務レベルでかなり入念な打ち合わせを行うのが通例であると承知をいたしております。

そういう、言ってみれば一般的な流れに照らした場合、何とも評価できないですけど、正直、私にとっては、新聞報道や議会でのいろいろなやりとりを通じて知ることが余りにも多くて、ちょっと戸惑っておりますし、恐らく県の告発の動きがあるということでありまして、知事の御見識で告発をいただくということでしょうから、私の言いましたような、通例一般的な流れに近い形でお話が進むものであろうということを感じております。あるいは、私が今申し上げましたことが、知事、執行部に対して、もしかして非礼がありましたらお許しいただきたい。私の誤解であれば幸いですと存じております。

○外山良治議員 よくわかりました。関連質問を終わります。

○太田清海議員 一瞬、一問一答で緊張感が走りましたが、私のほうはトーンダウンして始めたいと思います。

話題を変えまして、高千穂線鉄道施設整理基金補助事業についてお尋ねをいたします。

この事業は、私も総括質疑で反対討論を昨年の12月の議会でやった関係で、行く末が心配でありまして、お尋ねいたします。この基金事業

の運営計画の概要についてお示してください。

○県民政策部長（丸山文民君） 基金の運営につきましては、去る2月17日に、県及び沿線自治体で構成する基金運営協議会を設置しまして、今後の方針を確認したところであります。方針では、まず、平成22年度までをめどに、不要施設の撤去計画と資金の積み立て計画を策定しまして、撤去費用の総額や基金への積立額と期間を明らかにすることとしたところであります。このため、計画に基づく新たな積み立ては、平成23年度以降となると考えております。また、方針の第2点目といたしまして、沿線自治体が施設の有効活用や撤去について検討する際は、住民の意見が反映されるよう配慮するとともに、撤去計画等の検討状況について公表していくこととしたところであります。

○太田清海議員 わかりました。この運営計画は、先ほど説明がありましたように、22年度中に検討して、整理期間は23年度からというふうになっておりますが、例えば、この23年度からいつまでに終わらなければならないとか、そういう河川法上か何かの法律上の規定で、いつまでにしなきゃいけないのかという限定はあるのでしょうか。

○県民政策部長（丸山文民君） 沿線自治体が高千穂鉄道から寄附を受けた施設のうち、法的に撤去の期限を定められたものはございません。ただし、将来の撤去費用や基金への積立額をできる限り早期に明らかにする必要があることから、平成22年度までをめどに、不要施設の撤去計画を策定することとしたところであります。

○太田清海議員 わかりました。それで、実はいろいろ資産が残っておるということで、それをいただいた自治体では、その管理費用が意外

と残ったりするんですね。線路の土手の横が自転車が通る通学路だったとか、草が茂ってきて、それを刈ってほしいとかいうことで、それぞれの自治体でその草刈りの費用とかが出たりするわけですね。そういった残存施設の管理費用は、この基金から出せないものかどうか、どうでしょうか。

○県民政策部長（丸山文民君） 基金は、活用が困難で撤去せざるを得ない施設の撤去費用を、県と沿線自治体が共同で負担し合う仕組みとして設置したものであります。土地や施設の維持管理費につきましては、自治体がみずからの財産を活用または保全するための費用でありますことから、県と沿線自治体で協議を行いました結果、基金の補助対象とはしないとしたところであります。

○太田清海議員 わかりました。自治体でそれぞれ決定したということですからやむを得ませんが、いろいろありましたら、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、この基金については、私も反対討論の中で、「復旧費用が26億円程度かかると、それを上回るような撤去費用になると残念だね」という思いを述べたことがあります。そういう意味では、この撤去費用が、有効利用して、できるだけ、今度は額が下がってよかったですねということになってほしいなという思いもあります。有効利用ということで、今から一生懸命頑張ってもらうことになると思いますが、その辺の意気込みをお聞かせいただきたいと思ひます。

○県民政策部長（丸山文民君） 旧高千穂線の鉄道施設につきましては、沿線自治体においてできるだけ有効活用を行い、撤去費用の縮減に努めることとしております。既にすべての自治

体が活用策の検討に着手されております。例を申しますと、中でも日之影町は、日之影温泉駅周辺の交流拠点づくりや、鉄橋や軌道跡の遊歩道化など、鉄道施設を生かしたまちづくりに早速取り組んでおられ、県も地域づくりのための補助制度などによって支援をしているところであります。今後とも、地域住民の福祉向上のために、施設の積極的な活用が図られるよう、沿線自治体と十分連携しながら対応してまいりたいと考えております。

○太田清海議員 わかりました。

次に、住宅用太陽光発電システム融資制度についてお尋ねをいたします。

この制度は、知事提案説明要旨にもありましたように、本県がソーラーフロンティアとして、その普及率全国1位を目指して、融資制度を創設するものということです。非常に意気込みを感じるところでありますが、できるだけ多くの方々に利用していただくためには、その制度を理解してもらう必要があると思います。この制度の概要についてお尋ねをいたします。

○県民政策部長（丸山文民君） 住宅用太陽光発電システムにつきましては、平成17年度で国の補助制度が終了して以降、全国的にも導入量が減少しておりましたが、今年度、この補助制度が3年ぶりに復活するなど、改めて導入拡大の機運が高まりを見せ始めております。県といたしましても、国の積極的な動きを踏まえつつ、厳しい財政状況や設置者の負担軽減効果なども勘案いたしまして、住宅用システムのさらなる拡大を図る新たな支援策として、今回の融資制度の創設に至ったところであります。制度の具体的な内容につきましては、融資限度額を300万円、融資期間を10年間とし、利率につきましては、一般の金融機関のリフォームローン

よりも有利な2.0%程度の固定金利にしたいと考えております。以上であります。

○太田清海議員 この制度は、国の制度は補助制度であります。県の場合は融資ということでもありますね。融資と補助、どちらがいいのかなというふうにも思ったんですが、融資と補助、そういった政策を決定する場合、どちらが有利かといった検討はされたのでしょうか。

○県民政策部長（丸山文民君） 厳しい県の財政状況もございます。それから利率も、今申し上げましたように、一般のリフォームローンがたしか3.4%だったと記憶していますが、これを2.0%にいたしますし、10年間で見れば相当の負担軽減になるものと考えて、融資制度にしたところであります。以上であります。

○太田清海議員 融資と補助を考えた場合、融資よりか補助のほうが金額が少なくて予算を活用できるから、件数は伸びるのではないかなと思ったものですから、質問させてもらいましたが、この制度は、国の補助制度を活用して、さらになお県の融資制度を使うというのは、基本的にセットになっているのでしょうか。県の融資だけを受けるとかということではないんでありましようか。その辺はどうでしょうか。

○県民政策部長（丸山文民君） 現在のところ、併用も可能であると考えております。

○太田清海議員 それでは——これは資料にも挙げておりますが——後は、いかにPRするかということだろうと思います。これは資料のその2ということで、皆さんのお手元に配っております。太陽光発電を実際つけた方からの資料をいただきました。これは日向の方で、太陽の光がががが当たるところであります。簡単に説明しますと、1998年から2001年まで——上の欄に書いてありますが——これは太陽光発電を

つけていなかった時代のその家庭の電気料です。真ん中にAというのがありますが、平均電気料は、この方の場合はAのところにあります、1年間に10万ぐらい電気料がかかっていますということです。ここで3.5キロワットの太陽光発電をつけたところ、電気料のBというところにありますように、電気料はがたと減りましたと、その節電料はA引くBということで、年間4万3,000円ほど節電をしましたということです。昼間、使わない電気、余分に出る電気があります。それは九州電力に売る仕組みになっていますから、九電に売った電気料金がそこに書いてあるとおりで、これは5万8,000円ぐらい売った、そして自分の口座にお金が入ってきましたということなんですね。だから、A引くBと九電売電料を足すと、この方は10万ほど、1年間に太陽光発電をつけたことによる利益を得たということなんです。200万とかで設置して、こういった制度もさらに活用すれば、元は20年以内ぐらいに取るんじゃないかと。1年10万円ですから、単純な計算で10年間で100万円、20年で200万円というような計算になります、本当にこういうやり方をやれば、日本も原子力発電に頼らなくてもいいんじゃないかという意味では、本当にクリーンなエネルギーをこの宮崎県から発信していただきたいなと思ひまして、この制度をみんながあふれるほど来ていただくぐらいPRしていただきたいと思ひます。宮崎県の政策の中で、医師修学資金の貸与事業というのがありますけれども、これなんか私もクリーンヒットしたものだなと思ひます。太陽光発電の事業もクリーンヒットするように、ひとつPRに努めていただきたいと思ひます。よろしいでしょうか。

では次に、自殺対策について伺います。

本当に自殺対策について、県も総力を挙げて事業を立ち上げておられますけれども、「自殺ゼロ」プロジェクト推進事業の中身を教えてくださいたいと思ひます。

○福祉保健部長（宮本 尊君） 本県の自殺死亡率は、全国的に見て高い水準で推移しておりますので、早急な対応を図るために、平成20年度の新規事業として「自殺ゼロ」プロジェクト推進事業に取り組みまして、自殺予防週間を中心とした普及啓発活動、かかりつけ医や看護師への研修等の人材育成事業を実施してきたところでありまひす。来年度は、これらの取り組みに加えまして、県民の自殺に対する意識調査や地域のキーパーソンとなる介護支援専門員の研修、メンタルヘルス相談の拡充、多重債務を初めとするさまざまな相談機関のネットワークの構築など、さらなる自殺対策の推進に積極的に努めてまいりたいと思ひております。

○太田清海議員 時間がありませんので、県民政策部の事業であります「相談しよう！」多重債務者対策事業、それから商工観光労働部長にもお尋ねしますが、消費者金融相談強化事業というのがあります。これについての内容を伺いたいと思ひます。

○県民政策部長（丸山文民君） 「相談しよう！」多重債務者対策事業につきましては、相談体制の強化といたしまして、県消費生活センターの消費生活相談員を1名増員し、相談時間を延長するとともに、市町村等が設置する相談窓口との連携を強化しながら、多重債務者からの相談に対応していくこととしております。さらに、多重債務の相談窓口等を周知・啓発するための街頭キャンペーンなどの情報発信や、消費者に対する金融教育の充実にも、積極的に取り組んでまいりたいと思ひております。なお、

国、県、市町村の行政機関や弁護士会、司法書士会等の関係団体から構成される「宮崎県多重債務者対策協議会」におきまして、情報交換や連携を密にし、事業の円滑かつ効率的な推進を図ることとしております。以上であります。

○商工観光労働部長（高山幹男君） 消費者金融相談強化事業であります。現在、県登録の貸金業者の取り立て行為などに関する苦情とか相談を目的として、消費者金融相談所を設置しておりますけれども、最近、寄せられる相談のうち、約半数が負債整理や過払い金請求などの相談になっております。現在、そのような相談につきましても、この相談所においてこたえることができないため、法テラスなど他の専門機関を紹介しており、多重債務で悩む相談者の方々に十分な対応ができていない状況でございます。このため、弁護士などによる相談日を新たに設けまして、専門的な相談にも応じられるようにするものでございます。

○太田清海議員 わかりました。実は、自殺対策として、この多重債務問題をどう処理していくのか、対応していくのかというのは、本当に悩ましいことだと思います。その人の生活全般にわたる指導とかもしていかないかんといいのは、私自身の体験でも感じました。というのは、私もケースワーカーをしていたことがありましたので、現在も、さまざまな問題を抱えた人、多重債務の方が相談に来ることがあります。もう、県会議員をしているのか、こういった仕事をしているのか、わからんような状態もあるんですが……。法的整理のために一緒に弁護士のところに行ったり、もしくは金融機関と一緒に行って折衝して、その辺のいろんな事情を説明して、できる限りのことをしてもらったとか、解決したことがいっぱいあります。いろ

いろそこの家庭の事情を調べてみると、中には、障がいを持っていたんだけど、30歳過ぎまでその障害年金をもらっていなかったという人が、今までの経験で2回ありまして、高校の成績証明書でしたか、そういったものを取り寄せて、児童相談所に一緒に行ってやったところ、障がいがありますという確定を受けて、障害年金が出るようになったんですね。そんなのとかいっぱいあります。それで救われた人たちもいます。

ですから、県もこういった事業を多岐にわたってされていると思いますが、どういうふうにしてやっていくかというのは、限界もあったりすると思うんですね。それで、そういうことをやっている団体と手を結んでいったりすることは、自殺防止のためにも本当に必要なことだと思います。私自身、相談しているときに、たばこを吸っていたら、「そのたばこをやめなさい」と、そのたばこをやめさせることから指導したりとか、そんなことがあるわけですね。ですから、今後、債務整理後の問題とかから自殺になってもいけませんし、いろんな団体とさらに提携していくということで踏み込んでいかれるなら、さらに効果があると思うわけですが、部長の答弁をお願いいたします。

○福祉保健部長（宮本 尊君） 自殺の要因というのは、経済的な問題を初め、さまざまなものがあります。その対策には総合的な取り組みが必要であると言われておりますので、民間を含めたさまざまな団体・機関との連携を図ることが大変重要であると認識しております。このため県においては、「宮崎県自殺対策推進本部」を全庁的な組織として立ち上げまして、あと、保健・福祉・医療・教育・労働等の民間団体や機関から成る「宮崎県自殺対策推進協議

会」との2つが連携して、ことしの2月に「宮崎県自殺対策行動計画」を策定し、総合的な自殺対策に取り組もうとしているところであります。特に行動計画の中では、自殺の原因・動機の中でも上位にある多重債務への対策を進めるために、弁護士会、司法書士会等で組織される「宮崎県多重債務者対策協議会」とも密接に連携を図っていくことにしているところであります。このように、県レベルでは、庁内組織、さまざまな民間の団体・機関等との連携体制が整ったところであります。今後は、地域レベルでの自殺対策を積極的に推進するため、保健所単位においても、市町村を含めた官民一体の推進体制を整え、自殺者を1人でも減らすために、県民総力戦で取り組んでまいりたいと考えております。

○太田清海議員 わかりました。ぜひ官民一体で取り組んでいただきたいと思います。

次に、「中山間盛り上げ隊」派遣事業について伺います。

知事の提案説明要旨に、この事業の中で、県職員派遣という取り組みが載せられていましたので、大変目を引きました。この事業がどういった内容なのか、教えていただきたいと思います。

○県民政策部長（丸山文民君） 昨年度、県が実施いたしました集落調査の結果によりますと、これまで集落で行ってきた各種活動の継続が困難になっている状況が多く見られました。そこで、来年度より、都市住民を中心としてボランティア活動を行う人材をあらかじめ登録し、集落等からの依頼に応じて派遣する「中山間盛り上げ隊」派遣事業を実施し、集落の維持・活性化を図っていくこととしたところであります。具体的な事業の内容としましては、日帰

りで草刈りや植栽等の活動を行う短期派遣、中山間地域に数カ月在住する中長期派遣、さらに加えて、県職員が町村役場に駐在し地域活性化に取り組む県職員派遣の3つの形態を考えております。このうち県職員派遣につきましては、県職員が3カ所程度の町村役場にそれぞれ1名ずつ駐在し、町村が行う集落対策を中心とした地域づくり施策に参画するなど、町村職員や地域住民と一体となって現場で汗を流し、地域の実情を踏まえた中山間地域対策を実施することとしております。

○太田清海議員 わかりました。そこでお尋ねしたいんですが、県の職員の方々が地域の盛り上げのために頑張るといってありますが、期待されているのは、そういうところですから、宮崎に住んでその地域に住んでいただく、住民票も移動して土日でもできるだけそこで頑張ると、というイメージで考えてよろしいでしょうか。

○県民政策部長（丸山文民君） そのようなイメージで考えております。

○太田清海議員 これについてどうこうということはありませんが、私も質問で難しいなと思ったのは、憲法22条の居住、移転の自由とありますので、これ以上はもう言いませんけど、そうすることでまた地域の人となじんでいくということもありますし、中には、疲れたときには、また逆に戻ってくるということも、何かそんな感じのものも保障されるようなものなのかなというふうにも思います。ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

関連して、実はそういう地方から見た場合、県の職員の方が、例えば延岡なんかも通勤が多いんですけども、できたら延岡に住んでいただいて、特別徴収税を落としていただくといい

なとか、そんなことも思う。でも憲法上の問題もありますから……。ただ、地域としては、そういうことを望むところであります。

それから、関連して教育長のほうにも、ちょっと、こういう問題がありますねということで要望したいのは——私もある先生に聞いたら、「実は自分の学校の校区内にはちょっと住めないんですよ。どうしてもその校区を離れたところに住みたい」ということで、これも現代社会、やむを得ないところでしょうが、その地域、学校校区に住んで、子供さんたちを見守るというような形もまたいいかと思いますが、その辺も難しい問題があります。関連して思ったところであります。ひとつ検討をお願いしたいと思います。

それから次に、人材登用についてお尋ねをいたします。

女性職員の管理職登用について、現在の状況をお聞かせいただきたいと思います。

○総務部長（山下健次君） 平成20年4月1日における知事部局の課長級以上に占めます女性職員の割合は、1.8%となっております。残念ながら、現状としては、まだまだ不十分と言わざるを得ない結果となっております。申すまでもありませんけれども、人材の育成には一定の時間が必要でございます。課長級の管理職になる前のポストについて、女性職員の占める割合を10年前と比較して見てみますと、課長補佐級で4.3%から7.1%に、ポスト係長級で8.9%から14.2%に増加しております。基本的に、この条件が同じであれば、管理職に占める女性職員の比率は確実に増加していくものと考えております。

○太田清海議員 確実に増加させていただきたいなと思います。

それから、現業職からの任命がえ職員が配置後3年を経過しようとしておりますが、職場での支援は十分行われているのかどうか、その辺をお伺いしたいと思います。

○総務部長（山下健次君） 任命がえ職員が新たな業務に従事する際には、所属における上司あるいは同僚による指導、支援が重要であると考えております。このため、任命がえ職員を配置しております各所属長に対しては、職員調書あるいは面談等により、個々の職員の状況を十分把握いたしますとともに、職場環境あるいは業務への適応の面において、きめ細かな指導、支援を行うよう指示をしておるところでございます。また、一定の時間をかけて新たな業務に習熟してもらうためには、今後の異動につきましても、任命がえ後、最初の異動まで、基本的には5年間程度の在籍期間を確保したいと考えておりますけれども、最初の業務になじめないといったことで、精神的な負担があると考えられる職員などにつきましては、必ずしもこれにこだわることなく、可能な限り本人の意向を踏まえ、早期の配置がえ、あるいは担当業務の見直しを行うなどいたしまして、個々の職員の適応状況にも十分配慮しながら、適切に対応してまいりたいと考えております。

○太田清海議員 わかりました。温かい配慮をいろいろしていただきたいと思います。私も自分の経験から——小学校を1回転校して、中学校は3回変わりました。学校の校歌をとうとう覚えられませんでしたけど、変わると、転校したところでは、物すごくその1週間がつらいんですよ。だれも友達になってくれんし、そういう痛い思いがあるものですから、私は転校してなれてきて、新しい転校生が入ってくる時には、必ずすぐ友達になってあげるといふよ

うなことをしております。大人になってもそれはあるんですよ。職場が変わると、電話が鳴るのをとるのが怖いというのもあるんですよ。そういうのが人間でありますので、ひとつ、職場にあっては皆さんで温かく見守っていただきたいと思っております。

県職員の病休、休職者のうち、精神面での不調によるもの、過去3カ年の状況というのを、わかれば教えていただきたいと思えます。

○総務部長（山下健次君） 平成18年度から20年度1月末まででございますが、各年度の知事部局における傷病休暇の取得者のうち、精神面の不調による方は、それぞれ18年度が67名中37名、19年度が69名中27名、20年度1月末まで、45名中26名という状況でございます。また、傷病休暇日数が90日を超えますと休職となりますけれども、この休職の方で精神面の不調による方というのが、18年度が40名中33名、19年度が42名中29名、20年度が同じく1月末まで39名中32名となっておるところでございます。

○太田清海議員 ひとつ、いろんな配慮をお願いしたいと思います。

次に、消防の広域化についてお尋ねしますが、本県の消防の広域化の現状、進捗状況等をお聞かせいただきたいと思えます。

○総務部長（山下健次君） 消防の広域化につきましては、現在、県域1消防本部体制と3消防本部体制の2通りの組み合わせにつきまして、消防本部等関係機関と、具体的なメリットあるいは組み合わせの有効性、課題等の検討を行っているところでございますけれども、現段階では関係者の意見の一致を見ていないところでございます。したがって、組み合わせの決定には、いましばらくの時間がかかるものと

考えております。

○太田清海議員 まだ見ていないということですが、これも先ほどのエコクリーンプラザみやぎの問題と同じように、広域というものの問題というのもいろいろあると思うんですね、新たな仕組みをつくるということでは。ぜひ、私たちが提言しておるような、できるだけ広い——ないほうがいいんですけども、その辺を配慮していただきたいなと思っております。

次に、保育制度のあり方についてお尋ねをいたします。

昨年12月に、社会保障審議会少子化対策特別部会第1次報告が出されたようでありますが、その中でもはっきりと、市場原理に基づく直接契約、バウチャー方式というものが検討されておるようであります。私から見れば、今そういった市場原理というものの自体が検証されるべき時代に来ておるのに、何か時代錯誤といえますか、そんな感じもして、こういった国の動きがあるとするならば、県としても、保育の基本というものをきちっと押さえて対応しておかなきゃならぬと思うんですが、見解をお伺いしたいと思います。

○福祉保健部長（宮本 尊君） お話しのようには、国の社会保障審議会少子化対策特別部会におきましては、現在、今後の保育制度のあり方として、保育の契約の相手方を市町村から保育所との直接契約に変更、保育料徴収について、市町村と保育所の役割分担の見直しなどが検討されているところであります。保護者と保育所との直接契約方式は、保育所を自由に選ぶことができるなどのメリットが考えられますが、保育所間の児童獲得競争の激化や、仮に保育料の徴収業務を保育所が行うことになれば、本来の

保育業務がおろそかになるおそれがあるなどの声も、関係者から聞かれるところでもあります。いずれにしても、保育所というのは、子供の最善の利益の確保が使命であります。このことを十分に踏まえた結論が出されるべきだと考えますので、今後とも、国の動向を注意深く見守ってまいりたいと思います。

○太田清海議員 わかりました。

それでは次に、介護現場の実態についてお伺いしたいと思います。

介護する方で離職していくという人が多い、それから人材不足、人手が少ないという実態があります。これも新聞報道等でもなされてきたところですが、新年度から介護報酬がプラス3%改定をされるということを知っております。これは、そこに働く人たちの賃金に反映されていくべきだと思うんですが、どうも制度を見てみると、本当にそっこのほうに行っちゃうのか、経営のほうに回っちゃうのか、わからないところもあります。ただ、予定してるのは、そういう人材不足を解消するために、その介護報酬が人件費の分に回ることを期待して上げておるわけですから、それが確実に回るように、県としても何らかの指導といいますか、助言といいますか、そういったものが必要だろうと思いますが、福祉保健部長、答弁をお願いします。

○福祉保健部長(宮本 尊君) 今回の介護報酬改定は、夜勤などの負担の大きな業務に対する評価や、事業所における有資格者割合などの介護従事者の専門性に着目した評価を通じて、介護従事者の人材確保・処遇改善を誘導するというものになっております。また、国においては、介護報酬改定後の給与水準の確認等により、介護従事者の処遇改善が確保されるよう努

めることとされております。県といたしましても、こうした国の動向を踏まえながら、介護報酬改定が介護従事者の賃金水準の向上に結びつくよう、報酬改定の趣旨の周知を徹底してまいりたいと考えております。

○太田清海議員 わかりました。ぜひお願いしたいと思います。

それから、施設介護の問題でありますけれども、これは老健施設の場合になるというふうに聞いております。施設にそういう高齢者の方を受け入れた場合、施設への介護報酬から医療保険が受けられなくて、その高齢者の方の医療費を、入ってきた介護報酬で出していけないかということ、あんまり病気をたくさん持った人を施設が受け入れると、どうもまずいなという制度になっておるようであります。これは、そういう高齢者の方、病気の多い人の受け入れを拒むということにもつながっていくと思いますので、これは制度上の問題じゃないかと思えます。県として、どのようにその辺の実態を把握しておられるのか。県のほうにも、そういった改善を求めていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○福祉保健部長(宮本 尊君) 介護老人保健施設など、医師の配置義務のある施設につきましては、みずからの施設で実施する基礎的な医療ケアに要する経費は、介護保険における報酬単価に含まれております。一方で、専門的な診療等につきましては、医療保険での請求が認められているところであり、医療保険と介護保険とで支給が重複することのないよう、国において両保険の適用範囲を調整しているところであります。県としましても、処置等の内容によりましては、施設の負担となる場合があることはお聞きしておりますので、そうした実情につき

まして、国に伝えてまいりたいと考えております。

○太田清海議員 わかりました。

次に、宮崎大学医学部地方枠の設定についてお尋ねをいたします。

これも相談を受けたケースなのですが、自分の子供が1浪、そして2浪したと。2浪した受験生は、この地方枠には該当しないと聞きました。2浪してまでも、1浪してまでも、地域医療のために頑張るといふ情熱を持った人、それでも頑張るといふ情熱を持った人だといふふうにと考えると、もったいないなという気もいたしまして、こういった2浪に制限を設けるのはいかがなものかと思うんです。そういったことを大学当局へも調整していただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○福祉保健部長（宮本 尊君） 宮崎大学医学部では、地元高校出身者を対象に、平成18年度から10名の「地域枠」、また、21年度から5名の「地域特別枠」を設けておるところであります。受験資格は、地域枠が現役だけが対象とされているのに対し、地域特別枠は現役に加え1浪まで受験が認められております。受験の機会を2浪に拡大することは、地域医療に対する熱意を持った人材に門戸を広げる意義があるものと考えておりますが、推薦枠については現役を中心としたいという大学の考え方や、生徒を推薦する高校側には、浪人の年数がふえると、生徒の状況が十分に把握できないなどという課題もございます。このため、県としましては、これらの課題も踏まえながら、宮崎大学と県との間で設けている入試連絡協議会の場で協議してまいりたいと考えております。なお、医学生を対象とした県の医師確保対策としましては、医師修学資金がございますが、浪人の年数による

制限は設けていないところでございます。

○太田清海議員 わかりました。ひとつ、議論の一つとして掲げて、大学に上げていただきたいと思えます。

それから、教員免許更新制の問題であります。更新講習をする県内の大学というのはどういふところがあるのか、お教えてください。

○教育長（渡辺義人君） 教員免許更新制につきましては、本年4月から実施されますが、免許を更新するためには、すべての教員免許に共通の必修領域12時間と、おのおのの免許状に対応する選択領域18時間、合わせまして計30時間の更新講習を受講し、修了確認を受ける必要がございます。この更新講習につきましては、県内では、宮崎大学と宮崎学園短期大学が、文部科学省に開設の申請を行っているところであります。宮崎大学では、必修領域において12時間単位の講座を4講座、選択領域において6時間単位の講座を98講座、それぞれ開設する予定と伺っております。また、宮崎学園短期大学では、幼稚園教諭を主な対象として、必修領域において12時間単位を1講座、選択領域において6時間単位の講座を3講座、開設する予定と伺っております。その他、宮崎産業経営大学と九州保健福祉大学が、3月中には申請する予定であると伺っております。以上です。

○太田清海議員 この教員免許更新制であります。私が問題と思うのは、この更新費用の受講料とか、大学まで行く旅費とか、そういったものが、番地が遠い人の場合、泊まらないかわけです。自分の命をかけたその免許に、個人負担をさせて取らせていくというのは、どうもおかしいんじゃないかなと思えます。いかがでしょうか。

○教育長（渡辺義人君） 教員免許更新講習の

受講費用につきましては、教員免許が個人の資格でありますことから、県単独で個人に費用を支援するという事は困難であると考えております。しかしながら、費用負担につきましては、教育職員免許法の一部改正が行われた際に、国による支援等を検討するよう国会で附帯決議が行われており、県教育委員会といたしましても、全国の教育長協議会などを通じまして、その支援策を講じるよう国に対して要望しているところであります。現在審議中の国の来年度予算案では、受講者への直接的な支援というのは、残念ながら盛り込まれておりませんので、引き続き、国において負担軽減について配慮するよう求めてまいりたいと考えております。以上です。

○太田清海議員 わかりました。ぜひそういうことを求めていただきたいと思っております。

次に、メンタルヘルスの問題であります、教職員の過去3年間の病気休職者数と、そのうち心の病を抱えた方の休職者数等を教えてください。

○教育長（渡辺義人君） 先ほど、総務部長から過去3カ年の答弁がありました、それと同じレベルでお答えをさせていただきたいと思っております。教職員の過去3年間の病気休職者数と、その中の精神性疾患による休職者数ということでお答えいたします。平成18年度は、病気休職者全体で90名おりますが、このうち精神性疾患によるものが49名であります。平成19年度は同様に、全体が80名に対し、精神性疾患によるものが46名。それから20年度につきましては、昨年の12月10日現在になりますが、全体で78名に対し、精神性疾患によるものが42名という状況になっております。以上です。

○太田清海議員 本当に、心を病まれる方をど

うほっとさせるかということが必要だろうと思うんですね。私は、学校現場で行われている教職員評価制度が、職員の多忙感とか圧迫感——対面方式でいろいろお互い評価し合ったりするような——誤認があったら申しわけないんですが——そういうところも現場ではどうかと思います。こういった教職員の評価制度なりも、そういった心をほっとさせるという意味で、改善というのが必要だと思うんですが、いかがでしょうか。

○教育長（渡辺義人君） 本県では、新たな教職員評価制度を平成16年度から導入いたしております。この評価制度では、教職員自身が職務や役割について自己評価を行い、それをもとに、管理職が教職員とのミーティングの中で評価を行うものであります。この管理職の評価が、それぞれの教職員にフィードバックされることによりまして、教職員自身が、自分自身の能力の現状や能力開発の方向性、さらには学校における役割や目標を認識することができ、教職員としての資質の向上や学校の組織力向上が図られているところであります。しかしながら、教職員からは、新たな制度ということもございまして、「評価に対する負担感がある」という意見もございまして、例えば評価シートの簡素化や評価する項目の絞り込みに加えまして、ミーティングの方法ですとか内容の工夫等の改善に取り組んできているところであります。今後とも、制度の適切な運用により、教職員の人材育成や学校の組織力向上が図られるように取り組んでまいりたいと思っております。以上です。

○太田清海議員 わかりました。ぜひ改善をお願いしたいと思います。

先ほどの免許更新制の試行で講義を受けた方

の感想なんですけど、「例えば30分間の講義を受けて、その後の試験が記憶力勝負だったというような感じ。私が今まで10年間働いてきた、この現場の経験力はどうか」という感想を漏らした方もいらっしゃいます。ひとつ、いろんなことでの御配慮をお願いしたいと思いません。

次に、県立延岡病院の問題であります。

今、こういう存亡の危機になっておる県立延岡病院であります。私たちもさまざまところでいろんな対応を打ってきたところであります。まず、率直に、知事は県立延岡病院問題をどう見ておられ、どう対応されようとしているかについてお伺いしたいと思います。

○知事(東国原英夫君) 今回の問題は、これまで延岡病院が、県北の地域医療の最後のとりでとして、昼夜を問わず、初期救急から第3次救急まで対応してきたことによる医師の疲弊が最大の要因ではないかと考えております。このため、これまでも、いわゆるコンビニ受診の自粛に、県北地域の市町村や医師会と一体となって取り組んできたところでありますが、医師の負担軽減を図ることは喫緊の最重要課題でありますので、宿日直応援医師の確保や医師の事務作業を補助する医療秘書の導入等の改善策を、平成21年度当初予算に盛り込んだところであります。また、給与の大幅な引き上げや研究研修費の増額など、医師の待遇改善についても積極的な対応を行うこととし、病院局の医師確保対策経費として、総額3億7,000万円を新たに措置したところであります。一方で、市町村の役割である初期救急医療体制の充実も極めて重要でありますことから、患者の大部分を占める地元延岡市に対しまして、早急な対応を図っていただくよう強くお願いしているところであります。

す。県といたしましては、今回の問題を契機として、地元と一体となって、県立病院の医師確保に向けた抜本的な対策に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

○太田清海議員 最後の質問になろうかと思いますが、今、抜本的な対策をとということでありませう。

私たちも、実は昨年からは、医療機関とか住民に呼びかけて、日之影、日南、延岡、日向、都城、宮崎と、「医療シンポジウム」を開催してまいりました。その前段には、地元医師会の皆さんとか病院の関係者の方々と、どこに問題があるのかということなんかを懇談してきたわけです。

実はことし1月には、お隣の鹿児島県の鹿屋医療センター——これは全国的にもテレビ放映されて、鹿屋方式として有名になったところでもあります——に行ってまいりました。地元の医師会長、それから医療センター所長のお話を聞くことができたわけですが、大変大きな示唆を得ました。ここの方が言っておられたのは、「県立病院というのは2次・3次に特化していく、それが一番いいんですよ。先生たちも生き生き働きますよ」ということを教えていただきました。現実的にそれを延岡に適用することは難しいことであるかもしれませんが、そこを目指していくべきではないかなというふうな思いをいたしました。

救急医療体制基本問題検討会が平成9年12月に報告書として出されています。その中の「初期救急医療体制の整備は市町村がより責任を持って主体的に取り組むべきである」というところ、この辺が根拠になって、そういう考えになっておるようすけれども。県立病院は2次・3次に特化していくことを頑張っていくとい

いますか、それがいいんではないかなと思います。それを受けて、また私たちは知事に、新たに1月29日にそういう体制をつくることを提言いたしました。県においては、関係市町村、地域医師会との調整などを積極的に行うということも添えながらでありますけれども。いずれにしても、県立延岡病院は今後、地元の体制が整うのに合わせて、2次・3次に特化していく。手助けをしながら頑張っていたいただきたいと思います。最後に知事にそれをお伺いしたいと思います。

○知事(東国原英夫君) 平成18年度に策定いたしました「宮崎県病院事業中期経営計画」では、県立延岡病院の今後の運営の基本的な考え方について、今後は、さらに地域の医療機関との機能分担を推進しながら、急性期・高度医療に特化していくとともに、圏域の交通事情等を踏まえ、延岡病院を中核とする地域医療連携により、地域で医療が完結するシステムづくりに寄与することとしております。このような考え方にに基づき、計画に沿った病院運営を行っていくことで医師の負担軽減が図られ、将来にわたる安定的な医師確保につながるのではないかと考えております。そのためにも、地元市町村に対し、住民が安心できる初期救急医療提供体制の充実を図っていただくよう、今後とも強く要請してまいりたいと考えております。以上です。

○太田清海議員 大変難しい問題であります。私たちも頑張っていきたいと思っております。

以上で代表質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。(拍手)

○坂口博美議長 以上で午前の質問を終わります。

午後は1時再開、休憩いたします。

午前11時52分休憩

午後1時0分開議

○坂口博美議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、愛みやざき、武井俊輔議員。

○武井俊輔議員〔登壇〕(拍手) 愛みやざき、武井俊輔でございます。私たち愛みやざきにとりましては4回目、私にとりましては初めての代表質問でございます。いろいろと一生懸命取り組んでまいりますので、執行部の皆様の明確な答弁をお願いいたします。

では、早速、質問に入らせていただきます。

まず、知事の政治姿勢についてお伺いたします。

東国原知事は、就任2年が過ぎまして、知事の好きなフルマラソンに例えますと、25キロぐらいの位置にあるのかなと思いますが、この2年間の自己評価をどのようにとらえていらっしゃるか、お伺いたします。

続きまして、東国原知事は県政初の純粋な民間知事として就任されたわけですが、外から見た県庁がどのように見えるか——純粋というのは、今まで一度も公務員とか外郭とかそういう経験がなかったという意味ですが——お伺いたします。

続きまして、新年度予算編成についてお伺いたします。この新年度予算に込められました知事の決意、思いについてお伺いたします。

以上、壇上からの質問を終わりをしまして、後は自席から質問させていただきます。ありがとうございました。(拍手)〔降壇〕

○知事(東国原英夫君)〔登壇〕 お答えいたします。

この2年間の自己評価についてであります。私は、就任以来、入札・契約制度改革を初めとする県政改革を着実に進めるとともに、災害時安心基金の創設や乳幼児医療費の助成対象の拡大など、県民の安全・安心な暮らしを守る施策に力を入れてまいりました。また一方では、本県を積極的にPRすることにより、宮崎牛やマンゴーなどすぐれた県産品のブランド力を高め、県外からの観光客数をふやすなど、宮崎の存在感を高めることができたと考えているところでもあります。このほか、ふるさと納税や道路特定財源などさまざまな事柄に関しまして、いわば地方の代表として、地方に暮らす人々の声を中央に訴えてまいりました。こうした取り組みにより、マニフェストはおおむね順調に進捗しており、円滑な県政運営が行われていると考えております。

また、この2年間の私の活動は、ひとえに、官製談合事件で傷つき、長年にわたり全国的にはメジャーな存在ではなかった宮崎の真のすばらしさ、本当の魅力というものを国内外に知らしめ、宮崎の再生を図るためのものでもありました。その意味におきましては、いまだ道半ばではありますが、多くの県民並びに県外に住む本県ゆかりの方々が、宮崎人であることに、また宮崎にゆかりのあることに自信と誇りを持つようになりつつあることが、私自身の最も評価するところでもあります。

次に、民間から見た県庁についてであります。就任して2年になりますが、折々に感じるのが、県庁に限らず役所というものは、えてして前例へのこだわりや責任を回避しようとする、スピード感やコスト意識に欠けること、縦割りで物を考えるといった傾向があるように思われます。私は、そうした中で、県庁の組

織、職員の意識を変えたい、民間の感覚を県行政に反映させたいと思い、日々努めてまいりましたし、変わってきているとも感じているところでもあります。行政は住民のために仕事をしているのだという基本に立ち返ることが重要であると考えております。

続きまして、平成21年度予算についてであります。現在の厳しい経済・雇用情勢の中、多くの国民、県民が不安を覚える状況であります。私自身、これまで県内各地に出向いて県民の方々のお話を伺い、悩みや願いを承る機会が多かりましたが、そのたびに改めて宮崎を元気にしたいと思い、県民の皆様に、温かい、血の通った、行き届いた行政サービスを提供したいと念じてまいりました。こうした中で編成しました平成21年度予算は、厳しい社会経済情勢のもとにあっても、県民の皆様に温かい行政サービスを提供するとともに、未来への確かな礎を築くため、財政改革を推進しつつ重要施策を積極的に推進していくという決意を込めたものであり、「未来へつむぐ 新みやざき展開予算」と表現したところであります。これまでの2年間の経験の上に立って、県民の皆様が希望の持てる新しい宮崎の実現を目指して、県議会を初め県民の皆様の御協力を得ながら、引き続き、一意専心、堅忍不拔の精神で取り組んでまいりたいと考えております。以上です。〔降壇〕

○武井俊輔議員 ありがとうございます。何かお相撲さんのあいさつみたいですが、非常に強い決意をいただいたというふうに理解をさせていただきたいと思えます。

知事の任期も残り2年足らずとなってきたわけですが、この残り2年足らずの任期の中で最も取り組みたいとお考えの課題は何か、お伺いいたします。

○知事（東国原英夫君） まず、何と申し上げましても、県民の皆様とのお約束であるマニフェストの達成に向けて、しっかりと施策を進めてまいりたいと考えております。また、現在の厳しい経済・雇用情勢を踏まえますと、県民の最大の関心事である景気・雇用対策に力を入れてまいりたいと考えております。このため、平成21年度当初予算案におきましても、雇用創出・就業支援対策に資する事業を可能な限り盛り込んだところであります。さらに、本県の未来を切り開くためのかぎとなる新エネルギーや農業といった分野につきましても、新たな展開を図ってまいりたいと考えております。以上のような取り組みによりまして、県民だれもが安心して暮らせる新しい宮崎の実現に努めてまいりたいと考えております。

○武井俊輔議員 続いてまいりますが、知事が懇意にされていらっしゃる大阪府の橋下徹知事でございます。国庫負担金の関係で国土交通大臣とこの前も直談判などされておりましたが、そういった意味で非常に地方の声を反映させるべく、国との対決も辞さないという姿勢がままた見られます。それに比べまして東国原知事は、国に対して——いいとか悪いと言っているわけではないんですが——非常に協調的に対応されているように見えるんですけども、橋下知事との違いを今の段階でどのように認識されているか伺います。

○知事（東国原英夫君） 私と橋下知事との違いを考える上では、まず最大に挙げられるのが宮崎人と大阪人の違いということです。また、目指したものの、将来目指したものがタレントと弁護士との違いがあると思います。と申しますのも、この将来の夢、目指す方向の違いというのは、根本的な理念とか思想とか感性の違いが

あると思うからであります。さらに、知事選の際、私が無所属であったことに対して、橋下知事は府自由民主党と府公明党の支援を受けていたという違いもあろうかと思えます。宮崎県と大阪府の財政規模や財政事情、行政課題の違いもあろうかと思えます。しかし、私も橋下知事も、住民や議会の理解を得ながら、メディアを活用して積極的にPRしていく手法や、政治や行政を住民に身近なものにしていこうとする考え方は、相通ずるものがあると考えております。また、住民の生活や地域の発展を第一に考え、地方をよくするために国を変えていこうという政治姿勢など、共通する点が多いかと考えております。

○武井俊輔議員 橋下知事の国に対しての対決姿勢というのを、非常に支持している府民——国民もそうでしょうけれども——多いなと思えますので、またそのあたりはいろいろと参考にさせていただきながら、お願いをしたいと思えます。

続きまして、無駄ゼロ会議についてお伺いたします。「行政支出総点検会議」というのが正式名称でございますが、知事はこれに地方代表の立場として参加されたわけでございます。宮崎県での公務を抑えてまで東京で会議に参加されていたわけですが、この会議をどのように御自身として総括されているか。また、今後のこういった政府の委員への就任について、知事自身どのような基準で臨んでいきたいとお考えか伺います。

○知事（東国原英夫君） 行政支出総点検会議、いわゆる無駄ゼロ会議は、昨年12月に、公益法人への支出削減や特別会計の見直し等の内容とする指摘を行ったところであります。これを受け、来年度政府予算案では、公益法人への

支出について、指摘を上回る38.5%、3,651億円を削減するなど、会議の当初の目的はおおむね達成されたものと考えておりますが、国においては引き続き、みずから積極的に無駄の削減に取り組んでいくべきと考えております。

また、私はこの会議において、国をはるかに上回る地方の行革努力の実態等を紹介するとともに、地方交付税に関連する議論では、地方の不利益につながらないよう、指摘内容の修正を求めて強く意見を申し上げましたが、地方を代表する立場で意見を申し述べることができたことは、まことに有意義であったのではないかと考えております。

次に、国の委員等への就任についてであります。地方にとっての喫緊の課題をテーマとした会議であり、本県にとってプラスとなる提言や意見を申し述べることのできる場であることを第一に考え、お引き受けしているところであります。例えば、国土交通行政に関する提言を行う国土交通アドバイザーにも就任しておりますが、この会議では、本県のような道路整備がおこなわれている地域に必要な財源が確保されるよう、公平公正な基準づくりを行うことなどについて意見を述べさせていただいているところであります。このような会議に出席いたしますと、中央で活躍しておられる委員の皆様には、どうも地方の現状や努力といったものについてなかなか御理解いただけないことを実感いたします。今後とも、このような場を通じて、積極的に地方からの情報、意見等を発信してまいりたいと考えております。

○武井俊輔議員 ありがとうございます。今の話にもありましたけれども、橋下知事と並んで知事は全国でも大変人気があるわけですので、そういった意味では、人気取りに使われてしま

うということにはならないように、くれぐれも御留意いただきたいと思います。

それを踏まえてですが、国政は今、非常にねじれ現象でありまして、麻生内閣の支持率の低迷などいろんな状況もあるわけです。ちょっとお伺いしたいんですが、自民党本部が、地方の長である知事に、いろいろ応援を要請しているといったような報道も一部あるようなんですが、具体的にそういった応援要請が今まであるのか。また、仮になれば、今後あったとすればどのように対処されたいとお考えか。あればお聞かせください。

○知事（東国原英夫君） 地方の議員あるいは国政における国会議員の方たちから、選挙あるいは御自分の政治・行政活動に関する応援の要請は、今まであります。かなりあります。これからの対応でございますが、その都度検討させていただきたいと思っております。

○武井俊輔議員 わかりました。いずれにしても、宮崎県の知事でいらっしゃるわけですから、また慎重な対応をお願いしたいと思います。

続いて、副知事続投について、最初は知事にお伺いいたします。

知事は、総務部長時代を含め在任4年を超えられる河野副知事について、続投いただくということを報道等でも述べられております。確かに、東国原知事という非常に特殊なカラーの知事のもと、その代役でありますとか、県庁内を束ねる存在としての活躍はよく拝察しております。また、河野副知事の、個人的にもいろんなイベントに参加されたり、御家族と一緒に地域に積極的にかかわるという姿勢は、一県民、市民としても、私は高く評価をできると思っております。

知事にお伺いいたします。では、知事は副知事をどのように評価され、続投をお願いされたのかお伺いいたします。

○知事（東国原英夫君） 河野副知事には大変よくやっていただいていると思っております。現場で担当部局を陣頭指揮し、政策課題の解決に当たってほしいという期待にもこたえていただいておりますし、私自身の行政経験が不足する部分を大変よく補っていただいていると、頼もしく感じておるところであります。このようなことから、引き続き、私の補佐役として県勢発展のために全力を尽くしてもらいたいと考えているところであります。

○武井俊輔議員 ありがとうございます。

では、それを踏まえて、今度は河野副知事にお伺いいたします。副知事は、副知事としても、先ほどの知事と同じで任期の後半に当たるということになるわけですが、どのように知事を支え、県庁内を掌握し、取り組んでいきたいとお考えかお伺いします。

○副知事（河野俊嗣君） まず、県を取り巻く社会経済情勢が一層厳しさを増している中で、さまざまな県政の課題は山積をしております。こういった問題一つ一つにつきまして、知事を補佐して着実に取り組んでまいりたい、これが基本であります。その際、この2年間で振り返りますと、どうしても立場上、留守居役といった面が強うございます。知事の場合は、県民フォーラム、またさまざまな視察、会議等で地域に出向く機会が多うございます。また、直属の出先を抱えますそれぞれの部局長と比べましても、私自身が地域に出る機会というのが少なかつたのではないかと考えております。これからは積極的に地域にも足を運びまして、県民の皆様、また県の出先機関の職員とも意見交換を

しながら、現場の感覚といったものを重視しながら仕事に当たっていきたいと考えております。

○武井俊輔議員 一昨年の2月議会でございます。ちょうど河野総務部長が副知事になるというようなときございました。県議会で質問が出ております。これは中野一則議員の質問であったかと思うんですが、そのときに知事は、CEOとCOOということについて、「私はCEOとCOOを分けて考えていくと言わせてもらっている。このCOOの部分では河野部長はまさしく適材適任であると考えている」と答弁されているわけです。つまり、副知事はCOO（チーフ・オペレーション・オフィサー）ということになるわけですが、副知事のCOOとしての認識をお伺いしたいと思います。

○副知事（河野俊嗣君） 一般的に副知事という立場が、議員の言われるところのCOOに該当するかどうかという議論はあるところがございますが、私が副知事に就任しましたときに、ただいま御指摘のありましたように、知事からは、「知事マニフェストを実現するための事業本部長的な役割として現場の陣頭指揮をとってほしい」という指示をいただいております。新みやざき創造戦略推進本部、県庁横断的なこの計画の実現のための組織の本部長といたしまして、そのような考えで職務に取り組んでいるところでございます。

○武井俊輔議員 副知事に最後、もう一点御質問したいと思うんですが、先日、アメリカのCNNニュースなどを見ておりましたら、経営再建に取り組むJAL、日本航空の西松社長の、自分の部屋を廃止したり、社員食堂で御飯を食べたり、都バスに乗って出勤したりというようなことが、日本の新しいリーダーとして非常に

賞賛をされておりました。宮崎県も非常に財政厳しい折なんです、副知事は、COOとして御自身の率先垂範ということについてどのようにお考えか、お伺いいたします。

○副知事（河野俊嗣君） 最小の経費で最大の効果を上げるという観点からは、予算の編成なり執行段階、あらゆる場面で副知事という立場で厳しくチェックするというのが、まず基本であります。

その上で、自分なりに気をつけていることといたしましては、非常に身近な足元での取り組みということになりますが、環境やコストに配慮した省エネのたぐいはもちろんのことですが、考えますに、県庁はこれだけの職員・スタッフを抱えております、人件費の塊のような形でございますので、それを生きた金とするためにも、仕事の無駄をなくして職員の負担を軽減し、本当にその持てる能力、エネルギーというのを必要な業務に振り向ける、これが重要かと考えております。そのような考え方のもとに、例えば会議や打ち合わせをだらだらと長引かせないだとか、だらだら残業しないということも心がけております。また、新しい資料をわざわざつくらせたりせずに、「既存の資料で間に合うものはそれでいいよ」というようなことを申し上げましたり、また、さまざまな視察や行事などで職員が対応する場合がありますが、それも最低限でというようなこと。それから、土日に市内で行事があるときは、可能な限り公用車を使わずに自分で行くといったようなことを日々心がけているところでございます。

○武井俊輔議員 非常に一生懸命取り組んでいただいていると思います。今後、知事、副知事、任期の後半も、ぜひその思いでお願いしたいと思います。

次に移ります。予算についてお伺いをいたします。先ほど1問目に思いをお聞きしたんですが、次に総務部長にお伺いしてまいります。

直轄事業負担金についてお伺いいたします。先日、新潟県の泉田裕彦知事が、北陸新幹線に係る負担金について、増額分の支払いを拒否するといったようなことが報道されました。本県も高速道路の新直轄などさまざまな負担金を抱えているかと思いますが、新潟県のように増額された事例があるのか、お伺いいたします。

○総務部長（山下健次君） 平成21年度の当初予算における本県の直轄事業負担金は160億300万円余でございます、20年度の当初予算と比べますと7,200万円ほど増加をしておりますけれども、これは東九州自動車道整備に係る新直轄分が事業の進捗に伴い増加することが主な要因でございます。直轄事業負担金につきましては、事業の進捗状況等によって、年度による増減は当然でございます。本県の場合、他県のような多額というか莫大といいますか、そういった負担増を突然求められたといった事例は見当たりません。

○武井俊輔議員 次に移ります。県単補助金についてお伺いしてまいります。補助金については、非常に厳しく選定された結果つけられているものと考えますが、新年度予算において新たに付けられた補助はどれくらいあるのか。また、その主なものとしてどのようなものがあるのかお聞かせください。

○総務部長（山下健次君） 21年度の当初予算の新規事業のうち、新たに措置をいたしました補助事業48件、約7億7,000万円となっております。その主なものとしていたしましては、広域拠点工業団地整備促進事業、あるいは女性医師等の離職防止・復職支援事業、こういった事業がご

ございます。

○武井俊輔議員 新しい補助金も、より効率的に使われるように、またチェックをお願いしたいと思います。

続いて、予算編成の透明化について。先ほど、午前中も出ましたので、一部割愛をして御質問してまいります。予算編成の過程が透明化ということが全国的に求められる中で、本県でもことしから初めて行ったわけなんです。それは評価するんですけども、この公表を見ますと、要求額と最終的な計上額、これはこんな事業ですという事業概要は書いてあるんですが、肝心の、どのような経過でこれは1割減らされた、2割減らされたとか、これは丸のまま通ったとか、そういうことが全然書いていないんですね。そういった意味では、単に数字がわかったというだけでは、実際の予算編成の透明化というには、ちょっとほど遠いのではないかと考えますが、総務部長の見解を求めます。

○総務部長（山下健次君） 確かに数字の羅列と申しますか、前と後という格好でお示しをしておりますけれども、午前中の質問でもお答えいたしましたように、とりあえずこういう形で今年度初めて取り組みをいたしました。そういった意味では、多々改善すべき点があるかと思っております。そういったところは今後、他県の事例等も含めて研究をしてまいりたいと存じます。

○武井俊輔議員 1年目ですから、ぜひ改善をよろしくをお願いしたいと思います。

続きまして、今度、県職員の勤務時間が15分短縮されるということになりました。県職員、これは知事部局でございますが、残業手当は、2007年度、12億6,000万円ということでございます。この圧縮も課題と考えますが、先ほど

副知事もそういうことをおっしゃっていましたが、けれども、例えば、15分短縮されることによって残業手当が増額されるという手当てになっているのかどうか。総務部長に伺います。

○総務部長（山下健次君） 残業手当と申しますか、職員の時間外勤務手当につきましては、基本的には職員の給料総額の7%を基準として予算に計上しておるところでございます。21年度の当初予算につきましても、同じ基準で計上しているところございまして、勤務時間の短縮に合わせて人件費をふやす、時間外勤務手当をふやすといったことはしておりません。

○武井俊輔議員 そのあたりもまた留意してお願いしたいと思います。

次、エコクリーンプラザみやざきの問題に移らせていただきます。エコクリーンプラザみやざきの問題は、午前中もありましたので、少し重複する部分があればお許しいただきたいと思っております。私たち愛みやざきは、県が真相解明をしよう、徹底してやろうという努力については高く評価をいたしております。しかし、県民の皆さんにいろいろお話を聞いてみますと、相次ぐ告訴や告発、それから宮崎市との対立とも言える見解の違い、こういったものが顕在化する中で、「よくわからん」という声が大変多いというのが事実でございます。今回はそのあたりに絞って質問をさせていただきます。

まず、去る1月14日、エコクリーンプラザみやざき問題外部調査委員会から調査報告書が出ましたが、知事はこれをどのように評価されているか伺います。

○知事（東国原英夫君） 外部調査委員会では、専門的かつ客観的な立場から真摯な調査検討をしていただき、大変感謝をしているところでございます。委員会では、今回の問題に至っ

た原因や責任の所在について、設計から施工、検査の各段階においてさまざまな問題点を明らかにし、責任の所在についても言及していただきました。また、施設の機能回復に関する工法等についても、浸出水調整池の補強工事や浸出水処理システムの対策について見解を取りまとめるとともに、今回の調査を通して明らかになった問題点を踏まえて、今後の公社のあり方についても提言をいただきました。県といたしましては、この報告書の内容を十分に踏まえ、エコクリーンプラザみやざきが真に安全・安心な施設へと再生されるよう、最大限努力をしていきたいと考えております。

○武井俊輔議員 続いて、その外部調査委員会の成果についてお伺いをいたします。私は6月議会で、捜査権限すら持たない外部調査委員会に、どういったことが、何が期待できるのかということなどを述べてまいりました。それに対し知事は、「徹底した原因の究明、そして責任の所在を明らかにし、明確化していただく」と述べられておりました。しかし、結果としては、責任の所在も不明確で、その割合も確定できないといったことになってしまいました。私は、そもそもこういった形で、人数で、捜査権限もない中でやった結果ということであれば、この結果というのは、なるべくしてなった、なるべくして出た結果であったのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○知事（東国原英夫君） 外部調査委員会におきましては、公社や行政に対する不信感が高まっている非常に厳しい状況の中で、専門的な立場から、施設の機能回復に関する工法を取りまとめていただき、地元対策協議会長や関係市町村長へも直接説明していただくなど、大変な御苦勞をいただいたことと認識しております。

その結果、現在、浸出水調整池の補強工事につきましては、着工に向けて予定どおり準備が進んでおります。確かに、責任の問題に関しましては、関係者の任意の資料提出や陳述等に基づく調査であったことから、あくまでも事実関係の解明とそれに基づく責任の所在の言及にとどまり、相互の責任割合や個々人の責任問題までは踏み込むことはされませんでした。しかしながら、この調査によって、責任の問題も法的な解決に向けた次の段階に進むことになると考えられますので、この点に関しても、重要な役割を果たしていただけたのではないかと考えております。

○武井俊輔議員 もちろん、先生方の努力とかそういったことについては、本当に一生懸命やっていたというところは重々わかっているんですが、そもそもの設立の趣旨とかそういうことを考えますと、こういった結果というのは、私は残念だったなと思っております。

続いて、県の告発についてお伺いをいたします。外部調査委員会の調査報告書を受けて、宮崎県環境整備公社の理事長が個人で告発をいたしました。また、公社理事会も告訴を決議したところであります。そういった形で既に告発とか告訴が起こっている状況の中で、改めて県が告発をする意義は何なのかお伺いいたします。

○知事（東国原英夫君） 私は、去る9月議会におきまして、「業者や個人に重大な責任が明らかになった場合には、刑事告発等を検討する」旨のことを答弁しております。県といたしましても、外部調査委員会の調査報告書が出された1月14日以降、この問題について慎重に検討を続けてまいりました。その結果、当時の公社の役職員に、犯罪の疑いがどうしても払拭できないと考えるに至ったところであり、関係市

町村長や地元住民の方々からも、「徹底的に真相究明を図り、法的に責任の所在を明らかにすべき」との意見が強く出されております。また、刑事訴訟法上、公務員には「その職務を行うことにより犯罪があると思料するときは告発をしなければならない」と規定されております。以上のようなことから、法的に真相究明を図るため、県としても告発する考えであることを表明したところであり、専門家とも今後協議しながら内容を詰めていきたいと考えているところでございます。

○武井俊輔議員 もう一点知事にお伺いします。告訴・告発がこういう形で起こったわけですが、犯罪の疑いがどうしても払拭できないというふうに至ったから、県として告発することなんです。そのあたりなんですけど、犯罪の疑いがどうしても払拭できないということで、県の中で何らかの判断があったということ、つまり、そこをどういうふうに判断をしたかというのが、私たちからしても非常にわからないところなんです。そういった判断をして告発に至った、どうしても払拭できないと最終的にお考えになったところというのはどういうところなのか、お聞かせください。

○知事（東国原英夫君） それは、専門家並びに関係各位の方と十分これから相談をしなければいけないところなんですけど、やはり重大な瑕疵、あるいは重大な損失を公社側に与えたというような疑いがある、そういったことを根拠にしております。

○武井俊輔議員 とにかく告発するという事になったわけですから、それを踏まえて、また話を進めてまいります。

では、今度は環境森林部長にお伺いいたします。県はいつごろ告発をするのか、いつをめど

に告発をしたいと考えていらっしゃるか伺います。また、当時の役職員ということですから、既に国に帰っていらっしゃる当時の副知事でありますとか、当時の宮崎商工会議所の会頭といった非公務員の方も含まれるのかどうか伺います。

○環境森林部長（高柳憲一君） 告発につきましては、現在、関係市町村にも検討していただいているところでありますので、時期については、その状況も踏まえながらできるだけ早く行いたいと考えております。また、告発につきましては、その内容について専門家とも協議しながら詰めていきたいと考えております。

○武井俊輔議員 つまり、そういう方も場合によっては含まれるけど、場合によっては含まれないかもしれないという理解でいいということですか。

○環境森林部長（高柳憲一君） そういうことでございます。

○武井俊輔議員 わかりました。そのあたりも、特に非公務員の方もいらっしゃるということも考えれば、慎重に対応をお願いしたいと思います。

続きまして、今度は警察本部長にお伺いをいたします。先ほど午前中も少し出ておりましたが、今回の県警察の告訴・告発問題に対する基本的なスタンスはどのようなものなのか、お伺いいたします。

○警察本部長（相浦勇二君） よくぞ聞いていただきました。ありがとうございます。

これだけ大きな県の社会問題になっている案件でございます。そして、今のところ顕在化しているものとして、理事長から、もちろん個人名ではございませんけれども、公人に近いお立場での告発がなされております。そして今、公社

のほうで告訴という動きが出ております。これも公的機関からの告訴という動きでありますので、これは大変大きな問題であります。したがって、基本的に受理に向けて積極的に協力をしていきたいと、このように考えております。

ただ、ここが重要なんですが、告訴・告発というのは「罪あり罪人あり」ということなんです。罪あり罪人ありですよということをおっしゃるといことなんです。そして、捜査権の発動を促される、ひいては国家刑罰権の発動を促されるわけです。罪をつくる、罪人をつくる、それをお覚悟の上だろう、それだけの事実認定があるんだらうという前提で、私どもは聞きせざるを得ない。わかりやすく言いますと、告訴・告発がただなされたからといって、その理由でもって強制権限を発動したら、私どもが批判を受けることになります。逮捕権の乱用と言われます。これは当たり前のお話なんです。したがって、私どもとしては、罪あり罪人ありとされることの根拠や疎明資料については十分にお話を聞かなければならないと思っております。特に、こういう民事的な責任とすごくクロスするような問題につきましても、民事責任の範疇にとどまっている話ではないのかという視点は、非常に重要な視点だと思っておりますので、いずれにしても慎重に判断していくことが大切だと。

その際、こういう観点で物事に当たっていくということをするれば、警察と告訴・告発を持ってこられるところと紛議があってはまずいので、公正を期す意味からも、そして本当に意味のある受理相談が迅速に進むためにも、法律の専門家の方、具体的には弁護士ということになると思いますが、そういう方にぜひ間に立っていただいで進めていただければ、非常にス

ムーズに進むと思うんです。そのことは、かねてよりお願いを申し上げております。これだけの問題についての告訴・告発でございますので、いずれにしても関係機関には協力的にと、そして事実の認定につきましては慎重にと、いわばこの2つをキーワードにして対処してまいりたいと思っておりますし、今後、県から告発がなされるということであれば、同様のスタンスで臨みたいと考えております。よろしくお願ひします。

○武井俊輔議員 わかりました。確かに罪人をつくるというのは重い言葉だなと思いました。

続きまして、知事にお伺ひいたしますが、今回の告発というのは背任罪で告発をするということでのよろしいのか、お伺ひいたします。

○知事(東国原英夫君) 外部調査委員会の報告書によれば、浸出水調整池が破損した原因の調査を行った中で、設計業務や工事の検査等において、環境整備公社に幾つかの重大な問題点があったと指摘されており、背任の疑いがあると考えておりますが、内容については、専門家とも十分協議しながら詰めていきたいと考えております。

○武井俊輔議員 背任の疑いということなんです。いろいろ話を聞いても、背任罪ということで、背任を中心に検討といえますか、背任を視野にとということがあったわけでございます。

続いて、もう一問、警察本部長にお伺ひいたしますが、背任罪というのはどういうものなのか。構成要件、あと時効は何年なのかお伺ひいたします。

○警察本部長(相浦勇二君) 六法を見ればわかるんですけども、言います。刑法247条に構成要件が定められておまして、「他人のためにその事務を処理する者が、自己若しくは第三

者の利益を図り又は本人に損害を加える目的で、その任務に背く行為をし、本人に財産上の損害を加えたときは、五年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。」となっております。控訴時効につきましては、刑訴法205条の規定により5年間となっております。

ちなみに、わかりやすく言いますと、先ほどちょっと触れましたけれども、一般的に民法上の不法行為、民法704条の世界で、民事上の責任が、故意または過失により認められるとか、非常に広義にあります。ただ、背任罪が成立するというのは、非常に厳格な構成要件の中で認定されるものでありますので、いろんなものについて何か問題があるのではないかなという場合は、私の感覚からすると、背任罪を検討する以前に、まずは民法上の不法行為の議論が通例なされるであろうというふうに思うんですけれども、ちょっと私、理解しかねておりました。済みません。ちょっと余計になりました。よろしくお願ひします。

○武井俊輔議員 今伺ってみても、やはり背任罪というのは難しいですね。難しいというのは、絶対だめだというわけじゃなくて、大変要件が難しいなということは率直に感じます。

それでお伺ひいたしますが、県が刑事告発をして、当然、罪ですから、不起訴または無罪となった場合というのは、逆に県が対象者から誣告罪で告訴されるといったようなリスクも非常に高いのではないかと考えますが、知事はどのように認識されているかお伺ひいたします。

○知事(東国原英夫君) そのような問題が仮に発生したとしても、法律の専門家とも相談しながら適切な対応をとっていくことになるかと思ひます。

○武井俊輔議員 人を罰するということですか

※ 105ページに訂正発言あり

ら、そのあたりも本当に考えていかなければいけないんだなと思っております。ただ、最初にも申し上げましたが、もちろん、そういったことを恐れてうやむやにするということはあつてはなりませんし、こういった、徹底して解明していくということが東国原県政のよさでもあると思っております。全力で臨む姿勢は、愛みやざきとして評価をいたしております。しかし、先ほどの答弁を伺っても、背任罪というだけでは、なかなか不安があるわけでございます。

知事にもう一点だけ伺いたいと思うんですが、こういう形で告発があった以上は、今後の調査とかそういったものは、全面的に警察に任せていくということになるのか。それとも、県としても、それはそれとしていろんな調査等を続けていくということになるのか伺ひます。

○知事(東国原英夫君) 司直にゆだねるところは司直にゆだね、そしてまた行政的には行政処分等も視野に入れながら、それ相応の正当な対応をしてまいりたいと思っております。

○武井俊輔議員 わかりました。とにかく積極的な対応をお願いいたしたいと思ひます。とにかく、今のお話を聞いても、警察との意思の疎通が大丈夫なのか、ちょっと不安になるところもありましたので、警察との情報交換もまたお願いをいたしたいと思ひます。

続きまして、今度は環境森林部長にお伺ひいたします。県はみずからが告発人であり、また逆に言えば、被告訴人を抱えた組織ということにもなるわけですね。役職員を訴えていくということになるわけですから。この被告訴人の県職員及びOBの方は、業務において訴えられたことになるわけですが、この方々の法的費用、例えば弁護士の費用とか、このあたりは県が負担することになるのかどうか伺ひます。

○環境森林部長（高柳憲一君） 仮のお話でございしますが、起訴された場合につきましては、その内容により判断することになるというふうに考えております。

○武井俊輔議員 その内容ですけれども、ほとんど県が当事者なわけですから、当事者がどういふことで告訴しようというの、当然こちら側はわかるわけですねということ、相手が何を言い出すかわからないということではないわけですから、そういった意味では、方向性としては出す方向なのか、自費でやってもらうということになるのか、決まっていればお聞かせください。

○環境森林部長（高柳憲一君） 仮定の話ということで、起訴の内容等がはっきり——今の段階ではですね、今から詰めていきますが。当然、その内容によりまして業務との関連性というのは一つの判断になると思います。例えば背任ですとか、本来やってはいけないことをやったというような中身での告訴・告発になれば、当然、それは職務との関係というのは薄いわけですので、そういう場合には、費用負担というのを県で持つということは一般的には考えられないんじゃないかというふうに考えております。それは今から詰めて、告発の内容によって判断をしていくことになるというふうに考えております。

○武井俊輔議員 最後にします。報道によりますと、宮崎市が公社に出向している職員を引き揚げるといったような話も一部に検討されているようでございますが、県と市がここまで激しく、いろんな意味で対立をする中において、一方でそういった状況がありながら、一方で工事費の負担協議なんていうのが冷静にできるのかという、甚だ疑問があります。一方では刀を

振り回して、一方で電卓をはじきましょうというような話だと思うんですね。ですから、そのあたりが本当にちゃんと今後進めていけるのかどうか。環境森林部長に伺います。

○環境森林部長（高柳憲一君） 今までのいろんな意見等も踏まえて、マスコミ等でも県と宮崎市の対立という形でよく書かれておりますが、議論すべきことは正しく議論をすべきだと思います。それは、議論を尽くす過程で意見の対立というのは、立場が違いますので、あって当然だと思うんです。しかし、それだから議論しないということは、問題であると思います。私は、この問題につきましては、廃棄物行政、非常に今回の事件で、特に地元、県民に対して大きな不信感を与えてしまった。今後、この行政を正しくやっていくためには、県民、地元住民の方の信頼回復が一番大事だと思っています。そのためには、今回どういふことでこういふふうになったのかというのを明らかにして、一つ一つ誠意を持って私たちは対応していく、これが責任だと思っています。そういう意味で、宮崎市とも意見の一致を見ない部分もございしますが、そういう県民の視点に立って一生懸命取り組んでいきたいというふうに考えております。

○警察本部長（相浦勇二君） 先ほど、不法行為を民法704条と申しましたが、709条の間違いです。訂正させていただきます。

○武井俊輔議員 ありがとうございます。

エコクリーン関連の質問は終わりますが、日々ごみは出続けてまいります。市民、県民といたような立場からしますと、非常に不安も感じております。ごみを出すわけですから。そして、あと5～6年もすれば、そろそろエコクリーンプラザの次のごみ処理というものも検討

していかなければいけないという段階ではないかと思えます。そのあたりをくれぐれも協議されて、住民の皆さんが安心して生活できるように、対応を執行部の皆さんにお願いしたいと思います。

次に移ります。優良県産品推奨制度についてお伺いをいたします。議場のほうには、こちらのパンフレットを、許可をいただいて配付させていただいております。

この制度は、商品力及び関係法令等の厳格な審査をクリアした優良品を県が推奨するというものであります。私が何度も取り上げました例のイラスト問題以降、いろんなあり方を模索した結果の一つであると思えますし、この取り組みについては評価したいと思っております。こういったパンフレットもできまして、物産館初めいろんなところでこの商品を販売したり、知事が持って回って、いろいろとトップセールスに使われるということのようでございます。しかし、いろいろと課題があるのも事実でございます。これについて知事は2月3日の記者会見で、農政水産部が実施している農産加工物につける地域特産品マーク（Eマーク）との整合性について疑問があるとおっしゃっていただきました。縦割り行政という言葉も出たようでございますが、まず知事にお伺いをいたします。この制度を設立された目的、また、Eマークとの違いとはどういうものなのかお伺いをいたします。

○知事（東国原英夫君） 優良県産品推奨制度は、消費者へ安全で高品質な県産品を県が推奨することで、販路の拡大を図るとともに、生産者の商品開発能力の向上を図ることを目的として、今年度新たに創設した制度であります。加工食品の個々の商品を対象とし、表示を初め衛生審査、内容量検査など関係法令について審査

するとともに、地域性や市場性、香味、デザインといった、いわゆる商品力についても審査の対象としておるところでございます。これに対し地域特産品認証事業、いわゆるEマークは、当初国が創設し、その後県に移管された制度であり、全国共通のマークを使用し、地域特産品の品目ごとに、「優れた品質」「正確な表示」「地域の環境と調和」の3つに係る認証基準を定めたもので、現在、本県では千切り大根とたくあん漬の2品目を認証しております。県といたしましては、今後とも、それぞれの制度の趣旨等を周知・PRして、県産品が厳しい地域間競争に勝ち抜くことができるよう活用してまいりますとともに、ひいては、宮崎ブームの高まりにつなげていきたいと考えております。

○武井俊輔議員 あとは商工観光労働部長にお伺いをしております。

この優良県産品の商品は、知事イラストとの併用は認められているのか、お伺いをいたします。

○商工観光労働部長（高山幹男君） 知事イラストに関しましては、知事は、「県産品の販路拡大や地元企業振興の一助になればとの思いから、基本的には、個人の肖像権に関連させることなく自由に使っていただいても構わない」、そういったスタンスで対応されております。そういったことでイラストと推奨マークを併用されることもあるというふうに考えております。県といたしましては、優良県産品推奨マークのついた商品が、県が推奨するものであるということを広く周知していきたいというふうに思っております。

○武井俊輔議員 Eマークは併用ができなくて、これはできると。両方ついているものの中を見るとあるということで、いろんなマークが

ついているものがある、逆にわかりにくいなという感じがいたします。ですから、そういった意味では、私は、この制度というのは脱知事イラスト的な存在になるのかなと思っておりました。そもそも論をお伺いしますが、この制度はどこに力点を置いているのか伺います。

○商工観光労働部長（高山幹男君） 現在、本県の産品が全国的に注目を浴びているところでございますけれども、このブームを一過性のものとせず定番・定着化を図るために、消費者ニーズに耐え得る真の商品力を有する県産品づくりが不可欠であるというふうに考えたところでもあります。このために、この制度の創設に当たりましては、生産者の商品開発能力の向上を図って、県産品全体の商品力の底上げを行うことに最も力点を置いたところでもあります。そのようなことから、審査におきましては、宮崎ならではの特性が感じられるかといった地域性、商品として消費者に支持されるかといった市場性などを重要視したところでもあります。また、審査の過程で最終的に推奨決定に至らなかった商品につきましても、今後の改良点などをフィードバックいたしましたり、商品開発アドバイザーによる指導などを行うことによりまして、本県産品を牽引する優良な産品を一つでも多く発掘・育成していきたいというふうに思っております。

○武井俊輔議員 きょうこれを持ち込ませていただいたんですが——これがそのパンフレットなんです——これを見ても、宮崎といえば代表的なこれだなというのが入っていないのでちょっと驚いたんですが、焼酎ですね。何で焼酎がこの中に入っていないのか伺います。

○商工観光労働部長（高山幹男君） 焼酎についてでございますけれども、焼酎につきまして

は、県酒造組合が「宮崎の本格焼酎」との名称で商標を取得しまして、地域のブランドとして業界全体で振興を図っていかうという取り組みをされておりますので、県としましても、そういった取り組みを尊重して対象としないとしたところでもあります。

○武井俊輔議員 そういった意味で、一体感というか、せつかく県がやるんだったら、県の一番のものはそれぞれあってもいいのかなと思うんですが、わかりました。

次に移ります。この件について、実際にエントリーされた方からお話をいろいろと伺ってみたいんですが、その中で、審査員が公表されなかったということに対して大変強い不満がありました。民間の商品を県がセクションすることですから、より慎重であるべきだと思います。今回は60程度が20と、3分の1程度に絞られたわけですが、本当にこういったものは売り上げとかに結構直結してしまうものですから、そういった意味でも、より幅広い県民の理解を得るためにも、だれがどのように審査をしているかというのは公表されてしかるべきではないかと考えますが、部長の見解を求めます。

○商工観光労働部長（高山幹男君） 商品の審査に当たりましては、食や流通に関する事情に大変明るい県内外の学識経験者、商品開発の専門家、量販店のバイヤーなどに委嘱しまして、宮崎の産品が他産地の競合品と差別できるかといった視点で厳しく審査していただきますとともに、委員の人数を10名とすることで、審査員の審査のばらつきを減らす工夫もしたところでもあります。審査員のお名前につきましては、客観性、中立性、公平性、そういった審査を担保するために公表していないところがございますので、御理解を賜りたいというふうに思っております。

おります。

○武井俊輔議員 なかなか理解はできないなと。つまり、どういう識見を持っている方がされるかというのは非常に大事だと思うんですね。例えば、バイヤーさんの中でも得手不得手、得意不得意というのはかなりあるようですから、そういった意味では、この制度が本当に県民、こういった業界の皆さんも含めて愛される制度になるためには非常に不可欠ではないかと考えております。とはいえ1年目ですから、いろんなこともあると思います。新しいことに取り組んだということについては評価いたしておりますが、こういったことも含めて、次年度に向けて改善すべき点があるのか。あればどのようなものがあるかお聞かせください。

○商工観光労働部長（高山幹男君） まず、スタートしたばかりのこの制度そのものが消費者に広く認知されまして、優良県産品に推奨された商品は安全・安心で高品質であるということが浸透していくことが大変大切だというふうに思っております。また、今回惜しくも選定に漏れた商品は、いずれも優秀なものでありますので、応募された生産者の皆様に審査員の意見をできるだけ詳細にフィードバックすることで、さらによりよき商品づくりにつなげていただきたい。そういったものを一つの反省点として改善すべきだと思っておりますし、次回の募集に向けまして、今回落ちた方は頑張っていたきたいというふうに思っております。本県産品の底上げを図るために、少しでも多くの皆様に御応募いただいて、新商品の開発とか販路拡大に活用していただけるように期待しているところでありまして、この制度の趣旨や意義を、消費者のみならず県内の生産者の皆様に積極的に周知していきたいというふうに思っております。

○武井俊輔議員 では、続いて観光行政なんですけど、これは後回しにさせていただきます。裁判員制度に係る支援体制は割愛をさせていただいて、県内における精神科医療の拡充についてに移らせていただきます。

新富町の県立富養園が閉園後、宮崎病院の精神医療センターが、その機能を急性期治療、難治性疾患治療、児童思春期治療、身体合併症治療及び高次救急医療に特化し開設されるということになりました。富養園は391ベッドを有しているのに対し、精神医療センターでは42ベッドとなっております。急性期治療がメインのセンターとしては、入院の受け入れから症状の沈静化、そして退院までの流れを短期間で行っていく必要があります。そこで病院局長にお伺いいたしますが、急性期患者を24時間受け入れるだけの体制が整っているのかについて伺います。

先日、私たち愛みやざきでは、千葉県の幕張のほうにある千葉県立精神科医療センターに研修をしてまいりました。同センターでは、^{*}42ベッドで医師が14名、看護師が49名、精神保健福祉士が11名配置されておりました。さらに驚きましたのは、センター内に24時間体制で専門員がおりまして、直接、電話相談に応じる精神科救急情報センターを配置して、年間で約3万件対応されておりました。初期症状時における専門的介入をすることにより、症状悪化を最小限に抑えるとともに、宮崎県の課題でもあります自殺率低下にも大きな効果を上げているということでした。本県の精神医療センターの人的配置を含む診療体制と電話相談等などをどのように整備される計画であるか、病院局長に伺います。

○病院局長（甲斐景早文君） 県立宮崎病院精神医療センターでございますけれども、ただい

ま議員御指摘の富養園の病床数は確かに391でございますが、この稼働数については現在59になっておりますので、そういう前提でお話しさせていただきたいと思っております。

まず、病床数の大幅な減、これは御指摘のとおり59床から42床になったわけでございますけれども、こうした減にもかかわらず、医師定数を富養園と同等の7名といたしましたし、看護師30名、精神保健福祉士4名を配置するなど、本県精神医療の中核医療機関としての体制整備を図ることとしております。これらの人員体制につきましては、今後、運営状況を検証した上で、必要があれば見直してまいりたいとも考えておるところでございます。

なお、時間外の診療につきましては、措置入院や重症な合併症患者など他の医療機関からの紹介等による患者さんのみを対象といたしまして、精神医療センターや宮崎病院の救急外来において、当直の精神科医師が、一般科の医師とも連携しながら、24時間態勢で対応することといたしております。また、電話相談につきましては、現在、県の精神保健福祉センターが行っています電話相談業務との関連において検討されることが必要であるものと考えております。

○武井俊輔議員 先ほど申しました千葉の県立精神科医療センターのベッド数ですが、42と申しましたが、50でございました。訂正をお願いいたします。

続きまして、病院局長にお伺いいたします。先ほどの千葉との比較なんです、同規模のベッド数であるにもかかわらず、診療体制にこれほどの開きがあって、果たして利用者のニーズにこたえられるだけの医療サービスが提供できるのか疑問が残るところでもあります。高密度医療を提供する千葉県立精神科医療センター

の平成19年度入院件数は462件、病床利用率は96.3%、平均在院日数は38日、1日平均外来患者数が141.3人となっております。医業収益が15億5,000万円ということになっておりました。本県の精神医療センターの運営計画がどのようになっているか、病院局長に伺います。

○病院局長（甲斐景早文君） 精神医療センターは、急性期や身体合併症の治療など、民間医療機関では対応困難な機能を担うことを前提に、精神科救急の本県の実績、あるいは他県の状況等を踏まえて患者需要を見込んだところでありまして、入院患者さんについては、年間の新規入院患者数を180名程度、通院患者さんについては70名程度といたしております。

また、入院患者さんは、合併症や重症の患者さんを民間医療機関から受け入れ、症状が安定すれば転院していただくなど、民間との役割分担や連携を図ることによりまして、在院日数については原則3カ月以内といたしまして、病床利用率は80%を超えるよう運営してまいりたいというふうに考えております。

このような運営をもとにした経常収支につきましては、本来、精神医療は採算が厳しい分野でありますことから、平成21年度当初予算では9,000万円程度の赤字を見込んでいます。

○武井俊輔議員 センターの病床数も非常に少なくなるわけですから、性質上、長期療養というのは基本的にはできないということになりまして、当然、転退院が余儀なくされるわけでございます。そうなりますと、必然的に地域の精神科医療機関との連携、また在宅療養のフォローというものが大変重要になってくると思います。ちなみに、視察に行きました千葉県では、継続医療提供ということに重きを置きまして、

退院者のうち約7割は同センターで外来フォローをすると、それによって受診者を大きく伸ばすとともに、年間約1,000件程度の訪問介護を実施しておりました。本県では、症状沈静化され転退院が必要になった方に対しどのような援助方針があるのか、病院局長にお伺いいたします。

○坂口博美議長 答弁者は、10分ぐらい答弁時間がおくれていますので、簡略、明快に答弁をお願いします。

○病院局長（甲斐景早文君） 本県の民間精神科医療機関の状況を踏まえまして、かかりつけ医としてではなく、民間では対応困難な患者さんを受け入れる中核医療機関としての役割を担うこととしております。このため、センターで受け入れた患者さんが転院可能な程度に症状が安定した場合には、もとの医療機関へ転院していただき、その後の通院医療や訪問看護など、民間で対応できる診療につきましても、かかりつけ医としての民間での対応をお願いしたいと考えております。したがって、センターにおける訪問看護やデイケアにつきましても、医療観察法に基づく指定通院患者さんなど限定的な利用になるものと想定しております。

○武井俊輔議員 精神科を利用される方々は、医療スタッフとの信頼関係というのが、症状の変動と非常に大きく連動することになります。病床数が少ないということで、地域連携という大義名分のもとで安易な転院になるということなく、外来フォローというのも非常に重要だということで、体制をしっかりと整えていただきたいと要望させていただきます。

では、次に移ります。地元企業育成対策についてお伺いいたします。

J V（ジョイントベンチャー）についてお伺

いしてまいります。建設工事におけるJ Vということですが、その中における特定J Vといいますのは、工事の際のそれぞれの得意分野を生かして円滑に工事を進めるというものでございまして、非常に一般的なものであります。また、大手企業とJ Vを組むことによって地元企業への技術移転ということも目的としているわけですが、まず、過去3年間、公共三部において、特定J Vと契約をした工事の件数と契約金額をお伺いいたします。

○県土整備部長（山田康夫君） 平成18年度から20年度の第3・四半期までに、公共三部におきまして、特定建設工事共同企業体いわゆる特定J Vと契約を締結した建設工事の件数は11件で、契約金額は約110億円となっております。

○武井俊輔議員 わかりました。非常に大きな金額でもあるかと思うんです。

先ほど申しました趣旨であります技術移転ということについてお伺いをいたします。技術移転が図られているのかどうかということですが、こういった特定J Vが、地元企業への技術移転、地元企業の技術力向上にどの程度効果があったのか伺います。

○県土整備部長（山田康夫君） 技術的に難易度の高いトンネルなどの大規模な建設工事につきましても、県内企業への技術移転を目的として、特定J Vを対象とする発注を行うこととし、代表構成員に求める施工実績のない企業でも、その他の構成員として入札参加を認めてきたところでもあります。その結果、県内企業が新たに当該工事の施工実績を積むことで、例えばトンネル工事で見ますと、特定J Vの代表構成員として入札参加資格要件を満たす企業が、この10年間で7社から14社に増加をしてきております。このように、特定J Vの構成員となった

県内企業は、技術的に難易度の高い建設工事の施工経験を積むことによりまして、技術力が向上してきたものと考えております。

○武井俊輔議員 続いて、建設資材についてお伺いいたします。いろいろと聞きますと、県内業者からの調達に現在9割ということでございますが、この建設資材をすべて県内業者から調達するということが義務づけられないのかどうか。県土整備部長に伺います。

○県土整備部長(山田康夫君) 県内産業振興の観点から、県発注工事の受注者に対しまして、建設資材を購入する場合には、県内業者から購入することを要請してございまして、ここ数年の実績を見ますと、県内業者からの購入割合が約9割となっております。しかしながら、県内業者からの購入を義務づけることにつきましては、業者の方々の商取引の自由や、経済圏あるいは経営状況などにも配慮する必要があります。なお、公正取引委員会の見解として、一般的な要請を超えて義務づける場合には、事業者の自由な事業活動を制限するおそれがあることから、競争政策上好ましくないとの判断もあるところでございます。

○武井俊輔議員 法律の関係もあれば仕方がない部分もあるのはわかるんですが、できるだけ100%を目指してはいただきたいと思っております。そういった意味で、100%を目指すために努力をされていることがあるか、お伺いいたします。

○県土整備部長(山田康夫君) 県発注工事につきましては、宮崎県工事請負契約約款に、資材購入先については県内業者から選定するよう努めることを県独自に明記するとともに、県外業者から購入する場合には、購入先や購入理由などの報告を義務づけております。また、全受

注者に対しまして、建設資材を購入する場合には、県内業者から選定することを契約ごとに文書で要請するとともに、請負金額が1,000万円を超えるものにつきましては、資材の購入状況について報告を求めています。さらに、これらの取り扱いについては、毎年県内各地で開催しております建設業者研修会のテキストに明記をし、業者の方々に説明及び要請を行っております。今後とも、本県の経済、建設産業が大変厳しい状況にあることも踏まえまして、さまざまな機会をとらえ、重ねて県内業者の活用を要請してまいりたいと存じます。

○武井俊輔議員 わかりました。では、ぜひ今後ともよろしくお伺いいたします。

次に移ります。宮崎県の道路政策と都市計画ということについてお伺いいたしてまいります。

宮崎市のみならず、宮崎県の基幹道路であります橋通りについてお伺いをいたします。まず、知事にお伺いいたします。これは市が行ったものでありますが、昨年11月に、2車線化の社会実験というのがありました。市民アンケートの結果を見ますと、「反対」「どちらかといえば反対」というのが、住民の方で64%ということになっておりました。知事はこの社会実験について、アンケート結果も含めどのようにお感じになったか伺います。

○知事(東国原英夫君) 宮崎市が行った橋通り4車線化の社会実験に関するアンケート調査につきましては、メディアによる報道等で、反対の意見が多かったということを確認しております。

○武井俊輔議員 わかりました。時間も押していますので進めてまいりますけれども。そういった意味で、非常に渋滞も多く発生をしてい

たということがあったわけでございます。渋滞の件は答弁は結構でございます。そういったことも含めて、非常に課題が多いなというふうに感じます。

県土整備部では、宮崎都市圏総合交通戦略というものを策定しております。最新版は、「暮らしやすい都市圏をつくる交通の取り組み」というものでありまして、バスに合わせて信号が変わるシステムなど、いろいろと総合戦略ということで取り組みが進められております。ここで2車線化というのは出てきていないわけですが、この計画を策定するに当たりどのような話があったのか。また、この宮崎都市圏総合交通戦略というのは、この2車線化政策等とは整合がとれるものなのか、県土整備部長に伺います。

○県土整備部長（山田康夫君） 少子高齢社会の到来や環境負荷の高まりなど、都市を取り巻く社会経済情勢は大きく変化をしております。今後のまちづくりのあり方につきましては、公共交通の利便性が高く、歩いて暮らせる集約型の都市構造が求められております。このような中、御指摘の宮崎都市圏総合交通戦略につきましては、自動車依存から、環境や人に優しい交通手段との両立を図るためのさまざまな取り組みを推進していくものでありまして、交通事業者などの関係機関と連携して、宮崎市と共同で策定作業を進めてきたところでございます。また、橘通りの社会実験でございますけれども、宮崎市が、将来のまちづくりを見据えた中心市街地活性化における公共空間活用の方策として、今後どうあるべきか検討している段階と認識をしております。

したがいまして、双方とも、長期的な観点においては、公共交通を重視した歩行者あるいは

自転車が利用しやすい、人中心のまちづくりを目指すものであるというふうに思っております。具体的な施策の推進に当たりましては、いろんな渋滞発生の問題とか、幹線道路としての機能のあり方等を十分踏まえながら、慎重に検討していくべきと考えております。

○武井俊輔議員 続いて伺いをいたします。今月15日付宮崎日日新聞でございましたが、県道347号線、これは正式な名称は南宮崎停車場線というんですが、南宮崎駅の県道です。これについても、北側を2車線化するといったような計画が取り上げられておりました。この道路は、JR南宮崎駅という非常に大きな交通結節点に向かう道路であり、県全体の交通ネットワークとしても非常に重要なものと考えております。確かに道路容量的にはあきがあるとはいえ、慎重に考えるべきだと考えます。県道でございますが、県は道路管理者として、この計画についてどのように考えているのか、県土整備部長に伺います。

○県土整備部長（山田康夫君） 宮崎市の計画は、北側3車線を1車線減らして景観形成のために利用しようというものでございますけれども、県といたしましては、県内幹線道路網を形成するこの路線の機能のあり方、あるいは周辺の土地利用との整合性等の観点から、多面的かつ慎重に検討していくべきものと考えております。

○武井俊輔議員 ちょっと答弁を減らしていきたいと思うんですが、地域の検討会とかそういったものにも県は入っていないということですから、そういったところでちょっと気にはなるんですけれども。そうしたときに、報道等を見ても、例えばこの道を、県道であることをやめるということで整備をしていくと。一義的に

は道路管理者が行うものですから、そういった考え、移管する可能性があるのか伺います。

○**県土整備部長（山田康夫君）** この路線につきましては、県内有数の主要停車場であります南宮崎駅と国道220号を結ぶ幹線道路でありますことから、道路法第7条第1項の規定に基づきまして県道として位置づけるべき路線であると判断しております。

○**武井俊輔議員** では、この問題は最後にいたします。県道であっても、特例によって市が道路管理をするということも認められるというものもあるようですが、この南宮崎停車場線について、申請があれば認められるのかということと、また、現段階では県として6車線を維持するというふうに判断しているという理解でよろしいか伺います。

○**県土整備部長（山田康夫君）** 確かに管理の特例ということがございますけれども、仮に申請があったらというお尋ねでございますが、現在、本路線は6車線として都市計画決定され整備されている道路でございます。先ほども申し上げましたように、本路線の機能のあり方、あるいは周辺の土地利用との整合性の観点から、管理の特例適用については慎重に検討していくべきものと考えております。

また、6車線の維持につきましては、交通機能だけでなく、沿道施設と一体となった流通業務的機能とか、都市環境あるいは都市防災など多様な機能をその道路は有しておりますこと、良好な都市環境を形成しておりますことから、現状では6車線維持というのが適当であるというふうに考えております。

○**坂口博美議長** 答弁者に申し上げます。ますます時間を食ってきておりますので、急ぎ答弁を。

○**武井俊輔議員** 済みません。私のほうも気をつけてまいりたいと思います。

続いて、教育行政についてお伺いをいたしてまいります。

中高一貫教育についてお伺いいたします。「なるほど地図帳 2009」という本がありまして、これを読んでおりましたら、宮崎県のことを「公立中高一貫教育発祥の地」というふうに書いてございました。つまり、本県の五ヶ瀬中等教育学校の中高一貫教育というのは、まさに日本でも先駆的な取り組みであるということが、そこには書いてあったわけでございます。しかし、現状を見ると、いろいろと課題もあると考えられます。

まず、教育長にお伺いいたしますが、本県はそういった形で中高一貫校の草分けであるにもかかわらず、その後、まだ宮崎西高附属中1校しか開校しておりません。いろいろと見ますと、東京都が11校、北海道が10校——ここは大きいんですが——例えば和歌山とか新潟、高知、こういったところでも、もう既に6校開校しているということでございます。スタートは一番最初だったにもかかわらず、本県で、その後、中高一貫校の設置が進まなかったのはなぜかお伺いいたします。

○**教育長（渡辺義人君）** 五ヶ瀬中等教育学校は、平成6年4月に五ヶ瀬中学校・高等学校として開校いたしました。当時は、中高一貫教育の研究開発学校として国の指定を受け、その後の取り組みが全国的に評価をされ、平成11年度に中高一貫教育校が制度化されたところであります。それ以降、御案内のありましたように、全国的に中高一貫教育の研究が進められ、本県におきましても、五ヶ瀬中等教育学校の成果と課題の検証を行うとともに、中高一貫教育校の

3つの設置形態であります、1つ目には中等教育学校、2つ目には併設型、3つ目には連携型について、学校のあり方や県民ニーズの把握、さらには全国の動向等を見きわめながら、慎重に調査・研究を行ってきたところであります。これらの研究成果を踏まえまして、平成19年度には、併設型では本県初めてとなる宮崎西高等学校附属中学校を開校したところであります。以上です。

○武井俊輔議員 この議会でも何度も何度もいろんな形で質問が出ましたが、このたび、都城・北諸地域、泉ヶ丘高校に新たに附属中学校が設置されるということになりました。いろいろと学校の理念なんかも見せていただきまして、地域との連携といったことにも非常に配慮されているなど感じております。

では、この都城泉ヶ丘高校附属中学校についてお伺いをいたします。北諸県地区には都城泉ヶ丘高校以外に、普通科でございますと都城西高校、都西ですね。それから、高城高校にも普通科があります。特に、都城西高校には外国語科などもある。それぞれ特色のある学校であると思うんですが、この中で、なぜ都城泉ヶ丘高校に設置されることになったのか、教育長にお伺いします。

○教育長（渡辺義人君） 今、武井議員のほうから設置理念のお話がありましたけれども、設置理念については、改めての説明は省略いたしますが、泉ヶ丘高校に中学校を併設することにしたのは、主に3つの理由があるかと思えます。1点目は、設置理念を実現するために理数科に接続するのが効果的であること。2点目は、余裕教室の数や体育館の広さなど、中学校を併設するために必要な施設・設備が整っていること。3つには、遠方から通学する

生徒の交通の利便性がよいこと。こういったことを総合的に判断して、都城泉ヶ丘高校に併設をするということに、結論としては達したところであります。以上です。

○武井俊輔議員 わかりました。今、いろいろと理由の御説明があったんですが、私は今年の6月議会で、宮崎西高附属中の体育館整備というものが非常に問題ではないかという質問をいたしました。つまり、既存施設に中学生が入るということは、ハード面でさまざまな課題があると考えます。やはり中学1年生と高校3年生というのは大人と子供ぐらいい違うので、体育館なんかを見ていると、むしろ本当に危なっかしいという感じがするぐらいでございました。都城泉ヶ丘高校附属中学校では、そのあたりがどの程度ハード面について配慮されているのか、教育長に伺います。

○教育長（渡辺義人君） 都城泉ヶ丘高等学校への中学校の設置に当たりましては、既存施設の利用を前提としながら、高校の教科にはない「技術」の実習室整備や中学生用の保健室の設置、さらには机・いすなどの備品整備等、よりよい学習環境の提供に努めてまいりたいと考えております。また、今ちょっと御案内のありました、体育館のお話であろうかと思えますけれども、体育館につきましては、都城泉ヶ丘高校は生徒が約1,500名いた時期がございまして、その当時から使用しているものであり、中学校を設置しても中高合わせまして約960名であることや、中学校・高等学校の授業の時間割等をもとに検討いたしました結果からも、現在の体育館で活動が可能であると判断しているところであります。以上です。

○武井俊輔議員 わかりました。ぜひこれからもまた、実際に始めてみないとわからないこと

もいっぱいあると思いますが、都城・北諸地域の皆さんの期待も大変大きいものだと思いますので、そのあたりを柔軟に対応をお願いしたいと思います。

続きまして、県北への整備についてでございます。いろいろお話を伺いますと、県内にこれでも3校、県北、県央、県南・県西という形になってきたわけですが、県内の県立中高一貫教育校の設置というのは、基本的にはこの都城泉ヶ丘高校附属中学校で最後ということになるのか。例えば日向・延岡などほかの地区にふやす予定がないのかどうか、教育長に伺います。

○教育長（渡辺義人君） 本県の中高一貫教育校につきましては、平成19年度に設置をいたしました有識者等から成る「中高一貫教育校調査・研究委員会」からの報告におきまして、「新たな中高一貫教育校の設置については、生徒数が減少していく中で、ほかの公立中学校への影響や、私立中学校とのバランスに十分配慮すべきであり、北諸県地区への併設型1校の設置が望ましい」、そういった趣旨の提言をいただいているところであります。県教育委員会といたしましては、この提言を踏まえまして、北諸県地区に中学校1校を併設することにしたところであり、御質問にありました延岡を含む県北地区につきましては、現在、五ヶ瀬中等教育学校、2校の私立中学校があり、さらには、地元公立中学校への影響等を考慮し、ほかの地区と同様、中高一貫教育校を設置することは、現在のところ考えていないところであります。以上です。

○武井俊輔議員 五ヶ瀬については、確かに県北にあるにはあるんですが、全寮制でもございますし、そういったことを考えますと、県北の格差というのはこの辺にも感じられるのかと思

います。宮崎へ通学をしているという高校生も少なからずおるようでございます。そういった意味では、県北の生徒も宮崎に通うということになるのかもしれませんが、そうであれば、通学等も含めて一層の配慮をお願いしたいと思っております。

次に移ります。観光行政の推進についてお伺いをいたします。何点か取り上げてまいります。

先週のWBCキャンプの件につきまして、きのうもいろいろと取り上げられておりましたが、非常に大盛況で、課題も確かにいろいろありましたけれども、やはり野球人気というものはすごいなと、その根強さを改めて感じました。関係者の皆様の努力に敬意を表したいと思います。

そのような中でございますが、宮崎県にとりまして大変重要な問題であります、巨人軍キャンプ一部沖縄移転問題についてお伺いをいたします。読売巨人軍は、昨年12月、2011年から一部のキャンプを沖縄県的那覇市で行う旨を発表されました。受け入れる那覇市では球場の整備を進めているわけですが、この新球場は防衛施設庁の補助金なんかも出るということでございまして、やはり沖縄というところには、いろんな意味で特殊なアドバンテージがあるんだなということも感じております。このように、もろもろ考えてみますと、沖縄を相手に戦うというのは、これはなかなか大変なんだなということも改めて感じております。それを踏まえてお伺いをいたしますが、この巨人軍キャンプ那覇移転でございまして、県としてはどのような情報を持っているのか、どのように分析をされているのか、伺いたいと思います。

また、これは持ち込みで配付させていただい

ておりますが、「巨人、那覇でキャンプ」といったことが書いてございます。やはり沖縄のほうの受け入れ、こういった看板とかもあちこちに出ております。巨人が那覇でキャンプをするというのがですね。すなわち、宮崎の受けとめ方と実際の沖縄県那覇市の受けとめ方というのは、大分温度差があるなということも感じております。県では、今のところは最終段階の調整を沖縄で行うといったような認識のようです。そういった認識の違いも感じておるんですけども、このあたりも含めて見解を求めます。

○知事（東国原英夫君） 一連の巨人軍の沖縄キャンプの移転等については、報道等で認識しております。しかし、桃井球団社長から、「あくまでもキャンプの中心は宮崎であり、宮崎からの完全撤退はない」という確約もいただいております。一部とはいえ、選手が宮崎を離れてキャンプを行うことは、非常に残念なことだと思っております。

○武井俊輔議員 引き続きお伺いをいたします。以前は、プロ野球キャンプといえますと、本県、沖縄と並んで高知県が大変盛んでございまして、この3県で御三家みたいによく言われておりました。ところが、見てみますと、高知県は宿毛市から、当時近鉄がありました。撤退、西武が春野町から撤退、ダイエーが高知市から撤退ということで、この2チームは宮崎に来ているんですが、今、1軍で残っているのは安芸市の阪神と高知市のオリックスしか……。これも後半のみといった大変厳しい状況になっております。この移転について、巨人軍のほうからは、「沖縄には各球団が集結していると、実戦経験が積めるんだといったようなことで沖縄に後半に行く」と、一部移転の理由を述べら

れております。逆に言えば、一度球団の流出が始まると、五月雨的にどんどん出ていってしまうといった可能性もあるわけでありまして。そういった意味でも、本県もまさに高知県の事例にならないように他山の石にしていかなければいけないと思うんですが、なぜこういうことになってしまったと考えるか。また、高知県のようにならないためにはどのようにしていけばよいと考えるか、商工観光労働部長に伺います。

○商工観光労働部長（高山幹男君） 一般的にプロ野球チームがキャンプ地を選ぶ場合には、まず気象条件、例えば気温とか日照時間、それから施設などの練習環境、宿泊施設などといったものを総合的に評価して決定されるというふうに伺っております。高知県において減少していった理由等につきましては明らかではありませんが、球団それぞれにお考えとか事情があったものと存じます。したがって、本県といたしましては、チームのニーズを的確に把握しながら、各チームが充実したキャンプを実施できるようなよりよいキャンプ地づくりに、これまで以上に努めていかなければならないというふうに思っております。

○武井俊輔議員 ありがとうございます。とにかく、こういうふうにならないように予防的な対策が必要であると思います。宮崎で、1球団でも多く、1年でも多く、1日も長くキャンプを行ってほしいと考えております。

私は、昨年2月議会でこの問題を取り上げまして、プロジェクトチームなどをつくって取り組む必要があるのではないかということを知事にお尋ねしたんです。そのときの答弁が、「関係部局の横断的な取り組みが必要だと思っております。指摘された強化チーム、PTなど

も含めて検討していかなければならない」というふうにおっしゃっております。しかし、その後プロジェクトチームができたという話も聞きません。先日、この件で観光推進課の方といろいろと意見交換する中で、非常に皆さん自身がよく頑張っているというのとはよくわかったんですが、そういった意味での動きがなかったのはちょっと残念だなと思っております。商工観光労働部長に伺います。こういった全庁的な取り組みというのは、私は大変重要だと思っております。宮崎キャンプを永続的に行ってもらうためには何が課題だと考えておられるか、改めて伺います。

○商工観光労働部長（高山幹男君） 読売巨人軍といいますのは、50年以上にわたり本県でキャンプを行っていただきまして、スポーツランドみやぎの礎をつくっていただいたということで、本県にとって大変かけがえのない大切な球団でありますので、宮崎キャンプがさらに充実して球団が好成績をおさめられますように、今後とも、宮崎市とか関係団体と連携しながら、キャンプの受け入れに万全を期すとともに、宮崎でのキャンプを中心にやっていただくように強く要望していきたいというふうに思っております。

○武井俊輔議員 もちろんいろいろと課題はあるんですね。ただ、これも一種の企業誘致みたいなものでございますから、最終的にはキャンプについても球団や監督が決めることであるというのは、もちろんそのとおりであります。ただ、例えば年間を通じて来られるようなメディカル・サポートとか、リハビリといったようなものも含めて、いろんな知恵というのは、これからもっと出していかなければいけないと考えております。

また、その中で一つ御提案したいなと思いますのは、トロピカルロードの活用でございます。これは、巨人がキャンプをしています木花の運動公園から宿泊地の青島まで約3キロ、いろいろと、加江田川に橋をかけたりしているんですが、県が総事業費34億円をかけて整備をしたものでございます。選手もランニングなんかで活用したりしておりますが、ジャイアンツカラーのオレンジ色で舗装もされております。例えば、こういったところに手形のレリーフであるとか、巨人軍に関するモニュメントとか、いろんな整備をするなどして、キャンプ時以外でも観光名所として売り出すといったことも、年間通していろいろと仕掛けを考えていく必要があるのではないかと思います。商工観光労働部長の見解を求めます。

○商工観光労働部長（高山幹男君） トロピカルロードにつきましては、例えば青島太平洋マラソンのフルマラソンコースとか、地域住民が主体となりましたキャンドルナイトプロジェクト、そういったイベントでさまざまな取り組みがなされているところであります。このトロピカルロードの観光面での活用につきましては、宮崎市が昨年3月に策定しました「青島地域活性化基本計画」におきまして、青島地域と総合運動公園、木崎浜海岸の一体的な魅力アップを図るという方向性が示されておりますので、今後、計画の具体化に向けた地元との議論の中で検討していくことになろうかというふうに思っております。

○武井俊輔議員 そうであれば、ぜひ積極的に宮崎市とも情報交換などを進めていただいて、対応をお願いしたいと思います。

引き続き、TR高千穂鉄道で使用していたトロッコ車両についてお伺いをいたします。私

も昨年の議会で、JR日南線での活用を図るべきということを質問させていただいたわけなんです。その方向で進んでいるということは大変うれしく思いますし、知事初め執行部の皆様の御尽力には敬意を表したいと思います。今からでも日南海岸を走っていく姿が思い浮かぶわけなんです。当座は、高千穂から運び出されて、小倉のJR九州の工場のほうでいろんな整備を受けていくということになっているようでございます。今後、実際にこの車両が日南線で運用されるまでのスケジュールなど、現段階で把握されている内容についてお伺いいたします。

○県民政策部長（丸山文民君） ことし秋からの日南線での運行に向けまして、今後、JRにおきましては、車両の整備・改造、観光列車としての魅力を高めるための車体の内外装の改修を行い、便数やダイヤ編成などの作業を進められるということですが、具体的な内容につきましては、現在、社内で検討中であると聞いております。

○武井俊輔議員 わかりました。その上で、せっかく来ても利用者が少ないということであれば、結局はまた九州内の別の路線に転用されるということにもなりかねません。これは答弁は結構ですが、日南線での活用に当たり、日南市や沿線の市町村ともいろんな連携をとって、企画、イベントなど含めて積極的に活用をお願いしたいと思います。

続きまして、県庁来訪者の回遊について伺います。この宮崎県庁が一躍観光名所になりました。昨年も40万人もの方に訪れていただいております。まさに東国原効果のシンボリック存在なのですが、ここを見ておりますと——毎日通るから見ておりますが——観光バスで県庁に来

て、そのまま本館を見て、大体物産館に行つてバスで帰るとというのが一般的になっております。つまり、これだけの観光客が来ているにもかかわらず、大部分の方は県庁と物産館しか行かないわけですね。例えば、県庁でお客様をおろして若草通りぐらいまで、デパートあたりまで中心市街地なりをそぞろ歩いてもらうとか、高千穂通りあたりからバスに乗ってもらうとか。そういった意味で、せっきく県庁に来た方が、どうもここだけで……。しかもここは別に有料施設ではないですから。物産館は物を売っていますけど。そういった意味で、せっきくあるわけですから、来訪者をもっと回遊させる仕組みが必要ではないか、そういった仕掛けが必要ではないかと思いますが、見解を伺います。

○知事（東国原英夫君） 県庁を訪れる観光客に対しては、県内周遊だけではなく、地元宮崎市の商店街などが行う県庁観光客の市街地周遊促進の取り組みには、積極的に協力をさせていただきたいと考えております。

○武井俊輔議員 続いて、宮崎の観光地としてももう少し積極的な活用が望まれる、平和台公園についてお伺いをいたします。平和台公園の中心にある「平和の塔」でございますが、昭和15年に完成したもので、確かに、その建設の経緯等についていろいろと意見があるのは承知をいたしております。県外の方などを連れてよくここに行くんですけども、「なぜ中に入れないのか」ということはよく聞かれます。なるほど、扉はかたく閉じられておりますし、昔見たような漠然とした覚えはあるんですが、基本的にはあいているところを見たこともありません。中身がどうだという説明板もその辺にありませんから、ガイドさんでもいればともかく、

個人客であれば、中に何があるかすらわからないまま帰るということになるわけであります。

「平和の塔」の内部をなぜ公開していないのか。県土整備部長に伺います。

○県土整備部長（山田康夫君） 「平和の塔」でございますけれども、内部には、この平和の塔の設計者でもある彫刻家、日名子実三氏が制作しました8点の石膏壁画などが掲げられておりますが、この石膏壁画を含む内部の保存あるいは安全面などの観点から、公開は行ってないところであります。

○武井俊輔議員 わかりました。これはもう答弁は結構ですが、学術的なものとかは開放しているという話でよろしいということですね。ただ、基本的には一般の方には開放していないということでございますが……。

今のお話もありまして、内部の構造というものにいろいろ課題もあるというのは認めます。ですから、24時間というのはもちろん無理かもしれませんが、例えば時間や時期を区切って、必要があれば、その時間だけ警備員さんを置くなりして開放するというのも考えられるのではないかと思います。観光振興の観点からも塔内を開放できないのか、改めて伺います。

○県土整備部長（山田康夫君） 先ほど申し上げましたように、もろもろの課題がございますけれども、知事より、平和台公園の魅力アップに向けて、塔内部の公開についても検討するようといった指示もありまして、現在、関係部局と連携して慎重に検討しているところでございます。

○武井俊輔議員 ぜひお願いしたいと思えます。宮崎はもともと城下町でもないのです、なかなか観光資源も乏しいので、そういったものがよろしいかと思えます。

もう時間も来ていますが、急いで進めてまいります。国際定期便についてお伺いをいたします。昨日も質問が出ましたが、大変厳しい状況でございます。アジアナ航空が就航した平成13年度では69.4%だった搭乗率が、今年度1月までですが51.1%と、損益ベースで言えば完全に赤字路線でございます。特にエバー航空の台湾線については1年目で57.5%と。しかも、悪天候でもないのに機材繰りを理由に5往復10便も欠航しております。定期便としては大変高い欠航率になっている。そういった意味で非常に厳しい現状があるということでございますが、知事はこの国際定期便の厳しい現状をどのように認識しているか、お伺いいたします。

○知事（東国原英夫君） 議員御指摘のように大変厳しい状況にあると認識しております。両路線は、本県が目指している東アジアとの経済・交流拡大のための基盤でありまして、その安定的かつ継続的な運航を確保することが重要であると認識しており、今後また、なお一層の利用促進を図っていかなければならないと考えております。

○武井俊輔議員 隣県の鹿児島県が、中華航空による鹿児島ー台北線の就航を目指しております。鹿児島県の伊藤知事は、今年の会見の中でもそういったことを明言しているわけでございます。この議会でも南九州連携してという話も何度も出るわけでございますが、こういったように、鹿児島県は鹿児島県で独自の動きをしております。なかなか「連携」というきれいな言葉では片づかない部分があるなど感じております。確かに昨今の景気状況もあり、先週の日台間の航空交渉では正式に議題にならなかったようですが、鹿児島県が相変わらず目指しているのは事実でございます。仮に鹿児島ー台北線が

就航すれば、人口規模、九州新幹線の全通を含めて、かなり大きな影響があるのではないかと考えますが、県民政策部長の見解を求めます。

○県民政策部長（丸山文民君） 仮の話でございますけれども、鹿児島に定期便が入りますと、鹿児島県からの利用者や県内の利用者の一部が鹿児島空港に向かうなど、一定の影響はあると思っていますところであります。いずれにしましても、宮崎—台北線は10数年来のチャーター便の実績を踏まえての定期便就航でありますので、今後とも、日台双方で観光地や食といったお互いの魅力を十分に発信し、さらに利用促進に努めてまいりたいと考えております。以上です。

○武井俊輔議員 そういった意味では、非常に前途がまだまだ多難だなというふうに考えております。いろいろと経費の金額なんかもお話を伺おうと思っていたんですが、時間の都合もありますので、国際線のことについて、最後に御質問してまいります。やはり、いろんな補助金とか助成金というのが、県が出したり、空港振興協議会が出したりとか、いろいろあるわけでございます。国際線を維持するというのも大変多額の経費がかかるものですが、県の状況も非常に厳しくなる中では、やはり経費のあり方、国際線に対しての助成のあり方というのも慎重に考えていかなければいけない部分があると思います。そもそも論でございますが、全国的にもこういう厳しい状況になっている中、宮崎の国際化は、本当に宮崎空港から直行の国際定期便を飛ばし続けることにあるのかということ、考えていかなければいけないことだと思っております。宮崎空港の国際線の必要性について、知事の見解を伺います。

○知事（東国原英夫君） 宮崎空港の国際線

は、外国人観光客の誘客や地域の国際化、活性化にとりまして大変重要であると考えております。また、国際線の利用により、県民の皆様が気軽に韓国や台湾、さらには、乗り継ぎによって広く世界へ行くことができ、県民の海外渡航の利便性の向上にも寄与しているものと考えております。現在、昨年秋以降の世界的な経済の悪化や円高の影響で厳しい状況にありますが、両路線のさらなる充実に向けて努力してまいりたいと考えております。

○武井俊輔議員 いろいろな考え方があると思うんですね。例えば、成田便を頑張ってみるとか、これからは宮崎—成田を考えてみるとか、いろんなことを考えていくということが大事かと思っております。

後の質問については、次回の一般質問、また会派の委員会での質疑といたします。

1点だけ発言の訂正をさせていただきます。Eマークについて、優良県産品推奨制度で申し上げたんですが、知事イラストとEマークの併用が禁止されていると発言したんですが、併用の禁止ではないということでしたので、訂正をお願いしたいと思います。

以上で代表質問のすべてを終わります。ありがとうございました。（拍手）

○坂口博美議長 以上で本日の質問は終わりました。

あすの本会議は、午前10時開会、本日に引き続いて代表質問であります。

きょうはこれで散会いたします。

午後2時44分散会

2月27日（金）

平成 21 年 2 月 27 日 (金 曜 日)

午前 10 時 0 分開議

出席議員 (44 名)

- 5 番 武井俊輔 (愛みやざき)
- 6 番 西村賢 (同)
- 7 番 川添博 (無所属の会)
- 8 番 河野安幸 (自由民主党)
- 9 番 山下博三 (同)
- 10 番 黒木正一 (同)
- 11 番 松村悟郎 (同)
- 12 番 坂口博美 (同)
- 13 番 前屋敷恵美 (日本共産党宮崎県議会議員団)
- 14 番 高橋透 (社会民主党宮崎県議団)
- 15 番 太田清海 (同)
- 16 番 外山良治 (同)
- 17 番 冨師博規 (愛みやざき)
- 18 番 松田勝則 (同)
- 19 番 中野廣明 (自由民主党)
- 20 番 横田照夫 (同)
- 21 番 十屋幸平 (同)
- 22 番 押川修一郎 (同)
- 23 番 外山衛 (同)
- 24 番 宮原義久 (同)
- 26 番 田口雄二 (民主党宮崎県議団)
- 27 番 河野哲也 (公明党宮崎県議団)
- 28 番 新見昌安 (同)
- 29 番 満行潤一 (社会民主党宮崎県議団)
- 30 番 徳重忠夫 (自由民主党)
- 31 番 井本英雄 (同)
- 32 番 丸山裕次郎 (同)
- 33 番 野辺修光 (同)
- 34 番 濱砂守 (同)
- 35 番 萩原耕三 (同)
- 36 番 黒木覚市 (同)
- 37 番 中野一則 (同)
- 39 番 井上紀代子 (民主党宮崎県議団)
- 40 番 権藤梅義 (同)
- 41 番 長友安弘 (公明党宮崎県議団)
- 43 番 鳥飼謙二 (社会民主党宮崎県議団)
- 45 番 緒嶋雅晃 (自由民主党)
- 46 番 水間篤典 (同)
- 47 番 中村幸一 (同)
- 48 番 蓬原正三 (同)

- 49 番 米良政美 (自由民主党)
- 51 番 外山三博 (同)
- 52 番 福田作弥 (同)
- 53 番 星原透 (同)

地方自治法第 121 条による出席者

- | | |
|-----------|-------|
| 知事 | 東国原英夫 |
| 副知事 | 河野俊嗣 |
| 県民政策部長 | 丸山文民 |
| 総務部長 | 山下健次 |
| 福祉保健部長 | 宮本尊一 |
| 環境森林部長 | 高柳憲一 |
| 商工観光労働部長 | 高山幹男 |
| 農政水産部長 | 後藤仁俊 |
| 県土整備部長 | 山田康夫 |
| 会計管理者 | 長友秀隆 |
| 企業局長 | 日高幸平 |
| 病院局長 | 甲斐景早 |
| 財政課長 | 西野博之 |
| 教育委員長 | 大重都志 |
| 教育長 | 渡辺義人 |
| 警察本部長 | 相浦勇二 |
| 代表監査委員 | 城倉恒雄 |
| 人事委員会事務局長 | 大野俊郎 |

事務局職員出席者

- | | |
|--------|-------|
| 事務局局長 | 石野田幸蔵 |
| 事務局次長 | 弓削孝幸 |
| 総務課長 | 田原新一 |
| 議事課長 | 富永博章 |
| 政策調査課長 | 桑山秀彦 |
| 議事課長補佐 | 孫田英美 |
| 議事担当主幹 | 日高賢治 |
| 議事課主査 | 山中康二 |
| 議事課主査 | 隈元淳二 |

◎ 代表質問

○坂口博美議長 ただいまの出席議員43名。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、昨日に引き続き代表質問であります。

ただいまから代表質問に入ります。まず、民主党宮崎県議団、井上紀代子議員。

○井上紀代子議員〔登壇〕（拍手）おはようございます。民主党県議団を代表して質問をいたします。

現在、私たちが置かれている現状を、共通認識に立てるかどうかは別として、述べたいと思います。日本経済がなかなか平成バブル不況から立ち直ることができないでいる中、小泉・竹中政権は、「市場原理を社会のあらゆる領域に徹底させ、競争社会をつくるのが閉塞感を打ち破る唯一の道だ」として、効率と競争最優先の社会を追求しました。そして、毎年の年次改革要望書に基づくアメリカの要求を、さも日本の経済再生プログラムのように演出して実施していきました。そうしたプログラムの実施によって、日本独自の商慣習や雇用制度は大きく変わりました。政府は、労働市場等の規制緩和を次々と強行し、非正規雇用を急増させるとともに、商法改正によって株主中心的经营へと誘導しました。また、構造改革の名のもと、公共投資抑制、官から民への経済・社会政策、小さな政府を進めるとともに、財政健全化から、景気対策として公共事業を削減し、その結果として地域間経済格差も拡大することになりました。

これらの結果、高所得者層が増加する一方で、中間所得者層は減少し、低所得者層は増加

し続けました。年収200万円以下の低所得者は、2008年には国税庁調べで1,032万人にもなりました。また、生活保護世帯も10年前と比較して7割もふえ110万世帯を超え、健康保険無保険者も30万世帯にも及んでいます。将来に希望を見出せない社会の中、3万人を超える自殺者数や凶悪犯罪の多発、頻発する食の安全問題など、現状に対する不信や将来不安が高まっています。若い世代は子供を生み育てるゆとりを失い、少子化社会を加速化させ、高齢者は、年金、介護、先行きの不安を解消できずにいます。

このような国の状況の中、国民に身近な地方自治体は、少ない財源を知恵と工夫で住民の生活を守り抜いていかなければなりません。今回は、この現状認識に立って質問をいたします。大方は知事に答弁をお願いいたします。

今議会冒頭に、知事より県政運営の基本姿勢が示されました。すぐれてメッセージ性のある基本姿勢だと評価しています。ぜひ思いが県民の皆様が届いてほしいと願っています。東国原知事当選後最初の議会は、平成19年2月議会でした。代表質問のトップは、当時、自民党県議団会長の永友一美議員で、知事は答弁に立たれて、「「イチミ」と言われるだけあって、非常にスパイスがきいた質問……。」1番目の質問、覚えていますか」と、笑いとともに県議会への変化を求められました。永友議員の質問は大変格調のあるものでしたし、知事も、初当選後だったからか情熱的に答えておられたのを、忘れられずに覚えております。

その折、答弁の中で、県民ブレーンについて、県民一人一人が行政をチェックして意見を述べていただくということで、県民の皆様がシンクタンクと、県民総力戦を強調されていま

す。実際、平成19年は、県民フォーラム4回、県民ブレーン座談会を13回開催されています。就任2年を経過された今でも、以前のように県民総力戦は呼びかけておられるのですが、言葉としての定着はあると思いますが、具体性が…との印象を持ちます。ゼロ予算とともに知事の特徴ある取り組みとしますので、県民ブレーン座談会と県民フォーラムの位置づけと、今後の県民総力戦の展開についてお尋ねをいたします。

次に、財政状況について。「当初予算案を家計に例えると」という記事が出ていました。家主はヒデオさんです。読んでおられるかもしれませんが、ちょっと御紹介しておきたいと思います。

「総額5,625億円となった県の2009年度当初予算案。県の財政を、562万円で1年間をやりくりする「ヒデオさん」の暮らしに例えてみると——」という記事になっています。

「世界的な景気悪化のあおりを受けて、ヒデオさんの給料（県税）は、前年度より9万円カットされて87万円に。それなのに、生活は何かと物入りだ。

ジョギングで健康管理しているが、病院代や生命保険料（民生、衛生費）は2万円増えた。家のリフォーム代（土木費）は切り詰めてきたが、地元の大工さんにも気遣って本年度とほぼ同じ73万円に。冷え込んだ地元商店街を元気づけようと、買い物（商工費）は3万円増やした。

生活が苦しい中、親（国）は仕送り（地方交付税、臨時財政対策債）を7万円も増やしてくれた。その上、お小遣い（定額給付金）までもらえそうだ。世間体（衆院選）を気にしているのだろうか。

一時減っていたローン残高（県債）はまた増えて923万円に。元利払い（公債費）だけでも93万円と重くのしかかる。預金（基金）は16万円まで減り、裏庭の埋蔵金（土地開発基金など）を掘り返し急場をしのいだ。

「ローンをデフォルト（債務不履行）できないか」。ヒデオさんの悩みは尽きない。」

以上ですが、本当にわかりやすく説明されていると思います。我が県の財政状況は、税収減、これまでと同じように地方交付税等の減少、反面、社会保障関係費の増など、多額の収支不足が見込まれますが、また、それに拍車をかけるように公債費の増加が予想できます。経費削減、事務事業の見直し等小まめに取り組まれていることは理解していますが、さらに努力、行財政改革の進捗状況と評価、今後の取り組みについて、また、マニフェストにおける単年度350億円の歳出見直しは可能なのか、お尋ねをいたします。

橋下徹大阪府知事の2年目の予算案は、国が地方に求める事業負担金に切り込んだと、大きく報道されました。続けて、新潟県知事、佐賀県知事、熊本県知事と、直轄事業負担金について異論を唱えています。従来、全国知事会は制度廃止を求めてきていますが、国の動きは大変鈍く、地方分権改革推進委員会は第2次勧告でも触れずじまいでした。直轄事業負担金は、景気後退で財政が悪化する地方にとって、より重いものになっています。知事の見解をお尋ねいたします。

次に、県立宮崎病院精神医療センターについてお尋ねをいたします。

このセンターは、民間では対応のできない、急性期、難治性疾患、児童思春期、身体合併症、高次救急医療の5つの機能を担う県の精神

科中核病院として位置づけられています。このセンターが、それにふさわしい体制となるのか、以前から繰り返し質問させていただいている児童思春期治療体制はどうなるのか、お尋ねをいたします。

センターの位置づけは、宮崎病院の精神科となるのか。会計はどのようになり、収支についてはどう対応するのか。また、ストレスケアを含めた精神医療について、中核病院としてどのように対応するのかお尋ねをいたします。

次に、教育問題について教育長にお尋ねをいたします。

宮崎県の教育の推進・充実を図るため、評価制度の実施、副校長・主幹教諭・指導教諭の「新しい職」の設置が進められています。評価制度導入のねらいとしては、職員一人一人の能力開発と人材育成、組織マネジメントの向上、評価結果のフィードバックと活用による職員のやる気の向上として、学校教育サービスの向上と信頼される学校をつくるとしています。新しい職の設置のねらいは、多忙化の解消、子供と向き合う時間の確保、学校運営組織体の充実、教員の指導力向上を図る指導体制の充実、メリハリのある処遇等による学校組織の活性化となっています。

私は、この導入に対しましては多くの懸念を持たざるを得ません。教育の持つ社会的な機能、特性、歴史的な成果や将来に対する理念が読み取れず、冒頭に申し上げましたように、教育の現場においても、強力な指導力と競争だけが活性化のエネルギーになるという思い込みがあるように思われるのです。教育の成果・結果は、内面的であったり、時間的経過を必要とする場合もあり、障がいのある子供への教育の成果・評価は単純ではありません。子供と向き合

う時間の確保どころか、立案・計画・評価の報告のため、勤務時間内外を問わずパソコンと向き合っているのが現実で、まさかのまさかですが、子供よりパソコンが大事にされるということにならないのか。学校の主役が生徒から職員へかわるのではないのかという率直な疑問を持ちます。新しい職をつくり処遇を変えれば、どのように学校が活性化されるのか、そこに子供たちの姿はあるのか、導入が宮崎県の教育の推進・充実となるのか、とても危惧するのです。教育長の見解をお聞かせください。

次に、特別支援教育の推進状況についてお尋ねをいたします。佐賀県では昨年、発達障がい児の小中学生を個別指導する「フリースクールSAGA」を開設しました。発達障がい児の支援施設を自治体が設置するのは全国初とのことです。生徒・児童が集中できるよう授業時間を15分から20分単位に短くし、1対1の指導を行うことで学習効果を上げ、もともと在籍している学校への復帰を目指します。在籍校との連携もとれており、校長が認めれば出席扱いにもなるとしています。本県における学校を中心とした発達障がい児へのサポートをお尋ねいたします。

次に、取り調べの可視化について、県警本部長にお尋ねをいたします。

江東区マンション女性殺害事件における裁判は、殺人の身勝手さ、残虐性ととともに、劇場型裁判としてマスコミに大きく取り上げられたことは御存じのとおりです。報道によると、裁判の中で、ホワイトボードを使つての説明、65インチの大型モニターには、被害者の生前の写真、ごみ埋立地の写真、遺体の一部等々30枚もの写真が映し出されたとのことです。また、マネキンを使用しての状況説明なども行われたと

あります。裁判員制度の実施は具体的な段階となりましたが、できるならば選ばれたくないと思う国民が多いとの意見が聞かれます。人が人を裁く、ましてや素人がとなると、感情として不安になるのは当然です。我が民主党会派は、裁判員制度の導入を前に、国に対し取り調べの可視化についての意見書提出を何度か試みましたが、他会派からの理解が得られずに現在に至っています。取り調べの可視化は、志布志事件に見るまでもなく必要不可欠です。県警本部長の見解をお尋ねいたします。

以上で壇上からの質問を終わり、残りの質問は質問者席において行います。(拍手)〔降壇〕

○知事(東国原英夫君)〔登壇〕 おはようございます。

お答えいたします。

県民ブレーン座談会等についてであります。まず、県民ブレーン座談会は、県政の重要課題について、その専門家や実践者と意見交換を行うため実施しております。今年度は既に7回を終え、3月にもう一回開催することとしております。また、県民フォーラムは、私が県内各地にお伺いし、地域の方々と県政やその地域の課題について意見交換を行うため実施しております。今年度はこれまでに6回開催し、3月には高鍋町でも開くこととしております。この座談会やフォーラムは、県政に対する私の考えや取り組みなどについて御理解をいただくとともに、県民の皆様からもさまざまな御提言、御意見をいただいております。地域の実情や県民の皆様の日ごろの暮らしぶりを肌で感じる貴重な場となっているところであります。私は、これ以外にも、県内視察を初め、各種大会やイベント、交流会等、公私にわたりあらゆる機会を通じて

県民の皆様との意見交換を行っているところであります。これらがまさしく「県民総力戦による県づくり」の原動力になっているものと思いますので、今後とも、多くの県民の皆様との意見交換に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、県民総力戦の展開についてであります。私は、県民総力戦については、県民ブレーン座談会などさまざまな機会をとらえて、県民の皆様のお意見を聞かせていただきながら、その必要性を訴え、浸透を図っていくという、いわば「種まき」を行っているところであります。その結果、座談会に参加されたメンバーがその趣旨に賛同し、県内各地において、まちづくりなどをテーマとしたフォーラムを自分たちの手で開催されるなどの動きが出てきており、このほかにも、県民の皆様から、宮崎発展に向けたアイデアや、みずから行動したいという声をたくさんいただくようになってまいりました。私といたしましては、このようなさまざまな「芽吹き」が各地でわき起こり、例えば、観光客へのおもてなし、新たな特産品の開発、子育て支援など、地域の活性化につながる自発的な行動の輪が県内全域で「花開く」よう、さまざまな機会をとらえて、引き続き、県民総力戦の「種まき」を行ってまいりたいと考えております。

続きまして、行財政改革についてであります。行財政改革につきましては、行財政改革大綱2007に基づき、持続的・自立的な行財政システムを構築していくため、私は、スピード感を持って改革を推進しているところであります。その結果、部の削減を初めとする組織のスリム化や、この2年間で547人の職員数の純減を行うとともに、財政面では、義務的経費の削減や事

務事業の徹底した見直し、また、財源確保対策等により収支不足額の圧縮を図るなど、これまでおおむね順調に推移していると考えております。しかしながら、地方交付税等の減少、社会保障関係費や公債費の増等により、今後も多額の収支不足が見込まれることから、引き続き、財政改革プログラムの着実な推進を初め、行財政全般にわたる徹底した改革に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、歳出見直しについてであります。財政改革プログラムでは、私のマニフェストを踏まえ、職員数の削減等による人件費の見直しや投資的経費の縮減・重点化、事務事業の見直し等により、平成21年度には、平成18年度と比較し、スクラップ・アンド・ビルドを含む350億円の歳出見直しを達成するという目標を立てております。そのための取り組みの内容には、予算執行段階での経費節約等も含まれるため、目標に対する達成状況については、決算において検証せざるを得ませんが、この目標を見据えながら、公共事業のシーリング設定や事務事業の見直し等に取り組んだところでありまして、平成21年度当初予算の編成過程において対応すべき財政改革プログラムの内容としましては、ほぼ見込みどおり推進できているものと考えております。引き続き目標達成に向けて、予算執行における経費節減に努めてまいりたいと考えております。

次に、直轄事業負担金についてであります。インフラ整備のおくれた本県としましては、その促進と維持管理水準の保持のため、直轄負担金制度による事業実施であってもやむを得ないものと考え、これまで高速自動車国道の新直轄分を初め、直轄事業の所要額について応分の負担をしてきているところであります。この直轄

事業負担金は、地方財政法の規定により支出が義務づけられているところでありますが、本来は事業主体である国が負担すべきものであり、責任の明確化のためにも廃止されるべきものと考えております。このため、さまざまな機会をとらえ、国と地方の役割分担を踏まえた権限と財源のあり方について、意見を申し上げてまいりたいと考えております。

続きまして、県立宮崎病院精神医療センターについての一連のお尋ねであります。

まず、センターの体制についてであります。県立宮崎病院精神医療センターにつきましては、急性期や身体合併症、児童思春期の治療など、民間医療機関では対応困難な機能を担うことができる体制となるよう、検討を行ってきたところであります。このため、医師定数については、病床数の大幅な減にもかかわらず、富養園と同等の7名とするなど、本県の精神医療の中核病院にふさわしい体制の充実に努めることとしていただいております。また、児童思春期治療につきましては、特に、保健や福祉など関係機関とのネットワーク化を図りながら、適切な医療の提供を図っていくことが重要でありますので、医師や心理判定員などの診療スタッフはもとより、関係機関との連絡調整を担当する精神保健福祉士などを配置することとしております。

次に、センターの位置づけについてであります。県立宮崎病院精神医療センターは、宮崎病院内の組織として位置づけ、精神疾患を抱える児童思春期の患者の診療を行う「子どものこころの診療科」と、成人の患者の診療を行う「精神科」の2つの診療科から構成することとしております。

また、センターの効率的な運営を図るため、

検査や薬剤、給食部門などを宮崎病院と一体化することとしており、このため会計につきましても一本化することとしております。しかしながら、経営の健全化等を目標として策定した中期経営計画の進捗状況や、精神医療に係る収支の状況を的確に把握する必要がありますので、予算・決算につきましても、精神医療センター分として整理してまいりたいと考えております。

次に、ストレスケアなどの対応についてであります。県立宮崎病院精神医療センターが本県精神医療の中核病院としての機能を果たすためには、合併症や重症な患者を民間医療機関などから受け入れ、症状が軽快すれば民間医療機関へ帰院いただくなど、民間との役割分担や連携を図ることが重要だと考えております。したがって、ストレスケアなどの軽症の患者につきましては、こうした観点から、まず民間医療機関での対応をお願いしたいと考えております。以上です。〔降壇〕

○教育長（渡辺義人君）〔登壇〕 お答えいたします。

まず、「新たな職」についてであります。現在、学校を取り巻く環境の変化の中で、学校には、学力向上対策やいじめ等の対策はもとより、特色ある学校づくりなどの教育課題に的確に対応することが求められております。このためには、これまで以上に組織的・機動的な学校運営が行われるよう、学校組織運営体制の一層の充実を図る必要があることから、平成21年4月から、副校長等の新たな職を設置するものであります。また、このことにより、個々の職員が抱えていた負担が軽減され、子供と向き合う時間の確保につながるものと考えております。この新たな職につきましては、一定規模以上の

小・中・高等学校等に5年間で段階的に配置し、その効果等を検証しながら、新たな職の機能が十分発揮できるよう取り組んでまいりたいと考えております。

それから、教職員評価制度についてお話がございましたが、御質問ということではなくて、現状ということでもよろしいかと思っておりますけれども……。教職員評価制度につきましては、ねらいとするところは、個々の職員の能力向上と、学校組織全体としての役割、学校の中での教職員のそれぞれのポジションあるいは役割というものを認識した上で、個人としての力量と組織としての力量を合成して、全体として学校運営を円滑に進めていこうということをねらいとするものでありますので、今後とも改善等を図りながら、その対応を心がけてまいりたいと考えております。

最後に、発達障がいへの対応についてであります。発達障がいのある児童生徒に適切な支援を行うには、子供の行動の背景や要因を的確に把握し、保護者や関係者と連携して、支援の内容や方法を検討することが必要であると考えております。このため、平成16年度から特別支援教育コーディネーターの養成を開始し、平成20年度には、すべての小中学校、高等学校、特別支援学校において特別支援教育コーディネーターを指名し、学校における支援のあり方の検討や、保護者からの相談等に対応いたしております。あわせて、発達障がい等に起因する困難な事例への対応のため、今年度新たに、特別支援教育チーフコーディネーターを特別支援学校6校に1名ずつ配置し、医療・福祉等の専門家と連携した巡回相談や支援会議を実施することによりまして、学校、保護者、本人に対して、状況の改善に向けた助言・支援を行って

るところであります。県教育委員会といたしましては、今後とも、具体的な支援の内容・方法についての研修や、学校、医療及び福祉などの関係機関と連携した取り組みにより、発達障がいのある児童生徒への適切な支援を行ってまいりたいと考えております。以上であります。

〔降壇〕

○警察本部長（相浦勇二君）〔登壇〕 お答えいたします。

日本における取り調べは、諸文献等で伝えられます、欧米で主流とされる短時間で事実のみを録取——例えば認めないということであれば認めない旨を録取して、簡単な調書で措置して終了というようなやり方とは異なりまして、被疑者と取調官とがじっくりと時間をかけてコミュニケーションを図って真実を引き出していくというやり方で臨んでおります。例えば、最近社会の耳目を引いた事件を例に挙げますれば、現職裁判官による準強制わいせつ事件——これは現に捜査中の事件でありますけれども——こうしたやり方で取り調べを行っているところでございます。お尋ねにありました取り調べの可視化——可視化とされるものが取り調べの全過程を録音・録画すべきであるという御意見であるとするならば、このような被疑者とのやりとりを支える信頼関係が阻害されることや、組織犯罪のケースであれば、黒幕、首魁の特定等、検挙活動、情報収集活動が困難になるなど、取り調べの機能が大きく阻害されることとなり、ひいては事案の真相解明を困難にし、犯罪の検挙活動に支障を来して、県民の安全確保に大きな影響を及ぼすおそれがあると考えております。行うべきではないと考えております。

なお、本年5月21日から実施されます裁判員裁判制度の導入の対応といたしましては、裁判

員にわかりやすい立証が可能となるように、警察としても一層の配慮が求められているものと承知しております。こうした観点から全国的な取り組みとして、自白の任意性の効果的・効率的な立証に資するため、既に取り調べの一部録音・録画を、警視庁、大阪府警察など5つの都府県で試行しているものと承知をしております。この試行は新年度から全国に拡大する予定となっております。当県も試行に向けて、現在準備を行っているところであります。以上であります。〔降壇〕

○井上紀代子議員 答弁、ありがとうございます。まだまだ議論していきたい部分もありますが、先に進めさせていただきます。

先ほども申し上げましたが、宮崎県の財政というのは非常に厳しい状況にあります。少ない財政の中で、より政策的効果を最大限に引き出すということが大変重要でございまして、そのことを完結させるのには、やっぱり横割り型の組織をどのように作り出すかということが大変重要だというふうに思っています。先日、私どもの特別委員会のほうに知事がおいでいただきましたときにも、組織改変を含めて柔軟に対応していきたいということを申しておられましたが、各部局の横断的な連携を図るために、組織体制の見直しというのを現在行う考えというのがあるかどうか。そのことについて知事にお尋ねしたいと思います。

○知事（東国原英夫君） 各部局にまたがる行政課題につきましては、部局間の緊密な連携のもと、一体的な取り組みを行う必要があることから、随時、関係部局の職員をメンバーとする本部会議や連絡会議などの庁内組織を設置させていただきまして、横断的な対応を図っておるところでございます。また、必要に応じて行政

組織の見直しも行っております。本年度におきましては、喫緊の課題に迅速に対応するため、経済・雇用緊急対策本部や物流対策推進本部、農商工連携推進会議などを設置するとともに、昨年4月には、子供関連業務の一元化により「こども政策局」を新設するなど、柔軟な対応を図ってきたところであります。今後とも、分野横断的な課題への的確な対応を図るためにはどのような体制が望ましいかという観点から、組織体制の整備に努めてまいりたいと考えております。

○井上紀代子議員 私は今、総務政策常任委員会に所属をしているんですけども、委員会の調査として、予算編成過程の公表等を含めて、他県の調査をさせていただきました。それに引き続き、私自身が政務調査として佐賀県に行ってみまして、佐賀県で行われている予算の制度の改革といいますか、そういうものについてちょっと勉強させていただきました。佐賀県は、事業本部制の導入による庁内分権の推進、それから枠配分予算及び実質的な複数年度予算の導入と実施、組織戦略とリンクした組織目標評価と事業評価の実施ということで、この取り組みを今進められています。取り組みの基本方向性といいますか、行政経営システムの改革として、佐賀県は、我が県とも同じように財政的に非常に厳しい状況にありますので、佐賀県庁の改進黨というものを策定しています。この中で経営型の組織への転換をしていく、これは行政システムのことですが……。イエスから始める政策検討をする、これは職員の意識。すべての職員が政策創造の主役に組織風土を目指す。これを目指すべき県庁の姿として、組織の再編や権限の移譲、予算編成や人員配置の見直し、政策評価コンピテンシーモデルを活用した

人材の育成とか、職員の意識改革等に取り組むとしております。

この中で、具体的には平成16年4月から、生活者の視点で横割りの組織へ改正を行うとともに、予算や定数の枠配分を行って、これまでの予算査定から各本部の自立的な予算編成へ転換するなどとして、各本部への権限移譲を進められています。事業本部制を導入して庁内分権を推進し、予算もそのように執行していくとしております。私は、民間の会社組織で言えば事業本部制として予算を編成して、それで政策的効果が出てくるように、効果が十分にあらわれるようにしていくということについては、一度検討の余地はあるのではないかというふうに思っています。それで、このことについて知事はどのようにお考えなのかをお聞かせいただきたいと思っております。

○知事(東国原英夫君) 御指摘の事業部制というのは、いわゆるキャップ制と呼ばれる予算編成でございますが、これにつきましては、一般的に各部局が主体的に予算編成ができる等の長所がある反面、県全体から見た優先度や緊急性の観点からの審査機能が働きにくくなる等の短所があると言われております。いずれにしても、昨今の社会経済情勢の変化や厳しい財政状況のもと、効率的な財政運営を図りつつ、さまざまな行政ニーズに的確に対応し、成果を出していくことが求められておりますので、今後とも、よりよい予算編成のあり方について検討と改善を行ってまいりたいと考えております。

○井上紀代子議員 今回、予算過程を公表されたということも含めて、私は大変評価をしております。そして、先ほども壇上で申し上げましたが、宮崎県はゼロ予算の組み方とか、県民総力戦ということを主眼として予算を組み立てて

いるということについては、私は大変評価しております。それが県民に本当に浸透していくということが大事だというふうに思うんですね。本当に義務的経費が多いわけですから、本来、子どもが使えるお金というのはごくごく少額なんです。それが、政策的効果がどうあらわれてくるように使えるかということが、手腕というか、県政の進み方だというふうに思うんですけど、これについて今後も議論させていただければというふうに思っておりますので、よろしくをお願いします。

福祉保健部長に、先ほどもちょっと県の精神医療センターのことについてお話をお伺いいたしました。子供の心の医療というのは大変重要な問題を含んでおります。ですから、これからをもっともっと積極的に県が取り組まなければならないというふうに、私は思っております。今回、厚労省のモデル事業として「子どもの心の診療拠点病院機構推進事業」というのが、全国9都府県で取り組まれております。東京都、神奈川県、石川県、静岡県、三重県、大阪府、鳥取県、岡山県、長崎県です。それで、私はちょうど九州に住んでいるということもありますが、長崎県が近いということもあって、長崎県に行ってまいりました。長崎県で調査をさせていただくと、あそこには、民間の病院でカメラリア大村共立病院というのがあります。それが非常にしっかりとしているということ。それから、県立こども医療福祉センター、これは宮崎で言えばこども療育センターとさせていただいて結構です。それと県立精神医療センター、長崎大学医学部・歯学部附属病院、これが中心となりまして、このモデル事業というのを推進していくわけです。今後、各県も1カ所、拠点病院を設置するという国の方針があるわけですが

れども、それに対する県の対処についてはどのようになっているのか、お伺いしたいと思います。

○福祉保健部長(宮本 尊君) 発達障がいとか児童虐待、不登校、ひきこもりなど、子供のさまざまな心の問題に的確に対応することは、健やかな成長を図る上で非常に重要であり、本県においては、児童相談所、保健所、発達障害者支援センターなどが、医療機関や学校等の関係機関と連携しながら、心の問題を抱える子供や家庭への支援に努めているところであります。お尋ねの子どもの心診療拠点病院は、都道府県単位での中核病院として、地域の医療機関の困難な事例に対する技術的な支援やスタッフの研修等を行うというものであります。平成20年度から3カ年のモデル事業として取り組まれておりました。今後、国において、その成果を検証されるということになっております。そういうことでありますので、国の検討結果等を見守っていきたいと考えております。

○井上紀代子議員 これにかかわる問題を、今後、宮崎県できちんと整理していかないといけないのは、一つには、こども療育センターの問題があると思うんです。答弁は要りませんが、今後、こども療育センターをどういうふうな——今は肢体不自由児施設ですが、別に肢体不自由児施設でもいいんです。それでもいいんです。ただ、肢体不自由児だけではないんですね、障がいのある子供たちというのは。だから、宮崎市の発達支援センターだけを中心にして動くようにしていくのか。それとも県は、そこには今小児科医がいませんので、そういう状況について今後どうしていくのかということについてはしっかりと考えておく必要があるというふうに私は思っています。また、こ

れにつきましても、私も今後の質問等で取り上げさせていただいて、できるだけしっかりと子供たちの心の診療の受け皿になれるように努力をさせていただきたいというふうに思います。

次に、雇用創出と新産業支援対策について、商工観光労働部長並びに知事にお伺いをしたいというふうに思います。

これは、国が出しました農商工連携のガイドブックなのですが、そこに「どげんかせんといかん」といって知事が大きく載っております。農商工連携は宮崎の産業振興の基本理念そのものであるというふうに、国が進めている農商工連携の取り組みを評価されています。そして「宮崎の産業の生きる方策は、「食料・水・環境」といった、人類がこれから遭遇するであろう難局に対して、いかに迅速かつ的確に対応していくかにある」というふうに、知事は指摘をされているわけです。これは、もちろん宮崎だけで見られているわけではなくて、全国で見られているものです。

私ども産業活性化・雇用対策特別委員会では、このことも含めて随分と議論をしてまいりました。新みやざき創造計画においては、各産業の推進を図っているわけですが、具体的な産業の施策は、農業であれば第六次宮崎県農業・農村振興長期計画、水産業であれば宮崎県水産業・漁村振興長期計画、林業であればみやざき森林・林業活性化プラン等を部門別計画に位置づけて振興を図っているというわけですね。しかしながら、第2次産業と第3次産業の分野については、宮崎県産業科学技術振興指針と宮崎県建設産業活性化プランしか部門別に計画が位置づけられておらず、県民にとっては本県の進むべき産業振興の形が不明瞭である。私ども特別委員会の報告書の中で、そうやって今後、委

員長報告をさせていただこうとしているわけです。これは、そのときに委員会の委員から出たんですが、「農林水産業などの1次産業の製品は、買い手相場だから買いたたかれてしまう。豊作のときは豊作貧乏になる。それを加工して2次産業の製品にすると、今度は売り手相場になり、自分で価格が決められる。だから、農商工連携が大事なんだ」、この言葉は本当に思いがよく込められた言葉だというふうに思うんですね。農商工連携の推進に当たっては、本庁のみの取り組みに終わらせないようにすべきだというふうに、私はその委員会でも発言をさせていただきました。各地域の出先機関においてはどうか取り組んでいくのか、また、市町村、関係団体、企業、生産者、県民と、県民総力戦となる体制をどう確立しているのか、具体的な取り組みについてお聞かせいただきたいと思います。

○商工観光労働部長（高山幹男君） 農商工連携の推進体制でありますけれども、昨年12月に、農林漁業団体や商工業団体等の参加によりまして「農商工連携推進ネットワーク会議」を立ち上げましたほか、今月には、副知事をキャップにいたしまして関係4部長で構成する「農商工連携推進会議」を庁内に設置しまして、県行政や関係機関・団体が一致協力して推進していく体制を構築したところでございます。また、農商工連携を構築するためには、農林漁業者とか中小企業者が持つ事業ニーズ、技術シーズ、これらを掘り起こしてマッチングさせていくということが大変重要でありますので、県産業支援財団など県内5カ所に設置された地域力連携拠点におきまして、連携の方法、ビジネスアイデアの具体化などの相談に応じることといたしております。さらに、市町村・団体、各地域の農林振興局や総務商工センター、

各試験研究機関等第一線の現場での対応も不可欠でありますので、これら機関等の担当者への説明会も実施しまして関連施策の周知を図ったところでございます。今後は、これらの推進体制を活用しながら、農商工連携事業のより積極的な展開と早期定着を図りますとともに、本県の施策とか取り組み事例などを紹介するシンポジウムの開催、あるいはパンフレットの作成・配布などにも取り組むことといたしております。

○井上紀代子議員 農商工連携については、これが産業活性化の大きな希望であるかのごとく取り上げられているわけです。ですから、もっと本当にきめ細かな、それこそ各部連携して、きちんとした取り組みが行われることを期待しておりますので、そういう取り組みをしていただきたいと思っております。

実際、去年は、派遣村という映像を見た私たちは、生活する者の一人として、物すごくその厳しさの実感をしましたし、胸のつぶれるような思いであるテレビを見ておりました。もし我が息子なら、もし私たちがこうであったらという思いもしたわけです。本来、日本の景気というのは外需に非常に頼っておりましたので、その外需に頼るということによって、私たちは、いつの間にか景気が回復したと言われても、その実感のないまま、ずっとこれまで来ておりました。ですから、もう、日本という国は外需中心から内需へというふういきちんと転換をしないと、この国に住む生活者一人一人が幸せを実感すること、公平さを実感することというのはないのではないかと、私はそういうふうに思っております。昨年末から、経済・雇用の緊急対策というのが、私ども特別委員会の主張もありましたし、打ち出されました。現状認識を含め

て、基本的な考え方を伺いたいわけです。また、景気回復は県で取り組むには限界があるということ、知事は再三言われておりますが、内需拡大に向けたメッセージ性のある施策を展開していくべきではないかと思っております。知事の見解をお聞かせください。

○知事（東国原英夫君） 昨年末、特に緊急を要する対応として雇用や住宅などの相談窓口を設置しましたが、相談件数は予想よりも少なかったというのが率直な感想でありまして、ひとまずはほっとしたところでございます。しかし、決して楽観視しているわけではなく、県内経済は非常に厳しい状況にあるものと認識しており、さきの1月補正予算では、防災対策や中山間地域における生活環境の改善など、県民生活に直結する公共事業のほか、第1次産業や介護職への就業支援などさまざまな対策を講じたところでありまして、今後、その効果があらわれてくるものと期待しておるところでございます。

また、先日のWBCのキャンプでは、非常に多くの皆様が来県され、かなりの経済波及効果があったように、観光の観点から、宮崎のおもてなし度やブランド力をさらに磨き上げ、より一層、キャンプチームや観光客の獲得につなげていくことが重要であると考えております。このほか、本県のすばらしい自然環境を活用するという観点からは、住宅用太陽光発電システム設置の支援を初めとしまして、「みやざきソーラーフロンティア構想」を推進するなど、本県のポテンシャルを生かした施策を積極的に展開してまいりたいと考えております。

○井上紀代子議員 最近、知事がずっと答弁書を読まれるのを聞いておられますと、何かもっとパッションというか情熱が感じられるような、

最初、初当選のときの知事の答弁というか、それを非常に期待するものなんですけれども。就職支援も含めてそうなんですけど、実は先日、私は、岩手県でやっている人材の育成、もう一つは群馬県でやっているジョブカフェにも行かせていただきました。見てみると、やはりそこに取り組む人たちの情熱がないと、本当に伝わっていかないものなんだなということを感じています。ですから、県政のリーダーである知事が、やっぱりこういうときにこそ、こういうときであるからこそ、県民に向けて、どう将来に向けてのメッセージをされるか。県政の基本姿勢というのを私は非常に評価しているわけですが、あのメッセージをどう県民にしっかりと伝えていかれるのかということが、大変大事だというふうに思うんですね。

笑っていただいても結構なんですけど、先日、山下達郎のコンサートに行きました。私と山下達郎とでは、山下達郎のほうがずっと年下なんですけど、私の世代というのはロックで育った世代なんです。山下達郎はこう言っておりました。「ロックは懐メロにならない。それはなぜか」というと、パッションがある限り、情熱がある限り懐メロにはならない」、こういうふうにメッセージしておられました。私は、山下達郎コンサートで踊っている自分を、ある意味では、まだいけるなというふうに評価しましたし、一方では、その情熱をどう持ち続けて、それをどう伝えるか——言葉を含めてそうですが——伝えていくかということが大事なのではないかというふうに思うんですね。ですから、政治もメッセージ性だと思うんです。きちんと県民に伝えるということが大事なのではないかというふうに思います。確かにいろいろなものを宮崎県は持っています。持っているがゆえに、

それをどう活用していくのか、そしてそれをどう生かしていくのかということが大変重要なのではないかなというふうに思っています。本当に知事には期待しているんです、正直申し上げてですね。よろしくお願いします。

次に、企業の倒産というのを非常に私は心配しています。宮崎県はおおよそが中小企業です。そして、入札制度改革によってというだけでもないと思うんですが、建設産業に従事される皆さんたちが倒産されていくというのを見たときに、「どうにかしてあげたい。倒産する前に手を出せないのか」という思いが常々しているわけです。死にそうになっているのに、かたいおにぎりを出してみてもどうにもならないわけですよ。食べられないんです。ですから、その前にどうにかして手を出すということが、やっぱり必要なのではないか。ただ、それに甘えてもらっちゃ困るというのはあると思うんですが、そこが非常に大事なのではないかというふうに思うんです。厳しい経営状況にあっても、金融機関から融資が受けられない。これが重要なんですね、借りたら返さないといけないんですよ。返せるかどうかというのは非常に大きな問題点なんです。ですから、そこを本当によく考えて、ただお金だけを積み上げて、県が「これだけお金があるからどうぞ借りてください」と言うだけでは無理だということを、私は申し上げたいわけです。その前にどうやって振興させていくかということが大事だというふうに思っています。

先日、私は、若い経営者の皆さんと議論させていただいて、もっと皆さん方も努力する必要があるということをおっしゃっていただきました。私は大阪弁として大好きなのが、「もうかりまっか」と聞かれて、「ぼちぼちでんな」。こ

れが大好きなんです。というのは、常にもうかろうとする姿勢と、それをうまく地域に返せる力というのがあればこそ、「もうかりまっか」「ぼちぼちでんな」という言葉が生きてくると思うんです。ただ、宮崎の経営者の場合、そういう経営感覚というのが非常に鈍いのではないかと、私は危惧をしています。商工観光労働部長にこれを求めてはお気の毒な気もしますが、いわゆる中小企業に対する支援、それともう一つは、県内の商工業を振興させるためのビジネス感覚を持った経営者の創出、これをつくるにはどうしたらいいのか。そして、それはどんなふうにつくられているのか、その取り組み状況についてお尋ねをいたします。

○商工観光労働部長（高山幹男君） 中小企業の経営の支援と経営者の育成、この2点についての御指摘というふうに思っておりますけど。まず、金融機関からの融資が受けづらいなど、経営状況が厳しい中小企業者に対しましては、一昨年10月から商工会等を通じて実施しております建設産業等経営支援事業により支援を行っております。具体的には、中小企業診断士や税理士などの専門家で構成します経営支援チームが、新規融資や借入金の返済条件の緩和などが受けられるように、借り入れに際しての助言とか経営改善計画書の作成支援などを行っております。

また、経営者の育成に関しましては、本年度から、JC（青年会議所）とか商工会議所青年部、あるいはSSグループなどと協議を行いながら、MBAシステムに倣った「みやざき次世代経営者講座」を開講しております。この講座は、早稲田大学とか一橋大学でMBA講座を担当している教授とか第一線で活躍されている企業経営者等を講師として招聘しまして、「マー

ケティング戦略」などの講義を実施したものであります。大変厳しいカリキュラムであったんですけれども、本年は、本県のあすを担う若い経営者とか後継者など、30名余りの方々が受講されております。このような事業を通じまして、中小企業の資金繰りの支援とか後継者育成などを行っており、これによりまして本県産業の振興、ひいては雇用の維持・確保に努めてまいりたいと考えております。

○井上紀代子議員 ぜひきめ細かな取り組みをお願いしておきたいと思っております。

次に、このような社会状況になってくると、障がい者の皆さんの就労支援というのは非常に厳しいわけですが、平成21年度は重点的にどのようなことに取り組んでいかれるのか、福祉保健部長にお尋ねしておきたいと思っております。

○福祉保健部長（宮本 尊君） 障がい者の就労支援につきましては、本年度は、企業向けセミナーの開催や障がい者雇用に関するホームページの作成、県庁における知的障がい者の職場体験実習受け入れなど、いろいろ取り組んできたところであります。平成21年度につきましては、これまでの取り組みに加えまして、企業や障がい者の個別具体的な相談窓口である障害者就業・生活支援センターの、県内3カ所から5カ所への拡充や、企業における職場実習の受け入れ促進などを重点的に実施してまいりたいと考えております。さらに、精神障がい者や発達障がい者に対する就労支援の強化が喫緊の課題となっておりますので、就職に向けた訓練や職場定着支援の充実に取り組んでまいりたいと考えております。

○井上紀代子議員 実は、私ども民主党の会派に、職場体験実習というのをさせていただこうと

ということで、お一人来ていただいて、その実習をさせていただきました。そのことは、単に来ていただいて、その方を会派のみんなでただ見守っているというだけではないんですね。そのことによって得たものというのは、非常に大きかったわけです。私ども民主党会派は3名ですが、その3名1人ずつが、いかにこの問題の大切さ、思いの深さというのを実感させていただいたかということ、そして、臨時で会派においていただいている方たちがそのサポートに当たってくださったこと。ですから、学んだものというのは、御本人もそうなんですけれども、私どもも一緒に学ばせていただいたという感覚なんですね。ですから、こういうことをずっと続けていかないと、企業としては、障がい者の雇用を進めてほしいと言われても、どう対応していいかわからないという方が大変多いんですね。そのことを真摯に受けとめて、だからこそ丁寧な施策というのをすべきだというふうに、私は思っています。本年度、県庁の職場において、知的障がい者職場体験実習事業というのをされたんですが、これは今後どう展開されていくのか。そのことについてお聞きしておきたいと思います。

○福祉保健部長（宮本 尊君） 県におきましては、今おっしゃいましたように、今年度、企業における雇用や実習の機会が少ない知的障がい者を対象に、福祉保健部の各課で8名の実習生を受け入れたところでありまして、これらの実習生の就労能力の向上に資するとともに、県職員の障がい者に対する理解促進も図られたものと考えております。この職場実習受け入れの成果を踏まえて、「職場実習受入マニュアル」を作成いたしましたので、これを活用して、今後は、企業における職場実習の促進を積極的に

図ってまいりたいと考えております。また、県庁での職場実習受け入れにつきましても、来年度は出先機関にまで広げるとともに、対象を、知的障がい者に加えて精神障がい者の受け入れも実施していきたいと考えております。

○井上紀代子議員 本当にこの取り組みには大変評価をしています。この一歩があつてこそ、企業の受け入れというのもできていくというふうに思いますので、ぜひ、今後ますますこの取り組みをやっていただきたいと思います。

それと、県庁カフェですね、障がい者の方たちの県庁カフェ。これもとてもいいと思います。私も、ソフトクリームだったりアイスクリームだったりをすごい数買って帰っては、職員の皆さんに食べていただいたりしたんですが、そういうものの一つ一つが大きな力になっていくのではないかなと思うんですね。社会のいろんな場面で、ともに生きていくという実感がわいてくればいいのではないかと思いますので、今後の取り組みは、これを強化していただけたらというふうに要望しておきたいと思います。

次に、教育長にお尋ねしたいと思います。今回、特別支援教育の中で高等部の設置というのは、県議会で多くの議員の皆さんが、それについてはずっと発言もしてこられて、長い取り組みがあったというふうに思います。この県議会の熱い思いというのが、今回非常に大きな形になってあらわれたということは、初日の中村幸一議員からの発言もありましたとおりで、本当にみんなで喜んでいる内容です。ぜひ、このことについての取り組みを、しっかりとやっていただきたい。期待もしておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

今回、大変目を引きましたのが、都城きりし

ま支援学校小林校高等部の設置場所が小林高等学校に決定したということ。これが一つまたいいなど。楽しいなというか、これこそみたいなところがちょっとあったわけですね。これの経緯について、ぜひお聞かせいただきたいと思います。

○教育長（渡辺義人君） 都城きりしま支援学校小林校高等部の設置場所につきましては、本県の厳しい財政事情を考慮いたしまして、既存施設を有効活用していくことを基本に検討してまいったところであります。その結果、ただいま御質問にありました小林高等学校につきましては、十分な余裕教室があり、教室、作業棟などの施設設備が確保できることや、エレベーターやスロープ等が設置されているなどバリアフリー化が図られていることから、高等部の設置場所として最適であると判断し、決定したところであります。また、小林高等学校は、平成18年度から延べ200名を超える生徒が、都城きりしま支援学校小林校を訪問し、作業学習や校外活動等を通じて交流を深める中で、障がいへの理解や思いやりの心をはぐくんでいること、さらには、小林高等学校の保護者、同窓会並びに地域の皆様から温かい御理解をいただいたことも、高等部の設置場所として決定する上で大変重要な要素であったと考えております。以上です。

○井上紀代子議員 ぜひ、これは積極的に取り組んでいただきたいし、こういうことが、そのときの子供たちに与える影響というのは大きいと思うんですね。やがて福祉方面に進まれる子供さんたちも随分出てくるのではないかというふうに思います。ですから、こういう健常と言われる子供たちと障がいがあると言われていた子供たちとがずっと交流し、ともに生きること

によって、ある意味では教育的効果というのが、本当にまた最大限に発揮できるのではないかというふうに期待しております。

それからもう一点、教育長にお尋ねしたいことがあります。きょう衝撃的に、宮大医学部がまた医師を派遣しないという報道がありました。これは報道だけで見ますと、非常に胸が痛くなりますね。再三、ああ、そうなのかという思いがするわけですが……。

実は、私ども民主党会派は青森に行きまして、青森県が実施しているメディカル・サポート推進事業、医師を志す高校生を総合的に育てていく取り組みを調査させていただきました。私がこれについて非常に共感を持っているのは、何といたしても、医者の子供を医者にするというんじゃないんですね、サラリーマン家庭の子を医者にするという、そのサポートをしていく。いろんな意味で、医大は1つではなく、いろんな医大があるんですね。奨学制度がしっかりついているような、サラリーマン家庭の子でも行けるようなところがあるわけですね。青森県は、弘前大が地域枠というのを非常に拡大もしているということもあるんですけども、このサポート事業によって、格段に在籍している子供たちの数というのが——受験する子供たちもふえ、そこに合格していく子供たちも非常にふえたという結果が出ています。全体的な学力向上の問題とはまた別問題として、医師を志していく子供たちをずっとサポートしていく。そして、そこにある地域の医療機関が全面的にバックアップする。ですから、福祉保健部がずっとバックアップをしていくということなんですね。地域医療に取り組んでいる、宮崎で言えば美郷の金丸先生であつたり椎葉の吉持先生が、その地域の中で、医者というのがいか

にすばらしい仕事であるかということはずっとずっと言い続けていく。そしてまた、医者になろうとする子供たちに、ともにという気持ちをあらわしてくださる。そして、高度医療の現場も見せてくださる。これは、ひとつ宮崎県でも取り組む価値はあるのではないかというふうに思いますが、教育長の見解をお尋ねしておきたいと思います。

○教育長（渡辺義人君） 青森県が実施しておりますメディカル・サポート推進事業ですけれども、概要だけ申し上げますと、県内の3つの拠点校を中心に取り組んでおられ、年に3回程度、1回当たり2日間、高校生の早い段階から医師の志を育てるために、学力向上を図るための学習プログラムを用意して、今の頻度で実施をしているというふうに伺っているところであります。その上で、県教育委員会における取り組みとして申し上げさせていただきますが、今年度で4年目を迎えます「高校生の学力向上支援事業」におけるサマーセミナーにおいて、本年度から初めて、医師を志す生徒を対象としたコースを設定いたしまして、県内から集まった生徒が互いに刺激し合う中で、授業力のすぐれた教員の質の高い授業のもとに、進路に対する意識や学力の向上を図っているところであります。こういう取り組みは、恐らく青森県よりは本県のほうが実質的には先にスタートしたんじゃないかなと思いますけれども、青森県の事例等も踏まえまして、本県におきましても——どちらが先かというとなかなか微妙なところがありますけれども——しっかり取り組んでいるところであります。

一方、平成17年には、福祉保健部と連携をいたしまして、宮崎大学に働きかけ、本県の生徒を対象とした医学科の地域枠10名の推薦制度が

創設をされ、その制度により、現在は30名が医学部で学んでおりました、さらに今春の入試から地域推薦枠が5名拡充されたことは、御案内のとおりかと思えます。今後とも、福祉保健部や宮崎大学、さらには地域の医療関係者とも一層の連携を図るとともに、他県のすぐれた取り組みも研究しながら、医師を志す生徒の進路実現に向けて取り組んでまいりたいと考えます。以上です。

○井上紀代子議員 医師不足は宮崎県の大きな県政の課題の一つで、これは大変だと思うんですね。ただ、県ができることというのは、遠くから自分のかゆいところをかくみたいな感じで、効果が出るのになかなか時間がかかっているというのはあると思うんですね。では、宮崎県の子供たちを医者にしたからといってどうなのかという問題は確かにあるかもしれないんですけれども、そのことはとても大事なことで、ぜひ教育委員会としても取り組んでいただきたいし、医師不足解消の一つの大きな力になればというふうにも思いますので、地域医療をつくり上げていくためにも、ぜひ頑張ってくださいと思います。

では、残りの時間で、エコクリーンプラザみやざきについて、知事に質問させていただきます。

私は今回、この質問をなぜしようとしたかといいますと、実はビートたけしさんと安住アナの番組で、橋下徹知事が1年過ぎた、東国原知事が2年過ぎたということもあって、お呼びいただいたテレビ番組というのを見せていただきました。そのときに知事が、「大変な問題があるんですよ、うちに。責任の所在が明らかではないけれども、エコクリーンプラザというところがあって、こうです」みたいなことをおっ

しゃったんですね。それを見ていて、私が宮崎市に住んでいる関係と——それから前回、私が質問したときにも申し上げましたが、私たちがごみを出さないで生活できるとしたら、それはいいんです。それだったら、エコクリーンプラザの問題なんて大した問題じゃなくて、私も、ははと言ってテレビを見て笑っていればそれで済んだんですけれども、このエコクリーンプラザの稼働が停止になるようなことがあったらどうするんだろうか、この危機感というのは非常に強いんです。

もう一つは、市町村との関係ですね。県と市町村との関係は常に円滑であってほしい。ともに力を出し合える関係であってほしいというふうに、私は常に望んでいます。だからこそ、今回、質問しようというふうに私は思いました。それで、各紙の報道記事をずっと読ませていただきました。そして、環境農林水産常任委員会の資料を全部読ませていただきました。それと、インターネットの「知事の部屋」、定例記者会見の様子、これも全部見せていただきました。それと、宮崎市議会の委員会の資料というのも見せていただきました。それから、我が会派も含めてですけれども、他の会派の市議会議員さんとの意見交換もさせていただきました。そういうことをベースにして私が質問しているということを、御理解いただきたいと思います。それと、県議会においては長友安弘議員が、地元でいらしたということもあって、大変丁寧な質問をずっとしてこられているんです。そのことも、ぜひお忘れいただきたくない。

宮崎市がエコクリーンプラザみやぎきに参画していくまでの間には、本当にいろいろな問題があったんです。なかなかこれに宮崎市は参画しようとはしなかったんです。一般廃棄物とい

うのは、市町村の問題であったりするものですから、宮崎市としては、あのころ、ここに参画しようとはしていなかったんです。外山議員からも出ましたが、そのときに、県がすべてやってあげるからということをはっきりと言った上で宮崎市が参画しているという——これは間違いなくそういう資料がありますので、そのことについてもお含みおきいただきたいと思います。

報道によりますと、「廃棄物処理法による廃棄物センターとしての指導監督権の宮崎市との対立点が、法律の解釈の違いだとして、ハード、ソフトの両面について環境省に問い合わせる」と知事が発言したとされていますが、環境省からの回答というのはどういうものだったのか、知事にお伺いをいたします。

○知事(東国原英夫君) 県では、廃棄物処理法の解釈につきまして、文書で環境省に照会しておりましたが、2月16日に回答をいただいたところであります。それによりますと、「環境大臣から都道府県知事に委任されている廃棄物処理センターに関する事務は、センターが行う業務を適正かつ確実に実施することを確保するため、必要な監督を行うことが求められる」とされており、これは法律の条文そのものなんですけれども。一方、廃棄物処理施設の設置許可権者である宮崎市長は、「施設の設置に関する構造及び維持管理が基準に適合し、施設の設置に関する計画及び維持管理に関する計画に適合するよう指導監督を行うものである」とされており、なお、県知事に委任されている廃棄物処理センターの監督責任については、その文書には、基本的には条文をそのまま示されただけで、具体的な内容までは明示されておられませんでした。

○井上紀代子議員 私もこの文書を昨日いただきましたが、それをどう読むかということが、今後きちんと、どこが責任を持って、どんなふうに——エコクリーンプラザの運営も含めてそうですが——廃棄物処理問題をやっていくかということが大変重要だと思います。

次に、市町村課長会議で工事費の立てかえ案を出しましたけれども、県が50%で、あとの50%を市町村とした根拠ですね。これは市町村から納得を得られていないんですけれども、今後も協議を続けられるおつもりなのか、副知事にお尋ねをいたします。

○副知事（河野俊嗣君） 補強工事の費用負担につきましては、関係市町村から「法的責任を明らかにした上で判断すべき」という声が多かったため、最終的には裁判等の結果を踏まえて整理することといたしまして、当面は、必要となる工事費につきまして、県と市町村で折半をして立てかえるという提案をさせていただいたところであります。この提案につきましては、責任の問題と切り離して、緊急避難的に県と市町村で協力して資金を調達するという意味合いから、お互いに半分ずつ負担することとしてはどうかという内容でございます。エコクリーンプラザをしっかりと再生いたしまして、地元の皆様の安全・安心を確保するという観点からも、この補強工事は予定どおり実施すべきものである。この点が大変重要なものと考えておりますので、その点につきましては市町村も同意見でございます。今後、この提案を踏まえて、関係市町村の担当課長レベルで具体的な協議を行いながら、議論を尽くして合意形成を目指すこととしたいと考えております。

○井上紀代子議員 次に、環境整備公社の理事会において、背任容疑で告訴すると。昨日、そ

の前から、この問題については再三再四出ておりますので、知事にもう一度お聞きしたいんですが、背任容疑で告訴する意味というのは、どういう意味合いがあるのか。そのことについてお尋ねをしておきたいと思います。

○知事（東国原英夫君） 意義についてですね。去る2月17日に開催されました臨時理事会におきまして、宮崎市長からは、「対象となる職員について、理事会で聴聞の機会を設けるべきではないか」、また、「公社で改めて外部調査委員会のようなものを設置して調査すべきではないか」といった発言がございました。これに対し他の理事からは、「専門的・客観的立場で設置された外部調査委員会で、既に本人からの申し立てや事実聴取を行っている」「公社としても真相究明を急ぎ、県民に対して責任を果たすべきである」との発言があり、採決を行った結果、告訴することが決定されたとの報告を受けております。もちろん、告訴といったことがむやみにされるべきものではないことは十分承知しておりますが、法的に真相究明を求めようとする公社理事会の判断については、尊重されるべきだと考えております。

○井上紀代子議員 このことは、決して負担割合を決めるためのものではないというふうに理解していいということですか。

○知事（東国原英夫君） そのヒントになるような結論が出るかもしれません。

○井上紀代子議員 それでは、昨日もありましたが、再度、県警本部長にお尋ねしたいと思います。本当に背任罪を含めて立証できると……。これは昨日言われましたが、「罪あり罪人あり」、事実認定があつてこそ、告訴し、その結果が出るというふうにおっしゃってございました。本部長はきのうは、協力的、でも慎重で

あってほしいということを述べておられました
が、その見解について再度お尋ねしたいと思
います。

○警察本部長（相浦勇二君） 昨日、武井議員
に説明したとおりなんでありますが、もう一度
繰り返しますと、今回の問題が県にとって大き
な社会問題になっていることを十分踏まえて、
公人に近い方、あるいは公的な機関、また、県
から告発されればまさしく公のきわみの機関か
ら告訴・告発の御相談がなされている、このこ
との重みはしっかりと受けとめたいと。したが
いまして、告訴・告発の受理相談があれば、当
然、受理の方向に向けて、我々も公的機関であ
りますので、積極的に応じていきたいと思っ
ております。

ただ、何度も申し上げますけれども、少し法
律論になりますが、告訴・告発の本質は、犯罪
事実を示して処罰意思を表明することな
んです。処罰意思の表明といえますと、こいつをぜ
ひ取っ捕まえて裁いて有罪にして処罰してほ
しいということなんです。ちょっと脱線しま
すが、私も告訴・告発いろんな案件を扱っ
ておりますけれども、一応、処罰意思がありとし
ながら、一方で、背景に民事紛争のようなもの
があって、よくよく聞くと、例えば、遺産相続を
めぐって身内同士でいろいろトラブルがある中
で、「いや、処罰意思があるから告訴・告発を
受理してほしい」、そんな相談もあります。ま
た一方で、本当に犯罪の被害に泣かれて、悔し
くて悔しくて、「何とかこの犯人を捕まえて何
とかしてほしい」と、泣きながら来られる方が
あります。いろんなものがございまして。私ども
は、一定程度の受理の要件が整えば、どちらも
受理はします。しかし、おのずから優先順位は
後者が優先しますし、また我々も人間でありま

すから、後者であれば力が入るということであ
ります。したがって、この段階で具体的な
ものは何も提示されていませんので、立証の將
来性に向けて、私は何もできません。です
から、何度も申し上げますが、基本的には協力的
にいきたいと思っています。ただ、告訴・告発
というものは大変重いものでございまして、犯
罪の認定をしていく手続でございまして、そ
このところについては十分見きわめさせてい
ただく。これは警察として当然立つべきスタ
ンスであると考えております。以上です。

○井上紀代子議員 昨日の本部長の答弁とい
さかも変わらないので、知事はこれをどう思
われ、また県の告発が受理されるという確信、
いわゆる根拠というのを明確に求めたいと思
いますが、それはいかがなんでしょうか。

○知事（東国原英夫君） きのうの警察本部長
の答弁では、告発等について、まずは積極的
に協力したいとの考えを示されましたので、私
としても、その言葉を前向きなものとして
受けとめたいと承知しております。ただ、事務
レベルの事前協議が通例とのお話もありました
ので、我々の認識不足もあったかなと思っ
ております。

県の告発につきましては、関係市町村長や地
元住民の方々から、「徹底的に真相究明を図
り、法的に責任の所在を明らかにすべき」と
の意見が強く出されていること等を踏まえ、
判断をしたところであります。県といたしま
しては、これらの切実な県民の声と県の真意
を十分に酌み取っていただけるよう、今後、
専門家や県警とも協議しながら、告発の内
容を詰めていきたいと考えております。

○井上紀代子議員 宮崎市長は、裁判をさ
れることについて何か言っていらっしゃる
というふうに私は受け取っていないんですが、
副知事に

お尋ねしたいと思います。「聴聞会を開いたらどうか」「もう一回聞いてみたらどうか」というお話がありますが、それについてはいかがお考えなんでしょうか。

○副知事（河野俊嗣君） 対象となる職員について聴聞の機会を設けるべきではないかとお尋ねでございます。これは、去る2月17日に開催されました臨時理事会において提案された内容でございますが、その場でほかの理事からはいろいろな意見が出まして、「専門的・客観的な立場で設置された外部調査委員会で、既に本人からの申し立てや事実聴取を行っている」ということでありますとか、「公社としても真相究明を急ぎ、県民に対して責任を果たすべきである」というような発言があったものですから、公社としては告訴することが決定されたという状況でございます。いずれにしても、ここにありますように、外部調査委員会で既にそういうプロセスが経られているという認識でございます。

○井上紀代子議員 私は余り答弁が明確でないような気がするんですが、次に進ませていただくと、「環境整備公社の組織改革について、一部事務組合を検討」という記事があるわけですが、これについての県側の考え方、本当にこの方向で進むのかどうか、そのことについて確認をしておきたいと思います。知事をお願いいたします。

○知事（東国原英夫君） あくまでも、一部事務組合というのは、委員会の席上で委員の方から発案された意見を申された内容でありまして、必ずしもこの方向で進むということではありません。

○井上紀代子議員 環境整備公社の体制の強化というのは、非常に不可欠なものだというふう

に思うんですね。今後の体制ということに出てくると思うんですけども、一部事務組合などということになってくると、今回、県がぞろっと手を引くというふうな印象を、本当に受けるわけですよ。こういうことはあってはいけないというふうには私は思っています。ですから、裁判でないと県の責任が明らかにできないということについては、いささか違和感があるんです。そこについては、もっと検討されるべきだというふうに思いますが、市町村ともっと議論をされたほうが良いというふうに私は思います。県の整備公社の体制強化については、今後——全国の同様の廃棄物処理センターの管理というのは、県の職員だったりプロパーというのが主体になっているというふうに思いますが——県はそのような方向で進められたほうが良いと私は思いますけど、その見解についてお尋ねしておきます。

○知事（東国原英夫君） 他府県の場合は、産廃と一般廃棄物が一緒になっている場合というのが少のうございまして、宮崎県の場合は特殊と言えは特殊じゃないかなと考えております。議員御指摘のプロパーで環境整備公社を運営していくという提案は、一応検討に値すると思いますので、一提案として受けさせていただきます。

○井上紀代子議員 時間がなくなってきましたんですが、このエコクリーンプラザの問題というのは、告発合戦で何が私どもに伝わってくるかという、住民にとってみれば、そんなふうなことは伝わらないんです。それよりも、地域に住んでいらっしゃる人たちとの公害協定がしっかりと結ばれて、県と市町村と、そこに住んでいらっしゃる皆さんたち、それから議会が納得いくような解決策というのがとられること、その

話し合いが十分されること、このことを望んでいるわけです。昨日の武井議員がおっしゃったのと全く同じなんですけれども、それが大事なんですよね。決して告発によって何かをもたらされるわけではないというふうに、私は思っています。市町村との関係をもっともっとよくしていくには、議論をしなければ、話し合いをしなければ、何も解決しないのではないかというふうに思います。小泉さんや竹中さんのように、力があればとか、上から押さえつけられればという、もうそんな時代じゃないと思うんです。県と市町村は横並びで一緒に、ともにやっていくということが大変重要だというふうに思います。私は、そのことを期待して代表質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。(拍手)

○坂口博美議長 以上で午前の質問は終わりました。

午後は1時再開、休憩をいたします。

午前11時23分休憩

午後1時0分開議

○坂口博美議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、公明党宮崎県議団、新見昌安議員。

○新見昌安議員〔登壇〕(拍手) 公明党宮崎県議団を代表し、代表質問を行います。知事を初めとして、関係各部長、教育長、警察本部長に答弁を求めます。なお、通告していました観光圏認定後の取り組みについては、割愛をさせていただきます。

初めに、知事の支持率と世論調査について伺っていききたいと思います。

先月16日の宮崎日日新聞1面トップに、同社が10日から12日にかけて実施した県民意識調査

の結果、東国原知事の支持率が87.8%だったと報道されておりました。昨年8月の調査より1.7ポイント下がったが、メディアによる県のPRなどが評価され、依然として高い支持率を維持しているともありました。そのような調査結果が載った4日前、1月12日の同じく宮日の1面トップは「内閣不支持拡大70%」との大きな見出し、その横には「給付金「評価しない」70%」とありました。10日、11日の両日に共同通信社が行った全国電話世論調査の結果だったそうであります。内閣不支持率は置いておいて、その定額給付金の評価、どうしてこんな数字になるの、どんな質問をしたのと、俗に言うむかついていた状態の私が、16日の知事の評価の記事を読んでいて、えっと思ったのは、支持率の高さについてではありませんでした。実を言うと、調査の方法についてであります。

説明には、「県内の20歳以上を対象に、県内全市町村の街頭で実施した。性別、年代が県内の有権者の縮図となるように設定。選択記述方式で1,000人(男482人、女518人)から回答を得た」とありました。まともな調査だと感じた次第でした。4面には、質問項目と項目ごとの調査結果がきちんとまとめてありました。一方、12日の調査の方法の説明では、以前も議会質問で取り上げたことがあります。コンピューターで無作為に発生させた番号に電話をかけるRDD法で実施したとありました。どんな質問をしたのか知りたいと思いましたが、この日は質問項目と項目ごとの結果は掲載してありませんでした。

皆さんも感じておられると思いますが、最近の世論調査と言われるたぐいのものの中には、その結果に首をかきげざるを得ないものも多々あります。よきにつけあしきにつけ、情報がは

んらんし過ぎている現代においては、確たる考えを持った人々の意見が世論として形成されるのではなく、テレビなどに、いわば洗脳された意見の寄せ集めが世論調査の結果でございとばかりに出てくるのではないかと。それがさらに人々をミスリードしていくとしか思えないのでありますが、そもそも世論調査とは何なのか、定義づけられるものがあれば、まずはお示しを願いたい。また、県としての世論調査とも言える県民意識調査を実施されていると思いますが、その内容、調査方法、対象人数、結果の公表などはどのように行っているのか。以上2点について、県民政策部長に伺います。

知事にも伺いたいと思います。まず1点目に、御自身に関して宮崎日日新聞が実施した県民意識調査の手法についてどのように評価しているか。2点目に、最近の電話による世論調査の手法をどのように評価しているか。あわせて、その結果をどうとらえているか。以上、よろしく願いいたします。

次は、今議会に提案された平成21年度予算案等について、何点か伺いたいと思います。

まず1点目は、安心子ども基金についてであります。先日、東京都で4月からの認可保育所への入所希望者が殺到しているとの報道がありました。不況で家計が圧迫され、働きに出ざるを得ない母親が急増したのが原因だそうであります。東京都は、保育所に入れないうわゆる待機児童数が全国で最も多いところでもあります。都内で最も待機児童の多い世田谷区では、4月の募集枠1,800人弱に対し、1月末の1次募集締め切り時点で3,376人が応募しており、今後もさらにふえそうな状況であります。平成12年度以降、保育所入所待機児童がゼロの本県としては、その厳しい環境が実感としてとらえられな

いところではありますが、今般造成された安心子ども基金は、新待機児童ゼロ作戦に基づいて、今年度第2次補正予算に盛り込まれた、全国規模で1,000億円の子育て支援対策臨時特例交付金から配分された交付金を財源としていますが、子供を安心して育てることができるような体制整備を行い、もって子育て支援の一助となるような実効性ある活用が図られるよう期待するところでもあります。そこで伺いますが、要綱などを見てみると、県としては、市町村が策定した事業実施計画の取りまとめとともに、22年度末までの県の事業実施計画を策定することとなりますが、基金事業実施に向けての今後の取り組みはどうなるのか、福祉保健部長に伺います。

2点目は、妊婦健診公費負担に関してであります。この件に関しては、昨年の2月議会において、我が会派の長友会長代表質問の関連質問として、かなりの時間を割いていただいたところでもあります。言うまでもなく妊婦健診は、出産の際の母体や新生児の命に危険が伴う、いわゆるハイリスク妊娠の早期発見、また胎児の発育異常の診断など、大切な役割を担っている健診であります。しかし、医療保険適用外であり、また、1回の健診に要する費用が数千円から1万数千円程度と費用負担も大きいため、妊婦健診を受けないまま、出産間際に初めて病院に駆け込む、いわゆる飛び込み出産が増加しており、大きな社会問題となっていたところでありました。国の今年度第2次補正予算に盛り込まれた妊婦健康診査臨時特例交付金は、そのような現状を背景に、妊婦の健康管理の充実及び経済的負担の軽減を図るために、必要な経費を交付することによって安心して妊娠・出産ができる体制を確保することを目的としており、申請に基づいて都道府県に交付金を交付して、それで

もって基金を造成して活用するという事になっております。先ほどの安心こども基金と同様の仕組みであり、県は、市町村からの実施計画を審査の上、その費用に対して交付することになります。そこで伺いますが、市町村の実施計画の策定状況はどうなっているのか。関連して、県の実施計画はどのように策定していくのか。以上、福祉保健部長に伺います。

3点目は、緊急保証制度についてであります。昨年11月議会に続き2回目となります。これは、昨年10月16日に成立した第1次補正予算、安心実現のための緊急総合対策の中に、中小企業支援策として盛り込まれた新しい保証制度で、保証枠6兆円でスタートしていたのは御存じのとおりだと思います。これは、今月の13日に承諾金額が6兆円を突破したと。6兆785億円、件数で27万4,192件となっております。この制度は、急激な経済悪化で苦しむ中小企業の倒産防止だけでなく、そこで働く人たちの雇用の維持に大いに貢献したのではないかと考えております。仮に1社当たり10人の従業員がいたとすれば、約274万人の雇用を守ったこととなります。対象業種は、スタート当初545業種、その後618業種、さらに698業種まで拡大し、本日2月27日からは760業種になります。今後は、年度末、新年度に向けた融資の円滑化を図るために、1月27日に成立した今年度の第2次補正予算で20兆円までの保証枠の拡大が決まっておりますが、経済悪化と年度末の金融繁忙期を迎えて、金融機関の貸し渋りも懸念されるころであります。事実、「金融機関の窓口で早々と断られた」「なかなか保証してくれない」といった声が、いまだに届いてまいります。その一方で、「厳しい状況だったけど、保証協会が保証してくれたおかげで助かった」という喜びの声

もあるのも、また事実であります。そこで伺いますが、11月議会で、私の「県の対応として、金融機関や信用保証協会に対し、どのような働きかけを行ったか」という質問に対して、知事は、みずから金融機関を直接訪問し、協力を要請する旨の答弁をなされました。実行の詳細について御報告を願いたいと思います。

ところで、制度がスタートして4カ月でありますけれども、私たちの手元に定期的に届く緊急保証に係る実績一覧を見てみると、スタート当初から、本県の実績が九州他県と比べて件数、承諾金額ともに少ない状況にあります。これは、単純に表に出てきている数字のみで判断はできず、いろんな要因を含んでいるとは思いますが、それでも、「他県と比べて取り組みが弱いのではないか」、あるいは「審査が厳し過ぎるのではないか」といった声になって、私たちに投げかけられます。このような状況になっている背景には何があるかと考えるか。また、現在、利用が急増しているとも聞いていますが、年度末に向けた対策は万全か。以上、商工観光労働部長に伺いたいと思います。

4点目は、我が宮崎県の雇用の再生・創出についてであります。今回造成された2つの基金に関して伺いたいと思います。

まず1つ目の、ふるさと雇用再生特別基金を活用しての事業についてであります。この事業は、地域基金事業協議会を設置して事業計画を策定するということが必要となってきますけれども、この協議会の構成メンバー、設置時期、運営などはどうなっているのか。また、事業計画策定の進捗はどのような状況か、商工観光労働部長に伺いたいと思います。

2つ目は、緊急雇用創出事業臨時特例基金を活用しての事業についてであります。ここで思

い出されるのは、数年前にも緊急地域雇用創出特別基金を利用した雇用創出事業があったなどということでもありますけれども、このときの雇用実績はどうであったか。また、今回の基金事業に関しての計画策定状況はどうなっているか、同じく商工観光労働部長に伺います。

21年度予算案に関しての最後の質問ですけれども、新たな時代に対応する警察通信指令システム整備事業に関連して伺いたいと思います。関連してというふうに述べたのは、実は、この整備事業そのものではなく、当該システム整備後に導入が可能となる携帯電話発信地表示システムについて伺いたいと思ったからであります。これは、携帯電話やIP電話からの110番通報において位置情報を示すシステムのことだろうと思っておりますけれども、この導入の背景には、携帯電話からの110番通報の増加に伴って、通報者がその場所に不案内のために、受理してから警察官が現場に到着するまでの時間が長くなっているということがあるのではないかと思います。位置情報通知が可能な携帯はGPS測位対応機種、いわゆる第三世代のそれに限定されるそうですけれども、2年以上前に購入した私の携帯でも対応していますので、今のほぼすべての携帯は対応可能となるのではないかと思います。それにつけても、思い起こせば、携帯電話からの110番通報に関して、通報者の位置を特定するために電柱の管理番号を通知してもらって検索するシステムについて質問したのは、平成15年11月議会でありました。わずか数年ですけれども、隔世の感があります。ところで、警察における位置情報通知システムの運用、警察庁生活安全局地域課の資料によれば、九州では、昨年4月から福岡県、大分県、沖縄県がスタート、本年4月からは佐賀県、長崎

県、熊本県、鹿児島県がスタート予定のようでもあります。そうすると、九州では本県のみが残されてしまうこととなりますが、今後の導入時期はいつごろになるのか、警察本部長にお伺いをいたします。

次は、ひとり親家庭支援についてであります。

我が宮崎県は、ここ数年、離婚率の全国ワースト5の常連であります。離婚件数は、当然のことながら大都市が上位を占めていますけれども、離婚率を見てみると、2004年から2006年までの統計では、宮崎県は1,000人当たり2.34人、全国4位という状態であります。離婚率が高いということは、母子家庭、父子家庭といったひとり親家庭がふえるということになります。生計と子育てを一人で担わないといけないひとり親家庭が、現下の厳しい経済・雇用情勢のもと、従来にも増して厳しい生活を強いられることは容易に想像ができます。安定した生活を確保するためにも、それぞれの家庭状況に応じてきめ細やかに支援することが、従来にも増して必要になってきているのではないかと考えております。

県では、ひとり親家庭の状況、また行政に対する要望などを知って福祉の向上に資することを目的とした、ひとり親世帯生活実態調査を定期的実施されております。直近では、一昨年の9月に調査をして、昨年3月に結果報告書をまとめられております。今回は、その調査結果報告のうち、公的制度や施設の認知度、利用状況などについて、前回調査結果とも比較しながら伺います。今回の調査結果を見ると、母子家庭で児童扶養手当について知っている人は83.6%、利用した人は74.0%、母子家庭医療費助成事業について知っている人は65.7%、利用した

人が54.2%など、従前から実施されていた制度などについては比較的知られており、また、利用されている傾向はありますけれども、新しい制度などについては余り認識されていない、つまり利用されていないということがうかがえます。このことは、前回の平成16年の補足調査でも同様の結果となっております。調査結果に見られるこのような現状をどうとらえ、どのような対応策を講じてきたのか、また、これから講じようとするのか、福祉保健部長に伺いたいと思います。

次は、教育問題について伺います。

1点目は、モンスターペアレント対策についてであります。この問題につきましては、昨年11月議会において、自由民主党の中村幸一議員も取り上げられておりましたけれども、後輩の娘さんがモンスターペアレントに遭遇して精神を病んでしまったというお話でありました。子供たちの教育に熱い情熱を持って臨んでいたであろう若い女性教師が、1人の教え子の親によって人生を台なしにされてしまう。こういうことがあっていいのだろうか。親御さんの無念さ、悲しみはいかばかりかと思うと、本当に気の毒でなりません。そこで教育長に伺いたいと思いますが、そのときの答弁では、「モンスターペアレントとのかかわりに関して、学校だけで解決が困難な場合には、関係機関等とも連携しながら的確な支援を行っていく」ということでありました。その後、取り組みについて具体的な動きなり方針が出てきたのか伺います。

2点目は、特別支援学校整備についてであります。平成21年度から25年度までの5年間の特別支援学校総合整備計画が策定をされていますけれども、その中で注目すべきは、地域の特別支援教育のセンターとしての機能を充実させ

るという点であります。このことは、総合整備計画策定委員会の示した7つの基本方針のうちの1つ、「特別支援学校が地域の特別支援教育センターとしての機能を十分に発揮するための特別支援教育コーディネーターの人的整備と障がいに対応した専門性の確保」という文言で明確となっております。大変重要な視点でありますけれども、この点に関しての教育長の見解を伺いたいと思います。

最後に、高齢者対策について伺います。

まずは交通事故防止に関してであります。去る1月28日に開催された文教警察企業常任委員会において示された資料によると、本県の平成20年中の交通事故の発生状況、死者数は、昭和31年以来、52年ぶりの40人台で、前年比減少率は全国第1位だったそうであります。うち、高齢者の死亡を見ると25人、全死者の52.1%だったようで、これは全国の傾向と同じではないかと思えます。しかしながら、この高齢者の死亡、前年と比べるとマイナス20人ということで、本県警察の長年の取り組みの成果が顕著に出てきたのではないかと評価するところであります。今後もこの状態を維持していかれる中で、高齢者の犠牲者を減らす取り組みを期待しているところであります。

ところで、本年6月から、75歳以上の高齢者を対象に認知機能検査が導入されると聞いておりますが、その内容並びに県民及び対象者に対するの周知にはどのように取り組んでいるのか、警察本部長に伺いたいと思います。

2点目は、振り込め詐欺に関して伺いますけれども、この件につきましては、高齢者のみにかかわる問題でもないので、広くその防止に向けての取り組みについて伺っていききたいと思います。「だまされたふり作戦」、これは振り込

め詐欺対策として、警察関係者が振り込め詐欺の電話を受けた場合、犯人の指示に従う演技をして逮捕につなげるといったものようでありませう。この背景には、最近の振り込め詐欺は、口座に振り込ませる以外に、現金やキャッシュカードを被害者宅に直接取りに行く手口がふえているということがあるようであります。しかし、正直言って、イメージとして、こんな子供だましみたいな手に百戦錬磨の連中がだまされるのかなというふうに思っておりました。しかし、警察庁のまとめによりますと、ことし2月から14日までの2週間に、全国の警察で11事件、19人を逮捕したそうであります。また、警視庁ではホームページで、詐欺グループに対し、振り込め詐欺をやめるよう警告する動画の配信を、1カ月限定ですが始めたようであります。全国ではこのような取り組みを行っております。折しも今月は、振り込め詐欺撲滅強化推進月間であります。本県警察としては具体的にどのように取り組んできたのか、警察本部長に伺います。

ところで、多くの県民が心待ちにしている定額給付金の支給作業は、早ければ3月末あたりからスタートする市町村も出てまいります。給付金に係る振り込め詐欺防止に向け、作業の本格化を前に、実施主体である市町村との連携が極めて重要になってきますけれども、取り組みの進捗状況はどうか、同じく警察本部長に伺いたいと思います。

関連して、県としては、定額給付金に絡む振り込め詐欺を防止するため、どのような対策を講ずるのか、また講じているのか、総務部長に伺います。

以上で壇上からの質問を終わります。そのほかについては自席から質問いたします。(拍

手) [降壇]

○知事(東国原英夫君) [登壇] お答えいたします。

世論調査の手法についてであります。先般、地元紙が行った県民意識調査は、調査員による選択記述方式の調査であったと承知しております。このような調査手法は、一般的には社会的・政治的争点についての意識調査などに適していると言われております。また、電話による調査は、一般的には短時間で費用をかけずに大量の調査が必要な場合に利用されている方法だと思います。調査に際し、どのような手法を選択するかについては、調査の目的や内容に応じて、調査実施者において判断されているものと存じますが、その結果については、調査手法等を念頭に置いて受けとめるべきものと考えております。

続きまして、緊急保証制度に関する金融機関への協力要請についてであります。大変厳しい経済状況の中、中小企業の年末の資金繰りを支援するため、昨年12月16日に信用保証協会、翌17日に政府系金融機関及び銀行協会を、私が直接訪問させていただき、緊急保証制度の活用推進について協力要請を行ったところであります。早速、信用保証協会では保証審査体制の大幅な拡充がなされ、また、銀行においても年末に休日の相談窓口が設置されるなど、積極的な対応をしていただいたところであります。その結果、緊急保証制度の保証実績は、11月の14億6,000万円に対し、12月は4倍以上増の65億2,000万円となり、また1月も61億2,000万円となっております。以上です。[降壇]

○県民政策部長(丸山文民君) [登壇] お答えいたします。

まず、世論調査についてであります。世論調

査は、単純無作為抽出法などの統計的な手法で抽出された、ある一定数の人々から意見を収集し、集団や社会などの世論の動向を調べるものであり、民意を把握するための手段の一つであると考えております。

次に、県民意識調査についてであります。県民意識調査は、県内在住の20歳以上の方を対象として、住民基本台帳から3,500人を無作為に抽出し、調査票を郵送する方法で実施しており、平成19年度は3,500人中2,050人、率にいたしまして全体の58.6%の方から回答をいただいております。調査項目は、新みやざき創造戦略に掲げた12の施策について、特に重要と思うものを選択する設問のほか、子育てにおける不安感やボランティア活動への取り組みに関する設問など、約40項目を設定しております。また、調査結果につきましては、県議会への報告後、県のホームページで公表しているところであります。以上であります。〔降壇〕

○総務部長(山下健次君)〔登壇〕 お答えいたします。

定額給付金に絡む振り込め詐欺の防止対策についてであります。定額給付金関係の振り込め詐欺につきましては、県内でも、昨年11月に、定額給付金の給付を装って口座番号を聞く不審な電話があったことが確認をされましたので、早速、警察本部と連絡を取り合い、ホームページや新聞の「県政けいじばん」で県民の皆様にご注意を呼びかけますとともに、市町村に対しましても対応をお願いしたところであります。その後、このような事例は確認されておりましたが、実際に給付が開始されますと、振り込め詐欺の動きが本格化することも予想されますことから、今後とも、警察本部や市町村と連携を図りながら、各種の媒体を活用し広報を行

うなど、被害の防止に努めてまいりたいと存じます。以上であります。〔降壇〕

○福祉保健部長(宮本 尊君)〔登壇〕 お答えいたします。

まず、安心子ども基金の今後の取り組みについてであります。この基金は、安心して子供を産み、育てられる社会づくりを進めるため、保育所の整備や、認定こども園の推進などの新たな保育需要への対応及び保育の質の向上のための研修等の事業に活用することとしております。今後の取り組みにつきましては、国から基金についての具体的な事業の実施要綱等が近日中に示されると聞いておりますので、これを受け、早急に平成22年度までの市町村の計画を取りまとめた上で、県の計画を策定し、今年度内に国へ交付金の申請を行うことになると考えております。具体的な事業の実施につきましては、平成22年度までの2カ年計画に基づき、着実に推進してまいりたいと考えております。

次に、妊婦健康診査支援基金に関する市町村の実実施計画についてであります。妊婦健康診査支援基金の事業は、望ましい健診回数14回のうち、既に地方財政措置されている5回分を除く残りの9回分について市町村が公費負担を行う場合、その2分の1を、県が造成する基金から交付するものであります。基金の交付に当たっては、市町村が、平成22年度までの実施計画を策定することとされております。現在、各市町村において、公費負担の拡充について検討が進められているところであり、今年度内には実施計画が策定される予定であります。

また、県の実実施計画についてであります。県としましては、すべての市町村で14回の妊婦健康診査の公費負担が実施されることを前提に、今年度中に実施計画を策定することとしておりま

す。

最後に、ひとり親家庭支援制度の周知についてであります。ひとり親家庭の支援につきましては、児童扶養手当や医療費助成等の経済的な支援や、就労支援、相談事業などの施策を総合的に推進しているところであります。昨年度実施しました生活実態調査では、お話にもありましたように、制度によっては十分に周知・利用されていないものもあり、さらなる広報が必要であると考えております。このため、県といたしましては、新聞等のメディア活用、福祉こどもセンターや市町村窓口等におけるチラシの配布、県庁ホームページによる情報提供などを行っているところであり、今後一層、ひとり親家庭に対する制度の周知と利用の促進に努めてまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○商工観光労働部長（高山幹男君）〔登壇〕

お答えいたします。

まず、緊急保証制度の実績についてであります。緊急保証制度は、本県中小企業の資金繰りに大変役立つ制度であることから、制度発足以前から、金融機関への協力要請や担当者説明会の開催、チラシの配布など制度の周知に努めてきたところであります。その後の利用状況を見ますと、九州の他県におきましては、制度発足直後から積極的な利用があったのに対し、本県の場合は、12月中旬以降から利用が急増し、現在に至るまで高い水準で利用されておりますが、他県と比較しますと利用が少ない状況にあります。このため、今後とも、この制度が有効に活用されますよう、制度の周知や関係機関への協力要請に努めてまいりたいと考えております。また、利用の急増を受けまして、年度末の資金需要に万全を期すため、1月補正で急遽、

セーフティネット貸付の融資枠を150億円まで拡大したところであります。

次に、ふるさと雇用再生特別基金事業における地域基金事業協議会についてであります。地域基金事業協議会につきましては、労働局、県、労使団体の代表等で構成することとされておりますが、現在、人選を含め関係機関との協議を行っているところでありまして、3月中には設置したいと考えております。協議会におきましては、実施事業の選定や事業計画の策定等に関しまして定期的に意見を聴取することにより、事業の円滑な実施に努めてまいりたいと考えております。

次に、ふるさと雇用再生特別基金事業等の事業計画の策定状況についてであります。事業計画につきましては、現在、県が実施する事業の取りまとめを行うとともに、市町村が実施する予定の事業についてヒアリングを実施いたしております。今後、労働局とも協議した上で計画の策定を終え、速やかに国に提出したいと考えております。

最後に、前回の基金事業の雇用創出実績等についてであります。平成13年度から16年度に実施いたしました緊急地域雇用創出特別基金事業における雇用創出実績は、5,127人となっております。なお、今回の見込みにつきましては、先ほどお答えしました計画と同様、現在取りまとめを行っているところであります。以上でございます。〔降壇〕

○教育長（渡辺義人君）〔登壇〕 お答えをいたします。

まず、学校に対する理不尽な要求についてであります。学校だけでは解決が困難なケースといたしまして、法外な金銭の要求や脅迫、暴力などが考えられますが、そのような事案の報告

は受けていないところであります。ただし、トラブルの未然防止・早期解決のためには、教師自身が、法律に基づく考え方や、脅迫、暴力等への対応について、知識やスキルを身につけておくことが大切でありますので、県教育研修センターにおきまして、管理職を対象とした危機管理研修や、教職員を対象として弁護士を講師に招いてのトラブルへの対応に関する研修などを実施したところであります。来年度は、これらの研修をさらに充実させ、学校に対する理不尽な要求等に的確に対応できるよう支援してまいりたいと考えております。

次に、特別支援学校のセンター的機能の充実についての今後の取り組みであります。特別支援学校には、特別支援学校に在籍する障がいのある子供たちへの教育を行うほか、地域の小中学校等に在籍する障がいのある子供たちを支援する、センター的機能が求められております。このため、特別支援教育コーディネーターが、小中学校等の教員に対し、障がいのある子供たちへの指導のあり方を助言するとともに、保護者からの相談に対応いたしております。また、今年度からは、新たに特別支援教育チーフコーディネーターを特別支援学校6校に1名ずつ配置し、医療、福祉等の専門家と連携しながら、発達障がい等に起因する困難な事例への対応に取り組んでおります。県教育委員会といたしましては、今後とも、特別支援学校のセンター的機能の充実に努め、地域に信頼される学校づくりに取り組んでまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○警察本部長（相浦勇二君）〔登壇〕 お答えいたします。

まず、携帯電話発信地表示システムについてありますが、現在のシステムでは、加入電話

等の固定された場所からの110番通報については、即座にシステムの画面上で発信地を特定できますけれども、場所が移動する携帯電話については、通報者の方から発信地を改めて聴取しなければならず、迅速な警察初動措置を行うためには、発信地の位置が自動的に表示される仕組みが極めて有効でございます。こうしたシステムにつきましては、国費で整備することとなっておりますことから、国に対しまして、平成22年度の整備を強く要望しているところであり、ぜひ認めていただいて早急な整備を図りたいと考えております。

次に、認知機能検査についてでございます。御案内のとおり、高齢化社会の進展に伴いまして、高齢運転者の割合は一層高くなっております。運転操作不適を原因とする高齢者特有の事故が多発するなど、高齢運転者の安全対策が喫緊の課題となっております。他方で、公共交通機関の整備が不十分な地方にお住まいになる高齢者にとっては、自動車が日常生活に必要不可欠であるというのもまた事実でございます。

こうしたことを踏まえまして、国において道路交通法の改正が行われ、本年の6月1日から、75歳以上の高齢運転者を対象として認知機能検査が実施されることとなっております。この検査は、加齢に伴う身体機能低下が運転に及ぼす影響を個別・的確に検査をしまして、それに引き続いて行われることになっております高齢者講習で、個々人の能力に応じた、よりきめ細かなアドバイスを行うなど、これまで以上に高齢者の方の安全運転を支援していこうというものでございます。

認知機能検査の対象となる県内の75歳以上の免許保有者の数でございますが、本年1月末現在で調べましたところ、約4万6,000人でありま

す。したがって、およそであります、月平均で1,200人から1,300人程度の方が認知機能検査をお受けになられるというふうに予想しております。検査の内容につきましては、検査時の曜日や時刻などを答えていただく、あるいは動物や果物のイラスト、これは10幾つかあるんですけども、そのイラストを見ていただいて、その後、記憶の度合いを答えていただく、そのときの時刻を言いますので、その時刻の時計の絵をかいていただく。こういうような簡易な内容でございます、認知機能の専門家の方のアドバイスに基づいて、こうした検査内容で行うというふうに伺っております。

この検査の周知につきましては、従前から、交通安全に係る各種行事、高齢者対象の交通安全教室の開催時、そして、高齢者講習などで広報啓発、パンフレットの配布などを行っております。今後は、対象者となる個人の方々に、必ず事前にはがきにより案内通知を行いまして、御自分が検査が必要となることについてあらかじめ知っておいていただくようにする予定でございます。また、本制度につきましては、御家族など周辺者の方々の理解も不可欠でありますので、県、市町村の広報紙、交番で発行しますミニ広報紙等を通じ、広報啓発を行うとともに、ポスターやリーフレット等を各警察署等に配布し、その周知を図ることといたしております。

次に、振り込み詐欺撲滅強化推進期間の取り組み状況についてでございます。昨年中の振り込み詐欺の認知件数は、前年を大幅に上回り210件、被害総額につきましては、過去最高の約1億9,000万円に上り、大変厳しい状況となりました。本県警察といたしましては、こうした状況を踏まえまして、昨年10月に引き続き、今月を2度目の振り込み詐欺撲滅強化推進期間に指定

して、集中的な取り締まりと予防活動を強力に推進しております。

取り組み状況についてでございますが、まず1点は、高齢者を中心とした広報啓発活動の推進でございます。振り込み詐欺の被害に遭いやすい高齢者を中心に、被害情報が十分浸透するように、広報媒体を活用して積極的に警察のほうから情報を発信しますとともに、巡回連絡、交通安全教室等の高齢者等と直接向き合う機会を利用して、具体的で理解しやすい広報啓発活動を推進しているところであります。

2点目は、犯行ツールの遮断による犯罪抑止であります。これはどちらかという犯罪捜査の分野でございますが、御案内のとおり、振り込み詐欺は、架空名義、他人名義の携帯電話、預金口座を不可欠な犯行ツールとして使用しておりますので、これらの供給を遮断する取り組みを強化するとともに、犯行に使用された携帯電話の番号が判明しているものに対しては、警察から警告の電話を集中的にかけるなどして、犯行ツールとしての携帯電話の無力化を図る対策を推進しております。

3点目でございますが、金融機関と連携した諸対策の推進でございます。金融機関のATMを利用した振り込みが、依然として犯行の中心となっておりますので、警察官によるATM設置場所への立ち寄り警戒を初め、各金融機関におきましても、窓口職員による利用客への声かけ、ATM機の操作画面の中で注意喚起のメッセージの表示を行うなど、水際での被害防止対策を強化しております。また、年金支給日でありました今年13日は、ATMの集中警戒日といたしまして、県内のすべてのATM設置場所を対象に、警察官の固定配置や遊動による警戒を強化して被害の未然防止に努めたところであり

ます。今月の認知件数は、2月25日現在で3件でございます。本年の累計で6件であります。昨年2月末累計が44件ございましたので、昨年と比較しますと、大幅に被害は減少しているという状況でございます。今後ともこうした状態で推移いたしますように、引き続き諸対策を強力に推進してまいりたいと考えております。

最後に、定額給付金に伴う振り込め詐欺被害防止に向けた自治体との連携についてであります。御指摘がありましたとおり、定額給付金の支給に伴う振り込め詐欺の発生が懸念されますことから、給付金の支給事務を行われる県、市町村との連携強化は必要不可欠と考えております。先般、県担当部局の主催で、実際の支給事務を行われる各市町村の担当者がお集まりになって、定額給付金事業説明会を開催されましたけれども、この席に警察本部の担当幹部を出席させまして、給付金の支給に伴って予想される振り込め詐欺の形態等についての説明、不審電話等に関する情報を入手した際の通報など、被害防止に向けた具体的な説明と今後の連携、そして情報の共有化をお願いしたところであります。本県警察といたしましても、今後とも、県、市町村等の関係機関との連携を一層密にしまして、定額給付金の支給に伴う振り込め詐欺の未然防止に万全を期したいと考えているところであります。以上であります。〔降壇〕

○新見昌安議員 それぞれ答弁をいただきました。ありがとうございます。何点か伺っていきたいと思います。

まず、安心こども基金に関してでございますが、答弁にあったように、この基金は多様な保育サービスを支援するためのものであって、幾つかの事業が盛り込まれております。いずれも市町村や法人の負担が伴うということになりま

す。予算の消化が危ぶまれるという声も聞こえてくるところであります。しかし、せっかくの交付金でもありますし、積極的な活用が望まれるところでありますけれども、県としてはどのように取り組んでいくのか、福祉保健部長にお伺いをいたします。

○福祉保健部長(宮本 尊君) 安心こども基金の事業につきましては、例えば保育所等緊急整備事業では、基金負担が2分の1、市町村負担が4分の1、法人負担が4分の1となっております。市町村、法人ともに負担を伴うこととなります。そうではあります。県としましては、市町村等に基金事業の周知を図り、基金が有効に活用されるよう、積極的に働きかけてまいりたいと考えております。

○新見昌安議員 妊婦健康診査の公費負担についてでありますけれども、この事業の実施期間も平成22年度までということで、23年度以降の財政負担を見越して、14回までの実施をちゅうちょする市町村も出てくるんじゃないかと予想されます。県としてはどういった対応をされるのか、同じく福祉保健部長にお伺いをいたします。

○福祉保健部長(宮本 尊君) 妊婦健康診査の公費負担につきましては、現在、市町村では厳しい財政状況にはありますが、14回の妊婦健診の公費負担を実施する方向で検討が行われているところであります。平成23年度以降の財政措置につきましては、国が市町村における妊婦健康診査事業の実施状況を踏まえて検討するとされておりますので、県としましては、継続的な財政支援を国に要望するとともに、平成23年度以降においても公費負担の継続について、市町村に助言してまいりたいと考えております。

○新見昌安議員 ところで、この妊婦健診の公

費負担に関しては、市町村は、財源として地域活性化・生活対策臨時交付金を充てることも可能というふうになっておりました。この交付金を活用しての事業実施計画の提出期限は2月12日になっていたわけですけれども、全市町村の実施計画は市町村課で取りまとめられていると思います。どのような状況であったか、この件については総務部長にお尋ねいたします。

○総務部長（山下健次君） 議員御指摘の地域活性化・生活対策臨時交付金の実施計画につきましては、御指摘のように、各市町村で取りまとめまして既に国に提出をしております。この実施計画の中身につきましては、細かな事業内容まで記載をしておりますので、断言はできませんけれども、それを見た限りでは、妊婦健診費用の公費負担にこの基金をもって取り組むという事業は見当たらないところでございます。

○新見昌安議員 今回の取り組みは、妊婦健診の理想とされる14回までの完全無料化に向けての大きな一歩じゃないかというふうに思います。今回の事業によって、一定の道筋はついたんじゃないかというふうに思っているところであります。県としては、今後、市町村に対してどういった助言あるいは指導を行っていく方針なのか、福祉保健部長に伺いたいと思います。

○福祉保健部長（宮本 尊君） 県としましては、妊婦健診に対する公費負担の拡充に向けて、これまで、県レベルはもとより、各保健所単位で市町村説明会を開催するとともに、県医師会と市町村の協議の場を設定するなど、市町村に対し、妊婦健診の重要性を訴えてきたところでもあります。今後とも、公費負担による健診内容の充実等について、さまざまな場を活用して、市町村に助言してまいりたいと考えており

ます。

○新見昌安議員 先ほど述べました安心こども基金、そして今の妊婦健康診査支援基金、ともに事業期間は平成22年度末までとなっております。確かに短いといえば短いというふうに思います。しかし、この2年間で対策の効果が実感できて、それらが、安心して出産また育児ができるようになったという大きな声となって国、県、市町村に届き、また、継続的な制度となるように求める、さらに大きな声となっていくことを期待しているところであります。また、そういうふうになるように、しっかり我々も取り組んでいかねばならないとも思っているところであります。

次に、ふるさと雇用再生特別基金事業に関して伺いたいと思います。この事業は、地方自治体が直接実施することはできないというふうになっています。委託を受けた民間企業あるいはNPO法人、こういったところが事業の実施主体となるものであります。その意味では、地域の発展に役立つ新たなビジネスモデルを呼び込むこともできると。起業支援の側面というものを持つと考えるわけでありまして、ここにおける委託先の企業等はどんなふうを選定されていくのか、商工観光労働部長に伺います。

○商工観光労働部長（高山幹男君） ふるさと雇用再生特別基金事業は、地域における継続的な雇用機会の創出を目的としておりますので、その主な受け皿となる民間企業等に委託して、事業を実施することとしております。委託事業の実施に当たりましては、競争入札による委託先の選定を行うことを原則としておりますが、あわせて、県民総力戦という観点から、民間の企画による提案型事業も実施することとしておりまして、県民の皆様の自由な発想による

御提案をいただいて、雇用創出効果の高い事業を実施してまいりたいというふうに思っております。

○新見昌安議員 それでは、もう一方の緊急雇用創出事業臨時特例基金事業に関して伺いたいと思います。この事業は、先ほどのふるさと雇用再生特別基金事業とは異なって、地方自治体が直接実施することもできるというふうになっております。ここで、県が直接実施するもの、あるいは民間企業やシルバー人材センター等に委託するものに分けられるということになると思うんですけれども、これを分ける基準はどの辺にあるのか、再度お伺いをいたします。

○商工観光労働部長（高山幹男君） 事業の実施方法につきましては、国から基準は示されておりませんが、速やかに、かつ円滑に実施するためにはどのような方法がいいかを基準にしたいと考えておまして、自治体が直接実施するのがよいのか、民間企業等に委託したほうがよいのか、その辺を総合的に判断して行うことといたしております。できるだけ早く雇用の機会が確保できるように努めてまいりたいというふうに思っております。

○新見昌安議員 同じくこの事業について伺います。実施期間は3年以内となっております。新聞報道によりますと、今月20日に県と宮崎労働局が宮崎市に共同就職支援センターを開設されたというふうに出ておりました。このセンターは、ハローワークが持つ職業相談・紹介機能、そして県の雇用対策・誘致企業などの情報、こういったものを組み合わせて、一体となって再就職を支援するというふうに報道されておりました。そして、県は、このセンターに求職者総合支援センターを併設して、生活保護や住宅など幅広い相談に1カ所に対応できるよ

うな場所にされるというふうにも書いてありました。このセンターの事務内容からして、かなり有効に機能する、継続性のある施設になるのではないかというふうに期待するところです。この求職者総合支援センターも事業の実施期間のおり3年で終わりになるのか、もったいないような気もするんですけれども。同じく商工観光労働部長にお伺いをいたします。

○商工観光労働部長（高山幹男君） ただいま御質問にもございましたけれども、求職者総合支援センターは、現在の厳しい経済・雇用情勢の中で、多くの離職者が出ていることから、国や県、市町村などの各機関がそれぞれ実施しております生活、住宅、就労等に関する相談を、緊急的にワンストップで実施するために行うことにしておまして、県が基金を活用して設置するというようになっております。このため、設置期間につきましては、当面、21年度から23年度までの3年間で予定いたしております。

○新見昌安議員 当面ということで、幾分かの期待もするわけですが、考えてみると、緊急雇用ということであれば、この3年間で景気回復に全力で取り組んでいかなければならないということでもあるのではないかと考えます。この辺は頑張っていきたいというふうに思います。

次に、位置情報通知システムについてお伺いをしたいと思います。携帯電話発信地表示システムあるいは位置情報通知システムについては、警察のみならず、消防でもその効果を発揮するのではないかと、このように考えます。救急車あるいは消防車が現場に到着する時間を少しでも早めることができるというふうに考えます。県内の消防本部における導入状況はどんなふうになっているのか、総務部長にお伺いをい

たします。

○**総務部長（山下健次君）** 県内におきましては、既に延岡市の消防本部が、昨年4月の新庁舎の整備にあわせて導入をしているところがございます。このほかには、宮崎市の消防局が平成21年度からの導入を検討しているというふうに聞いております。

○**新見昌安議員** 各消防本部へのこのシステムの導入は、それぞれの市町でしっかり取り組んでいただきたいし、私もそれぞれの町また市の議員と連携をとっていききたいというふうに思っています。その際には、ぜひともAEDの設置場所も表示できるようなシステムにしてもらいたいというふうに私は思っております。このAEDの導入促進については、我が会派の河野議員が、一般の人もAEDが使えるようになった平成16年7月直後の9月議会において、いち早くこの導入促進を訴えたところでありました。その後、AEDを使用することによる救命率の向上も広く認知されたというふうに思っています。今では、かなりの台数が県内に設置してあるのではないかと思いますけれども、県内のAEDの設置場所あるいは設置台数はどういう状況か、福祉保健部長にお伺いをいたします。

○**福祉保健部長（宮本 尊君）** 自動体外式除細動器、いわゆるAEDにつきましては、お話にありましたように、平成16年7月から、医師などの医療従事者以外の一般の方にも使用が認められたところでもあります。現在、県や市町村の公共施設のみならず、福祉施設や保育所、ホテルあるいはガソリンスタンドなど、さまざまなところで導入が進んでおります。県内の消防機関等を通して調べたところ、本年2月現在では842台のAEDの設置が確認されておりますが、県内のAED販売代理店で把握している数

は約2,000台とも言われておりまして、設置場所を含め、全体の設置台数については把握ができていないところであります。

○**新見昌安議員** 販売されたすべてのAEDについては把握していないということでした。個人が購入されたものについては、個人情報の関係もあって確かに掌握は難しいかもしれない、しかし、少なくとも、一定の公共的な施設と言われるものに設置されている分については、情報として持っておってしかるべきではないかというふうに考えております。延岡市消防本部、宮崎市消防局以外では、携帯電話の発信地表示システムそのものがまだ導入されるかどうかかわからないという現段階においては、まずは、携帯電話の発信地表示システムの導入時期にある程度目鼻がついたと思われる警察の新しいシステムに、AEDの設置場所を表示して、消防本部と速やかに連携がとれるようにシステム設計をしていただきたいと思っておりますけれども、警察本部長の見解を伺います。

○**警察本部長（相浦勇二君）** お答えいたします。

警察と消防といいますのは、救急救助の場面、そして災害発生で連携をとって、お互いの特性が生きるような活動をするというのは、大変大切なことであると思っています。そういう観点から、御質問にありましたような考え方というのは、当然あり得るんだろうと思っております。今回、議員の御質問があるということで、早急に全国の警察の状況について調査をさせました。そうしたところ、1県だけではあるんですが、沖縄県がシステム上でAEDの設置場所表示というのを行っているということが判明いたしましたので、若干お時間をいただきまして、沖縄県警のコンセプトなり、その導入の

経緯なり、コストなり、活用事例なり、運用上の問題点なりを十分に調査した上で、今後の当県のあり方について研究をしてみたいと思っております。よろしく願いいたします。

○新見昌安議員 時間が押し詰まった中、全国の導入状況を調査していただいたということで、感謝いたします。今の答弁にあったように、沖縄県が既に導入しているということで、一定の明かりは見てきたというふうに思います。私を含めて、ここにいらっしゃる皆さん、いつどこで心臓発作で倒れるかわかりません。いつどこでAEDのお世話になるかもしれないんですね。これはぜひ前向きに検討していただきたいというふうに思っております。

続きまして、ひとり親家庭支援について伺っていきます。前回の平成16年の補足調査結果にまとめられた公的制度あるいは施設の一覧と、今回のそれとを比較すると、従来の経済的な支援に重点を置いていたという施策から、それにプラス、自立・就労に主眼を置いた総合的な支援策を展開しようとしている考え方が、この表を比較してもうかがえるところであります。記載されている制度や施設の数が圧倒的に、この2つを比べると違うわけです。しかし、幾ら素晴らしい制度があっても、それが使われなければ宝の持ち腐れになるのではないかというふうに思います。先ほどの答弁で、ホームページなどで情報発信をしているということでしたけれども、さらに一歩進んだ情報の発信ツールとして、いろんな情報を発信するメールマガジンを配信してはどうか。これは一回登録しておけば嫌でも情報が入手できるわけです。福祉保健部長の見解を伺いたいと思います。

○福祉保健部長(宮本 尊君) メールマガジンを活用した広報につきましては、登録された

方々に新しい情報を継続して提供する上で有効な手段であると考えておりますが、ひとり親家庭支援制度の広報としての活用につきましては、その効果等を慎重に検討する必要があると考えております。

○新見昌安議員 今の答弁は、現在持っているいろんな制度の情報を発信してしまったら、あとは発信するものがなくなるというふうに思われているのかもしれませんが、登録者からいろんな相談を受け付けたりするようなツウエーのシステムにすれば、継続性もあるのではないかというふうに思います。そうすれば登録者からも本当に喜ばれるのではないかというふうに思いますけれども、これについてはぜひとも検討していただきたいと思います。

続いて、モンスターペアレント対策について伺いたいと思います。モンスターペアレントについては、全国的にいろいろ調べてみても、それぞれ地域でいろんな対策を講じておられるようです。東京都の教育委員会では、都内にある公立の幼稚園、小学校、中学校、高校など2,418校あるそうですけれども、すべてを対象にして、保護者らから寄せられる要望の実態調査をしたそうです。その結果、「理不尽な要求などが繰り返し行われる」「学校での対応には時間的、精神的に限界がある」、こういった双方の条件に合致し、学校だけでは解決が困難なトラブルを調べたら、約1割の234校で326件発生していたということで、東京都教育委員会としては、その結果を踏まえて、トラブルの解決に取り組む専門部署といったものを、平成21年度に設けることとしたというふうにあります。そのほか、大阪府の堺市では、小学校長のOB、警察官OBの2人を「学校危機管理アドバイザー」ということで採用しているようです。ま

た、岡山県の教育委員会では、トラブルの背景には初期対応のまずさがあるんじゃないかということで、保護者からの苦情に対応する教員向けのマニュアル「学校に対する苦情・不当な要求等への対応」をつくったというふうにあります。このように、子供にとって大事な教育環境でもある教師を守り、支援するために、各地でいろんな動きが出てきているというふうに感じております。本県でも、先ほどの答弁で示された対応策を、ぜひとも実効性のあるものにしていただきたいというふうに思います。そして、きのうの質問への答弁にあった衝撃的な数字が少しでも減ればいいなというふうに思います。よろしく対応方をお願いしたいと思います。

それでは、特別支援学校整備に関して伺っていききたいと思います。「平成19年度文部科学白書」というものがあるんですが、ここの第2部第2章第8節は、「障害のある子どもたちの可能性を最大限に伸ばす特別支援教育」というタイトルでまとめられております。この中でいろんな図表があるんですけども、この図表を見ると、連携、支援ということで、特別支援学校が中心になって、ここからいっぱい線が伸びているわけです。10の機関に線が伸びております。これを見る限り、正直言って、ちょっと欲張り過ぎているんじゃないかという感じも受けるわけでありまして。これは、ある程度整理しないと、絵にかいたもちになってしまうんじゃないかというふうにも考えます。ただ、ここでは——学校教育法が改正されてもうすぐ2年です。この間に今まで、特別支援学校と一般の小中学校との人的な交流も含めて、どのように取り組んでこられたのか、また、これからどう取り組んでいかれるのか、再度、教育長にお伺いをしたいと思います。

○教育長（渡辺義人君） 現在、すべての特別支援学校が、それぞれの地域の幼稚園、小学校・中学校、高等学校と、運動会や文化祭などの学校行事においてともに活動したり、総合的な学習の時間や教科の学習とともに学ぶなど、子供たちの実態に応じてさまざまな工夫をしながら、交流及び共同学習を行っているところであります。また、特別支援学校と小中学校等の教員が合同で、交流を円滑に進めるための会議や、障がいの理解を深めるための研修会を実施しているところであります。県教育委員会といたしましては、交流及び共同学習は、子供たちにとって、社会性や豊かな人間性をはぐくみ、ともに助け合い、支え合っていくことを学ぶ機会であると認識いたしておりますので、今後とも積極的に推進してまいりたいと考えております。以上です。

○新見昌安議員 ありがとうございます。よろしく願いしておきます。

最後に、世論調査についてであります。この世論調査について、知事や県民政策部長に問うても、これはせんないことだというふうには思っておりました。でも、質問したところであります。

実は、電話での世論調査の方法、先ほど言いましたRDD法、これについて私が勘違いして理解していた部分があったんです。先月、私たち公明党の機関紙「公明新聞」——月間購読料1,835円ですけど——が、定額給付金に関して読者の意見を求めるという特集を組んだんです。しばらくして、全国から多くの意見が寄せられて、それが紙面に載りました。公明新聞の読者欄ですから、当然賛同の声ばかりであったわけですが、その中に知り合いの名前を見つけたんです。その方の意見は、御自身が過

去3年間のうちに2回、電話による世論調査を受けて、本当にドキドキしたという体験を述べておられました。2回も電話の世論調査に当たるというのは珍しいと思うんです。そういった体験を述べられていたんですけども、読み進めていくうちに、実はえっという箇所があったんです。

それは、こんなふうに書いておられました。「機械的な女の人の声」云々という表現があったんです。よく我々がフリーダイヤルで電話すると、何々については1番を、何々については2番をとというふうに案内してくれて、最終的に自分の目的のところにとどり着くというのがありますね。これは全部機械の声です。まさか世論調査もこういった機械で問い合わせしているという意味なのかなと思って、私は直接その人に電話して聞いてみました。そうしたら、やっぱりそうだったんですね。その方が言うには、世論調査の内容は忘れたけれども、こちらから問いかけることもできなかつた。当然ですね。そういうふうに言っていました。

私は、このRDD法というのは、番号はコンピューターが選ぶけれども、少なくとも人間が問いかけるものだというふうに思っていたんです。すべてのRDD法が機械による質問ではないかもしれませんが、そういったものもあるということなんですね。例えば、間違っただけで違うキーを押しても訂正の仕方もわからなかった、そのまま進んでいくしかなかった、当然そういったこともあるでしょうね。そういった不確かなものが寄せ集められて、結果、何々は何%と大きく載ってしまうということになります。先ほど知事は答弁で、結果については、調査手法等を念頭に置いて受けとめるべきということを言われましたけど、改めて私もそんなふう

にしっかり受けとめていこうと思ったところであります。

ヤフーで「世論調査」と入力して検索すると、一番最初に出てくるのは内閣府のホームページです。ここの中にQ&Aがあるんですが、その一つに——この内閣府の調査は調査員訪問なんですけど——クエスチョンのほうに、「調査員が来るのではなく、電話やインターネットで調査はできないのですか」という問いがあって、その答えとして、「調査員が面接するのは、調査対象者本人であることがその場で確認できる上に、回答漏れも防げる。そして、質問の意味をなるべく誤解のないように伝えるために、回答の選択肢あるいは参考となる資料をその人にカードで見せた上で質問する」ということです。「電話ではこんなことはできません」というふうにありました。まさしくこのとおりだと思います。一方的に聞かされて、質問内容も、例えば定額給付金に限定すれば、「定額給付金は支給を取りやめて、雇用や社会保障などに使うべきだ」という意見があります。この意見に賛成ですか、どうですか」という問いかけとか、「定額給付金は、いわゆるばらまき政策で、好ましくないとはいえますけれども、どう思いますか」というふうに問われたとしたら、朝の何とかという高額所得の司会者、あるいはルイ14世の「朕は国家なり」みたいに、我が世論なりと言わんばかりに、したり顔の評論家とかそういった方が、定額給付金について批判しているというのを毎日見ていた人が、このRDD法の対象者に選ばれたとしたら、設問自体が前提をつけていますので、簡単にその誘導に乗ってしまうんじゃないかと思います。そして、それが一つの世論として、ひとり歩きをしていくわけですね。いま一度、前回私が質問で述

平成21年 2月27日(金)

べたように、世論調査結果にも決して左右されない、物事をしっかり見きわめる目を養う、右顧左弁しない、そういった自分自身をつくり上げていかねばと思ったところです。一つの問題提起として質問をさせていただきました。以上で終わります。(拍手)

○坂口博美議長 以上で代表質問は終わりました。

次の本会議は、3月2日午前10時開会、一般質問であります。

きょうはこれで散会いたします。

午後2時14分散会

3 月 2 日 (月)

平成 21 年 3 月 2 日 (月 曜 日)

午前 10 時 0 分開議

出席議員 (44 名)

- 5 番 武井俊輔 (愛みやざき)
- 6 番 西村賢 (同)
- 7 番 川添博 (無所属の会)
- 8 番 河野安幸 (自由民主党)
- 9 番 山下博三 (同)
- 10 番 黒木正一 (同)
- 11 番 松村悟郎 (同)
- 12 番 坂口博美 (同)
- 13 番 前屋敷恵美 (日本共産党宮崎県議会議員団)
- 14 番 高橋透 (社会民主党宮崎県議団)
- 15 番 太田清海 (同)
- 16 番 外山良治 (同)
- 17 番 凶師博規 (愛みやざき)
- 18 番 松田勝則 (同)
- 19 番 中野廣明 (自由民主党)
- 20 番 横田照夫 (同)
- 21 番 十屋幸平 (同)
- 22 番 押川修一郎 (同)
- 23 番 外山衛 (同)
- 24 番 宮原義久 (同)
- 26 番 田口雄二 (民主党宮崎県議団)
- 27 番 河野哲也 (公明党宮崎県議団)
- 28 番 新見昌安 (同)
- 29 番 満行潤一 (社会民主党宮崎県議団)
- 30 番 徳重忠夫 (自由民主党)
- 31 番 井本英雄 (同)
- 32 番 丸山裕次郎 (同)
- 33 番 野辺修光 (同)
- 34 番 濱砂守 (同)
- 35 番 萩原耕三 (同)
- 36 番 黒木覚市 (同)
- 37 番 中野一則 (同)
- 39 番 井上紀代子 (民主党宮崎県議団)
- 40 番 権藤梅義 (同)
- 41 番 長友安弘 (公明党宮崎県議団)
- 43 番 鳥飼謙二 (社会民主党宮崎県議団)
- 45 番 緒嶋雅晃 (自由民主党)
- 46 番 水間篤典 (同)
- 47 番 中村幸一 (同)
- 48 番 蓬原正三 (同)

- 49 番 米良政美 (自由民主党)
- 51 番 外山三博 (同)
- 52 番 福田作弥 (同)
- 53 番 星原透 (同)

地方自治法第 121 条による出席者

- | | |
|-----------|-------|
| 知事 | 東国原英夫 |
| 副知事 | 河野俊嗣 |
| 県民政策部長 | 丸山文民 |
| 総務部長 | 山下健次 |
| 福祉保健部長 | 宮本尊一 |
| 環境森林部長 | 高柳憲一 |
| 商工観光労働部長 | 高山幹男 |
| 農政水産部長 | 後藤仁俊 |
| 県土整備部長 | 山田康夫 |
| 会計管理者 | 長友秀隆 |
| 企業局長 | 日高幸平 |
| 病院局長 | 甲斐景早 |
| 財政課長 | 西野博之 |
| 教育委員長 | 大重都志 |
| 教育長 | 渡辺義人 |
| 警察本部長 | 相浦勇二 |
| 代表監査委員 | 城倉恒雄 |
| 人事委員会事務局長 | 大野俊郎 |

事務局職員出席者

- | | |
|--------|-------|
| 事務局局長 | 石野田幸蔵 |
| 事務局次長 | 弓削孝幸 |
| 総務課長 | 田原新一 |
| 議事課長 | 富永博章 |
| 政策調査課長 | 桑山秀彦 |
| 議事課長補佐 | 孫田英美 |
| 議事担当主幹 | 日高賢治 |
| 議事課主査 | 山中康二 |
| 議事課主査 | 隈元淳二 |

◎ 教育委員長発言

○星原 透副議長 ただいまの出席議員42名。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の日程は一般質問であります。教育委員長より発言を求められておりますので、ここで発言を許可します。教育委員長。

○教育委員長(大重都志春君)〔登壇〕 県民の皆様、県議会議員の皆様に対しまして、御報告とおわびを申し上げます。

既に新聞等で報じられておりますとおり、昨日3月1日、県教育委員会西臼杵教育事務所の教育推進課長が、自動車運転過失傷害と道路交通法違反、いわゆるひき逃げの疑いで捜査当局に逮捕されるという不祥事が発生いたしました。

県教育委員会では、交通法令の遵守及び交通事故等を起こした場合の適切な対応と職員の服務規律の徹底につきまして、常日ごろより全力で取り組んでいるところでございますが、このような事態に至りましたことは、まことに遺憾なことであります。本件につきましては、事件の詳しい状況を把握した上で厳正に対処してまいりたいと考えておりますが、県教育委員会では、直ちに本庁において緊急課長会議を開いて職員の服務規律の徹底を図ったところであり、各出先、教育機関に対しましても、速やかに同趣旨の徹底を図っていきたいと考えております。今後、再びこのような不祥事が起こることのないよう、厳正な服務規律の確保に努め、県民の信頼回復を図ってまいります。このたびのことで皆様方に御迷惑と御心配をおかけしましたことを、改めて心からおわび申し上げます。〔降壇〕

○星原 透副議長 教育委員長の発言は終わりました。

◎ 一般質問

○星原 透副議長 それでは、ただいまから一般質問に入ります。

質問についての取り扱いは、お手元に配付の一般質問時間割のとおり取り運びます。〔巻末参照〕

質問の通告がありますので、順次発言を許します。まず、横田照夫議員。

○横田照夫議員〔登壇〕(拍手) 皆さん、おはようございます。横田照夫でございます。

山桜の花が咲き始めたですね。これまで雑木の中に隠れていて、その存在すらわからなかったものが、おれはここにいるんだぞと、その存在を誇示するかのように咲き誇る、そんな山桜が大好きです。きょうは、そんな桜のようなピンクのネクタイをしてきました。似合うでしょうか。

抽せんの結果、今回、一般質問の先頭バッターになりました。野球の先頭バッターは、大きいものをねらわずに、ボールをよく見きわめて、シングルヒットでもフォアボールでもエラーでもいいから、何とか塁に出るような、そんなしぶとい選手が選ばれることが多いんですけど、私はどちらかというと淡泊なほうで、先頭バッターとしては物足りないかもしれませんが、精いっぱい努めてまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

私は神話が大好きで、今回もある議員から、「横田さん、また神話の話をしてよ」という要望がありました。そういうわけではありませんし、私は別に神話族議員というわけでもありませんが、また神話に関する質問から入らせてい

いただきます。

最近、神社の参拝者が多くなっています。新聞や雑誌等でも神話がよく取り上げられるようになりました。宮崎市民の森の中にある江田神社では、東京などのギャルが大勢、参拝に来て、神木であるクスノキに抱きついたり、なで回したりしているそうです。宮司さんもびっくりするやううれしいやらで、本当に喜んでおられます。私も過去の一般質問で2回ほど、「掛けまくも畏き 伊邪那岐大神 筑紫の日向の橘の小戸の阿波岐原に」という、いわゆる祓詞（はらえことば）等を紹介しながら、神話に基づく神社や神楽などでの観光振興を訴えてきましたので、大変うれしく思っております。江原啓之さんの紹介によるところが大きいのかも知れませんが、神話で観光振興できることが証明されたと思います。知事は就任当初から、「宮崎を日本発祥の地で売り込む」と言われていましたが、これまでの手ごたえと今後の展望についてお伺いしまして、後は自席からの質問とさせていただきます。よろしく願いいたします。（拍手）〔降壇〕

○知事（東国原英夫君）〔登壇〕 お答えいたします。

天孫降臨などの日向神話につきましては、本県ならではの貴重な観光資源ですので、私自身、先頭に立って、さまざまな機会をとらえて情報発信するとともに、神話・伝説をテーマとした観光キャンペーンなどにも取り組んできたところでもあります。この結果、平成19年の観光動向調査では、高千穂や神話・伝説にまつわる神社などへの観光客が大きく増加するとともに、昨年、大手旅行会社が実施した、スピリチュアルな場所への旅行アンケート調査でも、行ったことがある場所、連想する場所などで、

伊勢神宮、出雲を抑え、宮崎が3位に入るなど、神話・伝説の地宮崎は着実に浸透してきているものと考えております。今年度の観光キャンペーンでも、私自身、古代衣装を着てポスター等のモデルになっておりますが、神話・伝説の地宮崎の定番・定着化を図るため、引き続き、観光PR等に取り組み、県外観光客の増加に努めてまいりたいと考えております。以上です。〔降壇〕

○横田照夫議員 神社に行くと、立て看板などに、その神社にまつわる部分の神話の紹介がしてあります。神話の流れを理解していると、神社に行くのがさらにおもしろくなるんです。県内でもカルチャー教室とか学校などで神話を知る機会をつくってもらおうと、県民の郷土に対する愛着がもっともっとふえると思います。そうなることが、コミュニティーや県に対して何かかわっていこうという、いわゆる知事の言われる県民総力戦につながっていくと考えますので、御一考いただければと思います。ほかの一つ覚えと言われてはいけませんので、神話の話はこれで最後とさせていただきます。

次に、平成21年度当初予算の依存財源についてお伺いします。

来年度予算の依存財源を見ますと、地方交付税は対前年度比マイナス9.2%ですが、臨時財政対策債は102%と、倍増しています。今の経済状況の中でやむを得ない措置とは思いますが、非常に心配であります。来年度末の県債残高は9,229億円で、過去最高になる見込みということですが、一方で、臨時財政対策債を除く県債残高は6,996億円と、徐々に減少するようです。しかし、これは臨時財政対策債分の借金がふえているということだと思っております。臨時財政対策債は、交付税措置のある起債であって、自治

体が事業を行ったとき、とりあえず自治体で起債をしておいて、その返済時に普通交付税を国が増額して面倒見るという性格のものだと考えますが、臨時財政対策債の分は間違いなく交付税措置してもらえるのでしょうか。総務部長、お願いします。

○総務部長（山下健次君） 御質問のように、臨時財政対策債は、地方財政計画上見込まれます財源不足額の一部を補てんするために、特例的な地方債として発行するものでございまして、言うならば、地方交付税の代替財源となっております。この臨時財政対策債の元利償還金相当額につきましては、地方団体の財政運営に支障が生じることのないよう、その全額を後年度、地方交付税の基準財政需要額に算入することが地方財政法に明記されているところでございます。

○横田照夫議員 知事、国にその担保能力があると思われませんか。

○知事（東国原英夫君） ただいま総務部長が答弁しましたとおり、法律に明記されている以上、国において責任を持って確実に実行していただくべきものと考えております。

○横田照夫議員 会社から、「残業代を出すから残業してくれ」と言われて残業をして、お金をもらうときに、「残業代は全額支払ったけど、本俸のほうをちょっと見直しさせてもらった」と言われて総額がふえていなかったら、残業代をもらったことにはなりませんね。毎年度、基準財政需要額が見直される中で、臨時財政対策債の償還費以外の部分が圧縮されては、本当の意味での交付税措置がなされているとは言えないと思いますが、総務部長、いかがでしょうか。

○総務部長（山下健次君） 地方交付税の算定

の基礎となる基準財政需要額につきましては、地方財政計画の歳出見積もりに基づき、地方財政法第11条の2の規定により算入が義務づけられております義務教育あるいは生活保護に係る経費のほか、地方公共団体が標準的な事務を処理するために要する経費が算入されているところであります。なお、地方財政計画の歳出につきましては、国の「基本方針2006」に沿って、国と歩調を合わせて、給与関係の経費あるいは投資的経費など、抑制が図られている部分がございますけれども、一方で、平成21年度に創設されました地域雇用創出推進費など、地方交付税総額の増につながる措置も講じられているところであります。県といたしましては、引き続き、不断の行財政改革に努めながら、地方財政法の趣旨に基づきます基準財政需要額の適切な算定とあわせまして、地方交付税総額の確保を訴えてまいりたいと考えております。

○横田照夫議員 削られている部分もあるけれども、増額になっている部分もあるということでしょうか。財政は、よくわからないですね。でも、平成3年にバブルがはじけて、景気対策として多くの公共事業が実施されました。そのときに発行した交付税措置のある起債の返済が、今行われていると思います。でも、実際には普通交付税総額はふえていない。県債残高を減らすことができない上に、さらに臨時財政対策債分が上乘せされるから、ますます県債残高はふえていく。将来が心配でなりません。

先日、「東国原知事が、債務不履行、つまり借金棒引きの要望を口にした」と、ある新聞に書いてありました。また、その新聞に、「山口県では、地方が必要なお金を地方に借金させるのではなく、現金の地方交付税で配分してほしいと訴えている」とも書いてありました。橋下

大阪府知事が直轄事業負担制度の廃止を求めて国土交通大臣にまくし立てたように、知事も国に対してほえてくださいよ。そして、国の地方交付税などの地方財政に対する考え方をひっくり返してくださいよ。知事、いかがですか。

○知事（東国原英夫君） 本県におきましては、自主財源比率が4割にも満たず、財政基盤は依然として脆弱ですので、地方交付税制度の役割は極めて重要だと考えております。このため、機会あるごとに、地方交付税の総額の確保だけでなく算定方法についても、国に意見を提出してまいりましたが、この結果、例えば高速自動車国道の新直轄分に係る負担金の算入率など、本県の財政需要の実態に即した制度の見直しが図られたところであります。今後とも、地方交付税の算定方法など、制度自体に改善すべき点がありましたら、国に対して強く要望あるいは提言をしてまいりたいと考えております。

○横田照夫議員 知事、一人でこそこそと行ったらだめなんです。なめられますからね。橋下知事が負担金のことをまくし立ててから、国交省も見直しに動き始めました。東国原知事にも橋下知事に負けないぐらいの力があると思います。全国のマスコミが、「東国原宮崎県知事、国にほえる」と一斉に報道してくれるように、大勢のマスコミの前でほえていただきたいと思うんですけど、いかがですか。

○知事（東国原英夫君） 橋下府知事と私のやり方はちょっと違ったところがありまして、私は、中から変えるということも自分の中に計算しているわけです。ですから、ほえただけで変わるのかということも、いろいろ戦略的に考えながら対応してまいりたいと考えております。

○横田照夫議員 いろいろ作戦はあると思いますが、とにかく知事に国を変える力はあるとい

うふうに思いますので、地方代表ということで一生懸命頑張っていたきたいと思います。

次に、通告では、人口減少の中でのインフラ整備についてと書きましたが、人口減少の中での生活排水処理についてという意味で質問をさせていただきます。

私の住む佐土原町では、今、公共下水道の工事が急ピッチで進められています。これは合併による新市建設計画によるものです。先日、「人口減少社会における生活排水処理のあり方」という講演を聞いて、近未来に私たちが抱える問題の大きさに驚きました。生活排水処理には、公共下水道などの集合処理施設と合併処理浄化槽、単独処理浄化槽などがありますが、集合処理施設は、初期投資が大きく、また20年以上もの長期にわたって借金を返済するシステムでつくられ、人口が増加し経済が拡大しなければ維持や更新ができないシステムになっているそうです。宮崎県の汚水衛生処理率は、平成18年度で62.1%となっており、ある程度人口が集中しているエリアでは、既に整備が完了していると考えてもいいそうです。人口減少傾向に入っている中山間地は、2030年推計人口に対する汚水処理施設の整備状況は、美郷町が176%、椎葉村が135%、諸塚村が134%となっており、今後、汚水処理施設の維持や施設更新のための住民負担が物すごく大きくなっていくことでした。

ちなみに、財政再建団体に陥った北海道の夕張市では、地方税収入に対する下水道会計繰入額の割合は193%だそうです。つまり、税収入が100しかないのに、下水道会計に193もつぎ込まなければならないということです。このままでは、汚水処理施設からだけでも財政破綻に近づきつつあります。

人口減少による下水道利用料金の未回収分は、一体だれが負担することになるのでしょうか。自治体が負担すれば、財政はさらに悪化し行政サービスが低下するし、住民が負担をすれば、利用料金は著しく高騰します。いずれの場合も、住民の減少にさらに拍車がかかって、ますます財政が悪化するという負のスパイラルに陥り、最終的に財政破綻を来すおそれがあるということです。人口が減少していく中で、汚水処理施設の整備をどのように進めていく考えかを、環境森林部長、お聞かせください。

○環境森林部長（高柳憲一君） 汚水処理施設の整備につきましては、主に住居が密集している地域には公共下水道が、中山間地域など住居が散在している地域においては合併処理浄化槽が経済的であります。県では、平成14年3月に策定した第2次宮崎県生活排水対策総合基本計画を平成19年3月に改定したところでありますが、改訂計画では、目標年度の平成26年度の人口減少を勘案した上で、処理施設の経済性を改めて比較し、公共下水道や農業集落排水施設による整備地域の一部を合併処理浄化槽に転換するなど、より効率的かつ経済的な整備に見直したところであります。今後とも、関係部局との連携のもと、市町村と一体となって生活排水対策に取り組んでまいりたいと考えております。

○横田照夫議員 もう既に人口減少を勘案して見直しがなされたということで、幾分、安心はしました。でも、人口減少がこれほど恐ろしい結果をもたらすことに、改めてびっくりしました。累積債務と同じように、将来に大きな負担を背負わせることになります。今後も、公共下水道を計画している市町村もあると思いますが、人口減少した場合の負担増加を十分考え合わせた上で計画をしていただきたいと思います。

す。

次に、改革の考え方について質問します。

ある改革を進めようとするときに、まずその方向性を定め、それに従って改革を進めていきます。しかし、改革を進める中で、負の側面が見受けられるようになることもよくあります。それを解消するために見直しをしようとする、マスコミなどが改革の後退だと批判します。でも、改革は前に進むしかないのでしょうか。

これまで、規制改革などを進めるに当たって、それによる弊害の拡大に対して見直しをしてきた、また、しようとしている事例はたくさんあると思います。国土交通省は、原則、自由化したタクシーの新規参入や増車の再規制に乗り出しました。労働者派遣の自由化により、ワーキングプアや派遣切りなどの弊害が出ているということで、見直しをしようとしています。また、新医師臨床研修制度が医師の偏在と医師不足を招いているとして、これも見直しの動きが出てきました。改革を進めるに当たり、弊害が出てくれば、一たんもとに戻って、もう一回見直すのは当然で、決して改革の後退ではないと考えます。

これまで宮崎県では、入札制度改革が進められてきました。進めるに当たって、入札金額が最低制限価格に張りついたり、仕事がとれても赤字になって会社運営ができないなど、マイナス面もいっぱい見えてきました。入札制度改革の目的は、談合などの不透明な入札をなくすことであって、決して落札率を下げることではなかったはずですが、宮崎市は、低額工事ではまだ指名競争入札を行っているようですが、これまでの流れの中で、話し合いによる入札はできなくなっていると聞いております。長崎県では、

最低制限価格を90%に引き上げたそうですし、これまで一般競争入札で行っていた設計金額3,500万円以上1億円未満の工事に指名競争入札を適用したそうです。この措置は、緊急経済・雇用対策の一環で、暫定的なものということですが、一たん戻って見直すという意味では、すばらしい判断だと考えます。また、緊急経済・雇用対策の一環としての措置ということでは、裏返せば、これまでの入札制度が経済や雇用に対して弊害になっていたということではないでしょうか。入札制度改革は、入札そのもののあり方だけでなく、経済や雇用に対する影響にまで思いをめぐらせて考えていくべきではないでしょうか。業者が自社分の収益まで積算した適正価格で応札できるように、宮崎県でも低価格工事だけでも指名競争入札に戻してみてもどうかと考えますが、いかがでしょうか。県土整備部長、お願いします。

○県土整備部長(山田康夫君) 建設投資の大幅な減少や競争性の高まりに加えまして、景気の急速な悪化により、建設産業が極めて厳しい経営環境に直面していることは、十分認識をしているところでございます。このため、県といたしましては、入札・契約制度について随時見直しを行ってきておりまして、特に本年度は、予定価格の事後公表の試行や、本県独自の地域企業育成型の総合評価落札方式を創設したところであります。また、さきの臨時県議会で公共事業費約40億円の増額補正を行い、その執行に当たりまして、早期発注や地域企業の受注機会の確保などに努めているところであります。

御質問の指名競争入札につきましては、本県では、談合事件により失われた県民の県政に対する信頼回復を図るために一般競争入札に移行してきたことから、今後とも、一般競争入札の

枠組みの中で制度の検証と見直しを行いますとともに、厳しい経営環境に置かれている建設産業の実情に応じた支援にも努めてまいりたいというふうに考えております。

○横田照夫議員 すぐすぐに、「はい、わかりました。やります」ということにはならないと思いますが、改革の後退という言い方を恐れることなく、県民のためになる見直しは堂々と自信を持ってやっていただきたいというふうに思います。

次に、消防団活動についてお尋ねします。

総務部長にお聞きしますが、現在の消防団員の充足率はどうなっていますか。また、年齢構成と職業構成はどうなっているのでしょうか。

○総務部長(山下健次君) 平成20年4月1日現在で、本県の消防団員は、定数1万6,090人に対して1万5,221人となっております。充足率は94.6%となっております。また、平均年齢でございますが、同じく20年4月1日現在で35.8歳、これは全国が38.3歳ですから、全国よりは2.5歳ほど若いという状況でございます。しかし、これを10年前と比較しますと、2.1歳上昇しているという状況でございます。また、職業構成でございますけれども、消防団員の約7割が被雇用者という状況でございます。

○横田照夫議員 以前は農家とか自営業者が多くて、消防団活動もうまくいっていましたが、今は勤め人が多くて、活動になかなか参加できていないようです。火事の時も、消防車に乗っているのはほんのわずかな人数という場合も多いようです。私も、消防団に入っていたときに何回も操法大会での要員になりましたので、体が要領を覚えています。地元には、そういう操法技術を持っている消防団OBはたくさ

んおりますので、もし許されるならば、消防車を運転したり、筒先を持って火のそばで消火活動をしたりするんですけど、システム上なかなか手が出せません。OBを中心として、現役消防団員を補完する補助隊員制度をつくれれば、参加する人はたくさんおられると考えますが、総務部長、そういう制度はつくれないでしょうか。

○総務部長（山下健次君） 御指摘がございましたように、消防団員が、先ほど申し上げたようなことで減少、高齢化する中で、消防・防災に関する豊富な知識・技術、経験を有する消防団OBの力をおかりするということは、有効な手段の一つであるというふうに考えております。

現在、消防団活動を補完する制度として、機能別の団員あるいは分団の制度が既に設けられております。これは比較的新しい制度でございますけれども、国においても推奨されているところでございます。本県では、現在、高鍋町、美郷町、日之影町の3町におきまして、消防団OB等による大規模災害時等に支援を行う団員が配置されているところでございます。県といたしましては、今後とも、消防団OBの活用も含め、機能別の団員・分団の制度の導入につきまして、市町村に働きかけてまいりたいと考えております。

○横田照夫議員 もし補助隊員ができて、先輩ぶって、現役団員にちょっかいを出したり偉ぶったりしては、消防団組織そのものが壊れてしまいますので、そこらあたりは十分配慮が必要だとは思いますが。でも、自分たちの町は自分たちで守るんだという意識づけは非常に大切なことだと考えますので、御検討をよろしく願いいたします。

次は、木崎浜についてです。

木崎浜はサーフィンのメッカであり、全国のサーファーで木崎浜を知らない者はいないそうです。毎年、国際大会を初め、多くのイベントが行われ、全国から多くの人が集まってきました。でも、アクセス道路は2本の河川の堤防しかなく、狭くてわかりづらく、国際大会等を開く会場としては非常にお粗末な状況です。先日の特別補正で1,281万円の予算で道路舗装をしていただくことになり、ありがたいこととは思いますが、お粗末の解消にはならないと思います。

木崎浜のすぐ横は松林、いわゆる防潮林で、さらにその横は総合運動公園です。総合運動公園に2本の大きな進入路があります。そのうちの1本でもいいから、防潮林を抜けて木崎浜までつなげないものなのではないでしょうか。サーフィンは、マリンスポーツとして県もアピール中です。木崎浜を総合運動公園の一角として組み込めば、マリンスポーツも含めた本当の意味での総合スポーツ公園になると思うのですが、一元管理はできないでしょうか。もしこれができれば、さらに大きな大会の誘致や数多くのイベントもできるようになると思います。青島周辺は宮崎県観光の中心です。その一部である木崎浜の環境整備は、観光浮揚につながり、大きな経済効果をもたらすのではないかと考えます。まず、この提案に対して、防潮林を所管している環境森林部長の考えをお聞かせください。

○環境森林部長（高柳憲一君） 木崎浜の松林は、県及び地元自治会の所有となっております。潮害防備や保健休養のための保安林に指定されております。また、松林内にはクロスカントリーコースも整備され、森林との触れ合いの場として広く県民に利用されております。した

がしまして、保安林の機能が損なわれないことや、クロスカントリーコース利用者の安全を確保することなどが必要であると考えております。

○横田照夫議員 次に、木崎浜や総合運動公園を所管している県土整備部長の考えはいかがでしょうか。

○県土整備部長(山田康夫君) 総合運動公園は、海岸地域の美しい黒松の自然林を生かした、緑の中のスポーツ公園として多くの方々に親しまれております。お尋ねの木崎浜へのアクセス道路についてであります。進入路の延伸につきましては、総合運動公園を大きく分断する形となります。また、園内利用者の利便性や安全確保の面、あるいは公園施設の保全にも大きな役割を果たしておる松林でもありますことから、適当ではないというふうに考えております。しかしながら、御指摘のとおり、現在の木崎浜へのアクセス道路につきましては、海岸利用者の利便性の向上あるいは防災上の観点からも、何らかの改善が必要と考えておりますので、どのような形で対応ができるのか、関係部局とも連携して検討してまいりたいというふうに考えております。

次に、木崎浜を公園区域に組み込むことにつきましては、公園利用上のさまざまな規制が海岸利用者にも及ぶことになると考えられますので、現在のまま、自由な形で利用が望ましいのではないかとこのように考えております。

○横田照夫議員 それでは、マリンスポーツを含む観光行政を所管している商工観光労働部長の考えをお聞かせください。

○商工観光労働部長(高山幹男君) 木崎浜海岸につきましては、御質問にもございましたように、年間を通じて全国からサーフィン愛好者

が訪れる本県の代表的なサーフポイントとなっております。その環境整備がさらに進みますと、利用者の利便性の向上が図られ、大規模大会やサーフィン愛好者の増加につながるとともに、サーフィンの適地としての発信力の向上にもつながり、本県観光の振興に寄与するものというふうに思っております。このようなことから、今年度、県や宮崎市におきまして、トイレとか路面の整備に取り組んでいるところでございます。マリンスポーツを柱としました観光振興を進めるためには、木崎浜海岸の環境整備は重要でございますので、宮崎市や関係部局と十分な連携を図りながら、整備のあり方について検討を進めてまいりたいというふうに思っております。

○横田照夫議員 商工観光労働部としては、木崎浜の環境整備が進めば、本県観光の振興に大きく寄与すると考えておられるようです。また、県土整備部としては、「海岸利用者の利便性向上や防災上の観点からも何らかの改善が必要で、対応を検討していく」と言ってくれました。本当にありがたいというふうに思います。

私は、この質問をするに当たり、何回も木崎浜に行きました。サーファーに話も聞きました。何かいい方法はないかなと思ひまして、周辺をうろちよろもしました。その中で、運動公園の進入路を見て、「こんないい道路があるじゃないか。この道を松林を抜けて浜までつなげば、すばらしいアクセス道路になるじゃないか」と考えて、こういう質問になりました。でも、アクセス道路が広くなってわかりやすくなれば、別に運動公園の進入路でなくて堤防でもいいんです。ぜひぜひ前向きに御検討をお願いいたします。

さて、知事、アクセス道路など環境整備が進んだら、今度は知事の出番です。国際大会とかいろいろなイベントが来てくれるように宣伝していただきたいと思います。木崎浜の環境整備のこととあわせて、何かコメントをいただけないでしょうか。

○知事(東国原英夫君) サーフィンとかマリンスポーツに関しては、木崎浜では去年も大きな大会が2～3回開かれております。もちろん、我々の誘致活動も功を奏した結果じゃないかと思っております。御案内の木崎浜への進入路というのは、堤防のわきの道路。私も認識しております。非常に整備がおくれているなという感じがしております。これは前向きに検討していきたいと思っております。そして、議員御指摘のマリンスポーツの誘致でございますが、それもまた鋭意取り組んでいきたいと考えております。

○横田照夫議員 ありがとうございます。ぜひよろしくお願いいたします。

次は、コントラクターの育成についてです。

苦境に立っている建設業者に、新分野進出として農業参入を勧めていますけど、農業は長年の経験と勘も必要で、すぐすぐうまくいくものではないと考えます。畜産では、飼養規模拡大や高齢化の進展による飼料生産労働力不足に対応するために、飼料生産組織やコントラクターによる労働負担の軽減及び飼料生産作業の効率化、低コスト化を促進しようとしています。いわば、飼料生産の外部化で、コントラクターとは飼料生産の専門組織のことです。コントラクターの効果として考えられるものは、良質粗飼料の生産、自給飼料のコスト削減、農地利用集積、そして何よりも、ゆとりができることによる畜産経営全体の改善です。コントラクターは

草づくりの専門の仕事なので、比較的簡単で、大型機械を使うという点でも建設業者が入りやすい業種だと考えます。そこで、建設業者等のコントラクターとしての農業参入の可能性と県の支援策について、農政水産部長にお伺いします。

○農政水産部長(後藤仁俊君) 担い手の減少・高齢化が進行する中で、畜産の粗飼料や米の農作業等を請け負うコントラクターは、農業経営の規模拡大を支援する組織として、大変重要な役割を担っております。年々増加しているところでございます。特に、飼料生産につきましては、夏場に大型機械を使用する収穫作業が主体であることから、建設業者等が取り組みやすい分野であると考えております。このため県では、本年度より「みやざきフロンティア農地再生事業」により、他産業から参入する企業の農業機械・施設の整備を支援するとともに、今議会に、コントラクターの育成を支援する「みやざき発・業務用農産物生産拡大事業」を新規事業としてお願いしているところであります。今後とも、農業・農村の多様な担い手の育成を図るために、他産業からの農業の参入を積極的に支援してまいりたいと思っております。

○横田照夫議員 農政サイドとしては、建設業者等の参入はウエルカムということだそうです。建設業をやりながら、副業的な取り組みでもいいと思うんです。また、何社かが共同体をつくってやるのもいいと思います。最初は草づくりから始めて、ほかの農家に認知されてから、草づくり以外の作目への拡大も十分考えられます。県土整備部長、建設業者のコントラクターへの誘導をしてみませんか。いかがでしょうか。

○県土整備部長(山田康夫君) 建設産業は、

大変厳しい経営環境に直面しておりますことから、経営基盤の強化が求められており、新分野への進出は一つの方策となっております。このため県では、建設業に軸足を置きながら、新分野進出に積極的に取り組む建設業者を重点的に支援しております。新分野進出セミナーの開催や、新分野での事業定着促進のための助成制度などを実施しております。建設業者が有する人材や機材、ノウハウは、建設業以外のさまざまな分野においても有効に活用できると考えておりますので、農政水産部長からありましたように、コントラクターは建設業者が取り組みやすい分野でありますことから、セミナー等でその周知を図ってまいりたいと考えております。現在、建設業においては、新分野への進出に加えまして、他業種と連携して事業を実施することにより、雇用の維持や地域経済の活性化を図る取り組みが全国的にも広がっております。国においては、これらの取り組みを支援する新たな助成制度も創設されております。当部としましても、関係部局等と連携して、これまで以上に新分野進出に対するきめ細やかな支援に努めてまいりたいと存じます。

○横田照夫議員 今、よくマッチングという言葉が使われますが、農業が求めているものと建設業者の技術がマッチングすれば、必ずいい方向に行くと考えますので、積極的な対応をよろしくお願いいたします。

次に移ります。県が行った工事が原因で被害をこうむったという事案をよく見かけます。例えば、エコクリーンプラザみやぎきの隣で和牛を飼っている畜産農家があります。その農家は、エコクリーンみやぎきと牛舎の間の沢から牛の飲み水をくみ上げているんですが、エコクリーンプラザみやぎきがつくられてから、沢水

がかれてしまいました。農家はエコクリーンプラザみやぎきが原因だと言われますが、因果関係がわかりません。

また、清武町で県が行った道路工事現場近くでハウス園芸をしている農家があります。盛り土から流れ出した成分が原因で作物が枯れてしまったと言っておられます。県としましては、地下水や土壌の成分調査などをしましたが、原因と考えられる数値が出てきません。でも、その農家は、県が出してきた調査結果や説明に納得しません。当然、県としては、その被害と工事の因果関係がはっきりしないと補償はできません。そこでお尋ねしますが、例えば今言った清武町の事案では、県としてどのような対応をとってこられたんでしょうか。県土整備部長、お願いします。

○県土整備部長(山田康夫君) 一般的に、県の施行する公共工事が原因で損失が発生した場合には、必要な調査を行った後に、相応の補償を行っているところであります。お尋ねの案件につきましては、盛り土工事が近隣の農作物の生育に影響を与えたとして、補償の請求があったものであります。県では、請求のあった時点から、工事の経緯を説明するとともに、専門機関による土壌試験、河川の水質試験等を行ってきたところでありますが、農作物の生育不良と盛り土工事に明らかな因果関係が認められないことから、補償の対象にならない旨、請求された方にはお話をしてきたところであります。

○横田照夫議員 私も間に入って、県のほうが一生懸命やっていたらというのとは十分理解はしているところです。今度は総務部長、もし今後、似たような事例が発生した場合、県と県民との間の調整はとれないものか、何か方法なり考えがあればお聞かせください。

○総務部長（山下健次君） 行政が行った行為につきまして、住民の方々が救済手段として行政機関に申し立てを行う行政不服申し立て、それから裁判所に申し立てを行います行政事件訴訟、この2つがございます。こういったことの対象となりますのは、違法または不当な処分、いわゆる処分性のあるもの、その他公権力の行使に当たる行為というふうに、一般的にはされております。工事の場合には、一般的には事実行為でございますので、行政不服申し立て、あるいは行政事件訴訟の対象にはならないということで、こういった場合には、当然、当事者間で話し合っただけで問題を解決するということになります。そのときには、もちろん民事訴訟という方法もあるんですが、御質問のように仲裁を図るシステムといった形というのは、一方の当事者である県の側でそういった組織、システムを設けるということは、双方にとって納得できるシステムかどうかという点で、若干疑問があるのではないかと思っております。いずれにいたしましても、そういった対立する当事者として解決を図るといふ以前に、話し合いでの解決を図ることが大切でございますので、県といたしましては、誠意ある対応に努めてまいりたいと考えております。

○横田照夫議員 医療機関では、これまで医療事故が起きた場合に、原因究明や再発防止、さらに被害者救済のための行政から独立した公正・中立の第三者機関の設置を検討してきたそうです。私は、それと同じような意味で、第三者機関の設置はできないものかと考えましたが、今、総務部長の答弁にあったように、やっぱり難しいんですかね。私もそうなんですけど、よい返事を返すことができないときには、何か足が向かないというか、遠のいたりしますね。で

も、時間を置いたら、ますます事態が悪くなりますので、総務部長がおっしゃったように、誠意ある対応をお願いしたいというふうに思います。

次に、選択と集中についてですが、財政状況が苦しくなっていく中で、より重要なところを選択して、そこに集中して予算を投入しようという動きが出てきています。でも、これから財政状況はさらに厳しくなると思われませんが、今の時点で選択されなかったところは将来どうなるんでしょうか。今後、そういうところが選択される可能性はどれぐらいあるんでしょうか。なかなか事業が進まないところも、期成同盟会などをつくって陳情・要望活動を続けておられます。もし、将来とも選択される可能性がないのであれば、いたずらに期待を持たせ続けるのではなく、できない旨をしっかりと告げることのほうが、県民に対する優しさではないかと考えます。できないと告げられれば、県民はそれなりの対処の仕方を考えるのではないかなと思っております。知事、県としての考えをお聞かせください。

○知事（東国原英夫君） できないだろうなと思うことは、できれば陳情していただきたくないですね。そういう判断は現場にゆだねたいなという気持ちは持っております。県民の皆様からの陳情・要望等は、いずれも切実な内容であると承知しておりまして、その一つ一つに真摯に対応しておるところでございます。また、陳情をお受けした際に、できるできないというのは、その回答を含め、できるだけその場で回答させていただくように努めているんですが、なかなか即答はできない部分もございまして、調査や検討を要するものについては、速やかに関係部局へ指示をさせたり、検討させたりしてお

るところでございます。あとは、みずから現場に足を運んで、その陳情の背景となっているもの等々を自分の目で確かめ、調査している部分もでございます。そういったところは御理解いただければと思います。

○横田照夫議員 確かに、私たちもいろいろな要望を受けて、これはちょっと難しいかなと思いつつも、執行権はありませんから、県にこういう要望をお願いしますということで、何回も何回もお願いすることがあります。でも、そういう要望が出るということは、県民にとっては、やっぱり何とかしてほしいという思いからだと思しますので、そこらあたりは御理解をいただきたいなと思います。

熊本県では、川辺川ダムの建設が白紙に戻りそうです。川辺川ダムは、実に42年も前に九州最大規模のダムとして計画されました。でも、昨年9月、熊本県知事が反対を表明しました。その間、水没予定地になる、「五木の子守歌」で知られる五木村は、国や県の説得に応じて約500世帯が村内外に移転をし、人口も5,000人から1,400人に減少したそうです。結局、ダムはできず、五木村の人たちは、この42年間、翻弄され続けてきたと言わざるを得ません。この例はちょっと大き過ぎるかもしれませんが、できないものに期待を持たせて引っ張ることは、決していいことではないというふうに思います。でも、できない旨を告げたとしても、その地域からそういう要望が上がってきたことは記録にとどめ、もし財政が好転したときにはしっかりと対応していくことも、忘れてはならないというふうに思います。

県行政は常に県民目線で行われるべきだということを、しっかりと認識していただくようお願いいたしまして、もうちょっと時間がありま

すが、質問のすべてを終わります。ありがとうございました。(拍手)

○星原 透副議長 次は、中野廣明議員。

○中野廣明議員〔登壇〕(拍手) おはらいは隣の横田議員にしてもらいましたので、早速、質問に入りたいと思います。

まず最初に、戦後最大と言われる経済危機の本県への影響について質問をいたします。

今回の、低所得者層を対象に発行されたサブプライムローンから端を発した世界的金融危機、何で基軸通貨国、世界の中央銀行の役割を果たしてきたアメリカでこのようなことが起こったのかというのが、本当に私は理解できませんでした。私なりにいろいろと記事を読んだ結果、何となく概要が理解できました。知ったかぶりするわけではありませんけど、質問の祝詞として引用したいと思います。

今回の金融危機は、もとはサブプライムローンであります。サブプライムローンを束ねて住宅抵当証券をつくり、さらに金融工学——これが一番のくせ者だと私は思っているんですけど——を使った金融商品を世界に売りまくったことでもあります。その額は、一時は50兆ドルまで膨らんだそうであります。ちなみに、世界のGDPは約55兆ドルでありますから、その額の膨大さは、ただただ驚くばかりであります。本来は危険な金融商品のはずであります。すべての人が流動性が高いと信じて保有した。その保有者は、金融機関が97%——これは危機を分散するためだそうでありますけれども——金融機関以外が3%、こんな記事がありました。その結果、欧米の金融機関の自己資本不足から金融市場が麻痺、世界経済危機へと発展した、そういうくだりであります。与謝野大臣が、当初は「ハチの一刺し」と言われておりま

した。これは、日本の銀行はそんな証券は余り買っていないということだったろうと思います。最近は、「深刻な影響が」という言い方に変わっております。

ただ、こういう中で、私が何となくいいなと思ったのは、アメリカにもこのような事態を予測し、警鐘を鳴らした人もいたということでもあります。現在、アメリカで6つの過ちということで責任論争がわき上がっているということでもあります。この6つの過ちは、私のホームページに載っておりますから、興味のある方は見ていただきたいと思います。思うに、いつの世にも正論を持っている人がいるんだなど。たまたま正論を持っている人がそういう地位になかったために、今回の世界じゅうを震撼させるような不況になったのかなと思っております。

この金融危機は、日本、中国を初め対米輸出依存度の大きい国に大きな打撃を与えております。日本の自動車産業の売り上げは、70%を海外に依存しているということでもあります。私も当初は、サブプライムローンには宮崎なんかに関係ないと思っておったわけではありますが、本県にもかなりの自動車関連企業が来ております。この際、把握するというのは難しいと思っておりますけれども、今回の不況でこうむった影響をできる範囲で把握し、検証すべきじゃないかと思っております。まず、商工観光労働部長に2～3質問をいたします。

まず、セーフティネット貸付状況トータルと、建設業の倒産状況、保証協会の代弁率。それから、本県の雇用状況、これは失業率、有効求人倍率、派遣切り。そして、新規企業誘致の雇用状況についてお尋ねいたします。

後は質問者席からいたします。(拍手)〔降壇〕

○商工観光労働部長(高山幹男君)〔登壇〕

お答えいたします。

県内のいろいろな数値についての御質問でございます。まず、セーフティネット貸付でありますけれども、平成20年度に不況業種等を対象に創設しました県のセーフティネット貸付の保証承諾額は、昨年末から急増いたしまして、1月末現在で約102億1,900万円となっております。このうち、建設業関係が40億1,100万円余、全体の39.3%を占めております。

次に、平成20年度の信用保証協会の代位弁済額でありますけれども、1月末現在で、前年度同期に比べまして44%増の36億6,900万円余となっております。このうち、約18億8,500万円が建設業でございます、全体の51.4%を占めております。

次に、倒産状況でございますけれども、民間調査会社によりますと、平成20年度の負債額1,000万円以上の倒産件数は、1月現在で、前年度同期に比べまして7件多い93件となっております。このうち建設業は49件、全体の52.7%となっております。

それから、雇用状況でありますけれども、宮崎労働局が2月27日に公表したところによりますと、本年1月末現在では、全国の完全失業率は4.1%、有効求人倍率は0.67倍となっております。また、本県の有効求人倍率は0.43倍でありまして、22カ月連続で対前年同月比を下回る厳しい情勢が続いております。一方、昨年10月から本年3月までの非正規労働者の雇いどめ等につきましては、同じく労働局の発表でございますが、2月18日現在で40事業所、1,908人となっております。

次に、誘致企業の雇用状況ということでございます。20年度の誘致企業が2月末現在で、新

規落地企業件数が22件となっておるわけですが、それに伴う最終雇用予定者数が1,215人となっております。その1,215人が最終雇用予定者数でありますけれども、現在までに660人、54.5%が雇用されている、そういった状況でございます。以上でございます。〔降壇〕

○中野廣明議員 今、代位弁済の状況等を話してもらいましたが、18年度、19年度の増減率を見ますと、64.7%の増ということで、金額は大小ありますが、全国でワースト3まで出てきました。それから、建設業だけで見ますと、18年度、19年度、増減率113%で、全国ワースト2ということであります。それから、セーフティネットは据え置き期間にありますから、まだ倒産というのは出てきていないと思っておりますけど、ことしの4月以降、セーフティネット貸付も出てきますから、この分はかなりいろいろ出てくるんじゃないかなと思っております。ますます宮崎の倒産とか経済指標は悪くなっていくのかな、そんな気がいたします。宮崎の場合は、今回の世界不況と同時に入札改革のダブルパンチかなということで、厳密に今回の世界不況の数値というとり方は難しいと思っておりますけれども、いずれにしても、宮崎は同時にかかなり痛手を食っているのかな、そういう気がいたします。

それでは、知事に再質問をいたします。去年の今ごろは、国富町もいい話ばかりだったんです。誘致企業の増築増員とか、本当にいい話でした。それから、建設業の倒産も増加傾向であります。地域には働く場所がないということでもあります。今、新聞、雑誌等を見ますと、「今後、雇用は農林水産業が云々」とか、いろいろ書いてありますけれども、全国の農林業の求人数は、2月18日現在で1,838人です。全国の農業雇用といっても、宮崎県の派遣切りぐら

いの数字にしかならないということで、今後ますます厳しくなるのかなと思っております。今回の質問等でいろいろ知事の答弁もお聞きしました。私も、知事の宣伝マンとしての成果は、マニフェストの点数が何百点でもオーケーであります。いいほどとられていいかなと思いません。だけど、私はそれだけではどうも物足りない。宮崎県のあるべき姿がよく見えないということでもあります。当面は、この閉塞状況からとりあえずは抜け出すことかな、そんな気がいたします。そこで、知事にお尋ねいたしますけれども、今回の国の2次補正で受けた県の補正予算で、県の経済・雇用効果をどのように考えておられるのか。

○知事(東国原英夫君) 今回、追加提案させていただきました20年度補正予算と21年度補正予算は、先般の1月補正と21年度当初予算と一体的に実施することにより、国の経済対策にも呼応した、切れ目のない対策であると考えております。

まず、平成20年度補正予算の追加分では、国の2次補正に関連する事務事業のほか、国からの臨時的な交付金をもとに、平成21年度以降、1年ないし3年分の事業の財源として、7つの基金で約143億円の積み立てまたは積み増しを行い、平成21年度補正予算は、その基金を活用して、雇用・就業機会の創出のための事業等のうち、まず予算化すべきものについて措置するものであります。

今回造成する基金のうち、ふるさと雇用再生特別基金及び緊急雇用創出事業臨時特例基金を活用した直接雇用に係る事業が、お尋ねの雇用効果に結びつくものと考えられます。その効果は、後年度の事業も考慮しなければならないため、現段階では正確に測定できませんが、仮に

国の設定基準を用いて試算するならば、今後3年間で約3,500人分の雇用を生み出せるものと見込んでおります。

○中野廣明議員 この問題を余り突っ込みますと、自民党の悪口になるかなと思いますので、やりませんが。新聞等では、仮の経済・雇用対策のような感じで出ておりましたけど、3年間の分ですね。基金に積んだりとか、今回3年間で3,500人ということは、既に1年間で派遣切りで1,900人ぐらい、それから建設業の一応雇用保険とったりする人たちが5,000~6,000人おるといふことでありますから、どれだけ足しになるのかな、そんな気がいたします。いずれにしても、基金をまた積み立てるといふことですから、真水の、もうちょっと何とか経済浮揚対策が欲しいなというふうに……。私、以前も経済浮揚対策、公共事業は古いなと思っておったんですけど、やはり今、こういう時期で、田舎に、地域におりますと、やっぱり公共事業の経済浮揚効果というのは大きいんじゃないかなと思います。これから国も2次補正とかどうのこの言っていますけど、とにかく公共事業が、とりあえずは一番、経済浮揚効果が大きいんじゃないかなと、私はそう思っております。ぜひ次は、公共事業を県との関係でいろいろ頑張ってもらいたいと思います。

次に、もう一問。先日、武井議員の質問を聞いていましたら、知事が、今後新たな展開ということをおっしゃられた。そこから先はなかったんです。どうもこれは消化不足で、具体的な策があれば元気が出るのかなと思いますので、新たな展開について、何かあればお尋ねいたします。

○知事(東国原英夫君) 新たな展開は、新エネルギーや農業分野での新たな展開という意味で申し上げさせていただきました。新エネルギ

ーに関しましては、太陽光発電につきまして、メガソーラーの誘致、住宅用太陽光発電システムの普及及び太陽電池産業の集積を今後の柱として、本県がソーラーフロンティアとして太陽光発電の拠点となるよう取り組むほか、農林業分野におけるバイオマス資源の有効活用の促進等にも取り組んでまいりたいと考えております。また、農業につきましては、農業に対する他の産業界からの高まる期待等を追い風として、外食産業や一般企業の農業参入の促進や、産地との連携、さらには農業分野での商品開発・技術開発など農商工連携の推進等に取り組むことにより、宮崎発のビジネスモデルを構築してまいりたいと考えております。

○中野廣明議員 続きは後で、いろいろまた議論させていただきます。

次は、農業政策・所得について農政水産部長にお尋ねいたします。

現在行われております認定農業者制度の経営改善計画の実施状況、例えば戸数とか耕作面積、年齢別従事者数、後継者数と、あわせて耕作面積は計画どおり増加しているのか、お尋ねいたします。

○農政水産部長(後藤仁俊君) 担い手の減少、高齢化が進行する中で、本県農業の重要な担い手であり認定農業者を育成確保することは大変重要でありまして、県ではこれまで市町村と連携しながら、認定農業者のメリットの周知や、認定に必要な農業経営改善計画の策定支援等に取り組んできたところでございます。その結果、平成20年12月末現在で8,840経営体が認定されております。この認定農業者が経営する面積は、平成20年3月末のデータになりますけれども、2万7,478ヘクタールで年々増加しております。県全体の耕地面積の39.4%となって

いる状況でございます。また、営農類型別で見ますと、施設野菜が24%、繁殖牛プラス露地野菜などの複合経営が20%、肉用牛が16%となっております。年齢別では、40歳未満が10%、40歳代が25%、50歳代が41%、60歳以上が24%となっております。

後継者の状況ということでございましたが、認定農業者の後継者の状況につきましては、現在のところ把握しておりませんが、本年から認定農業者へのフォローアップの一環として、認定中間年に当たる3年目及び5年目の認定農業者、約3,700経営体を対象に、農業経営改善計画の達成状況を調査しているところでございます。この調査の中で後継者の有無も調査しておりまして、本年の6月をめどにまとめる予定としております。御理解いただきたいと思います。

○中野廣明議員 実は、認定農業者を初めて耳にしたのは、最初県議になった平成15年かなと思っております。そのときの農政水産部長は、「本県の農業は認定農業者7,000～8,000戸でやっていく。毎年2,000人ぐらいが離農して、200人ぐらいが就農する」、そういうことでありました。ただ、地元でいろいろ話を聞いていますと、この数だけを数合わせみたいに挙げているような形で、認定農業者になっているから安心・安全だとかいう話じゃない。いろいろ市町村を通じたりしてふえているなど。耕作面積がふえているのは、数がふえているからふえているんじゃないか、そう思うわけです。認定農業者の後継者は統計なしということですが、これは、今のところはそれが主体になっていますから、ぜひそこまではしっかりとるべきだと思います。

次に、集落営農制度の内容と年齢構成につい

て、簡単に農政水産部長にお尋ねいたします。

○農政水産部長（後藤仁俊君） 県では、小規模農家や高齢農家なども参加して、集落の話し合いに基づいて将来ビジョンの作成や土地利用調整などを行う集落営農について、平成21年度までに100組織を目指して推進しているところであります。その結果、平成20年12月末現在で、95の集落営農組織が設立されており、関係集落数が約260集落、農地面積が約1万ヘクタール、構成農家数が約1万2,000戸となっております。また、その取り組みにつきましては、北諸県・西諸県地域における、大豆など転作作物や加工原料野菜の大規模経営、東白杵地域における茶園等の作業受託など、それぞれの地域の特性を生かした活動が展開されております。

○中野廣明議員 年齢構成を聞いたわけですが、考えてみれば、高齢者が多いから集落営農ということになっているのかなと思っております。

次に、品目横断的価格補償制度の実施状況を質問いたします。

○農政水産部長（後藤仁俊君） 平成19年から始まりました品目横断的経営安定対策は、平成20年からは水田経営所得安定対策に変更されましたが、本対策は、認定農業者などの担い手を対象に、米、麦、大豆などの農産物について収入の減少があった場合などに交付金を交付し、経営の安定を図るものであります。平成19年には、米を中心に1,063経営体が加入し、およそ1億4,000万円が交付されたところであります。また、平成20年には、加入要件について市町村特認制度が設けられたことなどによりまして、前年を大きく上回る1,513経営体が加入しております。

○中野廣明議員 品目横断的価格補償制度、本当に鳴り物入りで国が出したものですけれど

も、私に言わせると、こんなの絶対、宮崎じゃだめだなと思っております。私も知らないうちに名前も変わっております。今、交付金1億4,000万ということですけど、1戸当たりにならしますと20万円ぐらい、大した金額じゃないです。そういう大したことの無い制度であります。

次に、価格安定対策、10アール当たりの価格補償制度について、簡単でいいですから。

○農政水産部長（後藤仁俊君） 野菜価格安定制度は、野菜生産出荷安定法に基づきまして、野菜価格が低落し、保証基準額を下回ったときに、その差額の一定割合が、国、県、生産者等で造成した資金から生産者に対して補てんされるもので、農家経営のセーフティネットとしての役割を果たしているところであります。ちなみに、農家1戸当たりの平均交付額では、品目によっても異なりますが、ピーマンを例にとりますと、平成18年度は26万2,000円、平成19年度は15万9,000円となっております。

○中野廣明議員 私の言いたいのは、せっかくこういうのがありますけれども、去年のような燃油高騰などがあった場合は全然反映できない。そして、9年間とか、平均売価の補償ですから、同じことを毎回繰り返していますけれども、1戸当たり26万円とか交付しても、農業者にとってはセーフティネットにもならない、そういう制度だということを私は言いたいわけがあります。

次に、同じく農政水産部長にお尋ねいたします。今回、国の政策で、耕作放棄地の状況、耕作放棄地の解消策がいろいろ出されておりますけれども、耕作放棄地の解消策はどういうものか、それから国富町の調整区域内の耕作放棄地面積はどれぐらいあるか、お尋ねいたします。

○農政水産部長（後藤仁俊君） 本県の耕作放棄地面積は増加傾向にございまして、2005年農業センサスでは4,685ヘクタールと、5年間で240ヘクタール増加しております。また、本年度、農業振興地域を中心に実施しました耕作放棄地全体調査では、2,904ヘクタールの耕作放棄地が確認されております。耕作放棄地の解消につきましては、20年度に、みやざきフロンティア農地再生事業を創設しまして、すべての市町村にプロジェクトチームを設置するとともに、補助率の高い国の事業を活用し、竹やぶ等の伐採や老朽ハウスの撤去などの再生整備を進めております。今後とも、実態の把握に努めるとともに、市町村、関係団体と一体となって、新たな発生の抑制や再生整備の推進を図りまして、本県農業の経営資源である優良農地の確保、継承を図ってまいりたいと考えております。

それから、国富町の実態でございしますが、本年度の耕作放棄地全体調査の結果から、国富町内には73ヘクタールの耕作放棄地が確認されております。なお、本調査で作成しました耕作放棄地の地図から判断しますと、そのうち19ヘクタールの耕作放棄地が市街化調整区域内にあると報告を受けております。

○中野廣明議員 今回、国の耕作放棄地解消策が出たわけですけど、もど返すのはいいけど、その後どうやって、まただれが耕すか、最終的にまた無駄なことをしているな、そういう気がするんです。農業センサスと今回の農業振興地域での調査ですから、比較がちょっと違うかなと思います。この件については、改めてしっかり数値が出た中でまた議論していきたいというふうに思っております。

それから、毎度毎度、調整区域のことを言っておりますけど、まだ私、覚えているんです。

知事、1年前でしたか、忘年会か何かの席で、「中野さん、調整区域は5～6人の話じゃ、ちょっと無理ですよ」というようなことを言われて、まだ頭に残っているんですけど、実は国富町もこんな感じ。これは高台の町の中に入り込んでいるんです。これは、法律で言っている定義とは全然違うようなところなんです。約30人かな、3ヘクタールの人たちが何とかしてくれという話で来ておりますけれども、隣までブロック塀が来ているんです。水道も来ていけば水も来ている。ただ、45年前は農地でよかったです。それから今のような状況になって、市街化区域の中に農地のほったらかしが出てくる、そういうことになるわけでありまして。こういうところの変更できれば、地域の工務店さんとか、まだまだ経済効果が出てくると思います。今、私は国富町だけのことを言っていますが、旧宮崎郡（清武、田野、佐土原）、そしてこれが入っているのは日向市、延岡市、それと門川町ですか。何度も言いますが、都城はみんな政治力で取っ払ったわけなんです。こんないかげんな法律でもって縛られて、国有化されたのと同じだと思っているんです。この中身については今後また——今の私が言っているような土地が耕作放棄地の解消のところに入っているかどうか。恐らく入っていないと思うんです。ここは斜面の畑ですから、入っていないと思います。そこでもう一回、議論したいと思っております。

次に、新規就農者について農政水産部長にお尋ねいたします。昨年の農業従事者は、全国で300万人を切った。65歳以上が60%、こんなことはわかり切った数字でありますけど、こういう記事が目につきました。新規就農者の状況、就農数ですね。それから、新規参入者に対する

所得説明、新規参入者に対してどのような支援策があるか、お尋ねいたします。

○農政水産部長（後藤仁俊君） まず、最近の新規就農者の状況についてでございますが、近年の新規就農者数は、平成17年が239名、平成18年が243名、平成19年が190名となっております。平成19年につきまして就農形態別に見てみますと、法人就農者が38名、自営就農者が152名となっております。自営就農者の内訳は、学校卒業後、直ちに就農した者が45名、学校卒業後、研修を経て就農した者が9名、農家出身で他の職業を経て就農した者が80名、非農家出身者で新たに参入した者が18名となっております。また、経営類型別に見ますと、施設野菜が58名と最も多く、次いで露地野菜が39名、肉用牛31名の順となっております。

次に、就農相談の状況でございますが、就農相談につきましては、県の就農相談の総合窓口である社団法人の宮崎県農業振興公社と各地域の普及部門を中心に、関係機関・団体と連携をとり、専門の相談員等による面談等を実施しているところでございます。この面談等におきましては、就農の動機や希望する経営形態等を確認するとともに、品目別の具体的な収支状況、経営初期の所得確保の難しさ、技術習得や資金確保の必要性等を十分説明するなど、きめ細かなアドバイスを行っております。

それから、新規参入者に対する支援策であります。新規参入者が円滑に就農するためには、実践的な研修を通じて農業経営に必要な知識・技術を習得することが大変重要であります。このため県といたしましては、1年間の県立農業大学校のみやざき農業実践塾における基礎研修や、農業法人、先進農家等における実践研修について支援を実施しているところでござ

います。さらに、21年度から、就農希望者の研修を受け入れた農業法人等に研修生1人1カ月当たり9万7,000円を最長で12カ月間助成する、国の「農の雇用事業」が開始されることから、本事業を活用して、新規参入者の技術習得を支援してまいりたいと考えております。今後とも、市町村、JAなど関係機関・団体と連携を図り、新規就農者の育成確保に努めてまいりたいと存じます。

○中野廣明議員 今、農業、就農、いろんな話題になっています。いいことだと思いますけど、やっぱり実態は正確に伝えるべきだと思います。私がここで言うとマイナスになりますから、言いませんけど、大根をつくってもニンジンをつくっても、かなり厳しい。今、農業で専業でいくのは、施設ハウスです。これはかなりの技術が要ります。私が国の制度で初めて賛同できるのは、この1年研修であります。1年間かかればひとり立ちできると、私は思います。ぜひこの1年研修の分を積極的に進めてもらいたいと思います。

最後に、知事にとまったんですけど、今回、部長さん方、5～6人おやめになります。農政水産部長もそうですけど、彼の場合、いろいろ精通しておって、自分の持論を言うのが得意ですけど、どうも農政水産部長になると国の政策を批判するようなことは言えないような感じで、うっぷんがたまっているんじゃないかと思いますが、最後に農政水産部長、もう責任ないから、思い切って答えてください。

今、国の農業政策の現状というのは、衰退産業だと思うんです。あえて今、いろいろわかり切ったことを聞きましたけど、こんなのはみんな延命措置だと思っているんです。自給率を50%に上げるとか言っていますが、それじゃだ

れが生産するのか。自給率50%。国民みんな、飯を1杯食うところを2杯食えという話じゃないでしょうし、輸入の量が減らない限りは自給率は上がらぬ、単純にそう思っております。何で後継者が育たないのかというと、私がいつも言っているように最終的には所得であります。この間、新聞に、新潟県が米農家への独自の所得補償を行ったということであります。新聞情報ですから、そんなにわかりませんが、新潟は、米農家、大規模農家の人たちが20町とかつくっても、平均サラリーマンの収入にならないということで、400～500万円に届かないところを補てんするということのようにあります。鹿児島も酪農安定基金は独自の基金ということでありました。

そこで質問でありますけれども、全国一律の国の農業政策では、衰退の一途をたどっているだけだと思っているんです。もうそろそろ県独自の対策を検討すべきじゃないかと思いますが、農政水産部長に、最後に質問いたします。

○農政水産部長(後藤仁俊君) 農業を取り巻く経営環境は、現在、原油や配合飼料の価格高騰を初めとしまして、外的要因によるコスト増など、産地努力だけでは解決が難しい状況にございます。こうした中で県の独自の政策ということでございましたが、農家所得の向上を図るためには、これまでの生産拡大、コストの低減、ブランド・流通販売等の対策を柱に、さらに、あらゆる分野の人・技術との連携、生産基盤であります農地のフル活用等により、収益性の高い生産構造に転換していくことが必要であると考えております。私も、農業の現場を見させていただく機会に恵まれておりますが、こういう厳しい経営環境のもとでも利益を確保しておられる生産者の皆様には、高い経営理念と、状

況変化に対応して現行の補助事業等を最大限活用する創意工夫が随所に見られております。農業の持続的発展は、こうした人材をいかに確保するにかかっているというふうに思います。本県の農業の将来を担う意欲ある経営者を支える観点から、価格・所得補償等のセーフティネットの確保と並行して、再生産を促す下支えとなる投資のための行政支援は大変重要だと考えております。今後とも、本県農業の実態を見きわめながら、魅力ある宮崎の農業を実現するための適切な支援策を検討してまいりたいというふうに存じております。

○中野廣明議員 どうもありがとうございます。

今、盛んに農商工連携という言葉が出ております。私は、これを聞くたびにうんざりするんです。農商工連携といえども、実態は新商品開発なんです。今までは産学官連携と言ってきたんです。整理してもらいましたが、同じような事業がこんなにあるんです。ただ看板のつけかえか色の塗りかえ、産学官の「学」と「官」を抜いただけで、実際は農商工だけでできるはずがない。やっぱり工業試験場、大学等が入ってやらない限りはできないんです。それをまた騒ぎ立てているけど、私は大した評価はしていません。ぜひ独自のやり方等を含めて頑張りたいと思います。

時間の関係で質問順番をずらしますけれども、知事に一般競争入札導入結果等についてお尋ねいたします。今からする質問は、実は去年の今ごろ雑誌に載っていたものです。去年の今ごろやろうかなと思ったけど、余りくだらんかなと思ってやめたんです。しかし、この1年見ていると、どうも建設業の倒産がとまらない。それで、再度質問するわけですけど、知事

はこういうことを言っておられるんです。「宮崎1県で5,000~6,000社の業者数は多過ぎる。その1割ぐらいの淘汰が必要だが、リング外に出ざるを得なくなった業者のフォローをしていかなければならない」、これは去年の2月28日の「ダイヤモンド」。真意を知事にお伺いしたいと思うんです。

○知事(東国原英夫君) 本県の建設投資額というのは平成5年度をピークに、平成19年度には半減しております。一方、建設業者数は約1割減となっており、今後も建設投資の増加は期待できないことから、業界の再編等が進むことが想定されるため、その対応を十分に行っていく必要があると考えたものであります。建設産業は、社会資本の整備や災害時の緊急対応はもとより、地域の経済と雇用を支える重要な産業であります。このため、建設産業対策を重点施策に位置づけ、建設業に軸足を置きながら、新分野進出など経営基盤の強化に積極的に取り組む業者を重点的に支援しますとともに、総合評価落札方式の拡充など、入札制度改革も並行して実施することにより、地域に密着した技術と経営にすぐれた建設業者が伸びていける環境づくりに、引き続き努めてまいりたいと考えているところでございます。

○中野廣明議員 御丁寧にありがとうございます。宮崎県は業者が多いというのは一般的に言われておったんです。一般競争入札にするときにも、そういう理由づけがありました。恐らく知事は、土木部からそういうレクチャーを受けられたんじゃないかなと、これは私の考えです。ただ、これは、人口で見れば、宮崎みたいなところは必ず多目になってくると思います。人口で見るか、それぞれ考え方はあると思いますが、土木なんかは、災害とか山とかあるわ

けですから、やっぱり総面積当たりで見ると、全国的に見ると、全国で37番目ぐらいになるわけです。それと、建設業が多いとか少ないとかいっても、全体で今5,000~6,000社、会員数が600ぐらいですか、県の工事をとっている企業というのは500~600社ぐらいしかないんです。あとはみんなそれぞれ頑張っていて、民間活力で頑張っているわけです。私は、こういう考え方というのがもし知事の頭の中にあれば、やっぱりチェンジしてもらいたいなと思っております。

次に、県土整備部長にお尋ねいたします。平成18年度、19年度、20年度末の建設業の倒産件数、離職者数はどうなっているのか、お尋ねいたします。

○県土整備部長(山田康夫君) まず、建設業の倒産件数についてであります。民間の調査による負債総額1,000万円以上の倒産件数は、18年度は33件、19年度は52件、20年度は1月までの数値になりますが、49件となっております。

次に、入職者数及び離職者数についてであります。宮崎労働局調査による短時間労働者を含む雇用保険の取得者と喪失者の人数を見ますと、18年度は、入職者が5,578人、離職者が5,678人、19年度は、入職者が5,530人、離職者が7,251人、20年度は、1月までの数値でございますが、入職者が3,933人、離職者が5,305人となっております。

○中野廣明議員 この倒産件数というのは、負債総額1,000万以上の倒産件数なんです。それ以下を見ますと、まだふえているかなど。後でその部分を言いますが、毎年毎年、ことしも対前年比、1月末でありますけれども、ほぼ去年に近い数字が出ております。もうそろそろ打ちどめにしないと、雇用の場を含めて、地域はまず

まず疲弊するんじゃないかと思っております。

次に、また県土整備部長にお尋ねいたします。地域企業育成型評価落札方式、去年の新規事業でありますけど、やっと1月から試行であります。この事業だけは、とりあえず今の段階では、地域の企業者の中からは本当にいい制度だと言われておる。ただこれだけです。簡単に制度、内容を説明してください。

○県土整備部長(山田康夫君) 地域企業育成型の総合評価落札方式につきましては、小規模工事を対象に、技術力や地域貢献度の高い地元の建設業者が受注しやすい環境を整備することにより、地域企業としての建設産業の育成を図ることを目的として、新たに導入したものでございます。この地域企業育成型につきましては、入札参加者と発注者双方の事務量軽減、あるいは入札公告から開札までの期間短縮を図るため、評価項目の簡素化や電子入札システムの活用による手続の簡略化を図るなど、本県独自の方式として試行を開始したところでございます。

○中野廣明議員 ぜひ、この分は早目に、来年も含めてしっかり周知方お願いしたいと思っております。

続きまして、県土整備部長。特別簡易型総合評価落札方式の中で、地域貢献については、それぞれ公共三部、農政水産部、環境森林部、県土整備部で違うわけです。業者は非常に戸惑っております。何で建設業者だけにこういうのを強いらんといかんのかと思うわけです。これは、同じ県の工事をやっているわけですから、私は統一すべきだと思うんですけど、代表して県土整備部長。

○県土整備部長(山田康夫君) 特別簡易型につきましては、企業の技術力、地域社会貢献

度、配置予定技術者の能力の3つの視点から評価を行ってありまして、基本的には、この3つの視点については公共三部で統一いたしております。このうち地域社会貢献度については、ボランティア等の実績を評価することとしておりますが、環境森林部及び農政水産部におきましては、その中で、例えば森林づくりボランティア活動、農地・農業用水等の資源保全活動の実績など、それぞれが所管いたします分野の特性に応じて別項目を設定しているところでございます。以上でございます。

○中野廣明議員 ボランティアなんかを建設業だけに何で強いるのかなど。税金で給料もらっている人たちも、みんな位置づけていいんじゃないかなど、私は思うんですけれども。最後、答えになっておりませんが、ぜひ業者の立場も考えて、しっかり検討していただきたいと思っております。

それから、最低制限価格について、県土整備部長。お手元に配付しております「九州各県入札制度の状況」、本県が83.3%ということで一番低いわけでありまして。県は、建設業の技術力強化とか、経営体質の強化とかいう方針ですけれども、そういう面から見て、この表をどのように考えているか、お尋ねいたします。

○県土整備部長(山田康夫君) 現在の本県の落札率は、九州管内を見ますと一番低いという認識をしております。建設投資の大幅な減少、あるいは一般競争入札の拡大によって競争性が高まっていることによるものと考えております。これらに加えて、景気の急速な悪化等もありまして、建設産業が極めて厳しい経営環境に直面しているということは十分認識いたしております。私どもとしまして、このままではいけない、何とかしなければいけないという

ふうに思っております。県といたしましては、建設産業の実情に応じたきめ細やかな支援に努めますとともに、入札・契約制度についても引き続き、いろんな御意見をいただきながら、制度の検証、見直しを行ってまいりたいと存じます。

○中野廣明議員 きめ細かな指導はいいんですよ。とにかくしっかり中身を、正当な利益が出るような枠組みをつくる、私はそれが一番必要だと思っております。

最後に、知事にお伺いいたします。この数字を見ますと、代位弁済、ワースト2になりました。それから、21年1月現在ですけれども、ことしの数字は、日本全体比較できませんけど、1月までに全体で474件、代位弁済額が37億円、対前年比144%。474件の企業者、中小企業を含めた人たちが代位弁済を受けているということでありまして。そのうち建設業を見ますと、ことし203件、先ほど部長が答弁したのは1,000万円以上の企業でありますから、このうちで見ますと建設業が203件、代位弁済をしてもらっている。19億円になります。前年比でいきますと177%、全体の51%を建設業者が占めているわけです。こんなことをしておいていいのかなど。203件は、代位弁済を受けるといことになりまして、銀行の取引がなくなりますから、ほぼ倒産というふうに見えていい数だと私は思っております。そういうことを含めて知事、進むも地獄、引くも地獄か、わかりません。進むも勇気、引くも勇気だと私は思いますけど、落札評価方式、対象予定価格の2,000万円を、やはりもうちょっと最低価格も含めて見直ししないと、今の不況も含めてダブルパンチで、知事のマニフェストだけは85点になっても、実態はまだぐっと下がるんじゃないかと思うんですけど、

最後に知事の答弁をお願いいたします。

○知事（東国原英夫君） 地域企業育成型の総合評価落札方式については、小規模工事を念頭に、技術力や地域貢献度の高い地元の建設業者が受注しやすいよう配慮した本県独自の方式であります。現在、試行状況を検証しながら、来年度の取り組みについて、対象予定価格の引き上げも含めて検討を行っているところであります。また、最低制限価格については、一昨年10月に引き上げを行ったところでありまして、全国的には遜色のない水準となっておりますが、建設投資の大幅な減少や、一般競争入札の導入による競争性の高まりに加えて、昨今の経済情勢等により、会社の経営は非常に厳しい状況であると認識しておりますので、国や他県の状況も見ながら、どのような対応ができるのか、引き続き検討してまいりたいと考えております。

○中野廣明議員 他県の状況を見れば、宮崎県が一番厳しいということはおわかりだろうと思います。勇気を持って早急な対応をお願いして、一般質問を終わります。どうもありがとうございました。（拍手）

○星原 透副議長 以上で午前の質問は終わります。

午後は1時再開、休憩いたします。

午前11時47分休憩

午後1時0分開議

○坂口博美議長 休憩前に引き続き会議を開きます。次は、松田勝則議員。

○松田勝則議員〔登壇〕（拍手） 愛みやざき、松田勝則です。^{たかまのはら}「高天原に^{かむづま}神留り^ま坐す。^{かむろぎかむろみのみこと}神漏岐神漏美之命以ちて」というのが祝詞でございますけれども、確かに、日本最古のこの文章の中に日向の国の地名が入っていることは立

派だなど思っております。「鶴戸さん参りは春三月よ」と歌われました、この3月を迎えました。私も、延岡から、また各地からお越しいただきました方々、県民の方々と一緒にシャンシャン馬に乗ったつもりで、きょうの質問の場に臨みたいと思います。よろしくをお願いいたします。

まず、県民サービスの向上について伺います。

この質問を設定しておりましたが、そのほとんどを割愛させていただきまして、知事がよく提唱していらっしゃる、日本一というものの取り組みについて伺います。行政サービスの満足度、日本は21カ国中20位。国際的なコンサルティング会社が2月19日に発表した各国政府の顧客サービス成熟度調査2008によると、日本の行政サービスに対する市民の満足度が極めて低いということが浮き彫りになりました。ポイントは2つです。1つ、利用者ニーズに応じたサービスを望む声に対応できていない、2つ、顧客サービスに市民の声が反映されていない、と感じていることが原因のようです。「満足度の高いサービスを実現するためには、例えばサービス設計段階から市民の声を聞くなど、市民の声を反映するメカニズムを強化していくのが有効」と報告されています。「よりよい生活の提供という点で、あなた方は今の行政に満足していますか」という問いに対し、満足回答は日本が12%で、21カ国中何と20番目、不満回答は49%に上りました。最も満足度が高かったのはシンガポールでした。回答者の59%が満足と回答いたしました。

ここで重要なポイントは、行政と市民の意思疎通です。「行政は十分に市民に意見を求めていますか」という問いに対しまして、日本の回

答者のうち23%が「十分に求めている」と回答しましたが、「全く求めていない」あるいは「余り求めていない」との回答が49%でした。今回の質問は、この「行政が市民に求めているか」というポイントに焦点を当てて伺います。

知事のマニフェストに関しましては、今回の議論でもかなり皆さん方からお言葉が出ておりますが、知事ではなくて、部局のマニフェストがございます。私は、部局マニフェストは知事マニフェストと同時に立ち上がったものかと思っておりましたが、その前に部長マニフェストとして、既に宮崎県内では実行しておられたということです。各部局長が、組織の長としてマネジメントを責任感を持って強く行政の任に当たる目的とした部局マニフェスト、平成19年度の報告書によりますと、達成率は91.3%ということでした。この部局マニフェストについて、知事の御感想を求めます。

以下、自席にて質問させていただきます。

(拍手) [降壇]

○知事(東国原英夫君) [登壇] お答えいたします。

部局マニフェストについてであります。厳しさを増す財政状況の中で、本県の持つ潜在力を生かし、活力のある県政運営を進めていくためには、人材や財源など限られた経営資源を有効に活用していくことが大切であります。このようなことから、各部門を統括する部局長がマネジメント意識を強く持って組織運営に取り組むことを目的に、部局マニフェストを実施しております。この取り組みによりまして、県庁の組織としての力が引き出され、また高められているとともに、新みやざき創造計画に基づく施策の効果的な推進が図られているものと考えております。以上です。 [降壇]

○松田勝則議員 組織力が高められ、また施策の効果的な推進というお言葉をいただきましたが、その中で、部局ごとに何か一つ日本一にチャレンジする、このような目標を立てたらどうかと思います。知事、いかがでしょうか。

○知事(東国原英夫君) 御提案のありましたことにつきましては、各部局長のチャレンジ意識を高めるための方策の一つではありますが、部局マニフェストは、新みやざき創造計画に基づく施策を推進するに当たっての、毎年度の職務目標を設定しているものであります。設定に当たりましては、年度当初に私と各部局長が意見交換を行い、当年度の重点的に取り組むべきものについて、できる限り高い目標となるように努めているところであります。今後とも、部局マニフェストにつきましては、工夫しながら、効果が上がるように取り組んでまいりたいと考えております。

○松田勝則議員 知事の就任から今日までの2年間の活動、とりわけ本県からの情報発信は、地鶏やマンゴー、そしてキンカンを、地方のマイナーのお土産から全国区の商品へと売り出しました。宮崎に来る観光客の、ぜひとも県庁に寄ってみたいという心境を駆り立たせております。過去の県議会では、東別館の県産品売り場の販売額向上対策が何度も議論されておりますが、知事がかわっただけで大盛況になりました。知事の頑張りは、県政のトップリーダーだから当然だといたしましても、各部局もこれと同様に、各部局長をトップにして、何か日本一を目指す気概が欲しいのです。どうしても、新たな予算措置を必要とする事業というのが念頭にあるのかもしれませんが、そのようなものを私は求めているわけではありません。今取り組んでいらっしゃる各種の事務事業の中で、加入率

の向上を図らなければいけないもの、あるいは受診率の向上を図らなくてはいけないもの、収納率の向上を図らなくてはいけないもの、あるいは事柄の発生を抑えなければならぬものなど、取り組んでいるものは多岐にわたろうかと思えます。そのうちの一つ一つを各部局で議論をセレクトして、みんなで日本一を目指すチームワークを整えて、挑戦してほしいというふうに考えました。各部局長のマニフェストも悪くはありませんが、全国に向かって自慢できる、あるいは誇れる何かを目指してみたいかがでしようか。例えになります。日本一の高さの山は、だれでも知っている富士山ですが、2番目の山はとなると、ほとんどの人が知らないという状況です。日本一とは、それほどすばらしいことだと認識しております。ナンバー1が無理でありましたら、オンリーワンでもいいと思えます。知事の名前にぶら下がる県の行政組織ではなく、知事をかき立たせるような意識が欲しいことを熱望し、この場の質問を終わります。

続いて参ります。先日の代表質問の中で、たまたま、宮崎駅構内の若者のマナーについての指摘がありました。私も毎日、日豊本線、とりわけ普通列車を使って通勤しておるわけですが、日豊本線の利用者から、乗客のマナーに対する苦情などが上がっていると聞きます。どのような声が上がっているか、お聞かせください。県民政策部長、お願いいたします。

○県民政策部長（丸山文民君） 日豊本線にかかわる苦情でありますけれども、「県民の声」や電話等で、さまざまな意見が寄せられております。そのほとんどは、車両やダイヤに関するものであります。乗客のマナーに関しましては、毎年、県がJRに対して要望活動をしますが、その過程で、市町村あるいは関係団

体等から意見を伺っております。その中で、「マナーの悪い乗客がおる。何とか指導してほしい」ということがあるのは事実であります。以上であります。

○松田勝則議員 乗客のマナーが悪いという話の中で、今出ましたように、高校生の列車内でのマナーが悪いと聞いております。県は、このことについて実態の把握をしていらっしゃるか。また、今後、高校生の列車利用時のマナー向上についての対応をお聞かせいただきたいと思えます。

○教育長（渡辺義人君） 高校生が列車等の交通機関を利用する際のマナーにつきましては、教育委員会及び県警、JR、県内各地の高等学校連絡協議会などの関係機関で、「高校生のマナー向上推進協議会」を組織し、情報交換や実態把握に努めるとともに、教職員や警察官等が実際に乗車をして実地で指導しているところがあります。昨年行った実地指導では、列車の出入り口付近に座り込んだり、荷物を置いて座席をひとり占めにするなど、公共のマナーに欠ける面が見受けられたところでもあります。県教育委員会といたしましては、今後とも、定期的に実地指導を行うなど、関係機関との緊密な連携を図りながら、「公共心」や「他人を思いやる心」の啓発を進め、高校生のマナー向上に取り組んでまいりたいと思えます。以上です。

○松田勝則議員 高校生のマナーに関しましては、私どもが同じ高校生の時分ですと、車内のマナーの悪さの筆頭は、喫煙であったかのように思っております。今、そのような姿は見なくなりましたが、日豊本線、特に私は延岡までの上り便になりますが、宮崎駅を発する15時から18時台の汽車、特に一般電車の普通車両は、高校生が席を占領しておりまして、高齢者の

方、また身体に障がいを持っておられる方々が座れることがまずありません。私たち大人が声をかけると、不承不承、席を譲ったりするんですが、それでもなお、寝たふりですとか、あるいは荷物を置きっ放しで席の占領という姿が間々見られます。

先ほど教育長からありました「高校生のマナー向上推進協議会」の中での提案で、JRが車内放送をされるようになったということですが、車内放送は、私が見る限りでは何ら役に立っておりません。車掌が回って来られるときに声をかけられると、何とか数人の生徒が動くかなという状況かと思えます。「おもてなし日本一」を提唱している宮崎県におきまして、この普通電車で観光客が乗り合わせるということは余りないかと思うんです。しかし、毎日使っているらっしゃる市民の方々、特に今申し上げました高齢者、身体に障がいを持っていらっしゃる方々が座れないという状況は、看過できないことであると思えます。かといって、それに何ら具体的に施策が打たれているとは思いません。

知事に伺います。マナー向上について、知事が何かできることはないか。これは、あえて知事に聞くことはないかと思うんですけれども、知事にあえて伺いたいと思えます。日豊本線の乗客マナーの向上が必要と思えますが、知事はどうお考えでしょうか。

○知事(東国原英夫君) 列車内での乗客マナーについては、JR九州さんにおいても御努力をいただいております、車内アナウンスでの呼びかけはもとより、時には、社員が乗り込んで、座席の譲り合いや携帯電話の適切な使用のお願いをされていると伺っております。また、特に学生の場合は、学校に連絡したり、先生に車両に

乗り込んでいただいて指導を行ってもらうといった対応をされているようであります。マナーの問題は、他人に対する思いやりの心の問題であります。特に子供たちの教育において非常に大切なことでもありますし、私たち大人も常日ごろから範を示さなければいけないことだと思えます。列車内での呼びかけについては、引き続き、JR九州に対応をお願いしたいと思えますが、思いやりの心というのは、「おもてなし日本一」の宮崎づくりに欠かせないものでありますので、あらゆる機会を通じて、その醸成に努めていかなければならないと考えております。

○松田勝則議員 私から知事に提案なんです、車内アナウンスで知事の声を使ってはどうかと。それも毎日同じ声ですと、すぐ飽きてしまいますので、週が変わり、日が変わりという形で、知事から何か、列車を使う児童生徒に対して車内アナウンスを流されてはどうかと思えます。要望にとどめておきます。

続きまして、育児支援について伺います。

少子化が深刻化している中、子供に関する事件や事故が連日報道されております。本県でも昨年はこんな事件がありました。泣きやまなかったからと、生後11カ月の赤ちゃんが左足に全治2カ月の骨折を負わされた事件。また、3歳の男の子が布団に投げ落とされてクモ膜下出血で死亡するという事件。決してよその話ではなく、この宮崎でさえ、このような悲劇が起こっています。悲しさを乗り越えて憤りを感じる事件です。児童虐待に関しまして、全国の児童相談所の対応件数は、調査開始の1990年から毎年増加を続けております。2年前、平成19年度には、4万639件と初めて4万件を超えたと報告されております。ちなみに、同年の宮崎県の

対応件数は195件、九州管内では、大分県の527件、熊本の320件と比較すれば目立たない数字ですが、本県の人口や県民性からかんがみれば、決して少ない数字ではないはずです。

子供への虐待は、行政や関係機関による対応だけでなく、家族や近所、地域の身近な方たちのコミュニティと連携があつて初めて、未然に防ぐことができるかとされています。早期発見、これこそ子供たちのかけがえのない命を守ることができるとうたわれております。そのために厚生労働省は、「こんにちは赤ちゃん事業」というものを創設しました。私もこの歌を聞いて育った世代ですが、この事業のかなめは、家庭訪問をしましょうということです。

「お母さんから見て、赤ちゃんの発育は順調ですか」「赤ちゃんのおっぱいやミルクの飲みはいかがですか」「育児をしている中での気持ちを教えてください」「今まで乳幼児健診を受けましたか」「心配なことや相談したいことはありますか」などなどの事項を、お母さんに一人一人伺ってまいる根気の要る作業です。

厚生労働省の社会保障審議会専門委員会の報告によりますと、「虐待によって死亡した子供は、ゼロ歳児が4割を占めている。被害を防ぐには、生後早い段階から対応することが重要」と指摘されております。同事業の創設は、児童虐待の実態を踏まえた適切な対応策であり、一層の普及が求められておりますが、平成19年度の訪問率は本県は33.3%、全国でワースト1です。では他県はどうかと見ますと、1位の石川県は100%、九州管内ですと、全国3位の長崎県で95.7%という結果も出ております。本県は、なぜにこの実施率が低いのか、また、この事業の趣旨を県はどうとらえているのか、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（宮本 尊君） 全戸訪問事業、いわゆる「こんにちは赤ちゃん事業」ですが、これは、生後4カ月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、育児に関するさまざまな不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境等を把握し、助言指導を行うもので、平成19年度に国が創設したものであります。本県における実施率が低い理由としましては、実施主体である市町村において、従来から新生児の健康管理を目的とする訪問指導等が行われていることから、この事業の必要性が十分に理解されなかったことや、事業実施に当たり体制が整わなかったことなどが考えられます。県としましては、この事業は、児童福祉や母子保健等の関係機関が連携して支援の必要な家庭に対する適切な支援につなげていくものであり、乳児がいる家庭の不安や負担感を軽減し、ひいては児童虐待の発生予防にも資する有意義な事業であると考えております。

○松田勝則議員 御答弁ありがとうございます。事業の実施率向上につきまして、今後どのように取り組まれるか、お聞かせください。

○福祉保健部長（宮本 尊君） 国において、今年度中に事業のガイドラインを策定予定ですが、現在示されております案の中では、具体的な実施方法や人材の研修、関係機関との連携などが盛り込まれておりますので、県としましては、市町村に対して、その内容の周知を図るとともに、担当職員への研修や情報提供を行うなど、市町村への支援を行い、事業実施の促進に努めてまいりたいと考えております。

○松田勝則議員 今、部長がおっしゃったガイドラインは、3月末に公表の予定だそうですが、担当は市町村になるわけですが、

ひ、市町村と連携をとり、この重要な訪問事業を推進していただきたい、このように思います。

続きまして、飛ばして参ります。県北の道路事情について伺います。今や県北、なかんずく延岡の問題は、道路整備と県立延岡病院の医師確保の2つに尽きるの感があります。東九州自動車道の開通は、九州において高速自動車道路整備網に取り残された私たち県北住民にとりまして、高速時代がようやく現実のこととして見え始めようとしており、喜びはひとしおです。しかし、依然、県北の道路整備の遅さが目立ちます。「県土の均衡ある発展」が県政のスローガンであることは言うまでもありません。

さて、県南と県北の各事業所管内の国道、県道の改良率を比較してみました。都城を100としたときの各地の指数は、国道では、延岡68、日向57.1、西臼杵が53.9、県土の均衡どころか、都城の半分といった状態です。次いで、一般県道では、延岡は52、日向44.1、西臼杵35.9。毎回、同じことを返答、御答弁いただいております。地理的な理由や歴史的背景もあるでしょうけれども、仕方がないでは引き下がっておれないというのが、私たち県北に住む者の声です。毎回のよう、県北選出議員が道路事業のおくれを訴えますが、今回は延岡市内3カ所の道路工事について伺います。

1つ目に、オリンピックロードと称されている県道岩戸延岡線の改良について伺います。水量豊かな清き流れの祝子川に沿いまして、延岡市中川原町から高千穂町岩戸をつなぐ延長59キロの県道岩戸延岡線、産業道路として、また観光道路として、その風光明媚な道路は地元から大変期待をされております。実際は、カーブと、離合もままならない狭い区間の連続で、早期の

拡幅改良が20年も前から叫び続けられている道路です。また、山間部(いきいき集落)の向上のためには欠かせない道路ですが、沿線住民は、もう20年、30年この方、整備の促進を懇願してきました。とりわけ、この道路の中でも市街地に近く、広域農道や東九州自動車道が縦横にクロスする柚木地区で、どうしても広がらない、今まで1車線の、離合ができないことを余儀なくされている部分があります。この柚木地区の道路改良につきましては、再三再四お願い申し上げていますが、いま一度聞きます。柚木地区道路改良の見込みについてお聞かせください。県土整備部長、お願いいたします。

○県土整備部長(山田康夫君) 県道岩戸延岡線の柚木地区でございます。お尋ねの未改良区間につきましては、道路線形が悪く、従来より地元からの強い要望もありまして、交通安全確保の観点からも、整備は必要であると考えております。これまで用地取得が難航していたところではありますが、現在、地元関係者の同意を得られる形で設計を進めているところでありまして、早期整備を目指してまいりたいと存じます。

○松田勝則議員 設計を進めているということは、着工、拡幅のめどが立ったというふうにとらえてよろしゅうございましょうか。

○県土整備部長(山田康夫君) 用地の取得について、これから関係者の皆さんに御相談を申し上げて、それが解決しましたら着工ということになるかと思っています。

○松田勝則議員 ぜひ精力的に取り組んでいただきたい、このように思います。

続きまして、県道岩戸延岡線全体の今後の整備の見込みについてお聞かせください。部長、お願いいたします。

○**県土整備部長（山田康夫君）** 今後の全体的な整備の見込みについてでございます。まず、延岡市祝子橋から上祝子間につきましては、約5キロメートルは改良済みであります。ほとんどの区間が未改良の状況であります。現時点では、抜本的な改良計画はなく、現道対策として落石対策等を行っているところであります。次に、上祝子から岩戸間につきましては、県道としての路線認定はされておりますが、高千穂町間約11キロメートルを除きまして、未供用区間となっております。沿道状況から考えましても、道路整備の見通しは立たないところでございます。

○**松田勝則議員** 見込みが立たないと言われて、「はい、そうですか」と引き下がるわけにはいきません。今後また、地元の方々と協力いたしまして、この県道岩戸延岡線の開通に向けて頑張っていきますので、何とぞよろしくお取り組みをお願いいたします。

次の議題をまた飛ばさせていただきます。

県立延岡病院の医師確保について伺います。金曜日、延岡市民の方々が手に手を携えまして、署名を持って知事のところに、県病院医師確保についての熱い思いを伝えました。その日の朝に新聞報道がなされて、少し肩透かしの感もあったんですが、現在のところ、病院局は3月いっぱいまで医師の確保について全力投球するという回答をいただいております。きょう現在、県立延岡病院の医師確保の見通しはいかがでしょうか。病院局長、お願いいたします。

○**病院局長（甲斐景早文君）** 大学側には、延岡病院の地域医療に果たす役割あるいは県の取り組みにつきましては、十分に御理解をいただいていると考えておりますが、夜間の救急外来患者さんが多く、医師を取り巻く労働環境の厳

しさが県内の他の地域よりも大きいことから、現時点では、まだ不透明な状況でございます。

○**松田勝則議員** 労働環境の厳しさが、医師をなかなか延岡病院に招くことができない原因だということでもありますね。その労働環境を緩和するためということで、県民への啓発事業を数々行ってまいりました。お手元に配付した資料にあります「皆で守ろう！地域医療」ということで、昨年6月に、知事、延岡市長を初め、マスコミを通して、延岡市民、県北の皆さんに、延岡病院のコンビニ受診をやめようということをお訴えかけてきました。その結果、患者は減少したというふうに聞いておりますが、医師の過重労働は軽減されたのでしょうか。局長、伺います。

○**病院局長（甲斐景早文君）** 今お話にございましたように、地元市町村等と一体となりまして、安易な時間外受診の自粛を啓発するために実施した「県立延岡病院支援キャンペーン」によりまして、今年度4月から1月までの延岡病院の救急の外来患者さんは、昨年度同期に比べ、約3割減少いたしております。しかしながら、最も医師の負担となっております深夜帯は、地元市町村の初期救急医療体制の整備が図られていないということもありまして、約1割しか減少していない状況でございます。キャンペーンにより、救急患者さんの総数は減り、一定の成果はあったというふうに認識しておりますが、深夜帯の医師負担の軽減は図られていないとの意見が、現場の医師からは寄せられているところでございます。

○**松田勝則議員** 一番かなめとなる深夜帯の医師負担の軽減は図られていないということで、私も調べてみましたら、19年度と20年度を比較いたしますと、深夜帯、23時から朝8時ま

で、19年度は2,575人の方が救急患者としていらっしやった。20年度、2,233人の外来で13.3%の減ということで、現場の医師には余り負担減になったという実感がないということだと思われれます。では、その県立延岡病院の医師の業務過多、業務過多、業務過多。医師が忙しいというふうに言われているんですが、その原因についての分析はどのようにしていらっしやるか、局長、お聞かせください。

○病院局長（甲斐景早文君） 延岡病院は、本来、県北地域の中核病院として、高度医療を担う医療機関として位置づけられておりますが、これまで、県北の地域医療の「最後のとりで」として、昼夜を問わず、初期救急から第3次救急まで対応してきたことによりまして、医師を初め医療スタッフの業務が過酷な状況になっているものと考えております。

○松田勝則議員 その業務過多を解消するためにさまざまな取り組みをなされているわけですが、現場のスタッフ、延岡病院の医療スタッフの声は病院局に届いているのか、この点についてお伺いいたします。と申しますのが、現場の看護師さんたちから、「県は私たちを見捨てるんじゃないか」「余りにも忙しい。しかし、具体的な改善策が何年も講じられていない」という不満の声というか、悲鳴にも似た声をよく聞いております。現場スタッフの声は病院局に届いているのか、お聞かせください。

○病院局長（甲斐景早文君） 病院運営におきましては、各県立病院の第一線で勤務する医療スタッフの力が最も重要であります。その意見に耳を傾ける必要があるというふうに、常々思っているところであります。そのために、今年度から、病院運営に関する効率化あるいはサービス向上策等について、医療スタッフに「1

人1改善」を募る、こういった取り組みをいたしまして、病院局職員の声が私に直接届くようなシステムを構築したところでございます。今回、医師確保対策に盛り込みました医療秘書の導入や研究研修費の増額についても、この「1人1改善」の取り組みの中で、各県立病院スタッフから寄せられた要望でございまして、医師負担の軽減対策として対応することとしたところでございます。今後とも、経営健全化を図り、高度で良質な医療を効果的、安定的に提供するために、こうした取り組みを継続してまいりたいと存じます。

○松田勝則議員 「1人1改善」ということで、局長にそれぞれの声が直接届くようなシステムを構築したということですが、それはメールか何かで局長のところに声が届くということでしょうか。

○病院局長（甲斐景早文君） 実際に私のほうでじかに見たいということもございまして、書面でいただいております。

○松田勝則議員 県立延岡病院の医師確保に当たって、従来からの派遣元である宮崎大学、それから熊本大学医局との意思の疎通は十分に図られているのだろうかと思います。お聞かせください、病院局長。

○病院局長（甲斐景早文君） 宮崎大学及び熊本大学の各医局に対しましては、病院長とともに繰り返し訪問して、県立延岡病院の役割について、詳細に、かつ繰り返し説明を行っているところでありまして、県立延岡病院が、県北地域の中核病院として、高度医療や救急医療等、地域医療の提供に重要な役割を担う最後のとりでであるということについては、十分に御理解をいただいているというふうに認識いたしております。

○松田勝則議員 今、2つの大学を出しました。宮崎大学、熊本大学なんですが、病院局はそれ以外の大学に対しましても、医師の派遣要請は行っていらっしゃるでしょうか。

○病院局長(甲斐景早文君) 現在派遣いたしております宮崎大学あるいは熊本大学医局に加え、九州管内の各大学の関係医局に対しましても、直接訪問して、県北地域における県立病院の重要性を十分御説明し、新たな医師の派遣について強く要請しているところでございます。

○松田勝則議員 医局にも声をかけているけれども、まだ反応がないという状況だと伺いました。では、医局ではなくて、同じ県立病院、宮崎病院や日南病院からの医師の異動ですとか応援体制の強化はできないものか、病院局長、お聞かせください。

○病院局長(甲斐景早文君) 大学医局からの医師の派遣でございますけれども、派遣先の病院を指定して行われております関係で、本県の判断で県立病院間で異動させることは、基本的には困難であるというふうに考えております。また、県立病院間の医師の応援につきましては、これまで一部の診療科で、特殊な技術を要する手術等で応援を行った事例はありますが、県立宮崎病院及び日南病院においても、医師が不足している状況にありますので、限られた範囲での対応になろうかというふうに考えております。

○松田勝則議員 そういう厳しい中におきまして、病院局は、延岡市、また地元医師会とも連携をとりながら、喫緊の課題に取り組んでいるというふうに伺っておりますが、地元延岡のそれぞれの団体とはどのような連携を行っているか、お聞かせください。

○病院局長(甲斐景早文君) 地元との連携ということだろうと思います。今年度の4月から、県議会の御支援もいただきながら、地元市町村や医師会等と合同で、「県立延岡病院支援キャンペーン」といたしまして、安易な時間外受診自粛の啓発活動を行うとともに、昨年10月に延岡市が設置いたしました「延岡市医療問題懇話会」に参加しまして、救急医療体制の問題解決に向けた対策等について、延岡市や市医師会等と忌憚のない意見交換をさせていただいております。さらに、昨年9月に休診した消化器内科につきましては、救急患者の受け入れに関しまして、延岡市医師会の御協力により、先月から輪番体制がスタートするなど、地元と積極的に連携を図っているところであります。

○松田勝則議員 視点を変えまして、延岡病院の医師の負担の部分にはこういうところがあるんじゃないかということを伺います。県立延岡病院におけるモンスターペイシェント、いわゆる理不尽な患者ということですが、その実態について、昨年の件数も含めてお教えてください。

○病院局長(甲斐景早文君) 近年、医師や看護師等の医療従事者に対して理不尽な要求を行う患者さん等の事例が、マスコミ等でも報道されておりますが、県立延岡病院においても、診断書の内容が自分の考えていた内容と異なることを理由に延々とクレームをつけた事例や、多量に飲酒して来院し暴言を繰り返した事例など、対応に特に苦慮している事例といたしまして、平成19年度で45件が報告されております。

○松田勝則議員 45件という報告があるということをお伺いしました。先日も、10分間の待ち時間が長いということで、酒に酔った患者が医師の顔面を殴打したという報道がなされて、このよ

うな時期にそういったことが我が延岡市民から出たということが大変恥ずかしく思った次第です。

次に、これは提案型になります。今、喫緊の課題ということで伺ってまいりましたが、中長期的な形で、延岡病院の医師招聘の観点から質問させていただきます。地域医療システム学講座というものが始まりました。一番近いところでは、熊本県と熊本大学は、医師不足対策の一環として、附属病院に1億500万円を寄附し、地域医療に特化した地域医療システム学寄附講座を開設する協定を締結したと聞いております。平成21年1月から26年3月までの5カ年で、効率的な地域医療支援システムの確立、総合診療医の養成、卒前教育の実施などに取り組み、地域における医療提供体制の課題や解決策、地域医療に従事する医師の支援、地域医療を担う医師の養成・確保に関する研究を行うことにより、大学病院と地域医療の連帯を一層進展させ、地域医療の向上に寄与しようとするものであると聞いております。まさに、延岡病院にとっても願ってもないシステムじゃないかと思っておりますが、このシステム学講座についてどうとらえていらっしゃるか、お聞かせください。

○福祉保健部長（宮本 尊君） お話しのよう
に、熊本県では、効果的な地域医療支援システムの確立や総合的な診療ができる医師の養成を目的に、熊本大学に県から寄附を行い、いわゆる寄附講座をことし1月に設け、今後5年間程度続けるというふうに聞いております。熊本県の場合、取り組みを始めたばかりでありまして、その効果については明らかではございませんが、本県においても、宮崎大学医学部から寄附講座の提案がなされているところでありま

す。現在、宮崎大学との間で、その具体的内容について、事務レベルの協議を重ねているところですが、地域の医師不足の解消にどの程度の効果があるのかなど、検討すべき課題がありますので、熊本県を含め、全国の取り組み状況も検証しながら、引き続き、宮崎大学と協議してまいりたいと考えております。

○松田勝則議員 宮崎大学と前向きな検討をされているということで、地域の医師不足にどのような効果があるか、それこそ宮崎県が発信して効果があるような講座として開設をいただけたら、ありがたいと思います。

続きまして、女性医師対策への取り組み状況についてお聞かせください。女性医師で、あちこちで産休をとっていらっしゃる方とかのお話を伺うんですが、家事・育児のサポートですとか家族の理解などの問題を理由に挙げながらも、多くの女性医師が、「現状の過酷な労働環境では、当直回数を減らしてほしいなどの希望はとても言えない」というようなことをおっしゃっております。ほかの医師への気兼ねから復帰をあきらめているという、私たちにとってみれば物すごくもったいない事例を聞いております。部長、この女性医師対策の取り組み状況をお聞かせください。

○福祉保健部長（宮本 尊君） 県では、現在、女性医師の就労継続に大きな役割を果たす病院内保育所の運営費の助成を行っておりますが、増加する女性医師が、安心して出産・育児と仕事との両立ができる環境の整備が、今後ますます重要になってくるものと考えております。このため、来年度の新規事業としてお願いをしているところですが、短時間正規雇用を行う病院への補助や、女性医師のための相談窓口の設置、院内保育所の整備充実等、各種の取り

組みにより支援してまいりたいと考えております。

○松田勝則議員 ぜひ推進していただきたい、このように思います。

続きまして、かかりつけ医普及の取り組み状況について伺います。延岡では、かかりつけ医——かなりの方がかかりつけのお医者さんを持っていると自覚しているんですが、それでも、県病院が自分のかかりつけ医だ、延岡病院がかかりつけだというふうに誤解をしていらっしゃる方もおるように聞いております。県では、このかかりつけ医普及についてどのように取り組んでいるか、福祉保健部長のお話を伺います。

○福祉保健部長（宮本 尊君） 県民一人一人がかかりつけ医を持つということは、日ごろからの治療や健康管理はもとより、医療機関の機能分担を図り、医療の効率化に資する観点や、また、2次、3次の救急医療機関の医師の負担軽減を図る観点からも、非常に重要であります。このため、県ではこれまでも、県医師会等とも連携して、その必要性について、さまざまな機会を通じて啓発してきたところであります。また、来年度の新規事業としてお願いしております、救急医療利用適正化推進事業の中でも取り組むこととしております。

○松田勝則議員 県立延岡病院を支えるために、地元は、延岡市だけじゃなくて、県北のそれぞれの市町村が支援体制に入っているわけですが、県北地域の医療について、定住自立圏構想の考え方の中で、県が市町村の取り組みを支援するお考えはないでしょうか。定住自立圏と申しますのは、人口5万人以上の中心市と周辺市町村が協定を結んで、圏域として定住、自立、発展を目指すもので、病院やショッピング

センターなど都市機能を中心市が整備し、自然環境や食料生産などを周辺市町村が行い、お互いに連携しながら圏域としての利便性を高めていくことで、いわば大都市への人口流出を防ぐのが目的とされております。総務省が定めたことでありますけれども、本県では、都城、延岡、日向の3域が指定をされているようです。県民政策部長、この定住自立圏構想のお考えをお聞かせください。

○県民政策部長（丸山文民君） 県北地域の医療につきましては、延岡市を中心市とする定住自立圏構想において、日向・入郷及び西臼杵を含む県北地域全体で取り組む課題とされておまして、現在、市町村連携の内容等について検討が進められているところであります。県といたしましても、県北地域の医療は重要な課題と認識しておまして、医師確保対策や過疎地域への医師の派遣などに取り組んでいるところでありますが、今後、定住自立圏構想を推進していくという立場からも、市町村の検討状況を見ながら、どのような支援ができるか検討してまいりたいと考えております。

○松田勝則議員 続きまして、医師派遣・確保に成功した事例を聞きたいと思っております。県立日南病院では年度末で小児科医が不在になるという報道に衝撃を受けたわけですが、宮崎大学は来年度も1年間に限って2人の医師を新たに派遣するということになりました。これで小児科は存続することになりましたが、派遣期間はこれまでと同じ1年間、再来年度以降も派遣が継続されなければ、日南病院の小児科も休診に追い込まれる可能性はある等々聞いております。そういった厳しい状態の中で、今回、スピーディーに宮崎大学が対応してくださった、その医師派遣の継続が可能となったいきさつをお聞

かしてください。病院局長、お願いいたします。

○病院局長（甲斐景早文君） 県におきましては、これまで派遣元であります宮崎大学小児科医局等に対し、県立病院小児科の地域における役割につきまして、繰り返し、かつ詳細に説明し、要望を行ってまいりました。また、この間、県及び大学に対し、地元の住民の皆様や市町村等からの要望が行われたところあります。大学医局におきましては、医局の医師が減少し、派遣が極めて厳しい状況でありましたが、現在、全国的に希望者が激減している若手の小児科医を育成する観点から、今回、県が医師確保対策といたしまして、思い切った研究研修予算を確保し、派遣される若手医師の臨床研修及び研究の充実を図ることとしたことについて、大学側から高い評価をいただき、御理解を得ることができたのではないかと考えております。

○松田勝則議員 日南病院の医師派遣が成功した事例としましては、研究研修予算の確保と研究の充実といったことを提示したというお答えでしたが、私としましては、やはり市民の6万5,000人の署名というものも大きなパンチになったのじゃないだろうか、そのようにとらえております。

さて、今回、延岡病院、医師確保と、大変つらい状況、厳しい状況にあることは重々知っておりますが、この問題を解決するために、県当局が地元に見込むことがありましたら、病院局長、お聞かせください。

○病院局長（甲斐景早文君） 地元に見込むことということでございますけれども、県立病院の医師の負担軽減を図るには、やはりどうしても、地元市町村において初期救急医療体制の充実を図ることが極めて重要な課題でありまし

て、そのためには、現在、延岡市夜間急病センターで対応できていない午後11時から翌朝7時までの深夜の時間帯を対応していただくことが極めて重要であるというふうに考えております。延岡市におかれましては、今後、深夜帯を含む24時間体制について検討されるとのことありますので、初期救急医療体制のさらなる充実を早急に図っていただきたい、このように考えております。

○松田勝則議員 地元で、深夜帯をメインとした体制を検討してほしい、その充実を図ってほしいということですが、私たちは先日、土曜日、県境議連のメンバーで、延岡市医師会の方々と討議を重ねました。その中で、さまざまな取り組みをしていらっしゃる。「市としてはもう十分過ぎるぐらいの活動をもってこの問題に当たっている」ということでしたが、そういった地元の活動の声、実態は、病院局長のもとに届いておりますでしょうか。

○病院局長（甲斐景早文君） いろいろと声は、私どもも、病院等からも、あるいは直接にも伺っております。特に地元医師会からの声でございますが、先月27日に、先ほどお話にございましたように、住民の皆様から知事のほうに署名が提出されました。このときに、延岡市から、延岡市夜間急病センターの検診時間拡大について検討したいとお話がありましたので、今後、延岡市と市医師会の間で、具体的な協議が行われるのではないかとというふうに認識いたしております。

○松田勝則議員 医師会のほうも、1次医療を何とか完璧に期すことができるようにと、最大限の努力をいらっしゃるということですが、よしんば延岡市、地元が、1次救急、1次医療を確実に診療することができたら、2

次、3次の責任者である延岡病院はいかがでしょうか、しかと医師を確保することができるでしょうか、お聞かせください。

○病院局長（甲斐景早文君） 今お話にございましたように、県立延岡病院は、県の医療計画あるいは中期経営計画に示されておりますとおりに、2次・3次医療を担う病院であります。これまで地域医療確保のために、やむを得ず初期救急医療まで対応してきたところでございますけれども、この結果が、地域の医療スタッフ等の過剰な負担を招いたのではないかというふうに認識いたしておるところでございます。そういうこともございまして、本来の役割分担どおりに、地元で初期救急医療を対応していただくことが、地域医療確保のためには何よりも重要であるというふうに考えておりますし、早速27日に、延岡市のほうからしっかり取り組みたいというふうなお話がありました。早速、宮崎大学のほうにも話をいたしまして、「こういうお話をいただきましたので、また引き続き、何とでもお願いしたい」、こういうことで、さらに強い、強力な働きかけになったものというふうに認識いたしております。

○松田勝則議員 今回の質問への御答弁をつらつら聞いておりますと、どうしても延岡病院の医師不足というか、医師確保の困難な一番の原因が、地元の1次医療が確立していないからというふうに思えてなりません。延岡市が1次をどうでもこうでも確立するとなった場合には、県といたしましても、責任を持って、2次、3次の命の「最後のとりで」であるところの延岡病院の医師確保に完璧を期していただきたい、このように思います。

続けて伺います。これは、中長期的なことを含めてで結構です。今、延岡病院医師確保に関

しまして県ができることは何か、病院局長、お聞かせください。

○病院局長（甲斐景早文君） 県立延岡病院につきましては、御指摘のございましたとおり、医師確保が喫緊の最重要課題であることから、医師の意見等にも耳を傾けながら、地元との連携を図り、さらに医師の働きやすい環境の整備に努めるとともに、地域の患者動向等も踏まえながら、必要な診療機能の充実強化に向けて、県独自の取り組みを含め、必要な医師の確保に全力を挙げて取り組んでいくことが重要であるというふうに考えております。また、将来にわたって安定的に医師を確保し、高度で良質な医療を提供していくためには、何よりも経営基盤を確立することが重要でありますので、中期経営計画に基づきまして、経営の安定化に全力で取り組んでまいりたい、このように考えております。

○松田勝則議員 最後になりました。知事に伺います。延岡病院の医師確保に関する今後の展望、それから知事の医師確保に向けた意欲をお聞かせください。

○知事（東国原英夫君） 県立延岡病院は、県北地域の中核的医療機関であり、地域医療の「最後のとりで」でありますので、県といたしましても、医師派遣の継続あるいは新たな医師の派遣について、大学医局に対しまして、再三再四、要望してきたところであります。要望に当たりましては、病院局において、医師確保対策経費として総額3億7,000万円に上る予算を新たに措置するなど、県としてできる限りの対策も講じてきたところであります。大学側も、延岡病院の地域医療に果たす役割や県の対策については十分御理解いただいているものの、医師の疲弊の最大の要因でありますところの初期救

急医療体制の整備を懸念されているところであり、県といたしましては、引き続き、大学に対し、延岡病院の役割や県の対策を訴えていくとともに、地元延岡市における救急体制の整備を要請するなど、医師確保に向けた抜本的な対策に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

○松田勝則議員 延岡病院、今の中期経営計画の中で、経営の安定化ということも大事かと思いますが、命は経営の安定化とまた違うところの問題だというふうに認識しております。延岡病院は、県北、日向・入郷、そして延岡医療圏の「最後のとりで」、言葉を軽々しく使うのものはばれるんですが、みんなにとって、私たちにとって、本当になくってはならない病院です。道州制を踏まえまして、知事もいみじくもおっしゃいました。「延岡が州都の第2の候補ということもあり得る」というコメントも聞きましたが、そのような中核都市としての任務を果たそうとしている延岡において、病院の役割はますます重大になってくるかと思えます。2月中で医局人事は決まってしまうと、最初私たちは伺いましたが、3月いっぱい、何とぞ全力をもちまして、この延岡病院の医師確保に御尽力を賜りますよう要望いたしまして、私の質問を終わります。(拍手)

○坂口博美議長 次は、川添博議員。

○川添 博議員〔登壇〕(拍手) 無所属の会の川添博でございます。一般質問の機会を与えていただきまして、先輩や同僚議員、また県民の皆様に対して、心から感謝を申し上げます。本日の4番バッターとなりました。しかし、まだ未熟ですので、県民の声を代弁して、粛々と率直に質問ができればと考えております。どうぞ皆さん、温かく見守ってくださいますようお願い申し上げます。

お願い申し上げます。

それでは、質問に入らせていただきます。

内外の厳しい情勢のもと、平成21年度当初予算案は一般会計5,625億円で、20年度比0.6%の伸びであり、また、8年ぶりの増額となりました。収支は当初見込みを割り込み、基金から240億円を取り崩して財源に充てることになりました。21年度予算の感想と行革大綱2007に基づいた財政改革の成果について、知事にお伺いをいたします。

また、21年度の当初予算編成時においては、21年度末の基金残高は161億円と見込まれており、大災害等がなければ85億円程度が戻り、約240億円程度が残りそうであります。しかし、世界同時不況により、地方財政にも大幅な収支不足という深刻な影響が出てきており、本県においても、収支不足などから収支不足が広がれば、基金の枯渇は避けられない状況であります。そこで、22年度の収支不足と財政基金の見通しはどの程度か、総務部長にお伺いをいたします。

これ以降の質問については、質問者席にて行わせていただきます。ありがとうございました。(拍手)〔降壇〕

○知事(東国原英夫君)〔登壇〕平成21年度当初予算についてであります。平成21年度当初予算の編成に当たりましては、地域経済の状況等も十分に考慮しながら、選択と集中の理念のもと、雇用創出・就業支援対策などの4つの重点施策を中心に、優先度の高い施策に積極的に取り組むことといたしました。その過程におきましては、財政状況が厳しさを増す中、財政改革プログラムに基づき、さらなる事務事業の見直しや歳入確保等を進めるなど、財源捻出に努めることにより、本県が直面する喫緊の課題に

もしっかりと対応した予算を編成することができたものと考えております。財政改革プログラムでは、職員数の削減等による人件費の見直しや投資的経費の縮減・重点化、事務事業の見直し等により収支不足の圧縮と、スクラップ・アンド・ビルドを含む事業費の歳出見直しについて目標を立てております。そのための取り組みの内容には予算執行段階での経費節約等も含まれるため、目標に対する達成状況については決算において検証せざるを得ませんが、この目標を見据えながら公共事業のシーリング設定や事務事業の見直し等に取り組んだところであります。平成21年度当初予算の編成過程において対応すべき財政改革プログラムの内容としましては、ほぼ見込みどおり推進できているものと考えております。以上です。〔降壇〕

○総務部長（山下健次君）〔登壇〕 お答えいたします。

22年度の収支不足等の見込みでございます。平成22年度の収支不足及び基金残高について、現段階で明確に見込むことは困難であります。今後とも、県税収入等の減少や社会保障関係費の増加などが見込まれますことから、少なくとも収支不足額は、中期財政見通しにおける見込み額306億円から拡大するものと考えられます。したがって、財政改革プログラムに基づく取り組みを着実に実施の上、収支不足のさらなる圧縮に努める必要があると考えております。以上であります。〔降壇〕

○川添 博議員 御答弁ありがとうございます。

厳しい財政事情の中、4つの重点施策を中心に、知事らしい施策が盛り込まれております。そのソフト事業等についても、非常に評価をいたしております。ただ、知事の御答弁では、財

政改革プログラムは見込みどおり推進できているということでございます。しかし、先ほどの総務部長の御答弁では、今後の収支不足などのマイナス要因を勘案すると、収支不足額は見込み額の306億円よりも拡大する見通しとあります。すなわち、現状では、財政改革のプログラムを着実に実施したとしても、収支不足の圧縮は困難な状況ということだと思います。総務部長、やはりまた新たな方策が必要な時期に来ているのではないのでしょうか。基金が完全に枯渇した場合、その収支不足に対応するために、約300億近い財源の捻出が必要であります。また今後、収支不足により、収支不足幅もさらに広がっていく可能性があります。財政改革プログラムの修正とも言うべき新たな方策の構築が不可欠な状況ではないかと考えております。したがって、これまで以上に事務事業の見直しや歳出削減に全庁的にどう取り組んでいくのか。もう一度、総務部長にお伺いをいたします。

○総務部長（山下健次君） 御指摘のように、確かに、現在進めております財政改革プログラムの中で、いろんな手法、先ほど知事が壇上で申し上げましたように、職員数の削減あるいは投資的経費の縮減・重点化、こういったことで見直しをやってきておりますけれども、先ほど申し上げましたように、収支不足がさらに拡大する、その中でどういった方法があるのかということでございますが、基本的には、現在とっております各種見直しの延長線上に、さらにこれを強化していく方法、これは例えば、計画に示されております取り組みについて、現在以上に上乗せをしていく、こういった聖域なき見直しが必要になってくるのではないかと考えております。

○川添 博議員 その聖域なき見直し、具体的には実際どういうことを組み立てていくのか。非常に厳しい状況なんです、部長、そろそろ議会や県民に対して、しっかりとしたものをしていく時期に来ているのではないかと考えております。もちろん、県政は、削るだけではなく——県内経済や県民生活において、セーフティネットの役割が非常に増してきております。その責任をしっかりと果たしていくためにも、財政再建への早急な新しい取り組みは避けられないものと考えております。ただし、おっしゃるように、聖域なき歳出削減を実際に行うということになれば、我々議員の報酬はもとより一般職員の人件費削減も——今までもずっと苦勞してこられているわけですが——ある程度の削減もやむを得ないのではないかと考えております。仮に一般職員の人件費を5%カットした場合、どれぐらいの財源捻出ができるのでしょうか。総務部長にお伺いをいたします。

○総務部長（山下健次君） 仮にの話でございますが、平成21年度の当初予算ベースでこれを試算してみますと、一般職員の給料の5%カットで捻出される一般財源額は、30億円程度になると思われま。

○川添 博議員 5%で30億ということで、大阪府はたしか300億程度の財源を——規模が大きいからでしょうか——捻出しておりましたが、30億というと、本県でいえば時間外手当が大体毎年30億円ということですね。少し先ですが、22年度や23年度の前編成や県政運営は、もっと厳しいものになることが予想されます。また、22年度の行財政改革大綱の改定作業については、本県の将来ビジョンと命運がかかってくるものと考えられます。それだけに、議会や

県民の理解やコンセンサスを早目に得て、しっかりとした議論を構築して進めていく必要があるのではないかと思います。そのためにも、計画の作業プロセスや予算編成の見える化をさらに推し進めて、収支不足解消の道筋をしっかりと示していただきたいと思ひます。そのことが県民に希望や期待を与えていく、そういうものにつながっていくと考えております。

次に、大卒の行財政改革について何点かお伺いしてみたいと思ひます。

先日も少しお話が出ましたが、県庁の女性管理職の比率が全国でも低いようでございます。現在、275の課長級ポストのうち、女性課長はわずか5人ということでありま。この比率は都道府県では下から2番目ということで、やはりちょっと旧来的で保守的な組織という印象がいたします。実は、女性管理職の登用がおくれているという指摘は、この議会でも10年以上前からずっとされてきているわけだ。しかし、それでもなかなか登用が進まないというのは、一つには、やっぱり歴代トップの意識が少し低かったのかなということも感じま。

ところで、知事、管理職の民間人の登用については、現在、専門職において数名ほど民間から採用されているようだ。そこで、広く全国から公募して、企画や事務部分にも広げて登用を行って行ってはいかかでしょうか。また、もちろん女性も含めて登用を行ってはいかかかでしょうか。知事もたしかマニフェストの中で、民間人のアイデアをどんどん取り入れたい、また女性の地位を高めていきたいということを書いていらっしやいました。知事の見解をお伺いいたします。

○知事（東国原英夫君） 知事部局におきましては、IT技術に精通した民間経験者を情報政

策課に配置するなど、高度で専門的な知識経験等を必要とする職について、外部から登用を行っているところでもあります。御指摘のような管理職は、単に専門的な知識経験だけでなく、行政運営に関する識見やマネジメント能力等がより高いレベルで求められる職ですので、民間からの登用のほうが大きな効果が期待できる分野を見きわめた上で検討する必要があると思われます。現在、管理職の公募を具体的に検討している事務的部門はありませんが、私はもとより、県民総力戦で県政を推進していきたいと考えておりますし、女性の登用も重要な課題と認識しておりますので、必要性のある部門については、今後とも対応してまいりたいと考えております。

○川添 博議員 ありがとうございます。今まで、どちらかといいますと、専門部署での民間登用というイメージがありました。これからはそういった枠にとらわれず、人事や財政、また組織管理や事務事業全般の企画管理などの中枢部門のほうが、より民間の発想を出しやすいのではないかと思います。行政経験にとらわれていたところも少しありましたが、一方で、前例のない県政改革にアグレッシブに取り組んでいかなければなりません。組織に新しい発想や新しい風を吹かせていくことも必要だと思います。要望をいたしておきます。

次に、指定管理者制度です。今回の議案でも、新たに3件の施設について提案されております。これまで県営住宅など62施設に導入して、4億円の経費削減実績を上げてきているとのことですので。そこで、今後、さらに県直営の施設について、指定管理者制度、もしくはアウトソーシングや市場化テストなどをできる余地はないのでしょうか。例えば、もちろん

現在も県直営である美術館や図書館には法的な制約はないと思われませんが、全部か一部について導入できないのか。これは教育長にお尋ねいたします。

○教育長（渡辺義人君） 県立図書館や県立美術館は、県民の生涯学習や芸術文化振興のための教育施設として重要な役割を担っており、県民サービスの向上なども考慮しながら、指定管理者制度の導入の可否について検討してきたところでもあります。その結果、県立図書館については、利用者の相談に応じて課題解決を支援する「レファレンスサービス」や、市町村立図書館への助言・指導の業務があり、また、県立美術館については、郷土作家や美術資料に関する調査研究などの業務がありまして、これらは、いずれも専門的かつ継続的な取り組みが必要であり、指定管理者制度にはなじみがたいことから、県直営を維持することとしたところでもあります。なお、県立図書館につきましては、行政改革の観点から、可能な業務についてアウトソーシングを進めてまいりたい、このように考えております。以上です。

○川添 博議員 教育施設としての役割もあるでしょうけれども、教育的な役割も果たしている県立芸術劇場には指定管理者制度が導入されていますので、可能性はあるのではないかと考えております。確かに、市町村への指導業務や調査研究などの仕事もありますが、一部導入を検討するとか、前例にとらわれない取り組みも必要かと思えます。非常勤職員の活用も有効です。引き続き御検討をお願いいたします。

次に、NPOとの協働事業であります。行革大綱2007の目標数値として、65の事業を実施した上、270のNPO法人の設立を目指しておりますが、経過実績はどのようになっているでしょ

うか。また、どういった協働事業に力を入れていらっしゃるでしょうか。県民政策部長にお伺いをいたします。

○県民政策部長（丸山文民君） 平成21年1月末現在で、NPOとの協働事業数につきましては73件、それから法人数につきましては268法人となっております。協働事業数、法人数とも、順調に伸びていると考えております。また、その協働事業の内容でございますけれども、まちづくり、青少年健全育成、あるいは自然環境保護を初め、幅広い分野で行われておりまして、今後とも、各分野での協働を進めてまいりたいというふうに考えております。以上であります。

○川添 博議員 現在、NPOとの協働事業は、金額ベースでは年間でまだ1億円程度なんです。先週、商工観光労働部長の御答弁では、今回の雇用創出基金事業において、民間企画提案型事業を実施されるとのことでしたが、このような取り組みをさらに強化していただき、NPOや県民からの提案型の公募事業の拡大に期待しております。

次に、市町村との協働による税徴収の新組織についてであります。これは、以前に町村会を中心にして検討会が設置され、その中で検討されて、平成18年に断念された経緯があるようでございます。名称は「地方税収方策検討委員会」と言われたものです。しかし、他県の先進事例、例えば茨城県などでは、新組織を運営しているものもあります。それらを参考にして、改めてその導入メリットを勘案した上で検討してみたいかがでしょうか。総務部長にお伺いをいたします。

○総務部長（山下健次君） 地方税の徴収に係る市町村との協働組織の設立につきましては、

出だしのところは町村会ということでございましたが、後に市長会も共同歩調で、平成16年から18年にかけて、県も一緒に入って、新たなシステムを構築するための徴税コストあるいは人員配置など、その費用対効果を含めて、いろいろな観点から検討を行いました。しかしながら、新たに組織を設立することは現状では難しい、こういった結論に達したところでございます。現在、これにかかわるといいますか、各県の主な取り組みとしては、当然本県でもやっておりますが、個人住民税の滞納案件を、市町村から県が引き継ぎを受ける直接徴収、それから県及び市町村の税務職員の併任人事交流、滞納整理を目的とした一部事務組合等の設置——これは本県ではやっておりません——などがありますけれども、本県でも既に直接徴収、それから併任人事交流制度の創設、こういったことで、県職員と市町村職員とが一緒に滞納者宅へ出向いて納税交渉を行ったり、協力して捜索あるいは差し押さえ等を行うなど、市町村と一体となった徴収対策を実施しているところでございます。御提案の件につきましては、現在活用しているこういった方法の効果を十分見ながら、税収の確保に取り組んでまいりたいという観点で考えたいと思います。

○川添 博議員 市町村との人事交流も非常に素晴らしいと思うんですが、そういったものをステップにして——やはり納税者の視点から見ると、納めるときには県税も市税も余り区別されていないんじゃないかなど。そうであるならば、システムや人員、そういったものを一体化して、より効率的に徴収率を上げていく工夫をしていくべきじゃないかと思っております。滞納整理等を含めて、既に実験的に導入を始めている自治体もあるわけでありまして、最初は滞納

整理新機構みたいなものから始めて、市税と県税の協働徴収の新組織の立ち上げで、実際の程度の投資経費がかかるのか、具体的にシミュレーションを出して、公表していただくと大変参考になります。ぜひ前向きに御検討をお願いいたします。

次に、県庁の審議会についての見直しであります。現在、県には70ほどの審議会が存在します。この中には、法的に義務づけられている審議会もありますが、任意に設置できる審議会もあります。また、当初設置したときからすると、その役割が少し低下しているものも当然あると思います。また、この1年で審議会の数も増加をしております。そこで、この70ある審議会の中で、この2年間、一度も開催されていない審議会は幾つあるのでしょうか。総務部長にお伺いをいたします。

○総務部長(山下健次君) 御質問がございましたように、現在、県には70の審議会がございしますが、そのうち、審議案件がないということから、この2年間で一度も開催されていない審議会は、15審議会となっております。

○川添 博議員 その中には、必要に応じて開催される法設置の審議会もあろうかとは思いますが、また、今議会の予算案の中で、1つの審議会でも年間100万円以上の経費がかかる審議会もございします。また、担当職員の負担軽減のためにも、形骸化している審議会については見直しや整理をして、廃止できないかどうか検討していくことが大事なのではないでしょうか。改めて、また再度そういった検討ができないかどうか、総務部長にお伺いをいたします。

○総務部長(山下健次君) 審議会等について申し上げますと、県政への高度な専門知識の導入、あるいは公正な行政運営の確保等を目的と

いたしまして、法律または条例に基づいて設置をしているところでございます。国における法律の制定に伴い、また、県行政の執行を図る上で、条例で新規に設置することはございますが、役割の低下したものなどについては、これまでも逐次、統合あるいは廃止をしてきているところでございます。今後とも、審議会の役割あるいは必要性を勘案しながら、当然、法令上必置ということもございしますが、見直しを行ってまいりたいと考えております。

○川添 博議員 おっしゃるように、昔は専門知識の導入や専門家の意見を聞いたり、公正な行政運営という役割が大きかったと思います。しかし、現在は、職員の方々はインターネットなどを利用して、専門知識や情報やデータを得ることも多いようです。今後、継続的な見直しもぜひ検討していただきたいという要望をしておきます。

次に、農政問題であります。

ピーマン農家などの施設園芸の省エネ対策費として、補正予算が措置されました。重油価格については、120円台から60円台と落ち着いてはいるものの、その後の整備状況はどうなっているのでしょうか。農政水産部長、お願いします。

○農政水産部長(後藤仁俊君) 施設園芸における省エネ設備につきましては、投資費用が比較的少なく省エネ効果が高い、内張二層カーテンを中心に、市町村、農業団体との連携のもと、県単事業や国庫緊急対策事業の活用を推進してきたところでございます。その結果、今年度は、内張二層カーテンで71ヘクタール、循環扇その他省エネ設備で51ヘクタールの整備がなされてきたところであります。

○川添 博議員 ありがとうございます。全体

的に見ると、普及しているのかどうかよくわからないんですが、いずれにしても、二層カーテン等を全品目に整備すればよいというものでもないと思います。例えばキュウリのハウスとかは、暖まってしまつて湿度が高まると、病害が発生することもあると、多いということでもあります。そもそもこういった省エネの普及整備活動については、市町村やJAなどと連携していくことも大事です。しかし、一方で、県の普及指導員が直接、農家を一軒一軒回ったり面談をして、事例などをヒアリングして、そういった指導を進めていくことが必要かと思ひます。そこで、こういった省エネの普及について、施設園芸農家に普及指導員がどの程度の頻度で回っているか、農政水産部長にお伺いをいたします。

○農政水産部長（後藤仁俊君） 県内の施設園芸農家戸数は、平成19年度の市町村の調べでは6,465戸となっております。普及部門における指導につきましては、基本的には、品目ごとの部会や集団を対象として指導を行っておりますが、今般の原油価格高騰対策として緊急に実施いたしました「原油高騰に負けない「技術力アップ作戦」」では個別指導を行っており、現時点の延べ訪問指導戸数は、野菜で4,376戸、花卉で724戸、果樹で781戸、合計5,881戸となっております。

○川添 博議員 ありがとうございます。県内約6,400軒の園芸農家に対して、野菜などを中心に延べ約5,800軒訪問しているということでもありますね。普及部門においても、部会などでの指導のほか、指導員の直接現場に出向く面談力や訪問件数がとても重要だと考えております。もちろん、限られた指導員の人数ではありますが、今後さらに訪問件数の増加へ取り組んでい

たきますようお願いいたします。

ところで、今後の施設園芸の展望として、施設園芸に省エネなどの経費削減策を取り入れていくことも大事なわけではあります、一方では、重油に依存しない施設や品目への転換という視点で取り組んでいくことも重要かと思ひます。今回の予算案に、これらに関連した新規事業が組み込まれていますが、どのような事業でしょうか。農政水産部長にお伺いをいたします。

○農政水産部長（後藤仁俊君） 脱石油型農業への転換を推進するため、平成21年度からの新規事業として、「挑戦！みやざき施設園芸産地改革事業」を本議会にお願いいたしております。本事業では、内張空気膜カーテンなどの新たな省エネ設備の導入を促進するとともに、バイオマス熱源等のクリーンな新エネルギーへの転換支援のための実証等を行い、一層の省エネルギー化を推進することとしております。あわせて、重油の使用量が少ない作型への変更や、低温性品目導入のための施設・機械の整備支援を行うこととしております。これらの取り組みを総合的に推進することで、持続的生産が可能な農業への構造転換を促進してまいりたいと考えております。

○川添 博議員 いよいよ、木質バイオマスなどの代替エネルギー技術の導入が少しずつ実現していくということでもありますね。特に作型の変更とか、要するに温かい時期に育てられる品目に変えていく、それから重油に依存しない品目への転換など、さまざまな工夫やアイデアを出して、またそういった事例を何度もフィードバックして改善していく取り組みが必要であろうかと思ひます。ひとつ積極的な取り組みをお願いいたします。

次に、森林整備事業についてお伺いをいたします。

森林整備事業の重要性については、私が今さら申し上げるまでもありません。21年度の緊急雇用創出基金事業において、「県有林維持管理強化促進事業」が掲げられております。また、せんだつては、宮崎市で森林の仕事ガイダンスが開催されました。林業での仕事や雇用内容等についての説明に、100人近い方の参加があったと聞いております。そこで、県が発注する森林整備の委託事業においては、現在、主に森林組合が受託しているわけですが、環境森林部長、森林整備の委託事業においては、素材生産業などの民間企業はどれぐらい参入しているのでしょうか。

○環境森林部長（高柳憲一君） 森林整備の委託事業におきましては、これまで、素材生産業者等の民間企業の参入実績はございません。

○川添 博議員 要するに、森林整備の委託事業において、競争入札が行われていなかったということでございますね。長年にわたり、8つの森林組合との随意契約を中心にして行われてきたわけで、素材生産業者などが入る余地がなかったということでもあります。それでは、全国のこういった森林整備の委託事業について、各県はどんな状況でしょうか。民間企業を参入させ、競争入札を実施している県はどれぐらいあるのでしょうか。環境森林部長にお伺いをいたします。

○環境森林部長（高柳憲一君） 全国では36都道府県であります。九州では、佐賀、長崎の2県でございます。

○川添 博議員 他府県では、36都道府県がもう導入をしているわけです。かなりの県が導入しているわけですね。森林整備事業の活性化を

図っていくためには、もちろん、今の森林組合が担っている役割は大変大きいわけですが、新しい、やる気のある企業の参入も必要ではないかと考えます。委託事業にこういった民間企業を参入させる場合の長所とか短所について、どのようにお考えでしょうか。

○環境森林部長（高柳憲一君） 長所といたしましては、競争性が高まることによるコスト縮減や、素材生産業など新たな担い手が確保されるものと考えております。また、短所といたしましては、森林整備の主たる担い手であります森林組合の経営や雇用への影響等が考えられるところでございます。

○川添 博議員 もちろん、森林組合の経営を圧迫することは望んでおりませんし、長年にわたり森林整備事業を担ってきたそのノウハウは、今後も必要とされるところであります。私が御提案しているのは、林業の担い手の確保でもあります。林業就業者数は、平成12年から17年までの5年間で、約3割減少しております。また、材価が低迷している中、山の仕事は決して楽ではありません。しかし、県や国のしっかりとした予算措置を前提とした上で、今後、民間企業の参入によりビジネスチャンスをつくり、活性化させていくと同時に、担い手や新たな雇用を創出していくきっかけにするには、よい舞台なのではないかと考えます。民間企業の参入の可能性について、再度、環境森林部長にお伺いをいたします。

○環境森林部長（高柳憲一君） 県の発注する委託事業につきましては、平成19年度から公正、透明で競争性の高い入札・契約制度への改革を進めており、森林整備におきましても、民間企業の参入を含めた競争入札の導入について検討を進めているところであります。

○川添 博議員 御答弁ありがとうございます。森林整備事業の重要性は言うまでもありません。雇用機会の拡大も視野に入れて、ぜひ積極的に御検討をお願いいたします。

さて次に、教育問題であります。

これは19年度のデータです。19年度の数字では、小学校、中学校、高校の不登校生徒の合計が1,475人となっております。また、小中高のいじめの認知件数は403人となっております。さらに、高校の1年間の中途退学者は775人ということになっております。減少に転じてきてはいるものの、かなりの生徒数に上っております。現在、学校現場ではどういった対応策がとられているのでしょうか。教育長にお伺いをいたします。

○教育長（渡辺義人君） 各学校におきましては、いじめや不登校などの早期発見・早期対応のために、定期的な悩み調査や教育相談等を実施するほか、担任やカウンセラー等が、児童生徒一人一人に寄り添いながら、授業中の表情や子供同士の会話などから得られる小さなサインも見逃さないように心がけ、気になる子供につきましては、家庭訪問を実施いたしております。県教育委員会といたしましても、スクールカウンセラーや中途退学対策対応教員等を配置し、学校の組織体制づくりへの支援を行うとともに、児童生徒一人一人の悩みに対応するために、県教育研修センターの「ふれあいコール」やNPO法人への委託による「心の架け橋子ども専用電話」を設置するなど、教育相談体制の充実に努めているところであります。今後とも、家庭や関係機関等と連携しながら、すべての子供が学校生活に適応し、意欲を持って学ぶことができるよう、必要な支援を行ってまいりたいと考えております。以上です。

○川添 博議員 現場での校長先生や担任の先生方の御努力も大変大きいと思います。また、この中途退学者775人の中には、まじめに勉強がしたかったけれども、経済的理由でやめられる方もいらっしゃるそうです。ところで、残念なことに、一たんリタイアしてしまう生徒もいるわけですが、努力して専門高校などを立派に卒業して就職される生徒さんが、大体4,000人程度いらっしゃる。ところが、そのうち県内に就職した生徒約2,000人の約半数が3年以内に離職をしています。恐らく1,000人程度でしょうか。正確な数字がちょっとわからないところなのですが、こういう3年以内に早期で離職される、専門高校を卒業して就職された生徒さん方の離職を食い止める望ましい職業観を育成するためには、どのような取り組みを行っていかれるのでしょうか。教育長にお伺いをいたします。

○教育長（渡辺義人君） 望ましい職業観ということでお答えをさせていただきます。各学校におきましては、すべての教育活動を通して望ましい職業観の育成を行っておりますが、特に、ホームルーム活動や学校行事等においては、生徒が働く意義や目的を探求し、自分がどのような職業に向いているかを考える機会として、企業や保護者の方々による職業に関する講演や企業視察、インターンシップ等を実施しているところであります。このような学校の取り組みに対し、県教育委員会といたしましては、企業の人事担当経験者や教職経験者などを進路対策専門員や就職支援教員として配置したり、専門高校においては、生徒一人一人が働くことのとうとさや魅力を感じ取り、専門性の向上を図るために、キャリアアップ推進校を指定するなどの支援を行っております。今後とも、生徒が自己の個性を理解し、主体的に進路選択を行

い、生きがいを持って仕事が続けられるよう、望ましい勤労観、職業観の育成に努めてまいりたいと考えております。以上です。

○川添 博議員 ひとつよろしく願いいたします。

実際に卒業して就職された方々の、社会への適応状況や社会人としての成長過程といったものを、やはり3年程度は学校として何らかの形で追跡確認ができるといいのではないかと。また、送り出した先生方にそれをフィードバックして、次の教育プログラムに生かしていくべきものと考えます。ある程度の進路の調査はやっていかないと、学校側も教育プログラムの成果を確認できないのではないのでしょうか。追跡調査のようなものを行う考えはないか、改めて教育長にお伺いをいたします。

○教育長（渡辺義人君） 離職の状況やその理由を把握して、それを今後の進路指導に役立てていくことは、大切なことであるというふうに認識をいたしております。このため、県教育委員会におきましては、平成16年度に、平成14年度県立高校卒業者のうち就職した2,974人全員を対象にいたしまして、一人一人から聞き取りにより離職調査を実施いたしております。その結果、就職後1年以内の離職者は、16.2%に当たる482人です。離職の主な理由であります。いろいろありますけれども、例えば「仕事の内容が合わない」、それから「職場の人間関係がうまくいかない」「労働時間が不規則である」「休みが少なかったり土日に休めない」などといったものであります。今年度も、平成18年度県立学校卒業者を対象に同様の調査を実施し、現在分析中でありまして、来年度の早い時期には取りまとめができるものと考えております。以上です。

○川添 博議員 ありがとうございます。ぜひよろしくお願いいたします。特に、労働時間が不規則であったり休みが少ないというのは、ちょっと問題なところもあるのではないかなと思いますので、十分な調査も必要ではないかと思えます。

特に、若年労働者の離職が、現在の非正規労働につながっているというふうに言われております。そういった意味から、学校現場では、中途退学者、ひいては不登校生徒への的確な対応が求められております。その際に、臨時的任用講師の方も大事な担任や部活の指導を任せております。正式な教員と同様に、しっかりとした研修が必要かと考えますが、小中学校の臨時講師の研修システムはどのようになっているのですか。教育長にお尋ねします。

○教育長（渡辺義人君） 小中学校の臨時的任用講師の研修につきましては、毎年、年度当初に、教育事務所ごとに実施いたしております。主な内容といたしましては、教職員としての使命や服務、学習指導や生徒指導、保護者への対応などであり、これらは県教育委員会が研修の手引として作成しております「臨時的任用講師のための指導のポイント」に基づき行っているところであります。また、教育事務所ごとに開催しております教員の指導力を高めるための授業研究会や、市町村教育委員会が主催するさまざまな研修会、各学校の校内研修などにつきましても、臨時的任用講師が参加しているところであります。以上です。

○川添 博議員 ぜひ入念なフォローをお願いいたします。

ところで、平成12年度から民間からの校長先生、平成18年度から教頭先生の登用ができるようになりました。この厳しい学校現場であるか

からこそ、思い切って新しい発想を取り入れていくべきではないでしょうか。一部で事務職からの登用が行われているようですが、本県の民間人からの校長や教頭への登用の状況や全国での状況をお伺いいたします。

○教育長（渡辺義人君） 平成20年4月1日現在になりますが、公立学校への民間からの登用者数は、校長が39都道府県市で80名、教頭が3県で5名となっております。本県では、現在のところ、民間からの登用の実績はありませんが、多様な人材を活用することを目的に、今、御質問にありましたように、学校事務職員から1名を校長に、2名を教頭に任用いたしております。以上です。

○川添 博議員 全国では、80名の方が民間人から校長先生に登用されているようです。本県では、民間人からの登用はまだないようですが、現在、校長先生が449人、教頭先生が477人いらっしゃいます。数名ほど民間人から登用して、新しい風を、新しい手法で取り入れてもいいのではないかと考えております。導入の検討をできる余地があるでしょうか。改めて教育長にお伺いいたします。

○教育長（渡辺義人君） 民間からの校長等の登用につきましては、企業等におけるマネジメント経験を生かした学校経営が期待できることから、特色ある学校づくりを進める上で、有効な方策の一つであると考えております。この登用に当たりましては、どのような学校が適しているのか、また、教育効果を高める上で企業的手法をどのように生かすことができるかなど、他県の事例等も参考にしながら、引き続き検討してまいりたいと考えております。以上です。

○川添 博議員 ありがとうございます。ぜひ他県の成功事例なども参考にしながら、御検討

をお願いしたいと思います。

最後に、先ほどは県庁での女性管理職の登用についてお伺いをいたしました。学校における女性教師の校長や教頭への登用状況はどうでしょうか。また、全国の状況について、教育長にお伺いをいたします。

○教育長（渡辺義人君） 小・中・県立学校における女性の校長、教頭につきましては、平成20年4月1日現在、女性校長が37名で全体の8.2%、女性教頭が45名で全体の9.4%となっており、全国平均の校長12.9%、教頭15.3%に比較しますと、低い割合となっております。これは、校長や教頭の仕事が多忙であるという認識や家族の状況等で、なかなか踏み切れないということ等も、任用希望者が少ない原因の一つと考えられます。県教育委員会といたしましては、女性が管理職を目指す意欲を喚起するとともに、働きやすい環境づくりに一層努めていく必要があると考えております。以上です。

○川添 博議員 管理職になると、帰りが遅くなって大変だということですが、それで女性の希望者が少ないということなんですね。それはそのまま、学校の基本的な労働環境が良好なのかどうかということも考えていかなければいけないと思っております。

県庁にしましても、学校にしましても、やはり、女性の登用がややおこなわれているような感は否定できません。やはり、率先垂範すべき県庁や学校が、民間や女性の方を登用して、生き生きと活力のある組織をつくっていかねばいけないのではないのでしょうか。

かつて経験したことのない人口減少社会において、本県では、今から26年後には、現在の114万人の人口が91万人へ減少するという予想が出ております。出産や子育て期に女性の労働力が

落ちる減少をMカーブと言うそうですが、このMカーブを可能な限り解消して、女性が十分に能力を発揮できる社会を築くとともに、次の時代を担う若者をしっかりと育てて、社会的に自立できるようにしていくことが重要な課題であると思います。

我が国が戦後、世界の奇跡と言われる戦後復興をなし遂げたのは、寺子屋以来の長期にわたる教育によるものと言われました。少子化が進むからこそ、一人一人の持てる力を高めていくことが必要ではないでしょうか。県政の根幹は教育であり、郷土発展のかぎは人材ではないでしょうか。したがって、前例や従来の枠組みにとらわれていては、新しいことには挑戦できません。我々議会も、また県職員も、しっかりと考え直すときであると思います。今後とも、貢献できるよう努力してまいるということを申し上げて、私の質問を終わります。ありがとうございました。(拍手)

○坂口博美議長 ここで暫時休憩いたします。

午後2時45分休憩

午後2時59分開議

○坂口博美議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、河野安幸議員。

○河野安幸議員〔登壇〕(拍手) 自由民主党の河野安幸であります。議長のお許しをいただきましたので、一般質問を行いたいと思います。本日の最後になりました。お疲れでしょうが、おつき合いをお願いいたしたいと思います。なおまた、私は一括で質問をさせていただきますので、前向きな答弁をお願いいたすものでございます。

まずは、ふるさと納税について質問をさせて

いただきます。

平成20年4月30日に地方税法等の改正が行われ、個人住民税の寄附金制度が大幅に拡充され、任意の地方自治体に寄附を行うと、寄附した額の一定額について、居住している自治体の住民税控除が受けられるという、いわゆるふるさと納税制度がスタートいたしました。本制度につきましては、ふるさと納税を利用する人は、利用しない人より安い納税額で居住地の住民サービスを受けられるため、行政サービスを受ける住民が税を負担する「受益者負担の原則」から逸脱するとか、自治体の税務が煩雑になるなどの反対意見もあるようでございますが、地方間格差や過疎などによる税収の減少に悩む自治体にとりましては、格差是正を推進する一方策として有効な制度であると思っております。

現在、各自治体で、ふるさと納税の争奪戦が激化し始めているとの情報もあります。先般、新聞紙上において、お隣の鹿児島県が昨年末までに765件、計約6,000万円を集めたとの報道もありました。東京や大阪の県事務所に合計10名の専従班を置き、合わせて約50人体制でふるさと納税に取り組み、半年で200件以上の会合に出席、県出身の役員がいる会社など、約400カ所を訪問したとのことでもあります。また、鹿児島県では、原則として、県が一括して寄附の窓口になり、広報、事務を肩がわりするのに4割を県が受け取り、残りを各市町村に配分するという、独特の手法をとっているところでございます。

また、ある県や市では、ふるさと納税で寄附をしていただいた方に、地元の特産品を特典として贈呈する制度を設け、寄附集めを推進しているようでございます。この手法をとります

と、地元特産品のPRにもつながるわけですし、まさに一石二鳥ではないでしょうか。宮崎県におきましても、東京、大阪、福岡など、大都市には本県出身者が数多くいらっしゃいますし、その中には、会社役員、元政治家、元官僚、芸能・スポーツ関係者など、裕福な著名人の方もいらっしゃるのではないかと思います。本県出身者でなくても、宮崎を心のふるさとと思っていられる方々もおられると思います。何と申しましても、神話の国宮崎は日本のふるさとであります。

これは別の話になりますが、また、新聞紙上で拝見いたしましたのでございますが、東国原知事におかれましては、政治資金パーティーを県外で開かれるそうで、3月にまず東京で開かれ、その後、大阪や福岡でも開かれるとのことあります。会費は1人2万円、2,000人が出席する予定で、4,000万円前後の収入になるとの見通しでございます。東国原知事の知名度をもってすれば、2,000人、3,000人の人集めは容易なことだと思うのでありますが、個人的な政治活動以外にも、公務で人集めをやっていただき、ふるさと納税制度を大都市で推進していただきたいのであります。東京には知事の友人もたくさんいらっしゃるのだし、知事が国政に転身される前に、ぜひお願いをいたしたいものであります。

現在、県では、インターネット上に「ふるさと宮崎応援サイト」を設けていらっしゃいますが、何かインパクトが弱いような気がいたします。

そこで、知事にお伺いをいたします。常々、地方重視を訴えておられる知事として、このふるさと納税制度についてどのように考えていらっしゃるのか。今後、鹿児島県並みに専従班

を置いて、ふるさと納税制度の推進を図られる考えはないのか。また、参考までに、宮崎県におけるふるさと納税のこれまでの実績は幾らになるのか、御答弁を賜りたいと思います。

次に、肥料対策についてお伺いをいたします。昨年9月には、原油価格高騰対策について質問させていただきましたが、今回は肥料問題に絞って質問をいたします。

最近になりまして原油価格は下落しており、ちょっと安心しているところでございますが、肥料価格は3年前の1.5倍以上に上昇したままあります。燐酸肥料に至っては2倍以上上昇しており、今後もさらに上昇する気配さえ見せております。農業にとっては、肥料は絶対不可欠な資材であります。日本では、その原料のほとんどを海外輸入に頼っております。特に、燐酸肥料の原料であります燐鉱石は100%輸入しており、その多くを中国に依存いたしております。現在、アメリカ、中国を初め世界各国が、食料需要の増大、バイオ燃料の原料という食料以外の需要の増大に対応すべく、肥料資源の確保・保護に力を注いでおり、世界最大の燐鉱石生産国であるアメリカは、既に燐鉱石の輸出を禁止、中国においても、昨年5月に燐鉱石主要産地である四川省が大地震に見舞われたこともあり、今後の自国の農業保護のため、燐鉱石の輸出関税を100%に引き上げ、実質的な禁輸措置に踏み切ったところであります。このような状況を考慮しますと、将来的に肥料価格は上昇の一途をたどり、日本の農業、宮崎の農業が存続不可能になる事態が懸念されるのであります。

よく言われますように、農業は、食料を生産するだけでなく、国土、環境を守るという多面的な機能を有しておる重要な産業であります。この機能は、金額に換算しますと、年間で約8

兆2,200億円にも上ると言われております。そのためには、基本資材である肥料の安定供給ということが、極めて重要な課題となっているのであります。このように、肥料の原料のほとんどを海外に依存しては、安定供給は不可能でございませぬ。考えてみますと、県内には肥料の原料となり得る資源がたくさんございませぬ。全国有数の畜産県でありますので、牛ふん、豚ふん、鶏ふんが豊富にあります。このように、県内に豊富にある資源を活用して、宮崎県産の肥料をつくり、この肥料で宮崎県産の農産物を生産する体制を整えれば、将来にわたって肥料価格高騰の心配をしないで済む上に、宮崎県産農産物の付加価値も上がると思うのであります。

そこで、農政水産部長にお伺いいたします。県がリーダーシップをとって、産学官連携のもと、宮崎県の資源を活用した肥料を製造する研究並びに肥料製造工場建設を行うことが現在、喫緊の課題となっていると思っておりますが、県としてどのようにお考えになっておられるのか、御見解を賜りたいと思っております。

次に、食料自給率の向上に関する問題について御意見を賜りたいと存じます。

農林水産省では、食料・農業・農村基本計画の見直し作業を行っており、現在、先進国中最下位の39%まで落ち込んでいる食料自給率を50%に引き上げることを大きな柱にしております。2009年度の予算案でも、この食料自給率の向上のための事業に予算を集中させているところでございませぬ。特に自給率の低い品目は、麦類、豆類でありまして、小麦が14%、大麦、裸麦が9%、大豆に至っては5%であります。本県におきまして、これらの作物は作付面積が年々減少しており、麦類は、昭和50年に5,970ヘクタールあったものが、平成18年にはわずか63

ヘクタールに落ち込んでおります。大豆は、平成元年が1,510ヘクタールあったものが、18年になりますと457ヘクタールで、落花生を見ますと、平成元年が676ヘクタールあったものが、18年はわずかに61ヘクタールとなっております。

昭和40年代後半から50年代には、豆類や麦類の全国共励会におきまして、落花生で田野町や高鍋町の個人が、大豆では高原町の集団が、そして麦ではえびの市の集団が、表彰を受けた実績があるやに聞いております。当時、県としましても、落花生は輪作体系の有益な作物として、また、大豆、麦は水田転作作物として、盛んに奨励されたことを覚えております。私の住んでおります清武町におきましても、残暑の中、泥まみれになりながら、落花生の収穫作業をされている農家の方々を、あちこちで見かけたものでございませぬ。私もその1人でございませぬ。その後、中国からの輸入増加による国産落花生の価格低迷、転作奨励金の減額、また麦の収穫期が梅雨期と重なることによる品質・収量の低下など諸般の事情により、これらの作物は、先ほど申し上げましたように、作付面積が大幅に減少してきたところであります。

しかしながら、ここに来て、穀物をめぐる情勢が変わってきたのでございませぬ。中国やインドなどの発展途上国の経済発展による食料需要の増大、バイオ燃料の原料という食料以外の需要の増大、穀物主要輸出国での輸出規制の実施などにより、3年ほど前から穀物の価格が上昇傾向にあるのでございませぬ。日本は、世界最大の食料輸入国であります。将来、思うように食料を輸入できるかどうかは保証されておられません。かような状況を踏まえ、国としては、食料自給率の向上を重要課題に位置づけておるの

であります。同様に、県としても、食料自給率向上のための諸施策を講じる必要があるのではないのでしょうか。先ほど述べましたように、落花生は、連作障害を回避するための有効な畑作物であります。里芋、カンショなどの連作障害防止策として、再度、落花生の振興を図るべきではないのでしょうか。

また、小麦につきましては、平成15年に国の試験場が育成したミナミノカオリというわせのパン用硬質小麦が、福岡、熊本、大分県などで奨励品種になっており、栽培面積がふえているとのことをございます。インターネット上でも、純国産パン用小麦粉として、このミナミノカオリが多く販売されているようです。従来的小麦よりも成熟期が早いということで、梅雨期前に収穫できるのではないかと考えております。さらに、水稻の収穫機械、乾燥施設が利用できるため、新たな投資は必要ありません。農業機械の有効活用のためにも、本県の普通期水稻地帯で再度、黄金の麦畑を復活させるべきではないのでしょうか。

そこで、農政水産部長にお伺いいたします。県として、食料自給率向上対策としてどのような対策を講じられるのか。また、落花生、小麦、大豆の作付拡大を振興させる考えはないのか、明快な答弁をお願いいたします。

続きまして、葉たばこの振興についてお伺いをいたします。

先般、新聞紙上で、15年連続全国一を誇っていた宮崎県の葉たばこ作付面積が熊本県に抜かれ、2位に転落するとの記事が掲載されました。3年連続の台風、長雨の被害に加えて、資材・燃料代の高騰が追い打ちをかけ、生産をやめる農家が相次いでいるとのことでもあります。葉たばこは、機械化作業体系が進んでおり、本

県の土地利用型作物の基幹品目として、重要な位置を占めております。平成18年の農産物産出額を見ますと、第8位の77億円となっております。私の住んでおります清武町、お隣の田野町におきましては、葉たばこと漬物大根を組み合わせた作付体系が確立されており、大規模農業が営まれております。また、国富町は全国一の産地であり、この3町におきましては、葉たばこは、常に農業産出額の1位から3位を占めている重要な作物であります。

しかしながら、新聞報道にもありますように、依然として、燃料・資材代の負担などの増加が葉たばこ生産農家の経営を圧迫しており、このままでは葉たばこの生産は減少の一途をたどることが懸念されます。県として、葉たばこ経営の安定と日本一の産地としての確固たる地位を維持するため、病害虫対策の拡充、機械導入経費、肥料等資材費の助成などの対策を打ち出すべきではないかと考えております。宮崎にかわって日本一になる熊本県では、既に葉たばこ振興のための県単独事業を立ち上げているようでございます。なお、製品のたばこを取り巻く状況も、分煙化の推進などで年々厳しくなっており、たばこの増税論議もたびたび頭をもたげております。私ども愛煙家といたしましては、心の中では「年間のたばこ税は2兆3,000億円にもなるのにな」とつぶやきながら、肩身の狭い思いでたばこに火をつけ、たばこ税増税の行方を心配しているところでもございます。

そこで、農政水産部長にお伺いいたします。県ではこれまで、葉たばこ振興策としてどのような対策をとってこられたのか。さらに今後、葉たばこの振興策としてどのような対策を講じられるおつもりか、御答弁をお願いいたします。

なおまた、総務部長にお尋ねいたします。本県には、都道府県たばこ税は幾ら交付されているのか。あわせて、市町村たばこ税は幾ら交付されているのか、直近年度の推移をお聞かせいただきたいと思います。

次に、千切り大根の振興策についてお伺いをいたします。

今年は、千切り大根が史上初と言っていいほど高値でありました。千切り農家も満足いたしておるところでもございます。本県は、冬の日照時間が全国一であり、沿岸部では雪が降ることもまずないため、古くから冬作物として、国富町、清武町、田野町を中心に、千切り大根が生産されてまいりました。特に国富町では、町が中心となり、農業構造改善事業を初め各種補助事業を活用して、10数年前に千切り大根の小袋詰め機械、竹割り機械、^{すだけ}簾竹編み機械などの整備を行い、清武町を抜いて千切り大根日本一の座を確立したところであります。

御存じのように、千切り大根は、冬の季節風——清武町、田野町では「鰯塚おろし」と申ししておりますが——を利用して自然乾燥させる、環境に優しい自然健康食品であります。貯蔵もききまずし、災害時の非常食にもなります。私どもがまだ少年時代には、千切りを載せた貨物列車が、宮崎から雪国の北海道へ何台も運行していたことを記憶いたしております。冬、雪の降らない宮崎でしかできない農産物であり、まさに宮崎を代表する農産物の一つであると思えます。

千切り大根は、乾燥させる資材も自然の竹を割って編んだ簾竹を使いますし、屋外での自然乾燥ですので、比較的経費のかからない作物であります。さらに、漬物大根とは違って、高いやぐらに上がることもないため、定年退職され

たぐらいの年齢の方でも取り組める作物であります。現実には、清武町、田野町、国富町におきましても、若い人は漬物大根、比較的高齢の方は千切り大根に取り組むといった仕分けができておるのであります。農家の高齢化につきましては、折に触れ取り上げられる問題であります。現在、千切り大根を生産している農家も高齢化が進んでおります。同様に、簾竹も高齢化しており、更新の時期に来ております。宮崎の名産品である千切り大根を永遠に残していくためには、県としても、何らかの対策を講じる必要があるのではないのでしょうか。

その一つとして、まず、優先的に取り組むべき問題は、県主導のもと、農協あるいは民間企業と連携して、簾竹を製造し、安値で農家に提供するような体制を整えることではないかと思っております。また、県では、知事が率先して、定年退職された都会の方を宮崎に呼ぼうという運動を行っておられますが、これらの方々に千切り大根の生産を勧めてはいかがでしょうか。当然、初めて取り組むには、大根洗い機や大根切り機など資材購入費が必要となります。このためにも、何らかの財政支援を行う必要があると思っております。

そこで、農政水産部長に御質問いたします。千切り大根の振興策の一つとして、千切り大根で使用する簾竹を安値で農家に提供することはできないか、お尋ねをいたしたいと思えます。

次に、鳥獣による農作物への被害対策についてお伺いいたします。

近年、シカ、イノシシ、猿、カラス、ヒヨドリなど、野生鳥獣による農作物への被害が拡大しており、特に山間の農村では、その対策に苦慮しておるところであります。私の家の近くでも、収穫間近のスイートコーンを猿やカラスに

食べられ、収穫が半減したとか、最近では、白菜、キャベツをヒヨドリに食べられ、収穫皆無になったとの農家の人の話を耳にいたしております。平成19年度の「野生鳥獣による都道府県別農作物被害状況」を見てみますと、本県では、鳥獣類による被害面積が1,330ヘクタール、被害金額は1億8,783万円となっており、18年度と比較しますと、被害面積は225ヘクタール減少しているものの、被害額は3,754万円増加しております。さらに、国の資料を見ますと、野生鳥獣の生息分布域が全国で拡大しており、有害鳥獣の捕獲数は10年前に比較してふえているにもかかわらず、農作物の被害金額は全国ベースで約200億円と、高どまりをいたしているところがあります。

農家の方も、鳥害防止網やてぐすなどを張ったり、侵入防止さくを設置したりして、被害防止に努力しておられますが、これらの自衛策だけでは、もう限界に来ているのではないのでしょうか。県といたしましても、広域的な侵入防止さくを設置するとか、県主導による有害鳥獣の定期的な捕獲などの対策を講じる必要があるのではないかと思います。あす収穫しようと思っていたスイートコーンやキャベツなどが、カラス、ヒヨドリに食べられた農家の気持ちを察してみてください。このような野生鳥獣による被害は、農家の所得減少はもとより、営農意欲の減退をもたらすなど、農山村の暮らしに深刻な影響を与えているのであります。

そこで、農政水産部長並びに環境森林部長にお伺いしたいと思っております。本県における鳥獣害防止策として、現在どのような対策がとられているのか、また、今後どのような対策を講じられるのか、御答弁をお願いいたします。

以上で壇上からの質問を終わります。(拍

手) [降壇]

○知事(東国原英夫君) [登壇] お答えいたします。

いわゆるふるさと納税制度についてであります。本県では、「ふるさと宮崎応援寄付金」と名づけ、宮崎をふるさとと考えていただける皆様に、さまざまな施策を応援していただこうと、広く寄附をお願いしているところがあります。ふるさと納税制度は、ふるさとに貢献したい、応援したいという納税者の思いが活かされ、地方の活性化につながるものと期待されておりますので、一定の評価をしているところがあります。しかしながら、地方の財政力格差を抜本的に解消するためには、地方消費税の充実や地方交付税の持つ財政調整機能の充実が必要であると考えております。

ふるさと納税制度による寄附は、基本的には寄附される方の自発的な意思に基づくべきものだと考えておまして、コストの面も考慮しますと、専従班の設置など新たな人的・財政的措置等については、今のところ考えておりません。私といたしましては、今後とも、あらゆる機会をとらえて、全国の皆様に本県の魅力を発信するとともに、「宮崎を応援したい」「宮崎に寄附しよう」と思っただけのような県づくり、機運の醸成に取り組んでまいりたいと考えております。なお、寄附金の受入額につきましては、本年1月末時点で33件、826万7,000円となっております。以上です。[降壇]

○総務部長(山下健次君) [登壇] お答えいたします。

たばこ税の税収の推移についてでございます。直近、過去3カ年の決算が出ている数字で申し上げますと、県のたばこ税が、平成17年度23億2,000万円余、18年度が23億7,000万円

余、19年度が23億5,000万円弱ということになっております。一方、市町村のたばこ税につきましては、17年度が71億4,000万円余、18年度が72億8,000万円弱、19年度が72億円余ということになっております。以上でございます。〔降壇〕

○環境森林部長（高柳憲一君）〔登壇〕 お答えいたします。

鳥獣害防止対策の現状と今後の取り組みについてであります。環境森林部ではこれまで、野生鳥獣による被害を防止するため、有害鳥獣捕獲班への助成などによる捕獲対策を中心に取り組んでいるところであります。特に猿につきましては、平成19年度から、野生猿特別捕獲班への助成額の拡充や、捕獲用わなの購入助成などにより、捕獲の強化を図っております。また、今年度から、シカにつきましては、市町村と共同で、有害鳥獣捕獲したシカ1頭当たり5,000円を助成する事業を行うとともに、イノシシについても、狩猟期間を1カ月延長するなど、さまざまな捕獲強化に取り組んでいるところであります。さらに、今後は、シカ捕獲の一層の強化を図るとともに、市町村が行う有害鳥獣捕獲につきまして、農作物の被害を未然に防止するため、収穫前にあらかじめ捕獲ができます予察制度の積極的な活用を促進するなど、市町村や関係機関と連携し、より効果的な被害防止対策に努めてまいりたいと考えております。〔降壇〕

○農政水産部長（後藤仁俊君）〔登壇〕 お答えいたします。

初めに、畜ふん等の資源を活用した肥料製造等についてであります。本県では、家畜排せつ物や農産物残渣等のバイオマス資源を有機質肥料として活用しておりますが、化成肥料として高度利用することも重要であると認識しております。現在、国内肥料の価格高騰を背景に、本

県においては、県内2カ所の鶏ふん発電所から発生する焼却灰に、燐酸、カリウムが含まれていることから、化成肥料の原料として、県内外の肥料製造工場等に販売されております。また、JA宮崎経済連では、既にプラントを建設し、昨年10月から粒状化した焼却灰を活用して安い製品を製造・販売するなど、園芸部門等のコスト低減に貢献しているところでございます。さらに、民間と宮崎大学との間で、焼却灰から燐成分を抽出する共同研究等も進められており、資源循環の観点から大きな期待が寄せられております。県におきましては、これらの取り組みと連携を図りながら各種支援等を行っており、今後とも資源循環型社会の構築に向けた取り組みを推進してまいりたいと考えております。

次に、食料自給率向上対策等についてであります。本県は、米、畜産、野菜等を中心に、暖地特性を生かした農業生産を展開しておりますが、世界的な食料危機への懸念や、配合飼料価格の高騰等の現状を踏まえると、安全・安心な農畜産物の生産拡大や家畜飼料の自給体制の強化等は、食料供給県として果たすべき重要な役割であると認識しております。このため、食料や配合飼料などの輸入依存度を低減し、国全体の自給率向上に貢献できるよう、農地の面的利用集積による業務用野菜等の生産拡大、食品残渣等のエコフィードの活用、水田のフル活用による飼料用米や米粉の生産拡大などに、積極的に取り組むこととしております。また、麦、大豆や落花生につきましては、加工・業務用の需要増加が見込まれる中で、農地の有効利用や所得向上の観点からも、生産振興を図ることは重要であるとと考えております。県といたしましては、需要に応じた契約栽培を基本に、新たな品

種の栽培適性や作付体系等の検討とあわせ、国の制度等も活用しながら、生産拡大に取り組む農家を支援してまいりたいと存じます。

次に、葉たばこの振興策についてであります。葉たばこは、御指摘のとおり、土地利用型の基幹作物として大変重要であり、これまでも県単独事業等により、共同乾燥施設の整備や農家における機械の導入等を支援してきたところであります。しかしながら、近年、気候変動や病害の発生等により、3年連続で収量・品質が低下するなど、葉たばこ農家の経営は大変厳しい状況にあると認識しております。このため県としましては、関係団体と密接に連携し、個々の農家の実態調査を行うとともに、生産安定に向けた篤農技術の普及や、省力・低コスト化の推進を図り、農家経営の安定に努めているところであります。また、特に重要な疫病対策として、ことし2月にアグリマイシン100水和剤が使用可能となったことから、その適正使用についても、農家への周知を図っていくこととしております。これらの取り組みを通じて、葉たばこの収量・品質の安定化を図り、農家の生産意欲を高め、葉たばこ生産日本一の産地づくりを目指してまいりたいと存じます。

次に、千切り大根の振興策についてであります。本県の千切り大根は、全国一の生産額を誇り、その原料となる加工用大根は、冬場の貴重な露地野菜であり、早期水稲や葉たばこの裏作としても、その生産振興は重要と考えております。このため県といたしましては、生産の省力化やコスト削減を図るため、県単独事業等により、加工用大根の生産から加工までの機械施設等の導入を進めているところであります。今後とも、需要に応じた生産を基本に、なお一層のコスト削減や品質向上を図りながら、安全・安

心な日本一の産地として、生産振興を図ってまいりたいと考えております。

最後に、鳥獣害防止対策の現状と今後の取り組みについてであります。農政水産部では、有害鳥獣による農作物の被害実態に応じた防護対策を中心に取り組んでいるところであります。猿については、出没マップの作成や発信機等を利用した追い払い体制の整備、圃場周辺の緩衝地帯設置など、各地域の主体的な取り組みを支援するとともに、モンキードッグなどの新しい猿害防止技術の実証にも取り組んでいるところでもあります。また、その他の鳥獣については、侵入防止ネットや電気さくなどの被害防止施設等の導入を支援しております。今後は、鳥獣被害防止対策は全県的な取り組みが効果的であることから、昨年施行された法律に基づく「市町村被害防止計画」の作成をさらに促進するとともに、国の制度等も活用しながら、有害鳥獣の被害防止に努めてまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○河野安幸議員 前向きな答弁、まことにありがとうございます。

農政水産部長にお伺いしたいんですが、私は先日、都城の南国興産に行きまして、約2時間余り研修をさせていただきましたが、畜産廃棄物・副産物を処理し、豊富な有機肥料を製造されております。なおまた、鶏ふんを焼いて発電をされておりますが、その焼き灰には燐酸が20%、カリが18%含まれていると伺いまして、本当に感心いたしましたところでございます。話によりますと、農政水産部長もおいでいただいたということでございますが、宮崎県の農政のトップである部長として、南国興産を見られてどう思われたか伺いたいと思います。

○農政水産部長（後藤仁俊君） 県内には、家

畜排せつ物を初め、食肉・食鳥処理施設や水産加工場等から出ます副産物を高度処理し、ペットフードや肥料、さらにはエネルギー化してリサイクルする施設が数カ所ございます。南国興産もその一つでございますが、これらの施設は、持続可能な資源循環型産業を支える重要な施設であると認識しております。農水産業の安定的発展はもとより、地域経済の活性化や雇用の場としても、大きく貢献していただいているところでございます。今後とも、これらの施設との連携を図りながら、本県の農水産業のさらなる振興に努めてまいりたいというふうに考えております。

○河野安幸議員 国道269号清武町正手交差点の改良について、県土整備部長にお伺いいたします。

正手交差点は、高岡郡司分線、清武停車場線が交わる交差点でありまして、非常に混雑しており、269号線が激しい渋滞を起こしております。現在、コカ・コーラの跡地が空き地になっております。今なら用地の確保もできると思っております。そこで、清武停車場線に入る左折帯はできないか、住民の要望であります。県土整備部長の前向きな答弁をお願いいたします。

○県土整備部長（山田康夫君） 県におきましては、宮崎市中心市街地及びその周辺部の渋滞対策として、バイパスの整備などに取り組んでいるところでありまして、近年では、国道269号天満バイパス、県道宮崎西環状線北川内工区を初め、昨年7月には、国道269号加納バイパスを完成供用したところであります。御質問の正手交差点付近につきましては、加納バイパス開通後の周辺道路を含めた交通量調査の結果、周辺の道路からバイパスに交通量が転換したこと

で、交通量が増加したのではないかと判断いたしております。したがって、県としましては、厳しい財政状況の中ではありますが、国道269号正手交差点付近の交通の分散化を図るため、現在、県道宮崎北郷線の中野工区、城ヶ崎清武線の岩切工区、及び学園木花台本郷北方線の東宮工区、以上3つの工区の早期完成に取り組んでおりますので、これらの整備効果を検証しながら、正手交差点の改良の必要性について検討してまいりたいと存じます。

○河野安幸議員 次に、清武町の八重川でございますが、八重川のしゅんせつについて、県土整備部長にお伺いいたしたいと思っております。

八重川は、加納地区の真ん中を流れておる一級河川であります。川の中に泥がつき、雑草がはびこり、景観が悪くなっておりますのでございます。子供の通学道路でもありますし、大坪前川との合流地点も大雨のときの洪水も心配されるところでございます。そこで、八重川のしゅんせつはできないものか、県土整備部長の前向きな答弁をお願いいたします。

○県土整備部長（山田康夫君） 八重川につきましては、土砂の堆積が確認されました国道220号の両国橋下流600メートル間につきましては、3月中旬には除去工事に着手する予定であります。ただ、御質問のありました清武町内の区間につきましては、局所的な堆積は見られるものの、全体的にはむしろ河床低下の傾向と判断いたしております。また、河川周辺の環境整備につきましては、パートナーシップ事業あるいはボランティア制度を活用して、草刈りや河川清掃など、地域の皆様の御協力を得ながら、今後とも、河川周辺の景観あるいは環境の維持に努めてまいりたいと存じます。

○河野安幸議員 この八重川につきましては、

堤防を町道として使用させていただいており、子供の通学路でもございますが、これは上1メートルは、町が草刈りをして環境整備に取り組んでおるところでございます。その下のほうは、恐らく県にさせていただくものと私は思っておりますが、県土整備部長はどういうお考えか、もう一回、お聞かせください。

○県土整備部長（山田康夫君） 確かに、河川内の繁茂しております草につきましては、地元の方々といたうのも大変なこととは思っております。一方で、河川内につきましては、いわゆる水生生物の生息という意味合いでは、そういった草も必要かなとも思っておりますし、今後また研究させていただきたいというふうに思います。

○河野安幸議員 わかりました。県土整備部の対応に期待をしながら、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

○坂口博美議長 以上で本日の質問は終わりました。

あすの本会議は、午前10時開会、本日に引き続き一般質問であります。

きょうはこれで散会いたします。

午後3時44分散会

3月3日（火）

平成 21 年 3 月 3 日 (火 曜 日)

午前 10 時 0 分開議

出席議員 (44 名)

- 5 番 武井俊輔 (愛みやざき)
- 6 番 西村賢 (同)
- 7 番 川添博 (無所属の会)
- 8 番 河野安幸 (自由民主党)
- 9 番 山下博三 (同)
- 10 番 黒木正一 (同)
- 11 番 松村悟郎 (同)
- 12 番 坂口博美 (同)
- 13 番 前屋敷恵美 (日本共産党宮崎県議会議員団)
- 14 番 高橋透 (社会民主党宮崎県議団)
- 15 番 太田清海 (同)
- 16 番 外山良治 (同)
- 17 番 凶師博規 (愛みやざき)
- 18 番 松田勝則 (同)
- 19 番 中野廣明 (自由民主党)
- 20 番 横田照夫 (同)
- 21 番 十屋幸平 (同)
- 22 番 押川修一郎 (同)
- 23 番 外山衛 (同)
- 24 番 宮原義久 (同)
- 26 番 田口雄二 (民主党宮崎県議団)
- 27 番 河野哲也 (公明党宮崎県議団)
- 28 番 新見昌安 (同)
- 29 番 満行潤一 (社会民主党宮崎県議団)
- 30 番 徳重忠夫 (自由民主党)
- 31 番 井本英雄 (同)
- 32 番 丸山裕次郎 (同)
- 33 番 野辺修光 (同)
- 34 番 濱砂守 (同)
- 35 番 萩原耕三 (同)
- 36 番 黒木覚市 (同)
- 37 番 中野一則 (同)
- 39 番 井上紀代子 (民主党宮崎県議団)
- 40 番 権藤梅義 (同)
- 41 番 長友安弘 (公明党宮崎県議団)
- 43 番 鳥飼謙二 (社会民主党宮崎県議団)
- 45 番 緒嶋雅晃 (自由民主党)
- 46 番 水間篤典 (同)
- 47 番 中村幸一 (同)
- 48 番 蓬原正三 (同)

- 49 番 米良政美 (自由民主党)
- 51 番 外山三博 (同)
- 52 番 福田作弥 (同)
- 53 番 星原透 (同)

地方自治法第 121 条による出席者

- | | |
|----------|-------|
| 知事 | 東国原英夫 |
| 副知事 | 河野俊嗣 |
| 県民政策部長 | 丸山文民 |
| 総務部長 | 山下健次 |
| 福祉保健部長 | 宮本尊一 |
| 環境森林部長 | 高柳憲一 |
| 商工観光労働部長 | 高山幹男 |
| 農政水産部長 | 後藤仁俊 |
| 県土整備部長 | 山田康夫 |
| 会計管理者 | 長友秀隆 |
| 企業局長 | 日高幸平 |
| 病院局長 | 甲斐景早 |
| 財政課長 | 西野博之 |
| 教育委員長 | 大重都志 |
| 教育長 | 渡辺義人 |
| 警察本部長 | 相浦勇二 |
| 人事委員長 | 黒木奉武 |
| 代表監査委員 | 城倉恒雄 |

事務局職員出席者

- | | |
|--------|-------|
| 事務局局長 | 石野田幸蔵 |
| 事務局次長 | 弓削孝幸 |
| 総務課長 | 田原新一 |
| 議事課長 | 富永博章 |
| 政策調査課長 | 桑山秀彦 |
| 議事課長補佐 | 孫田英美 |
| 議事担当主幹 | 日高賢治 |
| 議事課主査 | 山中康二 |
| 議事課主査 | 隈元淳二 |

◎ 一般質問

○星原 透副議長 ただいまの出席議員41名。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、きのうに引き続き一般質問であります。

ただいまから一般質問に入ります。まず、宮原義久議員。

○宮原義久議員〔登壇〕(拍手) おはようございます。議長より発言の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

本日は、雨が降って大変足元の悪いところなんです。後援会長を初め何人かの方に来ていただきました。本当にありがとうございます。

先週の2月28日に県立農業大学の卒業式に出席させていただきました。本県基幹産業である農業の将来のリーダーとなられる60名の生徒が、夢と希望を胸に巣立っていかれました。また、3月1日には、県内各地で高校の卒業式がとり行われ、進学、就職とそれぞれの新しい道へと旅立っていかれました。現在の日本経済の100年に一度と言われる厳しい社会情勢の中への旅立ちとなりました。この子供たちの前途が明るいものであってほしいし、この厳しい中をくぐり抜けて、たくましく社会人として頑張ってもらいたいと感じたところであります。

それでは、通告に従い質問をしまします。

まず初めに、知事の政治姿勢についてお伺いをいたします。

知事就任2年が過ぎ、いまだに衰えることのない東国原知事ブームが続いております。それに引きかえ中央政界は、ごたごたが続いております。麻生総理の支持率低下、それに輪をかけ

る状況で中川前財務大臣の問題、2次補正予算の定額給付金問題、かんぼの宿の売却問題、結論が出たはずの郵政民営化問題などなど、中央政界は混沌としており、国会が政治をやっているのかと思えば、朝のワイドショーが政治をやっている状況に見えてきます。このような中央の政治の状況を知事はどのように感じておられますか。知事にお聞かせいただきたいと思っております。

以下の質問は自席で行います。(拍手)〔降壇〕

○知事(東国原英夫君)〔登壇〕 おはようございます。お答えいたします。

中央の政治状況についてであります。現在の国政の状況は、国民不在、機能不全、思考停止とも思えるような混迷のきわみにあり、国会の議論が膠着化している間に、景気や雇用はますます悪化している状況でございます。各政党が、自己の利益やお互いの立場、メンツばかりを前面に出し、不毛な主張を繰り返している場合ではありません。国政を担う方々には、国民のことをまず第一に考え、与党と野党の枠を超えて協力すべきは協力し合って、喫緊の課題である景気・雇用対策に真剣に取り組んでいただきたいと考えております。以上です。〔降壇〕

○宮原義久議員 ありがとうございます。今言われているような状況がありますので、今一番力を持っているのは全国知事会なのかなというふうに感じております。そのあたりで、知事会の力を使って、国の政治を正常化できるものであれば、その方向に持って行ってほしいというふうに思っております。お願いをしておきたいと思っております。

次に、新幹線の建設費増加に伴う地元の負担金の増加に対して、関係する知事の一部は反対

を表明し、09年度の県予算に地元負担増の増額計上を見送るなど、整備新幹線だけでなく、河川や道路など国直轄工事の負担金のあり方が問われる状況にあります。本県の直轄工事負担金も、平成10年度105億円、平成15年度118億円、平成19年度156億円、平成20年度159億円、平成21年度160億円が見込まれております。年々増加傾向となっている状況でございます。当初予算が大きかった時代からすると、緊縮型予算の中にあつて、直轄工事負担金の県予算の中に占める割合が大きくなっていますが、この点について知事はどのように考えておられ、また今後どのような行動をとられるか、お聞かせをいただきたいと思ひます。

○知事（東国原英夫君） 交通インフラ等の整備のおくれた本県といたしましては、その促進と維持管理水準の保持のため、直轄負担金制度による事業実施であってもやむを得ないと考え、これまで高速自動車国道の新直轄分を初め、直轄事業の所要額について応分の負担をしてきたところであります。この直轄事業負担金は、地方財政法の規定により支出が義務づけられているところでありますが、本来は、事業主体である国が負担すべきものであり、責任の明確化のためにも廃止されるべきと考えております。このことにつきましては、これまでも、地方六団体として強く申し入れを行ってきておりますが、このたび全国知事会では、プロジェクトチームを設置して、改めて直轄事業負担金をめぐる問題点を整理の上、国との協議を行っていくこととしており、私もそのメンバーに入っております。私としましては、このような協議の場やマスメディアなどさまざまな機会をとらえ、国と地方の役割分担を踏まえた権限と財源のあり方について積極的に意見を申し上げてい

きたいと考えております。

○宮原義久議員 ありがとうございます。各県非常に厳しい財政状況であることから、県直轄工事の負担金のあり方について異議を唱える状況となっているようであります。知事からもありましたように、国と地方の役割分担の明確化、知事がいつも、国の下請でないと言われていくように、地方六団体とともに、負担金のあり方について早急に国との協議を進めてほしいということをお願いしておきたいと思ひます。

次に、職員の人事交流についてお伺いをさせていただきますと思ひます。県職員の幹部職員の中に若い方がいらっしゃるなどと思えば、中央から来られた方であります。「中央からの職員の派遣は要らない」ともとれるような発言が、知事からたびたびあります。幹部職員の派遣については、県からの要請で行っていらっしゃるのか。また、中央からの要請なのかお聞かせいただきたいと思ひます。

さらには、今後の人事交流のあり方をどのように考えておられるのか。知事にお聞かせいただきたいと思ひます。

○知事（東国原英夫君） ますます厳しさを増す財政状況の中で、県政の重要課題に的確に対応し、県民本位の施策を推進していくためには、行財政運営について豊富な知識と経験を有する人材を、県庁内外を問わず幅広く求めていくことが、今後とも重要かと思ひております。そのため、現在、課長級以上で8名を国から登用しているところでありますが、いずれも、県政の推進を図るため、本県から国に対し派遣要請を行ったものであります。地方分権が推進される中で、このような派遣は少しずつ縮小される傾向になると考えられますが、地方自治体や民間も含めた人事交流というのは、職員の育成

や連携の強化といった観点からも大変有効であると考えておりますので、引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

○宮原義久議員 知事がテレビで、国が財源を持ち、また多くの権限を持っていると。県に押しつけると。さらには人まで押しつけるという趣旨の発言をされたということから、今回の質問ということになったわけですが、今の答弁を聞きますと、県が派遣要請をされて本県に来ていただいているということがわかりました。確かに中央から来られた——ここにいらっしゃいますが——財政課長を筆頭に、宮崎県のために一生懸命やっておられるわけであります。(発言する者あり)副知事もいらっしゃいますが……。国と県の関係、また市町村との関係で人事交流が重要であると思っておりますので、やはり知事の発言というのは、職員のやる気を引き出すような発言であってほしいなど。先ほど言いましたように、「人材まで押しつけるんですよ」というような発言は、やはり慎んでいただきたいということをお願いしておきたいと思っております。

次に、今の宮崎ブームは、知事自身が起こされたものでありますが、新年には、「ことしは知事が一步下がって宮崎ブームの定着化を図りたい」との考えを発言されております。私どもの政務調査として、自民党の総合農政調査会で中央の市場関係者との意見交換をした中で、「知事一人に頼った売り込みをやっていると、知事さんがいらっしゃらなくなったら大変ですよ」との御指摘もいただきました。そこで、これまでトップセールスとしてやってこられた売り込みから、今後どのような定番・定着化を図っていかれるつもりなのか、お聞かせいただきたいと思っております。

○知事(東国原英夫君) 宮崎の知名度が大きく向上する中で、宮崎の魅力を効果的に情報発信するため、「アピール戦略方針」を策定し、この方針に基づき、トップセールスやイメージ戦略に取り組んできたところであります。例えば、首都圏で実施した「みやざきweeeek」など、多くの民間企業等の協力を得て、全国各地で「宮崎フェア」を開催したほか、山形や宮城など他県との連携などによるPR効果の高いイベント等を実施し、旬の農産物や特産品など本県のさまざまな魅力を情報発信してまいりました。その結果、例えば「マンゴーなら宮崎県」「地鶏なら宮崎県」「スポーツキャンプなら宮崎県」といったイメージが定着し、高い評価を得たところではありますが、これらは、長年にわたる関係者の皆様の努力があつてこそのことであると考えておるところでございます。

本県には、農産物のほか、地域の祭りや観光地など、四季折々の魅力あふれる多様な資源がまだまだ豊富にあります。今後は、県民総力戦でそれらの魅力を磨き上げてくることが、まずは重要であると考えております。私は、引き続き県民の皆様の先頭に立って、その魅力を効果的に情報発信できるよう、メディアの活用やイベントの手法など常に創意工夫を凝らしながら、宮崎ブームの定番・定着化を図ってまいりたいと考えております。

○宮原義久議員 ありがとうございます。新年早々に、「知事が一步下がって」という発言もありましたが、答弁では「引き続き」ということでもあります。確かに、ブランド等の事業課と意見交換をさせていただきますと、この知事の知名度のあるうちに最大限売り込もうというのが本音であるようであります。それが宮崎県のためになることであると思っておりますが、先ほど言

いましたように、「知事人気だけにあやかる政策では限界ですよ」と、中央の関係者は見ておられるようでありますから、答弁でありましたように、創意工夫を凝らしてほしいと思ひますし、県庁内の若い優秀な職員の意見を、それぞれしどし取り入れていただいて、定着・定番化に向けて、どんどん事業を進めていただきたいということをお願いしておきたいと思ひます。

次に、宮崎市民から、「知事の危機管理を問う」という声が私に届けられましたので、知事の危機管理についてお伺いをさせていただきたいと思ひます。

ことし1月14日に、沖縄県糸満市の水道工事現場で米国製の不発弾が爆発し、2人の方が重軽傷を負った事故がありました。戦後60年たった今でも、沖縄には2,000トン以上の不発弾が埋没していると言われていたようであります。そうした事件が記憶に残っている直後の1月24日に、宮崎空港近くの宮崎市本郷北方の住宅街で、太平洋戦争中に米軍が使った250キロ爆弾がガソリンスタンド拡張工事中に見つかり、重機が接触したとの報道が流れました。2週間後の2月8日9時から不発弾の処理がなされ、11時に作業が終了するまで、その地域全体に緊張感が走ったようであります。当日は、現場から半径400メートルの住民に避難勧告が出され、11時48分に避難勧告は解除されたようであります。また、近くを通るJR日南線、JR宮崎空港線、宮崎空港でも、欠航やおくれにより多くの影響が出たようであります。幸いにも爆発することなく処理できたことが何よりでありますが、処理をする方々を初め多くの県民が危険を伴う作業をされておられるわけであります。知事は、宮崎空港が使用できないということで、朝、東京でのテレビ出演後、鹿児島空港

からヘリコプターで日南へ入れ、茨城ゴールデンゴールズとチームそのまま宮崎で野球をされていたようであります。以前に、アメリカの原子力潜水艦と水産高校の実習船が衝突事故を起こした折に、時の内閣総理大臣がゴルフをしており、そうした衝突事故を告げられたにもかかわらず、対策本部などの設置の行動がおくれたとの非難を受けましたが、今回の事件は、知事御自身が処理できるわけではありませんので仕方がないというふうには思ひますが、宮崎市の不発弾処理の対応について、担当職員に対してどのような指示をされたのか。処理中に爆発でもしたら一大事となったわけであり、処理当日の連絡状況はどうだったのか、お聞かせいただきたいと思ひます。

○知事（東国原英夫君） 今回の不発弾につきましては、発見当日の1月24日に報告を受けたところでありますが、その際、担当部局に対し、地元宮崎市と連携し、県警や自衛隊等関係機関との連絡調整を十分に行うなど適切に対応するよう指示したところであります。不発弾の処理につきましては、自衛隊、自治体、警察等の機関が協力して実施しておりますが、処理に当たっては住民の避難を伴うケースが多いことから、災害対策基本法上、避難勧告や指示の一次的な権限を持つ市町村が中心となって対応を行っております。今回の処理においても、これまでの経験等をもとに宮崎市を中心として対応されたところでありますが、県としましても、発見から処理終了までの間、危機管理局や県土整備部の職員が宮崎市を支援し、対応に当たってきたところであります。処理当日におきましては、宮崎市が設置した現地対策本部に職員を派遣し、その状況について適宜報告を受けておりました。なお、処理が無事終了し、安全宣言

が出されたことについては、鹿児島空港に到着した際に報告を受けたところであります。

今回の不発弾処理が無事に終了したことにつきましては、発見直後から迅速に対応していただいた宮崎市を初め、自衛隊、県警、消防、各事業所等の関係機関の皆様、そして何よりも住民の皆様のお理解と御協力のおかげであると考えております。心より御礼申し上げたいと思っております。以上です。

○宮原義久議員 何かこういった問題が起きると、ブログであったりいろんなところで早急な対応を打たれたり、知事を先頭にやられるというのがよく目につくんですが、今回の場合は余りそういうところが見えなかった、知事の顔が見えなかったということから、地域住民に不満が残っているようであります。そのあたり、十分、県の職員としても対応をやられているということであれば、やはり知事の顔が見えるような形で対策をやってほしかったなというふうに思っているところであります。

宮崎市民も宮崎県民でありますし、処理については宮崎市を中心に対応されておられますが、支援ということではなくて、合同対策本部の設置というような形で処理がなされるべきであったのではないかとこのように思いますし、今後も、いざというときには迅速な対応と市町村との連携を密にとっていただきますよう、要望いたしておきたいと思っております。

また、この点については、沖縄県知事はいち早く関係省庁にも——あそこは爆発したということもありますが——費用負担を含めていろんな要請もやられるということのようでもありますから、同じ状況で、爆発はしなかったものということになります。沖縄県あたりとも、どういう状況で省庁と交渉されたのかということ

なども、連携をとっていただければありがたいかなというふうに思っております。要望にかえます。

次に、市町村合併について何点かお伺いをさせていただきます。

市町村合併については、何回となく質問をさせていただいておりますが、我が西諸地域においても、いろいろな枠組みの中で協議会が立ち上がっては消えしながら、小林市と旧須木村が合併旧法の中で合併し、今回、1月21日に、知事にも特別立会人として御出席いただき、小林市・野尻町合併協定調印式が行われました。それを受けて今回の議会に、議案第58号で、小林市と西諸県郡野尻町の廃置分合案が提案されております。これにより合併新法期限内の合併が現実のものとなります。ただ、何回となく協議を重ねてきた高原町が、町立病院問題の調整が整わなかったことから合併できなかったことは、非常に残念であります。西諸2市2町1村の時代から「西諸は一つ」という言葉があり、小林、高原、野尻の合併により、西諸は一つになる時代が近いと思っておりましたが、現実には厳しいものとなりました。

また、県内においては、宮崎市と清武町の合併問題で先月22日には住民投票があり、賛成6,610票、反対6,217票で、393票差で宮崎市との合併が動き出すようであります。票差はわずかで賛成が上回っておりますが、賛否半々の状況は、住民の合併に対する不安のあらわれというふうに考えます。

そうした中で、市町村合併を所管します総務大臣が、1月31日、宇都宮市で開かれたタウンミーティングで、「これ以上の市町村合併はどうかと思う」と述べられております。市町村合併に対して、所管大臣が否定的な見解を示され

ております。つまりは、市町村の数さえ減少すればいいとの考えで、合併を国は考えていたようにもとれる発言であります。知事はこの発言をどのように考えられますか。

○知事（東国原英夫君） 市町村合併につきましては、国において、合併新法の期限でありますところの平成22年3月末を見据え、引き続き、自主的な市町村合併を推進していく方針であるとのことあります。また、今後の市町村合併のあり方につきましては、現在、国の第29次地方制度調査会において調査、審議がなされているところであります。県といたしましては、それぞれの地域での市町村合併に向けた取り組みが円滑に進められるよう、今後とも必要な支援や働きかけを行ってまいりたいと考えております。

○宮原義久議員 鳩山総務大臣の発言を、まず携帯電話のニュースで知りました。2月1日、毎日新聞でも記事として取り上げられておりました。ただ、小さく取り上げられておりましたので、大臣の発言も余り重みがないのかなというふうに思ったところであります。市町村合併支援室へ連絡をしたところ、すぐに国のほうへ確認をとっていただきました。国の見解は、今、知事が答弁をされたとおりのようですが、「所管大臣が軽はずみな発言をされては困る」というくらいの申し入れはやらないと、国がちょっとおかしな状況なのかなということを考えておりますので、十分そのあたりも検討していただいて、合併がうまくいくような方向で働きかけをしていただきたいと思います。

次に、人口から見た市町村の適正規模について質問させていただきます。1月15日に、内閣官房・九州地域戦略会議主催の「道州制シンポジウムin宮崎」が開催され、対談者であった知

事から、「市町村の最低人口は7万から8万くらいは必要」という発言があり、1月21日の小林・野尻の合併協定調印式における発言は、「5万人くらいは必要」ということでありました。町から市へ昇格するための条件が5万人であることを考えると、そうなるのかなというふうに考えますが、一概に無理やり人口だけを基準とするわけにはいかないと考えます。今後の宮崎県の一市町村の適正人口規模についてのお考えをお聞かせください。

○知事（東国原英夫君） 市町村の適正な人口規模についてですが、特に明示されたものはございません。県の市町村合併推進構想において、将来の望ましい市町村の姿として、7つの地域をお示ししているところであります。県といたしましては、市町村行政を取り巻く情勢が大きく変化する中で、これからの市町村には、みずからの責任と判断で、地域の実情に応じた行政サービスを効率的に提供できる規模と能力を有する自治体であることが求められると考えております。

○宮原義久議員 今、答弁にありましたように、「市町村は、みずからの責任と判断で、地域の実情に応じた行政サービスを効率的に提供できる規模と能力を有する自治体」という漠然としたものではなく、人口だけの基準を示すことはなかなか難しいということであれば、例えば、こういうことができないといけないというような例を挙げた基準を定めて、市町村合併に向けていろいろと相談をしていくべきではないかなと考えますので、そのあたりも検討していただきたいというふうに思っております。

次に、県内の市町村の中では、合併を実行した自治体、合併に向けて行動をしている自治体、いまだ議論を行っていない自治体とさまざま

までありますし、全国の中において合併が進んでいない県と言えるようではありますが、先ほど知事より示していただきました適正人口規模の自治体に持っていくため、一つの適正な大きさの自治体に持っていくために、県としてはどのように取り組まれるのか。これは総務部長にお聞かせいただきたいと思っております。

○総務部長（山下健次君） 適正な人口規模というのは、考え方として、先ほど知事が申し上げたとおりでございますが、県におきましては、今後の合併推進の方向性を示した「宮崎県市町村合併推進構想」に基づきまして、各市町村の自主的な合併を推進しているところであります。合併新法の期限まで、残り1年余りとなっておりますことから、各地域で合併に向けた一層の取り組みがなされるよう、合併機運の醸成に努めますとともに、市町村に対して必要な支援や働きかけを行ってまいりたいと考えております。

○宮原義久議員 機運の醸成を図っていくということなのですが、合併をやれやれと言ってやれるものでもないというふうに思います。この前も話がありましたが、合併をやったところでも、「やらなければよかった」という話も出てくるわけでありまして。これから先が皆さん不安であるわけですから、先ほど言いましたように、有効な自治体の規模というのを数字で示されないのであれば、最低これぐらいのものは末端の自治体でやれる、仕事としてはこれができないと自治体としては一つの大きさじゃないんじゃないかというようなものを示していくべきじゃないかと思っておりますから、よろしくお願いをしたいと思います。

次に、市町村合併が進むことで、道州制も現実のものとなるように考えます。毎議会、道州

制の質問が出ていますが、九州知事会として、いつごろまでに道州制移行を目指す方針で議論されているのか。さらには、道州制に向けての専門職員や事務局の設置などの状況を、知事にお聞かせいただきたいと思っております。

○知事（東国原英夫君） 道州制につきまして、現在、国や全国知事会などさまざまな機関で議論されておまして、政府の道州制ビジョン懇談会では、昨年3月に出された中間報告の中で、2018年までに道州制に完全移行すべきとされております。九州知事会では、道州制への移行時期については明示しておりませんが、私は、国民の間に蔓延する閉塞感を打破し、地域主権を実現するため、道州制の意義や導入のメリットについて、主権者である県民の十分な理解をいただいた上で、できるだけ早期に実現しなければならないと考えております。また、九州知事会として、道州制に関する専門職員や事務局は設置しておりませんが、官民が一体になった検討組織である九州地域戦略会議において、道州制についての議論を行っているところであります。

○宮原義久議員 専門職員とか事務局は特別設置していないということではありますが、先ほど話がありましたように、2018年ごろというのがめどになるようでありまして、日本経団連が2015年、九州市長会がおおむね10年後、2016年あたりをと、2015年から2018年ごろというのが大体皆さんの共通した考えであるようでありますから、そう長い時間ではないというふうに思います。そのあたりに向けて、各自治体が合併をきちっとやれて、ある程度自立できるような状況——なかなか財政的に厳しいと思っておりますが——そこまで手をとってあげての合併ということにつないでいってほしいと思っております。

す。

次に、農業問題についてお伺いをさせていただきます。

国際的な景気の悪化から、大手企業までもが経営内容の見直しを推し進めております。契約社員を中心に、1企業でも数万人単位のリストラが行われており、日本経済へ大きな影響が出ております。そこで見直されているのが農業であり、農業をやりたいという人が増加傾向にあるようであります。ただ、農業の現状も、原油高騰、飼料高騰、肥料高騰、諸材料費の高騰など生産費の大幅なアップにより、非常に厳しい経営状況という現実があります。そうしたことから、農業に携わられる方の高齢化、担い手の減少、耕作放棄地問題などで、農業も大きな岐路に立たされております。ただ、農業を経験したことの無い人から見れば、のんびりと家畜を飼い、米や野菜を生産しているように映っているのだらうと思いますが、いざ経営となりますと想像以上の苦労が必要という現実を、就農させる以前に指導しておかなければならないと思えます。

県におかれましては、1月24日、経済・雇用緊急対策における就農相談会を開催され、1日で61人の参加があったようであり、内容としては、農業に興味を示す方や県の臨時雇用の相談、年代別では30代、40代、20代の順となっているようであります。平成19年度の就農相談件数が459件に対して、ことし1月24日から2月17日までの間に相談があった件数が215件となっているようであります。そこで、1月補正でみやぎ農業チャレンジ支援事業として2,150万4,000円で、本県での就農に意欲を有する若者を対象として県で臨時雇用し、農業試験場や農業大学校において圃場管理等を行っていただき

ながら、就農ガイダンスや新規就農の確保及び担い手の育成を図ることとなっているようですが、興味を持って臨時雇用となられた方々の仕事ぶりなり、就農に向けての考え方についてはどのようになっているのか。農政水産部長にお伺いしたいと思います。

○農政水産部長（後藤仁俊君） 県では、みやぎ農業チャレンジ支援事業を実施するに当たって、就農意欲を有することを前提として募集を行いまして、採用した臨時雇用者は、農業大学校等における圃場管理の業務などに従事しております。現在まで、2月に29名、3月に19名を採用しておりますが、業務に従事する中で、臨時雇用者の方からは、「一日も早く独立して農業がしたい」、あるいは「農業の技術をもっと勉強したい」などの就農に向けた強い意欲がうかがえるところであります。これらの方々は、農業法人への就業や自営の農業を希望しておりますが、今後はさらに、就農ガイダンスや農業法人とのマッチング面接会等十分なフォローアップを行いながら、一人でも多くの方が就農できるよう努めてまいりたいと存じます。

○宮原義久議員 そういった答弁をいただきましたが、現在の農業の状況は、プロの農家であっても非常に厳しい経営をされております。仕事がないからということで、「農業でもするか」くらいの方を容易に農業へ進めることは、逆に非常に厳しい将来が待っているというふうに思いますので、そのあたりしっかりと、厳しいという面の指導もやってほしいということ要望しておきたいと思えます。

次に、農産物の販売価格という点から質問させていただきます。全国トップクラスの残留農薬の測定をされ、ブランド化し、食

の安心・安全を売りにしての販売戦略となっています。他県と比較して安心・安全を売りにしての生産をしている農家にとっては、その安心・安全を維持するための努力があるわけであり、当然そこにはその分の付加価値がつき、きちんと付加価値分が取引に反映されていると思われるのですが、現状はどのようになっているのか。農政水産部長、お聞かせください。

○農政水産部長（後藤仁俊君） 食に対する信頼が揺らぐ中で、「宮崎産なら安全・安心」といった消費者の信頼を勝ち取るため、全国トップの残留農薬検査システム等の産地の取り組みを、フェアの開催やトップセールスで広く周知するとともに、市場、量販店とのパートナーシップの一層の強化を、これまで推進してきたところであります。これらの取り組みの結果、完熟マンゴーや宮崎牛などの認知度や産地の信頼度が着実に向上するとともに、ピーマンやキュウリ等については、量販店のプライベートブランドに採用されるなど、一定の成果が上がっていると認識しております。今後は、さらに関係団体と連携しながら、みやざきブランドの付加価値が十分反映されるよう、契約取引の拡大を図るなど農家所得の安定向上に努めてまいりたいと存じます。

○宮原義久議員 一定の成果が上がっているとは私も思っております。また、部長もそのように認識されているようではありますが、私を感じるには、付加価値分が価格に反映されている状況ではないようであります。ただ、宮崎の農産物は安心・安全という点においては、自信の持てる体制となっていることは間違いはないかなと評価するところではありますが、農家ができることは、安心・安全なものをつくることまでであります。それをいかに高く売るかというの

は、知恵を絞り工夫をしない限り、なかなか厳しいかなというふうに思っておりますので、関係機関とも連携を図りながら、その分、価格に反映できるように努力をしていただきたい。そういう施策を打っていただきたいと思っておりますので、要望しておきたいと思っております。

次に、糖度検査機器等の性能が上がり、割らずに糖度の測定ができるすばらしい技術であります。消費者は一概に糖度だけを求めているものではないというふうに思います。一番は、やはり見た目がよくないとだめだと思います。形の悪い規格外品が幾ら味がよくても、価格にはなかなか反映されないのが現状であります。高級果物を生産される施設園芸農家の方から、「検査機器の性能がよくなり、農家の収入が大きく減少した」という話を聞かされます。農家の収入を上げるための検査が農家を苦しめているわけであります。糖度がどうしても高値販売の基準ということであれば、収穫までの技術指導などを県が中心となり、しっかりやってほしいというふうに思います。その指導をしっかりやらなければ、新規就農どころか、現在のある程度の技術を持った農家までもが消えてしまいますが、農政水産部長、どのように考えられますか。

○農政水産部長（後藤仁俊君） 近年、メロンやマンゴー等の高級果物においては、外観はもちろん、糖度、均一性等、より高い品質が消費者から求められております。県といたしましては、これまで、各地域の普及部門を中心に生産者への技術支援等を行ってまいりました。今後はさらに、平成21年度新規事業としてお願いしております、「目指せ「所得アップ」経営・技術サポート作戦」におきまして、高級果物についても、モデル集団を設置し、県と関係機関等

で構成するサポートチームが重点的な支援を行うこととしております。これらの取り組みにより、品質の高い果実を生産するための栽培技術の確立・普及を推進し、農家の所得アップを図ってまいりたいと存じます。

○宮原義久議員 マンゴーは、完熟して落下するという状況までということになるんですが、メロンの場合は、収穫時期というのが、ハウス全体が同一の収穫となります。つまりは、収穫までにどれだけ糖度を乗せられるかということが価格を左右することになりますので、収穫の適期と収穫の前の糖度をどうやって乗せるかという技術の確立が、一番重要ではないかなというふうに考えております。県が中心になって、こういった栽培技術のさらなる確立と普及というものに力を入れていただきますようお願いをしたいと思います。いい機械が入って農家の所得が減るといのはおかしいというふうに思います。当然それに伴っただけの技術を農家にも指導していただきますよう、お願いを申し上げます。

次に、農産物の海外戦略についてお伺いいたします。今回、商工観光労働部の新規事業で、みやざき県産品東アジア販路拡大戦略推進事業を計画されております。この事業は、農産物だけでなく、広く県産品の海外輸出を促進するものとなるのだろうと考えますが、まずは県内農産物の海外輸出の現状を、農政水産部長にお聞かせいただきたいと思っております。

○農政水産部長（後藤仁俊君） 本県の農畜産物の海外輸出につきましては、平成16年度から、香港やシンガポール等の海外の量販店においてフェアを開催するなど、関係団体と一体となった取り組みを進めております。その結果、ミニカンショや完熟キンカン、宮崎牛などの農

畜産物が、香港やシンガポールを初めとする東アジアやアメリカの量販店で継続的に取り扱われ、平成19年度の取引数量は約157トンになるなど年々増加してきております。

○宮原義久議員 答弁にありましたように、157トンということでありますから、かなりの量が出ているんだなというふうに思っております。出ていく経費と、実際、向こうの販売価格の関係まで突き詰めて検証していく状況が必要かなとは思いますが、まずは、知事がよく言われますように、海外に向けて宮崎の品物を、とりあえずはどんどん出していくと。一回口に入れてあげないと、なかなか厳しいのかなというふうに思っておりますから、積極的に各関係機関、一般の農家でもそういう方はいらっしゃると思いますので、連携をとっていただきたいというふうに思っております。

次に、東アジアを相手に宮崎県単独での販路拡大を図るよりは、道州制という議論も一方ではありますので、今回の販路拡大戦略推進事業も1,039万4,000円の事業であります。こうした事業は、九州各県ばらばらに取り組まれているというふうに考えられますが、九州各県持ち寄り、九州輸出戦略くらいやらないと、インパクトが薄いんじゃないかというふうに考えます。九州単位、南九州3県単位などで取り組むべきではないかというふうに考えますが、商工観光労働部長にお伺いをいたしたいと思っております。

○商工観光労働部長（高山幹男君） 各県と連携した輸出の促進ということでもありますけれども、少子高齢化等によりまして国内市場が縮小する中で、地理的にも近くて、富裕層が増加している東アジア諸国は、新しい可能性に富んだ魅力的な市場となりつつありますことから、本県を初め各県が、積極的に輸出に取り組んでい

るところでございます。輸出に当たりましては、県によりましてターゲットとしている国が異なることや、産品が競合することなどから、各県それぞれが創意工夫を凝らしながら取り組んでおりますけれども、農畜産物の輸入制限や文化や商慣習の違い等から、単独での取り組み等が難しい中国などにつきましては、九州合同での商談会開催や見本市出展などに取り組んでいるところであります。効率的、効果的な海外への販路拡大を図っていくために、今後とも、各県と連携できるところは連携しながら、少しでも多くの県産品の海外への販路拡大と、定番・定着化を図っていききたいというふうに思っております。

○宮原義久議員 九州合同で連携できるところは連携をとるということでありますが、どこがもとになって連携をとるように進めるかということも問題であるかなというふうに思います。九州は一つというような考え方から、うちの県がそれをやってもいいのかなとも思いますので、九州各県と連携をとられて、1,000万の予算よりは、各県持ち出せば億単位になると思いますので、そういうような施策を打っていただくように要望しておきたいと思っております。

次に、教育問題についてお伺いをいたします。

まず、県立高等学校の中途退学者問題についてお聞かせいただきたいと思っております。中途退学者の推移は、前回の議会でもお示しいただきましたが、平成15年491名、平成16年392名、平成17年487名、平成18年477名、平成19年413名となっているようであります。退学するにはそれなりの理由があるというふうに考えますが、現在、授業料等の滞納が増加しているとよく聞かされます。景気の悪化から、県民の多くが厳し

い生活環境となっておりますし、そうした問題から授業料等の滞納が増加している現状があるのではないかと心配をするものであります。経済的な面は親の問題であり、子供に何ら責任があるわけではないのであります。授業料等の滞納がある家庭では、おのずと子供に伝わるものであると思っております。そうした経済的理由から授業料の滞納が発生した場合の、教育委員会としての対応について、教育長にお伺いいたします。

○教育長(渡辺義人君) 経済的理由から授業料の納付が困難な生徒に対しましては、県立高等学校授業料減免制度により、授業料全額を免除しているところであります。また、授業料減免制度の適用の有無にかかわらず、経済的理由により修学が困難な生徒に対しましては、宮崎県育英資金により修学資金の貸与を行っております。なお、保護者の失職や勤め先の倒産等により家計が急変した場合には、同育英資金における緊急採用制度により、迅速に救済を図っているところであります。今後とも、こうした救済制度の適切な運用により、生徒の修学機会の確保に努めてまいりたいと考えております。以上です。

○宮原義久議員 授業料の免除制度や修学資金等の貸与など、生徒とも十分な連携をとりながら、迅速な対応をお願いしたいと思っております。また、貸与したものが滞納となってしまっただけでも子もないと思っておりますので、制度の中身についても、生徒にも十分周知をされるよう望みたいと思っております。

次に、携帯電話の部分を取り上げさせていただこうと思いましたが、この携帯の部分は次の機会にでも回したいと思っております。

教育問題の中で薬物の問題についてお伺いを

させていただきたいと思います。先日、薬物の使用で摘発された数が、警察庁より発表されました。覚せい剤絡みの摘発が1万1,041人、前年比968人の減であります。一方、大麻絡みの摘発者が2,778人、前年比507人の増であります。過去最悪の記録となっております。芸能界、有名大学生、大相撲の力士、オリンピックに出場したスポーツ選手など、子供たちのあこがれる職業の模範となるべき人たちの使用は、大きな影響があると思います。年代別では、20代が1,516人(54.6%)、30歳代が682人、20歳未満が220人(7.9%)となっており、大学生89人(前年比3人減)、高校生49人(前年比21人増)、中学生2人です。決して他県での問題でなく、全国的にも高校生の摘発が伸びていることを考えると、覚せい剤や大麻などの薬物の危険性についての教育が重要と考えます。そこで、薬物乱用防止対策について、教育委員会としてはどのような取り組みをなされているのか、現状をお聞かせいただきたいと思います。

さらに、薬物の危険性について、県警と教育委員会が連携をとって、小・中・高等学校の教育を行うことが重要と考えますが、教育長並びに県警本部長にお伺いをいたします。

○教育長(渡辺義人君) 薬物乱用につきましては、児童生徒の健全な心身の発達に悪影響を及ぼす重大な問題として受けとめております。小・中・高等学校におきましては、日ごろから、保健体育科の授業はもとより、学級活動や総合的な学習の時間などの教育活動全体を通して、薬物乱用と健康について指導いたしております。また、警察職員や学校薬剤師等による薬物乱用防止教室を開催しており、特に高等学校におきましては、警察の担当者から、現在起きている大麻事件などの具体的な事例をもとに、

薬物の危険性等について強く注意を促していただいているところであります。なお、平成19年度の公立学校のこの教室の実施割合は、小学校で30%、中学校で83%、高等学校で93%であり、今後、中学校、高等学校では完全実施を目指すことにいたしております。

県教育委員会といたしましては、児童生徒の発達段階に応じた的確な指導ができますように、文部科学省や警察庁が作成いたしました指導資料やDVDなどを学校に配付して、指導の充実に努めているところであります。今後とも、警察などの関係機関とさらに緊密な連携を図り、継続的な薬物乱用防止教育の推進に努めてまいりたいと考えております。以上です。

○警察本部長(相浦勇二君) 薬物乱用につきましては、成長過程にある児童生徒の心身の発達に重大な影響を与えるものでありますことから、警察におきましては、児童生徒に対して早い段階から適切な啓発活動が重要であると考えております。そこで、小学生、中学生、高校生に対しまして薬物乱用防止教室を開催して、薬物の危険性、有害性について広報啓発活動を推進しているところでございます。昨年は、薬物乱用防止専用の広報啓発車を活用して、各学校において、延べ回数で151回、約3万5,000人の児童生徒さんを対象に薬物乱用防止教室を開催いたしました。今後とも、教育委員会、学校と連携しながら、近時、大麻の蔓延が見られる状況を十分に踏まえながら、少年の薬物乱用防止のための広報啓発活動を推進してまいりたいと考えております。

○宮原義久議員 薬物の危険性について、教育の現場において警察と十分連携がとられているようで安心をしたところであります。これだけ頻繁にテレビのニュースで流れると、興味を持

つ子供たちも出てくると思いますし、いつそうした薬物と出会うかわからない状況が考えられます。県内の小・中・高等学校でしっかりとした教育がなされ、薬物が入りづらい環境をつくるのが重要であります。今後も、しっかりとした指導をお願いしたいと思います。

先ほど言いましたように、教育問題のうち携帯電話の問題と、消防団員の確保については、次回の質問に回させていただきたいと思いません。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

○星原 透副議長 次は、外山衛議員。

○外山 衛議員〔登壇〕（拍手） 初めに、知事に、県内の振興策についてお尋ねします。

知事も任期の折り返しを迎えられ、これまでの検証を踏まえ、意を新たにされていることと思います。マスコミの絶大なる支援を受けたセールス活動の効果により、宮崎県が全国の表舞台に立ったことは紛れもない事実ではあります。しかしながら、表舞台で主役を演じるだけの準備ができていのかについては、冷静に考えなければならないと思います。

さきの議会にて、宮崎県の現状を五右衛門ぶろに例えて話をいたしました。「五右衛門ぶろは、表面がたぎっておっても、中が冷たい水では」との問いかけに、知事は、「よくまぜて入る」と、機転のきいたとも言える返答をいただきました。五右衛門ぶろは、まきの残り火やふる自体の余熱でお湯が冷めにくく、また、ふる底でたまった湯が軽くなり上に行き、水面の冷たい湯は重くなり底に沈むという対流により、常に温かい状態を保てるのが魅力であります。最高のお湯にするためには、表面のたぎり湯を対流させながら中を温めなければなりません。

知事のつけたまきの火により、表面のたぎりが始まったとは感じております。これから県民総力戦による対流を促進しなければと思っております。

総力戦においては、個々の力を最大限に生かすために、指揮官が個々の力を熟知し、効果的な戦術を展開する必要があります。我々県政に携わる者は、常に県内の状況を十分に把握した上で、その任に当たらなければなりません。県内も、県南、県央、県西、県北とそれぞれの地域が特性を持つ中で、抱える課題も異なり、振興策も異なると考えます。それぞれの地域の特性を生かした施策を展開することこそが、宮崎県全体の発展の基礎であると考えます。そこで、県政運営の中での課題を地域別にどのように把握し、解決するためにどのような施策を展開しようと考えておられるのか、知事にお伺いします。

以下、自席から質問いたします。（拍手）
〔降壇〕

○知事（東国原英夫君）〔登壇〕 お答えいたします。

地域別の課題把握等についてであります。私は、知事就任以来、県内各地に可能な限り足を運び、地域実情に直接触れるとともに、市町村長との意見交換や県民フォーラムなど、あらゆる機会を通じて地域課題の把握に努めてきたところであります。県内各地域を見ますと、雇用の確保や中山間地域対策、さらには医師確保や交通網の整備など多くの共通した課題を抱えており、また、それぞれの地域の実情によって課題解決に向けた優先度も異なっているところがあります。例えば、議員御出身の県南地域では、東九州自動車道の整備促進、商店街の空洞化、観光や漁業の振興等がよく話題になりま

す。したがって、今後とも、各地域の振興に当たりましては、このような地域の声や実情をよく踏まえた、きめ細かな施策展開を図ってまいりますとともに、各地域がそのポテンシャルを最大限活用し、将来にわたって自立できるような取り組みに対して、積極的に支援してまいりたいと考えております。〔降壇〕

○外山 衛議員 次に、県と市町村の関係について伺います。平成18年以降、道州制の議論が活発化し、目を追うごとに高まっております。九州市長会においても、「九州府」構想推進研究委員会によるさまざまな検討がされているようであります。しかしながら、現在の国、都道府県、市町村という機構の中では、県と市町村の関係が非常に重要であると考えます。そこで、本県における市町村との関係について、3点ほど伺います。

1点目は、緊急時の県職員派遣についてであります。平成17年の台風14号災害の反省に立ち、大きな災害が発生しそうなどときには、市町村に県職員を派遣して連絡調整を図るように改めるとの説明を受けておりますが、その後どのような対応がなされておられるのかを、総務部長にお伺いします。

○総務部長（山下健次君） 災害の発生時におきまして迅速的確な応急活動を実施するためには、刻一刻と変化する被害の状況を県と市町村が連携しながら確実に共有していくことが大切でございます。そこで県では、被害の状況等に応じまして、災害対策本部の地方支部である出先機関等の職員を市町村に派遣いたしまして、県と市町村との連絡調整を行うこととしております。そのための取り組みの一環といたしまして、昨年8月には、職員の派遣時に活用できる衛星携帯電話とデジタルビデオカメラをすべて

の地方支部に配備したところであります。また、ことしの1月には、地方支部と市町村の連携を強化する観点から、災害凶上訓練研修を共同で実施したところであります。幸いなことに今年度は、職員を市町村に派遣するような大きな災害は発生しておりませんが、今後とも市町村と緊密に連携して、応急対策を初めとする災害対策の充実に努めてまいりたいと考えております。

○外山 衛議員 2点目ですが、日常的な県職員の派遣についてであります。宮原議員の質問とも重複しますけれども、地域振興を図るためには、市町村においても、外部からの力や新たな感覚が必要と考えます。そこで、県職員がもっと市町村に出向し、そこに住みながら——いろいろな問題がありますけれども、そこに住むことが重要と考えます——一緒に地域づくりに取り組むことも重要であると考えますが、このことについての見解を、県民政策部長にお伺いいたします。

○県民政策部長（丸山文民君） 県職員が市町村に出向しまして、ともに地域づくりを進めることは、県と市町村が一体となった取り組みが展開されること、また、県職員の地域の実情への理解が進展することなどが期待され、有意義なことと考えております。また一方、市町村にとりましては、地域づくりに外部の視点が入り入れられるという利点があるとも考えております。このようなことから、県では来年度から、新規事業の「中山間盛り上げ隊」派遣事業の中で、新たに3名程度の県職員を中山間地域に年単位で派遣し、町村役場に駐在させることといたしております。

○外山 衛議員 3点目ですが、県の設置している県外事務所の有効活用についてでありま

す。市町村単独で県外に事務所を設置することは、合理的ではありません。県の事務所にもっと多くの市町村職員を受け入れて、一緒に県をPRしながら、それぞれの市町村も売り込むような体制をつくるべきと考えますが、このことについてはどのようなスタンスをお持ちなのかを、県民政策部長にお尋ねします。

○県民政策部長（丸山文民君） 現在、県外事務所におきましては、東京事務所と福岡事務所に各1名ずつ、延岡市及び日向市から研修職員を受け入れているところであります。研修職員は、人材育成の観点や、県産品のPR、流通あるいは企業誘致といった特定の業務への従事など、派遣元市町村の要請に応じて受け入れているものであります。県外事務所は、県産品の販路拡大を初め、観光PRや企業誘致活動の最前線であることから、市町村が職員を派遣することは大変有意義であるとともに、県といたしましても、地域の実情に精通した市町村の職員と相互に情報交換をすることによりまして、より効果的できめ細かな業務を行うことができるものと考えております。このため今後とも、市町村の要請に応じまして、積極的に研修職員を受け入れてまいりたいと考えております。

○外山 衛議員 次に、TR高千穂鉄道廃止路線の展望について、同じく県民政策部長にお尋ねします。

現在、沿線の日之影町におきましては、廃棄される予定であった2両の車両を譲り受け、簡易宿泊施設に改装して、日之影温泉駅構内に設置し、「TR列車の宿」と銘打って、来年オープンさせる計画が進んでおります。またあわせて、駅舎内に鉄道資料館をつくったり、線路跡を遊歩道にして自転車を貸し出す構想についても検討がされているようであります。廃線の悲

しみを乗り越えて、新しい観光資源として活用すべく積極的な取り組みがなされております。去る2月11日に車両が駅構内に設置されて以来、多くの人が見物に訪れているということで、私は、鉄道ファンを初めとした観光客の集客増につながるものと期待しているところであります。そこで、このような取り組みに対して県からの助成措置はあるのか。また、他の沿線区間で同様の動きがあるようであればお聞かせください。お願いします。

○県民政策部長（丸山文民君） 旧高千穂線の施設の活用につきましては、御質問にありましたように、日之影町が、鉄道施設を生かしたまちづくりに具体的に取り組まれており、県も、駅周辺の整備計画の策定や列車の改装等に対しまして支援を行っております。一方、他の沿線自治体では、庁内や議会内に検討組織が立ち上がったところであり、今後、地域のニーズや特色を踏まえ、具体的な活用策の検討がなされるものと考えております。県といたしましても、施設の積極的な活用が図られますよう、今後とも、沿線自治体と十分連携しながら対応してまいりたいと考えております。

○外山 衛議員 次に、JR日南線のトロッコ列車についてお尋ねします。

TR高千穂鉄道のトロッコ列車がJR九州に移管され、この秋から日南線に導入されることとありますが、このことは、低迷している日南線の利用促進や県南の観光振興から考えると、非常に喜ばしいことではあります。そこで、以下3点についてお伺いいたします。

1点目は、路線や時間、料金等を含めて、具体的にどのような導入計画になっているのか。わかりましたらば、県民政策部長にお伺いします。

○**県民政策部長（丸山文民君）** JR九州から伺っているところでは、ことしの秋をめどに日南線で運行させる計画でありまして、運行区間やそのダイヤ、あるいは指定席料金等の特別料金を設定するのかどうかといった具体的な方法につきまして、現在、社内で鋭意検討中であると伺っております。

○**外山 衛議員** 続いて、利用促進策についてであります。PR方法を含めまして、どのような利用促進策を考えておられるのか、同じく県民政策部長にお尋ねします。

○**県民政策部長（丸山文民君）** トロッコ列車の運行は、利用者数の減少が続く日南線の活性化を図る好機と考えておりまして、地元が中心となり、地域の観光資源なども生かしながら、列車の有効活用を図ることが必要だと考えております。このため県といたしましては、21年度の新規事業といたしましてトロッコ列車活用促進事業を実施し、運行開始セレモニーやマスコミを通じたPRを行いますとともに、日南線沿線の自治体や観光協会等が行う駅舎の改修や鉄道沿線の美化、あるいは、トロッコ列車を活用したイベント列車や観光ツアーの企画等の取り組みに支援を行ってまいりたいと考えております。

○**外山 衛議員** 3点目は、観光振興への活用についてであります。トロッコ列車を周辺地域の観光振興に生かすべきと考えます。それにつきましてどのような対策を考えておられるのか。また、市や町、民間施設との連携をどのように考えておられるのか、商工観光労働部長に伺います。

○**商工観光労働部長（高山幹男君）** 日南線沿線地域におきましては、青島とか鉄肥など県内を代表する観光地がありますとともに、プロ野

球やサッカーなどのキャンプ、「伊勢エビ祭り」などのイベント、それから森林セラピー、温泉などさまざまな魅力にあふれておりまして、これらとトロッコ列車を結びつけていくことが大変重要であるというふうに思っております。このため県といたしましては、関係団体、観光関連事業者等と協力しながら、JRと共同で観光キャンペーンを実施するなどの取り組みを進めていきたいというふうに思っております。また、観光列車の活用としましては、例えば、えびの市真幸駅では、地元のまちづくり団体が、乗降客に地元でとれた野菜などを販売するとともに、列車の乗客に手を振って見送るなど心温まるおもてなしで、多くの観光客から好評を得ているような事例もございます。日南線につきましても、地元において、沿線の魅力向上や駅舎の利活用など、利用客のおもてなし向上に向けた取り組みを進めていただくよう働きかけてまいりたいと思っております。

○**外山 衛議員** よろしくお願ひしたいと思ひます。これからですから、お願ひいたします。

次に、商店街の振興対策について商工観光労働部長にお尋ねいたします。

新聞報道によりますと、中小企業庁が全国の商店街を対象に行った実態調査では、全体の約70%が、商店街の現状として、「衰退している」または「衰退のおそれがある」と認識しているようであります。また、宮崎商工会議所の調べでは、宮崎市中心部の商店街の空き店舗数が、昨年9月時点で192店舗と過去最多となったようであります。本県の中心地ですらこのような状況でありますから、私の地元である日南市を初め、他の地域の商店街も惨たんたる状況であります。一方、郊外の大型量販店などは客足が減っていないようであり、やはり、公共交通

機関が発達していない本県においては、車での移動が常であり、駐車場の確保を含めた中心市街地の空き店舗対策が必要急務であると考えます。

他県の例を申し上げますと、愛知県におきましては、まちづくり団体や学生のグループなどが、生産者や商店街と連携し、空き店舗を活用して地元農産物の販売あるいは情報提供を行う、市街地等の空き店舗を活用した地産地消の推進、また、島根県では、子育てサロンの設置に対しての支援や助成を行っているようであります。このような事業や仕掛けを行うことがきっかけとなり、県内各地域の中心市街地に人が集まることで、町のにぎわいが創出され、地域全体の活性化につながると確信をしております。そこで3点伺います。

まず1点目は、空き店舗の現状についてであります。県内における商店街の空き店舗の数と、商店街に占める空き店舗の率についてお伺いをいたします。

○商工観光労働部長（高山幹男君） 空き店舗でございますけれども、県で毎年、県内の主要14商店街において実施しております空き店舗調査によりますと、平成20年7月現在の空き店舗数は、調査しました全489店舗のうち117店舗となっております。空き店舗率は23.9%、前年と比べまして2.7ポイントの増加となっております。

○外山 衛議員 2点目、空き店舗対策についてであります。空き店舗の対策については、どのような施策を行っておられるのかをお尋ねいたします。

○商工観光労働部長（高山幹男君） 空き店舗対策でありますけれども、商店街といたしますのは、買い物の場の提供でありますとか、生活の

質の向上など地域住民の生活に不可欠でありまして、空き店舗対策を含めた地域商業の振興を図ることは大変重要なことと認識しております。このため県におきましては、空き店舗を活用した商店街の利便性の向上や、にぎわいの再生に向けた取り組みを支援してきたところであります。具体的には、地域商業づくり総合支援事業によりまして、例えば、日南市岩崎商店街における高齢者交流施設の運営、西都市妻駅西地区商店街におけるギャラリーの運営やイベントの開催などについて助成しております。商店街の活性化に努めてきたところでございます。

○外山 衛議員 もう一点でございますが、平成21年度の施策についてであります。新規事業で、まちなか商業再生支援事業に取り組まれる予定であります。この事業により、どのような成果を期待されているのか。また、今後どのように商店街の振興を図っていこうとされるのかお伺いいたします。

○商工観光労働部長（高山幹男君） まちなか商業再生支援事業でありますけれども、この事業は、人口減少など厳しい商業環境の中で、商店街独自では活性化に取り組むことが困難になってきておりますことから、商店街が産業や観光などの地域資源を活用して行うイベントの開催でありますとか施設整備などに助成するものでございます。このような取り組みを重点的に支援することによりまして、商店街を中心とする「まちなか」のにぎわいづくりや買い物の場の再生など、その成果やノウハウが、例えば川南町の「軽トラ市」のように、県内に広がることを期待しているところでございます。

また、商店街の振興を図るためには、商店街全体の活性化とともに、個々の店舗の魅力向上

や経営力の強化も重要でございますので、経営・相談窓口の提供や勉強会の開催などを支援していくことといたしております。

県といたしましては、今後とも関係機関と十分連携を図りながら、商店街の振興に向けた取り組みを、ソフト・ハード両面から支援してまいりたいと思っております。

○外山 衛議員 ありがとうございます。

ここからは、入札関連についてお尋ねいたします。

質問に入る前に、時事通信社が発行している「地方行政」という情報誌の2009年1月26日付の記事の一部を紹介したいと思います。記事のタイトルは、「検証・東国原県政 一般競争入札全面導入で落札率急落―「性急過ぎる」と業界抵抗―」であります。御紹介いたします。

読み上げますが、冒頭に、「官製談合が完全になくなるだけで投資的経費の5%が浮くんです。100億円が浮くんです。そのお金を医療や福祉に何で向けんとか。私は公共事業が悪いと言っているんじゃない。県内の中小企業の土木、建築業の方々が悪いと言っているんじゃないんです。その方々も県民です。でも、官製談合をやめることによって、その人たちの税金は安くなるんです」「この官製談合のせいで落札率96%、日本で最悪だった。5年も10年も官製談合しちよっとですよ、悪いですよ。そこを私は改革するんです」ということから知事選に踏み切られまして、この中に、中段ですが、「入札制度改革を開始した07年、県内の建設業者の倒産件数は52件と前年より19件増加。建設業の倒産は、全体の倒産件数(101件)の51.5%を占めた。08年も11月までに全体の倒産件数97件のうち建設業者52件が倒産している。その中に、「建設関連産業危機突破総決起大会」等の記載

がありますが、後段に、「知事は自身の著書「知事の世界」で、「指名競争入札を一般入札に切り換えた入札契約改革については、少し性急だったかという思いはある」と記している」。また、「「入札契約改革を一気に進めれば、倒産なり失業者なりが出ることは予測できていた。その一方で、ゆっくり進めるのでは改革にならないという思いがあった」と、建設業者の倒産は織り込み済みだったことを明かしている」。こういったことが、「地方行政」——いわゆる公務員の方々、皆さんが読んでおられる情報誌と思います——に記載がございました。

最後のくだりを読みまして、知事をお願いしたいんですが、一度決めたことでも、状況によっては撤回、あるいはもとに戻す勇気があってもいいと思うんであります。また、それも改革であろうと思います。横田議員も昨日言っておられました。決して戻すことは後退ではありません。前向きな改革でありますから……。なお、知事のモットーであるスピード感、いつも言われますスピード感を具現化する機会ではないかと思っております。

そこで、県土整備部長にお伺いします。知事の答弁は求めません。わかり切ったことでありますけれども、部長、入札における予定価格、設計価格といいますか、これはどのような位置づけと認識をされておりますか。

○県土整備部長(山田康夫君) 予定価格は、設計図書で定められた工事目的物をつくるために必要な価格でありまして、標準的な施工能力を有する建設業者が、それぞれの現場条件に照らして、最も妥当性があると考えられる標準的な工法で施工する場合に必要な経費を設定いたしております。なお、地方自治法上、競争

入札により契約を締結する場合においては、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を契約の相手方とするものとされており、

○外山 衛議員 もう一点です。落札率が低いことが何よりも最良とお考えでしょうか。

○県土整備部長(山田康夫君) 落札率につきましては、競争入札の結果でありまして、高い低いについての適・不適を判断することは困難でありますけれども、現在の本県の落札率は、建設投資の大幅な減少、そして一般競争入札の拡大により、競争性が高まっていることによるものと考えております。これらに加えて、景気の急速な悪化等もあり、建設産業が極めて厳しい経営環境に直面していることは十分認識いたしております。

○外山 衛議員 毎回、よく競争性という言葉が出ますけれども、私は今、当県における競争性というのが、後ろ向きといたしますか、下へ向いたほうの競争性というふうに認識しているんですよね。それはいいと思います。

私は、本来、入札とは適正金額であるべきで、企業の経営努力によって、つまり、経費削減に取り組んだ結果、必要経費を織り込んだ金額を提示するものであると考えます。それであれば、公共工事、公共事業の意味がないと思います。そこで、最近の現状を見ますと、最低制限価格に張りつく金額で業者の応札が集中するという傾向が見られますけれども、県土整備部長、このことについてはどうお考えでしょうか。

○県土整備部長(山田康夫君) 今申し上げましたように、建設投資の大幅な減少、一般競争入札の拡大による競争性の高まりにより、最低制限価格付近での入札が多い傾向にあるものと

考えております。こういった厳しい経営状況に置かれている建設産業の実情に応じた支援に努めますとともに、入札・契約制度についても、引き続き、制度の検証、見直しを行ってまいりたいと存じます。

○外山 衛議員 よろしく申し上げます。

昨日の中野廣明県議の議場配付資料が手元にございますので、ちょっと読み上げます。「九州各県入札制度の状況」、それぞれの県の平成19年度競争入札の平均落札率が一覧表になっております。福岡県90.6%、佐賀県88.8%、長崎県88.6%、熊本県93.3%、大分県92.4%、鹿児島県94.2%、沖縄県88.2%、宮崎県83.3%。この表を見るときに、なぜこの厳しいときに宮崎が低く抑えなければならないのかという疑問を持つところでもあります。これも答弁は結構でございます。

続けます。中村議員の代表質問の中にありましたけれども、特に測量関係などにおいては、最低制限価格が65%、この設定などはどう考えても論外と言わざるを得ません。これも含めて、ぜひとも見直しをお願いしたいと思いません。

次に、知事に伺います。過去の議会の答弁におきまして、「落札率が下がれば、その経費節減分——執行残とも言えるんですけども——が再投資できる」との答弁が幾つかございました。そのお考えは今も変わってはいないと理解してよろしいでしょうか。

○知事(東国原英夫君) 入札の結果、予算に残額が生じた場合は、道路、河川等、必要な社会資本整備の再投資に活用することができるということでありまして、残額を生じさせて再投資するという考えではありません。

○外山 衛議員 例えば事業費1,000万円の案件

があったとします。これを落札率75%で執行したとすると750万円になります。その執行残250万円をまた75%で執行となれば、もともと適正な設計によれば1,000万円かかるものを、それを下回る金額で受注するわけでありますから、業者は利益を出さどころか赤字になりかねません。結局、それでは、せっかくの公共事業、いわゆる事業であります、市中にお金が回らない、景気の浮揚など考えられないと思うのであります。今日のように実質経済の低迷期においては、落札率に余り縛られることなく、予算をより効果的に執行するという考え方を持ってもよいのではないかと思います。また、それが一つの景気浮揚に対する対策と言えらると思いません。

そこで、入札制度改革についてお尋ねします。ここ2年の間、入札に関しては、業界からの要望も考慮しつつ、幾つかの試行がなされておりますが、主にどのような取り組みをされてきたか、また、その結果をどう検証されているか、県土整備部長に伺います。

○県土整備部長（山田康夫君） 本県では、より公正、透明で競争性の高い入札・契約制度を確立するため、平成19年度から抜本的な改革に取り組んでおりますが、並行して改革の検証も随時行い、一昨年10月には最低制限価格の見直しも行ったところであります。しかしながら、建設投資の大幅な減少や競争性の高まりに加え、景気の急速な悪化等により、建設産業が極めて厳しい経営環境に直面していることは十分認識いたしております。このため県といたしましては、入札・契約制度について随時見直しを行ってきており、特に本年度は、見積もりを行わない不良・不適格業者の排除等を図る観点から、予定価格の事後公表の試行を行うとともに

に、技術力や地域貢献度が高く地域に根差した建設業者が受注しやすい環境を整備する観点から、本県独自の地域企業育成型の総合評価落札方式を創設したところであります。また、さきの臨時県議会で公共事業費約40億円の増額補正を行い、その執行に当たりましても、早期発注、地域企業の受注機会の確保などに努めているところであります。

○外山 衛議員 9月議会でも質問しましたが、再度。現在、予定価格250万円以上の公共工事について条件付一般競争入札としているところを、福島県の例に倣いまして、例えば予定価格1,000万円以上などに改める意向があるかないか。再度、県土整備部長に伺います。

○県土整備部長（山田康夫君） 入札・契約制度につきましては、談合事件により失われた県民の県政に対する信頼を回復するために一般競争入札に移行してきましたことから、今後とも、一般競争入札の枠組みの中で、制度の検証、見直しを行うとともに、厳しい経営環境に置かれている建設産業の実情に応じた支援にも努めてまいりたいと考えております。

○外山 衛議員 この場で具体的には答えられないでしょうから、検討をお願いします。

続けます。中村幸一議員の代表質問と重複しますが、今、世界は、100年に一度と表現されるほどの経済危機を迎えているようであります。もちろん、県も国も補正予算等でさまざまな政策を掲げて対応しておるところでございますが、長崎県に倣って最低制限価格を90%に引き上げてはどうかと考えます。県内のすべての産業が疲弊して落ち込んでいる今、即効性がある政策ではないかとも思いますが、知事はどのようにお考えか伺います。

○知事（東国原英夫君） 最低制限価格につき

ましては、一昨年10月に引き上げを行ったところでありまして、全国的には遜色のない水準となっておりますが、建設投資の大幅な減少や一般競争入札の導入による競争性の高まりに加えて、昨今の経済情勢等により、会社の経営は非常に厳しい状況にあると認識しておりますので、今後、関係各位、現場等のさまざまな意見をちょうだいしながら、どのような対応ができるのか、引き続き検討してまいりたいと考えております。

○外山 衛議員 現時点ではその答弁になるのかと思いますが、先ほどの中野廣明議員の議会提出の資料の数字を見ますと、遜色ないと言えないんでしょうが、九州の中においては一番低いんですね。この辺もちょっと考慮されてはいかがかと思えます。

関連して、長崎県の最低制限価格の引き上げにつきましては、知事の意向であったのか、それとも事務方の提案で行われたものであるのかを、県土整備部長に伺います。

○県土整備部長(山田康夫君) 長崎県における最低制限価格引き上げの経緯でございますが、経済・雇用情勢等が一段と厳しくなっている状況を考慮し、長崎県の庁内でさまざまな対策を議論される中で、最終的に最低制限価格の引き上げの試行が取りまとめられたものと理解をしております。

○外山 衛議員 前向きな検討をお願いしたいと思います。国や他県の状況を見ながら検討するのではなく、知事の英断でもって、ぜひ最低制限価格を90%に上げていただくことを要望しておきます。

この件は、中村議員の代表質問の中で3度ほどやりとりがございまして、現在においては明確な答弁はなかったので、ここでは、答弁はも

う結構でございますので、よろしく願います。もっとも、議場で一般質問においてすべての結論が出るわけではございませんから、ある意味、問題提起の場と認識しております。御検討よろしく願います。

最後に、皆さんゴルフをやると思いますが、ニアピン賞というのがございます。ニアピン賞というのは、カップにより近いほうが賞をとるわけでございます。法制度上困難なことは百も承知で申し上げます。入札においても、例えば1,000万円の予定価格であれば——もちろん事後公表であります——999万9,999円で応札した業者が落札とすることはできないんでしょうか。その業者は積算能力にすぐれている優良な業者との判断もできるのではないのでしょうか。つまり、発注側、いわゆる執行部、県は、しっかり積算、設計をした上で予算に計上するわけですから、その範囲内であれば問題ないと思うんです。その範囲内で執行される事業に問題ないはずでありますから。もちろん、この考え方は余りにとっぴ過ぎるかもしれませんが、しかし、私が申し上げたいのは、そのぐらいの逆転の発想を持って取り組まなければ、業界の厳しい現状を打破することはできないということでもあります。このことにつきましては、答弁は求めません。意味合いを好意的に理解していただき、知事に、ぜひとも思い切った施策の展開を図っていただけるように強く要望いたします。

もう一点です。知事は就任当初、改革路線を標榜して、「宮崎型改革」を全国レベルに波及させようとしておられました。ところが最近では、特に今議会での答弁を聞いていると、「国や他県の動向を見ながら検討する」というふうにトーンダウンしているようで、当初の意気込

みとの違和感、ずれを感じているのは私だけでしょうか。もしかすると、一番違和感を感じておられるのは知事御自身かもしれません。知事におかれましては、これからも飽きることなく県勢発展に御尽力いただきたい。元来、行政のトップの仕事は日々の積み上げでありますから地味であります。また孤独であります。「朝の来ない夜はない」と申します。将来の明るい展望を信じて、お互いに頑張りましょう。

これで私の一般質問を終わります。(拍手)

○星原 透副議長 以上で午前の質問は終わります。

午後は1時再開、休憩いたします。

午前11時34分休憩

午後1時0分開議

○坂口博美議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、高橋透議員。

○高橋 透議員〔登壇〕(拍手) 滝田洋二郎監督、本木雅弘さん主演の映画「おくりびと」が、日本作品として初めてアカデミー賞外国語映画賞に選ばれました。アメリカではこれまで、異国情緒がある時代劇が注目されてきたそうですが、生き死にや弔いという普遍的なテーマを笑いととも描いた「おくりびと」が、新鮮に映ったのではないかということでもあります。ある映画評論家が、「アカデミー賞はその時代の社会情勢を反映する。今のアメリカは戦争中で、その上、不況の殺伐とした時代。「おくりびと」は死がテーマだが、描き方は静かできれい。その独創性が評価されたのでは」と分析されていました。映画で描かれている遺族と死者との畏敬の念は、古きよき時代の理想的な逝き方ではないかと言われます。

人の命が粗末に扱われ、死者との心のきずなも薄れつつある昨今、効率や競争に明け暮れ、大事なものを置き忘れてきた政治経済のてんまつが、今日の世界同時不況を招いているのではないのでしょうか。一時日本を風靡した「改革なくして成長なし」のスローガンでその一翼を担った経済学者は、自戒の念を込めて、「懺悔の書」を出版されました。著者は本の中で次のように指摘をしています。「グローバル資本主義は、世界経済活性化の切り札であると同時に、世界経済の不安定化、所得や富の格差拡大、地球環境破壊など、人間社会にさまざまな「負の効果」をもたらした「モンスター」である。規律によって制御されない「自由」の拡大は、資本主義そのものを自壊させることになるだろう」、このように言っています。日本再生のために、「お互いさま」「おかげさま」と支え合って発展してきた、日本の原点に立ち返るときが訪れているような気がします。

それでは、自殺対策について知事にお尋ねをしてみたい。

我が国の自殺者数は、平成10年に3万人を超え、19年までに10年連続で高い水準で推移しています。本県においても、平成9年に300人を超えて以来、300人後半で推移し、自殺死亡率は平成19年に全国ワースト2位となりました。先日、各保健所別の自殺死亡率が新聞に公表されました。西諸地域の自殺死亡率の減少をどう評価し、増加傾向にある地域に対しどのように対策をしていくのかをお尋ねいたします。

以下は質問者席で行います。(拍手)〔降壇〕

○知事(東国原英夫君)〔登壇〕 自殺対策についてであります。西諸地区は、県内でも特に自殺死亡率が高い状況にあったことから、平

成16年度から先駆的に国の調査研究事業を始めるなど、官民が一体となってさまざまな対策に取り組んできたところであります。平成19年における西諸地区の自殺死亡率は減少しておりますが、自殺対策は、成果が出るまでに10年、20年の期間が必要であると言われておりますので、現時点で検証するには時期尚早であると考えております。県といたしましては、ことし2月に宮崎県自殺対策行動計画を策定したところでありまして、今後は、この行動計画に基づいて、県内各地で官民一体となった推進体制を整えることなど、一層の自殺対策に邁進していきたいと考えております。〔降壇〕

○高橋 透議員 先日、全国の警察に対する取材をもとにNHKが発表した報道を見ましたけれども、08年の調査で出ていました。3万2,194人。結局、11年連続で自殺者が3万人を超えるということでもあります。本県は382人という数字を県警本部がまとめているようですが、外国人を含みませんので、この数字は若干変わりますね。しかし、高い数字であることは宮崎県も間違いない。いろいろと24時間電話相談体制の課題もあります。社会情勢に対策が追いつかない、そういうこともしっかり検証すべきなのかなということをお願いしておきたいと思っております。

知事もおっしゃいましたが、先月17日に自殺対策行動計画を策定されました。当計画には、「平成24年における自殺者数を300人以下とすることを目指します」とあります。この行動計画は、閉会中の厚生常任委員会でも説明されました。そのときにも、私は、この数値目標の定め方に疑問を呈したところであります。いわゆる「自殺者数を300人以下にする」という表現はいかがかということでもあります。人の命にかかわる

ことに具体的な数字をあらわすことはなじまないんじゃないかと考えますが、知事の見解を求めたいと思います。

○知事(東国原英夫君) この数値目標につきましては、本県における自殺死亡率が全国的に高い水準で推移するという危機的状況の中で、県民一人一人が共通の問題意識を持って自殺対策に取り組んでいくための具体的な指標として掲げたものでありまして、国を初め、行動計画を策定して自殺対策に取り組んでいる他県においても、ほとんどが数値目標を掲げております。自殺は、個人やその家族の方々、さらには社会にとっても大変つらく悲しいものでありますので、本県といたしましては、一人でも多くのとうとい命を救うために、今後とも、関係団体・機関や市町村とも十分連携を図りながら取り組んでまいりたいと考えております。

○高橋 透議員 今、知事がおっしゃった「一人でも多くの自殺者をなくす」、その表現でいいと思うんです。私も各都道府県の表現を調べさせてもらいましたら、北海道が「自殺者を一人でも多く減少させる」。あるいはパーセントであらわすとか、そういう数字でよかったのかなど。例えば、301人だったらだめだったとか、300人でよかったとか、そういうことにはならないわけですね、これは当然のことですが。もうこれは変わらないんでしょうか、知事。

○知事(東国原英夫君) 御指摘のとおり、北海道のみが「一人でも多く」という表現を使っております。他府県は大体パーセントか数字でありますから、他府県と比べてそんなに遜色はないかなと思いますので、ただいまのところ変更するつもりはありません。

○高橋 透議員 ちょっと違うんじゃないかと思うんですが、まあいいです。次に移ります。

昨年11月議会でも私は質問しておるんですが、消費者向けのセーフティネット貸付の創設についてであります。今議論しました自殺対策行動計画に、分野別の自殺の特徴と自殺対策の方向と取り組みがありますが、平成19年における本県の自殺者数395人の詳しい原因・動機において、多重債務は、体の病気、うつ病に次いで3番目になっているんです。多重債務対策について、相談窓口の整備が明記されています。しかし、債務整理して暮らしを建て直そうとしても、建て直せない人が少なからずいらっしゃるんですよ。消費者向けのセーフティネット貸付の創設まで行動計画では踏み込むべきじゃなかったのか、知事にお尋ねします。

○知事（東国原英夫君） 多重債務問題につきましては、任意整理や個人再生手続等の債務整理により解決することができるものでありますので、一人で悩まずに、まずは相談していただくということが大切かと考えております。このため、政策としては、来年度から消費生活センターの相談員の1名増員、消費者金融相談所の弁護士相談など、相談機能の強化や相談窓口等の周知・啓発に取り組むこととしております。なお、債務整理後の生活費の不足等については、既存の貸付制度により対応したいと考えております。議員御指摘の内容につきましては、今後、課題として検討に値するかと考えております。

○高橋 透議員 検討に値する。もうちょっと突っ込んでお話を聞きたいんですけど、既存の制度というのは何でしょうか、教えてください。

○知事（東国原英夫君） 主な貸付制度については、生活福祉資金貸付制度や中小企業勤労者ハッピーライフ資金融資制度等があります。

○高橋 透議員 今おっしゃいました生活福祉資金貸付制度とハッピーライフローン、11月議会でもこれでしのげるというふうに答弁をもらっているんですね。果たしてこの制度で、債務整理後の本当に困られている方が再建できるんでしょうか。それぞれの貸付制度の概要と実態、貸し付けの状況について、それぞれ所管部長に答弁を求めます。

○福祉保健部長（宮本 尊君） 生活福祉資金貸付制度であります。この制度の仕組みは、低所得者等の経済的自立や生活意欲の助長を図るための低利の資金貸付制度でありまして、原資は国2分の1、県2分の1であり、県の社会福祉協議会が貸付主体として管理運営をしております。資金の種類は8種類ありまして、高校・大学等への進学に要する修学資金、技能取得や事業開始のための更生資金、住宅取得のための住宅資金、医療や介護に係る費用を賄う療養・介護資金などがあります。貸付金利は、修学資金、療養・介護資金は無利子、その他は年利3%となっております。相談及び申込窓口は各市町村の社会福祉協議会が当たっており、貸し付けには民生委員の調査及び意見書並びに保証人が必要となっております。本県においては、約26億円の貸付原資を確保しており、平成19年度末で14億6,000万円余を貸し付け中でありまして、なお、利用状況であります。平成19年度における新規貸付実績は77件の7,819万円余となっております。以上です。

○商工観光労働部長（高山幹男君） 中小企業勤労者ハッピーライフ資金融資制度でありますけれども、これは県が九州労働金庫に預託を行うことによりまして、県内の中小企業勤労者に対して、低金利で、教育や一般生活資金等の融資を行うものであります。融資対象者は、県内

の中小企業に1年以上勤務されている方となっておりますが、融資に当たりましては、九州労働金庫の審査を受けることになり、おおむね150万円程度の年収が必要となっております。利用状況でありますけれども、平成19年度の融資件数及び融資額は、65件、6,600万円となっております。

○高橋 透議員 生活福祉資金貸付制度は、おっしゃいましたように保証人が要ります。これであきらめて帰っていらっしゃるんです。私も実態を調べてみました。全県下の社協は回れませんでしたけど、日南市に行って聞いたら、「これはあつてないようなものですよ」と。ほとんど貸付実績がないというふうに言うんです。今、何が多いかというと、助け合い金庫ですか、3万円の。今、当座の資金、きょう、あしたのお米代が欲しいんです。保証人が要るものですから、結局、生活保護に走っていらっしゃる。そういう実態なんです。生活福祉資金貸付制度、この制度では、多重債務整理後の生活再建は、私はちょっと無理だというふうに思います。そして、ハッピーライフローン、150万以上の収入とおっしゃいましたけれども、これはよくよく調べてみましたら、審査があるということです。その審査、いわゆる日本労働者信用基金協会の保証基準というのがあります。これは何がネックかといいますと、返済比率、いわゆる債務過多ではだめなんです。カードローンを持っていたり、返済が1カ月遅れたりするデータがあったら、もうアウトなんです。だから、このハッピーライフローンは、多重債務に陥る前の人の制度なんです、わかりますか。だから、当局が言う、既存の制度で多重債務者の救済ができるというのは、ちょっと無理があると思います。知事、そういう意味では、「検討

に値する」じゃなくて、「検討していく」という答弁はできないんですか。

○知事(東国原英夫君) 多重債務者対策といたしましては、多重債務者の抱える負債返済のための貸付制度での対応ではなく、負債そのものの減額または免除を行う債務整理によって解決を図ることが必要であります。したがって、まずは相談していただくことが肝要かと思えます。「検討する」と、ここでは改めて明言はできないと思います。検討を検討するということです。

○高橋 透議員 さっきから大分後退しましたね。検討に値するというところまでおっしゃったんですが……。福祉団体が、市長会とか町村会にもいろいろ協議して申し入れをして、市長会、町村会は前向きで、ぜひやってほしい、つくってほしいと、そこまで詰めているんですね。あとは県が出資して一緒になってつくるかというところなんです。ぜひ検討を始めてくださるように、後でまた時間がありましたら申し上げますが、次に移りたいと思います。

雇用対策でありますけれども、ことし1月に勤務先を解雇されました障がい者が全国で370人いたことを、厚生労働省が発表しています。雇用情勢が大変厳しい中で、本県の障がい者雇用の現状についてお尋ねをします。部長答弁で結構です。

○福祉保健部長(宮本 尊君) 昨今の雇用情勢の急速な悪化によりまして、障がい者を取り巻く雇用環境も大変厳しい状況にあります。宮崎労働局の調査では、障がい者の就職件数につきましては、昨年10月から12月までの第3・四半期で111件、前年同期に比べ22件の減少となっております。また、企業等から解雇された障がい者数につきましては、全国的には昨年10月

が125人、11月が234人、12月が265人と急増しておりますが、本県におきましては、この3カ月間で7人が解雇されており、前年同期と同数の状況となっております。

○高橋 透議員 わかりました。そこで、民間企業における障がい者の法定雇用率がございますが、その状況はどうなっているのでしょうか、部長に答弁をお願いします。

○福祉保健部長（宮本 尊君） 同じく宮崎労働局の調査では、平成20年6月1日現在で、法定雇用率1.8%が適用される常用労働者56人以上の規模の県内企業559社のうち、雇用率未達成の企業が205社で、その割合は36.7%となっております。

○高橋 透議員 法定雇用率を下回る企業でありますけれども、県は、公共事業とか物品購入とかの発注をされますけれども、法定雇用率を下回る企業との契約において、差は設けていらっしゃるのか、関係部長の答弁を求めたいと思います。

○総務部長（山下健次君） 公共工事につきましては、入札参加資格審査や総合評価落札方式におきまして、障がい者の雇用状況を評価対象としているところでございます。また、物品の購入につきましても、県内の中小企業者で障がい者を一定比率以上雇用しております企業について、名簿に登録をいたしまして、契約手続において名簿登録者の受注機会の確保に努めることとしているところでございます。いずれにいたしましても、県が行う契約であるか否かを問わず、各企業におかれましては、障がい者の雇用に関する法律を初めとして、関係法令を遵守されることが必要であると考えております。

○高橋 透議員 知事部局は法定雇用率を達成していますが、教育委員会が法定雇用率を下

回っているものですから、いろいろと問題もあると思うんです。東国原知事におかれましては、今回、福祉・教育部門での特別支援学校の高等部の設置、あるいは障がい児の社会適応訓練など、厳しい財政の中で予算計上をしていただきました。そのことに感謝する県民の声を、2月21日付の宮日の「窓」の欄で見つけましたので、紹介をしたいと思うんですが、「障害児教育を支える県予算」という見出しで、次のようにありました。「2009年県新年度予算を見て、障害のある子どもたちに「希望」が繋がったという気がしました——途中省略します——まだまだ障害のある彼らには、いろいろな問題があると思いますが、今回の高等部設置は、その大きな第一歩だと思います。これで、彼らは次へ走りだせます。ますます、これからの宮崎が楽しみだと感じます」という内容です。私からも、知事を初め関係者の方に心から感謝を申し上げるわけですが、この「窓」の欄は知事はごらんになりましたでしょうか。

そこで、もとに戻って、障がい者の法定雇用率の関係ですけれども、実は、御存じだと思いますが、大阪府の橋下知事が、「障がい者雇用の日本一を目指したい」「障がい者の法定雇用率が未達成の企業とは取引をしない」、こういう宣言をされているんです。さらに、橋下知事は、「障がい者雇用率の引き上げは行政最大の使命だ」とまで話されているんです。ぜひ東国原知事におきましても、橋下知事に負けないように障がい者雇用への取り組みを期待したいと思います。

次に移りたいと思います。地域医療対策について質問をしてみたいです。

県立病院の医師不足が大変深刻な状況になっている中で、日南病院の小児科の医師派遣が、1

年ではございますが継続になりました。知事並びに病院局長を初め関係各位の御尽力のおかげであります。改めまして心からお礼を申し上げます。一安心はしたものの、地域医療を守るために、医療に対する地域住民の意識改革を初め、さらなるさまざまな取り組みが必要になってくることを覚悟しているところでありますが、今後とも御指導をよろしくお願いしたいと思います。そこで、県立日南病院の小児科の医師派遣が継続となった大きな要因は何だったのか。何が宮崎大学の医学部の背中を押したのか、お伺いしたいと思います。知事、お願いします。

○知事（東国原英夫君） 県におきましては、宮崎大学小児科医局等に対し、小児科医師の派遣継続について、繰り返し要望を行ってまいりました。また、この間、地元の住民の皆様や市町村等関係機関の方々が、県立日南病院に大きな期待を寄せられ、地元の強い熱意が、県及び大学に対し伝えられたところでもあります。大学医局におきましては、医局の医師が減少し、派遣が極めて厳しい状況でありましたが、現在、全国的に希望者が激減している若手の小児科医を育成する観点から、今回、県が医師確保対策として、思い切った研究研修予算を確保し、派遣される若手医師の臨床研修及び研究の充実を図ることとしたことについて、大学側から高い評価をいただき、御理解を得ることができたのではないかと考えているところであります。

○高橋 透議員 ありがとうございます。地元の熱意も本当にありました。私も実際にかかわりましたので、よくわかるんですが、1つ、私たちの自慢話じゃないですけども、太田清海議員も代表質問の中で言っていましたが、今年の4月から私たち社民党は、この地域医療に対

していろいろ取り組みをしてきました。医師会あるいは自治体の首長とも会っていろいろ協議をしてきました。その中で、医師会と自治体の協議といいますか、話し合いが余りうまくされていない、意思疎通がなかったということがわかったんです。例えば日南でいうと、1次救急医療は祝日と休日しかしていないんですね、準夜帯の。医師会に行くと、私たちは輪番でやってもいいと、しっかり財政的な裏づけをしてもらえば。そのことを持って自治体に行くと、「えっ、医師会がそんなことを言っているんですか」ということなんです。そこで、私たちは橋渡しをしたらというふうに思っているんですけども、今、報告がありますように、365日の準夜帯ですけども、整備を進めているところであります。

そして、危機感があったというのは、医療計画にも載せてありましたが、私は、それをコピーしてきましたけれども、2次医療圏は7つあります。その中で実は、14歳以下の人口比は県南が最低なんです、12.9%。つまり何が言いたいかといいますと、子供を生み育てるのに最低必要なのは医療ですね、小児科医。ここが整っていないじゃ進まないです。そういう意味では、県南の首長はそこに気がつかれていると思うんです。私たちも申し入れの中で言いました。そういうところでお母さん方も頑張りましたが、そういうようなことが調和して、もちろん知事の背中も押しただろうし、宮崎大学医学部の背中を押したというふうに思っています。

そこで、今、救急医療の問題も出ましたが、新規事業にあります救急医療利用適正化推進事業の簡単な概要と期待される効果について、福祉保健部長に答弁をお願いしたいと思います。

○福祉保健部長（宮本 尊君） 救急医療利用

適正化推進事業であります。これは、コンビニ受診などによりまして医師が疲弊し、医療現場を去るということが医師不足の原因の一つとなっておりますことから、医師の負担軽減を図るため、救急医療の適正利用の啓発を行うものであります。事業内容としましては、テレビのコマーシャルや、小児科医師等による訪問救急教室の開催、また、地域医療の問題を住民みずからの問題として考えていただくきっかけをつくるため、NPO等住民団体を育成・支援すること等を考えております。この事業によりまして、県民が救急医療について正しい知識を持ち、安易な時間外受診が減少することによりまして、医師の勤務環境が改善され、医師の確保が図られる。ひいては救急医療体制の確保につながるものと考えております。

○高橋 透議員 わかりました。次に移りたいと思います。農業振興についてお尋ねしていきたいと思います。

知事が、本会議初日の提案説明の中で言われておりました。申し上げますが、「これからの我が国は、石油に頼り過ぎない、国外からの輸入食料に頼り過ぎない、経済発展の基盤を輸出に頼り過ぎない国家を目指すべきと考えております。産業構造を変えることが、我が国の未来を切り開く一つの重要なかぎであり、豊かな自然環境に恵まれた食料基地である本県こそ、そのフロントランナーになり得るものと考えております」という文言であります。非常に的を射たものと、私も共感した次第であります。この「国外からの輸入食料に頼り過ぎない」とは、何を意図しているのか。単純に食料の輸入は減らしていく施策に転換すべきであるとのことなのか、知事の見解を求めます。

○知事（東国原英夫君） 発展途上国等の人口

増加や経済発展、穀物のバイオ燃料等への転換、さらには地球温暖化等による自然災害の増大などを背景として、世界的に食料需給が逼迫する可能性を指摘されている今日であります。さらに、100年に一度と言われる世界的な経済金融危機に端を発して、国際的な社会経済情勢が不安定となっており、あわせて、先行き不透明な国内経済等も踏まえると、食料の約6割を海外に依存する、世界最大の農産物純輸入国である我が国が、将来にわたり、安定した食料が確保できるのかどうか、大変危惧をしているところであります。こうした状況から、私は、国内農業の生産拡大による食糧安全保障の確保が、我が国の極めて重要な課題であるとの認識のもとに、「輸入食料に頼り過ぎない」と申し上げたものであります。

○高橋 透議員 コスト高に悩んできた日本の農業であります。特に近年の燃油高に、農業経営は一段と厳しくなっているわけであります。知事も言われておりますが、これからの宮崎の農業の進むべき道を考えるときに、脱石油あるいは法人化、こういったことがキーワードになるのではないかと思います。知事の見解を求めたいと思います。

○知事（東国原英夫君） 近年の農業を取り巻く情勢というのは、担い手の減少や高齢化の進行といった構造的な課題に加え、WTO・EPA交渉問題や、原油・配合飼料価格の高騰など、かつて経験したことのない大変厳しい状況に直面しております。新たな変革が求められていると認識しております。私は、「今世紀は「水と空気と食料の世紀」である」と申し上げておりました。これら「変革」の時流を的確にとらえ、これまで培ってきた農業資源と潜在能力を生かし、かつ、本県ならではの新たな発想

のもとで、関係者が一丸となって力を発揮すれば、本県農業はさらに飛躍できるものと考えておるところでございます。

具体的には、農産物を生産するだけでなく、生産から加工・流通販売までを一体的に展開する取り組み、すなわち産業間または地域間の横断的な産学官及び農商工連携等の幅広い連携により、農業の付加価値を高めていくことが重要であると考えております。農業を中心としたこのような取り組みにより、安定的な雇用や経済力が生まれ、本県農業が地域活性化の牽引役となることが、今後の進むべき道であると考えております。

○高橋 透議員 中山間地への支援策について尋ねていくわけですが、先月、私ども社民党県議団で宮城県大崎市の旧鳴子町に調査に行きました。農政から見放されようとしている中山間地の米づくりをさまざまな人たちが支え合い、みずから生まれてきた地域を未来につなぐために、みんなに喜んでもらえるお米を懸命につくり続ける「鳴子の米プロジェクト」であります。圃場が狭い、そしてまた寒冷な気候です。水が冷たい。何を作付しても収量が上がらない山間地であります。3軒の農家の取り組みから始まったわけですが、農業試験場から紹介された新品種を試験栽培したところ、収量もあって、冷たく澄み切った山の水が、冷めるとさらにおいしくなる米をつくり出したということでもあります。「ゆきむすび」と命名されたわけですが、これには仕掛け人がいらっしゃいます。民俗研究家の結城登美雄さんのアドバイス、あるいは行政の助けがなかったらできなかったということ、このリーダーの方がおっしゃっていました。詳しくはホームページを見ていただきたいと思うんですが、一番の特徴は、所得

補償です。何よりも、農家が意欲を失わず、安心して米づくりができるような価格の設定であります。生産者米価を60キロ1万8,000円、消費者にはキロ400円で売買、つまり60キロ2万4,000円で買い支えるという、市場原理とは正反対の活動なんです。そこで、本県における中山間地の農業・農村の振興策について、農政水産部長にお尋ねをいたします。

○農政水産部長（後藤仁俊君） 本県にとりまして中山間地域は、農地や農業産出額の約6割を占める農業生産の重要な地域でありまして、中山間地域の活性化を図ることは非常に重要な課題であると認識しております。このため県では、完熟キンカンなどのブランド品目の育成や、ラナンキュラスなどの収益性の高い作物の導入など、中山間地域の特色を生かした農業の振興を図っております。また、洪水防止や水源の涵養など県民の安全・安心な生活を支える多面的機能の確保や、農村の活性化を図るため、集落における農地や農道、水路の維持管理活動等に対する支援を行うほか、本県のすぐれた自然環境などの地域資源を最大限に活用したグリーン・ツーリズムなどを推進しているところであります。さらに、中山間地域には小規模農家が多く、地域ぐるみの取り組みが有効でありますことから、今年度から、集落等が行う創意工夫にあふれた地域提案型の取り組みに対する支援を行っているところであります。今後とも、こうした取り組みを総合的かつ積極的に推進いたしまして、中山間地域の農業・農村の一層の振興を図ってまいりたいと存じます。以上です。

○高橋 透議員 今ありましたように、中山間地域は、農地や農業産出額の約6割を占めるということですから、大変な位置を占めているわ

けです。私が鳴子で勉強させていただいたのは、これまで町内でつくっていた米は町内で消費されていなかったことがわかったと。鳴子は温泉街です。旅館もあります。食堂とかも結構あるわけです。そこが使っていなかった。地元の旅館とか食堂にも使ってもらい取り組みをされました。ここはNHKにも出ましたね。だから、そういう宣伝もあって、町外からお米を買う方がかなりふえてきたそうですけれども、町内が40%、町外が60%の割合らしいです。先ほど言いました、生産者が1万8,000円、消費者が2万4,000円、その差の6,000円はどこに行くかといいますと、NPO法人を立ち上げられましたので、その運営費に使われるわけです。人件費も要るだろうし、宣伝費も要ります。そういったことで、今のところ大変うまくいっていることを聞かされました。何よりもここは、付加価値をどうつけるかというところで苦労されているんでしょうが、決して無農薬じゃないんです。県が推奨する農薬基準の半分、2分の1でやっているということ。それと、自慢は自然乾燥ということ。これは手間暇がかかります。それと、内外に、いわゆる町外の人たちにも共感していただいているのは、鳴子は温泉街です、周りに田畑がしっかりと存在してこそ、その風景がしっかりと宣伝できるということなんですね。自然環境を守りたい、そのことに、もちろん町内住民もそうですが、町外の方々も理解を示して、お米を買ってあげるわという構図ができ上がったようでもあります。答弁にもありましたように、中山間地域には大事な農地がたくさんありますので、ぜひこれからも支援をお願いしたいというふうに思います。

次に移っていきます。教育問題についてであります。

まずは、普通科の通学区域撤廃による影響について教育長にお尋ねしていくんですけれども、今2年目ですね。先日、県立高校の一般入試の志願状況が発表されました。宮崎市への集中と辺地にある高校の定員割れを、私は危惧しているんですが、教育委員会としてどう分析されているのか、教育長に答弁をお願いします。

○教育長（渡辺義人君） 本県におきましては、平成20年度の高校入試から通学区域を撤廃いたしました。定員の充足状況の関係でまず申し上げますが、一般入試の志願者数が募集定員を下回った高校は、平成20年度は7校であり、平成21年度は9校でありました。これは、通学区域撤廃直前の平成19年度の10校と比べて、いずれも少なくなっているところでもあります。一方、平成20年度入試における旧通学区域外からの合格者数を見てもみますと、通学区域撤廃による生徒の異動は100名程度でありまして、これは、普通科合格者全体の約3%に当たります。また、通学区域撤廃による特定地区への集中、それから特定の高校での大きな定員割れは見られなかったところでもあります。県教育委員会といたしましては、今後とも、中学生が主体的に行きたい学校を選択できるよう、高校の特色づくりやPRの支援等に努めてまいりたいと考えております。以上です。

○高橋 透議員 余り影響ないという答弁なんですが、ただ、心配するのは、定員割れしている学校が固定化しつつありますね。私の母校の日南高校もそうですが、南の福島高校あるいはえびのの飯野高校とか、その落差も激しいです。そのところを、全体の数が減ったからよしじゃなくて、もうちょっと分析してほしいと思うんです。それと、通学のこと、3%という数字で示されて、影響のところは余りおっ

しゃっていませんでしたが、例えば、都城から宮崎西高の附属中へ高速バスで通学する生徒がいるらしいですね。当然そのまま高校に進学します。これは当たり前ですね、中高一貫だから。教育長はそう影響ないということでしたけれども、普通科通学区域撤廃によって、遠距離通学をする生徒はふえているんじゃないか。医療をよく地域完結型でと言いますけれども、教育の分野でも高校までは地域で学べる環境をつくるべきではないかというふうに私は思うんですが、教育長、その辺の考え方はどうでしょうか。

○教育長（渡辺義人君） 各県立高校におきましては、これまで、進学や就職、部活動などで着実な実績を上げておきまして、それぞれの地域にしっかりと根づいているところであります。それから、今お話のありました福島高校あたりは、今年の入試の定員充足状況ですけれども、ほぼ1.0に近い状態でありまして、かなり上昇を見ているところでございます。そういう意味では、各学校の努力が相まりましてしっかりと地域に根づいている、あるいは根づかせるような努力を各学校がしているのではないかと考えております。高校進学を目指す中学生は、各高校の特色や通学距離等の条件も考慮しながら、自己の個性や能力・適性に応じて志望校を選択しているものと考えております。県教育委員会といたしましても、体験入学・オープンスクールの実施や、中学校への説明のための学校訪問等を支援する「県立高校の特色発信事業」、中学校と高校の教員による交流事業や、つなぎ教材の研究など、中学校と高等学校の連携を深める「中・高連携推進モデル事業」——これは日南高校でも実施いたしているところでありますけれども——これらの推進によりまし

て、各高校がこれまで以上に魅力や特色の発信に努め、地域の中学校との連携を深めながら、一層、地域に信頼される学校となるよう、積極的に支援しているところであります。以上です。

○高橋 透議員 そうですね、福島高校は0.99になっています。失礼しました。

次に移りたいと思うんですが、中高一貫校の関係で質問してまいります。この関係につきましては、代表質問で先週質問がなっておりますので、角度を変えて質問したいと思うんですが、今議会で提案をされています都城泉ヶ丘高校に併設される中高一貫校の設置後、他地区への設置は考えていないということ为先週答弁されています。いま一度確認しますが、それでよろしいんですね、教育長。

○教育長（渡辺義人君） 繰り返しになりますけれども、新たな中高一貫教育校の設置につきましては、小学生の中学校への進学実態を踏まえますとともに、生徒数が減少する中で、地元の公立中学校に与える影響や、私立の中学校とのバランス、交通の利便性等に配慮して、宮崎西高校附属中学校に続き、平成22年度に県南地区の都城市に設置することが適当であると判断したところであります。なお、平成19年度に設置しました有識者等から成る「中高一貫教育校調査・研究委員会」からの報告におきまして、新たな中高一貫教育校の設置につきましては、「北諸県地区への併設型1校の設置が望ましい」という旨の提言をいただいております。他の地区への中高一貫教育校の設置につきましては、現在のところ考えていないという状況でございます。

○高橋 透議員 今の教育長の説明の中で、一昨年の宮崎西高に併設されたことについてお聞

きするんですけど、今おっしゃいました、私立中学校とのバランスを十分に配慮すべきというのが1つありますね。宮崎市には私立中学校が5校あります。しかも4月には私立が1校開設するらしいです。宮崎大学附属中もあります。私は、むしろ宮崎市内の中高一貫校は私立に任せてよかつたんじゃないかと思うんです。そして、もう一点、生徒数が減少していく中で、他の公立中学校への影響も配慮する必要があるということをおっしゃいました。私、調べてみました。宮崎西高附属中に入学した地元出身者と市外の入学者数、19年度が定員80名に対し32名が市外、20年度は26名が市外なんです。むしろ市外から他地区の生徒を集めている格好になっているわけです。だから、むしろ生徒の減少、定員割れに悩む西諸・県南地域へと設置していくべきじゃなかったのか。このことについて教育長はどう思われますか。

○教育長（渡辺義人君） 小学生の中学校への進学実態を踏まえる必要があるというふうに考えまして——北諸県地区については、県内で一番他地区への流出が大きいということが、事情としてはございます。そういう中で、少子化時代に入り生徒数がだんだん減少していているということを踏まえますと、一番大きなポイントとしては、地元の公立中学校に与える影響が非常に大きいということが決定的なポイントになろうかと思えます。それと、さっき申し上げました私立中学校とのバランス等の付加的な問題もございますけれども、そういった点を考慮して、都市外といいましょうか、郡部については、やはり公立中学校に与える影響というものが非常に大きいというふうに考えているところであります。

○高橋 透議員 調査・研究委員会の報告で

しょうから、いろいろと難しい面もあったんでしょうが、五ヶ瀬からスタートした中高一貫校ですね。私は、宮崎スタイルというのがあってよかつたんじゃないかと思うんです。いわゆる田舎で学ぶ中高一貫校、こういう宮崎のスタイルがあってよかつたんじゃないかとは私は思うんです。そのことが地域の活性化になるんです。五ヶ瀬は頑張っていますね。五ヶ瀬は人口減少は割と緩やかだったと私は分析しています。あれは、やっぱり中高一貫校の設置のおかげだというふうに思っています。

次に移ります。小規模校支援について申し上げていきたいと思うんですが、実は先日、北郷町立黒荷田小学校の閉校式に参加しました。同校卒業生の方が式典の実行委員長でありましたけれども、あいさつの中で、130年を超える長い歴史と数多くの思い出、さらに地域から学校がなくなることへの寂しさからでしょうか、時折あいさつが中断して涙をぬぐわれる姿がありました。また、在校生9人が力を合わせて一生懸命歌い、演技をする姿に心を打たれたところがあります。きわめつきは、校旗を降納する儀式があるんですが、校旗がたたまれて、小学1年生から5年生——6年生はいません——そして卒業生へと渡って校長の手に渡ったときに、保護者あるいは多くの卒業生からすすり泣く声も聞こえたのであります。私も一抹の寂しさを感じた次第であります。そこでお尋ねするんですが、少子化と過疎化、小規模の学校が非常にふえております。やむなく廃校せざるを得ない学校があります。今後の県内小中学校の統廃合の見通しについて、教育長の見解を求めます。

○教育長（渡辺義人君） 統廃合の見通しについては、基本的に、小中学校の統廃合については市町村教育委員会の御判断に係る事項であり

ますので、私のほうから断言的に申し上げることはできませんけれども、過去の経緯として申し上げますと、平成12年度から平成21年度まで、今後、県教委に届け出を——まだ来ておりませんが、そういった届け出るであろうというところも入れますと、平成12年度以降、39校が統廃合、休校も含めて、そういった状況でございます。本県の児童生徒数がかなり減少いたしております、これは小学校、中学校、高等学校を入れてでありますけれども、平成元年5月1日現在で21万8,000人ほどおりました。これが平成20年5月1日現在で13万9,800人余りということでありまして、平成元年度を100といたしますと現在64ということで、急激な少子化の影響を受けて児童生徒数が減少しているという状況でございます。こういった状況等を考えますと、今後の学校の統廃合等については、やはり避けられないものがあるのではないかとこのように思っているところであります。以上です。

○高橋 透議員 今おっしゃいましたように、児童生徒は激減をしていますね。この10年間で小学校で29校、中学校で10校が廃校しています。私も調べてみました。去年の4月1日付の児童生徒数ですけど、全校児童20名以下の小学校が37校あるんです。30名以下になりますと51校です。20名というと1学年3名なんですね。非常に心配します。小規模校の複式学級を解消するために、いろいろありました。山村住宅を建てるとか、あるいは山村留学とか。山村留学をしていた木城の中ノ又も今年度廃校になります。小規模ならではの特色ある学校づくりで、ゆとりある教育を求める児童生徒のために、大規模校から小規模校に行ける、そういった弾力的な、通学区域を緩和する施策は検討できない

ものでしょうか。そのことについて答弁できませんか。

○教育長(渡辺義人君) 同一市町村内の規模の大きな学校から小規模化している特定の学校に通学を認める制度につきましては、小規模特認校制度がございます。この制度は、自然に触れる中で豊かな人間性を培い、明るく伸び伸びとした教育を受けさせたいという保護者の願いにこたえとともに、小規模校の教育活動の一層の活性化を図ることを目的としております。現在、県内の6つの市町村教育委員会が独自に導入をしております、9校の小規模校に25人が通学しているところであります。各市町村の実情によってこの小規模特認校制度というのはできますので、こういった施策を活用したりしながら、各市町村の教育委員会において、真剣に御検討いただくことが適切かと思っております。以上です。

○高橋 透議員 ありがとうございます。学校選択制は、私はだめだと思っているんです。東京都が率先してやっちゃって、入学ゼロというところも出てきたんですね。だから、私は、小規模校から行くのは規制していただいて、うまくやってほしいと思っています。中学校になりますと、非常勤講師になっちゃうでしょう。非常勤講師になりますと、毎日来ませんので、昼休みや放課後に勉強したいと思っても聞けないんですね。できるだけ小規模の中学校でも常勤になるように、臨時職員でも配置してほしいと思っています。

最後に、消費者向けのセーフティネット貸付をぜひ検討を始めていただきたい。なぜかといいますと、自殺をされた方の72%が、実は相談所に相談に行っていらっしゃるんです。ということは、ぎりぎりまで生きようと模索をしてい

るあかしなんです。そこで相談だけで終わったら意味がないんですね。その後にセーフティネットがあるということを示すべきだと思うんです。だから、私は口酸っぱく、このセーフティネット貸付制度はぜひつくってほしい、そのことを申し上げたいのであります。知事、よろしく願い申し上げます。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。(拍手)

○坂口博美議長 次は、徳重忠夫議員。

○徳重忠夫議員〔登壇〕(拍手) 眠くなるような時間帯になりました。目をあけてしっかりと聞いていただきたいと思います。

それでは、通告しております項目について御質問をしてみたいと思います。

初めに、知事に政治姿勢についてお伺いをいたします。

マスコミでは、「100年に一度の危機」、麻生首相が「日本経済は全治3年」と言及している現下の厳しい景気・雇用情勢に対応するため、国では、総額75兆円となる経済対策が措置されることとなっております。75兆円の構成は、去る10月16日に成立いたしました国の第1次補正予算11.5兆円のほか、10月30日に決定されました26.9兆円的生活対策、12月19日に決定されました生活防衛のための緊急対策43兆円です。しかしながら、予算の執行にかかわる関連法案が未成立であるため、対策予算の全面的な執行ができない状況でありましたが、ようやく、あす3月4日に成立する見込みとなったと報じられておるところであります。さきに内閣府が発表しました2008年10月から12月期のGDP(国内総生産)速報値は、年率換算で12.7%の減でありました。なお、米国は3.8%、EUは5.7%の減少の中、米国においては72兆円、ド

イツ6.3兆円、フランス3兆円などの大規模な経済対策が既に実施されておまして、我が国においても一刻も早い対応が望まれるところであります。

さて、本県におきましても、1月の経済・雇用対策補正予算において64億円余の予算措置が講じられたところでありますが、宮崎労働局の12月の有効求人倍率は0.47倍にまで減少しているところであります。迅速かつ効果の期待できる施策が求められるところでありますが、今回の議会には、平成20年度の2月補正、2月追加補正、平成21年度の当初、当初補正と4つの予算議案が提出されております。今回の一連の予算がどのように県民生活の支えにつながっていくのか、また、どのような効果を期待しているのか、まずは知事にお尋ねをし、後は質問者席からの質問とさせていただきます。(拍手)

〔降壇〕

○知事(東国原英夫君)〔登壇〕お答えいたします。

20年度から21年度の一連の予算についてであります。県におきましては、深刻さを増す景気・雇用情勢に対応するため、国の動きに先んじて、1月臨時議会で補正予算をお願いし、公共事業を中心に各分野の緊急的な対策を講じたところであります。また、さきに提案しました平成21年度当初予算では、選択と集中の理念のもと、重点施策の第1に、「雇用創出・就業支援対策」を掲げ、雇用の場の創出やすぐれた人材の確保育成など、優先度の高い施策について積極的に措置したところであります。今回、追加提案しました20年度補正予算では、主に国からの臨時的な交付金をもとに、7つの基金に積み立てまたは積み増しを行い、21年度予算の補正では、その中の2つの基金を活用して、雇用・

就業機会の創出のための事業のうち、まず予算化すべきものについて措置するものであります。これら一連の予算を一体的に実施することによりまして、国の対策にも呼応しながら、県民生活を守るという観点に立って、県民の不安を解消し、県内の厳しい経済・雇用情勢の回復を図るため、切れ目のない対策を講じることができるものと考えております。以上です。〔降壇〕

○徳重忠夫議員 ありがとうございます。ぜひこの対策が県民のためになる、即生かされるような効果が出ることを期待したい、このように思います。

受け取る、受け取らないで大変議論になりました総額2兆円の定額給付金でございますが、既に95%の市町村で準備が進められているとの総務省の発表や、本県の自治体でも準備室開設のニュース等が報道されているところでございます。さて、他県では、定額給付金にあわせて、地元の消費拡大につなげようと、数十%を上乗せした特典つきの地域商品券を発行するという市町村がたくさんあるようであります。本県の市町村でも、定額給付金にあわせて地域活性化策を講じようとしている市町村があれば、その取り組みの内容を伺っておきたいと思いません。総務部長、お願いいたします。

○総務部長（山下健次君） 定額給付金にあわせた県内の市町村の取り組みでございますが、現在把握しているところでは、都城市など8つの市町村で、市町村と地元の商工団体が連携をいたしまして、定額給付金の給付時期をとらえ、いわゆる割り増しつきの地域商品券を発売する予定であると伺っております。

○徳重忠夫議員 ありがとうございます。それでは、続いて、自衛隊と本県のかかわりについて

てお尋ねをしてみたいと思います。私の地元は都城の鷹尾蓑原台地でありまして、地区内には、陸上自衛隊第43普通科連隊が配置されておる都城駐屯地があります。いろいろと郷土の歴史を調べてみたところではありますが、都城駐屯地は、もともと、旧日本陸軍歩兵第64連隊・歩兵第23連隊が配置されていたところでありまして、なぜ蓑原の地が選ばれたかについては、都城市出身の陸軍三長官の要職を歴任されました上原勇作元帥の並々ならぬ御努力や、同じく都城出身の財部彪大将の御尽力によるものであり、この転営が今日の都城市の繁栄の原点であると言われております。明治43年に熊本から都城に転営されたわけではありますが、ほぼ1世紀、現在の地で郷土の守りについてはあります。この間には、大戦はもとより、近年ではイラク派遣のほか、災害時の緊急対応など、時代時代の要請にこたえて、国民、県民の安心・安全の確保のために尽力をいただいたところであり、今後もその役割を果たしていくことが期待されているところであります。

さて、県内には、都城を初め、新富町の新田原やえびのなどにも防衛省関連の施設・人員が配置されております。国民並びに県民の安心・安全の確保のみならず、経済的にも大きな役割を担っていると考えております。そこで、県内の自衛隊の状況について、総務部長にお伺いをしたいと思います。

自衛隊の隊員は、全国都道府県の中で宮崎県出身者の割合が大変高いと言われておりますが、どの程度なのか、総務部長に答弁をお願い申し上げます。

○総務部長（山下健次君） まず、人員の状況でございますが、県内に所在する自衛隊の基地・駐屯地等の人員状況は、平成21年の1月末現

在で、新田原基地に約1,800名、都城駐屯地に約1,200名、えびの駐屯地に約600名、このほか、高畑山の分屯基地なども合わせまして、県全体の隊員数が約3,900名となっておりますのでございます。

また、自衛隊の中に占める宮崎県出身者の割合でございますけれども、平成19年10月末現在で、宮崎県出身の自衛官数が8,739名ということでございます。これを都道府県別に見ますと、数では全国第7位、同時期の人口比率では青森県に次いで全国第2位ということでございます。

○徳重忠夫議員 大変な数の隊員が頑張っているということでございます。さらに、約4,000人という隊員の皆さん方が宮崎県で生活をされている。これは県庁の半分ぐらいの職員数がここで生活しているということを考えますときに、大変な経済効果をもたらしているということもお考えをいただきたい、このように思うところであります。最近では、平成17年台風14号の際の緊急出動など、災害時の機動力には大変大きな期待が寄せられているとともに、我々県民の頼みとしているところでもあります。これまでどの程度、災害派遣の実績があるのか、総務部長にお伺いをしておきたいと思っております。

○総務部長（山下健次君） 自衛隊には、災害派遣として、台風あるいは大雨などの自然災害、あるいは緊急の患者輸送、火災消火、こういった緊急事態時に出動をしていただいております。その数は、平成15年以降、現在までに、知事要請による派遣で合計30件、延べ約2,150名の派遣をいただいております。このほか自衛隊独自に、駐屯地等の近傍火災消火のための出動をいただいた派遣が、相当数あると聞いておるところでございます。

います。また、平成4年の熊本県における風倒木による2次災害防止、あるいは平成7年の阪神・淡路大震災での救援など、県外の大規模災害にも派遣をされていると伺っているところでございます。

○徳重忠夫議員 ただいま部長から報告があったとおりに思います。過去5～6年で、約2,150名の隊員が県内のそういった災害に出動されているということで、大変感謝をしなければならぬ、このように思っております。先ほど、都城蓑原に入営して約1世紀と申し上げましたが、明治43年の熊本からの転営から数えまして、来年はちょうど100年の節目を迎えることになります。地元都城でも記念式典の準備が進められているようであります。

ところで、災害発生時には、警察や民間のボランティアだけでは限界があると言っても過言ではありません。県民の安全・安心を確保していくためには自衛隊の協力が必要であります。この100年の節目を機に、県民に自衛隊の重要性を認識していただきたい、このように思いますが、知事は自衛隊に対してどのような認識を持っておられるか、お伺いしておきたいと思っております。

○知事（東国原英夫君） 自衛隊は、我が国の平和と独立を守り、国の安全を保つという使命はもとより、災害時の救助・復旧活動に多大な貢献をいただいていると思っております。特に、本県では、平成17年に甚大な被害をもたらしました台風第14号災害時に、浸水で孤立した住民の救出や土砂崩れ現場での捜索・救助、断水地区での給水などの諸活動を県内各地で実施していただきましたように、例年発生する自然災害時の救助・給水を初め、急患搬送などにも

御協力いただいているところであり、県民にとっても極めて心強い存在であり、私も、これらの活動に対して深く感謝を申し上げる次第でございます。また、それぞれの駐屯地等におかれましては、地域の経済振興に大いに寄与していただいていることはもとより、ロードレース大会や地元の各種祭り、イベントへの支援など、多大な御協力をいただいていると認識しております。

○徳重忠夫議員 ありがとうございます。それでは次に、宮崎牛のブランド確立への取り組みについて、農政水産部長にお尋ねをいたしたいと存じます。

本県の畜産部門の農業産出額は、県全体の約57%を占め、地域農業を支える重要な産業であります。中でも肉用牛の飼育頭数は全国第3位で、子牛は全国的にも高い評価を受けておるところであります。また、宮崎牛の品質の高さについても、最近の知事のトップセールスや、一昨年の第9回全国和牛能力共進会での種牛、肉牛両部門で日本一となった実績を踏まえ、全国にアピールしたところでもあります。私は、東京を中心とする首都圏での知名度をアップさせることが大変重要であると常々考えておるところであります。

以前、地元の知人からこのような話を聞いたことがあります。叙勲を受けられ、その祝賀会が東京の帝国ホテルであったそうであります。その場で、いろんな料理が出された後、最後にメイン料理として牛肉ステーキが出され、場所も超一流ホテルで雰囲気もよく、大変おいしかったということでもあります。そこで、余りにもおいしかったので、ホテルの人に「この牛肉はどこ牛肉ですか」と尋ねられたそうあります。「都城の牛肉です」という答えが返って

きたそうあります。この東京の高級ホテルで、しかも祝賀会のメイン食材として地元都城の牛肉が使われていたことに驚き、受賞の喜びもさることながら、宮崎牛がここまで浸透してきたのかと深く感動したと話しておられました。

しかしながら、先般、私が上京した際、食肉処理関係者等との意見交換会の中で、宮崎から東京への生体出荷はほとんどないということをお聞きしたところでもあります。私は、宮崎牛の銘柄をさらに確立するためには、首都圏での販売強化を図っていく必要があるかと考えておるところであります。そこで、宮崎牛の流通に対する考え方と今後の宮崎牛ブランド確立の取り組みについて、部長のお答えをいただきたいと思っております。

○農政水産部長（後藤仁俊君） 御指摘のとおり、宮崎牛の認知度を高め、ブランドを確立するためには、首都圏での販売力の強化を図っていくことが重要であります。これまで宮崎牛につきましては、宮崎から東京まで牛を運ぶ輸送コストや牛への輸送ストレスなどの問題から、県内で食肉処理をしまして、部位ごとにカットした部分肉で付加価値をつけて流通販売させる体制を整備してきたところがございます。県としましては、今後とも「日本一宮崎牛」をキャッチフレーズに、なお一層の品質向上や高位安定化を図るとともに、知事のトップセールス等による宮崎牛フェア、百貨店や高級スーパー等での試食販売、さらには大手卸売業者やバイヤーとの商談会等に取り組むことにより、首都圏における販売拠点づくり、販路拡大を積極的に進め、宮崎牛のブランド確立に努めてまいりたいと存じます。以上です。

○徳重忠夫議員 ただいまの部長のお答えで

は、本県での宮崎牛の流通は、部位ごとにカットした部分肉での流通を推進されるということでもあります。確かに、生きた牛をトラックで運ぶより部分肉にして運んだほうが、輸送効率が高まりますし、地元での雇用にも大きく貢献すると、このように思っております。また、県では、関係機関と連携して、知事のトップセールスや宮崎牛フェアなどの積極的なPR活動に取り組んでおられるわけで、一定の成果も上がっております。しかしながら、聞くところによりますと、「宮崎牛はどこで買えるのか」「どこで食べられるのか」という声もあるようでございます。私といたしましては、これまでのPR活動にあわせて、首都圏で消費者がいつでも宮崎牛を買えるといったような販売拠点づくりをさらに進めていく必要があると思っております。そこで、宮崎牛の首都圏での販売拠点づくりについてどのように取り組まれているのか、部長にお答えをいただきたいと存じます。

○農政水産部長（後藤仁俊君） 本県では、県、市町村、関係団体で構成いたします「より良き宮崎牛づくり対策協議会」におきまして、宮崎牛を取り扱う販売店やレストランを宮崎牛指定店として認定する販売拠点づくりを進めているところであります。首都圏における宮崎牛指定店の状況を見ますと、一昨年の第9回全国和牛能力共進会で日本一を獲得して以降、スーパーなど販売店で12店舗、レストランで5店舗、合計17店舗増加しております。現在、首都圏で47店舗拠点がございます。県といたしましては、今後とも、協議会と連携しながら、知事のトップセールスや宮崎牛フェア等の開催を積極的に展開いたしまして、首都圏における販路の拡大に努めてまいりたいと存じます。以上です。

○徳重忠夫議員 ぜひひとつ、東京で、宮崎牛はどこでも買えるというぐらい販路を広げていただきたい、このように思います。

続いて、商工観光労働部長にお尋ねをいたします。一村一祭アピール事業についてお尋ねをいたします。

本県の県土を大きく占める中山間地域には、各集落に受け継がれてきた伝統的な祭りや芸能が数多く残されております。各集落の住民が資金や労力などを提供しながら、これまで、このような祭りの開催、保存に努めてきたところであります。しかしながら、このような中山間地域は、過疎化や高齢化が進行するとともに、担い手の減少、耕作放棄地の増加等によりまして地域活力の低下が懸念されております。今後、集落そのものの維持存続が危ぶまれるところでありまして、これは同時に、祭り・伝統芸能の消滅につながっていくものと思うのであります。私は、このような状況のもとでは、各集落の祭り等を継承していくためには行政の支援が不可欠ではないかと考えておりますが、財政状況が極めて厳しい市町村にその役割を求めるのは困難であり、県において支援を行うことで、中山間地域に勇気と元気を与えるべきと、このように思うところであります。

このような折、市町村の祭り・イベントを支援・PRすることを目的に、21年度、新年度の予算で、新規事業として「一村一祭アピール事業」が打ち出されたことは、時宜を得た施策と大きく評価するところであります。そこで、商工観光労働部長にお尋ねをいたしますが、今回の一村一祭アピール事業はどのような考え方のもとに打ち出されたのか、また、支援は継続するのか、支援の対象はどのようなものになるのかについてお聞かせをいただきたいと思いま

す。

○商工観光労働部長（高山幹男君） 一村一祭アピール事業でありますけれども、これは中山間地を含め、県内のすべての市町村が持っております一押し祭り・イベント、あるいは「宮崎遺産」として選定予定の個性と魅力あふれる地域資源を県内外に広くアピールするとともに、それらを活用して交流人口の拡大を図る市町村等の新たな取り組みを支援することによって、地域活性化を図ろうというものでございます。支援の対象につきましては、1市町村で1つの祭り・イベントとしておりますが、合併した市町村につきましては、合併前の市町村の単位で選定することといたしております。また、支援としての補助金につきましては、原則として1市町村単年度限りの交付としておりますが、県といたしましては、各種メディアを活用して情報発信をすることなどで、その後も継続して支援してまいりたいと考えております。

○徳重忠夫議員 ただいまお答えをいただいたところでございますが、この支援事業を、単年度支援という形の中での——原則という形ではございますが、単年度ということでもあります。そして、その情報を全国にメディアを通して、あるいはいろんな方法でPRされることだと、このように考えます。そうなりますと、1年置き、2年置きにお帰りになったり、またその情報を得た方々がおいでになった、次年度、3年度、5年度にその祭りが消えていたということになったら、せっかくこうして立ち上げたものが生かされないんじゃないか、私はこう思うわけでありまして。こうして情報を発信するならば、少なくとも5年、10年はちゃんとした形で支援していく体制をぜひとってほしいと思いますが、いかがでしょうか。

○商工観光労働部長（高山幹男君） ただいま申しましたとおり、今回の事業は、各市町村一押し祭りの代表的な祭り・イベントを活用した、交流人口の拡大を図るための新たな企画に対して補助を行うものでございます。先ほど申しましたように、1市町村当たり1つのイベントでありますから、旧市町村でいいますとマックス44の祭り・イベントが出てくると思います。それらを考えまして、補助金は単年度限りとしたところでございます。このため、事業の実施に当たっては、市町村と十分な協議を行いまして、継続して取り組む意欲のある祭り・イベントを選定したいと思っております。また、この事業をきっかけに、県において県内外に、この祭り・イベントの魅力のアピールすることによりまして、広く周知がなされ、毎年多くの方が訪れるような祭り・イベントとして発展することを期待しているところでございます。

○徳重忠夫議員 今、部長からお答えいただきましたが、やはり市町村ではそれだけの守っていくような財政力がない、私はこのように思うわけでありまして。だからこそ県が支援するわけですから、どうしてもこれは何とか継続できるような形で、県は積極的な支援をお願いしたいと、このように要望を申し上げておきたいと思っております。

続きまして、産科医の現状と助産師の活用について、福祉保健部長にお伺いをしておきたいと思っております。

少子化が進展する中で、妊婦が安心してお産ができるような体制を整えることが極めて重要であります。このためには産科医の確保が必要であります。このためには産科医の確保が必要ですが、平成16年度の新医師臨床研修制度の導入を契機といたしまして、全国的に医師不足が深刻化しております。本県においても、

現在、県立延岡病院の医師6名が退職する意向を示しておられますし、先ほどは日南病院の小児科医の問題はある程度解決したということですが、大変な状況にあります。このように、医師不足はますます深刻化している状況にあります。中でもお産を取り扱う産科は、勤務環境が厳しいことや訴訟リスクが高いことから、医師不足が一層深刻な状況にあると言われております。そこで、県内の産科医師数の現状はどうなっているのか、まずお伺いをしておきたいと思っております。

○福祉保健部長（宮本 尊君） お話のように、全国的に見ますと産科の医師の不足があるわけですが、本県の産科医師数は、平成18年12月末現在で108人でありまして、人口10万人当たりでは、全国の7.9人に対し、本県は9.4人と、全国平均を上回っておるところであります。しかしながら、約半数の産科医師が県央部に偏在するなどの問題もございます。このため、県といたしましては、限られた医療資源を効果的に活用するため、地域分散型の周産期医療体制を構築し、対応しているところであります。

○徳重忠夫議員 全国平均を上回っておるということでありますが、これは緊急を要することも非常に多いわけで、何とか医師の確保を真剣に考えていただきたいと思っております。実は、先日、テレビを見ておりましたところ、関東のある産科医療機関において、医師と助産師が緊密な連携を図り、助産師を積極的に活用することで、取り扱う分娩数が大幅にふえたという報道がなされておりました。産科医療機関等において、妊産婦健診や相談、正常分娩の取り扱い等について助産師の活用を図ることは、全国的な産科医不足の中で大変重要なことだと、このよ

うに考えるところであります。そこで、助産師の現状についてであります。県内で就労している助産師は何人いるのか、また、就労していない助産師の数は把握しておられるのか、さらに助産師の活用を図るべきと考えるが、その所見を福祉保健部長にお尋ねしたいと思っております。

○福祉保健部長（宮本 尊君） 助産師であります。平成18年末現在、県内では202人の助産師が産科医療機関や助産所等に就労しております。一方、就業していない助産師については、平成19年度に助産師会等を通じて調査を行い、21人の未就業の助産師を把握したところであります。助産師は、お産の介助はもとより、妊婦や産後の母親に対する保健指導など、身近な相談者としての役割も担っており、全国的に産科医師不足が深刻化する中、その養成・活用は重要なことと考えております。このため、県といたしましては、従来からの県立看護大学での助産師養成に加え、ことし4月に開学する民間の助産師養成所へ助成するなど、人材養成に努めているところであります。また、ナースバンクを通じた就業あっせんや、未就業助産師に対する職場復帰に向けた講習会の実施等、医療機関等での助産師の就業促進を図りますとともに、今後一層の活用を図るために、助産師外来など県内での助産師の活動事例を集め、医療機関等に周知していくこととしております。

○徳重忠夫議員 大変積極的に、そしてまた、確実に産科医あるいは助産師の育成に努めていらっしゃることに敬意を表したい、このように思います。

ところで、安心してお産をするためには、きちんと妊婦健診を受けることが大切であると思っております。そのために、国は今回、市町村が行う妊婦健診の公費負担への支援措置を予算化され

たところでございます。妊婦の経済的な負担が軽減されれば、経済的に苦しい方も妊婦健診が受けやすくなって受診者数もふえると思います。一方で、産科医師にとっては業務量が増大し、勤務条件が厳しくなるのではないかと懸念もされるところであります。そこで、妊婦健診の公費負担制度はどのようなものか、また、産科医師の負担が過重にならないのか、部長の御答弁をお願い申し上げます。

○福祉保健部長（宮本 尊君） 妊婦健診の公費負担は、県が国の交付金を受けて基金を造成し、市町村が行う公費負担の2分の1を交付するものであり、里帰り出産や助産所での健診も対象とすることを交付の要件として、妊婦の経済的負担の低減を図ることとしております。今回の妊婦健診の公費負担の拡充により、健診が受けやすくなり、受診回数もふえると思われませんが、一方、妊婦の健康管理が充実することによって、リスクの高い分娩が減ることが期待されますので、産科医の負担が過重になるおそれはないと考えております。

○徳重忠夫議員 どうもありがとうございます。

次に、県土整備部長に一言質問をさせていただきます。まず、丸谷川の整備についてでございます。

丸谷川は、下流部では、整備は10年ぐらい前に既に終わっております。上流部においては、河川が曲がりくねっており、毎年災害が発生している状況であります。私も県内の多くの河川視察をしてまいりましたが、これほど形状の悪い河川は見たことがありません。むろん、災害が発生した際には現状に復旧する工事が行われておりますが、毎年災害が発生するようでは問題の解決になっていないと、このように思いま

す。丹精込めて育てた稲が、一夜の雨にして収穫できなくなるなど、田の耕作者の方々は、いつになったら安心して耕作ができるのか、不安が募るばかりであります。上流地域すべてを改修してほしいというではありません。台風や大雨の際に越水しないような対策さえ講じてもらえばよいと、私はこのように思っております。丸谷川上流の河川改修などの対策についてどのようにお考えなのか、部長の答弁を求めます。

○県土整備部長（山田康夫君） 丸谷川につきましては、平成14年度までに、高崎川合流点から県道の池の川原橋までの約10キロメートル区間の改修が完了しております。現在は、支川の山田川——これは平成5年に大規模な浸水被害がありました——の改修を重点的に実施しているところであります。御質問にありました、丸谷川の上流区間につきましては、浸水被害が農地のみであること、また局所的であることなどから、国庫補助事業による抜本的な河川改修は難しいと思われましても、現地を確認しながら、局所的な改修の方法、越水しないようなことを含めて、来年度以降、調査検討してまいりたいと考えております。

○徳重忠夫議員 水田だからということではなくて、やはりそこで生活する人は一緒だと、私はこのように考えます。早急に調査検討をしていただきますように、強く要望を申し上げておきたいと思っております。

最後になりましたが、教育問題について教育長にお尋ねをしたいと思います。

私は、先般、台湾に行く機会を得ました。台湾では、憲法規定によって「徳・知・体・群・美」の「五育」を教育の基本として、徳育が1番目に挙げられているということです。地域な

ど集団における人のつながりを大切にする「群」を明示することで、集団教育の重要性を示し、「美」として芸術教育の重要性を示しております。この教育方針に、私は感銘を覚えたのであります。この教育が、中国には帰属せず独立していくことを国民が選択し、食料自給率も7割を超えるなどの結果をもたらしているものと思っております。今の日本は、個人を重視する感覚は浸透しているように感じますが、地域の一員であるという意識、集団への帰属意識が薄れてきているように思うのであります。例えば、自治会への加入率が年々低下しているという現実を見るにつけ、私の抱えている危惧が単なる取り越し苦労ではないような気がしてなりません。地域の活力の維持、地域教育力の確保のためには、県民一人一人が、学校、地域、市町村、県などの集団の構成者として責任を果たすための「群育」が重要な課題であると思っております。今の教育においては、「群の教育」すなわち集団の一員としてどうあるべきかという教育が、十分に行われていないのではないかと感じておるところであります。そこで、教育長にお伺いしますが、「徳・知・体・群・美」の「五育」の教育基本をどのように考えられるか、お尋ねをしておきたいと思っております。

○教育長（渡辺義人君） 「徳・知・体・群・美」、非常に美しい響きのある言葉だなと思って聞いておりましたが、その中で、議員が重要課題としてとらえられております「群」を、集団の一員としての教育と解釈をして申し上げます。私は、30数年前に台湾に行ったきり、まだ行っておりませんので、台湾の教育内容については十分存じ上げていないところであります。そういうふうに解釈をして申し上げますと、子供たちが将来、社会の一員として、人と人のき

ずなを大切にしながらよりよく生きていくためには、学校において、集団の一員であることを自覚できるようにしていくことが重要であると考えております。しかしながら、社会一般の風潮として、周りの人々に支えられて生きていることを実感したり、人の役に立つことを自分の喜びと感じたりするなどの経験が少なくなっているように思われます。昨年3月に改訂されました、小中学校の新学習指導要領におきましても、ボランティア活動や清掃などの当番活動に取り組みながら、所属する集団の充実や向上に努めようとする態度を育成することが、これまで以上に重視されているところであります。県教育委員会といたしましても、市町村教育委員会と連携を図りながら、道徳の時間をかなめとして、また、地域の方々の御協力もいただきながら、学校の全教育活動を通して、集団の一員としての自覚をはぐくむ教育の充実に向けて、より一層取り組んでまいりたいと考えております。以上です。

○徳重忠夫議員 私は、国を愛し、宮崎を愛し、郷土を愛し、学校や友達を愛し、家庭を愛することのできる、バランスのとれた子供たちをたくさんはぐくんでいただきたいということから申し上げたかったわけでございます。ありがとうございます。

ところで、集団教育を行う上で最も効果的な学習は部活動ではないかと、このように考えています。中学1年から3年までは最も吸収力の高い時期だと、このように思っております。自分の目標、グループの目標、学校の目標に向かって、1年生から3年生までが心を一つにして取り組むことができるのが部活動だと思います。そこでお尋ねいたしますが、現在の中学校での部活動の状況はどうなっているのか、もう

少し徹底すべきではないかと考えますが、教育長の見解をお伺いしたいと思います。

○教育長（渡辺義人君） 本県の平成19年度の公立中学校における部活動の加入率は、吹奏楽や美術などの文化部が12.7%、ソフトテニスや軟式野球などの運動部が71.5%、合わせまして84.2%となっており、多くの生徒が自主的・自発的に活動に参加をいたしております。部活動は、技能の習得ばかりではなく、集団の仲間意識や思いやりの心の醸成、さらには目標達成に向けて努力する姿勢や自分の責任を果たす態度の育成など、現在の学校教育の大きな柱であります生きる力を身につけさせる上で、大変重要なものであると認識しております。また、地域の方々や関係団体の協力や支援を受けながら実施いたしており、生徒たちの地域への愛着や感謝の気持ちもはぐくまれていると考えております。県教育委員会といたしましては、今後とも、市町村や関係する機関と連携を図りながら、部活動の充実に努めてまいりたいと考えております。以上です。

○徳重忠夫議員 ありがとうございます。部活動に入っていない子供が15.8%いるようであります。一人の生徒が問題を起こすと、学校全体の責任ということになるかと思えます。部活に入っていない生徒の指導も置き去りにしないように、ひとつしっかりと指導をしていただきますように、これは要望をしておきたいと思えます。

次に、地域における取り組みについてお伺いをいたします。

私は、30年前、4年間、都城市内にある約500世帯が加入する自治公民館の館長を務めておりました。当時の公民館加入率は90%を超えておりました。自治公民館の活動は、自治会同様、

防犯・防災のほか、子供の見守りなども行っております。そういう意味では、公民館や自治会は地域活動の中心であり、市町村などの行政と住民の重要な橋渡し役であると言えます。集合住宅等では未加入が多いため、防犯・防災の問題があることや、ごみ処理などでも迷惑をかけているという話も聞くところであります。自治公民館などへの加入促進が、まずは重要な課題であると思えます。そこで教育長にお尋ねしますが、県内における自治公民館への加入の状況がわかっておれば、数字をお示しいただきたいと思えます。

○教育長（渡辺義人君） 自治公民館への加入状況につきまして、大まかな傾向を把握するため、平成19年度から調査を始めたところであります。県内の自治公民館組織のある29市町村に対して照会した結果によりますと、県全体での加入率は、平成20年4月時点で約6割となっているところであります。以上です。

○徳重忠夫議員 ただいま6割程度とのことでございます。感覚としましては、それ以上のような気がいたします。先ほど申し上げましたとおり、集団教育が十分でないことから、今後、加入率が低下することが懸念されるものと思えます。社会が高度化し、価値観も多様化する中で、自治組織の存在を認識させ、加入率を高めることは大変難しい課題だろうと思えますが、元気のある地域づくりには、自治組織の活動の充実が不可欠であります。今日、自治体職員や教職員等の自治組織への加入率が低いというような話も聞くところでありますが、住民や児童に指導的な立場にある自治体職員や教職員が加入していないということは問題であると思っております。加入を促進すべきであると思えます。ところで、知事御自身は自治組織に

入っておられますか。

○知事(東国原英夫君) 加入させていただいております。

○徳重忠夫議員 当然のことだと、このように思います。そこで、具体的にどの組織かお知らせいただければありがたいです。

○知事(東国原英夫君) 宮崎駅前地区の自治会でございます。

○徳重忠夫議員 ありがとうございます。頑張ってください。知事は、県民との協働、県民総力戦を掲げておられますが、そのためには、県民が公民館や自治会など地域の自治組織に加入し、地域の活動に積極的に参加する必要があると私は考えます。そこで、県職員や教職員等の公務員を含め、広く県民に対し自治組織への参加を呼びかけるべきと思いますが、知事のお考えをお示しいただきたいと思います。

○知事(東国原英夫君) 自治組織への加入者の減少というのは、地域コミュニティーや住民自治の崩壊、ひいては本県全体の活力低下につながりかねないと危惧しているところであり、県職員に対しましては、昨年3月に「職員力」地域貢献推進指針を策定し、地域社会の一員として自主的な地域活動を推進することとしたところであります。引き続き、県職員や教職員の率先参加はもちろんのこと、広く県民の皆様にも自治組織への参加を呼びかけてまいりたいと考えております。

○徳重忠夫議員 知事がみずから、広く県民の皆様にも自治組織への参加を呼びかけたいとのありがたい答弁に、感謝をいたしたいと思いません。自治会や公民館活動への参加は、地域活力を維持・発展させる礎であります。特にメディアでの強力な発信力をお持ちの知事に、テレビやインターネットブログ等で自治組織への加入

促進を呼びかけていただくと、加入率向上につながるのではないかと私は考えております。このことは、県内の各市町村の首長さんを初め、各自治公民館長や自治会長さんがもっとも喜ばれることだと、私はこのように考えます。なかなか呼びかけても聞いてくれない、そう考えますときに、知事の今の知名度、信頼度、県民に知事が与えている信頼度——「知事が参加しているんだ」「しなきゃいけないんだ」と、こういう声をメディアを通して言っていただくと、子供なり、おじいちゃん、おばあちゃんなり、周りの方も、参加しなきゃいけないんだなということになると、私はこう信じておるところであります。メディアを通して自治組織への加入を呼びかけていただくということが、私は、最も効果的であり確実な方法だと、このように考えますが、メディアを通して呼びかける意思があるかどうか、お答えいただきたいと思いません。

○知事(東国原英夫君) 先ほどもお答えしたとおり、県民総力戦の観点から、自治組織の果たす役割というのは非常に重要かと思っておりますので、今後、メディアだけでなくあらゆる機会をとらまえて、発信に努めてまいりたいと思っております。

○徳重忠夫議員 それでは最後に、知事に要望申し上げておきたいと思っております。これは私の質問の内容ではございませんけど、実は、さきの代表質問で自民党の中村幸一議員からも要望がなされたところでありますが、私は、ブラジル移民県人会50周年に参加させていただきました。その折に大変な歓迎を受けたところであります。宮崎県ブラジル移民第一号は95年前であります。既に約4,000人という多くの宮崎県人が移住されております。県内から外国への移住と

しては特別に多い数であります。また、県費留学生も毎年受け入れられております。知事におかれましては、ぜひとも60周年記念式典に出席されまして、宮崎県の現状報告とブラジル移住民の方々への激励をしていただくよう強く要望を申し上げて、私の質問のすべてを終わらせていただきます。ありがとうございました。(拍手)

○坂口博美議長 ここで暫時休憩いたします。

午後2時45分休憩

午後3時0分開議

○坂口博美議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、田口雄二議員。

○田口雄二議員〔登壇〕(拍手) 民主党の田口雄二でございます。いよいよ本日最後の質問となります。既に先週の代表質問、そして今週の一般質問と続いております。知事を初め皆様もお疲れのことと思いますので、重複する質問は割愛をしつつ進めてまいります。

まず、今月をもちましてつつがなく県庁を卒業される多くの職員の皆様、そして、この議場におられます部長の皆様も何人かが御卒業されると聞いておりますが、長い間本当に御苦労さまでした。団塊の世代として40年前後の県庁勤めであったと思いますが、振り返ってみますと、この間に、2人の知事が逮捕され、官僚出身の知事しか知らないところに、タレント出身の知事が誕生し、宮崎県が大ブームになるなど、予想だにできなかった出来事があるなど、他の県ではできなかった貴重な経験をされたことと思います。これまでの御功績に心から敬意を表し、今後も御健勝で、県庁での御経験を生かして御活躍されますことを心から祈念申し上げます。

ます。あわせて、今後とも宮崎県発展のため、御指導、御協力をよろしくお願い申し上げます。

それでは、通告に従い質問してまいります。簡潔でわかりやすい答弁をお願いいたします。

最初に、知事の政治姿勢についてお伺いします。

昨年末、私ども民主党県議団は、中国の上海に参り、県の上海事務所の御案内で、中国人の訪日観光市場動向、上海万博の進捗状況、日本産農産物の対中輸出状況、そして本県木材の対中輸出状況等を視察してまいりました。本県より若干小さい群馬県と変わらない面積に、約2,000万人の在留人口、超高層ビルが林立しており、発展の息吹を感じさせる物すごいパワーでした。中国全土で見るとまだまだではありませんが、上海だけは、1人当たりのG N Pが先進国並みの7,000ドルを超える繁栄ぶりです。上海万博を控え開発ラッシュですが、やはり中国と思わさせられることもたくさんありました。例えば、来年5月の開催に向けて建設工事が急ピッチで進められている万博予定地は、328ヘクタールもあり、そこには何と1万8,000世帯もの住民がいたそうです。日本では考えられませんが、短期間で移転立ち退きをさせられています。開発のスピードが、日本の物差しでは全くはかれません。6カ月間で史上最大の7,000万人の来場を目標に計画が進められています。なお、中国人の日本製品に対する信頼とあこがれは相当なもので、富裕層はこぞって、高額にもかかわらず日本製品を買い求めているようでした。高級デパートの加工食品売り場は、一瞬、日本のデパートかと思うほど、日本でのパッケージのまま売られていました。日本語で書いてあると、日本でつくられているとわかり、

安心感が高まるようです。また、日本製品のコピー商品、つまり、にせものもかなり横行しており、ジェトロ上海センターには多数のコピー商品が展示してありましたが、カシオブランドのスクーターがあったのには笑ってしまいました。

しかし、上海だけを見ましても、この旺盛な消費に対し、もちろん日本の企業は既に多数進出していますが、現在、日本の各自治体の売り込みが加熱してきております。本県産品の中国での販路拡大についてどのような戦略で取り組むのか、その際、知事のトップセールスが不可欠と私は考えますが、知事の所見を伺います。

次に、最近何かと話題の多い大阪の橋下知事の政治手法についてお伺いいたします。約2年前に東国原知事が誕生して、連日マスメディアに登場し、歯にきぬ着せぬ発言などその言動が大きく全国から注目されました。疲弊した地方の状況を中央に強烈に訴え、また中央集権の打破に大きな期待が高まり、全国知事会の顔のようにもなっていました。しかし、その後誕生した大阪府の橋下知事の最近の言動は、ともに圧倒的な県民や府民の支持を背景にしている点は同様ですが、東国原知事より大きな注目を浴びています。当初は、大阪府の職員や各自治体トップとのやりとりが注目されていましたが、最近では、全国学力テストの結果を公表するか否かをめぐり、教育委員会を罵倒したり、幹部職員の降格人事をちらつかせる府政運営等々、過激な言動が注目を浴びています。

そして今、一番の注目は、国が進める公共工事の地元自治体に費用を求める直轄事業負担金の支払い拒否発言です。厳しい財政状況の中、慢性的な財政難にあえぐ地方は、これまで直轄負担金の廃止を要求しながらも渋々応じてきた

のが実情です。しかし、ここに来て、勇気づけられ同調する知事が続発し、「直轄金 みんなで拒否すりゃ怖くない」状態になってきました。地方からの波乱といってもいいと思います。国もこの事態に大きく反応し、今後の成り行きが注目されます。大阪の橋下知事の政治手法について、知事はどう評価しているか、感想をお伺いいたします。

次に、昨年、当時の中山成彬国土交通大臣の辞任のきっかけとなりました、全く所管外の教育に関する日本教職員組合の批判、つまり日教組についてお伺いします。東九州自動車道や九州横断道延岡線の建設促進、そして地方道の整備が本県にとってまさに重要なときに、最適なポストに中山氏の就任が決まりました。しかし、就任その日に中山大臣は、「日本の教育のガンである日教組をぶっ壊す」「日教組が強いところは学力が低い」などと批判の大きかった発言を撤回することもなく、確信犯として日教組批判をさらに繰り返し、ついに辞任しました。その後、自民党内に日教組批判の議員連盟ができ、中山氏はその顧問にしているようです。しかし、この話題も少し沈静化してきたかと思っていました。ところが、中山氏を閣僚に任命し、辞任の際には任命責任があると言っていた麻生総理が、先月22日、青森市での講演で民主党批判をする中で、教科書の内容に関することで日教組をやり玉に上げ、「私どもは断固戦っていく。それが自民党だ」と述べられました。本県では支持する政党は違いますが、全国的には民主党を御支援いただく、たくさんの労働組合や団体の中の一つです。そこで、昨年は中山氏辞任で一時渦中の人になりました知事にお伺いいたします。知事は労働組合に対してどのような御所見をお持ちか、また、日教組に対

しての印象をお伺いいたします。

医療・福祉行政についてお伺いいたします。

まず最初に、県立延岡病院の医師の確保についてお伺いいたします。昨年の手帳を見てみますと、ちょうど1年前に県立延岡病院の医師不足が問題になり、延岡の県議会議員5人が一丸となって、3月28日に県立延岡病院、4月4日に、知事と就任したばかりの病院局長に医師確保のお願いに参りました。しかし、1年を経た現在はさらに深刻さを増し、医師6人が3月までに退職の意向を示しています。「地域医療を守る県北ネットワークの会」が、「医師確保」と「先生への感謝の気持ちを表し、コンビニ受診をやめよう」との署名活動を実施し、わずか3週間で約15万2,000人分の署名を集め、知事と宮崎大学池ノ上医学部長に手渡しをさせていただきました。池ノ上医学部長からは最悪の事態にならないように努力したいと述べられたようですが、まさにそう願ってやみません。県北25万人を見捨てないように御配慮をお願いいたします。昨日松田議員もお聞きしており、重複いたしますが、この現状で延岡市選出の議員がこの件を聞かないわけにはいきませんので、病院局長に県立病院の医師確保についてお伺いいたします。

次に、来年度の臨床研修医の内定状況についてお伺いします。卒業間近の医大生が国家試験合格後に2年間の臨床研修を行います。その医大生が研修先となる病院を選ぶ際、県内で6カ所の研修指定病院の募集定員は何人で、現時点でその充足率はいかほどなのか、また、県立延岡病院には何人の研修医が内定しているのか、福祉保健部長にお伺いします。

次に、医療事故についてお伺いします。先日、香川県の県立中央病院で、不妊治療を受け

た女性が別人の受精卵を移植された疑いがあり、人工中絶する医療事故が発生いたしました。産婦人科医が受精卵を培養するための容器を取り違えたことが原因ではないかと見られています。待望の妊娠をし、出産を待ちわび、幸せいっぱいに包まれていた中、中絶というどん底に突き落とされる事態に陥りました。そこで、本県では、体外受精ができる医療機関は幾つあり、年間の実施件数はどれくらいあるのか、福祉保健部長にお伺いいたします。

景気悪化に伴い、雇用情勢に厳しさが増し、全国的に生活保護の申請が増加していると報道されています。契約解除された多くの派遣社員がグループになって、同時に保護申請をするシーンも放映されていました。本県においても、契約解除された派遣社員や倒産に伴う失業者が多く、生活保護の申請が増加していると予想されます。そこで、福祉保健部長に生活保護の状況をお伺いします。

次に、自殺対策につきましては、深刻な問題ではありますが、既にたくさんの方から質問がなされており、この件につきましては割愛をさせていただきます。ただ、本年早々、私にとっては衝撃の正月となりました。と申しますのも、家内とドライブ中に、とある展望台の駐車場に駐車したところ、不審な車を発見いたしました。そして車内で焼身自殺している方を発見し、すぐさま県警に連絡し、取り調べをしていただくことになりました。ことし最初の携帯電話の連絡先は、宮崎県警となりました。御本人がどのような理由で、新年早々なぜこのような事態に陥ったのか、健康に関してなのか、金銭的なものかは知る由もありませんが、御冥福を心から祈るばかりです。ただ、要因は何であれ、みずからの命を絶つというは大変なこ

と。救済する手だてがあったものと思います。今回の自殺対策行動計画に基づき、悲しい結末に至らないように全力を尽くしていただきたいと存じます。

雇用の確保についてお伺いします。

昨年、日立プラズマディスプレイの生産中止の大きなニュースに、県内には激震が走りました。先日も新たに、フェニックスリゾートの派遣社員の4月以降の雇いどめが報道され、王子製紙の日南工場の一部廃止、そして、あの女子実業団駅伝で何度も日本一になった沖電気女子陸上部の廃部など、県内企業の厳しさが連日報道されています。厚生労働省が1月までの非正規労働者の失職について公表しました。昨年10月から本年3月までに職を失うか、失うことが決まっている非正規労働者が、全国の1,806事業所で約12万5,000人で、この1カ月で4万人の増加です。住居を失ったか、これから失う者も多数いることと思います。そこで、県内の非正規社員の雇いどめ等による失職者数はどれほどか、商工観光労働部長にお伺いいたします。

道路行政についてお伺いいたします。

まず初めに、1月の臨時議会で知事より、東九州自動車道の現在建設中の門川—西都間の全線開通予定が、当初予定より1年早まり、平成25年度末の見込みになったと、御報告がありました。高速道路の開通が悲願で、一日も早い開通を待ちわびる県北の県民にとりましては、何よりもの朗報でした。大分方面の開通も当初より早まり、御尽力いただきました関係各位に心から感謝を申し上げます。そこで、東九州自動車道の一部になる延岡南道路についてお伺いします。延岡の土々呂地区の国道10号の朝晩の渋滞解消に向けて建設された延岡南道路が、距離に対して250円は割高感があり、利用が伸び悩

み、渋滞の解消となっていません。利用促進と物流の軽減から、延岡市や経済界から料金の値下げ要望が再三、現在の西日本高速道路(株)に出されていました。そのような中、昨年、国土交通省より、西日本高速道路(株)に対して値下げ実験の要請がなされていると報道され、また、県当局も値下げの要請をしていると伺い、昨年、進捗状況について質問させていただきました。その後、この値下げ要請の結果が出たのか、県土整備部長にお伺いいたします。

次に、東九州自動車道の追い越し車線についてお伺いいたします。現在の東九州自動車道の本県内は、最終的には片側2車線の計4車線化されると聞いていますが、とりあえず、片側1車線で全線開通に向けて建設中です。とにかく、自動車専用道路の全線開通を待ちわびていますので、片側1車線であろうと2車線であろうと、一日も早く完成していただければ構いません。とは言いつつも、大型のトラックや安全運転し過ぎるもみじマークのドライバー等がいますと、せっかくの高速道路なのに時間短縮にもなりませんし、いらいらが募り、精神衛生上にもよろしくありません。現在の清武—西都間には何カ所かが片側2車線化されており、追い越しが可能になっております。西都—延岡間は橋脚やトンネルが連続しておりますが、清武—西都間同様の一部2車線の追い越しができる箇所ができるのか、県土整備部長にお伺いいたします。

次に、教育行政について、3項目について教育長にお伺いします。

先日、日本私立中学高等学校連合会が、昨年12月時点で授業料を滞納している私立学校生は全体の2.7%、3月の調査の3倍に増加したと発表しています。景気の悪化で親の収入が減少

し、学費を生活費に回さざるを得ない状況に陥っている家庭が増加しているようです。特に九州地区の悪化ぶりが目立ち、ワーストです。そんな中、経済的な理由で教育を受ける機会を失わないように、授業料の納入を減額・免除する県立学校の生徒を対象にした授業料減免制度があります。低所得者世帯に、授業料が払えなくなり、授業料減免制度の利用者が増加しているようです。県立高校の授業料減免制度の利用状況についてお伺いします。

次に、中高一貫校の設置についてお伺いします。今回、新たに都城市の泉ヶ丘高校に県内3校目の中高一貫校が併設される予算案が提案されています。定員は1学年40名で、空き教室を利用し、来年4月の開校予定です。今回、開校が都城泉ヶ丘高校に至った経緯を、教育長にお伺いします。

次に、臨時教員についてお伺いいたします。いずれ、日本や宮崎、そして地域を背負って立つ子供たちの教育現場に、臨時教員の存在が非常に大きくなってきています。もちろん、臨時教員の中には大変すぐれた方もいます。実際、私の娘は授業を受けることはありませんでしたが、文化系の部活動で何度か九州大会に県内代表として参加させていただき、後輩も引き続き指導を受け、現在も県内トップクラスを維持し続けています。臨時教員の増加は財政難が一番大きな要因だとは思いますが、非常に不安定な立場の臨時教員が正規の教員と同様の仕事をすることに問題はないのか、危惧いたしております。そこでお伺いいたします。まず1点目、今年度の臨時教員の学校ごとの人数をお伺いいたします。2点目、臨時教員はどのようにして採用されるのか、小中学校と県立学校ごとにお伺いいたします。

以上をもちまして、壇上からの質問は終了し、この後は質問者席からとり行います。ありがとうございました。(拍手) [降壇]

○知事(東国原英夫君) [登壇] お答えいたします。

中国への販路拡大戦略についてであります。急速な経済発展に伴って富裕層が増加する中国を初めとする東アジアは、安全・安心で高品質な日本産食品に対する信頼感も高く、今後の県産品の販路拡大先として有望な市場にあるものと考えております。そのため県では、今年度、関係団体、民間企業と一体となって、総合的な輸出促進に取り組むための指針となります東アジア販路拡大戦略を策定し、農産物、水産物、加工食品の中から国別に品目を設定し、効果的に販路拡大を図っていくこととしております。中国につきましては、上海に海外交流駐在員を置き、輸出促進や観光誘致などの情報収集・提供、県内企業への側面支援等に努めておりますが、県産品の輸出に関しましては、農畜産物の輸入制限等がありますことから、現状では一部の加工食品や木材などの輸出にとどまっております。今後は、従来からの商談会への参加や、九州各県合同の物産展の開催に加え、現地の流通業者を招聘した商談機会の提供などによりまして、さらなる販路の拡大に取り組んでまいりたいと考えております。なお、私のトップセールスにつきましては、時期を見て検討してまいりたいと考えております。

続きまして、橋下府知事の政治手法についてであります。府民等の世論を後ろ盾にして、メディアを活用して政策を打ち出す方法や、積極的にPRしていく手法、政治や行政を府民、住民に身近なものにしていこうとする考え方は、私と相通ずるものがあると思います。また、住

民の生活や地域の発展を第一に考え、地方をよくするために国を変えようとする政治姿勢など、共通する点が多いとも感じております。橋下府知事からは、政治・行政手法について、時折相談等も受けたりしておりますが、これまで大阪府政最大の課題である財政再建のため、歳出カットを中心に果敢な対応をしてこられました。今後、府政運営を進めていく上で、これは私自身にも言えることでありますが、いかに地域の活性化と住民サービスの向上、行財政改革のバランスをとっていくかがポイントになるかと考えております。

続きまして、労働組合等についてであります。労働組合は、労働者が、労働条件の維持改善など経済的・社会的な地位の確立や向上を図ることを主な目的として組織する団体であると認識しております。また、日教組につきましても、かつては組織率も高かったようでございますが、年々低下する傾向にあり、また、教育行政に関して旧文部省と対立した時期もあったようでございますが、平成7年に運動方針を転換し、協調のパートナーシップを目指しておられると伺っております。いずれにいたしましても、今後とも、よりよい教育を実現するために努力していただきたいと考えております。以上です。〔降壇〕

○福祉保健部長（宮本 尊君）〔登壇〕 お答えいたします。

まず、臨床研修医の応募状況についてであります。県内では、宮崎大学医学部附属病院など6つの臨床研修病院がありまして、全体で70名の募集定員に対し、県内での研修決定者は、平成19年度が36名、20年度が45名、21年度が49名、充足率でいいますと70%と、徐々に増加してきております。このうち県立延岡病院につき

ましては、20年度が1名、21年度が1名となっております。

次に、体外受精についてであります。県内において体外受精等の特定不妊治療を実施している医療機関は、6施設であります。また、本県における体外受精等の全実施件数は把握できておりませんが、本県では、特定不妊治療に対する医療費助成制度を設けており、平成19年度の助成件数は487件となっております。

最後に、本県の生活保護の状況についてであります。平成20年11月現在の速報値によりますと、県全体における生活保護世帯数は1万140世帯、生活保護受給者数は1万3,352人、保護率は11.79パーミルでございます。昨年の夏以降、徐々に増加しております。このような中、派遣社員等の雇いどめや雇用切れに伴う生活保護への影響につきましても、本県では特に顕著にあらわれている状況にあるとは申せません。なお、昨年末からの本県経済・雇用緊急対策における生活保護の相談は、本年2月20日までに15件でありまして、生活保護が開始されたのは1件となっております。他の14件は、昨年末に国が創設しました就職安定資金の活用などにより、生活保護申請には至らなかったものであります。以上であります。〔降壇〕

○商工観光労働部長（高山幹男君）〔登壇〕 お答えいたします。

県内の雇いどめ等についてであります。宮崎労働局が行いました企業への聞き取り調査によりますと、昨年10月から本年3月までの非正規労働者の雇いどめ等につきましても、2月18日現在で40事業所、1,908人が把握されております。以上であります。〔降壇〕

○県土整備部長（山田康夫君）〔登壇〕 お答えいたします。

延岡南道路の通行料値下げについてであります。この1月に、国の生活対策の一環としまして、「高速道路の有効活用・機能強化に関する計画(案)」が示されております。その中で、ETCを活用した料金引き下げの対象路線に、延岡南道路が含まれたところであります。例えば、普通車の料金割引後の通行料金につきましては、平日の通勤・深夜の時間帯、土日祝日の終日が5割引きの適用となり、通常料金の250円が150円になると聞いております。この計画案の施行に当たりましては、国の第2次補正予算の関連法案の成立が前提条件となっております。延岡南道路の料金割引が早期に実現されるものと期待をしておるところでございます。

次に、追い越し車線の計画についてであります。東九州自動車道門川から西都間におきましては、追い越し車線が上下線各4カ所に計画されております。設置箇所は、上下線ともに、日向インターチェンジから北へ3キロ地点、都農インターチェンジから北へ5キロ地点、高鍋インターチェンジから南へ1キロ地点、西都インターチェンジから北へ1キロ地点、以上の4カ所であります。以上でございます。〔降壇〕

○病院局長(甲斐景早文君)〔登壇〕 お答えいたします。

延岡病院の医師確保の見通しについてであります。県といたしましては、医師確保対策経費として総額3億7,000万円に上る予算を新たに措置するなど、思い切った対策を講じ、医師派遣の継続あるいは新たな医師の派遣について、大学当局に対しまして、再三再四、粘り強く要望してきているところであります。大学側には、延岡病院の地域医療に果たす役割や県の取り組みについては十分御理解いただいていると考えておりますが、夜間の救急外来患者さんが多

く、医師を取り巻く労働環境の厳しさが県内の他の地域よりも大きいことから、現時点では不透明な状況であります。引き続き、大学に対し、延岡病院の役割や県の対策を繰り返し訴えていきますとともに、地元延岡市に対し救急体制の整備を強く要請するなど、医師確保に向けた抜本的な対策について積極的に取り組んでまいりたいと考えております。以上であります。

〔降壇〕

○教育長(渡辺義人君)〔登壇〕 お答えをいたします。

初めに、授業料減免についてであります。県立高校における授業料減免は、経済的な理由で授業料の納付が困難な生徒の修学を支援するために実施しているものであります。対象となる生徒は、保護者の所得が一定限度を下回る者、風水害等の災害に罹災した者など、何らかの理由で家計困難な家庭に属している者等であります。また、最近における授業料減免の利用者数は、平成15年度においては2,440名で全体の8.2%、4年後の平成19年度には2,557名で全体の10.1%となっており、この間の利用率は毎年増加しているところであります。今後とも、県立高校入学予定者を初め、各関係者に対して制度の周知を図るなど、適切な運用を行い、生徒の修学の機会の確保に努めてまいりたいと存じます。

次に、中高一貫教育校についてであります。設置校を都城泉ヶ丘高等学校としましたのは、設置理念を実現するために理数科に接続するのが効果的であること、また、余裕教室の数や体育館の広さ等、中学校を併設するために必要な施設設備の状況が整っていること、さらには、遠方から通学する生徒の交通の利便性などをもとに、総合的に判断したところによるものであ

ります。

次に、臨時的任用講師についてであります。臨時的任用講師の学校種別の人数は、平成20年4月1日現在、小学校354人、中学校269人、高等学校247人、特別支援学校180人の合計1,050人です。

最後に、臨時的任用講師の任用手続についてであります。学校において、育児休業の補充など臨時的任用講師を任用する必要が生じた場合、校長が、県教育委員会で作成しております「臨時的任用講師登録者一覧表」等から、教員免許の種類等を考慮の上、学校の求めに合致する人材を探し、面接をすることになります。その結果、適任であると判断した場合、小中学校においては、校長が市町村教育委員会に報告をし、教育委員会の内申に基づいて教育事務所長が任用手続を行うことになります。また、県立学校においては、校長みずから任用手続を行うことになります。以上であります。〔降壇〕

○田口雄二議員 それぞれ御答弁ありがとうございました。知事は、日教組に対しましては、中山氏や麻生総理ほど過激な印象を持っていないと私は判断いたしました。御答弁ありがとうございました。

それでは、知事に、上海でのトップセールスについて再度お伺いいたします。上海は、途方もないぐらいに何もかもがスケールが違い過ぎます。まさに急速に発展する中国経済の中心都市であります。そんな上海で、実は、宮崎県出身者や宮崎にゆかりのある方が「上海在住宮崎県人会」を2002年12月に結成し、昨年末時点で134名の会員数を誇り、熱心に宮崎のセールスマンとして活躍していただいております。宮崎の人はいまいち押しが足りない、アピールが下手と、知事もよく話をされますが、ここ上海県

人会の皆さんは、昨年9月に「宮崎大使」に就任した和田会長の強い個性もありますが、非常に元気な方ばかりで、熱心な宮崎のPR活動を続けています。

ただ、彼らが非常に気にしているのは、上海での本県の知名度が余りに低いということなんです。例えば牛肉といえば、宮崎牛とかではなくて佐賀牛とか。そういうふうに、宮崎のイメージが出てきません。そういう意味では、宮崎県人会が今後の活動を進めていく中で、宮崎県の知名度アップに何としても東国原知事の上海訪問をと切望していました。これまで、当時の三宅副知事、安藤知事、坂副知事、そして、現在の河野副知事がおととしの10月に訪問され、県人会の皆さんとも交流を深めたようです。宮崎の知名度アップに県人会の御要望に早急にこたえられないか、再度知事にお伺いいたします。

○知事（東国原英夫君） 先ほども答弁させてもらったように、私の上海訪問、トップセールスに関しましては、時期を見て適切に判断してまいりたいと考えております。

○田口雄二議員 副知事の上海での話もぜひとも聞いていただきまして、判断していただきたいと思います。先ほども話しましたように、来年は上海万博も控えておりますが、非常に大きな動きがありますので、早急に実現していただけたらと思っております。どうかよろしくお願い申し上げます。

上海での県産品の販路拡大について、知事に再度お伺いします。中国はマーケットとしては非常に大きいのですが、農産品を売り込むには大きな障害があります。上海では和牛の人気は絶大ですが、日本からはまだBSE対策が万全でないと輸出できませんし、加工品以外は輸出

がかなり難しいようです。そんな中、みやぎきスギも品質は認められていながら、かなり苦戦していました。現地の製材技術が劣り、日本では考えられないほど表面がざらつき、みやぎきスギのよさが出ていませんでした。以前の松形知事のときは、御本人が林野庁の御出身ということもあり、その拡販に熱心だったようですが、現在はしりすぼみのようにも見えます。中国を含めた東アジアへのみやぎきスギの販路拡大について、どのように取り組んでいくおつもりか、知事にお伺いいたします。

○知事（東国原英夫君） 東アジアへのみやぎきスギの販路拡大につきましては、宮崎県森林組合連合会などが取り組む中国、韓国への輸出促進活動に支援しているところであります。中国では、杉材の利用技術が普及していないなどの理由から伸び悩んでおりますが、上海等の巨大な市場は魅力あるものと考えております。また、韓国につきましては、県木材利用技術センターとソウル大学との学術交流を契機とした韓国企業との連携が進んだことなどの理由から、平成19年度の輸出額が前年度の2倍になるなど、成果があらわれてきております。県といたしましては、引き続き、関係団体と連携を図りながら、商談会などの取り組みに支援を行い、みやぎきスギの販路拡大に取り組んでまいりたいと考えております。

○田口雄二議員 現在は経済状況も大変厳しいですし、円高も進んでおります。韓国はウォン安ということもありまして、輸出は今大変なときかもしれませんが、粘り強く取り組んでいただきたいと思っております。

次に、県立延岡病院の医師確保についてお話をさせていただきます。もちろん、きのうの松田議員への答弁と同じで、非常に厳しい内容で

す。私どもは、医師の負担軽減に向けてさらに市民に啓発をしていかなければならない、そのように思っております。また、再三言われる延岡市夜間救急センターの深夜帯の365日対応を考えていかなければならないとは思いますが、しかし、現在の延岡市医師会の現状で仮に体制をつくっても維持できるのか、非常に心配です。というのも、別にこれまでの延岡市医師会が何もしてこなかったわけではありませんし、昨年からは新たな取り組みもしていただきました。延岡市医師会は、ここ数年、会員が増加どころか若干減少している上に、高齢化が顕著です。都城市医師会の会員247人に対して、延岡市医師会は170名で、医療機関も減少しています。夜間診療の協力医師は、開業医が主となるA会員ですが、都城医師会は131名に対し、延岡は77名で約半数。そして60歳以上が4割を占めています。よって、A会員の多い宮崎や都城は夜間診療の免除年齢がありますが、延岡は年齢制限もなく、最高齢は74歳の医師が老骨にむち打って夜間診療に御協力いただいております。少ない会員でローテーションを組むこととなりますので、負担も大きく、当然その頻度は都城市などよりかなり高くなってまいります。県立延岡病院の医師不足がクローズアップされていますが、実は延岡地区全体が医師不足で疲弊しています。無理に深夜帯の診療体制をつくっても維持することができるのか、それだけの体力があるのか。崩壊してしまい、延岡地区の夜間救急体制すべてが壊れてしまうのではないかと心配です。もう質問はいたしません、知事の、地元の協力が不可欠との御発言もございましたが、こういう環境にあることもぜひ御承知いただきたいと思っております。また、延岡市医師会の皆さんの現状もよく話を聞いていただきたい、そ

のように思っております。よろしくお願いたします。

次に、仮にそうなるのは困るのですが、このまま医師の確保がかなわなかった場合には、特に今回は脳梗塞などが対応できなくなりますので、一刻の猶予もない患者を宮崎市まで搬送しなければなりません。まさに1分1秒を争います。いつも質問がなされますが、25万人の県北の人々のことを考えますと、今こそドクターヘリが必要ではないかと思いますが、福祉保健部長にお伺いします。

○福祉保健部長（宮本 尊君） ドクターヘリは、救急医療体制の充実を図る上で大変有効な手段であると考えておりますが、その導入に当たりましては、専任医師の確保や拠点となる救急病院の確保等、多くの課題があります。このため、県立延岡病院で対応できない重症救急患者が出た場合、救急搬送機能を有する防災救急ヘリ「あおぞら」の活用を含め、対応していく必要があると考えております。

○田口雄二議員 ドクターヘリに比べますと、医師や看護師が同乗しないハンディがありますが、防災救急ヘリで対応していくということですね。防災救急ヘリコプターの出動実績について、総務部長にお伺いいたします。

○総務部長（山下健次君） 防災救急ヘリコプターの緊急出動回数は、平成19年度で92件ございまして、このうち54件が救急出動となっているところでございます。

○田口雄二議員 ドクターヘリは、残念ながら、現在は安全面から夜間飛行はできません。しかし、急病は夜間に発生することが多いのではないかと思います。防災救急ヘリコプターについては、夜間の運航は可能なのか、再度、総務部長にお伺いいたします。

○総務部長（山下健次君） 本県の防災救急ヘリコプターは、一つには、有視界飛行を行っておりまして、夜間においては、障害物や地形の確認が困難で安全性が保てないといったこと。また一つには、24時間体制をとるということであれば、操縦士や乗組員の大幅な増員が必要となるということ。さらには、夜間照明を備えたヘリポートの整備が必要となる、こういったことがございまして、現在、夜間運航は実施していないところでございます。

○田口雄二議員 夜間になると、延岡とか県北からは、救急車で宮崎まで来なければならないということですね。早く高速道路の整備を進めていただきたいと思っております。

次に、体外受精を行う医療機関が県内に6カ所あると理解することができました。まさに子供は宝、不妊治療で何としても待望の子供を授かりたいと思う気持ちはよくわかります。それだけに、香川県の県立中央病院のような医療ミスがあってはなりません。体外受精を行う医療機関の安全管理については、県はどのような指導をしているのか、福祉保健部長にお伺いをいたします。

○福祉保健部長（宮本 尊君） 県内の体外受精を行う6つの医療機関は、すべて不妊治療費助成制度の指定医療機関となっております。指定に当たりましては、現地調査を行い、施設設備や配置人員等について基準を満たしていることを確認しているところであります。県としましては、今回の事例を受けまして、現在、各指定医療機関における安全面への対応を調査中であり、不備な点が認められた場合には、改善計画を求めることとしております。また、年度内に安全管理面を含めた研修を実施するとともに、国において指定基準を見直す動きもありま

すので、今後、国の動向も踏まえながら必要な指導を行ってまいります。

ここで、答弁の訂正をさせていただきたいと思えます。先ほど不妊治療助成の件数を487件と答弁いたしましたけれども、正しくは457件ということでございますので、訂正をよろしく願いいたします。

○田口雄二議員 ありがとうございます。

これから、初めて人事委員会委員長に質問を行いますので、よろしくお願い申し上げます。

先ほどの県内の雇いどめの件数は1,908人と、かなりの数です。県は、緊急雇用対策、緊急経済対策を1月の補正予算で打ち出しましたが、これだけ雇いどめがいますと、焼け石に水のような気がします。そこで御相談ですが、先日、大阪府の吹田市が、経済雇用対策の一環として緊急に実施した事務職員採用があります。募集人員5人に対し2,362名も受験し、公務員人気を改めて象徴することになりました。ちょっとどうかとは思いましたが、59歳まで受験できるということが話題にもなりました。本県教育委員会は、採用に関し年齢制限を大幅に緩和し、41歳まで受けられるようになりました。本県の職員採用試験について、雇用対策として、また民間経験者や多様な人材確保の観点から、年齢制限を見直しすることができないか、人事委員長にお尋ねいたします。

○人事委員長（黒木奉武君） 県職員採用試験につきましては、毎年、各任命権者からの要請に応じまして、人事委員会が実施いたしております。受験資格の年齢につきましては、試験実施年度の初日の前日に当たる3月31日現在の満年齢で、大学卒業程度が21歳以上29歳未満、短期大学卒業程度は19歳以上27歳未満、高等学校卒業程度は17歳以上21歳未満となっております。

す。なお、九州各県もおおむね同様でございます。この年齢要件につきましては、職員を計画的に幅広くさまざまな行政分野で経験を積みながら育成していく必要があることから、国や各都道府県と同様に、新規卒業者等を念頭に置きながら、設定をいたしているところであります。年齢制限の見直しにつきましては、実際に採用を行う各任命権者の意向や、国・各都道府県の動向を踏まえながら、慎重に検討していく必要があるものと考えているところであります。

○田口雄二議員 ありがとうございます。今後は、ぜひとも柔軟な対応もよろしくお願い申し上げます。

次に、延岡南道路の値下げの件については、非常にありがたいお話をいただきましてありがとうございます。値下げしていただくのは、県北の皆さんには非常に喜ばしいことです。私の車には、ETCがまだついておりませんが、早速取りつきたいと思っております。ただ、確認しておきたいことは、この値下げは期間限定であるのか、このまま継続されるものと思っていいいのか。県土整備部長にお伺いをいたします。

○県土整備部長（山田康夫君） この通行料値下げにつきましては、22年度までの期間限定となっております。したがって、23年度以降につきましては、現在、実施されております高速道路のETC料金の引き下げが適用されるものと考えております。

○田口雄二議員 要するに、そのまま引き続き値下がりすると判断してよろしいんですね。

○県土整備部長（山田康夫君） 先ほど言いましたけれども、普通車250円に関しましては、通勤時間帯が5割引き、深夜につきましては5割

引き、土日祝日が5割引、平日夜間が3割引と、若干変わっているかと思います。

○田口雄二議員 ありがとうございます。

最後に、教育関連について何点か教育長に伺います。今回の泉ヶ丘高校に設置される中高一貫校は、学力向上はもちろんですが、本県の医療などの発展に寄与する人材育成を目指しています。開校後は、宮崎大学医学部などから講師を招く授業も想定し、地域医療、産業に理解を深める特徴ある教育を実践していかれるようです。先ほども申しましたが、延岡市は地域全体が医師不足です。県北にこそ、まさに必要な学校ではないかと思います。教育長の母校の延岡高校にも理数科がありますが、残念ながら先ほどの答弁を聞いておりましたので、この件についてはもうよろしいと思います。ただ、今後も延岡地区での設置をぜひとも検討していただきたいと思っております。しかし、それならば、既に設置されています五ヶ瀬中等教育学校に、地域医療に関心を高める取り組みはできないのか、お伺いいたします。

○教育長（渡辺義人君） 五ヶ瀬中等教育学校におきましては、恵まれた自然の中で感性を磨き、未来を切り開く、創造性豊かで主体的に生きる人間の育成を目指しているところであります。子供たちは、介護施設で職場体験をしたり、薬草などの東洋医学や五ヶ瀬町の福祉をテーマにした課題研究に取り組んだり、また、地域の家庭にホームステイし、高齢者との交流を深めたりする中で、地域の医療や福祉を思う心が涵養されているものと考えております。なお、この五ヶ瀬中等教育学校の生徒の医学部への進学者を見ますと、定員40名の中で、この10年間で自治医科大学の2名を含め13名が進学をいたしております。今後とも、医療や福祉等も

含めたさまざまな進路目標を実現するために、6年間の計画的、継続的な指導を通して、一人一人の個性を伸ばす教育を展開してまいりたいと考えております。以上です。

○田口雄二議員 ありがとうございます。分析をしていないかもしれませんが、医学部へ進学した生徒たちは、恐らく親が医者である可能性があります。先週の我が党の代表質問で井上さんより、会派視察先の青森県の医師を志す高校生のためのメディカルサポートプログラムについて触れられましたが、サラリーマン家庭から医師を誕生させることが大きなテーマでした。五ヶ瀬中等教育学校においても、サラリーマンの子供が医師や地域医療に目を向けるような取り組みをしていただきますようお願い申し上げます。

次に、臨時教員についてお伺いします。来年度新規採用の教員に占める臨時教員はどれほどいるのか、また、臨時教員からの採用内定者は、臨時教員として平均経験年数はどれぐらいだったのか。あわせて、臨時教員の近年の推移はどのような状況か、お伺いいたします。

○教育長（渡辺義人君） 平成21年度の新規採用予定教員180人ではありますが、このうち臨時的任用講師経験者は156人で全体の86.7%であります。また、平均経験年数は4年8月であります。

それから、臨時的任用講師の近年5カ年間で申し上げますけれども、この4月1日現在の推移を見ますと、平成16年度が905人、平成17年度が875人、平成18年度が917人、同じく19年度が988人、平成20年度が1,050人と推移をいたしております。以上です。

○田口雄二議員 ありがとうございます。そこで、意外とこれは皆知らないんですが、来月か

ら施行されます教員免許更新制度は、臨時教員にも適用されるのでしょうか、お伺いいたします。

○教育長（渡辺義人君） 教員免許更新制は、学校現場で児童生徒の教育に携わる教員につきましては、正規職員か臨時的任用講師であるかを問わず対象となります。

○田口雄二議員 わかりました。要するに免許更新制度を受けなくてはならないということですね。そういう意味では、先週も話が出ましたが、かなり大きな負担になるのではないかと思います。臨時教員の給料も安いのに大変だなと思っております。

最後になりますが、臨時教員が、単純に数値だけを見ますと、本県の教員全体の1割以上となりますが、本県教育の一翼を担っていることを教育長はどう思っているか、見解をお伺いいたします。

○教育長（渡辺義人君） 臨時的任用講師は、学校において、児童生徒への学習指導や生徒指導等に真剣に取り組んでいただいております。正規の教職員とともに学校を支えている貴重な戦力であると考えております。また、教育職員免許状を有しており、任用に際しては、面接を通してその授業力等の専門性などを確認しておりますが、任用後も、校内研修の充実等を通じて、その資質向上に配慮をいたしているところであります。以上です。

○田口雄二議員 それぞれ丁寧な御答弁をありがとうございました。以上をもちまして、私の質問を終わります。（拍手）

○坂口博美議長 以上で本日の会議は終わりました。

あしたの本会議は、午前10時開会、本日に引き続き一般質問であります。

本日はこれで散会いたします。

午後3時54分 散会

3月4日（水）

平成 21 年 3 月 4 日 (水曜日)

午前 10 時 0 分開議

出席議員 (44 名)

5 番 武井俊輔 (愛みやざき)
 6 番 西村賢 (同)
 7 番 川添博 (無所属の会)
 8 番 河野安幸 (自由民主党)
 9 番 山下博三 (同)
 10 番 黒木正一 (同)
 11 番 松村悟郎 (同)
 12 番 坂口博美 (同)
 13 番 前屋敷恵美 (日本共産党宮崎県議会議員団)
 14 番 高橋透 (社会民主党宮崎県議団)
 15 番 太田清海 (同)
 16 番 外山良治 (同)
 17 番 冨師博規 (愛みやざき)
 18 番 松田勝則 (同)
 19 番 中野廣明 (自由民主党)
 20 番 横田照夫 (同)
 21 番 十屋幸平 (同)
 22 番 押川修一郎 (同)
 23 番 外山衛 (同)
 24 番 宮原義久 (同)
 26 番 田口雄二 (民主党宮崎県議団)
 27 番 河野哲也 (公明党宮崎県議団)
 28 番 新見昌安 (同)
 29 番 満行潤一 (社会民主党宮崎県議団)
 30 番 徳重忠夫 (自由民主党)
 31 番 井本英雄 (同)
 32 番 丸山裕次郎 (同)
 33 番 野辺修光 (同)
 34 番 濱砂守 (同)
 35 番 萩原耕三 (同)
 36 番 黒木覚市 (同)
 37 番 中野一則 (同)
 39 番 井上紀代子 (民主党宮崎県議団)
 40 番 権藤梅義 (同)
 41 番 長友安弘 (公明党宮崎県議団)
 43 番 鳥飼謙二 (社会民主党宮崎県議団)
 45 番 緒嶋雅晃 (自由民主党)
 46 番 水間篤典 (同)
 47 番 中村幸一 (同)
 48 番 蓬原正三 (同)

49 番 米良政美 (自由民主党)
 51 番 外山三博 (同)
 52 番 福田作弥 (同)
 53 番 星原透 (同)

地方自治法第 121 条による出席者

知事 東国原英夫
 副知事 河野俊嗣
 県民政策部長 丸山文民
 総務部長 山下健次
 福祉保健部長 宮本尊
 環境森林部長 高柳憲一
 商工観光労働部長 高山幹男
 農政水産部長 後藤仁俊
 県土整備部長 山田康夫
 会計管理者 長友秀隆
 企業局長 日高幸平
 病院局長 甲斐景早
 財政課長 西野博之
 教育委員長 大重都志
 教育長 渡辺義人
 警察本部長 相浦勇二
 代表監査委員 城倉恒雄
 人事委員会事務局長 大野俊郎

事務局職員出席者

事務局局長 石野田幸蔵
 事務局次長 弓削孝幸
 総務課長 田原新一
 議事課長 富永博章
 政策調査課長 桑山秀彦
 議事課長補佐 孫田英美
 議事担当主幹 日高賢治
 議事課主査 山中康二
 議事課主査 隈元淳二

◎ 一般質問

○星原 透副議長 ただいまの出席議員42名。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、昨日に引き続き一般質問であります。

ただいまから一般質問に入ります。まず、黒木覚市議員。

○黒木覚市議員〔登壇〕(拍手) 皆さん、おはようございます。一般質問も、代表質問から続きまして、きょうは最終日であります。皆さん、知事を初めお疲れでありませうが、しばらくの間おつき合いを願いたいと思います。

先ほど小沢党首の記者会見があつておりました。あれを見ておまして、ああ、やっぱり天につばを吐けば自分にかかるかなと、そういう感じを今受けまして、これは自民党も民主党もちょっとおもしろくなってきたのかなという感じを受けたところでございます。

先週末、土曜日には、知事は農業大学の卒業式に行つて激励をしていただいております。また、日曜日には、美郷町のマラソン大会あるいは植樹祭、これにも参加をしていただいて、本当に御苦労さまでした。また、今週の日曜日、3月8日には、日向ひよっこマラソンにもハーフの部で走っていただけると。大変ハード。体を十分大事にして、走っていただきたいと思います。今回の日向ひよっこマラソン大会は、1,400人以上が走られるそうでございます。一緒に知事が走っていただけるということは、大会が非常に盛り上がると関係者も喜んでおりますので、よろしく願いいたします。

それでは、質問に入らせていただきます。まず、観光問題について、知事にちょっとお尋ね

をしておきます。

国民の支持率は非常に低い麻生総理でありますけれども、本年度の国の予算も3月で可決される見通しであります。高速道路の料金、土曜、日曜、祭日が一律1,000円と。これはETCを使った乗用車ということになろうかと思っておりますが、国会に提出もされているようであります。早ければ5月の連休に間に合うのではないかというふうにも伺っております。そうなりますと、宮崎の観光、非常にチャンスだというふうに思うわけです。たくさんの人たちが南九州に向けて入ってくると考えますが、知事は、この制度を活用して観光客誘致に取り組む必要があるのではないかと思います。知事の所見を伺っておきたいというふうに思います。

警察本部長に壇上からひとつお聞きをいたしておきます。宮崎に着任されて、もう1年6カ月を過ぎたところであります。県内隅々回られて、宮崎をよく知っていただいたというふうに思っております。そのことについて感想があれば、少しお聞かせを願いたいと思います。

県内の交通安全施設の要望は大変多いと伺っております。信号機の設置要望は県内400カ所を超えているというふうに伺っております。信号機の設置箇所は、昨年までは30カ所未満でしたが、今年は41カ所と、大幅にふやしていただいたところでございます。しかし、すべての要望が満たせるには、まだ年月、時間もかかるかなというふうに思います。信号機1カ所は大体700万円前後かかるというふうに聞いております。信号機にはいろいろ種類がありますが、安価な点滅式信号機は100万円前後でできるというふうにも聞いております。こういった安い信号機でも、必要などころはあるだろうというふうに感じているわけでありませう。

もちろん、狭い路地だとかいろいろ検討していただいて、できるだけ皆さんの要望にこたえるような、スピード感を持ってやれるようなところは、ぜひ早く設置をしていただきたいというふうに思いますが、本部長の御意見を伺いたいと思います。

もう一点、ことしは、日向警察署もいよいよ建設の設計計画が出てきたところでございます。日向警察署は築53年たっております。もう耐震強化も終わっておりますが、幸いにして建設計画を出していただきまして、平成24年度までには完成するようでもありますので、非常にありがたいというふうに思っております。まだ県内には、かなり老朽化した警察署もあるわけでありまして。40年以上たっておる警察署はどういうところがあるのか、尋ねておきたいというふうに思います。

以上、壇上からの質問を終わります。後は自席から質問させていただきます。(拍手)

[降壇]

○知事(東国原英夫君)〔登壇〕 お答えいたします。

高速道路の料金値下げに対応した観光客誘致についてであります。高速道路料金が一律1,000円となった場合、長距離の利用や旅行回数がふえることが予想されます。特に本県の場合、平成19年の観光動向調査によりますと、県外観光客の64.1%が自家用車を利用されておりますので、高速道路の料金値下げに対応した取り組みを行うことは、非常に重要であると考えております。このため、高速道路を利用して本県を訪れる方々への特典等を盛り込んだ観光キャンペーンを、宿泊施設や観光施設等と共同で実施することを検討するなど、高速道路の料金値下げを契機とした県外観光客の誘致に努めてまいり

たいと考えております。〔降壇〕

○警察本部長(相浦勇二君)〔登壇〕 まず1点目は、宮崎県の印象についてでございます。ほぼ1年半がたちました。私の印象であります。全体として、大変すばらしい県民性に支えられ、また、地域の温かいコミュニティーに支えられながら、良好な治安が保たれているという印象を持っております。この地で勤務をさせていただいていることに喜びを感じますとともに、さらなる治安の向上のため、本職の立場から努力をしなければならないと感じております。引き続き、どうぞよろしくお願い申し上げます。

2点目でございますが、一灯点滅式信号機を早期に設置することはできないかということについてでございます。信号機には、その用途に応じて幾つかの種類がございます。例えば、幾つかのパターンを時間帯により選択することによって運用しているプログラム多段式信号機、主たる道路を基本的に青としつつ、従たる道路の車を感知したときのみそちら側を青とする、いわゆる半感應式信号機、皆さんよく御案内の押しボタン式信号機、御質問で触れられました一灯点滅式等でございます。御質問にありました一灯点滅式信号機は、御指摘のとおり、確かに費用面ではかなり安く設置することは可能であります。しかしながら、その機能という面で、いわゆる赤・青・黄色の三灯式信号機のように、一方が通過する場合に他方を一定の時間とめてしまうという交通整理の機能はございません。そこで、本県警察では、一灯点滅式信号機を設置する場合は、あくまで、道路の幅員が狭く三灯式信号機に必要な数の柱が立てられない場所など、設置箇所を限定して整備するという方針で運用しているところでございます。信

号機の設置に当たっては、県民の皆様からの具体的な要望を踏まえつつ、事故の発生状況、当該箇所交通量、歩行者の状況などを総合的に判断して、設置箇所の交通環境に最も適した機種を計画的に設置する所存でありますので、御理解のほど、どうぞよろしくお願ひいたします。

次の築後40年以上経過した警察署についてでございます。今年度末で40年以上経過することとなる警察署は、日向警察署を初め都城警察署、日南警察署、えびの警察署など、13警察署中8警察署でありまして、全体に古い建物が多くなっているという現状でございます。以上でございます。〔降壇〕

○黒木覚市議員 先ほど壇上から申し上げましたように、知事、高速道料金が引き下げになった場合、例えば、金曜日に、夜でもいいんですが、乗って、土曜日のうちにおればいいわけですね。それから、日曜日に乗って月曜日に料金所を出ればいい。そうなりますと、かなり遠いところからも1,000円で行き来ができる、往復で2,000円で行き来できるということになりますよね。そうなりますと、この南九州にも、そういった観光客の皆さん方が、土曜、日曜、祭日はかなり流れ込んでくるんじゃないかなという期待をしているわけです。ただ、そこで心配をするのが、カーフェリーなんです。今、宮崎から大阪に出しておりますね。これが非常に影響を受けるだろうというふうに思うんです。2,000円で往復ができる。もちろん燃料代は別ですけども、安価で大阪まで行き来ができるようになりますと、これは乗用車でありますけれども、トラックは別といたしまして、非常にカーフェリー等に大きな影響が出てくる。これはカーフェリーは全国的にあるわけですから、宮崎カーフェリー

一も大きな影響を受けるんじゃないかなと心配をしております。それで、知事にお願ひですが、これは全国的に起こることでもあります。カーフェリーの支援策、こういうものをひとつここでお願いしておかないと、一方ではいい面もあるけれども、そういう被害を受ける面もありますので、ぜひ支援策を国のほうに陳情していただきますようお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。

○知事（東国原英夫君） 御指摘のとおり、今回の高速道路料金の引き下げにつきましては、カーフェリー利用者が高速道路に流れることにより、本県の宮崎—大阪航路を含む長距離フェリーに大きな影響を与えるとの懸念が、全国の船会社から示されておりました。国土交通省においては、さまざまな観点から検討が行われているところであります。県といたしましても、国において具体的な支援策を講じるなど、適切な対応をいただくことが必要だと考えておりました。現在、鹿児島、大分の隣県とも協議しながら、要望に向けた準備を整えているところでございます。

○黒木覚市議員 国のほうにもそういう支援策を、よろしくお願ひしておきます。

次に、昨年6月には宮崎—台北線が就航いたしました。私も先般、台湾の県議会のほうにいろいろお尋ねをいたしました。いろんなよき勉強をさせていただきました。やっぱり台湾側から見ると、日本の中でも九州が一番身近に感じられるというようなことも承ってまいりました。ただ、せっかく就航したエバー航空の搭乗率が非常に低いなという感じがしたんです。私どもが乗って行くときにも50%前後でしたでしょうか。帰りの便、これは朝の便なんです。こちらから行くときは、10時過ぎていますから

意外と乗りやすいけれども、帰りの便が、朝4時に起きて7時の便ということになります。そうしますと、やっぱり乗りにくいなど、時間的に非常に厳しいなという声が多い。そういう面で、搭乗率がちょっと低いのかもかもしれませんけれども。でも、それを変更することはなかなか難しいというふうにお聞きいたしました。では、それでどうやって搭乗率を上げるように対応するのか。知事に、搭乗率アップについて何かありましたらお伺いをしたいと思います。

○知事（東国原英夫君） 台北線の搭乗率向上を図るためには、宮崎、台湾双方での利用促進に取り組むことが重要であると考えております。このため、台湾からの誘客につきましては、修学旅行の誘致とか旅行会社への広告支援を実施するとともに、本県の知名度の向上を図るために、台湾のテレビ番組での宮崎のPRなど、一層の情報発信に努めていきたいと考えております。また、本県からの送客につきましては、官民一体となって組織している宮崎空港振興協議会を通して、引き続き、県内企業・団体への働きかけやメディア等を活用したPRを行うとともに、民間団体やスポーツ少年団等の交流拡大に取り組んでいきたいと考えております。

○黒木覚市議員 時間が過ぎますので、次に移ります。農業問題に移っていききたいと思います。

農業の問題の中でも、肥料の高騰についてであります。御承知のとおり、資源の少ない我が国では、肥料原料のほとんどを海外に依存しております。例えば、窒素肥料の原料である尿素は中国やマレーシア、リン酸肥料の原料となります。リン酸は中国やヨルダン、カリ原料の塩化カリはカナダやロシア等から、その多くを輸入し

ているわけでありまして。肥料の原料及び肥料の輸入価格は、供給が限られていることなどから、近年、急激に上昇しております。幸い、原油価格が9月以降、下落に転じ、最近ではガソリン等の価格は落ちついてきているものの、高騰した肥料価格は下がる気配がございません。そこで、肥料の高騰に対する現状の認識、その対応について、農政水産部長にお尋ねをしたいと思います。

○農政水産部長（後藤仁俊君） 肥料は安定した作物生産に必要な不可欠でありますことから、その価格の高騰は農家経営に大きな影響を及ぼすものと認識しております。このため県といたしましては、肥料高騰による農家負担の軽減を図るため、国の「燃油・肥料高騰緊急対策事業」を市町村や関係団体と連携を図りながら推進しているところでありまして、現在、国に対する助成金の申請作業を進めているところでございます。まだ額は確定いたしておりませんが、助成額につきましては約10億円程度が見込まれているところでございます。さらに、普及部門を中心として、土壌診断やリアルタイムの栄養診断に基づく効率的な施肥等についても、積極的に指導しているところであります。今後とも、生産者の行うコスト低減への取り組みを支援しながら、農家経営の安定に努めてまいりたいと存じます。以上です。

○黒木覚市議員 知事、「農業生産資材の価格の推移」というのを配付させていただいております。一番上の肥料の表には平成19年から20年について表示しておりますが、19年4月を100にしますと、窒素、リン酸、カリ、これは単品でありますけれども、化成肥料、水稻等に使う分が、20年7月には170%上がっています。異常です。これだけ上がるのは。やがて早期水稻の

植えつけ時期です。これを使う時期になってきたんですね。下がらないまま使わなきゃならぬ。これは全国的にそういうひどい状況なんです。米は下がるわ、資材は上がるわ、農家は大変です。その下の野菜、果樹に使う化成肥料、これは約150%前後上がっておるんです。5割です。これも、下の資材のところはビニールがありますが、キュウリのハウス施設も160%ぐらい上がっております。ということは、さっき言いましたように、施設園芸はダブルパンチだったんです。だけど、原油が下がって、この分は助かりました。でも、資材がそういうふうに高い、肥料が高い。農家は、本当に一人一人は弱い立場です。農家は弱い立場。だから、農業協同組合という組合をつくっている。農業協同組合が農家を守らなきゃならない。だけど、今、農家が農協を守っておる。こんなばかな話はない。だから農家が厳しいんです。だから、私たちは農家の弱い立場をどうやって助けていくか。これは知事、今の全国版で肥料の値下げ、安価をどうやっていくか。安定供給はできいくと思うんです。これは各国持っているんですから、それは保証しますが、これをどうやって知事が全国的に値下げをさせるか。昨年の原油高、一番高いときはガソリンが180円になりましたよね。150円、160円、180円までなりました。だけど、今はもう100円前後まで落ちているじゃないですか。それは、世界各国、国民、すべてがガソリンに対していろいろ注文をつけました。非買、使わないような運動もしました。やっぱりそういうことが功を奏したんです。では肥料も、みんなでやらないと下がらないんです。みんなでやれば下がるんです。各国とも出し惜しんでいるんです。持っているんです。だから、やっぱり宮崎県は農業県ですから、宮崎

発でやりましょうよ。知事がそういうことをぜひ、関係機関あるいは国に対して声を大にして叫んでいただく、それが大事だと思いますので、知事、そのことについて一言お願いします。

○知事(東国原英夫君) 世界的な人口増加とか発展途上国の食生活の高度化、さらにはトウモロコシ等のバイオ燃料への転換などから、穀物生産が拡大し、肥料価格が上昇しているものと考えております。このため県内では、議員御指摘のように、家畜排せつ物等のバイオマス資源を有機質肥料として活用するとともに、化成肥料としての高度利用も進められているところであります。しかしながら、資源の少ない我が国は、化成肥料の原料のほとんどを海外に依存しておりますので、その安定供給は全国共通の課題であります。このようなことから、海外からの原料の安定確保はもちろんのこと、国内における肥料資源の循環利用など、コスト低減に向けた取り組みについて、本県の事例等も紹介しながら、さまざまな機会を通じて、国に要請してまいりたいと考えております。

○黒木覚市議員 ぜひ、少しでも肥料の価格等が下がるように、知事のほうから声を大にしてお願いをしていただきたいと思います。

家畜排せつ物等につきましては、河野安幸議員のほうから申し上げましたので、この件については削除したいと思います。

J A改革について少し申し上げたいと思います。先ほど申し上げましたとおり、肥料、農業の問題を初め、高齢化や担い手不足、農畜産物価格の低迷など、農業者の置かれた環境は大変厳しい状況にあります。この農業者の多くは、J Aの組合員として営農活動を行っている方々であります。農業者を取り巻くさまざまな課題

は、すなわちJAにとりましても大きな課題であると考えております。しかしながら、最近のJAは、JAに対する農業者の声を聞きますと、残念なことに、いろいろな声が聞こえてまいります。肥料、農薬につきましても、その多くはJAから購入しているものと思いますが、「生産資材の価格は高い。もっと下げられないのか」「JAはもっと経営努力すべきである」「JAは農業者の目線に立った活動を行うべきである」などなど、JAだけでは解決できないような問題や、農業経営者の厳しい現状に対します不満も含め、ちょっと気の毒なような感じもするぐらいに、JAに対する声は一段と厳しさを増しているように思います。

JAグループでは、全国的な展開として経済事業改革などに着手し、物流コストの削減や弾力的な価格設定などの改革に取り組んでおられます。私としては、JAの取り組みを評価している者の一人でもあります。もっと、より安く肥料、農薬を供給できないものか、農業生産性向上のための営農指導などについて、もっと生産者の立場に立った充実強化が図れないものなのかといったJA改革の取り組みに対するさまざまな思いが、本県農業の振興や地域経済の活性化を図る上からも、期待とともに深まってまいります。こういったJAの経済事業を初めとした改革へのさまざまな取り組みに対しまして、どのように認識されているのか、農政水産部長にお伺いをいたします。

○農政水産部長（後藤仁俊君） 本県農業を取り巻く環境が大変厳しい中であって、JAの果たす役割は、引き続き重要なものがあると認識しております。今般の原油価格等の高騰におきましては、宮崎県経済連による15億円規模の緊急対策を初め、各JAでのコスト低減支援対策

や県と一体となった巡回指導など、さまざまな取り組みをいただいているところであります。一方で、社会情勢が大きく変化する中で、JA系統におきましても、農業者ニーズに的確にこたえるためのさらなる改革が強く求められております。そのような認識のもと、JA宮崎グループでは、県大会におきまして、経済事業改革として、1つには、組合員に最大のメリットを提供するための合理的・効率的な事業体制の再構築、2つには、販売・購買事業と有機的に連携した営農指導体制の充実強化などを掲げ、現在、実践しているところであります。県といたしましては、今後とも、意見交換などJA系統と十分連携を図りながら、本県農業振興に努めてまいりたいと考えております。以上であります。

○黒木覚市議員 JAに対してはいろいろ申し上げたいこともありますけれども、私も以前、理事をしておりました。内部もよくわかっておりますので、これぐらいにしておきたいというふうに思います。

それでは次に、細島港湾について知事にお尋ねをしておきます。

扇のかなめというふうに言われてきました細島港であります。企業進出や高速道路の整備がだんだんと進み、東九州も平成25年には完成をするということですから、もっともっと細島港というものが重要になってくるかなと。将来の細島港のあるべき姿をどのように知事は考えているか、お伺いをしたいと思います。

○知事（東国原英夫君） 細島港は、九州の扇のかなめとして、太平洋沿岸の主要な港湾を初め、東南アジア諸国とも連携しやすいなど、地理的に有利な条件を備えておりますことから、海上交通の拠点として重要な役割を果たしてき

ております。また、近年、複数の企業進出の動きが見られることや、高速道路網の整備が進むことに伴い、物流環境が大きく変化することが予想されます。さらに、地球環境問題の深刻化に伴い、海上輸送の果たす役割は今後とも大きくなると考えております。このようなことから、来年度より、港湾計画の見直しに向けて基礎調査を実施することとしておりますので、その中で、県内外の企業や団体等から幅広く意見を伺いながら、細島港の課題や果たすべき役割、機能等について十分検討してまいりたいと考えております。

○黒木覚市議員 今、細島地区の工業地帯4区に、旭化成ケミカルズの新工場が建設中であります。それぞれ誘致企業が細島に来る思い、これはいろんな思いがあるだろうと思うんですね。誘致企業はどういう感じで来ているのか。旭化成ケミカルズの細島港進出について、商工観光労働部長、何か聞かれていますか。

○商工観光労働部長(高山幹男君) 誘致企業の考えということでもありますけれども、道路、港湾などの交通インフラといいますのは、企業の労働力の確保とか物流コスト等に大きくかわるものでありますので、工場が進出する際の重要な要素となっております。昨年、日向市に進出しました旭化成ケミカルズ株式会社も、細島港に海外航路があることが、進出を決定した理由の一つであったとお聞きいたしております。また、既に県内に立地しております複数の誘致企業におかれましても、今後の事業拡大・効率化を図る上で、細島港における外貿・内貿の航路新設や増便など、利便性の向上に期待をされているというふうにお聞きしております。

○黒木覚市議員 細島港港湾の船舶の大型化というのが全国的に進んでおりますよね。大分の

大分港あるいは佐伯港、鹿児島県の志布志港は、ほとんど水深14メートル以上あるわけですね。14メートルということは、5万トン以上の貨物船、船が着岸できる。13メートルの場合は4万トン台までしか行かない。やっぱり浅いと危ない。そういうことで大分港、佐伯港、志布志港に負けている。物流の面で、大型化というのはこれから世界的な流れだそうなのですが、ハブ港まではならなくても、14メートル、15メートルないと大型船に対応できない。そういうことから、細島港が13メートルというのは、あくまで現在そういう計画ですけど、将来に向かって、5年先、10年先、20年先、そういうものには、もっともっと14メートルとか15メートルとか計画をするべきじゃないか。知事、その辺はどうでしょうか。

○知事(東国原英夫君) 現在の細島港港湾計画は、平成9年に策定したものであります。近年、旭化成ケミカルズハイポア工場や中国木材など、港を活用する複数の企業進出の動きが見られることや、東九州自動車道の整備がさらに進むことなどから、物流環境が大きく変化するものと考えております。このようなことから、県内外の企業ニーズなどを把握するために、「細島港港湾計画見直し基礎調査事業」を来年度の新規事業としてお願いしているところであります。この調査を踏まえて、岸壁などの港湾施設の計画についても十分検討してまいりたいと考えております。

○黒木覚市議員 高速道路については、横断道延岡線につきましては、先般、高千穂から日之影バイパスを非常に私どもも要望して、1日の宮日新聞にも出ましたので、知事、これはしっかり要望しておきますが、国のほうに要望していただきたいというふうに思います。

あと、東九州自動車道における補償金目的の植栽というものがまだ残っているわけですね。かなり自主撤去をしていただいております。あとどれくらい残って、どういう問題が残っておるのか。これは県土整備部長にお尋ねしておきます。

○県土整備部長（山田康夫君） 補償金目的植栽行為に対する取り組み状況でございます。当初、全体で56カ所あったものが、平成20年2月に初めての行政代執行を行うなど積極的に取り組んだ結果、自主撤去がかなり進んでおりまして、現在では8カ所にまで減少してきております。ことし1月には、西日本高速道路株式会社から、日向一都農間を1年前倒しで供用するということが表明されたこともありますので、県としましては、本行為に対し、関係機関と連携を図りながら、引き続き毅然とした態度で臨みまして、供用開始が一日でも早まるよう、これまで以上に全力で取り組んでまいりたいと考えております。

○黒木覚市議員 県土整備部長にもう一点お尋ねをします。現在進められている東九州自動車道の設計速度——離合箇所については、きのう田口議員のほうからも出ましたのでわかりましたが——今、宮崎一西都間は70キロで規制していますね。これは対面交通だからだろうというふうに思いますけれども、暫定2車線ですね。今、西都から延岡間、蒲江間はどのような設計速度になっておるのでしょうか。

○県土整備部長（山田康夫君） 高速道路の設計速度でございますが、東九州自動車道、それから国道10号延岡道路、延岡南道路及び国道218号北方延岡道路の設計速度につきましては、時速100キロまたは80キロとなっております。以上でございます。

○黒木覚市議員 警察本部長のほうにあと少しお尋ねをいたします。国道218号バイパス北方延岡道路でございます。延岡一北方間は、専用道路ということで、かなり時間が短くなりました。しかし、延岡から60キロでずっと走っておりますと、途中50キロになるんですね。50キロ区間が大体2.7～2.8キロあるのかなと。それからおりていくんですけども、あのきれいな道路が何で50キロなのかなと。いろんな意見を聞くんですよ。この前も何か集まりをしているとき、そういう話がありまして、やっぱり聞いておかないかなということになったわけでございます。旧道というか前の218号、下の道ですね。これはかなり曲がりくねっています。けど60キロですよ。50キロ規制はなくて、あそこでも60キロで走ってもらえます。あのきれいな道路を50キロ制限で2.7～2.8キロもずっと行きますと、車が後ろから来まして、ちょっと気のせいしている人でしょうか、クラクションを鳴らすんですよ。早く行けと言わんばかりにクラクションを鳴らすと。そういう面でも、何か違和感を皆が持っているということなんですね。あのきれいな道路が何で50キロなのか、できましたら、本部長、お聞きしておきたいと思いません。

○警察本部長（相浦勇二君） お答えいたします。

申し上げるまでもありませんが、交通規制の目的は、交通の安全・円滑を図り交通事故を防止することでございます。速度規制の最高速度を決定するに当たりましては、車線数やトンネルなどの道路の構造を踏まえた設計速度、交通量などの交通現況、安全施設の整備状況、さらに交通事故の発生状況等の諸要素を総合的に勘案の上、区間を指定して決定する、こういうス

タンスで臨んでおります。

ところで、お尋ねのありました時速50キロメートルの規制区間でございますが、私どもで承知しておりますのは、当初予定の用地取得が必ずしも順調に進まなかったため、当初計画をしていた道路線形の変更を余儀なくされた。そこで、これはどちらかという道路構造の世界であります。設計速度、すなわち設計という観点から、平均的なドライバーが安全に走行できる速度を50キロメートルで整備せざるを得なかったという経緯がございました。このようなことから、結論的に同区間の最高速度を時速50キロメートルとしているということでございますが、今後、仮に道路線形の改善がなされるということであれば、当然、現行の50キロ規制については再検討したいというふうに考えております。以上であります。

○黒木覚市議員 本部長もここは恐らく通っただろうと思うんですけれども、できましたら部分的に——私は通ってみるにはあんまり感じなかったんですけれども、一部、そういった用地買収が進んでいない部分があって、少し道路が変形しているということだろうと思うんです。それは一部だろうと思いますし、走ってみて、やっぱり2.7キロは長いですよ。これは県土整備部長、できましたら、早く道路を直してもらわなきゃいけませんけれども、聞くと何か一部だそうです。せっかくの自動車専用道路ですから、やっぱり60キロなら60キロで走れると。少しでも速くなった、近くなったというのが道路の目的ですから、どうもそれがその部分でなしていないなという感じがしていますので、ぜひ早く改良をお願いしたいというふうに思います。

もう一点、東九州自動車道門川一日向間が平

成22年度に開通予定をされておりますが、これにつながります延岡南道路、これも東九州自動車道につながる道路です。今は60キロの規制をしておりますね。先ほどお聞きしましても、80キロ、100キロの速度が出せる道路だというふうに伺っております。それに合わせて、この南道路が同じように70キロとかに規制が変わっていくのか、お尋ねをしたいと思います。本部長。

○警察本部長（相浦勇二君） お答えいたします。

御質問にありましたけれども、現在、延岡南道路と国道10号延岡道路の最高速度は60キロメートルでございます。お尋ねの門川一日向間の開通の際には、当然速度規制の緩和という点も検討すべき事柄でありまして、仮に緩和することであるならば、前提として、事故防止の観点から、事前に道路管理者において、簡易中央分離施設、中央のセパレートをするため、ラバーポールやコンクリート縁石をつくるものであります。こうしたものの設置を行うことが必要となります。また、私ども警察におきまして、荒天時等に臨時の規制が行えるようにするための可変標識を設置する必要がございます。今後、私どもといたしましては、速度規制の緩和ということも十分に念頭に置きながら、道路管理者と協議検討を進めてまいりたいと考えております。以上であります。

○黒木覚市議員 もう時間がなくなりましたので、1点、本部長に要望だけしておきたいと思っております。日向一門川間に広域農道が3年前に開通しました。日向の起点は、ちょうど327号の塩見のところなんです。ここから門川の388号の間が、ドライブコースといえますか、非常に走りやすくいい道路になりました。そのおかげで、今度は危険も伴うようになりました。途中

集落がありまして、その集落の周辺では事故が何回かあっている。というのは、この路線はスピードが非常に出るし、見通しのちょっと悪いところもございます。ぜひこのあたりを調査していただいて、交差点の信号機等もつけていただきますように要望して、終わります。ありがとうございます。(拍手)

○星原 透副議長 次は、満行潤一議員。

○満行潤一議員〔登壇〕(拍手) 傍聴者の皆さん、よろしくお願ひ申し上げたいと思います。確定申告の時期がやってまいりました。私も自宅で電子申告を済ませました。私は、農業、ハウス園芸でキュウリをつくっておりますが、今ありましたように、重油の高騰、資材、肥料の高騰はありましたけれども、辛うじてプラスになりまして、わずかですけれども納税もできる状況にあります。青色申告をしておりますけれども、JA都城の非常に親切丁寧な指導がありまして、スムーズに青色申告もつくっているという状況にあります。担い手である父、母、そしてJA都城胡瓜部会の皆さんに感謝を申し上げながら、申告をしたところであります。

それでは、質問に入っていきたいと思えます。

WBC宮崎キャンプが行われました。合計24万1,000人を超える動員数だったというふうにお聞きしています。すごい爆発だなど、今の言い方にする、ブレークしたんだなどというふうを考えています。ここまで人気になるうとは、だれも予想していなかったのではないかなと考えています。当初予定のなかった交流戦とかイベントが立て続けにありまして、対応された県観光振興課初め関係者の皆さん、本当に御苦労だったろうと思います。心から感謝の気持ちを

あらわしたいと思っています。さて、期間中、宮崎市内のホテルは満杯、都城までお泊まりいただいた方もたくさんおられたようであります。タクシーや飲食店も、大変この特需で助かったという報道がなされております。この特需、かなりの経済効果があったんじゃないのかなと考えています。このWBC宮崎キャンプの経済効果を知事はどのように考えていらっしゃるのか、所見をお聞きしたいと思います。

企業立地促進補助金というのがあります。これは、どの自治体も予算化をされているはずであります。産業振興、雇用の創出が、その目的であるだろうと思えます。派遣切りで有名になりました大分県のキャノンの関連会社、大分キャノン、そして大分キャノンマテリアル、この2社で、昨年末から1,200名を超える従業員が解雇されました。大分キャノングループ2社は、大分県から30億5,000万円、大分市から20億円の補助金を、合計50億5,000万円、「雇用機会の拡大」という名目でもらっております。さらに大分県は、企業立地基盤整備補助金という名前で27億2,000万円を、工場のある杵築市、そして土地開発公社に補助しております。合計77億7,000万円。ほかの報道では、78億を超えているという報道もありました。キャノンはまた、日田市とも立地協定を結んでおり、ことし6月には新工場が着工するようであります。大分県がこれに合わせるかのように、大規模投資促進補助金の限度額を10億円から30億円に引き上げる計画があるようであります。

大分県は、ソニー、ダイハツ九州、東芝、サッポロビールなど、有力企業を次から次へと誘致に成功しております。大分県の法人二税の合計も、ここ5年間で242億から390億と増加してきました。ただ、雇用効果はどうなんですよ

うか。大分県企業立地担当課の調べでは、昨年11月時点で、大分キャノンでは労働者の47%、大分キャノンマテリアルでは約44%が、請負や派遣労働者だったそうです。要綱で「雇用機会の拡大」を目的とした補助制度を受けた大企業が不安定雇用を生み出したとも受け取れます。高額な補助金を支出した企業誘致の結果、地方に何が残ったのか。税収や雇用、地場産業の育成など均衡のとれた発展が可能なのか。今回明らかになった大分県の事例は多くのことを考えさせられます。大分県に限ったことではありません。全国の自治体が、企業立地に生き残りをかけて、多額の補助金を出して誘致合戦を繰り広げている現状があります。多額の補助金に頼る企業誘致、雇用の確保にどれくらい効果があるのか。立地企業の経営にプラスするだけの税金投入になってはいないのか。知事の認識を伺います。

以上で壇上の質問を終わります。(拍手)
[降壇]

○知事(東国原英夫君) [登壇] お答えいたします。

WBC日本代表宮崎合宿の経済効果についてであります。今回の合宿は、イチロー選手などのメジャーリーガーを初め、日本プロ野球のトップ選手が多数参加されたことから、県内外から約24万人ものお客様が宮崎にお越しいただきました。その経済効果やPR効果につきましては、現在、算定を行っているところでありますが、宮崎市内の宿泊施設を中心に、平日も含めて満室となったと伺っていることや、連日、各種メディアを通じて「スポーツランドみやぎ」の名前が全国に発信されたことなどから、この合宿は、厳しい景気の中、本県経済に大きな効果をもたらしたのではないかと考

えております。

次に、企業誘致についてであります。企業誘致は、雇用の創出を初め、税収の増、地場企業との取引拡大による地域経済の活性化などに大きな効果をもたらすものと認識しております。このため各県においても、本県と同様に、雇用創出や産業集積など地域振興の観点から、それぞれの独自の支援策を設けて積極的に誘致活動を展開されているところでございます。企業誘致に関する補助金につきましては、企業が進出先を検討する際に、土地価格、交通条件、人材確保等々と並んで、初期投資を抑える上で重要視する要素の一つになっておりまして、自治体間の誘致競争が激しい中では、本県への立地促進を図る上からも必要な施策だと考えております。厳しい経済情勢ではありますが、太陽電池を初めとする新エネルギー関連など、依然として企業の投資意欲の高い業種のほか、医療機器や食品関連など、比較的景気動向の影響が少ない業種も見受けられますので、今後とも、このような企業あるいは業種を念頭に置きながら、全力を挙げて企業誘致に取り組んでまいりたいと考えております。

なお、労働者派遣制度に係る問題につきましては、引き続き、全国知事会等を通じまして、国に対し、法的な整備等の充実、必要な取り組みを進めるよう要望してまいりたいと考えております。以上です。[降壇]

○満行潤一議員 丁寧な答弁をいただきました。大分県の実態については、今お話ししたとおりなんですけれども、78億円ぐらいキャノンの関連会社に出しているということで、大分県に聞いたんです。「本当にこんなにたくさん出しているんですか」と言ったら、「その週刊誌の記事のとおりです」というふうに担当課が

おっしゃるので、すごいなと思ったところです。そうしたら、本県はどうなっているのか、そういう疑問がわくわけです。本県と大分県の企業立地の補助金など、この支援策、スキームというのは大きく変わるのか。本県の補助金制度で大分キャノン2社の補助金を当てはめればどのぐらい出るのか。担当部長、お願いします。

○商工観光労働部長（高山幹男君） 本県と大分県の企業立地に対する助成の関係でございますけれども、両県の立地企業に対する支援策につきましては、いずれも企業の設備投資額や直接雇用する従業員の数に応じた補助金となっております。基本的にはほぼ同じような考え方に基づいておりますが、補助率や補助限度額など、要件や算定方法などに違いがございます。大分キャノン2社に対しまして本県の補助制度を当てはめた場合の補助金が幾らになるかとのことでありますけれども、設備投資額や新規雇用者数の実績などが確認できませんので、試算をすることは難しいところでございます。

○満行潤一議員 なかなか難しいとおっしゃると、部長、最初の答弁の中では、大分と宮崎の立地補助金は制度上ほぼ変わらないということなので、そうすると78億円、大分県と大分市が出しておるわけですね。やっぱり宮崎もそのぐらいになるのかなと言うしかないわけですね。これは、後ほど話しますが、常任委員会でぜひ皆さん精査をしてほしいなど。本県の立地企業の補助金はどのような仕組みなのか、正社員が何人で、設備投資が何ぼで、最高50億円よというシミュレーションしていただければありがたいなと思っています。ちょっとここでは難しいということがわかりました。

次に行きます。それでは、本県の平成20年度

の企業立地促進補助金の交付状況、それによる雇用創出の実数は幾らになっているんでしょうか。

○商工観光労働部長（高山幹男君） 平成20年度における企業立地促進補助金の支払い見込み額は約7億3,000万円を予定しております。このうち本日までに、立地企業12社に対して約1億4,000万円の補助を行っておりますが、その内訳としましては、企業が行った設備等の投資額約8億5,000万円に対するものが約8,200万円、新規雇用者192名に対するものが、雇用者割として約5,800万円となっております。

○満行潤一議員 小さいのはわかりませんが、50億円という宮崎県の枠は、ちょっと見えてこないなという気がします。

本県でも、いわゆる派遣切り、雇用どめという実態があると。昨年10月から本年3月までに、失業見込みを含めて1,900人を超えると、きのう部長の答弁があったところなんですけれども、1,900人を超える失業者数は、九州内では、大分、福岡に次いで3番目に多いと報道されています。その原因は何だと認識されているでしょうか。部長、お願いします。

○商工観光労働部長（高山幹男君） 九州で3番目に多い、その原因はということでございますけれども、いわゆる雇いどめ等の数値については、厚生労働省が各県労働局で把握されたものを集計しまして、定期的に公表しているものであります。ただ、調査の対象の地域でありまじとか事業所の数、選定方法などは各県の労働局の判断によるとされておまして、必ずしも統一された基準で実施されているわけではないということでございますので、各県を比較して分析することはなかなか難しいと思っております。

○満行潤一議員 国、厚生労働省がやっている、基準がばらばらだからという、何かちょっとだけない答えだと思いますけど。一つは、土木関係も多いんでしょうし、孫請企業と呼ばれる小規模の企業立地が多いのが原因ではないのかなと。経済状況に左右されない、雇用創出につながる企業を立地していかなきゃならない。企業立地促進補助金も、これは上限50億円、ぜひ正規雇用の創出に効果がある制度になるよう運用いただきたいなと。ぜひまた委員会のほうでも御議論いただきたいなと思っております。

次に、新年度予算についてお伺いをします。

知事の4つの重点施策、環境エネルギー対策というのがあります。本県をソーラーフロンティアとして太陽光発電の拠点にしたいと。その中の3つ、メガソーラーの誘致、住宅用太陽光発電システムの普及、太陽電池産業の集積というふうになっておりますが、メガソーラーの誘致というのは、私からすると非常に経済効果が薄いんじゃないのかなと。こんな大きなシステムを構築するためには、施工工事は大手の企業しかできない。地元にはほとんど金が落ちないと思えますし、ある計画の中では県有地にパネルを並べるとかやっていますが、どう考えても生産性が上がらないんじゃないのかと。もっと屋根に、建物の上上げるんだったらどうなのかなと思えます。

メガソーラー、今はやりの言葉になっているんですけども、そのナンバー1という話がありました。それでいくと、大阪府の堺市臨海部に、シャープと関西電力でメガソーラー発電と、これは計画は合計28メガワットですね。宮崎は1メガワット以上を誘致しようということですから、これは1つだけで28メガです

からナンバー1にもなれない。それよりは、2番目に掲げてある住宅用太陽光発電システムの普及、これは一定程度の評価ができるなど。町の工務店とか電気設備屋さんでもこれは十分やれますので、仕事が県内の中で落ちるということで、今まで私も、一般住宅用に普及ができないか、助成制度をとというふうに申し上げていた立場からすると、これはぜひやっていただきたいなという思いはあります。それに関連してなのだろうと思いますが、今回、新規事業で、企業局と農政水産部で新エネルギー関連の事業があります。まず、企業局の新エネルギー導入事業、これはマイクロ水力発電設備800万円、太陽光発電設備3,000万円。この事業概要と収支バランスの見込みについて、企業局長、お願いいたします。

○企業局長（日高幸平君） 企業局新エネルギー導入事業でございますが、この事業は、環境・エネルギー対策の一つといたしまして、新エネルギーのマイクロ水力発電と太陽光発電の導入に取り組むというものでございます。まず、マイクロ水力発電であります。これは、延岡市にございます祝子ダムの維持流量を利用いたしまして出力35キロワット程度の設備を設置するもので、21年度はそのための実施設計を行うものでございます。22年度に本体の設置を予定いたしております。また、太陽光発電につきましては、日向市にございます工業用水道施設の配水池に、出力30キロワットの設備を設置するものでございます。このほか、企業局庁舎ロビーに、これらの発電状況の表示装置を設置するものでございます。

予算額は総額で4,000万円でございますが、このうちマイクロ水力発電の設計費が800万円で、太陽光発電につきましては、設置費で3,000万円

でございます。収支見通しでございますが、国の補助金を除きました初期投資額の回収年数で申し上げますと、太陽光発電が23年程度と見込まれます。また、マイクロ水力発電につきましては、来年度、設計してみないと具体的な工事費がわかりませんが、これまでの例を参考にいたしまして、工事費を大体6,000万円というふうに想定して試算いたしますと、設計費を含めまして、約17年程度で初期投資額を回収できるのではないかというふうに思っております。以上でございます。

○満行潤一議員 次に、農業用水の自然エネルギー利活用促進事業というのがことし上がっています。農業用水を利用したマイクロ水力発電の課題等の検討を行う事業ということですね。これは事業概要と、設置を予定している検討委員会があるようですけれども、メンバー構成はかようになるのか、お尋ねします。

○農政水産部長（後藤仁俊君） まず、事業概要でございますけれども、本事業は、農業用水の自然エネルギーとしての利活用を促進するため、検討委員会の助言を受けながら、マイクロ水力発電のタイプ別の課題の検討や技術的手引等を作成しまして、農業用水路の管理者である土地改良区等への情報提供や普及啓発を行うものでございます。予算額は790万円でございます。

次に、検討委員会のメンバーでございますが、メンバー構成につきましては、幅広い角度から意見や助言を受けられるように、大学や民間企業、学識経験者、企業局、県土地改良事業団体連合会を初めといたします農業関係団体を中心に選考することを現在考えております。以上です。

○満行潤一議員 このような小水力発電は、環

境への負荷の軽減はもちろんのこと、土地改良施設の維持管理の負担軽減にも非常に役立つんじゃないのかなと期待をしているわけです。山下博三議員が一生懸命やっただけでいるわけなんですけど、土地改良区の収益が上がるといことは、申し上げたように、用水路と排水路の維持管理とか、そういうものに非常にプラスになると。そういう意味では、ぜひこれは進めてほしいなど。調査が終わって、もし立地可能などところが出たら、ぜひそこは開発をしていただく、マイクロ水力発電を設置いただきたいなど思っています。メンバーをいろんな団体からそろえていらっしゃるようですけれども、今ありました企業局というところは、プロの集団、技術屋がいっぱいおりますので、ぜひそのノウハウを使っていただいて、全庁挙げてこのマイクロ水力発電に取り組んでいただきたいと、要望を申し上げておきたいと思います。

次に、消防広域化計画についてお尋ねをいたします。太田議員の代表質問に対する部長答弁で、「関係者で本部を1か3にするかで一致を見ていない。しばらく時間がかかる」とありました。なぜ頑固に宮崎市がここまで反対しているのか。担当部長の認識をお伺いします。

○総務部長（山下健次君） 消防の広域化につきましては、昨年3月に推進計画を策定したところでございますけれども、現段階では、議員御指摘のように、広域化の組み合わせについて意見の一致を見ていないところでございます。この件につきまして宮崎市からは、「現状では、全体として具体的なメリットが見えない。検証をしてもらいたい」、こういった意見が上がっております。県におきましては、現在、消防本部等の関係機関と、広域化の具体的メリットあるいは組み合わせの有効性、課題等につき

まして意見交換をしているところでございます。また、宮崎市におきましても、プロジェクトチームが設置されて検討がなされていると聞いておるところでございます。この問題につきましては、今後とも、市町村あるいは消防本部等関係機関と十分に協議を重ねてまいりたいと考えております。

○満行潤一議員 一つには、私、前の質問でしましたけど、重複の設備投資をやめられるというメリットもあると。でも、延岡に高規格のはしご車とかがあって、日向に置かなければ重複投資にならないという意味だろうと思うんですけども、実際火災が起こったときに、延岡から日向にはしご車を運ぶ間には、もう消えちゃうんですよね。だから、地域の特性というのは、やっぱりあるんだろうと思うんですよ。延岡、都城市も最初は反対でしたけど、賛成に回ったんですね。なぜか。その理由は、「県がそこまでおっしゃれば」というスタンスだと、私はそういうふうに理解をしていますし、特にこれは投げやりの結論かなという気がしてならないんです。市町村の固有業務と言いながら、県の強力なリードでまとめたごみ広域化計画、本当にこれにうり二つじゃないのかなと。エコクリーンプラザ問題でも、責任の所在が本当にあいまいになってしまっている。これは大きな警鐘を鳴らしていると思います。市町村や消防の現場で「できない」と言っている中で強引に広域化を進めると、後々、禍根を残すことになる、私は本当に不安でたまりません。知事の見解をお伺いします。

○知事（東国原英夫君） 消防の広域化につきましては、消防組織法により、県が自主的な市町村の消防の広域化を推進する必要があると認める場合には、広域化推進計画を策定すること

とされております。このため、本県におきましても、関係市町村長や各消防長等を委員とする検討会や、その下部組織である作業部会において、消防の現状、広域化の必要性や効果、組み合わせ等について協議の上、昨年の3月に推進計画を策定したところであります。現在、広域化の組み合わせについて議論を進めているところですが、いずれにしましても、消防業務は市町村の自治事務でありまして、消防の広域化は自主的に行われることが基本であります。広域化に当たりましては、関係機関が共通の認識を持つことが大変重要でありますので、県といたしましては、今後とも、市町村や消防本部等関係機関と十分に協議しながら取り組んでまいりたいと考えております。

○満行潤一議員 本当にこれは市町村の固有業務、自主的な判断で広域化を進めるべきと、今、知事おっしゃいましたけれども、それはごみも一緒ですね。一般廃棄物も市町村の自治事務です。消防も市町村の固有業務、自治事務というふうに明確にされています。それを一生懸命今、各自治体で広域化を既にしているわけです。それをまた30万という枠で再広域化しようということですね。これは、今のエコクリーンプラザのことを見ていると、結局は、「市町村の自治事務ですから市町村で判断してください」と言って、それは当然そうなんでしょうけれども、市町村からすると、県が一生懸命この計画をつくってやろうと言っているのに、結局、「自治事務だから市町村の判断よ」と後々言われても、これまた困るなど。そここのところは、市町村の納得のいく広域化計画にしないと、また本当に大変なことになるだろうと思うんです。

我が会派の鳥飼顧問に、総務省消防庁消防・

救急課の推進専門官、担当官と、消防の広域化の現状について意見交換をしていただきました。「国が示す30万人を単位とする消防の広域化は、大都市と地方都市で、人口密度などさまざまな条件が違うので、一律に統一するのは、その機能が十分に発揮できないんじゃないか」

「地理的条件、そして消防力の整備指針とか全く満たしていない。職員数は57.6%の充足率です。これで消防の広域化をしても消防体制の強化につながらないのではないか」、そういうように鳥飼議員が申し上げたんですが、担当官は、「消防本部の規模が大きいほど対応能力が強化され、消防力等の観点から、30万人以上が望ましい」、そういう指針を説明され、「ただし、各市町村の管轄面積の広い・狭いなど、地域の実情に対する十分な考慮が必要だ」と、地域の実情に合わせることも認めているとの説明もいただいたところです。ぜひ、知事が今おっしゃったように、関係自治体と十分な協議をして進めていただくよう要望しておきたいと思えます。

次に、行政防災無線についてお伺いをいたします。非常災害時における災害情報の収集・伝達手段の確保を目的として、防災用無線システムが国、県、市町村で構築されています。今後、日本の防災無線は、有事や大規模災害に備え、防災無線のデジタル化を推進し、全国瞬時警報システムとして整備されることになる、そういう計画があります。今回、新規事業で、新総合防災情報ネットワーク事業というのが提案されています。この事業の概要についてお尋ねいたします。

○総務部長（山下健次君） 総合防災情報ネットワークは、県庁と出先機関や市町村等を防災行政無線網で結びまして、通常は電話、ファク

シミリ、各種のデータ伝送に利用され、災害時には、情報収集あるいは伝達を行う重要なシステムでございます。ただ、無線機器等の老朽化あるいは周波数の移行、それからデジタル化に対応する必要がありますことから、全面的に再構築するための基本設計を、平成21年度予算でお願いしているところでございます。この事業では、現行システムの問題点等の確認を行いますとともに、これからのニーズに合致したシステム全体の基本機能や全体ネットワークの構成などを検討することとしております。

○満行潤一議員 デジタル化に伴う変更ということですね。今の本県の総合情報システムというのは、68億円かかって整備をされて、耐用年数は10数年、本当にたくさんのお金がかかって動いているんですが、今回はデジタル化ですから、もっと出費がかさむわけですね。この前、久しぶりに鰯塚山に登って見たんですけども、いっぱいアンテナの鉄塔が建っています。各省庁は、自前の無線ネットワークを全国に張りめぐらされているわけです。入ったらだめよと、そうされているわけですが、防衛省とか警察庁はもちろん、内閣府、国土交通省、気象庁、海上保安庁、消防庁、NHKやNTT、これは全部、防災無線システムをそれぞれ持っています。これを有効利用できないのかなという気がするんです。また、これは前回68億円です。私は、今回100億は軽く超えてしまうシステムになってしまうんじゃないのかなと。こういう国の縦割り、県、市町村、それを取っ払ったらどうなのかなと思うんです。

今、市町村にも行政無線があります。でも、消防無線もあるんです。これは周波数帯は一緒ですけど、方式が違うので交信できません。だから、消防署には行政無線機をまた別に置かな

いといけない。県を越えたら、もう隣の県では使えない。国の立派な施設があるのに、それも使えない。この設備、せめてアンテナ鉄塔とかを共有できないのか。もっと言うなら、全部方式を一緒にしたら、もっと無線機とか格安になるだろうと思いますし、システム開発も非常に楽に、安価になるんじゃないかなと思うんです。国と地方の設備の重複を避ける施策をぜひ国に要望すべきじゃないかと思うんですけれども、知事、いかがでしょうか。

○知事（東国原英夫君） 無線設備につきましては、電波の公平かつ能率的な利用を確保するため、電波法で、無線局の目的や用途等により、利用できる周波数や通信の相手方、通信方法等が細かく決められておまして、各機関がそれぞれ独立した無線網を構築しているところでもあります。しかしながら、無線局舎やアンテナ鉄塔等の施設につきましては、現在でも一部、県の施設を市町村が利用しているところであり、今後、新総合防災情報ネットワークの構築に当たりましては、国などの施設の共用の可能性等についても協議してまいりたいと考えております。防災行政無線の整備につきましては、多額の経費が必要になることから、できるだけ効率的な整備方策を探り、経費削減に努めてまいりたいと考えております。

○満行潤一議員 ぜひそうしていただきたいと思えます。

電波行政というのは、私も無線をやっているんですけど、非常に保守的な官庁だというイメージがあるわけですね。これは免許制度ですので、無線局の開局は5年間の免許しかありません。次の免許更新のときには周波数帯を変えてください、周波数の形式を変えてください、そういうことを平気で戦後60年間、電波行政は

やられています。今回、デジタル化にしなさい。これは国策で、そういうふうにはテレビも、あらゆる電波はデジタル化に無理やり移行をさせられる。その経費は自治体なり企業で見なさい、そういうやり方なんです。市町村で今、防災行政無線があるんですけども、そのデジタル化の整備状況というのはいかようになっているのか。きのう、えびの市は、このデジタル化に予算を新規でつけるというふうに報道されていましたが、その整備状況。あと同報系の防災行政無線というのがありますね、スピーカーとか拡声器をつける。そのデジタル化の県内の整備状況をお尋ねいたします。

○総務部長（山下健次君） 市町村の防災行政無線は、御指摘のように、屋外の拡声器あるいは家庭内の戸別受信機を用いる同報系無線と、携帯型無線機等を使用する移動系無線で構成されておるところでございます。これらの無線につきましては、総務省におきまして、無線設備の耐用年数を考慮した上で、できるだけ早期にデジタル方式に移行するよう、市町村に働きかけがなされているところでございます。本県におきまして、現在、同報系無線が24市町村、移動系無線が29市町村で整備されておりますが、このうちデジタル化されているのは、同報系無線が串間市、門川町、御指摘のえびの市も新年度予算でということでございますが、さらに、西都市、美郷町は現在、整備工事が行われているところでございます。同報系無線の未整備市町村はもちろんのことでございますけれども、整備済み市町村においても、地域的に見ると整備の終わっていない地区があるということでございますので、今後とも、各市町村と協議を行い、デジタル化を含めた促進を図ってまいりたいと考えております。

○満行潤一議員 次に行きます。議会棟大規模改修事業が今回予算化されていますが、毎日新聞に、避難先となる学校は耐震化は進んでいないのに、税金で県の議会棟だけ先にといいふうに書かれてしまいました。これは、耐震化だけじゃなくて、古い建物で3年計画で整備するということは、我々は理解するんですが、新聞にそう書かれていることもないことはないですけど……。県立学校は確かに進んでおります。しかし、財源の乏しい市町村立学校の耐震化は、まだおこなわれているように思うんです。現在の耐震診断率、耐震化率を、教育委員会、教えていただきたいと思っております。

○教育長（渡辺義人君） 市町村立小中学校における平成20年4月1日現在の耐震診断率は97.8%となっております。同じく、耐震化率は71.4%であり、これは全国で第10位、九州では第1位の進捗率であります。以上です。

○満行潤一議員 議会でも何回も言うこともあってかなり進んでいるなど。ただ、これは毎日新聞に書いてありましたけれども、避難所である学校校舎、体育館等は、ぜひ全国トップを引き続き走っていただきたいなど。中国の四川大地震で学校がかなり倒壊したことを考えると、ぜひ急いでほしいなど要望をしておきたいと思っております。

もう一つ、都城警察署の新庁舎計画なんですけど、先ほどありましたように、日向警察署の新庁舎建設整備事業が上がっています。24年度完成を目指す。非常にうらやましい限りです。県民の期待と信頼にこたえる機能、相談室とか射撃場などをつける。災害に強い警察署、県民に優しい警察署、バリアフリーや多目的トイレ。敷地面積7,000平米、今の都城警察署が3,300平米ぐらいでしょうから、倍以上に敷地

面積も広がる。管轄人口は都城が何倍とあるわけですが、都城警察署の改築計画の進捗状況をお尋ねしたいなど。これは平成12年6月にも要望して、何回か要望しているんですが、なかなか具体的な計画が聞こえてこないんですけど、ぜひ進めてほしいなど思っております。本部長、よろしく願いいたします。

○警察本部長（相浦勇二君） 去年も御質問いただきまして、ありがとうございました。

都城警察署につきましては、平成9年、10年に行いました耐震診断結果に基づきまして耐震の補強を行って、防災活動の拠点としての機能が果たせるよう、必要な措置を一応とらせていただいております。また、狭隘化への対応として、昭和55年度、そして平成13年度には増築を行い、警察署の機能として必要な事務室等を一応確保している状況でございます。県警察といたしましては、県下にあります13警察署の建てかえの考え方として、治安基盤としての機能、防災活動拠点としての機能を十分発揮できる施設整備を目指し、厳しい財政状況下ではございますが、耐震補強の効果なく早期の建てかえが望ましいとされている警察署など、機能低下の著しい警察署から順次整備していくという方針で臨んでおりまして、確かに都城警察署は、日向署に次いで2番目に古い警察署であるのは事実であり、老朽化が相当進んでいますけれども、厳しい財政状況下の優先順位というものを念頭に置きながら整備方針を立てておりますので、どうぞ御理解をお願いしたいと思います。

○満行潤一議員 毎年、本部長に言っても申しわけないので、財政的状況があるというふうにもおっしゃいます。ぜひ総務部長、財政課長、都城もよろしく願い申し上げたいと思っております。

地域医療対策についてお尋ねを申し上げます。

「県立宮崎病院精神医療センター」は、「こころの医療センター」から名称変更になりました。この名称変更の理由をまずお尋ねいたします。

○病院局長（甲斐景早文君） 精神医療センターにつきましては、これまで、富養園及び宮崎病院のスタッフ等と、開設に向けた協議を重ねてまいりました。こうした協議の中で、「こころの医療センター」という名称は、心療内科の患者さんなど軽症の患者さんも対象とするような印象を与えるため、本来、センターが対象とする重症患者さんなどの診療に支障を生ずる懸念があるという意見が出されたところでありました。こうした意見や全国の状況、関係者の意見等を総合的に考慮しまして、名称を「精神医療センター」としたところでございます。

○満行潤一議員 思春期外来というのが目玉だったと思うんですね。子供たちが行きやすい、保護者も連れていきやすい。精神医療センターというのは、やっぱり子供たちの思春期には非常に抵抗のある名称じゃないのかなと思うんです。思春期外来というのが非常に期待をされているわけなんですけど、これは医療機関からの紹介だけなんですか。そこをお尋ねしたいと思うんです。思春期というのは、急性期のみで終わらず、引き続き、このセンターで診るべきではないだろうかと思うんです。地元に戻すと言われているけど、地元では思春期は診てくれないとか、診れないという現状があるだろうと思います。局長、よろしくお願ひします。

○病院局長（甲斐景早文君） この精神医療センターは、民間医療機関では対応困難な精神医

療に取り組むことによりまして、中核病院としての役割を果たすことにいたしております。児童思春期治療につきましても、この考え方に基つきまして、医療機関や児童相談所などの関係機関からの紹介を受けて診療を行うことにしておりますが、県内においては、児童思春期治療を専門に行う医療機関が少ないことから、紹介のない場合でも適切に対応してまいりたいというふうに考えております。

○満行潤一議員 ぜひ、期待を背負っておりますので、対応をよろしくお願ひしたいと思います。

もう一つの目玉、これは救急外来ですよ。この充実が今まで非常に求められてきています。今の状況は、精神科救急患者は本当にたらい回しの状況にあるだろうと思うんです。措置入院とか隔離を必要とする患者、その家族や保健所、救急隊、警察なども、その対応に本当に困っている現状にあります。精神医療は政策医療、当然採算性は低いわけですがけれども、精神科救急のさらなる対応をぜひお願ひを申し上げます。これこそ採算を度外視して、県が担わなければならない分野だろうと思います。

次に、私学助成についてお尋ねをしたいと思ひます。県内で障がいのある生徒を受け入れている私立高校が9校あるようです。受け入れ生徒数に応じて私学助成を増額している。これは新聞報道にありました。ある学校から実情をお聞きする機会がありました。その学校は、6～7人に複数の担任制を置いている。非常に経営も厳しいと。特色あるコースなので、もっと手厚く支援をしたいが、現状では限界がある。しかし、療育手帳がなくて特別支援学校に行けず、普通校にも行けない生徒が多数いるのも現状です。入学希望者も多い。この学校では、年

間30人ぐらい問い合わせがある。また、家庭環境とか経済的に恵まれない家庭が多いけれども、授業料免除もできない状況にあるということで、もっと私学助成の増額はできないのか、担当部長にお尋ねをしたいと思います。

○県民政策部長（丸山文民君） 県におきましては、保護者の経済的負担の軽減や学校経営の健全性確保を目的に私学助成を行っているところであり、私立高等学校が障がいのある生徒を受け入れるコースを設置する場合など、特色ある教育に要する経費につきましても、この助成の対象としているところであり、また、障がいのある生徒に対する教育環境の整備は、教育の機会均等の観点からも大変重要であることから、今年度から、障がいのある生徒を受け入れている私立高等学校に対しましては、その取り組みを評価いたしまして、助成金配分の増額を行うこととしたところであり、以上であります。

○満行潤一議員 ぜひ、もっと実態に即応した増額というのをお願いしたいと思っています。

新型インフルエンザ対策についてお尋ねしたいと思います。リーフレットをお配りしておりますが、「宮崎県新型インフルエンザ対応行動計画（対応指針第4版）」というものが出ております。この推進体制の中に、「行政機関の責務」「県民の協力」というのが明記されているわけですが、計画だけではどうにもならないと。発生したら流行はとめられません。発生し流行する時期にパニックを抑える、そのことしかないだろうと思います。そのためには、正しい知識の普及というのが大変重要だろうと思っています。県民向け啓発の状況について、担当部長、お願いいたします。

○福祉保健部長（宮本 尊君） 新型インフル

エンザ対策としましては、すべての県民があらかじめ新型インフルエンザについての正しい知識を持ち、どのような準備と対策が必要かを理解し、これを実行していくことが極めて重要だと認識しております。県におきましては、新型インフルエンザに関する情報や対策について、ホームページに掲載するとともに、各世帯に配布する県広報誌を通じて啓発を進めております。また、県民向けの新型インフルエンザ対応ハンドブックを作成したところであります。さらに、各保健所におきましても、医療従事者や行政関係者及び一般県民等を対象とした講習会を平成20年度は170回開催し、新型インフルエンザに関する知識の普及に努めております。今後も、新聞、テレビ等による情報提供や各保健所における講習会などを通して、新型インフルエンザ予防対策の普及啓発を図ることとしております。

○満行潤一議員 この行動指針には「県民の協力」というのが書いてあるわけなんですけれども、その周知がどうなっているのかなど。今おっしゃったハンドブックの配布状況はどうなっているのでしょうか。

○福祉保健部長（宮本 尊君） 新型インフルエンザ対応ハンドブックにつきましては、今回2万部作成しまして、主に市町村、保健所、県政相談室等に配布したところであります。保健所におきましては、このハンドブック等を活用した新型インフルエンザ対策の研修会なども行っております。現在、5万部を追加増刷中であり、さらに多くの県民の皆様へ情報提供してまいりたいと考えております。

○満行潤一議員 今2万部で、増刷5万部ですね。目標は7万部ということですね。県内の世帯は46万世帯ぐらいあるわけですね。この中

に、本当に抜粋して県民が行わなければならない内容が書いてあるわけですが、それでは、とてもじゃないですが周知徹底というのはできないと思うんですね。中身も、もうちょっと時間があれば詳しくお聞きしたいんですけども、なかなかできていないですよ。2ページに「咳エチケットを心がけましょう」とか「使用後のティッシュはすぐフタ付きのゴミ箱に捨てましょう」と書いてありますけど、これは、知事室にも部長室にもふたつきのごみ箱があるのかなと、甚だ疑問でもあります。その3ページに「手を洗いましょう」と。手の洗い方を知っている人は医療従事者しかいません。学校では習いません。私の会派にも手を洗わずに御飯を食べる人もおりますから、それを考えると、これはかなり周知徹底が必要だな、知識を変えないかなと思うんですね。備蓄品リストも、乾めんとかインスタントラーメンとかミネラルウォーターとか、若い人は各家庭にあるでしょうけど、年寄りには全くないですね。保存食という家庭も多いと思いますので、このためには、やっぱり周知徹底が非常に大事じゃないのかなと思います。新型インフルエンザの流行は、早かれ遅かれ必ず発生します。いつ発生するか予測ができません。このことを多くの国民は知らないだろうと思います。無用な混乱、パニックを抑える対策が急がれます。さらなる啓発を心からお願い申し上げまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

(拍手)

○星原 透副議長 以上で午前の質問は終わります。

午後は1時再開、休憩いたします。

午前11時39分休憩

午後1時0分開議

○坂口博美議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、長友安弘議員。

○長友安弘議員〔登壇〕(拍手) それでは、通告に従い、順次質問を行います。

県内の中小企業の方々と意見を交換する機会がありましたが、「100年に一度の経済危機」という言葉を軽々しく使わないでほしいという厳しい2つの意見をいただきました。一つは、我が国が300万人以上のとうとい命を失った太平洋戦争と終戦直後の悲惨さ、あの苦しみは絶対に忘れてはいけない。もう一つは、今回の経済不況の厳しさというものが本当にわかっていないのではないかというものであります。

昨年12月の経済指標は軒並み落ち込み、輸出額に至っては35.0%減の4.8兆円と、過去最大幅の減少となりました。予想を上回る悪化であり、日本経済は、輸出の大幅減に始まり、生産の縮減、雇用の悪化、個人消費の縮減、そしてさらなる生産縮減へと、負のスパイラルに陥り、まさに未曾有の非常時と言われます。県内の有効求人倍率も下がり、雇いどめ等は1,908人になったということでもあります。実際には、もっといわれているとされています。だからこそ、今まさにやらなければならないことは、政局ではなく、財政、金融など、あらゆる経済政策を総動員し、急速な景気悪化にブレーキをかけねばならないということでもあります。そのために国は、第1次補正予算、第2次補正予算、そして09年度予算、さらに税制改正と、総額75兆円にも上る過去最大の総合経済対策を打ち出しました。速やかな事業の展開が望まれます。それでもなお、経済不況はさらに深刻化すると懸念から、100兆円規模のさらなる財政出動が取り

ざたされる事態であります。

このような状況下で最も大事な施策は何か。それは、生活者への支援、雇用の確保、中小企業支援、地域の活性化であります。同時に大切なことは、不況対策に追われるばかりではなく、ピンチをチャンスに変え、次への発展を期す新たな挑戦であり、いわゆる日本版グリーン・ニューディールと言われる、太陽と緑を活用した第二の産業革命への取り組みだと言われます。まさに、本県の特徴そのものを生かすチャンスであります。今議会、山積する諸課題に果敢に取り組まれる知事の新年度予算が提案されましたが、以上のことを質問の背景として、何点かお尋ねをさせていただきます。

まず初めに、お手元に提示させていただいた総額75兆円の経済対策の資料をごらんいただきたいと思います。何が何でも定額給付金をやり玉に上げたいようではありますが、生活支援策一つをとってみても、そこに書いてありますように、高齢者の医療負担の軽減、あるいは医師不足・救急医療対策、介護人材の確保、妊婦健診の無料化、子育て応援手当の支給、住宅用太陽光発電への補助金支給、住宅減税の拡充等、さまざま盛り込まれており、早急な法案の成立が望まれます。これら国の施策をもとに、県も、医師不足対策、介護人材確保対策、宮崎県安心こども基金の創設や、宮崎県妊婦健康診査支援基金等を創設するなど、さまざまな生活者への支援策を打ち出されております。生活者の立場に立った施策の一日も早い遂行を切望します。

そこでまず、生活支援、景気浮揚策としての定額給付金について、知事及び総務部長にお尋ねをいたします。

「出たらもう」という人の数は9割以上と言われます。宮崎県の市町村に給付金として措

置されるお金は180億円、そのうち宮崎市は58億円余であります。大変な額のお金です。これをぜひとも地域の景気浮揚に結びつけたいものであります。長崎県の佐世保市では、佐世保市民に還元された給付金が福岡県の天神に消えてしまったのでは、地元の景気浮揚につながらない、そこで、プレミアムつきの地域商品券を市で発行しようということになりました。しかしながら、国の見解でそれはできないということで、市内の商工団体等で発行し、何としても地元の景気浮揚に使ってもらおうということになったようであります。本県でもさまざまな動きがあると思いますけれども、各市町村の動向をどう把握しておられるのか、総務部長にお尋ねいたします。

また、昨年の11月議会、知事は私の定額給付金に対する質問で、「定額給付金が有効に活用されるよう、機会をとらえ、できれば県産品の購入などの消費を呼びかけてまいりたい」と答弁をしておられます。どのような方策を考えておられるのか、知事にお尋ねいたします。

次に、雇用の確保について商工観光労働部長にお尋ねをいたします。

雇用を取り巻く情勢は日々悪化しております。3月の年度末を迎え、雇いどめ等が心配されます。何はともあれ雇用の維持を図らなければなりません。雇用調整助成金制度が拡充されましたが、この活用が大事であります。本県の実情はどうなっているのか、また、制度の周知徹底についていかに取り組んでおられるのか、お尋ねをいたします。

次に、雇用の創出についてお尋ねをいたします。有効求人倍率は、年度末を迎え、さらに落ち込むことが懸念されます。県は、宮崎県緊急雇用創出事業臨時特例基金及び宮崎県ふるさと

雇用再生特別基金を創設されましたけれども、
どういう事業に活用されるのか。また、委託事業が多くなるかと思えますけれども、一人でも多くの雇用が確保されることが肝要であります。要件はどうなっているのか、どれほどの雇用を見込んでおられるのか、お尋ねいたします。また、施策の周知が大事であります。求職者への周知はどのように図られるのか、お尋ねをいたします。

次に、中小企業対策について知事に伺います。

今回の経済不況により、非正規雇用の方々を初め、先ほど申し上げましたけれども、本県では1,908名の方々が職を失われました。ここで本県の企業数の実に99.9%に上る中小企業を支えなかったら、さらに大変なことになるのではないかと思います。最後は消費者金融等に走り、多重債務に陥り、不幸なことが起こるのではないかと。だからこそ、最初に見ていただいた資料にありましたが、国は、中小企業の資金繰りを支援するために30兆円枠の緊急保証融資制度、セーフティネット貸付を設け、さらに金融機関への10兆円の資本注入を予算に盛り込んでいるのであります。今回の経済不況に対する危機感のあらわれであります。その対策が十分に中小企業に届くことが求められます。そこでお尋ねしますが、信用保証協会における本県の直近の緊急保証融資の実績はどうなっているのか、その実績は九州各県と比較しどのような状況になっているのか、結果を見てどのような感想を持たれたのか、お尋ねをいたします。いよいよ年度末です。本県の中小企業の資金繰りの実態をどのように把握されているのか、本県産業を支える中小企業の支援は果たしてこの実績で事足りるのか、お尋ねをいたします。

次に、地域活性化について知事にお尋ねいたします。

都市と地域、また地域間の格差は広がるばかりというのが実態ではないでしょうか。今回の経済危機に際し、国は、地域活性化交付金、雇用創出のための交付税増額、高速道路料金の大幅引き下げ、緊急防災・災害復旧対策、学校耐震化等、総額4兆7,000億円余の地域活性化対策を講じました。既に本県の1月補正にも、公共工事を初めとして経済・雇用緊急対策が打たれたことは、御案内のとおりであります。さらに今回、20年度予算の2月補正の追加として、宮崎県安心こども基金、宮崎県障害者自立支援対策臨時特例基金等が創設・拡充され、27億円の宮崎県地域活性化・生活対策基金が設けられます。今後、この基金の使途が大事になりますが、地域の活性化に大いに資するようお願いをしたいと思います。後ほども述べますけれども、法や施策のはざまに置かれた市街化調整区域の活性化の問題、また深刻度を増す鳥獣害対策、耕作放棄地の解消、県管理河川の除草と堆積土砂のしゅんせつ、地域発の新技术の支援策の充実等、県民の行政への要望は多々あります。これらを解消するとともに、雇用を創出し、次の成長へつながる積極的な活用をお願いしたいと思います。宮崎県地域活性化・生活対策基金を今後どのように活用していかれるのか、知事にお尋ねをいたします。

次に、環境エネルギー問題について伺います。

低炭素社会の構築は第二の産業革命と言われる、21世紀の重要な成長分野と目されます。世界の各国は、経済危機の打開策として環境エネルギー分野へ巨額の集中投資を行う、いわゆるグリーン・ニューディールの実施に向け、かじ

を切り始めました。低炭素社会のインフラ整備に大規模な投資を行い、雇用を創出し、金融危機、エネルギー不足、温暖化からの克服を図る考えのようであります。本県においても知事は、新年度予算を「未来へつむぐ 新みやざき展開予算」として4つの柱を掲げられ、その1つに、環境エネルギー対策を据えられました。ソーラーフロンティア構想等の展開を図られようとしておりますが、大変時宜を得た施策と期待をいたします。「太陽と緑」に象徴される本県の特性を大いに生かすチャンス到来と思えます。そこで伺いますが、製造、発電、活用の三拍子そろった太陽光発電の拠点づくりを目指すため、まず、住宅用太陽光発電の普及率日本一を目指すということですが、普及促進にどのように取り組んでいかれるのか、詳細について知事にお尋ねをいたします。また、導入をしやすいするため、融資制度を設けられましたが、果たしてそれで事足りるのか、いっそ補助制度にしたほうが効果が大きかったのではないかと思います。どのように検討されたのかをお尋ねいたします。さらに、この事業による雇用創出効果はどの程度見込まれているのか伺います。

次に、国は、太陽光発電の普及啓発や雇用の創出、また環境教育の上から、公立学校への太陽光発電システムの導入を進める方針のようであります。普及率日本一を目指す本県こそ、率先して取り組むべき事業だと思えます。県の対応について教育長にお伺いいたします。

次に、本県農業の重要な位置を占める施設園芸への太陽光発電の活用について伺います。昨年の燃油高騰問題は、まさに死活問題となりました。10アール当たり年間100万円前後の油代がかかりますが、これに太陽光発電を導入する取

り組みはなさないのか、農政水産部長にお尋ねをいたします。

もう一点伺います。我が国の自動車産業は大打撃をこうむりました。しかし、自動車の需要は今後も続くと思われれます。低燃費車、ハイブリッドカー、電気自動車等エコカーの普及が今後大いに見込まれます。また、次世代電池など自動車メーカーの開発してきた技術力は大きな可能性を持っていると言われれます。このような企業の誘致こそ重要と思えますが、今後の企業誘致の取り組みについて、商工観光労働部長にお尋ねをいたします。

次に、農政問題について、知事並びに農政水産部長にお尋ねをいたします。

今回の農地改革プランは、農地転用規制を厳格化し、違反転用に対する罰則を強化するほか、同区域への編入促進を進めるものとなっております。また、農地の有効利用を図るため、「所有」を基本としたこれまでの農地制度を「利用」へと改め、農業を再構築することを目指すようであります。確かに、農地を保全し、多様な農業参入を促進し、自給率をアップし、経営として成り立つ農業を構築するには有効な手だての一つでありましょう。

しかし、忘れてならないのは、市街化調整区域を初めとした農村の格差の問題です。何度も申し上げてきましたが、宮崎市近郊の例をとってみますと、線引きにより市街化区域に編入された方々の土地は高騰し、周辺部でも1平米6万円ぐらいします。したがって、10アールだと5,400万円、田んぼ3反もあれば1億6,400万円の価格となります。相続税や譲渡税は大きい。しかし、このような金額というのは、年金1カ月20万円と換算しても、10アール売れば14～15年は十分賄えます。一方、市街化調整区域

の場合、最高の田んぼでも10アール200万円前後、年金1年分あるかないかです。都市も農村も生活費や教育費は全く同等にかかります。市街化調整区域の人は、田畑を手放して子供を学校にやってきました。しかし、田畑を手放せば終わりです。市街化調整区域のあちこちでさまざまな形で切り売りされ、実に悲しい状況です。線引き一つで生じた格差、それに行政はどれだけ手を施してきたのか、大いに疑問であります。

今回の農地改革プランは、先ほど述べた特徴に加え、農地所有者に農地利用の責務を明確にする、小作地所有制限の廃止、農地の長期賃借の創設などを図ろうとしております。決して無為に非専業農家や高齢者から土地を手放させたりするようなものであってはならないと思います。また、既存集落を残し守るといふのであれば、市街化調整区域の活性化対策を並行して打っていただきたい。市街化区域にはさまざまな事業が入ります。中山間地域にもデカップリングを初めとした諸施策が注がれます。抜本的に国内農業の再構築を図るといふのであれば、市街化調整区域の現実の農家の実態をもっとつぶさに知っていただき、課題を見据え、対策を講じていただきたい。

そこで、2点お尋ねするわけですが、初めに、農地改革プランに基づく本県農業は今後どのように変化をしていくのか、農政水産部長にお尋ねいたします。

次に、線引き問題を初めとした格差問題の解消に本県としてどう取り組んでいかれるのか、知事にお尋ねいたします。

次に、物流問題について、知事並びに副知事にお尋ねいたします。

県経済の発展にとって、本県の物流問題は最

重要な課題であります。物流改革について、昨年11月、旭化成延岡支社長、県経済連会長、副知事の対談が行われ、さまざまな課題が浮き彫りとなりました。また、問題解決に向けて大事な提言も行われました。県も7月、知事を本部長とする物流対策推進本部を立ち上げ、物流という本県の重要政策課題に全庁挙げて取り組んでいくことも紹介されました。以下、対談を踏まえ、物流問題について何点かお尋ねいたします。

まず、対談では、物流のキーワードは、連携、集約、戦略の3つと副知事は述べておられます。そして、物流についての県全体のシンクタンクは県であり、県が宮崎県株式会社の総資産をいかにふやすかという視点に立って、物流は行政主導で行うべしとの指摘がなされておりますが、初めに、物流対策推進本部長であられる知事に、物流改革に臨むスタンスについてお尋ねをいたします。

次に、連携についてであります。農商工と県の連携に加え、輸送業者との連携協力が重要となる点が指摘されました。今後、いかなる組織、いかなる内容、いかなる密度をもってこれらの業者との連携を深め、改革を推進していかれるのか、副知事にお尋ねをいたします。

次に、県が戦略を示すことこそ重要との指摘がありましたが、この点についてはどのように進めていかれるのか、知事にお尋ねいたします。

最後に、エコクリーンプラザみやぎ問題について、知事並びに環境森林部長にお尋ねをいたします。

外部調査委員会の調査結果によりますと、一連の問題の責任の所在については、公社、県、市、事業者それぞれに責任があったと考えられ

ます。私は、公社の重要案件を決する理事会が果たして十分に機能したのか、理事会としての責任はなかったのか、この点も疑問でなりません。といいますのも、350億円もの血税が投入され、今またさらに20数億円もの血税が投入されようとしております。公社の重要案件を審議する立場にあるのが理事会であるからであります。公社、県、それぞれ当時の責任者を告訴、告発しようとしておられますが、民事、刑事、いずれかはわかりませんが、むしろ公害防止協定を踏みにじられた地域住民や、納税者である県民、市民こそ提訴すべき事案のように思えてなりません。ともかく一日も早く施設の修復を行い、地域住民の安全性を確保し、信頼の回復と公害防止協定の遵守に努めてもらいたいと思います。また、責任の所在を明らかにし、県民、市民の納得のいく解決を図っていただきたいと思います。

そこで、確認のため伺いますが、まず初めに、責任の所在、費用の分担問題の解決について、県は告発をするとのことですが、今後どのように取り組んでいかれるのか。裁判をするなら、事に当たって弁護士と十分に相談をすべきと思いますが、どうなっているのか。知事にお尋ねをいたします。

次に、公社では、事業の実施に当たり、重要な文書の作成・保管が適切ではなく、手続等が不明確であったとされておりますが、この点について法的に問題はないのか、知事にお尋ねいたします。

次に、浸出水調整池の修理について、くい基礎工法で行うということでもありますけれども、この方法でまことに大丈夫なのか。再び壊れ、また県民、市民に大きな負担を課す事態にはならないのか。環境森林部長にお尋ねをいたしま

す。

次に、県は、15億の基金を用意し、苦渋の決断でこのような施設を受け入れた周辺地域の環境整備に力を注いでいただきました。しかしながら、既に供用が開始され3年が過ぎましたが、当時の地域住民の要望にこたえていないとの不満の声も聞かれます。信頼が大事であります。当時の要望等を再チェックし、約束を果たすべきは果たしていただきたいと思います。今後の取り組みについて、環境森林部長にお尋ねをいたします。

以上で壇上からの質問を終わります。(拍手)〔降壇〕

○知事(東国原英夫君)〔登壇〕 お答えいたします。

定額給付金が有効に活用されるための方策についてであります。定額給付金は、住民への生活支援と地域の経済対策を目的としておりまして、この地域の経済対策という観点からは、住民の皆様に、給付されたお金を早い時期に地元で使っていただくことが望ましいかと考えております。そのための方策といたしましては、例えば、地域限定の商品券の発行や、給付時期に合わせた商店街などのセールやイベントなどが、地域の活性化につながるものとして考えられるところであります。今後、県内においても、新たにそういうような取り組みを行う地域もあると聞いておりますので、これらの取り組みが地域商業やサービス業の振興につながるよう、情報提供や助言を行ってまいりたいと考えております。

続きまして、緊急保証制度の実績についてであります。この制度は、本県中小企業の資金繰りに大変役立つ制度であるため、制度発足以前から、金融機関への協力要請や、利用促進のた

めの広報などに努めてきたところであります。その後の利用状況を見ますと、制度発足直後から積極的な利用があった九州の他県に対し、本県の利用が少なかったことから、年末の資金繰りを支援するため、昨年12月に私が、政府系金融機関や県銀行協会、信用保証協会を直接訪問して、緊急保証制度の活用推進について協力要請を行ったところであります。この結果、12月中旬以降から利用が急増し、現在に至るまで高い水準で利用されておるところであります。特に2月は、これまでで最も多い79億4,000万円となり、累計では220億7,000万円の保証承諾となったところでありますが、九州の他県と比較しますと、利用は低い状況にあります。このため、今後とも制度が有効に活用されるよう、より一層、制度の周知や関係機関への協力要請に努めてまいりたいと考えております。

次に、中小企業の資金繰りの実態等についてであります。昨年12月に県商工会連合会が実施した景況調査によりますと、10月から12月の中小企業の資金繰りDIはマイナス39.3ポイントと、大変厳しい状況にあります。本年1月から3月はさらに悪化すると予想されており、中小企業の資金繰りは一段と厳しさを増していくのではないかと心配いたしておるところでございます。このため県では、国の緊急保証制度と連動したセーフティネット貸付の融資枠を、急遽1月補正で150億円まで拡大するとともに、来年度予算では、セーフティネット貸付と、これを補完する経済変動・災害対策貸付、両貸付を合わせ250億円の緊急経済対策資金を確保することとしたところであります。また、中小企業の負担軽減を図るため、セーフティネット貸付の保証料を、現行の年0.55%から、九州では最も低い年0.45%とするなど、保証料の軽減措置を

行うこととしたところであります。今後とも、企業活動に不可欠な金融の円滑化を図るため、資金需要の動向を踏まえながら的確に対応するなど、中小企業の資金繰り支援に万全を期してまいりたいと考えております。

宮崎県地域活性化・生活対策基金の活用についてであります。今般の国の第2次補正予算により、地域活性化・生活対策臨時交付金が交付され、その一部は、制度上、各地方自治体において基金を造成することができるものとされておりまして、これを受けて本県でも、平成21年度の執行が可能となるよう、今議会に、基金の造成に係る条例案及び補正予算案を提案させていただいているところであります。その具体的な活用については、今後検討することといたしておりますが、国の臨時交付金の趣旨に合致し、産業の振興など本県における地域の活性化に資する事業の財源に充てることとしております。

続きまして、住宅用太陽光発電システムの普及促進の取り組みについてであります。私は、本県を太陽光発電の拠点にしたいとの思いから、今後の施策展開を、みやざきソーラーフロンティア構想として整理し、その柱の一つに、住宅用太陽光発電システムの普及促進を位置づけたところであります。具体的には、国の補助制度を補完するための融資制度の創設など、住宅用システムの設置に対する支援を行いますとともに、県によるグリーン電力証書の購入や、民間団体等との協働による地域や学校での普及啓発の取り組みについても強化を図ることといたしております。今後とも、このような幅広い施策の効果的な展開に努めることにより、普及率全国1位という目標の達成につなげてまいりたいと考えております。

住宅用太陽光発電システムへの支援についてであります。住宅用システムへの支援につきましては、国が今年度、補助制度を3年ぶりに復活させたことを踏まえつつ、厳しい財政状況も考慮しながら、県の支援のあり方についてさまざまな観点から検討を行いました結果、国の補助制度を補完するものとして今回の融資制度の創設に至ったところであります。なお、今回の融資制度の実施による雇用創出効果をお示しすることは困難であります。発電システムの設置工数の多くは地元の中小企業が担っていると考えられることから、設置工数の増加に伴う経済効果や雇用効果があると考えております。

次に、市街化調整区域における線引き等を初めとしたさまざまな問題の解消についてであります。市街化調整区域は、無秩序な市街化を防止し、農林漁業や周辺の自然環境と調和した、計画的な市街化を図るために定めているところでありますが、お尋ねのような課題があることは認識いたしております。お話の件につきましては、地元市町村の意向等も十分勘案するとともに、農業振興を初め幅広い視点からとらえる必要がありますので、庁内各部局間で緊密に連携し、総合的かつ計画的な県土の利用が図られるよう努めてまいりたいと考えております。

続きまして、物流対策についてであります。大消費地から遠隔地にある本県において、物流の効率化は、農産物の競争力向上や企業立地の促進など、県内産業の活性化を図る上で大変重要な課題であります。しかしながら、農林水産業や製造業など、それぞれの産品、製品によって、求められる輸送手段やルートはさまざまであり、またそれを輸送する船舶や鉄道は、採算に見合う貨物量が確保されなければ運営できないという問題があります。このため、産業界と

行政が共通の課題認識に立ち、しっかりした連携と役割分担のもとで、海上輸送や鉄道輸送への貨物集約や物流インフラの整備などによる効率的な物流体制の構築を進めていく必要があると考えております。このようなことから、県におきましては、昨年7月に物流対策推進本部を設置し、部局横断的な取り組みを強化するとともに、これまで以上に産業界との連携を強めていくこととしたところであります。

続きまして、物流の戦略についてであります。県ではこれまで、物流対策推進本部において、産業界との意見交換の結果なども踏まえながら、本県の物流対策をどのように進めていくべきか検討を行ってまいりました。その結果、トラック輸送への依存度が高いという本県物流の状況を踏まえ、今後の物流戦略として、低コスト、大量輸送が可能な海上輸送や鉄道輸送への転換、いわゆるモーダルシフトを産業界との役割分担のもとで進めていかなければならないと考えたところであります。このため県では、21年度の新規事業として、陸上トラック輸送から県内発着の海上・鉄道輸送にシフトする貨物に助成を行う「物流効率化支援事業」等を実施し、産業界が行う大量輸送機関への貨物集約の取り組みを誘導、支援したいと考えております。また、このようなソフト対策とあわせて、道路、港湾等の物流インフラにつきましても、厳しい財政状況の中ではありますが、産業界のニーズを十分把握するとともに、東九州自動車道の整備進捗など物流を取り巻く状況の変化も踏まえながら、所要の整備を進めてまいりたいと考えております。

続きまして、エコクリーンプラザに関するお尋ねであります。まず、告発についてであります。県といたしましては、関係市町村長や地元

住民の方々から、「徹底的に真相究明を図り、法的に責任の所在を明らかにすべき」との意見が強く出されていることを踏まえ、弁護士とも相談し、2月16日の関係市町村長会議の場におきまして、刑事告発する考えを表明したところでもあります。今後、詳細な内容について弁護士と詰めていくとともに、県警本部とも協議しながら、告発に向けた手続を進めてまいりたいと考えております。なお、環境整備公社におきましても、損害賠償請求や告訴を行う予定と聞いております。

次に、公社の文書に関する問題であります。公社におきましては、文書の決裁や保存に関する規定があり、当然ながら、これに沿った事務処理がなされるべきであり、仮に意図的に文書が破棄されているとすれば、法律に抵触する可能性もあります。ただし、この場合は、私用文書等毀棄罪や器物損壊罪として親告罪とされていることから、当事者である公社の告訴が必要になると思われまますので、法的な対応については、公社において適切に検討されるものと考えております。以上です。〔降壇〕

○副知事（河野俊嗣君）〔登壇〕 お答えいたします。

物流対策における産業界との連携についてであります。物流対策を進めるためには、産業界と行政がそれぞれの役割を踏まえながら、連携した取り組みを行う必要があります。このため県では、現在、県工業会やJA宮崎経済連を主体に設置されております宮崎県物流問題懇話会等に参加し、産業界との情報交換を重ねるとともに、本県の貨物の流れの実態把握などにおいて、協力した取り組みを行っているところであります。また、県の物流対策推進本部としましても、荷主の代表として県工業会、JA宮崎経

済連を、また、運送事業者の代表として県トラック協会、宮崎カーフェリー、JR貨物の方々をお招きして意見交換を行うとともに、そのほかの荷主や運送事業者の個別訪問も行い、貨物の集約の可能性等についてヒアリング調査を行ったところであります。県といたしましては、今後とも産業界との連携を強化するとともに、事業者間の業種を超えた連携を促進するための協議の場づくりや支援策の検討を行ってまいりたいと考えております。以上であります。

〔降壇〕

○総務部長（山下健次君）〔登壇〕 お答えいたします。

定額給付金をめぐる市町村の動向についてあります。定額給付金につきましては、全国の市町村で、地元で消費してもらうための取り組みが進んでおります。本県でも、現時点で把握しているところでは、都城市など4市4町で、市町村と地元商工団体が連携して定額給付金の給付時期と歩調を合わせて、いわゆる「プレミアムつきの地域商品券」を発売する予定であると伺っているところでございます。以上であります。〔降壇〕

○環境森林部長（高柳憲一君）〔登壇〕 お答えいたします。

エコクリーンプラザみやぎの浸出水調整池の補強工事についてであります。工法につきましては、コンクリート工学や地盤工学等の専門家から成る外部調査委員会におきまして、浸出水調整池の破損状況や地盤の状況の調査結果を踏まえ、安全性の確保を最優先に慎重に検討を進めていただいたところであります。その結果、くい基礎補強工法が最も適切であると判断され、宮崎県で想定される日向灘沖地震の大規模地震に対しても十分に安全性が確保された工

法として、提案されたところでありませう。今月よりいよいよ工事が始まりますが、県といたしましても、この工事が円滑に進められますよう、支援体制を充実するなど積極的に支援してまいりたい所存であります。

次に、施設周辺の環境整備についてであります。このことにつきましては、各地元対策協議会ごとに細目協定書を締結しまして、事業主体となる県、市町、公社において各種事業に取り組むとともに、毎年度、各協議会に対しまして進捗状況の説明などを行っているところであります。しかしながら、お話にありましたように、地元住民の皆様方との信頼関係を確立することが大変重要でありますので、これまで以上に、進捗状況の確認や地元への説明に留意いたしまして、誠意を持って対応してまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○商工観光労働部長（高山幹男君）〔登壇〕

お答えいたします。

まず、雇用調整助成金についてであります。中小企業緊急雇用安定助成金を含めた雇用調整助成金の本県における活用状況であります。宮崎労働局によりますと、助成金の支給の前提となる休業等実施計画の届け出は、ここ数年ありませんでしたが、昨年12月及び本年1月に46事業所から届け出がなされており、対象者数は6,086人となっております。また、助成金制度につきましては、ホームページによる広報を行うほか、宮崎労働局等と共同で、事業主団体に助成金の積極的な活用について要請を行うとともに、事業主を対象とする説明会を実施するなど、関係機関とも連携しながら、周知に努めているところであります。

次に、基金事業の活用及び事業の実施要件についてであります。緊急雇用創出基金事業は、

短期の雇用・就業機会を提供することを目的としておりまして、事業の実施要件は、全体事業費に占める人件費の割合が7割以上、新たに雇用する労働者に占める失業者の割合がおおむね4分の3以上、雇用・就業期間は、原則として6カ月未満となっております。また、ふるさと雇用基金事業は、継続的な雇用機会の創出を図ることを目的としておりまして、事業の実施要件は、全体事業費のうち、失業者に向けられる人件費の割合が2分の1以上、雇用期間は原則として1年以上とし、23年度まで更新することができるなどとなっております。このようなことから、それぞれの基金の趣旨を最も生かした雇用創出効果の高い事業を実施してまいりたいと考えております。

次に、雇用の見込みについてであります。雇用の見込みにつきましては、22年度及び23年度に実施する事業も考慮する必要がありますし、市町村事業については、21年度実施事業を含めて現在ヒアリングを行っているところでもありますので、現時点では把握できておりません。なお、国の設定基準を用いて試算しますと、今後3年間で、通年ベースの雇用として、ふるさと雇用基金事業で約2,500人、緊急雇用創出基金事業で約1,000人の雇用を生み出せるものと考えております。

次に、基金事業の求職者への周知についてであります。今回の2つの基金事業は、厳しい雇用情勢の中で、できるだけ多くの方に雇用の機会を提供することを目的としております。このため、市町村や労働局、各ハローワークと十分な連携をとりながら、求職者だけではなく、幅広く県民の皆様への周知に努めてまいりたいと考えております。

次に、エコカー等の関連企業誘致についてで

あります。地球環境問題への関心の高まりや、昨年の燃油の高騰などにより、ハイブリッドカーや電気自動車などのエコカーと呼ばれる低燃費・低公害車、またこれに関連して、車に搭載できる2次電池や燃料電池などの次世代電池への社会的関心が高まっております。このような状況の中、自動車メーカーにおきましては、世界的な景気悪化の中でも、ハイブリッドカーや電気自動車の販売強化の動きや、これにあわせて、自動車メーカー及び関連企業等において次世代電池の開発のスピードが速まっております。本県といたしましては、このような業界の動きを受け、昨年8月に配置しました企業誘致コーディネーターや県外事務所と連携して、関連企業の情報収集や企業訪問を行っているところでありますが、今後とも引き続き、企業や業界の情報収集を積極的に行いまして、戦略的な企業誘致活動を展開してまいりたいと考えております。以上でございます。〔降壇〕

○農政水産部長（後藤仁俊君）〔登壇〕 答えいたします。

まず、ハウス園芸に太陽光発電を導入する取り組みについてでございます。環境に優しい農業への取り組みが強く求められる中で、中長期的な観点から、これまでの化石燃料に依存した生産体制からの転換が重要であると考えております。現在、代替エネルギーといたしましては、県内で実証取り組み中の木質や畜ふんバイオマスのほか、地熱、太陽熱、太陽光発電等が考えられます。御質問の施設園芸部門での加温用としての太陽光発電の活用につきましては、使用時期が冬場に、そして使用時間が夜間に限られることなどにより、現時点では実用化には至っておりません。したがって、今後は、蓄電システム等の技術開発の動向も踏まえなが

ら、農業部門への導入の可能性につきまして研究してまいりたいと考えております。

次に、農地改革プランに基づく本県農業の変化についてでございます。国の農地改革プランは、農業生産・経営の基礎的な資源である農地を確保し、その有効活用を図ることにより、食料供給力を強化することを目的として、抜本的に農地制度を見直すものであります。この見直しにおいては、農地転用規制の厳格化や耕作放棄地対策の強化等により農地の確保を図る一方で、農業生産法人以外の一般の法人に貸借による農業参入を認めるとともに、農地の所有者から委任を受け、面的にまとめて農地を貸し付ける面的集積組織を全市町村に整備することとされております。このような農地改革プランの実施により、今後、さらに大規模農業法人の育成や集落営農の組織化が促進されまして、高齢農業者や小規模農家等が参画できる地域農業へと変化していくものと考えております。県といたしましては、この改革を担い手育成のための支援策として十分に活用し、限りある農業資源である農地の確保、有効利用を図ることで、本県農業の振興を図ってまいり所存であります。以上であります。〔降壇〕

○教育長（渡辺義人君）〔登壇〕 答えいたします。

公立学校への太陽光発電導入へ向けての取り組みについてであります。本県の公立学校における太陽光発電につきましては、国の補助事業であるエコスクールパイロット・モデル事業の認定基準であります出力10キロワット以上の設備について申し上げますと、本年2月末時点で、市町村立の小中学校におきましては8校、県立学校におきましては2校で導入しているところであります。現在、校庭の芝生化や内装の

木質化など環境に配慮した学校施設の整備や、それらの環境教育への活用が図られているところではありますが、太陽光発電につきましても、国のモデル事業の活用など学校における望ましい導入のあり方を見きわめながら、取り組みを進めてまいりたいと存じます。以上であります。〔降壇〕

○長友安弘議員 時間がなくなりましたけれども、時間の許す限りお尋ねをしていきます。

まず、給付金の件でありますけれども、宮崎県には事務費として250万円ぐらいしか来ていないという話でありますけれども、福岡県は、地域振興を図るために1億5,000万円ぐらいの予算を計上しまして、各市町村がプレミアムつき商品券等を発行する場合に、その印刷費に係る事務経費等を支援することを決めたんです。とにかくバックアップしていこうとやっております。本県も何らかそういうバックアップをすべきではないかと思っておりますけれども、もう一度知事にお伺いをしたいと思います。

○知事(東国原英夫君) 商品券事業は、自分の店や加盟店に対して、消費者が継続的に利用していただくよう、大型量販店など多くの企業、団体等で発行されております。本県におきましても既に23の市町村において、商工会等が独自の工夫をしながら地域限定の商品券を発行し、地域の活性化につなげておるところでございます。このため、新たに商品券を発行しようとする商工会等に対しましては、他団体等の先進事例の情報提供や助言をすることで支援してまいりたいと考えております。

○長友安弘議員 予算は全くつかないということでもありますけれども、できる限りの応援をしていただきたいと思います。

次に、セーフティネット貸付について知事に

再質問いたしますけれども、実績は220億円ぐらいになった、こういう旨の答弁がありました。しかし、お手元のもう一枚の資料を見ていただきますと、これは2月26日までの累計で、先ほどのお答えよりちょっと低いんですけれども、実績の低さというのは、九州では一番悪いんです。全国的に言っても、鳥取県に次いで下から2番目なんです。20兆円の保証枠といいますと、本来ならば、本県も2,000億円ぐらいの枠はあるはずなんです。そのことと同時に、そのページの資料を見てもらいますと、本県の中小企業者の数は4万1,473社、そのうち小規模企業が3万6,787社あります。先ほど申し上げましたが、中小企業構成比99.9%、そこに働いている人の数は22万5,581人です。うち常用雇用者が18万4,320人、さらに小規模企業の常用雇用者になりますと5万9,242人ということで、これは、各県のデータと比べてみますと、いかに本県の中小企業者が雇用を支え頑張っているかということが見えてくる数値なんです。しかしながら、融資の件数、融資額とも建設業者の方々が35%程度を占めております。建設業者の厳しさがわかります。それと同時に、残り少ない枠に卸売・小売業を初め製造・サービス業、運送業等がしのぎを削るわけです。保証協会、あるいはそれ以前に銀行の窓口等ではねられているという実態もよく調べないといけないわけです。調査をしていただきたい。できれば借金をしないほうがいいわけです。しかしながら、今は大変な危機でありますので、今のような状況で本県を支えている中小企業、産業は守れるのかというのが私は心配であるわけです。危機感を持ってもう一步の取り組みをお願いできないのか。これは知事にお尋ねをいたします。

○知事(東国原英夫君) 全国の緊急保証制度

の利用状況というのは、2月25日現在で、20兆円の枠に対し6兆8,599億円であり、十分な保証枠が確保されておると考えております。このため、この保証制度が十分活用されるよう、資金需要等の動向を見ながら適切に対応してまいりたいと考えております。

○長友安弘議員 私は、中小企業が安泰ならばいいわけですがけれども、ひょっとして、銀行等にも借りられないような状況で消費者金融等に手を出している。そっちの事態のほうが大きかったりすると大変なものですから、これはよくよく見きわめながら進めていただきたいという気がいたします。

それから次に、農政水産部長にお尋ねいたしますけれども、ソーラーフロンティア構想。本県のハウス園芸農家戸数は6,465戸、総面積は1万8,030ヘクタールとなっております。これらのハウスで主要な園芸作物生産に使用される燃油は、年間約10万キロリットルと言われております。ちなみに、二酸化炭素排出量は27万1,000トンということで想像がつきませんが、このコスト削減の究極というのは、やっぱり太陽光、太陽熱の活用しかないと思われます。太陽熱を利用したハウス園芸に関するモデル事業もNEDOの事業として行われておりますし、太陽光発電の場合には、今のところは、それを売電しないとしようがないわけです。売電をして夜間に電力を買うということで、まだ技術的には大変だという答えが先ほどありましたけれども、これこそ、二酸化炭素も出さないし、本当に無限にあるエネルギーじゃないかと思っておりますので、ぜひともこれは、まずモデル事業等を大いに導入し、支援を行っていただきたい。支援を行う研究の分野を広げていただきたい。また、広げておくべきだと思いますけれども、農

政水産部長の見解をお尋ねいたします。

○農政水産部長（後藤仁俊君） 昨年6月に設置いたしました農水産業温暖化研究センターにおきましては、影響緩和対策等の研究開発の一環として、民間企業から公募のあった、地熱を利用したヒートポンプによる温室暖房の技術開発プロジェクトに現在取り組んでおります。地熱利用を初め、太陽光や太陽熱などの自然エネルギーの活用は、CO₂削減等による環境に優しい農業を推進する上で大変重要だと考えております。最近、民間企業等においても農業分野での技術の応用、開発の検討の関心が高まっておりますので、今後、本県の特性を生かした産学官連携による研究テーマとして、太陽光等についても検討してまいりたいと存じます。以上です。

○長友安弘議員 よろしくお願ひしたいと思ひます。

物流について県土整備部長にお尋ねいたします。本県には3つの重要港湾があります。しかしながら、代表質問では、細島港の整備と志布志道路の整備が同時に競われたということがありました。選択と集中が大事だという指摘がございました。競争に打ち勝つ港湾の特化の問題が指摘されておりますけれども、今後の重要港湾の整備方針について、県土整備部長にお尋ねします。

○県土整備部長（山田康夫君） 本県の重要港湾につきましては、県北には、九州の扇のなめめとして本県外国貿易の拠点港となる細島港を、県央には、宮崎の海の玄関口として南九州の物流拠点港となる宮崎港を、また県南には、県南地域の物流拠点港として油津港を、それぞれ位置づけまして整備を図ってきたところであります。これらの港は、それぞれの背後圏にお

いて企業立地や雇用創出に寄与するなど、産業や経済を支える重要な役割も果たしてきております。これからの港湾整備のあり方につきましては、このような各港湾の特徴を生かすとともに、地球環境問題を背景とするモーダルシフトの進展や、九州各県と結ぶ高速交通網の形成に伴う、隣県も含めた広域的な物流環境の変化も視野に入れまして、今後検討してまいりたいと存じます。

○長友安弘議員 ぜひとも、港湾の整備というものが物流の発展につながるようお願いしておきたいと思っております。

同じく物流問題で、国道10号線についてであります。東九州自動車道がようやくめどが立ってまいりました。大分県とか、私は香川県にも行きましたけれども、そこの道路整備というのを見ると、本当に驚くべき感があるわけがございます。したがって、そういう高速道路の整備とあわせて、国道10号線の4車線化も非常に重要なことじゃないかと思っておりますけれども、今後の国の動向とか県の方針につきまして、4車線化についての見解をお尋ねしたいと思っております。

○県土整備部長(山田康夫君) 物流の効率化を図るためには、物流拠点と効率的、効果的に連絡をします幹線道路網を形成することが重要であると考えております。このようなことから、東九州自動車道などの高速道路や国道10号など直轄国道の整備促進を国に働きかけてきたところでありまして、国道10号につきましては、交通混雑の解消、交通安全の確保などの観点から、現在、門川町加草一日向市平岩間、新富町日置一宮崎市佐土原町下田島間の4車線化など、整備効果の高いところから順次改築が進められております。一方、現在、国会で審議中の

来年度予算におきましては、直轄事業費については前年度比マイナス12%と、大変厳しい内容となっておりますが、県といたしましては、今後とも、直轄事業も含めました道路予算の確保や事業中区間の早期完成を国に強く働きかけてまいりたいと存じます。

○長友安弘議員 よろしく申し上げます。

最後になりますけれども、エコクリーンプラザみやざき問題について、環境森林部長にお尋ねいたします。環境省の回答によりますと、法第15条の16に基づく知事の委任事務、「公社が行う建設、改良、維持管理の適正な運営の確保をしなくてはならない」。また、法第8条、第15条の規定に基づく市長の権限としましては、「構造及び維持管理に関する指導監督をやらなければならない」。少し違いはありますけれども、工事が不備であった点、あるいは構造の破損していた点、そしてまた維持管理が本当に適正に行われていなかった。こういう点等において両者とも責任は免れないと思っておりますけれども、この回答をどう解釈されるのか、お尋ねいたします。

○環境森林部長(高柳憲一君) 廃棄物処理法上は、県は、廃棄物処理センターの指定を受けた公社に対する監督責任があるものと考えております。ただ、今回の環境省からの回答文書では、この監督責任につきまして具体的な内容まで明示されておられませんので、今後、他県の状況調査や法律の専門家との協議等を行いまして、さらなる検討を行っていきたいと考えております。なお、宮崎市につきましては、廃棄物処理法の規定に基づく施設の設置許可権者としての指導監督責任があるものと考えております。

○長友安弘議員 時間が参りましたので、以上

で質問を終わります。ありがとうございました。(拍手)

○坂口博美議長 次は、井本英雄議員。

○井本英雄議員〔登壇〕(拍手) いよいよ最後になりました。お疲れでしょうけれども、しばし、おつき合いをお願いいたします。

最初に、世界金融危機の今後についてお聞きしたいと思います。

私は何年も、それこそ10年ぐらい前から、規制緩和はいかん、構造改革はいかん、グローバルスタンダードはだめだと、ずっと言っていました。この新自由主義経済がついにデッドロックに陥ってしまいました。私は、これがかねてから予測していたわけではありません。ただ、経済が主人で人間が家来のような、こういう考え方はおかしいとずっと思っていました。やっぱり見たこっちゃない、そういう思いであります。本当に新自由主義経済によって失われたものは大きいものがあります。特に人と人とのつながりをばらばらにしていきました。これは日本人が最も大切にしていたものであります。

では、世界金融危機の後は一体どうなるのか。ルネサンスから産業革命、そして植民地主義、そしてまた新自由主義と流れてきた西洋の覇権主義が、今や来るところまで来たのではないか、そういう思いであります。そして今、歴史的な大転換点を迎えているのではないかと私は思うのであります。新しいパラダイムが生まれるときが来ているのではないのでしょうか。パラダイムというのは、社会的、思想的な枠組み、そういう意味らしいですけども——パラダイムが来ているんじゃないかというふうに思っています。それは、物を中心とした西洋の覇権主義から、心を中心とした東洋の共生・

共栄の思想が取ってかわるべきときが来ているのではないかということでもあります。そして、日本こそ、その中心的役割を果たさなければならぬときではないかと思っているのであります。

皆さん、御存じでありませうか。英国BBCとアメリカのメリーランド大学との、世界33カ国4万人を対象とした共同調査、世界に最もよい影響を与える国、それはどこか。それで実は日本が3年連続トップであります。日本も捨てたものじゃないんです。それからもう一つ、歴史家トインビーやハンチントンは、「日本文明は世界八大文明の中の一つである」と言っております。かつて地球上には——何千年前、何万年前でしょうね——何百という文化文明があった。それが歴史とともに集約されて、今、八大文明になっている。韓国もベトナムもカンボジアも中国文明の一つであります。あのアメリカ文明でさえもヨーロッパ文明の一つ。ところが、日本はこんな小さいんだけど、一文明、一大文明だと。私が言っているんじゃない、ハンチントンやトインビーが言っている。そのぐらい日本の文明はオリジナルなんです。重要なんです。私が言っているんじゃないんです。我々日本人は、日本の歴史、伝統に対して誇りを持たなきゃならぬ、私はそう思います。そして、リーダーシップを今こそ発揮しなきゃならぬと思うのであります。それで、知事にお伺いしたいと思います。「政治家は先見性を持たなきゃならぬ」と、いつも言われておりますが、知事の見聞性を伺いたい。よろしく願いいたします。

では今、この日本において国民は何を一体望んでいるのだろうか。別に私はアンケートをとったわけじゃありません。しかし今、日本の

国民が一番望んでいるのは「安定」じゃないか。安定した生活を望んでおるんじゃないか。このごろ江戸時代が見直されております。今ある日本の文化のほとんどは、江戸時代に完成されたものであります。文化が完成するということは、心に余裕があるということでありまして。江戸時代の人々が、では経済的に余裕があったのかということでありまして。この小さな島国であります。しかも鎖国状態、自給自足であります。決して経済的に豊かではありませんでした。しかし、心には余裕があった。なぜか。それは安定していたからなんです。貧しくとも安定している、これが心の余裕を生むのであります。庶民は決してぜいたくな生活を望んでいるんじゃない。それ以上に安定した生活を望んでいると私は思うのであります。今の状態では、10年先どうなるのか、我々の老後は一体どうなるのか、さっぱりわからん。そういう見通しが立てられるということが大切なことではないかと思っておるのであります。そのためには、北欧などがとっている福祉主義社会を目指すべきではないか。社会主義社会とも言いますけれども、福祉を中心とした社会。国民負担率が70%。しかし、ゆりかごから墓場まで国家が面倒を見る。そして日本は、成長期はもう過ぎた。日本自体の青年時代は過ぎた。既に中年期に入っている。安定期に入っている。そういう意味からしても、福祉主義の社会を目指すべきではないか。すなわち、小さな政府から大きな政府への転換であります。知事のお考えをお聞かせ願いたいと思います。

次に、自殺の原因と対策についてであります。

宮崎県の行動計画を見ますと、よくできておりました。私はこれはやめようかと思ったんで

すが、少し自分自身考えるところがありまして、やってみようと思いました。自殺する人たちは極度に孤独な状態に陥っておりまして、精神的に自分がよって立つところがなくなってしまう、それがゆえに最後は自殺してしまうのであります。ですから、人と人との交わりの少ない大都会でこそ自殺率は高いんじゃないかと、私は常々思っておりましたら、何のことはない、この宮崎県が全国第2位というところと、何でだろうと。人情の機微はあるし、自然は豊かだし、どうしてだろうと思ったのであります。

実は、私はこんな顔をしておりますが、若いとき、高校時代から、人間は何のために生きているのかということに悩んで苦しんで、いつも真っ暗な顔をして、自殺一步手前じゃないけど、うつ病のような状態になって、見るもの聞くものすべてが灰色という状況がありました。いろんな哲学の本を読んだり、あるいは宗教のところに訪ねていったり、いろいろやりましたが、結局、2年間、世界60カ国をずっと歩いて、やっと吹っ切れたというところなんです。地球の大きさが大体このくらいだなというのがわかったということと、日本がだめならほかのところもあるんじゃないか、ほかの生き方もあるんじゃないかという、チャレンジポランというか、ある意味ではたくましいというか、そういう感覚を勝ち取ることができたというのが大きな原因じゃないかと私は思っております。

ですから、私は、若いときには二度と戻りたくない。みんな青春時代とか言うけど、私は青春時代はもういいと。そういう個人的な経験であります。私の経験からすると、自殺する人というのは、世の中をはかなむというか、自殺願望がDNAとしてあるんじゃないのか。それが、あるときたまたま、破産とか倒産とかでス

イチが入ってということじゃないか。これはあくまでも私の経験だから、そうじゃないのかという気がしておるわけですが、そうじゃないということもあると思います。ただ、うつ病になりやすい性格というのは、きちょうめん、生まじめ、仕事熱心な人だと言われております。まさしく私であります。自殺の多い県の上位を見ますと、秋田とか青森とか、東北の県が入っております。いかにも生まじめな県であります。宮崎県人もまたそうなのかもしれません。そこで質問であります。宮崎県における自殺の特徴的なことは何なのか、お聞かせ願いたいと思います。

次に、自殺予防のためには、社会に対する働きかけと個人に対する働きかけの両側面からの対策が必要だそうではありますが、宮崎県独自の対策があればお聞かせ願いたいと思います。福祉保健部長にお聞きいたします。

それから、私の経験からしますと、チャランポランというところと語弊がありますけれども、こんな生き方しかないと思いつけるのではなくて、もっとほかにも生き方があるんだよと、そういう生き方を小さいころから教育としてやる必要があるんじゃないのかなと思うのであります。教育長の御見解をお聞かせください。

次に、バリューエンジニアリングについてであります。

バリューエンジニアリングについては、皆さんお聞きになった方も多いのではないかと思います。私は昨年、8月に速読術という講座に出まして、そのときに読書仲間から、「「ワンランク上の問題解決の技術」という本があるが、それを読んでみなさい、いい本だから」と薦められました。その中身が実はバリューエン

지니어リングだったわけでありまして。これは、土木建設におけるコスト削減の技術というふうには、皆さん大体理解しているかもしれませんが、実はそうではないんですね。バリューエンジニアリングが生まれたいきさつというのは、アメリカのゼネラル・エレクトリック社で、アスベストが古くなっておりまして、これを交換する必要があった。ところが、アスベストを幾ら探しても見つからん。だれかが、「アスベストは何のために必要なんですか」と聞いたときに、バリューエンジニアリングを開発したマイルズ氏は、「そうだ、自分たちが探しているのは、アスベストではなくて、燃えない材料であればいいんだ」と。つまり、物そのものからアプローチするのではなくて、物の機能からアプローチする、そういう方法を思いついた。それがバリューエンジニアリングの始まりでありました。そういうことでありますから、バリューエンジニアリングというのは、単に土木建設におけるコスト削減のための技術ではなくて、ありとあらゆる問題を解決することができる技術だそうであります。このバリューエンジニアリングを利用すれば、我々の選挙対策もできる、また今の延岡病院の問題解決もできる、そういう方法だそうであります。I E、Q Cに続く20世紀における三大管理技術と言われているそうであります。知事はバリューエンジニアリングについてどのようにお考えか、お聞かせ願いたいと思います。

次に、我が国では1997年に、「公共工事コスト削減対策に関する行動指針」が閣議決定され、バリューエンジニアリングを全国で促進することとなっております。全国で導入している県はまだ少ないのであります。我が宮崎県では既に導入しております。県土整備部が導入し

ているわけであります。そこで、過去、実績として何件の工事が対象となったのか、また、どのくらいコスト削減をすることができたのか、お聞かせ願いたいと思います。

次に、バリューエンジニアリングのワークショップという、大体5日間ほどかかるそうではありますが、我が県では2日間の講習をやっております。そして、バリューエンジニアリングリーダーを養成しております。先日、清武の建設技術センターで行われたばかりではありますが、私も最初の総論の部分だけ聞かせていただきました。そこで質問ですが、実績として、過去何人のバリューエンジニアリングリーダーが県庁に育っておられるのか、お聞かせ願いたいと思います。また、年2回というのは少々少ない気がしますが、ふやすつもりはないのか、お伺いいたします。

また、隣県の大分県では大変進んでおりまして、バリューエンジニアリングスペシャリストを昨年1人輩出したそうであります。これは全国でもまだまだ珍しいそうであります。我が宮崎県でもスペシャリストを養成するつもりはないのか。以上、県土整備部長にお伺いいたします。

次に、流通対策・逆転の発想についてであります。

この話は、私は一度この本議会でもしたことがあります。そして、この前は、旭化成の水永県工業会会長を招いて我が自民党の勉強会をしたときに、この話を披瀝いたしました。そのとき水永会長から、「目からうろこですね」と褒め言葉をいただいたものですから、逆転の発想を推奨される知事だったら、この話はわかるんじゃないのかと思ひまして、もう一度ここで披瀝させていただきたいと思います。

宮崎は東京や大阪から非常に遠い距離にあります。したがって、物を持って行くのに、また持って帰るのに時間がかかるし、コストもかかる。物流対策は、昔から宮崎にとって大きな課題であります。そこで、あるとき、こんな話をお聞きしました。中国では、ネギなど野菜を日本に輸出するときに、泥のついたまま船に積み込むそうあります。そして、日本に着くまでにその泥をきれいに洗って製品化して、港に着いたら、それをそのまま市場に持って行く。そういうことをやっている。今でもやっているかどうかわかりませんが、やっていたそうあります。これは日本までかかる時間を利用してのわけであります。

私は、これをヒントに、宮崎から東京、大阪までにかかる時間を何か利用できないものかなと考えた次第であります。視察に行ったときに、たしか秋田かどこかだったと思うんですが、ある協同組合が有機野菜を農家から仕入れてまして、それを調理用にざくざく切り、そして真空パックにするんです。切ってしまうものですから、曲がっているものや虫が食っているなんていうのも、とってしまえば全部使えるわけです。それを契約したホテルとか学校に届ける、こういうことをやっているわけです。この2つを1つにしたらどうだろうか、こう考えたわけです。我が宮崎県が誇る無農薬・有機野菜を泥のついたまま船に持ち込む。そして、東京あるいは大阪に着くまでにそれをざくざく調理用に切って、そして真空パックする。港に着いたら、そのまま、契約したホテルや学校に届ける。そうすれば持って行く時間を有効に使うことができる。そして、何人か雇用できる。また、農家も安定した収入を得ることができる。しかも、今はやりの安全・安心を優先する時代

の風潮にもマッチしている。では、帰りの便はどうか。空便ではもったいない。すると、丸山議員がアイデアを出しました。東京や大阪では残り物が多い。これを処理するのに困っている。それを宮崎に持って帰る間に乾燥させて家畜の飼料にしたらどうか、そういうアイデアであります。こうなれば完璧でありまして、農商工連携であります。弱点を長所に変える、これこそが逆転の発想であります。私のアイデアに別にこだわることはないんですが、輸送時間がかかる、これを逆手にとる、これが逆転の発想。これでなければ、幾ら高速道路が走っても、何時間も短縮できるわけがない。このかかる時間を何とか利用する、それを考えてみたらどうか。知事のお考えをお聞かせください。

それから、県立延岡病院についてであります。

県立延岡病院については、いろいろ質問がなされました。もう一度、問題を整理してみたいと思います。小泉さんが構造改革によって医療費削減をやった。そして、医師の数は限定された。加えて、臨床研修制度によって、今まで大学の医局が研修医をあっち行けこっち行けと割り振っていたものを、自由にした。こういうことをやってしまったものですから、医者獲得の自由競争になってしまった。そうすると、条件のいいところがみんな持って行く。結局、大都会のほうに医者が流れてしまった。弱肉強食の生存競争に負けそうなのが、実は延岡の県立病院であります。

問題点をもう一度整理してみますと、1次医療は、そもそも市町村が面倒を見なければなりません。ところが、救急だけをとつても、延岡病院には宮崎病院の約2倍の1次医療の患者が来ております。これがお医者さんたちを疲労こ

んばいさせて、もう延岡病院に行くのは嫌だ、あそこへ行きたくないという原因になっております。では、なぜこんなに延岡病院だけ1次医療の患者が多いのかといえば、延岡市が運営する夜間急病センターが、金曜日を除いて夜7時半から夜11時までしか開いていない。ですから、みんな県病院にやってくるわけでありまして。それが大きな原因だということはわかるのであります。では、宮崎も都城も1次医療の夜間急病センターが夜7時から翌朝の7時まで365日やっているのに、延岡だけはそれがなぜできないのか。日南でさえも7月からやると——失礼しました——日南もやると言っております。それなのになぜ延岡はできないのかということでもあります。

先日、我々は延岡医師会の先生たちと意見交換会を持ちました。そこでわかったことは、延岡医師会も目いっぱい努力しているということでありました。逆さに振っても鼻血も出ない、そのぐらい頑張っている。都城と延岡の医者の数は、10万人に対する比率としてはほとんど差がありません。では、なぜ都城にできて延岡にできないのか。それはどうも延岡のロケーションに問題がありそうであります。医者に余裕のある宮崎から都城に応援に行くのに、1時間ちょっとで行けます。ところが、延岡まで行くと、片道2時間は優にかかります。往復に4時間、これがネックになっているのではないかと私は思います。それならそれで何とか工夫を凝らすべきであります。例えば、お医者さんをヘリコプターで送り迎えするとか、お医者さんがベッドに寝たまま送り迎えするとか、それは一つのアイデアですよ。何か考えないかん。さっきのバリューエンジニアリングでやれば、いいアイデアが出るかもしれません。延岡市は1次

医療に対する拠出金を都城市の3分の1しか出していないようであります。やはりある程度、物を出すところは延岡市も出してもらわないかんというところではありますが、そのあたりをもう一度検討していただけないかと思うのであります。病院局長、よろしく願いいたします。

以上、演壇での質問を終わります。(拍手)
〔降壇〕

○知事(東国原英夫君)〔登壇〕 お答えいたします。

「知事の見識はどうですか」と問われても、どうお答えしていいのか答えに窮するところであります。先見性、そして福祉主義社会についての私の思いの一端を述べさせていただきたいと思っております。私は、WBC日本代表の今回の戦い方とチーム構成に、これからの日本の進むべき道のヒントが示されているのではないかと考えております。日本人というのは、決して体は大きくありません。パワーも欧米人にはかないません。しかし、俊敏な動きや小わざのうまさに象徴される技術力、統率のとれた組織力、チームのために自己を犠牲にできる精神、創意工夫、発想力、忍耐力など、他国にまさる特徴、武器があります。そのような長所を生かして、決して派手ではないが着実に勝ちをおさめていくのが、これからの日本の行き方だと思うのであります。国際社会との闘いの舞台が、スポーツであれ経済であれ、同じであると考えております。日本人特有の勤勉さや規律正しさ、礼節を重んじ和をとうとぶ精神など、これらの日本人ならではの個性や持ち味を、私たちは決して軽んじてはいけませんし、欧米にあこがれることも、こびることも決して必要ありません。こうした日本人の精神のありようこそが、これからの激動の時代にあって、私たちの

支えになるものだと信じております。

今週に入りまして日米ともに株価が大幅に下落するなど、世界的な金融危機が今も懸念される状況であります。私は、今後とも、世界各国が協調して、国際経済・金融システムの維持・安定化に向けた努力がなされるものと考えておりますし、過去の歴史を見れば、景気というのは、数年のうちには必ず回復するものだと思っております。ただ、こうした中で、このところの行き過ぎたアメリカ型の市場原理主義、強欲資本主義による経済金融危機の状況を見ておりますと、市場での自由な競争は担保されなければなりません。セーフティネットが機能し、富の再配分システムや再チャレンジが可能な社会システムが整備された、新たな日本型の社会経済体制を構築していく必要があるのではないかと感じているところであります。また、勤勉さと規律正しさ、礼節を重んじ和をとうとぶ精神、側隠の情など、日本ならではのよさを生かした社会づくり、ものづくり立国を目指すべきだと考えます。経済成長の方向性というものは変わらないと思いますが、世界に類を見ない少子高齢・人口減少社会が到来する中で、高福祉高負担の社会を目指すのか、あるいは日本型の中福祉中負担の社会を目指すのかといった社会のあり方について、もっと議論がなされなければならないと感じているところであります。

続きまして、VEについてであります。VE、つまりバリューエンジニアリングとは、製品やサービスの価値を、それが果たすべき機能とそのためのコストとの関係で把握し、システム化された手順によって、価値の向上を図るものと承知いたしております。行政運営に当たりましては、最小の経費で最大の効果が上げられ

るよう努める必要があります、そういった視点からも、現在導入している設計VEについて、他の業務にも活用できないかどうかも含めて、その成果を検証してまいりたいと考えておるところでございます。

続きまして、物流の効率化のための新たな発想による取り組みについてであります。大消費地から遠隔地にある本県は、輸送に時間やコストがかかり、不利な条件にあることは十分認識しております。御質問にありました、輸送時間を利用して農産物の加工等を行い、付加価値をつけるといった取り組みにつきましては、船舶等輸送手段の構造改良や、衛生面やコストの問題等、解決すべき課題が数多くあると思っております。しかしながら、不利な条件を克服し、物流の効率化を図っていくことは、本県にとって大変重要な課題でありますので、関係機関・団体と十分協議し、マイナス面をプラスに変える逆転の発想で知恵を出し合い、本県農産物にとって理想的な物流体制が確立できるよう検討してまいりたいと考えております。以上です。

〔降壇〕

○福祉保健部長（宮本 尊君）〔登壇〕 答えいたします。

まず、本県の自殺死亡率が高い原因についてであります。本県の自殺の特徴的な原因を特定するという事は難しいものがありますが、一般的には、健康問題、経済問題、家庭問題などが挙げられております。また、本県が平成17年度に実施した、「こころの健康アンケート調査」によりますと、例えば、助けを求めることへの恥ずかしさを強く感じる人ほど自殺願望が強いという結果が出ているところであり、そういうことも関係しているのではないかと考えております。県としましては、ことし2月に官民

一体となって自殺対策行動計画を策定し、「自殺は、その多くが防ぐことができる社会的な問題である」という基本認識のもと、情報提供や普及啓発の推進、人材の育成、相談窓口の充実など、積極的に取り組むこととしたところであります。

次に、今後の自殺対策への取り組みについてであります。自殺は、人間関係や病気などさまざまな悩みが原因で心理的に追い詰められ、自殺以外の選択肢が考えられない状態に陥ってしまったり、地域社会や家庭・職場とのつながりの喪失や希薄さから、孤立感や絶望感にとらわれてしまった結果であると言われております。また、自殺に追い込まれる過程では、不眠や原因不明の体調不良などの「自殺のサイン」を発しているとも言われております。このため、家族、同僚などの周囲の人々がこのサインに気づき、適切な支援ができるようにすることが重要であり、県民一人一人が命の大切さを認識し、自殺に対する正しい理解を深め、互いに心を通わせるような地域づくりを目指して取り組んでまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○県土整備部長（山田康夫君）〔登壇〕 答えいたします。

まず、設計VEについてであります。公共事業における設計VEは、事業の実施に当たり、コスト縮減等の効果が最も高いとされる計画、設計の段階におきまして、各分野の専門家等から成る検討チームを組織します。そして、設計の改善、見直しを行うものでありまして、本県では平成18年度から取り組んできたところであります。これまでに3カ所で実施しておりまして、このうち延岡市の愛宕通線橋梁工事の岡富橋につきましては、仮設計画の見直し等によ

り、概算設計額で約3億円のコスト縮減が見込まれております。また、今年度は、えびの市の国道447号真幸バイパスにおいて実施しているところでもあります。

次に、設計VEの研修会とVEリーダーについてであります。設計VEの職員研修につきましては、平成16年度から、県及び市町村の技術職員を対象として、概要を理解するための研修会と実践演習を中心とした研修会を毎年開催しております。県職員のVEリーダーは現在20人となっております。設計VEに関する手法は、公共事業の執行に当たりまして全国的にも活用されておりますことから、今後とも、研修を通して職員の技術力の向上とVEの浸透に努めてまいりたいと考えております。

最後に、VEスペシャリストについてであります。設計VEは、公共事業におけるコスト縮減を図るための有効な手法の一つであると考えております。このVEに関する資格といたしましては、リーダーとして必要な基礎知識を有するVEリーダーや、活動の責任者となり得る、御指摘のVEスペシャリスト等があります。県土整備部といたしましては、建設技術センターでの研修や、設計VEの実施による職場研修を通して、VE活動に必要な知識や技術の浸透を図り、VEスペシャリストの養成を促進してまいりたいと考えております。以上でございます。〔降壇〕

○病院局長（甲斐景早文君）〔登壇〕 お答えいたします。

延岡の地理的不利を克服するための検討であるかというふうに存じますが、宮崎大学の医局を中心に考えますと、延岡は遠隔地であることから不利な条件となっておりますことは、私も認識いたしておるところであります。県立延

岡病院の場合は、ただいまの議員の御指摘にありますように、車の移動ですと片道2時間、往復にしますと4時間以上かかっておりますが、こういう移動にかかる時間の短縮化、あるいは応援医師の身体的負担等を考えまして、交通手段については、JR特急の利用を基本に、緊急の場合は駅までのアクセスにタクシー利用の提供を認めるなど、きめ細かな対応を開始したところでもあります。2次・3次医療を担う県立延岡病院及び初期救急医療を担う延岡市夜間急病センターへの応援医師の確保につきましては、まずそれぞれの設置主体において取り組むことはもとよりであります。地元市町村等とともに、不利な条件を克服するための知恵を出し合い、工夫を図り、派遣医局へ県北の地域医療確保のための理解を求めていく必要があるものと考えております。以上であります。〔降壇〕

○教育長（渡辺義人君）〔登壇〕 お答えいたします。

命の大切さや生きるたくましさというふうにとらえて、お答えをさせていただきます。子供たちに命の大切さを理解させるためには、幼いころから、例えば動植物の飼育・栽培や乳幼児との触れ合い、スポーツなどさまざまな体験活動を通して、自分や他人の命を尊重する心や、たくましい心をはぐくむことが大切であると考えております。各学校におきましては、このような体験活動に取り組みますとともに、道徳の時間はもとより、各教科や総合的な学習の時間等において多様な考え方に触れさせることによって、子供たちがおらかな気持ちで一人一人のペースを保ちながら学ぶことができるような教育を行い、また努めているところでもあります。今後とも、子供たちが、世界の中でただ一人のかけがえのない存在としての自分の生き方

を見詰め、また自分自身を楽しみ、決して自分自身を追い込まないように、命の大切さや生き抜く力を育てる教育を推進することが大切ではないかと考えております。以上であります。

〔降壇〕

○井本英雄議員 ありがとうございます。

先に進みたいと思います。道路をつくるために土地を買収するときに、その用地が相続あるいは共有地ということで、関係人がそれぞれたくさんおって、いつまでも進まんという状況があります。公共用地の取得に当たっては、何とか簡単な手続で済まされないのか、国に法改正を要求すべきではないかと思うのでありますが、県土整備部長、お聞かせ願いたいと思います。

○県土整備部長（山田康夫君） 公共用地の任意取得に当たりまして、関係人が多数いる場合の権利取得に要する手続につきましては、今のところ特例措置が認められていないことから、通常と同様の取り扱いとなっているところであります。したがって、このような問題を初め、用地取得の隘路となっている問題につきましては、各ブロックごとに県や市町村等で組織しております用地対策連絡会の全国協議会というのがございます。これを通じまして、従来から国等に制度の改善要望を行っているところであります。今後とも、公共用地の取得に関して制度の改善が必要と思われる事項につきましては、引き続き、国等に対して改善要望を行ってまいりたいと考えております。

○井本英雄議員 何とぞひとつよろしく申し上げます。我々議員も、よかったら意見書も提出したいと思っておりますので、もし応援が欲しいときは言っていただきたいと思います。

次の質問に入りますが、下鹿川・上鹿川地区

が「いきいき集落」に認定されました。ところが、上鹿川は行きどまりになっております。本来、県道があるんですが、名ばかりで、そこは行くことができない道になっておりまして、上祝子も行きどまり、上鹿川も行きどまり、上祝子と上鹿川をつなげばどちらも助かる。何とかその方法を考えてもらえんかということでお願いしているわけですが、林道の整備でも結構ですので、環境森林部長、お願いいたします。

○環境森林部長（高柳憲一君） この地域は大部分が国有林であります、一部民有林もありますので、県といたしましては、国有林を管理する森林管理署に対し林道等の整備について要望していきますとともに、延岡市とも補助事業を活用した作業道の整備について引き続き協議してまいりたいというふうに考えております。

○井本英雄議員 よろしく申し上げます。

少し時間がありますので、ロボット産業まで入りたいと思います。これは、私は前にも一回やったことありますし、知事は今、太陽光発電に一生懸命でありますから、水をかけるのもあれかなとは思ったんでありますが、ひとつ考えるだけ考えていただけたらなと思っております。というのも、太陽光発電は元を取るのは恐らく大変なんです。今の電池では20何年かかると、さっき言ったでしょう。20何年のうちには太陽電池も壊れてしまう。実際、我々も視察に行つて、「これはとても物になりませんわ」という話を聞いたものですから、ロボット産業について一言、言わせていただきます。

まず、ロボット産業を育成してはどうかという提案であります。理由1、世界のロボットの70～80%を日本製が占めている。理由2、日本が生き残れるのは製造業である。理由3、日本が得意とするすり合わせの技術こそ、ロボッ

ト産業に生かせる。理由4、自動車産業と同じくすそ野が広い。理由5、今後、利用が見込まれる分野として、医療・福祉、農林業という宮崎が必要とする分野であること。理由6、宮崎の99%が中小企業であり、ロボット産業には、むしろこれが長所であること。理由7、2025年には8兆円の産業の規模が見込まれること。理由8、九州では福岡が進んでおり、道州制をにらんで、ともに手を組めること。以上、商工観光労働部長のお考えをお聞かせください。

○商工観光労働部長(高山幹男君) ロボット産業の振興につきまして、メリットと申しますか、いろいろお話しいただいたわけですが、ロボットにつきましては、介護とか警備、災害復旧活動等、将来さまざまな分野での活用が期待されており、今後の市場規模の拡大が予想されておりますことから、九州経済産業局においても、昨年3月に策定した九州新経済活性化プランにおきまして、ロボット産業は地域にとって重要な産業となる可能性を秘めているというふうに示されております。

一方、本県におきましては、宮崎大学において、本年2月に、介護分野などにおけるロボットを研究するためのロボットプロジェクトが発足しましたほか、県工業会ではここ3カ年、テクノフェアでロボットセミナーを開催するなど、ロボットの新たな活用に対する関心が高まっております。ロボット産業の新たな展開には、高度な技術とか徹底した品質管理が求められるなど、実用化に向けたハードルは非常に高いものがありますので、九州新経済活性化プランに基づく施策の動向等にも留意しながら、本県での展開の可能性を研究してまいりたいと思っております。

○井本英雄議員 どうもありがとうございます

す。

最後にもう一度、要望を申し上げたいと思いますが、県病院の件であります。県当局に言えば延岡市のほうが、延岡市のほうに行けば県がと言っ、それで迷惑をこうむるのは実は県民でありまして、我々は何とかこれをいい形に持っていきたいと思っております。もし我々県議会議員の出番があれば、どうぞ気軽に使ってもらえたらと思っております。

以上、要望を申し上げまして、私の質問のすべてを終わります。ありがとうございました。

(拍手)

○坂口博美議長 以上で一般質問はすべて終了いたしました。

◎ 議案に対する質疑

○坂口博美議長 ここで、今回提案されました議案に対する質疑の通告がありますので、これを許可します。

なお、質疑についての発言時間は1人10分以内といたします。前屋敷恵美議員。

○前屋敷恵美議員〔登壇〕(拍手) 日本共産党の前屋敷恵美でございます。最後の最後になりましたが、提出されました議案についての質疑を行います。知事並びに関係部長、教育長、警察本部長にそれぞれ御答弁をいただきたいと思います。

まず、議案第1号「平成21年度宮崎県一般会計予算」についてです。

21年度の一般会計の予算規模は、20年度予算に比べ0.6%増の5,625億3,800万円、県債発行額は32%増の905億1,600万円余、県債残高は1.5%増の9,229億円に達し、公債費は5.4%増の930億1,600万円余と、財政状況は依然として厳しい状況にあります。そこでまず、歳入について伺

いますが、重要な自主財源である県税収入が、前年度に比べ87億2,000万円の大幅な減収になっています。税制度が変わったことなどありますが、その要因、県財政に与える影響などを含め、知事にその認識をお伺いしたいと思います。

また、地方特例交付金が、減収補てん特例交付金の減により1億7,800万円の減収になっていますが、その理由をお聞かせください。

次に、臨時財政対策債についてですが、474億2,100万円と、前年度比102%増の239億4,800万円も増額されています。臨時財政対策債は、地方交付税の代替財源として県が借金をするので、後年度に交付税措置されることになっています。しかし、地方交付税は前年度比9.2%減の170億2,800万円も減らされています。このように地方交付税は毎年減額される状況で、果たしてどの程度これまで措置されてきているのか伺いたいと思います。

次に、主な事業について伺います。新規事業の広域拠点工業団地整備促進事業に32億円が計上されています。この事業内容、効果についてお聞かせください。また、この事業を活用する自治体の見通しについても伺いたいと思います。

次に、職業訓練校費の委託訓練に関する経費のうち、総合雇用対策事業費が6,000万円余増額されています。その事業内容と効果についてお聞かせください。

次に、新規事業のストップ温暖化レジ袋ゼロ作戦事業について、その事業内容をお聞かせいただきたいと思います。二酸化炭素排出量削減は重要な取り組みです。私自身もマイバッグの提唱者であります。その運動を広げるに当たって、住民や企業との合意をどのように図ってい

くのかも、あわせてお聞かせいただきたいと思います。

次に、議案第22号「使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」について、提案されております使用料・手数料改定の内容について、項目、改定理由及び増収見込み額などをお聞かせください。

次に、議案第23号「都市公園条例の一部を改正する条例」については、電柱等の占用使用料の引き下げですが、その減額見込みについてお聞かせください。

次に、議案第24号及び第25号については、教育関係及び警察関係の使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例です。その内容について、それぞれ改正の理由及び増収の見込み額など、対象人数もあわせてお聞かせいただきたいと思います。

次に、議案第63号「平成20年度宮崎県一般会計補正予算（第5号）」について、地域活性化・生活対策臨時交付金91億円について、その運用、使途について御説明ください。

また、地域活性化・生活対策基金積立金27億円について、その事業計画についてお聞かせください。

次に、宮崎県緊急雇用創出事業臨時特例基金積立金19億7,000万円及び宮崎県ふるさと雇用再生特別基金積立金63億3,000万円について、どのように基金の運営、活用をしていくのか伺います。

最後に、議案第72号「平成21年度宮崎県一般会計補正予算（第1号）」について、緊急雇用創出事業臨時特例基金事業費3億7,085万5,000円、及びふるさと雇用再生特別基金事業費13億2,287万7,000円について、事業を行う市町村への補助に係る具体的な要綱と市町村の活用計

画状況についてお聞かせいただきたいと思ます。

以上で壇上からの質疑を終わります。(拍手) [降壇]

○知事(東国原英夫君) [登壇] お答えいたします。

まず、県税収入についてであります。県税収入については、税制改正による影響、地方財政計画、県内の経済動向等を総合的に検討した結果、景気後退による企業収益の悪化が見込まれることや、地方法人特別税の創設により、平成21年度の県税収入を874億8,000万円、対前年度9.1%の減と見込んだものであります。これらにより本県の自主財源比率は、平成20年度の38.6%から平成21年度は37.0%に低下したところであり、結果的に依存財源に頼る財政運営とならざるを得ないものと考えております。

続きまして、地方特例交付金についてであります。平成21年度は、国の減収補てん見込み額が594億円の減となりましたことから、各都道府県の減収見込み額に応じて配分される本県への減収補てん特例交付金につきましても減少となるものと見込んでおります。

臨時財政対策債についてであります。臨時財政対策債の元利償還金相当額につきましては、地方団体の財政運営に支障が生じることのないよう、その全額を後年度、地方交付税の基準財政需要額に算入することが地方財政法に明記されております。臨時財政対策債は、平成13年度に創設され、本県では19年度までに1,734億円を発行しておりますが、これまで、毎年度の償還元金及び利子相当額について、地方交付税の基準財政需要額において措置されておるところであります。以上です。 [降壇]

○県民政策部長(丸山文民君) [登壇] 地域

活性化・生活対策基金についてであります。この基金は、産業の振興など本県における地域の活性化に資する事業の財源に充てることを目的としておりますが、具体的には今後検討することといたしております。以上であります。 [降壇]

○総務部長(山下健次君) [登壇] お答えいたします。

まず、使用料・手数料についてであります。使用料及び手数料の改正につきましては、毎年度、財政改革プログラムに基づきまして、受益者負担の適正化の観点から、徴収コスト等も含めて徹底した見直しを行っているところであり、平成21年度は、16項目の見直しを行った結果、160万円余の増収の予定でございます。平成21年度の改正の主なものといたしましては、九州各県の徴収状況を踏まえた犬引き取り手数料の新設、国の標準額の改定に伴う狩猟免許申請手数料等の改定、工業技術センター等で使用する機器類の購入等による使用料の改定などあります。

次に、地域活性化・生活対策臨時交付金の使途についてであります。地域活性化・生活対策臨時交付金は、国の定めによりまして、地域活性化に資する事業のうち、平成20年10月31日以降に実施した県単独事業及び国の2次補正に係る国庫補助事業の県負担分に充当することとされております。このため本県では、1月補正予算で措置いたしました事業を中心に、それらの財源への充当分として64億円を考えているところであります。また、交付金の3割を上限として基金を造成いたしまして、平成21年度に実施する事業の財源とすることが可能とされておりますので、宮崎県地域活性化・生活対策基金27億円を造成することとしたところであります。

以上であります。〔降壇〕

○環境森林部長（高柳憲一君）〔登壇〕 お答えします。

ストップ温暖化レジ袋ゼロ作戦事業についてであります。県内では、年間約3億4,000万枚のレジ袋が使用されており、このレジ袋を製造、廃棄する際に排出される二酸化炭素は約2万トンとなっております。この事業は、レジ袋の有料化により使用を抑制し、二酸化炭素の排出量を削減するものであります。事業を進めるに当たっては、スーパーや消費者団体、県、市町村等で構成する協議会においてレジ袋の有料化を検討し、合意を得ることといたしております。また、有料化により軽減されるスーパーのレジ袋購入費用等の一部を活用しまして、「企業の森林づくり事業」への参画を促すことといたしております。以上であります。〔降壇〕

○商工観光労働部長（高山幹男君）〔登壇〕

お答えいたします。

まず、広域拠点工業団地整備促進事業についてであります。この事業は、20ヘクタール以上の大規模な工業団地の整備を行う広域市町村等に対し、県が一定の支援を行うものでありまして、効果といたしましては、県内で大規模な工業団地が不足している地域において早期の団地整備が図られ、それに伴う工場誘致が可能になり、雇用の促進につながるものというふうに思っております。具体的な予算でありますけれども、工業用水施設等の整備や地質調査等に対する補助金2億円と、用地買収費や造成工事費等に係る資金に対する貸付金30億円の合計32億円を予算として計上いたしております。市町村の中には、既に大型工業団地の建設構想を持っているところもありますので、今後、これらの市町村を初め、新たに建設したいと考える市町

村の意向等を踏まえながら事業を進めていきたいと考えております。

次に、委託訓練に係る総合雇用対策事業についてであります。この事業は、ハローワークで職業訓練の受講指示を受けた離職者等を対象に、民間教育訓練機関に委託して訓練を実施するものであります。訓練内容といたしましては、パソコン、IT関係の訓練や、介護福祉士の養成訓練を予定しております。これらの訓練を通じまして、就職に有利な資格取得など新たな知識や技能が身につくことにより、早期の再就職につながるものと考えております。

次に、2つの基金積立金の活用についてであります。まず、宮崎県緊急雇用創出事業臨時特例基金積立金は、短期の雇用・就業機会を提供する緊急雇用創出基金事業を実施するために積み立てるものであります。また、宮崎県ふるさと雇用再生特別基金積立金は、継続的な雇用機会の創出を図るふるさと雇用基金事業を実施するために積み立てるものであります。このため、それぞれの基金の趣旨を最も生かした雇用創出効果の高い事業を、県民の皆さんからの幅広い提案を含めて実施してまいりたいと考えております。

次に、基金事業費における市町村への補助についてであります。今回の2つの基金事業につきましては、国から具体的な事業の実施要件が示されており、それを踏まえて市町村補助事業の要綱・要領の策定を行っているところであります。また、市町村事業につきましては、県の全額補助事業として実施することとしておりますが、具体的な計画につきましては、現在、ヒアリングを行っているところでありますので、速やかに取りまとめ、公表したいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○**県土整備部長（山田康夫君）**〔登壇〕 お答えいたします。

都市公園条例の改正に伴います電柱等の占用料の減収見込み額についてであります。約17万円を見込んでおります。以上でございます。

〔降壇〕

○**教育長（渡辺義人君）**〔登壇〕 お答えいたします。

議案第24号「教育関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」についてであります。今回の改正は、平成21年4月から教員免許更新制が導入されることに伴い、教員免許状の有効期間の更新や延長等の事務が新たに発生しますので、その手数料として「教育職員免許状更新等手数料」を新設するものであります。その手数料収入につきましては384万2,000円を見込んでおります。なお、対象件数については、更新等で1,100件、延長等で125件をそれぞれ見込んでおります。以上であります。〔降壇〕

○**警察本部長（相浦勇二君）**〔登壇〕 「警察関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」の改正理由についてでございますが、基本的に、国の政令であります「道路交通法施行令」、そして地方自治法第228条第1項の規定に基づき制定されております「地方公共団体の手数料の標準に関する政令」の改正を受けて、高齢者の運転免許更新に係る手数料、運転代行業の認定審査に係る手数料について改定をするというものであります。

具体的に申し上げますと、高齢者の運転免許更新に係る手数料につきましては、道交法の一部改正による認知機能検査導入に伴いまして、改めて諸費用を直近の経済情勢等を踏まえて国において積算した結果、手数料の標準額が下がることとなりました。これにより、75歳以上の

高齢者の方々につきましては認知機能検査手数料が付加されるわけでありましたが、手数料総額で、現行の6,150円より150円安い6,000円に、そしてまた、認知機能検査を要しない70歳以上75歳未満の方につきましては、現行の6,150円が5,800円となります。

また、運転代行業の認定審査手数料につきましては、政令に定める標準額が、代行業の申請者のうち、審査事務に人手がかかる法人の割合が低下したことによる人件費単価の低下等により、現行の1万6,000円から1万3,000円に減額となりました。このような標準額の減額を受けまして、条例に定める手数料を改定するものであります。

その他、認知機能検査導入により、この検査に従事する者、具体的には、自動車教習所の職員に対する講習のための手数料などを新設することといたしております。

今般の改正による歳入面への影響であります。あくまで見込みでございますが、高齢者の運転免許更新に係る手数料の減額により、現行手数料に比べ約470万円の歳入減となります。また、運転代行業の認定審査手数料の減額により、現行手数料に比べ約8万円の歳入減となります。その他、自動車教習所職員を対象とする認知機能検査員講習手数料等の新設等により約37万円の歳入増が見込めます。全部合わせますと、約440万円の歳入減の見込みであります。以上であります。〔降壇〕

○**前屋敷恵美議員** それぞれ御答弁ありがとうございました。後は、またさらに深めさせていただきたいと思っております。（拍手）

○**坂口博美議長** ほかに質疑の通告はありません。

以上で質疑は終了いたしました。

◎ 議案第 1 号から第72号まで及び請願 2 件
委員会付託

○坂口博美議長 それでは、今回提案されました議案第 1 号から第72号までの各号議案、請願第17号及び第18号は、お手元に配付の付託表のとおり、それぞれ関係の委員会に付託いたします。

◎ 請願 1 件特別委員会付託

○坂口博美議長 ここでお諮りいたします。

請願第16号は、議員定数・選挙区調査特別委員会に付託することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○坂口博美議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

次の本会議は、3月9日午前10時開会、平成20年度補正予算関係議案についての常任委員長の審査結果報告から採決までであります。

本日はこれにて散会いたします。

午後 3 時 7 分散会

3月9日（月）

平成 21 年 3 月 9 日 (月 曜 日)

午前 10 時 0 分開議

出席議員 (44 名)

- 5 番 武井俊輔 (愛みやざき)
- 6 番 西村賢 (同)
- 7 番 川添博 (無所属の会)
- 8 番 河野安幸 (自由民主党)
- 9 番 山下博三 (同)
- 10 番 黒木正一 (同)
- 11 番 松村悟郎 (同)
- 12 番 坂口博美 (同)
- 13 番 前屋敷恵美 (日本共産党宮崎県議会議員団)
- 14 番 高橋透 (社会民主党宮崎県議団)
- 15 番 太田清海 (同)
- 16 番 外山良治 (同)
- 17 番 凶師博規 (愛みやざき)
- 18 番 松田勝則 (同)
- 19 番 中野廣明 (自由民主党)
- 20 番 横田照夫 (同)
- 21 番 十屋幸平 (同)
- 22 番 押川修一郎 (同)
- 23 番 外山衛 (同)
- 24 番 宮原義久 (同)
- 26 番 田口雄二 (民主党宮崎県議団)
- 27 番 河野哲也 (公明党宮崎県議団)
- 28 番 新見昌安 (同)
- 29 番 満行潤一 (社会民主党宮崎県議団)
- 30 番 徳重忠夫 (自由民主党)
- 31 番 井本英雄 (同)
- 32 番 丸山裕次郎 (同)
- 33 番 野辺修光 (同)
- 34 番 濱砂守 (同)
- 35 番 萩原耕三 (同)
- 36 番 黒木覚市 (同)
- 37 番 中野一則 (同)
- 39 番 井上紀代子 (民主党宮崎県議団)
- 40 番 権藤梅義 (同)
- 41 番 長友安弘 (公明党宮崎県議団)
- 43 番 鳥飼謙二 (社会民主党宮崎県議団)
- 45 番 緒嶋雅晃 (自由民主党)
- 46 番 水間篤典 (同)
- 47 番 中村幸一 (同)
- 48 番 蓬原正三 (同)

- 49 番 米良政美 (自由民主党)
- 51 番 外山三博 (同)
- 52 番 福田作弥 (同)
- 53 番 星原透 (同)

地方自治法第 121 条による出席者

- | | |
|----------|-------|
| 知事 | 東国原英夫 |
| 副知事 | 河野俊嗣 |
| 県民政策部長 | 丸山文民 |
| 総務部長 | 山下健次 |
| 福祉保健部長 | 宮本尊一 |
| 環境森林部長 | 高柳憲一 |
| 商工観光労働部長 | 高山幹男 |
| 農政水産部長 | 後藤仁俊 |
| 県土整備部長 | 山田康夫 |
| 会計管理者 | 長友秀隆 |
| 企業局長 | 日高幸平 |
| 病院局長 | 甲斐景早 |
| 財政課長 | 西野博之 |
| 教育委員長 | 大重都志 |
| 教育長 | 渡辺義人 |
| 公安委員長 | 田代知代 |
| 警察本部長 | 相浦勇二 |
| 人事委員長 | 黒木奉武 |
| 代表監査委員 | 城倉恒雄 |

事務局職員出席者

- | | |
|---------|-------|
| 事務局 長 | 石野田幸蔵 |
| 事務局 次長 | 弓削孝幸 |
| 総務課 長 | 田原新一 |
| 議事課 長 | 富永博章 |
| 政策調査課 長 | 桑山秀彦 |
| 議事課 長補佐 | 孫田英美 |
| 議事担当主幹 | 日高賢治 |
| 議事課 主査 | 山中康二 |
| 議事課 主査 | 隈元康淳 |

◎ 常任委員長審査結果報告(議案第42号から第71号まで)

○坂口博美議長 ただいまの出席議員44名。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、平成20年度補正予算関係議案についての常任委員長の審査結果報告から採決までであります。

議案第42号から第71号までの各号議案を一括議題といたします。

ただいまから常任委員長の審査結果報告を求めます。まず、総務政策常任委員会、外山衛委員長。

○外山 衛議員〔登壇〕(拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第42号外6件であります。

慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付の議案委員会審査結果表のとおり、いずれも全会一致で決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、議案第42号「平成20年度宮崎県一般会計補正予算(第4号)」についてであります。

この補正は、公共事業費等の国庫補助の決定に伴うもの、その他必要とする経費について措置するものであり、補正額は193億400万円余の減額となっております。

歳入財源の主なものとしては、県税が18億1,500万円、地方交付税が21億4,400万円余の増額となる一方、国庫支出金が109億6,200万円余、繰入金が61億8,200万円余、県債が45億8,600万円余の減額となっております。

次に、議案第63号「平成20年度宮崎県一般会

計補正予算(第5号)」についてであります。

この補正は、国の生活対策及び生活防衛のための緊急対策に伴う事業の追加に係る経費について措置するものであり、補正額は215億5,500万円余の増額となっております。

歳出としては、総務費が91億200万円余、労働費が83億円等であり、地域活性化・生活対策基金等の新たな基金の造成や既存基金への積み立てが主な内容であります。

この結果、前述の議案第42号に係る補正額を含めた補正後の一般会計の予算額は、5,749億2,600万円余となります。

このうち、国の生活対策及び生活防衛のための緊急対策に伴う事業についてであります。

このことについて、委員より、「今回の国からの交付金については、本県の厳しい経済情勢や社会資本整備のおくれに配慮し、基金への積み立ては行わず、地域経済を浮揚させることを目的として、公共事業を初めとする即効性の高い事業に充当すべきではないか」との質疑があり、当局より、「公共事業については、既に1月の補正予算で40億円の追加投資を行っており、例年、事業の少ない年度当初において一定の経済効果を発揮するものと考えている。今回造成する7つの基金については、それぞれ国の制度の趣旨に沿った事業に充当することとなるが、このうち地域活性化・生活対策基金については、地域生活基盤の確保など、最も地域活性化に役立つことから、そのような視点も踏まえつつ具体的な用途を検討していきたい」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、今回造成される基金に係る事業が、それぞれ制度の趣旨を十分に反映するとともに、厳しい状況下にある本県経済の活性化に資するよう、早急かつ切れ目な

く実施されることを要望するものであります。

次に、高千穂線鉄道施設整理基金についてであります。

このことについて当局より、「県と沿線自治体で構成する協議会において、基金に関する今後の運営方針として、平成22年度までを目途に、不要施設の撤去計画及び資金の積立計画を策定し、撤去費用の総額及び基金への積立額や期間を明らかにするよう努めることなどを決定した」との説明がありました。

これに対して、委員より、「撤去・積立計画が策定されるまで、積立期間等が明示されないとのことであるが、計画策定までの期間が長いのではないか」との質疑があり、当局より、「計画策定の前提として、住民の意見を反映した施設の有効活用策について検討を行うなど、一定の期間を必要とすることから、沿線自治体の要望も踏まえ、このような決定となった。沿線自治体としても、できる限り平成22年度の早い段階で計画を策定するよう努力したいとのことである」との答弁がありました。

最後に、人権に関する県民意識調査結果についてであります。

調査結果に関する当局の説明に対しまして、委員より、「3,000人に対して調査を実施し、回答率が30%というのは非常に少ない。調査結果を施策に生かしていくことは特に重要であることから、1人でも多くの県民の意見を酌み上げることができるよう、調査対象者数をふやすなど必要な工夫をすべきではないか」との質疑があり、当局より、「調査を行うこと自体が人権啓発につながるという面もあるので、調査方法については、今後、十分に検討していきたい」との答弁がありました。

以上をもちまして、当委員会の報告を終わります。

ます。(拍手)〔降壇〕

○坂口博美議長 次は、厚生常任委員会、権藤梅義委員長。

○権藤梅義議員〔登壇〕(拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第42号外5件であります。

慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付の議案委員会審査結果表のとおり決定をいたしました。

なお、議案第42号については賛成多数で、その他の議案については全会一致で決定しております。

特に今回の補正は、経済や雇用に対する不安が広がるなど、現下の厳しい情勢に配慮し、切れ目のない経済・雇用対策の確保が必要であります。当委員会といたしましては、県民生活に与える影響を考慮し、基金の活用や予算執行に当たっては、スピード感のある積極的な取り組みが行われるよう、当局に対し特段の努力を求めるものであります。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、福祉保健部所管の補正予算についてであります。

今回の補正は、国庫補助額の決定及び執行残等に伴う23億4,098万円余の減額補正及び国の第2次補正予算の成立を受けて、臨時特例交付金を活用した障害者自立支援対策臨時特例基金への積み増しや、新たな基金として、妊婦健康診査支援基金及び安心こども基金の設置などに伴う34億918万円余の増額補正であり、補正後の一般会計予算額は804億4,207万円余となっております。

このうち、基金の有効活用についてでありま

す。

このことについて委員より、基金の執行残が生じた場合、国へ返還しなければならないことについて質疑があり、当局より、「市町村に対する説明会等を通じて、基金事業が有効に活用されるよう、積極的に働きかけてまいりたい」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、基金が有効に活用され、本来の目的を達成するためにも、事業の周知等を通じて、市町村等が積極的に基金事業に取り組めるような体制づくりに努められるよう強く要望いたします。また、国に対しても、基金事業に取り組む県や市町村等の裁量を大きくするなど、地域ニーズに合った取り組みやすい事業になるように、引き続き当局より要望していただくことを求めるものであります。

次に、予算の減額補正についてであります。

国庫補助額の決定や節約に伴う執行残により、所要見込み額が減少したこと等を踏まえて減額補正することについて、複数の委員より、「事業の実施について当局が積極的に働きかけ、要望を掘り起こした結果ならやむを得ないが、県全体が厳しい財政状況の中、節約をすべきという気持ちが強過ぎて、本当にやらないといけない事業が減額されているのではないかと危惧している。日ごろより市町村等の状況を適宜把握し、当初に確保された予算は有効活用するよう努力していただきたい」との要望がありました。

次に、特定健診への取り組みについてであります。

このことについて、委員より、市町村における特定健診の受診率に差があることについて質疑があり、当局より、「医療費適正化計画を最終目標にして、年次ごとに目標を持って取り組

むよう、受診率向上に向け、市町村に働きかけながら県民意識の啓発を図りたい」との答弁がありました。

県や市町村の財政が厳しい中、老人医療費等の伸びが懸念されております。当委員会といたしましては、医療費の伸び抑制の観点から、特定健診の受診率向上や健康づくりについて、県民へのさらなる積極的な啓発や市町村等への働きかけなど、取り組みを強化していただくことを強く要望いたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○坂口博美議長 次は、商工建設常任委員会、十屋幸平委員長。

○十屋幸平議員 〔登壇〕(拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第42号外15件の計16件であります。

慎重に審査をいたしました結果、いずれも全会一致により、お手元に配付の議案委員会審査結果表のとおり決定をいたしました。

以下、審査の主な概要について御報告申し上げます。

まず、商工観光労働部所管の補正予算についてであります。

今回の一般会計補正予算は、執行残等に伴う5億3,700万円余の減額補正及び国の第2次補正予算の成立を受けて、宮崎県緊急雇用創出事業臨時特例基金及び宮崎県ふるさと雇用再生特別基金を造成するため、83億円の追加の増額補正となっております。

また、特別会計においては、事業費の確定等に伴い、5億4,600万円余の減額補正となっております。この結果、一般会計と特別会計を合わせた商工観光労働部全体の補正後の予算額

は、523億7,700万円余となります。

このうち、中小商業活性化事業費について、委員より、「この経費は中小商業の活性化を図るための、魅力ある商店や商店街づくりの推進に要する経費とあるが、商店街が疲弊して厳しい状況であるのに、2,800万円余の予算のうち1,100万円余も減額しているのはなぜか」との質疑がありました。

このことに対して、当局より、「この事業は補助事業等で、商店街の自己負担が必要であるが、その負担の捻出すら厳しい状況にあり、市町村にも応分の負担を要請してきた」との答弁があり、委員よりさらに、「事業を行うに当たっては、商店街の自己負担の軽減を検討し、利用促進を図るなど、年度途中においても検証を行い、事業の目的が達成されるために努めてほしい」との要望がありました。

次に、県土整備部所管の補正予算についてであります。

今回の補正は、災害復旧事業や国庫補助事業の事業費の確定に伴うもの等で、大きな災害が発生しなかったこともあり、一般会計で76億3,600万円余の減額補正、特別会計で2億1,800万円余の増額補正であります。この結果、一般会計と特別会計を合わせた県土整備部全体の補正後の予算額は、850億1,900万円余となります。

次に、議案第57号「宮崎県中小企業者等向け融資に係る損失補償に関する条例」についてであります。

これは、宮崎県信用保証協会において代位弁済をした際の損失の一部を県が補償した場合に発生する求償権について、知事が求償権放棄を承認できるとするものであります。

このことについて委員より、「中小企業の企

業再生を速やかに行い、雇用を守るなど、中小企業が破綻に追い込まれないようにするために必要な条例であるが、一方、求償権の放棄は県民の財産の放棄でもあるので、承認を行うに当たっては、慎重な運用をお願いしたい」との要望がありました。

次に、セーフティネット貸付についてであります。

このことについて委員より、今後の推進対策について質疑があり、当局より、「利用促進を図るため、金融機関、宮崎県信用保証協会と意見交換会を行ったところであり、年度末の資金需要に対応するため、3月は、主な金融機関、宮崎県信用保証協会において土曜日も窓口を開くとともに、県も相談窓口を土曜日・日曜日も開設する」との答弁がありました。

また、知事におかれましては、先週土曜日に、金融機関、宮崎県信用保証協会に対して再度、中小企業への融資推進のためのお願いを行ったと聞いております。

当委員会といたしましては、苦境にある中小企業が救われるように、今後も適切な配慮を要望するものであります。

最後に、WBC（ワールド・ベースボール・クラシック）日本代表候補の合宿についてであります。

このことについて委員より、「職員を初め関係者の皆様の御努力は多とするが、球場の観客収容人数に対し、駐車場の絶対数が不足していることなどから、周辺道路で渋滞が発生するなど、混乱も見られたところであり、今後の大会等の円滑な開催のため、関係機関と連携して取り組んでほしい」との要望がありました。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。（拍手）〔降壇〕

○坂口博美議長 次は、環境農林水産常任委員会、宮原義久委員長。

○宮原義久議員〔登壇〕(拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第42号外7件であります。

慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付の議案委員会審査結果表のとおり、いずれも全会一致で決定をいたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、環境森林部の補正予算についてであります。

今回の補正は、国庫補助決定及び執行残に伴うものとして、一般会計で25億1,500万円余の減額補正、特別会計で1億2,400万円余の減額補正となっております。

また、経済・雇用緊急対策に関連した国の第2次補正予算に伴う追加補正として、一般会計で4億7,400万円余の増額補正となっております。

この結果、補正後の一般会計予算は224億4,300万円余、特別会計予算額は5億3,000万円余となり、一般会計と特別会計を合わせた環境森林部の予算額は、229億7,400万円余となります。

次に、農政水産部の補正予算についてであります。

今回の補正は、国庫補助決定及び執行残に伴うものとして、一般会計で61億1,300万円余の減額補正、特別会計で7,600万円余の減額補正となっております。

また、経済・雇用緊急対策に関連した国の第2次補正予算に伴う追加補正として、一般会計で1,700万円余の増額補正となっております。

この結果、補正後の一般会計予算額は368億9,700万円余、特別会計予算額は4億6,900万円余となり、一般会計と特別会計を合わせた農政水産部の予算額は、373億6,700万円余となります。

このうち、「宮崎県内水面振興センター経営基盤強化事業」についてであります。

これは、財団法人宮崎県内水面振興センターの経営安定強化を図るため貸し付けている短期運転資金について、シラスウナギの豊漁等により十分な資金が確保されたことから、貸付金の執行残1億2,000万円を減額するものであります。

このことについて、委員より、「豊漁ということであるが、偽装表示の問題など養鰻業界を取り巻く環境は大変厳しい状況である。本県は内水面振興センターにより入り口でかなり介入していることから、的確な将来見通しなど情報交換の場を持つべきではないか」との質疑に対し、当局より、「内水面振興センターの機能として需給調整があると認識している。内水面振興センターの役割を検証しながら、できるだけ養鰻業者に対してもサポートできるような公益機能を備えることが今後とも必要と考える」との答弁がありました。

最後に、エコクリーンプラザみやざき問題についてであります。

このことについて当局より、外部調査委員会の最終報告以降における浸出水調整池の補強工事や費用負担に関する協議、法的解決に向けた取り組みの状況等について説明があり、複数の委員より多くの意見が出されました。主な意見といたしましては、次のとおりであります。

まず、工事の円滑な実施を支援するため、県において技術支援会議を設置したことに関し

て、「十分な技術力を有する業者により施工監理が行われるので、必要ないのではないか。仮に問題が起きた際、責任の所在があいまいになるおそれがあるので、十分留意すべきである」。

また、公社に対する県の監督権限に関して、「宮崎市の施設設置許可権者としての指導監督権限との整合性を明確にする必要があるが、県としては今後、公社が適正に業務を行うよう十分指導監督していただきたい」。

さらに、環境整備公社の理事会に関して、「これまで県から理事長、副理事長を出しており、県民や地域住民からは、県が責任を持って役員を出しているという理解されている部分がある。市町村主体の構成に見直すという意見もあるが、県の姿勢を明確に示してほしい」。

一方、一般廃棄物処理の観点から、「県内の他の市町村においては、一部事務組合などで一般廃棄物を処理している。公社の設立時点から県が関与しているという経緯はあるとしても、すべてが整理できた時点においては、県が手を引いて市町村の運営にゆだねるべきではないか」

以上、エコクリーンプラザみやざきについては、浸出水調整池の補強工事が着工され、機能回復へ第一歩を踏み出したところですが、解決すべき課題は山積しており、県当局におかれましては、当事者として責任を持ってこの問題の一日も早い解決に向け、全力で取り組んでいただくよう強く要望いたします。

以上をもちまして、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○坂口博美議長 次は、文教警察企業常任委員会、押川修一郎委員長。

○押川修一郎議員〔登壇〕(拍手) 御報告い

たします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第42号外2件であります。

慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付の議案委員会審査結果表のとおり、いずれも全会一致で決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、教育委員会所管の補正予算についてであります。

今回の補正は、一般会計で34億1,300万円余の減額補正であり、その主な内容は、職員の人件費の執行残及び埋蔵文化財発掘調査の受託額の確定等に伴うものであります。この結果、補正後の一般会計と特別会計を合わせた予算額は、1,127億2,600万円余となります。

このうち、教職員の人件費についてであります。

このことについて委員より、「教育委員会においては、教職員数が1万人を超えることから、人件費の積算は容易ではないと思われるが、財政状況が厳しさを増す中、効率的な予算編成を行うためにも、できる限り正確な積算により予算計上を行うよう努力していただきたい」との意見がありました。

次に、公安委員会所管の補正予算についてであります。

今回の補正は、一般会計で10億3,400万円余の減額補正であり、その主な内容は、職員の人件費の執行残及び入札における執行残等に伴うものであります。この結果、補正後の一般会計予算額は283億800万円余となります。

次に、平成21年宮崎県警察運営方針及び運営重点についてであります。

このうちの街頭犯罪等の抑止・検挙と地域安

全活動の推進について、当局より、「県民の体感治安の向上を図ることが重要であることから、地域の犯罪実態に対する的確な分析に基づく警戒活動などの展開や、地域住民による防犯ボランティア活動への支援に努めていく」との説明がありました。

このことについて委員より、「駅周辺の環境や治安がよくなったとの声も聞かれるなど、地域における警ら活動が強化されてきていると感じる機会も多く、警察の取り組みの成果が見受けられる。引き続き、安全で安心な暮らしの確保に向けて、警ら活動等の地域安全活動の推進に努めていただきたい」との要望がありました。

また、少年の健全育成と非行防止について、委員より、「少年犯罪の背景には、特に家庭環境や親のあり方が深く関係していると考えられるが、教育現場とも連携を図り、あらゆる機会をとらえて、親に対して助言等を行うことが重要ではないか」との意見があり、これに対し当局より、「少年事件については、家庭環境や親の監護能力等も十分に踏まえ対応している。家庭環境の問題については、学校・警察相互連絡制度や非行防止教室等を活用し、学校との情報の共有や親への指導・助言を行っている。また、検挙・補導した少年の親に対しても教育的な指導を行っている」との答弁がありました。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○坂口博美議長 以上で常任委員長の審査結果報告は終わりました。

質疑の通告はありません。

◎ 討 論

○坂口博美議長 これより討論に入ります。

なお、討論についての発言時間は、1人10分以内といたします。

討論についての通告がありますので、これを許します。前屋敷恵美議員。

○前屋敷恵美議員〔登壇〕 おはようございます。日本共産党の前屋敷恵美でございます。

提出されました議案につきまして、議案第42号「平成20年度宮崎県一般会計補正予算(第4号)」及び議案第58号、第61号、第62号について、反対の立場から討論いたします。

まず、議案第42号「平成20年度宮崎県一般会計補正予算(第4号)」についてです。

今回の補正予算は、歳入歳出予算からそれぞれ193億449万8,000円を減額し、一般会計の総額を5,533億7,082万6,000円とするものです。

今回の補正では、国庫補助の決定に伴うもの、執行残に伴うものとして、款別には総務費と諸支出金を除き、すべてにおいて減額補正がなされています。しかし、中でも県民の健康や暮らしにかかわる福祉関連予算の削減は問題だと思います。

民生費においては、17億5,400万円余の減額のうち、国民健康保険助成費が6億6,500万円余、生活保護扶助費が1億3,200万円余、介護保険対策費3億7,500万円余の減額です。衛生費においても、7億3,400万円余の減額のうち、看護師等確保対策費868万2,000円、救急医療対策費4,900万円余の減額などとなっています。他の分野でも、国庫補助決定に伴う減額が多く見られますが、安に申請がなかった、見込みを下回ったなどとする減額はそういう部分もあるでしょうが、日常的に県民生活の状況を的確に把握できるように、市町村とも連携を密にして、県民の福祉・健康の増進、また、暮らしの向上に寄与できるように予算執行を行うことが大事だと思います。

ます。

一方、総務費で財政調整積立金に60億円が積み増しされていますが、100年に一度と言われるほどの厳しい雇用・経済危機のもと、窮地に立たされている県民生活の実態を重視して、もっと県民要求にこたえ、必要な対策に充てるべきだと思います。

以上、幾つかの問題点を指摘し、今回の減額の補正予算を認めないとするものです。

次に、議案第58号「市町の廃置分合について」です。

同議案は、野尻町を小林市に編入・合併するというものですが、今回の合併に当たっての問題は、果たして住民の意思で決定されたものなのか、住民の意思が十分に反映されているのかということです。今、第29次地方制度審議会では、「さらなる市町村合併は進めるべきではない」という議論が噴出しています。これまでの合併が、十分な検証のないまま、道州制を前提に合併先にありきで進められてきた結果、地域社会のさまざまな不安定化が表面化しているからではないでしょうか。現に県内でも、既に合併した自治体では、役場が遠くなって不便、旧役場周辺が寂れたなど、住民サービスの低下や地域経済の疲弊などの声が出されています。住民にとって、行政の顔が見え、物が言える関係を保つことが住民自治の原則ではないでしょうか。

今回の合併を判断するに当たっては、いずれの自治体も住民の意思を明確に把握するためのアンケート調査や住民投票すら行っていないという状況の中では、住民の意思は十分に反映されていないと言わざるを得ません。よって、今回、野尻町を廃し、その区域を小林市に編入する同議案を認める立場にないことを表明

するものです。

次に、議案第61号「公の施設の指定管理者の指定について」です。

同議案は、宮崎及び高岡土木事務所管内の県営住宅36団地について、県営住宅の管理を引き続き社団法人宮崎県宅地建物取引業協会にゆだね、7つの不動産業者がその業務に当たるというものです。しかし、これまでの3年間、果たして住民福祉に寄与する公営住宅としての目的や機能を損なうことなく維持管理が行われてきたでしょうか。住宅管理については、対応の悪さや遅いことへの苦情を耳にします。もとの制度に戻してほしいなども聞きます。今回の指定管理者の更新に当たって、どれほど入居者の声が反映されているか。指定管理者制度への評価がどうなのか。その把握は十分なのでしょうか。

現在、指定管理者制度が、財政構造改革の一環としてあらゆる部署で進められていますが、特に県営住宅は、他の施設の維持管理と違って効率性だけを追求できない側面があります。公営住宅法は、健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を整備し、これを住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸することにより、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とするとうたっています。公が直接責任を持って管理に当たるということは、住居の確保とともに個人のプライバシーを守る責務を負う重要な役割があるわけです。とりわけ、家賃の徴収・督促業務に関して、個人情報などの扱いがどうなのか、十分な対策が図られるのか、こうした点を担保する保証がないことが、現在、各市町村に至っては実施されないゆえんではないでしょうか。

以上、幾つか問題点を述べましたが、県営住

宅に関しては、指定管理者制度はふさわしくないと考えます。今回の指定管理者の更新は見直し、中止することを求めるものです。

最後に、議案第62号「土木事業執行に伴う市町村負担金徴収についての議決内容の一部変更について」です。同議案は、既に議決した地方道路交付金事業における市町村負担の徴収割合の引き下げを行うというものです。負担金割合を引き下げるということ自体に異論はありませんが、本来、市町村から負担金を徴収すべきでないと考えておりますので、本議案についても反対をするものです。

以上で討論を終わります。〔降壇〕

○坂口博美議長 以上で討論は終わりました。

◎ 議案第42号、第58号、第61号及び第62号
採決

○坂口博美議長 これより採決に入ります。

まず、議案第42号、第58号、第61号及び第62号について、一括お諮りをいたします。

各号議案に対する委員長の審査結果報告は、いずれも可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○坂口博美議長 起立多数。よって、各号議案は委員長報告のとおり可決されました。

◎ 議案第43号から第57号まで、第59号、
第60号、第63号から第71号まで採決

○坂口博美議長 次に、議案第43号から第57号まで、第59号、第60号、第63号から第71号までの各号議案について、一括お諮りいたします。

各号議案に対する委員長の審査結果報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○坂口博美議長 御異議なしと認めます。よって、各号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

あすからの日程をお知らせします。

あす10日から17日までは、常任委員会並びに特別委員会等のため、本会議を休会いたします。

次の本会議は、18日午前10時開会、平成21年度当初予算関係議案等についての常任委員長の審査結果報告から採決まで、並びに特別委員長の調査結果報告等であります。

本日はこれで散会いたします。

午前10時41分散会

3月18日（水）

平成 21 年 3 月 18 日 (水曜日)

午前 10 時 1 分開議

出席議員 (43 名)

- 5 番 武井俊輔 (愛みやざき)
- 6 番 西村賢 (同)
- 7 番 川添博 (無所属の会)
- 8 番 河野安幸 (自由民主党)
- 9 番 山下博三 (同)
- 10 番 黒木正一 (同)
- 11 番 松村悟郎 (同)
- 12 番 坂口博美 (同)
- 13 番 前屋敷恵美 (日本共産党宮崎県議会議員団)
- 14 番 高橋透 (社会民主党宮崎県議団)
- 15 番 太田清海 (同)
- 16 番 外山良治 (同)
- 17 番 冨師博規 (愛みやざき)
- 18 番 松田勝則 (同)
- 19 番 中野廣明 (自由民主党)
- 20 番 横田照夫 (同)
- 21 番 十屋幸平 (同)
- 22 番 押川修一郎 (同)
- 23 番 外山衛 (同)
- 24 番 宮原義久 (同)
- 26 番 田口雄二 (民主党宮崎県議団)
- 27 番 河野哲也 (公明党宮崎県議団)
- 28 番 新見昌安 (同)
- 29 番 満行潤一 (社会民主党宮崎県議団)
- 30 番 水間篤典 (自由民主党県民の会)
- 31 番 濱砂守 (同)
- 33 番 井本英雄 (自由民主党)
- 34 番 丸山裕次郎 (同)
- 35 番 野辺修光 (同)
- 36 番 萩原耕三 (同)
- 37 番 黒木覚市 (同)
- 38 番 中野一則 (同)
- 39 番 井上紀代子 (民主党宮崎県議団)
- 40 番 権藤梅義 (同)
- 41 番 長友安弘 (公明党宮崎県議団)
- 43 番 鳥飼謙二 (社会民主党宮崎県議団)
- 45 番 徳重忠夫 (自由民主党県民の会)
- 47 番 緒嶋雅晃 (自由民主党)
- 48 番 中村幸一 (同)
- 49 番 蓬原正三 (同)

- 50 番 米良政美 (自由民主党)
- 51 番 外山三博 (同)
- 52 番 福田作弥 (同)
- 欠席議員 (1 名)
- 53 番 星原透 (自由民主党)

地方自治法第 121 条による出席者

- | | |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> 知事 東国原英夫 副知事 河野俊嗣 県民政策部長 丸山文民 総務部長 山下健次 福祉保健部長 宮本尊 環境森林部長 高柳憲一 商工観光労働部長 高山幹男 農政水産部長 後藤仁俊 県土整備部長 山田康夫 会計管理者 長友秀隆 企業局長 日高幸平 病院局長 甲斐景早 財政課長 西野博之 教育委員長 大重都志 教育長 渡辺義人 公安委員 大浦克博 警察本部長 相浦勇二 人事委員長 黒木奉武 代表監査委員 城倉恒雄 | <ul style="list-style-type: none"> 石野田幸藏 弓削孝幸 田原新一 富永博章 桑山秀彦 孫田英美 日高賢治 湯地正仁 山中康二 隈元淳二 |
|---|---|

事務局職員出席者

- | | |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> 事務局長 事務局次長 総務課長 議事課長 政策調査課長 議事課長補佐 議事担当主幹 議事課主査 議事課主査 | <ul style="list-style-type: none"> 石野田幸藏 弓削孝幸 田原新一 富永博章 桑山秀彦 孫田英美 日高賢治 湯地正仁 山中康二 隈元淳二 |
|---|---|

◎ 議席の一部変更

○坂口博美議長 ただいまの出席議員43名。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

この際、議席の一部を変更いたします。

各議員の議席は、会議規則第5条第1項の規定により、ただいま御着席のとおりといたします。

◎ 常任委員長審査結果報告(議案第1号から第41号まで及び第72号並びに請願)

○坂口博美議長 本日の日程は、常任委員長の審査結果報告から採決まで、並びに特別委員長の調査及び審査結果報告から採決までであります。

まず、議案第1号から第41号まで及び第72号の各号議案並びに請願第16号から第18号まで、及び継続審査中の請願を一括議題といたします。

ただいまから常任委員長の審査結果報告を求めます。まず、総務政策常任委員会、外山衛委員長。

○外山 衛議員〔登壇〕(拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外9件であります。慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり、いずれも全会一致で決定をいたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、平成21年度当初予算の概要についてであります。

今回提案されました平成21年度一般会計の予

算規模は5,625億3,800万円で、平成20年度予算に対して34億5,200万円、0.6%の増となっております。これは8年ぶりの対前年度比プラスであり、公債費、貸付金、補助費等の増等によるものであります。また、特別会計及び公営企業会計については、それぞれ5.0%、3.8%の減となっております。当初予算の特徴としましては、厳しい社会経済情勢のもとにあっても、県民に温かいサービスを提供するとともに、未来への確かな礎を築くため、財政改革を推進しつつ、重要施策に積極的に取り組む「未来へつむぐ 新みやざき展開予算」として編成されております。

歳入面を見てみますと、まず、自主財源比率については、県税の減少に加え、基金からの繰入金が増加したこと、前年度比で1.6ポイント減少して37%となっております。また、依存財源については、地方交付税の割合が前年度比で3.3ポイントの減となる一方、その代替財源である臨時財政対策債が大幅に増加したことにより、県債の割合が3.8ポイントの増となっております。

なお、県債については、平成21年度末の残高が9,229億円で、今年度末と比較しても136億円の増となる見込みですが、臨時財政対策債を除いた通常分では6,996億円となり、270億円の減となります。このことについて委員より、「臨時財政対策債については、後年度国が地方交付税に算入して措置することとされているが、本当にそうなるのか不安がある。県としては、できる限り各年度で地方交付税の総枠を確保できるよう、国へ働きかけるべきである」との意見がありました。

一方、歳出面を見てみますと、財政改革の着実な実行が求められる中で、人件費の削減や投

資的経費の縮減・重点化、事務事業の徹底した見直し等も行われており、抑制の図られた予算となっております。なお、厳しい財政状況ではありますが、新みやざき創造戦略等に基づく雇用創出・就業支援対策、中山間地域対策、子育て・医療対策、環境エネルギー対策については、重点的に予算措置がなされております。

また、平成21年度の収支不足については、財政改革プログラムの中期財政見通しで示した278億円が、歳入の減などにより337億円程度まで拡大しましたが、さらなる事務事業の見直し等により、240億円程度にまで圧縮されております。

次に、議案第72号「平成21年度宮崎県一般会計補正予算」についてであります。

この補正は、国の生活対策及び生活防衛のための緊急対策に伴う事業の追加に係る経費について措置するものであり、補正額は23億9,900万円余の増額となっております。この結果、前述の平成21年度当初予算を含めた補正後の一般会計の予算額は、5,649億3,700万円余となります。

次に、予算編成過程の透明化についてであります。

このことについては、今年度、当委員会においてしばしば議論され、県外調査においても先進県の事例を調査するなど、常に関心を持っていたところであります。この取り組みについて、委員より、「今回、初めて各部局ごとの要求額と査定額について資料が提示されたが、透明化へ向けた取り組みが一步進んだと高く評価している。今後、さらに透明化を進め、県民に示していくべきだと思うが、どのように考えているのか」との質疑があり、当局より、「予算編成の透明化に関しては、先進県で取り入れている編成作業のIT化の問題や、編成作業と同

時並行で行わなければならない、職員にとっても対応が厳しいことなどさまざまな課題はあるが、基本的には進めていく方向で検討していきたい」との答弁がありました。

次に、地方自治ルネッサンス事業についてあります。

このことについて委員より、「自治組織の加入率を上げることが安全・安心な地域づくりに欠かせないことから、県においても、県広報等により自治組織への加入を訴えるなど、市町村と協力して取り組んでほしい」との要望がありました。また、別の委員より、「他のモデルケースとなるような自治会づくりなど、市町村と連携して取り組むとともに、公民館活動を所管する教育委員会とも連携して、住民の自治意識を高揚させる努力をお願いしたい」との要望がありました。

次に、中山間地域対策についてであります。

当局より、平成21年度の中山間地域対策の方向性や、中山間地域集落点検モデル事業などの新規事業について説明があり、このことについて委員より、「疲弊する中山間地域に元気を与えるためにも、新規事業を含め、予算をもっと積極的に投入すべきではないか」との質疑がありました。これに対して当局より、「中山間地域の集落が生き生きとしていくための取り組みについては、それぞれの集落で、農業、観光などいろいろな分野に及ぶことから、各部局で所管する事業も投入しながら、県庁全体で支えていきたい」との答弁がありました。

また、別の委員より、「今回の中山間地域対策に関する新規事業については、まさに時宜を得た事業だと考えているが、集落の活性化を図る上で一番重要と思われる雇用の確保に結びつくのか疑問も残る。このことは市町村だけの取

り組みでは難しい面もあるので、県としてもモデルケースとなるような集落づくりに努力してほしい」との要望があり、当局より、「今回の事業では、企業、加工グループ等による特産品の開発・販路開拓など地域の雇用につながるものや、伝統や文化を核にした集落づくりなど、多岐にわたる内容を含んでおり、これらが有機的に結びつくことにより、県内外へ発信できるようなモデルケースができると確信している。また、市町村に対しては、中山間盛り上げ隊派遣事業として県職員を派遣することとしており、市町村職員や地域の方々と一体となって課題解決に取り組んでいきたいと考えている」との答弁がありました。

次に、「相談しよう！」多重債務者対策事業についてであります。

多重債務の問題については、自殺の一因となるなど、本県においても深刻な社会問題となっておりますが、この事業は、多重債務者に対応するため、消費生活センターの相談体制や啓発事業の充実・強化を図るものであります。

これに関連して、委員より、「多重債務者をなくすためには、これから社会に出る高校生に対して教育を行うことが重要である。実例を挙げて説明することが対策として最も有効であると考えているが、このことについて教育委員会と連携して取り組む計画はないのか」との質疑があり、「一昨年度、国、県、弁護士会、司法書士会、金融機関等で構成する多重債務者対策協議会を設置しており、その中で効果的な対策はないか議論をしてきた。これまで、各団体がその役割に応じて講演会や啓発パンフレットの配布などを行ってきたが、多重債務者を一人でも減らすために、引き続き教育委員会とも連携していきたい」との答弁がありました。

次に、宮崎国際音楽祭を考える懇談会(仮称)の設置についてであります。

この懇談会については、これまで音楽祭が果たしてきた、本県の芸術文化振興やイメージアップへの貢献度などについて総括するとともに、今後の音楽祭の方向性を検討する必要があることから、設置されるものであります。

このことについて、複数の委員より意見があり、ある委員からは、「日本有数の音楽祭を、財政規模の小さな宮崎県で開催していることに意義があるので、現在の財政状況だけにとらわれずに、十分な議論を尽くすべきである」との意見がある一方、別の委員からは、「財政状況の厳しい中、多額の経費を使っているので、開催の是非を含めて検討すべきである」との意見がありました。また、別の委員からは、「14回を数える音楽祭の歴史を踏まえ、今後の方向性について県立芸術劇場や県の考えを整理し、議論に生かすべきである」との意見もありました。

最後に、「県民政策及び行財政対策に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第9項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取り扱いをよろしくお願いいたします。

以上をもちまして、当委員会の報告を終わります。（拍手）〔降壇〕

○坂口博美議長 次は、厚生常任委員会、権藤梅義委員長。

○権藤梅義議員〔登壇〕（拍手） 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外7件及び新規請願1件の計9件であります。慎重に審査をいたしました結果、継続審査中の請願2件を含め、お手元に配付の議

案・請願委員会審査結果表のとおり決定いたしました。なお、議案第1号、第39号及び請願第5号、第11号については賛成多数で、その他の議案、請願については全会一致で決定しております。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、福祉保健部所管の平成21年度当初予算についてであります。

今回提案されました一般会計予算は811億1,000万円余で、前年度当初予算に対して2.3%の増となっております。また、母子寡婦福祉資金特別会計については6億3,200万円余であり、前年度に対して5.0%の増となっております。この結果、一般会計と特別会計を合わせた福祉保健部の予算額は817億4,200万円余で、前年度に対し2.3%の増となっております。

このうち、自殺ゼロプロジェクト推進事業についてであります。

この事業は、20年度策定した宮崎県自殺対策行動計画に基づき、自殺対策に係る普及啓発、人材育成、相談窓口の設置等を行うものであります。

当局より、「21年度は、地域展開を強化するため、保健所単位の推進体制を整えるなど、新しい視点を加えながら自殺対策の充実を図りたい」との説明がありました。このことについて委員より、「自殺率全国上位という現実を踏まえ、市町村を初め、地域連携を図りながらきめ細かな対策を展開してほしい」との要望がありました。

次に、宮崎県高齢者保健福祉計画の変更についてであります。

本計画は、老人福祉法に基づく「高齢者保健福祉計画」と介護保険法に基づく「介護保険事

業支援計画」を一体のものとして策定するものであり、本県の高齢者施策の基本方針に位置づけられるものであります。

この計画における在宅介護に対する支援について、委員より、「実際には多くの施設入所待機者がいる現実がある。在宅介護は、家族にとって、介護そのものの負担だけでなく、介護に伴い仕事もできなくなり、生活そのものが苦しくなるなど、施設介護と比べても家族への負担が大きいことを考慮すべきである。介護保険から家族介護に対する手当を支給するなど、真に困っている人を助けるのが行政であり政治である。国の制度の根幹にかかわることでもあるが、宮崎らしい福祉政策を進めてほしい」との要望がありました。

これに対し当局より、「介護保険制度の設計時に、家族介護手当についてかなりの議論があった。介護事業者が十分にいない自治体では、特例として家族介護に介護保険から手当を支給している例もあるが、支給額も少なく、支給対象が広がることで保険財政が厳しくなり、保険料が上がることも懸念される」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、特別養護老人ホーム等の老人福祉施設の整備の充実とともに、在宅介護に対する直接的な支援について検討することを要望するものであります。

次に、いきいきはつらつ介護予防普及・定着事業等についてであります。

このことについて委員より、「21年度以降、医療、介護等さまざまな分野にわたり多くの事業の実施を予定している。さきの補正予算において設置されたふるさと雇用再生特別基金等も活用しながら、長野県における保健指導員制度のように、県内市町村にマンパワーを養成し、

さまざまな事業をより効果が上がるようにコーディネートして、市町村とも連携しながら長期的な視点で取り組んでいただきたい」との要望がありました。

次に、病院局所管の平成21年度当初予算についてであります。

今回提案されました県立病院事業会計予算の収益的収支は、収益283億2,000万円余、費用287億900万円余であります。収益から費用を差し引いた収支は3億8,800万円余の純損失ですが、前年度当初予算に比べて3億4,300万円余の改善が図られております。

まず、医師確保のための新たな対策事業についてであります。

内訳としましては、医師確保対策としての医師の初任給調整手当等で2億7,700万円、延岡病院の宿日直応援医師の確保に3,200万円、医療秘書の導入、学会出席等の医師研究研修制度分等で約7,000万円、以上、総額3億7,000万円の事業であります。

まず、初任給調整手当については、医師確保を目的に、その給与水準を引き上げるための手当で、従来は各県立病院共通となっております。これを今回はすべての県立病院で引き上げるとともに、特に延岡病院については、医師確保の困難性から、さらなる上乘せとなっております。また、時間外診療の多さが医師確保の障害となっていることから、医師の宿日直の負担軽減のため、応援の非常勤医師を確保するための経費を計上しております。

このことについて委員より、今回の事業における医師確保の効果について質疑があり、当局より、「医療秘書の導入や研究研修制度等、大学側への説明では高い評価をいただいております、医師確保については大きな力になると期待して

いる。また、各病院は指導医の養成にも力を入れており、医療現場でマンパワーとして期待される研修医の確保につながるものと期待している」との答弁がありました。

また、別の委員より、「今回の対策が有効に機能するためには、医師の疲弊の原因となった地域医療体制の整備が必要であることから、地元市町等の取り組みについて質疑があり、当局より、「地元では、初期救急医療体制の整備に向けた取り組みが始まっており、これまで以上の体制を期待している」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、今回の病院局の医師確保対策を評価するものの、依然として一部の診療科が休診を余儀なくされるなど、医師不足の状況にあることから、県立病院が、地域の中核病院として、高度で良質な医療サービスを提供していくための必要な医師を確保できるよう、医師の勤務環境、労働条件の改善について要望いたします。

次に、県下における公平な医療サービスの提供についてであります。

このことについて、複数の委員より、「県立病院事業会計には、毎年度57億円余の一般会計からの繰り入れが支出され、宮崎、日南、延岡における県立病院は、それぞれ全県レベルまたは地域の中核病院としての役割を果たしている。一方、県西部においては、小林市民病院や都城市郡医師会病院が2次医療を担っており、医療の高度化や施設整備が求められている状況がある。県財政が厳しいから、県西部は地域で頑張ってくれでは、余りにも不公平ではないか」との意見があり、当局より、「地域における整備予定計画の状況を見ながら検討していきたい」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、県内における均衡ある医療の充実のため、少なくとも2次医療までは県が責任を持って公平に支援すべきであり、地域における2次医療を担う拠点病院の整備について、何らかの政治的配慮を要望するものであります。

次に、医師の養成・確保対策の充実を求める意見書についてであります。

新医師臨床研修制度の導入により、大学医局の医師派遣機能が低下し、地域の基幹的病院からの医師の引き揚げが相次ぐなど、医師不足はますます深刻化しております。このため、本県においては、医師修学資金の貸与などさまざまな医師確保施策に取り組んでいるところですが、県独自の取り組みには限界があり、国において抜本的対策が待たれるところであります。このため、国に対し、新医師臨床研修制度の見直しに当たり、都市部の研修病院の定員を見直すなど、地方の研修病院が十分な研修医を確保できるよう速やかな措置を講じるとともに、大学医学部の定員増により、必要な医師の養成確保を早期に図ること等について強く要望するものであります。

次に、遠位型ミオパチーの治療薬早期実現に関する意見書についてであります。

遠位型ミオパチーは、20代、30代に多く発症し、手足の先の筋肉から徐々に侵され、やがては寝たきりになる可能性がある進行性の筋疾患であります。100万人に数人の割合で発病すると言われ、いまだに原因不明の部分が多く、治療法も確立されていない難病であります。日本の研究者により治療法開発が進められていますが、現実に治療薬とするまでには、今まで以上の研究推進と新薬の開発、製品化における製薬会社の協力が不可欠であります。

このため、国に対し、遠位型ミオパチーの治療研究費増額により研究推進を図り、難病指定を行うとともに、希少疾病に対する新薬開発推進制度を早急に確立することを要望するものであります。

以上、これら2件の意見書の提出につきましては、全会一致で決定したところでありますので、議長においてよろしくお取り計らいいただきますようお願いいたします。

最後に、当委員会で継続審査と決定した案件の外、「福祉保健行政の推進並びに県立病院事業に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第9項の規定により、閉会中の継続審査としたいので、議長においてその取り扱いをよろしくお願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。（拍手）〔降壇〕

○坂口博美議長 次は、商工建設常任委員会、十屋幸平委員長。

○十屋幸平議員〔登壇〕（拍手）おはようございます。御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外12件及び新規請願1件の計14件であります。慎重に審査をいたしました結果、継続審査中の請願1件を含め、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり決定をいたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、商工観光労働部所管の平成21年度予算についてであります。

今回提案されました当初予算額は、一般会計と特別会計を合わせ451億9,400万円余であり、前年当初予算額に対し8.7%の増額となっております。また、雇用創出に関する事業の追加補正

により、18億7,600万円余の一般会計の増額補正となっており、この結果、商工観光労働部全体の補正後の予算額は470億7,100万円余となります。

このうち、宮崎県緊急雇用創出事業臨時特例基金事業及び宮崎県ふるさと雇用再生特別基金事業についてであります。

このことについて委員より、「雇用創出に関する基金については、国の補正予算に基づくもので金額も多額であり、3年後に基金に残額があれば国に返還しなければならないものであるが、各事業がそれぞれしっかりと雇用に結びついているか、適宜把握し検証するような仕組みがあるのか」との質疑がありました。

このことに対して当局より、「宮崎県ふるさと雇用再生特別基金事業については、第三者の労使団体等も含む委員で構成される宮崎県地域基金事業協議会（仮称）において定期的に評価を行いたい。宮崎県緊急雇用創出事業臨時特例基金事業においては、まだ国からの指針がはっきり示されていない部分もある。雇用の確保については、商工観光労働部で全体の調整をしながら取り組んでまいりたい」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、これらの雇用創出に関する事業が適切に執行され、少しでも多くの雇用創出につながり、また、定期的にその成果が情報開示されることを要望するものであります。

次に、外郭団体等に対する補助金等についてであります。

このことについて委員より、「外郭団体へ拠出している補助金や委託費について、決して少ない額ではないので、その金額に見合った費用対効果が上がっているかどうか、十分に検証し

てほしい」との要望がありました。

次に、県土整備部所管の平成21年度の当初予算についてであります。

今回提案されました予算の規模は、一般会計と特別会計を合わせ858億1,400万円余で、前年当初予算額に対し0.8%の減額となっております。

このうち、公共事業の入札制度についてであります。

このことについて、委員より、「公共事業予算が年々減少し、競争が激化している中で、最低制限価格付近の入札が集中し、ほとんどの建設業者が損益分岐点を下回っている状況と聞いており、その中には倒産したケースも見られるが、入札制度の大幅な見直しの考えはあるのか」との質疑があり、当局より、「最低制限価格付近に入札が集中している状況については、品質確保の面からも懸念を持っており、現在、国は低入札基準調査価格の引き上げを検討しているので、この動向を見た上で対応を考えている。建設関連の委託業務についてもあわせて検討したい」との答弁がありました。

さらに、委員より、「経済対策に伴う公共事業においても、受注して利益が出ないと、地元の商店街などの地域の活性化にならない。雇用対策をしても、一方で失業者がふえてしまうような深刻な状況となるので、宮崎県として国の動向に関係なく取り組んでほしい」との強い要望がありました。

次に、公共事業支援統合情報システム事業についてであります。

このことについて委員より、「システムの開発業者と維持管理の契約を行っているが、入札制度の変更等に伴うシステム改修についても開発業者と随意契約となっているので、今後のシ

ステム改修については、競争入札が導入できないか、それができない場合は契約額が適正であるかを十分精査してほしい」との要望がありました。

次に、道路や河川の環境整備についてであります。

このことについて委員より、「道路や河川の環境整備の予算については昨年と同程度であるが、景観の美化というものが観光立県としての本県には不可欠であるので、沿道等の美化には気を配っていただきたい」との要望がありました。

次に、議案第27号「公の施設に関する条例の一部を改正する条例」についてであります。

これは、宮崎県建設技術センターについて、指定管理者制度を導入することができる施設として定めるものであり、平成21年度において指定管理者を選定し、平成22年4月より制度導入の予定となっております。

このことについて委員より、「現在の業務のうち、土木材料試験などは県直営として残すことになっており、指定管理部分と県直営部分が混在することになっているが、宮崎県建設技術センターをより魅力的なものとするためにも、指定管理者の自主性が発揮されるような形で制度を導入していただきたい」との要望がありました。

次に、「「協同出資・協同経営で働く協同組合法」（仮称）の速やかな制定を求める意見書」の提出についてであります。

現在、地域のさまざまな課題を解決するため、NPO、協同組合、ボランティア団体などによって、地域に密着した公益性の高い活動が展開されております。その一つの形態であります協同労働の協同組合は、参加する人が協同で

出資し、協同で経営し、協同で働くという形であり、全国で約3万人がこの理念の働き方を実践していると言われております。しかし、この協同労働の協同組合には法的根拠がないため、社会的理解が不十分であり、団体として入札・契約ができないなどの問題があります。このようなことから、国に対して、速やかに法制化するように強く要望するものであります。

当委員会といたしましては、この意見書の提出を全会一致で決定したところでありますので、議長においてよろしくお取り計らいいただくようお願いいたします。

最後に、当委員会において継続審査と決定いたしました案件の外、「商工観光振興対策及び土木行政の推進に関する調査」につきましても、地方自治法第109条第9項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取り扱いをよろしくお願いたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。（拍手）〔降壇〕

○坂口博美議長 次は、環境農林水産常任委員会、宮原義久委員長。

○宮原義久議員〔登壇〕（拍手） 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外11件であります。慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり、いずれも全会一致で決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、環境森林部所管の平成21年度予算についてであります。

今回提案されました当初予算は、一般会計で221億9,400万円余、特別会計で5億8,300万円

余となっております。また、国の第2次補正予算に伴い、一般会計で3億300万円余の増額補正となっており、補正後の一般会計予算額は224億9,700万円余となります。この結果、一般会計と特別会計を合わせた環境森林部の平成21年度の予算額は、対前年比95%の230億8,000万円余となっております。

このうち、ストップ温暖化レジ袋ゼロ作戦事業についてであります。

これは、レジ袋の有料化により使用を抑制し、さらに、軽減された経費の一部を森林づくりに生かすことにより、二酸化炭素の排出量の削減等を図るものであります。

このことについて、委員より、「県内においてレジ袋を製造している企業はあるのか。また、事業者への影響はどのように考えているのか」との質疑があり、当局より、「県内では1事業者である。影響がないとは言えないが、実施に当たっては、その事業者とも話し合い周知していきたい」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、温暖化対策は積極的に推進すべきものと考えますが、事業者への影響も懸念されることから、事業の実施に当たっては、雇用の確保等に十分配慮の上、取り組んでいただくよう要望いたします。

次に、農政水産部所管の平成21年度予算についてであります。

今回提案されました当初予算は、一般会計で405億9,700万円余、特別会計で5億8,000万円余となっております。また、国の第2次補正予算に伴い、一般会計で600万円余の増額補正となっており、補正後の一般会計予算額は406億400万円余となります。この結果、一般会計と特別会計を合わせた農政水産部の平成21年度の予算額は、対前年比95.8%の411億8,400万円余

となっております。

このうち、水産試験場費についてであります。

このことについて、委員より、「水産試験場の改修など、機能充実のための予算は要求していないのか」との質疑があり、当局より、「財政が非常に厳しい状況である。また、水産試験場は老朽化が進んでいることから、来年度は、早急に対応が必要な耐震補強について実施することとしている」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、漁業を取り巻く環境は依然として厳しい状況であり、水産業における問題解決のための応用研究を行う水産試験場の果たす役割はますます大きくなっていくことから、施設や試験研究機器の整備など、水産試験場の機能充実を図っていただくよう要望いたします。

次に、公共工物品質確保強化事業についてであります。

このことについて、当委員会の質疑において明らかとなった事項は次のとおりであります。

農政水産部の平成20年度における品質確保のための施工監視チームへの監視依頼は、そのほとんどが低入札による品質低下の懸念からなされたものであります。また、そのうち、実際に監視が行われたのは2月末現在で88%であり、1つの現場における監視は2人1組で1日実施されているのみであります。さらに、総合評価落札方式に関して、導入により逆転しているケースが見られるものの、総体的には落札率は上昇していない状況であります。

昨今の急激な景気悪化、公共事業の減少による競争の激化など、県内建設業の置かれている環境は厳しさを増しております。そのような中で、官製談合事件に端を発する入札制度改革の

実施により、談合は排除されるものの、一方では、競争激化による品質低下の懸念や、低価格での落札による建設業者の経営悪化など、さまざまな問題が指摘されているにもかかわらず、十分に対応ができていない状況であります。

当委員会といたしましては、本県における入札制度改革の取り組みはまだ不十分と言わざるを得ず、また、本県建設業の厳しい経営の現状を考えると、一刻の猶予もない状況であることから、公共三部におかれましては、公共工事の十分な品質確保に向けた体制づくりを初め、入札制度について早急な見直しを行うよう強く要望をいたします。

次に、これからの農業大学校のあり方についてであります。

当局より、生徒数の減少や就農形態の多様化など、農業大学校をめぐる情勢が大きく変化していることから、農業を職業として魅力あるものとなるよう学科を見直すとともに、専修学校化を図り、4年制大学への編入を可能とするなど、農業大学校の今後のあり方について説明がありました。

このことについて、委員より、「専修学校化により学問的な部分に偏り、実践的な農業者の育成につながらないのではないか」との質疑があり、当局より、「農業大学校として、実践教育という位置づけをより一層明確にし、就農へ向けての一貫したキャリアカルテの作成などにより、確実な就農へつなげていきたい」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、農業大学校の見直しに当たっては、次世代の農業者をつくるという本来の目的を十分念頭に置き、取り組んでいただくとともに、ニーズに即した就農への仕

組みづくりや就農への支援の充実を図っていただくよう要望いたします。

次に、経済・雇用対策についてであります。

県内の経済や雇用情勢の悪化を踏まえ、先日、27億円の地域活性化・生活対策基金造成のための予算が可決されたところであります。

当委員会といたしましては、環境森林部及び農政水産部におかれましては、農林水産業の分野においてこの基金が活用できるものがないか十分検討いただき、活用できるものについては積極的に活用を図っていただくよう要望をいたします。

最後に、「環境対策及び農林漁業振興対策に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第9項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取り扱いをよろしくお願いいたします。

以上をもちまして、当委員会の報告を終わります。（拍手）〔降壇〕

○坂口博美議長 次は、文教警察企業常任委員会、押川修一郎委員長。

○押川修一郎議員〔登壇〕（拍手） 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外10件であります。慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり決定をいたしました。なお、議案第24号については賛成多数により、その他の議案については全会一致により決定いたしております。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、教育委員会所管の平成21年度予算についてであります。

今回提案されました予算の規模は、一般会計

と特別会計を合わせて1,150億1,800万円余であり、前年度当初予算に対して0.9%の減となっております。また、国の第2次補正に係る補正は、一般会計で1億1,300万円余の増額補正であり、その結果、補正後の一般会計と特別会計を合わせた予算額は1,151億3,200万円余となります。

このうち、明日の産業を担う専門高校スペシャリスト育成支援事業についてであります。

この事業は、専門高校において、農業、工業、商業等の各教科の特性を生かし、新商品・加工食品の開発などに取り組み、専門力や技術・技能の向上を図るものであります。

このことについて委員より、「新商品や加工食品の開発等を通して農水産物に付加価値をつけることは、ひいては農水産業従事者の所得向上につながることも期待されるため、今後も積極的に取り組んでいただきたい」との要望がありました。

次に、育英資金貸与事業についてであります。

このことについて、委員より、返還金の未済状況についての質疑があり、当局より、「平成19年度においては、未済率が28.4%、未済人数は568名である」との答弁がありました。これに対して委員より、「生活に困窮されている方々もおり、返還金の徴収が困難な場合も多いと思うが、返還能力があるにもかかわらず返還をしない方には、積極的な督促や追跡調査を行うなど、未済率の圧縮に向けてより一層の取り組みを行っていただきたい」との要望がありました。また、別の委員より、「返還された資金は、再び育英資金の貴重な財源として活用されることや、借りたものは返すという意識を再度自覚させるよう、あわせて指導していただきたい

い」との要望がありました。

次に、学校に対して理不尽な要求を繰り返す保護者、いわゆるモンスターペアレントについてであります。

このことについて、委員より、「理不尽な要求等による精神的ストレスから、学校をやめざるを得なかった事例もある。このようなモンスターペアレントにより被害を受けたという実態については把握しているのか」との質疑があり、当局より、「精神性疾患で休職されている教職員については、その要因はさまざまであり、御指摘のような事案に起因する休職者と特定することは困難である」との答弁がありました。これに対して委員より、「モンスターペアレントに関するさまざまな問題に適切に対応するためにも、今後、具体的な事例等の把握に努めていただきたい」との要望がありました。

次に、公安委員会所管の平成21年度予算についてであります。

今回提案されました予算の規模は、一般会計293億6,200万円余であり、前年度当初予算額に対し0.2%の増となっております。また、国の第2次補正に係る補正は、一般会計で5,900万円余の増額補正であります。その結果、補正後の一般会計予算額は294億2,100万円余となります。

このうち、安全・安心パトロール事業についてであります。

このことについて、委員より、「本事業は、緊急雇用創出事業臨時特例基金を活用した事業であるが、失業者の新規雇用に努めるための指導等を行っていくのか」との質疑があり、当局より、「緊急雇用創出事業実施要領の中で、失業者の新規雇用の割合をおおむね4分の3以上とすることと定められており、雇用の確保に努

めていきたい」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、今回の事業が、基金の趣旨にかんがみ、確実に雇用の確保・拡大につながるよう実施されることを要望いたします。

次に、議案第25号「警察関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」についてであります。

このうち、75歳以上の免許更新時の検査及び講習手数料について、当局より、「道路交通法の改正に伴い、本年6月1日から認知機能検査が導入されることにより新設されたものである」との説明がありました。

このことに関連して、委員より、「認知機能検査の結果によっては、警察が免許証の更新を辞退するように進言するのか」との質疑があり、当局より、「認知症であるのかの判断は、最終的には医師が行い、認知症と診断された方は免許証は取り消されることになる。この検査は、認知機能が低下している方に対して、そのことを自覚していただく機会ともなり、今後の運転において注意を促すという点から、交通事故の未然防止にもつながるものと考えている」との答弁がありました。

次に、企業局所管の平成21年度公営企業会計予算についてであります。

まず、電気事業会計予算についてであります。が、収益的収支は、事業収益51億1,100万円余、事業費45億8,100万円余で、事業収益から事業費を差し引いた収支残は5億3,000万円余であります。

次に、工業用水道事業会計予算については、同じく事業収益3億2,300万円余、事業費2億9,300万円余で、収支残は3,000万円余であります。

次に、地域振興事業会計予算については、同じく事業収益2,500万円余、事業費2,400万円余で、収支残は120万円余であります。

このうち、緑のダム造成事業についてであります。

このことについて、委員より、「水源涵養機能を高める目的のほかに、有害鳥獣による農作物への被害防止という観点から、果実のなる樹種の植栽についても検討してみてもどうか」との意見があり、一方、別の委員より、「植栽ではなく、自然の力による森林再生についても考えてみるかどうか」との意見がありました。これに対して当局より、「現在、地元の森林組合等の意見も聞きながら針広混交林の造成を行っている。今後も、専門家の意見も参考にしながら、植栽する樹種等についてさらに検討を進めていきたい」との答弁がありました。

最後に、「教育及び警察行政の推進並びに公営企業の経営に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第9項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取り扱いをよろしくお願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。（拍手）〔降壇〕

○坂口博美議長 以上で常任委員長の審査結果報告は終わりました。

委員長の審査結果報告に対する質疑の通告はありません。

◎ 討 論

○坂口博美議長 これより討論に入ります。

なお、討論についての発言時間は1人10分以内といたします。

討論の通告がありますので、これを許します。前屋敷恵美議員。

○前屋敷恵美議員〔登壇〕 提出議案に対する討論を行います。

まず、議案第1号「平成21年度一般会計予算」、第23号「都市公園条例の一部を改正する条例」、第24号「教育関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」及び第34号から第36号、第39号について、反対の立場から主なものについて討論をいたします。

議案第1号「平成21年度一般会計予算」についてです。

本年度の一般会計予算は、総額5,625億3,800万円、県債発行額は905億1,600万円が見込まれ、県債残高は9,229億円に達する見込みです。公債費は5.4%増の930億1,600万円と、財政状況は依然として厳しい状況に置かれています。また、地方交付税の代替財源として後年度に交付税措置するとされる臨時財政対策債は、474億2,100万円にも上りますが、地方交付税は、前年度比9.2%減の170億2,800万円も減らされています。こうした中で、重要な自主財源である県税収入の87億2,000万円もの大幅な減収は、県財政を一層厳しいものにしてしています。こうした中で、今、何より国に言うべきは、地方交付税の削減をやめ、もとに戻すよう要求し、国の財政運営のあり方を正すことだと思います。

国会の予算審議も真ただ中ですが、社会保障費抑制路線は続けられ、消費税増税計画は明確に示されています。今後ますます国民の暮らしは厳しさを増そうとしています。県行政がどれだけこうした国の悪政の防波堤の役割を果たしていくのか、地方自治体本来のあり方が大きく問われています。

本年度予算の中には、子育て支援の乳幼児医療費助成事業や、不況の中でのセーフティネット貸付枠拡大など、評価できる点もあります。

しかし、問題点もあります。

それは、第1に、福祉医療の問題です。後期高齢者医療費負担金126億7,500万円、また、同制度安定化基金事業に5億2,000万円が計上されていることです。お年寄りを年齢で区別し、高い保険料と差別医療を押し付けている後期高齢者医療制度は直ちに廃止すべきです。

第2に、商工費で、企業立地基盤整備等対策費に45億4,600万円が計上され、新規事業の広域拠点工業団地整備促進事業に32億円が充てられ、企業にすぐ提供できる大規模な工業団地が不足しているとして、その促進を図るとしています。しかし、利用促進が図られない広大な高原のフリーウェイ工業団地にも、企業誘致促進事業として13億3,600万円が計上されています。さらに、企業立地フォローアップ促進対策として、企業立地補助金が8億3,700万円計上されています。一方、中小企業活性化事業費などは2,292万円と、昨年度よりさらに減額されています。余りにも誘致企業対策に偏った予算ではないでしょうか。企業誘致を図るために自治体間で優遇措置を競い合うやり方は、自治体本来の姿ではありません。今、県内の少くない誘致企業が、無慈悲、無法な派遣切りを行い、さらに正社員の解雇を行い、工場の縮小・閉鎖を実施しています。しかし、こうした事態を目の当たりにしながら、自治体は何ら対策を打てないという情けない状況です。こうした深刻な事態と事実を認識し、改めるべきは直ちに改めるべきです。

第3に、農業関連では、価格保証や所得補償の予算の充実、また、後継者対策の充実などで農家を直接支援することが、農業の再生・活性化を図る上で重要であり、そのためにも不要不急の農業土木事業の見直しを図ることも必要だ

と思います。

第4に、市町村合併事業費として20億1,400万円が計上され、さまざまな支援策で市町村合併のさらなる推進が図られようとしています。しかし、今や、総務大臣が、これ以上の市町村合併はどうかという状況の中で、見直しが図られて当然、利益誘導での合併促進は改めるべきだと思います。

以上、新年度予算について、財政運営を含め幾つかの問題点を述べましたが、自治体本来の仕事である住民の健康と福祉の増進のためにこそ必要な支出を行い、県民の暮らしを守る予算執行を求めるものです。

次に、議案第24号「教育関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」についてです。

同条例改正は、教育職員免許法の改正により教員免許更新制が導入されたことをもって、教員免許状の更新等の手数料を新設するというものです。10年間で更新を行うとして、一定の期限内に30時間の講習を義務づけ、試験によって振り分ける。最新の知識を得た教職員の資質の向上などが目的とされているようですが、こうした期限を切って教員免許の更新をしていくことが果たして必要なのでしょうか。学校現場で子供たちと向き合い、多忙をきわめる先生方にさらなる負担を負わせかねないのではないかと危惧しています。講習会を開設する大学の問題、また、時間的な制約や経済的な負担などが想定されるからです。既にこれまでも、制度的に5年研修、10年研修などの一定の時間をかけた研修や自主研修、校内研修などを通して教職員の研修は積み重ねられてきました。さらに先生方の力量や人間性を高めるためには、職場での連帯を通して豊かな経験が交流され、教育実

践に活かされることではないでしょうか。そして、子供たちや保護者との信頼関係を築いていくことで学校教育への信頼を勝ち取ることだと思います。安易に教員免許の更新で教育力を高めるといった方策はとるべきではないと思います。

議案第34号から36号については、林道事業や農政水産事業、土木事業の執行に伴う市町村負担金徴収についてです。

本来、国や県の直轄事業については、それぞれが責任を持って事業を執行することが当然であって、市町村の財政を圧迫させないためにも負担金の徴収はすべきではないと考えます。

議案第39号「宮崎県高齢者保健福祉計画の変更について」です。

今回の高齢者保健福祉計画の変更は、これまでの高齢者保健福祉計画と介護保険事業計画を一体のものとして作成することが義務づけられたことによるものですが、基本的には、高齢者の立場に立って、実態に即し、高齢者のだれもが安心して医療が受けられるものでなければなりません。しかし、政府は、高齢化の進展の中で、毎年社会保障費の2,200億円の削減を行いながら、老人医療費の削減を目的として療養病床の再編成を行い、平成23年度までに介護保険適用の療養病床を全廃し、さらには医療保険適用の療養病床の縮小を図ろうとしています。今回の宮崎県高齢者保健福祉計画は、こうした政府の方針を受けた計画となっています。

本計画案でも、介護療養病床の利用状況は、利用者の要介護度が非常に高く、医療療養病床も医療の必要性の高い入院患者が多く、療養病床はいずれも重度者の受け皿となっている実態が明らかにされ、これからの療養病床再編成が危惧されています。

現在、特養ホーム入居待機者は3,000人が把握されておりますが、施設整備等は十分に進められるのか。また、地域密着型のサービスについての計画も示されていますが、小規模多機能型施設やグループホームといった施設の基盤整備とともに介護現場の人材確保が図られ、十分なサービスが提供されるのかなども危惧される所です。これで果たして、高齢者の命と健康、また、高齢者の介護を担っている家族の暮らしなどを守り支えることができるでしょうか。

介護保険制度は、今、当初の目的からかけ離れ、より家庭や本人への負担が及ぶことになっています。本計画が、もっときめ細かに具体的な数値も示しながら、自治体や事業所任せにしない指導援助が図られるよう、実態に即した計画の充実を求めたいと思います。

時間が参りましたので、以上で終わりますが、最後に、継続となった請願についても今議会で採択を求めるものです。

以上で終わります。〔降壇〕

○坂口博美議長 以上で討論は終わりました。

◎ 議案第1号、第23号、第34号から第36号まで及び第39号まで採決

○坂口博美議長 これより採決に入ります。

まず、議案第1号、第23号、第34号から第36号まで及び第39号の各号議案を一括お諮りいたします。

各号議案に対する委員長の審査結果報告は、いずれも可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○坂口博美議長 起立多数。よって、各号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

◎ 議案第24号採決

○坂口博美議長 次に、議案第24号についてお諮りいたします。

本案に対する委員長の審査結果報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○坂口博美議長 起立多数。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

◎ 議案第2号から第22号まで、第25号から第33号まで、第37号、第38号、第40号、第41号及び第72号採決

○坂口博美議長 次に、議案第2号から第22号まで、第25号から第33号まで、第37号、第38号、第40号、第41号及び第72号の各号議案について、一括お諮りいたします。

各号議案に対する委員長の審査結果報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○坂口博美議長 御異議なしと認めます。よって、各号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

◎ 請願第17号及び第18号採決

○坂口博美議長 次に、請願第17号及び第18号について、一括お諮りいたします。

両請願に対する委員長の審査結果報告は採択であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○坂口博美議長 御異議なしと認めます。よって、両請願は委員長の報告のとおり採択するこ

とに決定いたしました。

◎ 閉会中の継続審査及び継続調査案件採決

○坂口博美議長 次に、お手元に配付のとおり、各常任委員長及び議会運営委員長より、閉会中の継続審査及び調査の申し出がありますので、これを議題といたします。〔巻末参照〕

まず、請願第5号及び第11号について、一括お諮りいたします。

両請願は、委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○坂口博美議長 起立多数。よって、両請願は、委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

次に、請願第9号についてお諮りいたします。

本請願は、委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○坂口博美議長 起立多数。よって、本請願は、委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

次に、ただいまお諮りしました各請願を除く閉会中の継続調査については、各委員長の申し出のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○坂口博美議長 御異議なしと認めます。よって、各委員長の申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎ 特別委員長調査及び審査結果報告

○坂口博美議長 次に、特別委員会の報告を議

題といたします。

ただいまから特別委員長の調査及び審査結果報告を求めます。まず、産業活性化・雇用対策特別委員会、高橋透委員長。

○高橋 透議員〔登壇〕（拍手） 産業活性化・雇用対策特別委員会でございます。

当委員会では、本県の産業活性化及び雇用対策に関する所要の調査活動を行ってまいりました。その結果につきましては、お手元に配付の報告書のとおりであります。ここで、その概要について御報告申し上げます。

なお、当委員会では、11月定例県議会において、喫緊の課題である「県独自の緊急的な雇用対策」及び「農商工連携を推進するための全庁的な推進体制の整備」について中間報告を行いました。これに対し、執行部におかれましては、知事を先頭にスピード感を持って対応していただき、心から感謝申し上げます。

それでは、報告に入ります。

まず、雇用対策についてであります。御案内のとおり、100年に一度と言われるアメリカ発の金融危機の波が、世界じゅうを巻き込みながら我が国の経済にも押し寄せ、日本を代表するトヨタ自動車やソニーでさえも営業損益が赤字に転落する見通しとなるなど、我が国の景気は急速に悪化しており、雇用情勢は極めて厳しい状況となっております。

このような中、本県における全庁的な雇用対策は、新みやざき創造戦略に基づき推進されており、雇用にかかわる具体的な基本指標として、平成22年度までに新規雇用創出数4年間で1万人を掲げ、その平成19年度の実績は1,640人と発表されています。

しかしながら、本県の重要な産業である建設産業については、公共事業予算の縮減に加え、

入札・契約制度改革に伴い倒産が相次ぎ、これによる失業者が増大しているところであります。

このため、建設業の失業者数について県当局に質疑したところ、「平成19年度の雇用保険の受給者数によると、資格喪失者7,251人、資格取得者5,530人、差し引き1,721人である」との答弁がありました。

このことについて委員より、「雇用保険を掛けている人は数字が出るが、日雇いのほうの数字は出てこない。建設業の失業者は1,721人だけではなく、もっと多くの県民が失業している」との意見がありました。

本県の産業構造は、これまで大きく建設産業に依存してきており、公共事業予算の縮減は、建設業の方はもとより、農家の方などが日雇いという形で農閑期に現金収入を得られる大事な収入源であったことから、本県の基幹産業である農林水産業にも影響を与えている状況であります。新規雇用を創出するために各部局が懸命に取り組んでいることは、理解し評価できるのですが、新規雇用を創出する一方で、それ以上に失業者が増加しているのが実態であり、このままでは、県民が本当に明るい未来を抱きながら生活はできないと考えます。

県においては、平成21年度の重点施策として、雇用・就業支援対策を推進されようとしていますが、これ以上失業者をふやさずに真にその成果を上げるよう、本県の経済状況や産業構造などを勘案した総合的な雇用対策を早急に展開することが何よりも重要であると考えます。

特に、建設産業を取り巻く環境は厳しく、ピーク時に比べ約6割も減少した公共事業予算の縮減や、急激な入札・契約制度改革により、建設産業の経営悪化や倒産に歯どめがかからない

状態であります。

このようなことから、昨年7月に県議会として、「県内の景気浮揚を図るために入札・契約制度の早期改善を求める決議」を行ったところ、10月には予定価格の事後公表が試行され、本年1月には総合評価落札方式を拡充し、地域企業育成型が創設されました。議会の要望に対し、いち早く対応されたことについては一定の評価ができると思いますが、一番肝心である最低制限価格の見直しがいまだなされていない状況であります。

このことについて委員より、「このままでは建設業者の体力がもたないので、最低制限価格を早急に見直してほしい」「高校で土木や農業土木等の学科に通う若い子供たちが、将来建設業に従事したいという意欲を持てるような社会にしないといけない」など、多くの要望や意見が出されました。また、公共事業予算の縮減に対し、「このまま予算が減少していくと、県のインフラ整備の方向性が見えてこない」との意見もありました。

県においては、長崎県が、建設業の経営改善や雇用確保を目的に最低制限価格を引き上げたように、最低制限価格を90%以上とするなど入札・契約制度を早急に改善するとともに、例えば、5年間は公共事業費の抑制を見直し、その間に建設業の新分野進出を手厚く支援するなど、雇用の受け皿づくりをしっかりと行うよう強く要望します。

さらに、このまま景気悪化の状態が長期化すると、企業の業績不振により雇用情勢が悪化し、消費が鈍って物価が下がるデフレ懸念が強まることから、中小企業融資制度におけるセーフティネット貸付の融資枠をさらに拡大するなど、不景気である今だからこそ、地域でお金が

円滑に回るようなシステムを構築することが重要であると考えます。

次に、本県の産業振興についてであります。

県民の一番の願いである継続的な雇用を創出するためには、当然、その受け皿となる各産業の活性化が大前提であることから、本県の農林水産業や商工業などの内発的な振興策と、企業誘致などによる外発的な振興策をあわせて推進していくことが必要であります。特に企業誘致を促進する上では、高速道路を初めとする交通インフラの整備が重要であります。御承知のとおり、本県の高速道路の整備は、他の都道府県と比べると著しくおくれている状況であります。県においては、企業誘致の促進と地場企業の活性化を図り、安定した雇用を創出するため、東九州自動車道と九州横断自動車道延岡線の日も早い供用開始など、高速交通網整備への取り組みをさらに強化すべきであると考えます。

次に、農商工連携への取り組みについてであります。

中間報告で申し上げたように、当委員会が要望した、副知事をトップとする宮崎県農商工連携推進会議が、実際に本年2月に設立されました。議会の要請にこたえ設置されたこの推進会議が果たす役割は大きく、今後の取り組みが本県の5年先、10年先の産業振興のかぎを握っていると言っても過言ではありません。

当委員会の委員の言葉です。「農林水産物などの1次産業の製品は、買い手相場だから買ったたかかれてしまう。豊作のときは豊作貧乏になる。それを加工して2次産業の製品にすると、今度は売り手相場になり自分で価格が決められる。だから農商工連携が大事なんだ」。まさにこの言葉は農商工連携の本質をつくものであり

ます。

今回、当委員会が提言する農商工連携の取り組みは、本県の豊かな農林水産物を加工・商品化することにより、その価値を2倍、3倍と高め、新たな雇用を創出するなど、生産者を初めとした県民の所得向上を図るためのものであり、県を挙げて取り組むべき施策であります。そのためにも、県がリーダーシップを発揮し、農商工連携を推進する具体的な戦略やビジョンを策定するとともに、例えば、西臼杵支庁や各農林振興局単位にある地方連絡協議会ごとに部会をつくるなど、本庁だけでなく現場の体制もしっかりと構築し、市町村、関係団体、企業、生産者、さらには県民の一人一人まで農商工連携の考えを定着させ、実行されるよう強く要望します。

なお、現在、全国で農商工連携が注目されていますが、これまでも国の主導のもとにさまざまな施策が立案されては消えていきました。今回のこの農商工連携の取り組みが、これまでと同じようかけ声だけで終わらずに、実際に成果を上げるよう大きく期待するところであります。

最後に、雇用創出における各部の連携についてであります。

当委員会では、本県が直面している課題や今後必要な施策について、各部局の共通認識を明確にするために、特別委員会として初めて、雇用と産業振興に関係する5部局を一堂に集め説明を求めるなど、積極的な活動を行いました。

当委員会において委員より、「農商工連携による雇用の創出は、机上の空論でなく、具体策が何なのかということにオール県庁で取り組んでほしい」「本県は、どの政策に集中して予算を配分し、政策効果を上げていくのか、予算執

行のめり張りが不十分である」など、多くの要望や意見が出されました。

県においては、雇用対策や農商工連携など分野横断的な課題に対しては、県民政策部が中心となって施策を展開するとともに、財政当局が選択と集中により重点施策に予算を配分するなど、効率的な取り組みにより政策の成果が十分に発揮されるよう強く要望します。

以上、当委員会の調査内容及び活動について、その概要を御報告申し上げます。

本県はこれまで、地の利に乏しく、自動車産業や電子産業等の企業誘致が進まなかったことから、有効求人倍率が低迷していました。しかしながら、考えようによっては、これまで後継者不足が続いていた農林水産業への関心が高まっていることから、今回の不況を担い手確保の好機ととらえ、本県のポテンシャルを生かした農林水産業や食品関連産業、新エネルギー産業など、地域に根差した産業を育てていくことが重要であると考えます。

今、不況の時代で苦しいときですが、農商工連携や企業誘致という「種」をまくことで、不況を乗り越えたときに雇用の場の創出という「芽」が育ち、5年後、10年後には県民所得の向上という名の「花」を咲かせ、「実」をつける時代が来ると思います。ぜひ知事においては「種をまく人」になっていただき、そして、当委員会が提唱する宮崎県らしい産業と宮崎県らしい雇用が振興・創出されることを切に願っています。当委員会の報告といたします。（拍手）
〔降壇〕

○坂口博美議長 次は、食の確保・食の安全対策特別委員会、横田照夫委員長。

○横田照夫議員〔登壇〕（拍手） 食の確保・食の安全対策特別委員会でございます。

当委員会では、食の確保及び食の安全に関する所要の調査活動を行ってまいりました。調査結果につきましては、お手元の報告書のとおりであります。県が取り組むべき事項として幾つか提言を申し上げ、報告とさせていただきます。

まず、1つ目の提言は、県は、食品表示の一元化など消費者にわかりやすい情報を提供すべきであるということであります。

食品表示は、消費者がその食品を購入するかどうかを判断する上で、欠かせない大切な情報であります。JAS法や食品衛生法など多くの法律によって規定され、大変わかりにくいものとなっております。

このような中、当委員会が県外調査で訪問した三重県では、JAS法に基づく食品表示の業務を農政部局から福祉部局に移管し、一元化を図っておりました。三重県が食品表示の一元化を行ったのは、和菓子メーカーによるJAS法の違反事実を保健所が発見できなかったことを契機としたものでありましたが、その原因は、「JAS法を所管する農政部局と食品衛生法を所管する福祉部局との連携が不十分であったという一言に尽きる」ということでありました。一方、本県においては、国の縦割りに応じて、JAS法を農政水産部が、食品衛生法を福祉保健部が所管しております。

三重県では、それぞれの法律に基づく食品表示をすべて一つに盛り込んだ表示の具体例を示したガイドラインも作成しておりました。法律では求めている製造者の電話番号、ファクス、メールアドレスの表示まで踏み込むなど、消費者の立場に立った内容となっております。また、三重県のホームページには、「食の安全・安心ひろば」と題された食の安全に関する

るページがあり、県民がいつでも素早く食の安全に関する最新の情報を入手できるよう配慮されております。しかし、本県のホームページでは、食の安全に関して、どのような情報が、どこにどの程度あるのか明確でない状況であります。

県民に適切な判断をしてもらう必要がある情報を正確にわかりやすく提供することは、地方行政に第一に求められることだと考えます。それが県民の生命や健康にかかわることであればなおさらであります。だからこそ、三重県は、消費者庁の設置をまつまでもなく、縦割り行政の弊害を積極的に排除し、消費者の視点に立ったわかりやすい情報の提供に取り組んでいるのであります。本県でも食品表示に係る問題は発生しております。県は、消費者の視点に立って、食品表示の一元化など、消費者にわかりやすい情報の提供にすぐにでも取り組まなければならないと考えます。

2つ目の提言は、農地の有効利用を図るという観点から、県は、農業への垣根を低くする取り組みを進めるべきであるということでありませぬ。

農地法では、農地に関する権利を取得する際の下限面積の要件が原則50アール以上となっておりますが、農地法施行規則には、耕作放棄地が相当程度存在する区域については、知事が公示することにより、この下限面積要件を最低10アールまで下げることができる規定があります。しかし、本県ではこの規定が適用された事例はありません。

一方、当委員会が県外調査で訪問した奈良県大淀町では、この規定を適用して農地を利用しやすくすることで、耕作放棄地の解消や新規就農の促進に成果を上げておりました。これに関

し、県当局は、奈良県のような下限面積要件の緩和を行っていないのは、本県では、50アール以上とする要件そのものが適用されない農業経営基盤強化促進法に基づく権利移動により対応している例が多いためと説明しましたが、農業経営基盤強化促進法は、認定農業者、いわばプロの農業経営者への農地の利用集積を目的としたものであります。しかし、委員が、認定農業者への農地の利用集積の度合いが、耕作放棄地が増加していく度合いに追いつくのかどうか数値に基づいて説明するよう求めたところ、県当局は、数値に基づいた説明はできないとのことでありました。

県内調査で訪問した西都市においては、認定農業者の農地利用には限界があるように見受けられましたし、みやざき農業実践塾塾生や卒業生の方々との意見交換会では、農地を確保できずに就農をあきらめた方もいらっしやるとのことでありました。あくまでも農地法施行規則の規定は、耕作放棄地が相当程度存在する区域において農地を利用しやすくするための規定なのであります。農業経営基盤強化促進法の対象となるようなプロの農業経営者には至らないまでも、団塊の世代の方々を含めて、農業にチャレンジしたい、触れてみたいという方々の力もかりなければ、特に中山間地域においては耕作放棄地はますます増加するのではないかと考えます。

耕作放棄地の発生率が全国の2倍近い奈良県では、県内39の市町村のうち、大淀町を初め22の市町村において、下限面積要件を10アールまたは20アールまで下げ、趣味的に農業を楽しむ方々の利用も含めて、農地を利用しやすくする取り組みを県と市町村が共同して進めておりました。本県では、移住や二地域居住に関する施

策が推進されておりますが、農地をもっと利用しやすくする施策と連動させれば、その効果も上がるのではないかと考えます。担い手への農地利用集積と競合しない範囲で、県は、農地の権利取得の下限面積要件緩和などについて先導的な役割を果たし、農業への垣根を低くして農地の有効利用を図る取り組みを進めるべきと考えます。

3つ目の提言は、地産地消及び食育の観点から、カロリーベースの県の食料自給率の目標値を設定すべきであるということであります。

我が国の食料自給率として示されている40%という数値は、カロリーベースで計算された食料自給率であります。国は、この40%の食料自給率を、平成27年度に45%へ、将来的には50%へと向上させる目標を掲げております。

一方、地域の食料自給率や地産地消の取り組みの目標を設定し、食育活動において活用するなど、農業生産や食生活について、国民の一人一人が身近な問題として考える契機を提供する、そういう地方公共団体の役割が農業・農村基本計画には明記されております。

昨年の11月定例会一般質問において、当委員会の委員である議員が、本県でも食料自給率の目標を設定すべしと質問いたしました。県当局は、当委員会において、「畜産や野菜などの主産県である本県にとって、カロリーベースの自給率はその生産力が十分に反映されない」と説明し、また、さきの一般質問では、「食料生産の目安として、本県独自の自給率の目標設定について検討していきたい」と答弁いたしました。

しかしながら、先進国の中で最低と言われる我が国の食料自給率を向上させていくためには、生産と消費の両面から取り組むべきである

ことは明らかであります。日本型食生活の実践など、消費のあり方を見直していくことは喫緊の課題なのであります。米を中心とした本県農産物の地産地消を進めるという意味からも、日本型食生活の実践を推進し、県民の健康維持を図るという意味からも、さらには、国が掲げた目標値と整合をとって県民に目標値をわかりやすく示して、食の問題に関する意識を高めてもらうという意味からも、県は国と同じようにカロリーベースの目標値を設定すべきであると考えます。それは、消費者である県民に食を取り巻く問題を認識してもらい、具体的な行動を起こしてもらうための県民の目標値でもあるのです。

当委員会は、報告書において9つの提言を行っております。すなわち、これまで申し上げたもののほか、

一つ、県の食品の監視・検査体制が十分なかどうか、合理的な根拠をもって県民にわかりやすく説明しながら対策を強化していくこと。

一つ、国に対しても、これまで以上に食の安全を確保する対策の強化を求めていくこと。

一つ、畜産県である本県の特性を十分踏まえて、飼料用米の生産やエコフィードの推進など、飼料自給に向けた取り組みを強化すること。

一つ、耕作放棄地の実態を十分把握し、市町村・農業委員会への支援を強化すること。

一つ、今後進められていくであろう国の農地改革については、地域農業との両立を図るよう国に強く求めていくこと。

一つ、農林水産業の振興による食料供給力の確保を図ること。

以上、9つの提言であります。

しかし、これらが縦軸だとすれば、横軸とし

ととらえ直さなければならないのは、消費者という切り口でありました。高度経済成長を初めとする社会経済情勢の変化は、私たち日本人の食生活を大きく変化させました。肉や油を多く消費する欧米型の食生活が好まれるようになり、その結果、米の消費が著しく落ち込み、さまざまな食料が海外から大量に輸入されるようになりました。

その一方で、我が国では、毎年、世界の食料援助量の1.5倍にも当たる約900万トンもの食べ残しが廃棄されていると言われており、また、生活習慣病に悩まされ、医療費が増大するという矛盾を抱えております。しかしながら、我が国が食料の6割を依存している先の海外に目を向ければ、飽食と称される私たちの食生活がいかに脆弱な基盤の上に成り立っているか見えてきます。

昨年は、穀物の輸出規制などが発端となり、世界各地で食料を求めて暴動が発生しました。現在、67億人の世界人口は、40年後には90億人を超えると予測されております。日本の商社が食料の買いつけで外国の商社に買い負けることも多くなったとされ、もはや金さえ出せば食料が手に入るという時代ではないのです。

そして、再び我が国に目を戻すと、耕作放棄地は増加し、担い手不足が深刻化しております。これらの問題の本質がどこにあるのか、私たち一人一人が深く考えてみるべきであると考えます。

そのためには、県は、消費者である県民の立場に立ってわかりやすい情報を提供し、食を取り巻く問題について関心をさらに高め、消費者の意識を啓発し、具体的な行動につながるよう取り組んでいくことが必要なのであります。東国原知事が会長をされているみやぎきの食と農

を考える県民会議では、「いただきます」からはじめよう宣言」が提唱されております。

「いただきます」と手を合わす今の子供たちも、そのずっと先の子供たちも、安全な食べ物を安心して、おいしく、そして満足に食べることができ、「ごちそうさま」という明るく元気な声が家庭や学校から聞こえてくるような未来が待っていますようにとの願いを申し上げ、当委員会の報告といたします。（拍手）〔降壇〕

○坂口博美議長 次は、環境・新エネルギー対策特別委員会、西村賢委員長。

○西村 賢議員〔登壇〕（拍手） 当委員会では、本県の環境及び新エネルギー対策に関する所要の調査活動を行ってきたところであります。その活動経過につきましては、お手元に配付の報告書のとおりであります。ここで、その概要について御報告申し上げます。

初めに、地球温暖化対策についてであります。

地球温暖化は、自然の生態系を破壊するだけでなく、農業や漁業等にも影響を与え、さらには、気候変動による異常気象が頻発するおそれがあるなど、私たちの生活に多大な被害を生じさせる可能性があります。日本は、地球温暖化の要因と言われております温室効果ガスの世界全体発生量の約4.5%を占め、世界でも有数の排出国となっておりますが、現在も排出量は増加傾向にあり、削減に向けてさらなる取り組みが求められております。

本県の温室効果ガス排出量は、平成17年度時点で、平成2年度と比較し35%減少しておりますが、CO₂排出量は3%増加しております。また、部門別では、産業部門で減少しておりますが、家庭部門、業務部門、運輸部門では増加しております。CO₂を初めとする温室効果ガスの

削減には、国内の各分野が一丸となって取り組んでいくことが重要であり、自治体の役割も非常に大きいと考えております。

県においても、積極的かつ継続的な施策の展開が望まれ、森林整備や太陽光発電、バイオマス発電など、本県の自然環境等を生かしたCO₂削減を推進・研究していく必要があると考えております。

次に、廃棄物処理であります。

私たちは、日常生活において、大量の製品を利用し消費すると同時に、大量の廃棄物を排出しております。また、生産活動を行っていく上でも必ず廃棄物は発生し、活動が活発化すれば、その量や種類も増加します。廃棄物は、土壌汚染や水質汚濁等の原因となり、人体や生活環境等に悪影響を与えるおそれがあることから、適正に処理する必要があり、また、限りある資源の有効利用という観点から、可能な限り再資源化することが求められております。

県では、一般及び産業廃棄物の処理に関して、宮崎県廃棄物処理計画を策定し、廃棄物の排出量やリサイクル量、最終処分量等について目標値を設定しております。産業廃棄物については、現状のペースで推移すれば、処理計画の目標を達成する可能性が高いと思われませんが、一般廃棄物については達成が厳しい状況にあると考えられます。廃棄物の削減及び適正処理には、県民及び事業者の協力が不可欠でありますので、県においては、専門家によるCO₂削減のための研修会の開催、レジ袋削減目標値を定め、実践を促進する事業等を行っておりますが、このような具体的かつわかりやすい目標を県民や事業者に明示し、実践的な行動を促す施策をこれまで以上に充実して、処理計画の目標を達成していただくことを求めます。

また、県外産業廃棄物の県内搬入については、現在、要綱により規制しておりますが、条例により規制することを検討していただきたいと考えております。

次に、リサイクルであります。

リサイクルは、温室効果ガスの削減、廃棄物の減量化、資源の有効活用など、環境・エネルギー問題の解消に大きく貢献する分野でありますので、その推進は極めて重要です。リサイクルの推進には、国、県、市町村の取り組みはもちろんです。実際にリサイクルを行う企業の果たす役割が非常に大きく、これらの企業が自治体の環境及び廃棄物行政を下支えしていると言えます。

当委員会では、リサイクル事業の現状等について多数の方からお話を伺いましたが、調査を実施した企業の多くが、事業開始から1年から3年ほどしか経っていないこともあり、建設費コスト等、初期投資の回収や利払いが大きく、経営に重くのしかかっており、また、リサイクル製品の安定した供給先の確保に苦心している事例も見受けられました。そのため、事業の立ち上げ段階及び事業開始から経営が安定化する数年間における行政の担う役割は、非常に大きいものがあると感じたところです。

リサイクル事業は、資源の有効活用及びCO₂排出削減に寄与することはもとより、廃棄物削減の主要な方策でもあるため、それを担う企業が撤退等をする事になれば、廃棄物行政の大幅な見直しを迫られるおそれがあります。

県においては、建設時における支援の充実やリサイクル製品の販路拡大への協力など、経営面の支援を検討していただくとともに、国に対しても、補助制度の拡充及び税制上の優遇等について粘り強く要望していただくことを求めま

す。

次に、新エネルギーについてであります。

新エネルギーは、石油代替エネルギーとして関心が高まっており、CO₂削減への貢献だけでなく、新産業の創出、エネルギー自給率の向上につながることも期待されております。

まず、バイオマスエネルギーについてであります。

本県は、自然環境に恵まれており、畜産も盛んで、木質資源も豊富にあるため、鶏ふん焼却発電や木質ペレット等のバイオマスエネルギーの導入が進められており、先進的な取り組みも実施されております。今後もバイオマスエネルギーを継続的に推進・拡大していくには、新たなバイオマス資源の発掘と原料の安定確保が大きな課題になると思われまます。

県においては、県内のバイオマス資源の賦存量及び使用可能量を把握し、企業、研究機関及び市町村等へ積極的に情報提供を行うとともに、原料収集システムの構築についても支援していただくことを求めます。

また、バイオエタノールや木質ペレット等については、地元で調達した原料で生産されたエネルギーを地元が中心となり消費していく、エネルギーの地産地消の拡大を図っていただくことを強く要望いたします。

次に、太陽光発電についてであります。

太陽という無限のエネルギー源を利用した太陽光発電は、新エネルギーの代表格であり、現在も、戸建て住宅や企業、公共施設等で発電施設が設置されるとともに、企業や公的機関等で研究開発が活発に行われ、世界規模で技術開発競争が繰り広げられております。

本県は、全国と比較し住宅用太陽光発電の普及率が高く、今後も増加が望まれますが、発電

施設の設置には1台200万円前後の費用が必要であります。また、費用の回収には少なくとも10年程度はかかると言われており、現在の経済環境もかんがみると、今後の普及には公的な支援が不可欠と考えます。

そのような中、国におきましては、本年1月から、1キロワット当たり7万円の補助金を交付しておりますが、それでも割高感は否めないのが現状であります。太陽光発電システムは最も期待されている新エネルギーと言えますが、その技術は発展途上にあることから、実際の効果を検証するためのさまざまなデータが不足していると考えられます。そのため、委員からも、太陽光発電の有効性について懐疑的な意見が出されましたが、確実かつ多様なデータを蓄積し詳細な検証をするためにも、相当の普及が求められると考えております。

今後、太陽光発電を普及させるには、製造コストやエネルギー効率の改善など多くの課題があります。それらを克服し、既存のエネルギーと同程度まで普及が拡大するにはまだ時間を要すると考えられ、その間は、国や自治体を中心となり、普及を推し進める必要があると考えております。

本県は、知事みずから、太陽光発電に代表される新エネルギーの活用によって「太陽と緑の国」を目指すと明言されております。また、平成21年度の重要施策の一つとして、本県の地域特性を生かした環境エネルギー対策を掲げ、太陽光発電施設設置に対する低利融資を実施することとしております。

県においては、県民に対し、この制度の周知を積極的に行い、利用を促すとともに、太陽光発電の理解を深めるための啓発活動にも取り組んでいただきたいと思います。また、既存のエ

エネルギーと比べ経済効率が劣る太陽光発電の普及には、資金面での支援が最も効果的であると考えられますので、県においても、国の補助への上乗せ補助など、さらなる支援の充実を図っていただくことを望みます。

また、現在、昭和シェルソーラー株式会社が本県に太陽光発電パネルの生産工場を立地しておりますが、同社の製品の多くは欧州等の海外へ輸出されており、県内にはほとんど流通していないのが現状であります。県においては、これらの製品を本県の住宅や公共施設等へ設置し、太陽光発電パネルの地産地消を目指していただきたいと考えております。

本県は、豊かな森林、盛んな農畜産業、全国でも有数の日照量などを有しており、さまざまな新エネルギーの実験及び生産の適地と言えます。今後、これらの資源を生かし、本県が新エネルギー開発の先進地になることを強く望んでおります。

以上、当委員会の1年間の調査内容及び活動について、総括して御報告申し上げます。

地球温暖化の要因と言われております温室効果ガスの削減には、世界全体で取り組む必要があります。本県も、排出削減に貢献するために、県内の自然環境等を生かした取り組みを率先的に進め、「環境立県みやぎ」としての責務を果たしていただきたいと考えます。

環境問題及び新エネルギー対策は、一つの画期的な技術が開発されることだけですべてを解決できるものではありません。しかし、太陽光発電を初めとする新エネルギーは、温室効果ガスの大幅な削減、資源の枯渇抑制や有効活用、エネルギー自給率の向上など、環境・エネルギー問題を劇的に改善させる可能性を秘めており、さらには、新産業の創出に結びつく技術で

もあります。

県においては、これまでの環境及び廃棄物に関する対策を強化していただくとともに、新エネルギーに関しては、企業・研究機関等との連携をとりつつ、本県の特性を十分に生かした新エネルギーの開発支援とその普及に努めるとともに、国の事業等を利用した施策の展開も図っていただくことを強く要望いたしまして、当委員会の報告とさせていただきます。（拍手）
〔降壇〕

○坂口博美議長 特別委員長報告の途中ですが、ここで暫時休憩いたします。

午前11時56分休憩

午後1時0分開議

○坂口博美議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、議員定数・選挙区調査特別委員会、緒嶋雅晃委員長。

○緒嶋雅晃議員〔登壇〕（拍手） それでは、委員長報告を申し上げます。

当委員会では、県議会議員の定数及び選挙区に関する所要の調査活動を行ってきたところでありますが、次の一般選挙における議員定数等に関する結論が出されましたので、その概要と委員会の活動経過等について御報告申し上げます。

昨年度に設置された議員定数・選挙区調査特別委員会では、議員定数等の見直しに関する積極的な検討が行われ、その結果、「次の一般選挙において、総定数を40名以下とする」及び「その選挙区割と各選挙区の定数については、来年度に検討する」との結論が出されました。これらの結論を受けて、今年度も当委員会が設置され、これまで9回の委員会を開催し、本県

議会における議員定数及び選挙区について、県民の皆さんの理解が得られるよう、慎重に検討を行ってきたところであります。

第1回の委員会では、昨年度の特別委員会の協議経過を改めて確認した上で、その結論である「総定数を40名以下とすること」について、当委員会においてもこれを引き継いで協議を進めることを決定いたしました。また、当委員会としての結論を出す時期について、昨年度から協議が行われていること等を踏まえ、「平成20年中に委員会としての結論を出し、平成21年2月定例県議会において、関係する条例の改正案を上程する」との方針を決定いたしました。

次に、第2回及び第3回の委員会では、委員会において検討すべきテーマを設定し、そのそれぞれについて、各委員の見解を示しながら協議を行いました。しかし、見解が集約できていない会派もあったことから、協議を深めることはできませんでした。

第4回の委員会では、おおむね各会派の見解が出そろいました。それまでに出示されていた見解を含めて申し上げます。自由民主党は、総定数は40名か39名、任意合区は行わない。ただし書き規定の適用については結論が出ていない。社会民主党、愛みやざき及び民主党は、3会派とも同じ見解であり、総定数は39名、任意合区を最大限行い、ただし書き規定は適用しない。公明党は、総定数は39名、任意合区は行わず、ただし書き規定は適用しないというものであります。

自由民主党及び公明党が任意合区を行わないとした主な理由は、「公職選挙法では、郡市の区域による選挙区の設定が原則となっていること。公職選挙法では、任意合区が可能なのは、地勢、交通等の事情などの合理的な理由がある

場合となっており、3会派の言う「1人区の解消のため」という理由が、それに当たるか疑問であること。中山間地域の声を吸い上げるためには、身近に県議会議員がいることが大事であり、それを住民も望んでいることから、中山間地域へ配慮する観点からも、そこに1つの選挙区を残すべきであること」などでありました。

この任意合区の実施については、自由民主党が任意合区を行わないとの見解を初めて示したことから、質疑が集中しました。まず、「平成17年度の選挙区特例等特別委員会では、「次の次の選挙では、選挙区及び定数について抜本的に見直す」との委員長報告が行われているが、自民党の見解では、選挙区を抜本的に見直したことはないのでは」という質疑があり、これに対し、「抜本的という意味は、県民が最も関心を寄せる総定数をどこまで減らせるかについてのものであると認識している」との返答がありました。このほか、「この委員会には、民意がきちんと県政に伝わる選挙区をつくり上げることが求められている。それが県議会の改革であり、しっかりとこれまでの議論経過を踏まえ、任意合区も取り入れるべきではないか」との質疑があり、これに対し、「任意合区についても、昨年度からしっかりと検討してきた。「自分の地域の議員は残してほしい」との住民の意見も一つの民意であり、いろいろなことを幅広く検討してきた結果がこの結論である」との返答がありました。

以上のように、意見が対立し協議が進展しないことから、次の委員会において、各会派から各選挙区の定数までを含めた成案を示して、具体的に協議を進めることにいたしました。

そして、第5回目の委員会では、自由民主党から各選挙区の定数までを含めた成案が提示さ

れ、その他の会派からも、これまで提示していた見解をもとにした成案が提示されました。自由民主党の成案は、総定数39名、15選挙区であり、任意合区は1つの例外を除いて行っておらず、ただし書き規定の適用も1つの例外を除いて行っていないものであり、公職選挙法の原則を最大限に尊重したものでありました。任意合区の例外は小林市と西諸県郡についてであり、これは、小林市の定数を1名とした場合にも2名とした場合にも、それぞれ一票の格差が大きくなるなどの問題が生じることなどを考慮し、また、小林市と野尻町の合併の動向も踏まえて、やむなく任意合区を実施したものでありました。また、ただし書き規定の適用については、人口比例定数から、宮崎市を1名減員し、児湯郡を1名増員するものであり、これは、宮崎市が中核市であること等を考慮して1名を減員し、その1名を、一票の格差を低くすることのできる児湯郡へ移動させたものでありました。これにより一票の格差は1.60倍に縮まることとなります。

この自民党の成案に対して、総定数を39名としたことを評価する意見があった反面、任意合区を取り入れなかったことに対する反対意見が多く出されました。また、委員より、自由民主党案に対して、「お互いの主張がこれほど違うのであれば、公聴会などにより、県民の皆さんの御意見を聞いて判断する必要があるのではないか」との質問がなされ、これに対し、「昨年度の市・町村議会議長会との意見交換会において、各地域の代表の意見は伺えたものと認識している。また、県議会がみずからの手で我が身を削る改革を行うことに意味があり、自分たちのことは自分たちで決めるのが基本と考える」との返答がなされました。お互い

く分かれたままであることから、一たん各会派へ成案を持ち帰ることとしましたが、総定数については全会派が39名で一致していることから、総定数を39名とすることを全会一致で決定いたしました。

そして、第6回の委員会では、社会民主党、愛みやざき及び民主党の3会派から、中山間地域へ配慮する観点から、これまでの統一案から西臼杵郡、えびの市、串間市の任意合区を行わないこととした修正案が提示され、また第7回の委員会では、公明党から、「3会派が中山間地域へ配慮した修正案を提示してきたことを評価し、3会派統一案を支持することとした」との報告がありました。しかし、自由民主党からは、「任意合区の実施に裁量を加えることは難しい。法の原則に従い、県内統一ルールで選挙区を設定することが望ましい」との見解が示され、これまでの案に変更はないとの報告がなされました。これにより、成案としては、自由民主党の案、「総定数39名、15選挙区、一票の格差1.60倍」と、社会民主党、愛みやざき、公明党及び民主党の4会派の統一案、「総定数39名、12選挙区、一票の格差1.71倍」の2つとなりました。両案は、総定数を含めたほとんどの部分で一致していますが、宮崎郡、東諸県郡、北諸県郡の任意合区と、ただし書き規定の適用により人口比例定数から宮崎市を1名減員し、児湯郡を1名増員していることのみが異なっておりました。

続く第8回の委員会でも、両案の相違点等について協議が行われましたが、お互いの意見は平行線をたどったままであり、選挙区割と各選挙区の定数に関しては、これ以上意見の一致が見込めないと判断したことから、やむを得ず、採決により委員会としての結論を出すことを決

定いたしました。採決を行うに当たって、「協議が不十分である」として採決に反対する、函師副委員長、満行委員、河野哲也委員、井上委員が退席しました。出席を要請したものの、かなわなかったことから、自由民主党の委員のみで採決が行われ、選挙区割等については、自由民主党が提示した案を当委員会の結論とすることに決定いたしました。

当委員会の最終的な結論は次のとおりであります。総定数39名の15選挙区で、各選挙区の定数は、宮崎市11名、都城市6名、延岡市5名、児湯郡3名、新・日南市、日向市、及び西諸県郡を含めた小林市が各2名、串間市、西都市・西米良村、えびの市、宮崎郡、北諸県郡、東諸県郡、東臼杵郡、西臼杵郡が各1名となっております。総定数を45名から39名へ削減することにより、現時点では、全国で最も高い13.3%の削減率を実現するものであり、法定上限数からの減員率18.8%も全国で5番目の高さとなります。また、一票の格差1.60倍も全国で3番目に低い格差ということになります。

第9回の委員会では、当委員会に付託された請願第16号について審査を行いました。審査においては、委員から、「当委員会では、総定数39名とすることを、諸派も含め全会一致で既に決定しており、総定数45名の維持を求める当請願を採択することはできないのでは」などの意見が出され、このほかに委員からの意見はなかったことから、採決を行い、当請願は不採択とすることに決定しました。

以上が当委員会の調査及び審査結果の概要であります。

次の県議会議員選挙における議員定数及び選挙区について、昨年度から協議を行ってまいりましたが、議員各位の積極的な協議もあり、他

県に先駆けて、選挙まで2年を残すこの時期に委員会としての結論を出すことができたものと考えます。また、当委員会において、総定数を6名削減し39名とするとの結論を全会一致で決定できたことは、議員みずからが英断を下した結果であると考えており、この全国で最も高い削減率は、県民の皆様からも一定の評価を得られるものと考えております。一部の選挙区割等について委員の意見が一致せず、最終的に採決により結論を出さざるを得なかったことは残念であります。当委員会としては、この結論を踏まえ、地方分権を推進する観点からも、都道府県議会議員の選挙区を、郡市の区域にとらわれることなく、各都道府県の実情に応じて自主的な判断で設定できるように公職選挙法を改正するよう、国に対して強く求めるものであります。

最後に、当委員会の結論に基づき、関係する条例の一部を改正するための条例案を提出いたしておりますが、当委員会の結論が県議会の総意となることを願ひまして、当委員会の報告いたします。以上でございます。（拍手）〔降壇〕

○坂口博美議長 以上で、特別委員長の調査及び審査結果報告は終わりました。

◎ 質 疑

○坂口博美議長 これより質疑、討論に入ります。

質疑についての発言時間は1人10分以内いたします。

質疑の通告がありますので、発言を許します。浜砂守議員。

○浜砂 守議員 ただいま委員長の報告がございました。あと、討論を予定しておりますの

で、確認だけしておきたいと思います。

今回の議員定数・選挙区調査特別委員会の報告について確認しておきたいと思いますが、先ほどのお話で、本県は全国で一票の格差、最低から3番目ということであります。宮崎市から児湯郡に配分された1人でありますけれども、ここが1.71倍、現在、一票の格差の一番高いのが西都市・西米良村区の1.6倍であります。その差は何と0.1倍でありますけれども、この中の審議はどのような審議がなされたのか、お尋ねいたします。

○緒嶋雅晃議員 このことについては、やはり一票の格差をできるだけ小さくしたい、そういうことになると、今まで宮崎市から西都市あたりには特例で、本当は配当基数から言えば1であったのを2にしておる面もあるんですが、今度はそれを少なくして、児湯郡の場合は本当は定数は2でいいんですけれども、2にすると1.9を越すわけです。今までの格差と変わらない。そうなれば、児湯郡を3にして、公職選挙法15条の8項を利用して、宮崎市を1名減員することによって一票の格差を小さくすることが必要だということで、そのようにしたわけでございます。

○浜砂 守議員 ですから、1.5を超えているのは、15選挙区中、西都市・西米良村、この1選挙区だけなんです、これについては審議をしていただけたんでしょうか。

○緒嶋雅晃議員 もともと45から39にするということが前提にあるわけです。しからば、どこを減らすかということになると、格差の大きいところ、東臼杵郡が1の場合が宮崎市は1.90であります。宮崎市との格差が西都も1.12であります。そうなれば、6議席を減らすためには、そういう格差の小さいところといいますか、1

に近いところから減らしていかざるを得ない、そういうことから、西都市の場合も中山間地であるということは考えましたけど、やはり仕方がなく、6議席を減らすという前提があるので、苦渋の選択ということでそのようになったわけであります。

○浜砂 守議員 あと、討論が残っていますので、そちらで討論したいと思いますが、面積について、非常に広大な面積が、この条例が通りますと、1人当たりになると相当な面積になるわけですが、この辺の論議はしていただけたんでしょうか。

○緒嶋雅晃議員 このことはですね——今、選挙区当たりの面積が一番広いのは東臼杵郡であります。1,300平方キロです。西都が700平方キロぐらいです。そうなりますと、同じ中で、中山間地は、広い面積で、まだ社会資本の整備もおくれておるわけでありまして、やはり、一票の格差というか、人口を基準とするのが一定の公職選挙法のねらいでもありますので、広い中で言うと、北海道なんかは、それを見たとき4,000平方キロメートル、それは宮崎県の半分のところで1選挙区というのものもあるわけです。そういうことを考えると、宮崎県の場合も、東臼杵、西都市は大変容易ではないわけですが、やむを得ないと。やはり6名の定数減というのがひっかかってきておりますので、そのまま置くと格差が2.何倍になる。そういうことからすると、やむを得ず、面積は検討したけれども、仕方がなかったということになります。

○浜砂 守議員 西都市は2倍を超さないんです。11年前に西臼杵郡の定数削減のときには2.51倍で1名減だったんですが、今回は1.87ぐらいにしかありません。そういうようなもの

は十分審議していただけたのかという疑問があるものですから、正確にお答えください。

○緒嶋雅晃議員 もちろん、審議したわけであり、そういうことでお互いの成案が出てきたということでもあります。

○浜砂 守議員 後は討論にいたします。

それから、あと2つ確認があります。いわゆる1郡1町、北諸県郡三股町なんです、1郡1町ということでありまして、郡市を単位とする選挙区割の郡というのは群れでありますから、1町は既に郡の体をなし得ていないわけですが、この辺はどうでしょうか。審議なさいましたか。

○緒嶋雅晃議員 当然、公職選挙法の15条の中で郡市の単位となっております。1町でも郡であることには間違いありませんので、法律を超えることはできなかったということでもあります。

○浜砂 守議員 任意合区ということなら認められておるわけですから、見ると、1人区をまずもって確保して、あとの選挙区を協議したと言わざるを得んような状態なんです。その辺はどうでしょう。

○緒嶋雅晃議員 いや、そういうことじゃなく、当然、法の精神を遵守するということが議論してきたところでございます。

○浜砂 守議員 1郡1町の1町でも郡の体をなし得ているということで審議されたんですね。

○緒嶋雅晃議員 もちろん、そういうことでございます。

○浜砂 守議員 次に、今度は清武町なんです、宮崎市の中にすっぽり入り込んでいる一つの町であります。非常に小さい町、人口はあるんですけども、これは既に合併が決定してお

りますけれども、任意合区についての議論はなされたんでしょうか。

○緒嶋雅晃議員 これは当然、宮崎市と来年の3月に合併するというのが、まだ総務大臣の告示までは至っておりませんが、県議会でもそういう審議があると思いますが、そういうことを踏まえると、将来的には同じ選挙区になるということに理解していただいているんじゃないかというふうに思います。

○浜砂 守議員 そこも、将来のことですから確認をしておきたいんですが、私どもから見ると、宮崎市と一緒にいいのではないかと、今回の14選挙区でもこれは成立したんじゃないかという気がするんですが、その辺の協議は全くなされていないんですね。

○緒嶋雅晃議員 これは当然、昨年12月までに結論を出すということでありましたので、その結論にのっとって条例化をお願いしたということでございます。

○浜砂 守議員 そうしますと、このままの選挙区、1人区を残すということになりますと、公職選挙法上は、この次の清武町の選挙は1人区でも特例として認められるということになりますが、そのことについては審議されていますか。

○緒嶋雅晃議員 そのことは審議しておりません。しかし、米良特別委員長のころに、そういうことについては、合併したら合併した選挙区でということ、今までも、延岡と3北が合併したときも特例区は設けずに延岡市の選挙区でやられた。また、そのほか高岡の合併でも同じことで、宮崎市の選挙区で合併してやられたということでもありますので、これは特例を設ければ別ですが、今のまま前例を慣例とすれば、同じ選挙区ということに理解できるんじゃない

か、そういうことで今までは来ておるといふふうに思って、そのことは具体的には検討しておりません。しかし、今まではそういうことで来ておるといふことであります。

○浜砂 守議員 後は討論で行います。ありがとうございました。

○坂口博美議長 以上で質疑は終わりました。

◎ 討 論

○坂口博美議長 次に、討論の通告がありますので、発言を許します。前屋敷恵美議員。

○前屋敷恵美議員〔登壇〕 請願についての討論を行います。

請願第16号「宮崎県議会の議員定数削減と区割り改悪に反対する請願」については、委員会審査で不採択とされました。しかし、同請願は、議員定数・選挙区調査特別委員会が、議員定数を現行の45人を39人に、選挙区を16区から15区へ減らしながら、選挙区定数の1人区を7区から8区へふやす案を決定し、今2月定例県議会で条例改正を図ろうとすることに警鐘を鳴らし、条例改正の中止を求め、もっと県民の意思を確かめてほしいと訴えています。

同請願では、議員の数が減らされることは、すなわち県民の声が県政に反映されにくくなることを危惧し、また、1人区は死に票が多くなる選挙の仕組みであり、住民自治と民主主義の侵害だと指摘していますが、まさに民意が反映されにくくなることは必至です。また、財政問題にも言及し、議員削減による予算は、諸事業での節約や冗費を削ることに真剣に取り組めば捻出することができるはずだと提言をしています。そして、何より、真に各議員が議会制民主主義を担う者として、県民の負託を受けた県民の代表として、県民の声や要求を県政に反映さ

せ、県政の監視役として議会活動を全うしてほしいと訴えています。議員定数が削減されたならば、県政のチェック役としての議会の役割も後退することは明らかです。

請願者が危惧するような事態を払拭し、民意を反映させて、議会や県政の活性化を図るためには、最低でも現行定数で議員がより奮闘することではないでしょうか。県民の意思が十分に反映されているとはいいがたい、今回の議員定数削減と選挙区問題について、請願者の意思を尊重し、同請願を採択した後、県民の立場での議論を尽くすことを求めるものです。

以上で討論を終わります。〔降壇〕

○坂口博美議長 以上で討論は終わりました。

◎ 請願第16号採決

○坂口博美議長 これより採決に入ります。

請願第16号についてお諮りいたします。

本請願に対する委員長の審査結果報告は不採択であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○坂口博美議長 起立多数。よって、本請願は委員長の報告のとおり不採択と決定されました。

◎ 議員発議案送付の通知

○坂口博美議長 次に、お手元に配付のとおり、委員会及び議員から議案の送付を受けましたので、事務局長に朗読いたさせます。

〔事務局長朗読〕

平成21年 3月18日

宮崎県議会議長 坂口 博美 殿

提出者 議会運営委員長 丸山 裕次郎

平成21年 3月18日 (水)

議員発議案の送付について

下記の議案を会議規則第16条第2項の規定により提出します。

記

議員発議案第1号

W T O 農業交渉・日豪経済連携協定 (E P A) 交渉に関する意見書

議員発議案第2号

食料自給率の向上を求める意見書

議員発議案第3号

中山間地域等直接支払制度の継続と充実を求める意見書

議員発議案第4号

保育制度改革に関する意見書

議員発議案第5号

「緑の社会」への構造改革を求める意見書

議員発議案第6号

年金記録問題の速やかな解決を求める意見書

平成21年 3月18日

宮崎県議会議長 坂口 博美 殿

提出者 厚生常任委員長 権藤 梅義

議員発議案の送付について

下記の議案を会議規則第16条第2項の規定により提出します。

記

議員発議案第7号

医師の養成・確保対策の充実を求める意見書

議員発議案第8号

遠位型ミオパチーの治療薬早期実現に関する意見書

平成21年 3月18日

宮崎県議会議長 坂口 博美 殿

提出者 商工建設常任委員長 十屋 幸平

議員発議案の送付について

下記の議案を会議規則第16条第2項の規定により提出します。

記

議員発議案第9号

「協同出資・協同経営で働く協同組合法」(仮称)の速やかな制定を求める意見書

平成21年 3月18日

宮崎県議会議長 坂口 博美 殿

提出者 県議会議員 丸山 裕次郎

徳重 忠夫

新見 昌安

権藤 梅義

宮原 義久

松村 悟郎

議員発議案の送付について

下記の議案を会議規則第16条第1項の規定により提出します。

記

議員発議案第10号

北朝鮮による日本人拉致問題の解決のため経済制裁の延長と追加制裁などを求める意見書

平成21年 3月18日

宮崎県議会議長 坂口 博美 殿

提出者 議員定数・選挙区調査特別委員長

緒嶋 雅晃

議員発議案の送付について

下記の議案を会議規則第16条第2項の規定により提出します。

記

議員発議案第11号

県議会議員の定数を定める条例及び県議会議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例

◎ 議員発議案第1号から第11号まで
追加上程

○坂口博美議長 ただいま朗読いたしました議員発議案第1号から第11号までの各号議案を日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○坂口博美議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

◎ 議員発議案第1号から第10号採決

○坂口博美議長 まず、議員発議案第1号から第10号までの各号議案を議題といたします。

お諮りいたします。

各号議案については、会議規則第39条第2項及び第3項の規定により、説明、質疑及び委員会の付託を省略して直ちに審議することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○坂口博美議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

討論の通告はありません。

これより採決に入ります。

まず、議員発議案第10号についてお諮りいたします。

〔前屋敷議員退席〕

○坂口博美議長 本案は、原案どおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○坂口博美議長 起立多数。よって、本案は原

案のとおり可決されました。

〔前屋敷議員着席〕

○坂口博美議長 次に、議員発議案第1号から第9号までの各号議案について、一括お諮りいたします。

各号議案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○坂口博美議長 御異議なしと認めます。よって、各号議案は原案のとおり可決されました。

◎ 議員発議案第11号提案理由説明

○坂口博美議長 次に、議員発議案第11号を議題といたします。

ここで、提出者に提案理由の説明を求めます。議員定数・選挙区調査特別委員会、緒嶋雅晃委員長。

○緒嶋雅晃議員〔登壇〕 それでは、「県議会議員の定数を定める条例及び県議会議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例」について、提案理由を説明いたします。

議員定数・選挙区調査特別委員会における今年度の活動経過及び委員会の結論につきましては、先ほどの委員長報告で御説明したとおりでございます。この当委員会の結論に基づき、県議会議員の定数及び選挙区を定めている2つの条例の改正を行うため、本条例案を提案したところであります。

条例案の概要を御説明しますと、第1条が、現行の総定数45名を39名に改めるものであり、第3条が、当委員会の結論に基づき選挙区割及び各選挙区の定数を改めるものであります。また、第2条は、日南市と南那珂郡2町の合併に伴う所要の改正を行うものであります。なお、

附則において、この条例は次の一般選挙から施行することといたしておりますが、第2条のみ、日南市と南那珂郡2町の合併の日から施行することといたしております。

先ほどの委員長報告でも申し述べましたとおり、本条例案の成立により、現時点で本県が全国で最も高い削減率を実現するものであります。本条例案の趣旨を御理解の上、御賛同いただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。（拍手）〔降壇〕

○坂口博美議長 提出者の説明は終わりました。

◎ 質 疑

○坂口博美議長 これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許します。前屋敷恵美議員。

○前屋敷恵美議員 ただいま御提案がありました定数削減について質疑をさせていただきます。今回、45の現行定数を39名に、6名削減するという提案でございますが、まずもって定数削減の理由、根拠についてお示ししたいと思います。

○緒嶋雅晃議員 これは、県民の皆さん、市町村議会の合併も進んでいる中で、何で県議会だけ定数を削減しないのかということもありますし、知事のほうも行政改革等を積極的に進める中で、県議会議員も2年前の選挙のときに、それぞれの議員の皆さん方が選挙民に対して議員定数の削減等を声高らかに述べられておられるも、御案内のとおりであります。そういう皆さん方の思いを——特別委員会というものを2年前に選挙があつてすぐに設置して、2年かけてやったということでございますので、この議員削減の問題は、県会議員全員の気持ちが一致し

たところでこのように進められたものというふうに思っております。

○前屋敷恵美議員 県民の声というふうにも言われましたけれども、では県民の声をどのように集約されたのかということをお聞きしたいと思うんですが、先ほどの御説明で、議長会での意見交換会というお話もありましたけれども、そうであれば、各議会の議長がどのようにして民意を集約されたのか、そのあたりも聞かせていただきたいと思ひます。

○緒嶋雅晃議員 これは当然、皆さん方が選挙のときに選挙民からも聞かれたことだろうというふうに思ひますし、自分たちの定数のことは自分たちで決めるというのが前提でありますので、そういうことを含めて総合的に反映したのが民意であろうというふうに思っております。

○前屋敷恵美議員 では、選挙区を16選挙区から15に減らしながら、批判の強い1人区を7から8にふやすというのでは、民意を反映しないというふうに思ひますけれども、そのあたりの御説明を。

○緒嶋雅晃議員 1人区が批判が強いということは、私は聞いておりません。当然、1人区も必要性があつて、これは法律で認められておる制度のまま、そのようにしたわけでありまして、結果としてこのようになった。全国的にも1人区というのは選挙区の40%以上、熊本県、鹿児島県においても50%以上が1人区でありますので、全国的に見ても宮崎県が突出して多いということでもございませぬ。

○前屋敷恵美議員 後は討論で深めたいと思ひます。

○坂口博美議長 以上で質疑は終わりました。

◎ 議員発議案第11号に対する修正動議提出

○坂口博美議長 次に、お手元に配付のとおり、満行潤一議員外3名から、議員発議案第11号に対する修正動機が提出され、所定の発議者がありますので、動議は成立したものと判断いたします。

事務局長に修正動議を朗読いたさせます。

〔事務局長朗読〕

修正動議

議員発議案第11号「県議会議員の定数を定める条例及び県議会議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例」に対する修正案を会議規則第19条の規定により別紙のとおり提出します。

平成21年 3月16日

提出者 県議会議員 満行潤一
 凶師博規
 河野哲也
 井上紀代子
宮崎県議会議長 坂口博美 殿

◎ 修正動議趣旨説明

○坂口博美議長 ここで、本件について提出者の趣旨説明を求めます。凶師博規議員。

○凶師博規議員〔登壇〕（拍手）議員発議案第11号「県議会議員の定数を定める条例及び県議会議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例」のうち、第3条選挙区変更の内容について、修正動議の提案理由説明をさせていただきます。

お手元の資料のとおり、我々4会派、社民党、民主党、公明党、そして愛みやぎきは、議員定数・選挙区調査特別委員会におきまして、4会派の統一案を提出いたしました。

その内容は、それまでの市町村合併の動向を視野に入れ、また、来る道州制の動向も視野に入れ、選挙区をできる限り合区し、選挙の際、県民の方々の選択肢をふやし、また県民の方々の貴重な投票行為を選挙結果に結びつける可能性が大きくなる選挙区設定を行ったところで

す。また、第6回特別委員会におきましては、中山間地に配慮するという名目で、西臼杵郡選挙区、えびの市選挙区、串間市選挙区の1人区をそのまま残すという譲歩案を再提出いたしました。さらに、おおよそ中山間地とは言いがたい北諸県郡選挙区、宮崎郡選挙区の1町1人区等を合区する案を再三提示してまいりました。にもかかわらず、自民党からは、1人区をそのまま残し、選挙区を15とする案が一度提示されただけで、その後の歩み寄りはありませんでした。

我々4会派は、特別委員会の場において協議を重ね、よりよい案の構築に努めてまいりましたが、特別委員会での協議は進展せず、それどころか、審議未了のまま、自民党単独による採決が行われました。我々4会派は、このような行為を到底容認できるものではありません。特別委員会の場において、一歩でも、いや半歩でも自民党のほうからの歩み寄りがあればと悔やまれます。

そしてまた、私は副委員長という職を与えていただき、蓬原前委員長のもと、また緒嶋委員長のもと、調整役として働かせていただきましたが、その職責を全うできず大変心苦しくも思っております。非難は甘んじて受ける所存でございます。

我々4会派は、議員定数につきましては39とすることに何ら異議ございません。今回の動議

は、県民の方々に、選挙区をより多く合区し、複数人区をふやすということについての有益性を再度示すために、提出に至った次第であります。

最後に、この動議は、法的解釈及び事務手続上の流れも正当な運びを経て申請、提出に至ったことをつけ加えまして、社民党、民主党、公明党、愛みやぎきの4会派を代表しての提案理由説明といたします。（拍手）〔降壇〕

○坂口博美議長 提出者の説明は終わりました。

◎ 修正動議に対する質疑

○坂口博美議長 これより修正動議に対する質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許します。前屋敷恵美議員。

○前屋敷恵美議員 ただいま修正案の御説明をいただいたんですけども、修正案も同じく定数を39名に削減するという案でございますが、この理由、根拠を示していただきたいと思えます。

○凶師博規議員 質問の内容が、私の提案理由とはそぐわないところがあるかと思えます。今回の提案理由説明につきましては、第3条の選挙区の変更の内容のみの提案理由説明となっております。

ただ、今の御質問に御答弁いたしますと、我々4会派も、45議席のまま選挙を行うことという内容につきましては、市町村議会におきましても定数の削減が大幅に進んでおります。そして、市町村合併、道州制の流れを踏まえまして、45議席のまま次の選挙を迎えるということは、県民の方々、また市町村議会の方々からも理解が得られることは困難であると判断した上

で、よりよく合区を進めて39という議席数に到達したところでございます。

○前屋敷恵美議員 1人区の問題では、譲歩して1人区を残したという御説明もございましたけれども、なぜゆえに譲歩までして1人区を残したのか、その辺のところをお聞かせください。

○凶師博規議員 4会派、スタートはそれぞれまちまちでした。会派の理想を追い求めるがゆえに、最大、定数を減らすということの実がとれないという結果に陥ることを避けたいと思ひまして、それぞれの会派がどこまで歩み寄るか協議を重ねた上で、自民党の案との歩み寄りを最大限4会派で行ったというところでの譲歩案という表現をさせていただきました。

○前屋敷恵美議員 後は討論に移したいと思います。

○坂口博美議長 以上で、修正動議に対する質疑は終わりました。

◎ 議員発議案第11号及び修正案に対する討論

○坂口博美議長 これより議員発議案第11号及び修正案に対する討論に入ります。

討論の通告がありますので、順次発言を許します。まず、蓬原正三議員。

○蓬原正三議員〔登壇〕（拍手） 私は、議員発議案第11号の原案について賛成の立場から、また、同議案の修正案に反対の立場から討論をいたします。

初めに、総定数を現行の45名から39名に削減することについてであります。県や市町村等において行財政改革が推進される中、県民の代表である県議会としても改革の姿勢を示すことが強く求められております。特に、この総定数については県民の関心も高く、一昨年の県議会議

員選挙においても大きな争点の一つとなり、削減を公約に掲げた議員が多く選出されたことなどをかんがみると、定数削減を求める県民の声が大きいことは明らかであります。そこで、この民意にしっかりとこたえるためにも、本県議会始まって以来のこの大きな改革を実現させ、県議会としての改革の成果を早期に県民に示すことが、我々に課せられた責務であるものと考えます。

次に、選挙区割についてであります。選挙区割を議論する上で忘れてならないのが、公職選挙法では、「都道府県の議会の議員の選挙区は、郡市の区域による」との原則が定められていることであります。全国的に見ても、半数近くの県が、任意合区の対象の郡や市がありながら任意合区を行っておりません。これは、この公職選挙法の原則を尊重しているからにほかならないものと考えます。修正案は、この原則から外れ、県内の一部の郡に任意合区を取り入れておりますが、原案は、この原則を最大限尊重し、後世に憂いなきよう、県内統一ルールにより選挙区割が定められております。

一部からは、原案に対して、「1人区を残そうとする案だ」とやゆする声も聞こえますが、決してそうではなく、公職選挙法の原則を尊重した結果として1人区が存在しているのだということをしかりと認識すべきであります。すなわち、この法の大原則に基づき、かつ県内統一ルールで選挙区割を設定している原案のほうが、より多くの県民の理解が得られるものであると確信いたしております。

次に、各選挙区の定数についてであります。原案は、可能な限り、いわゆる「一票の格差」を縮小するため、一部の選挙区に、いわゆる「ただし書き規定」を適用しております。これ

により一票の格差は、現時点で全国で3番目に低い1.60倍となることとなります。これに対し修正案は1.71倍と、原案よりも大きくなっております。議員定数・選挙区調査特別委員会の協議では、各委員から格差の縮小がしきりに叫ばれておりました。県民に対する説明責任が果たせるのは、最大限、格差の縮小に努めた原案のほうだということは明らかであります。

最後に、原案の策定経緯に関してであります。原案は、議員定数・選挙区調査特別委員会において2年間にわたり協議されてきた結論に基づいたものであります。当委員会の設置などについては、年度当初に全会一致で決定されたものでありますので、その委員会が慎重に協議を重ねて出した結論であれば、これは当然尊重されるべきものであります。一部には、多数決により決定された結論に反発も見られるようではありますが、今回のように、お互いの主張が平行線のままであり、さらに県民に対して速やかに結論を出すことが求められている状況であれば、民主主義のルールにのっとりた形で結論を導くことは当然の進め方であると言えます。委員会の設置意義そのものを否定してはならず、この民主主義的な方法で出された結論をしかりと尊重する必要があるのではないのでしょうか。

以上、述べてまいりましたとおり、修正案に比べ原案は、公職選挙法の原則を最大限に尊重しながら選挙区割等を定めているものと言えます。このように原則に基づいて選挙区割等を定めることは、今回の大きな改革によって削減の対象となり、直接の痛みを伴うこととなった選挙区の県民の皆様に対しても、明快な説明責任が果たせるものと考えており、これがひいては、より多くの県民の皆様を理解を得ることに

つながるものと考えております。

以上のことを踏まえ、議員各位におかれましては、修正案に反対し、原案に賛成することについて御賛同くださいますようお願い申し上げて、私の討論を終わります。（拍手）〔降壇〕

○坂口博美議長 次は、前屋敷恵美議員。

○前屋敷恵美議員〔登壇〕 今回、議員定数・選挙区調査特別委員会から提出されました「県議会議員の定数を定める条例及び県議会議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例」並びに同条例案に対する修正案について、いずれにも反対の立場から討論を行います。

今回の条例改正は、定数削減と選挙区割及び選挙区の定数問題です。市町村合併に伴う選挙区の見直しなどは当然あり得ると考えますが、定数の削減には反対です。言うまでもなく県議会は、少数意見を含めて多様な住民の意思を代表する機能を果たさなければなりません。定数削減は、この民意の反映という民主主義の根幹を掘り崩すものにほかなりません。また、議会の重要な役割である県政に対する監視機能を果たすという役割においても、定数削減はその機能を後退させるものです。さらに、定数削減の大きな理由として財政危機が挙げられています。しかし、議員定数の問題は、単に行政の簡素合理化と同じ観点で論ずる問題ではありません。財政危機を言うのなら、議員の本来やるべきことは、「なぜ財政危機を招いたのか」「財政危機を解決するにはどうしたらいいのか」を真剣に論議することではないでしょうか。したがって、安易に定数削減に走るのではなく、まずは議員報酬や政務調査費、費用弁償などの見直しなどを行うべきではないでしょうか。

また、定数削減の理由として、全国的な議員

削減の流れが挙げられますが、議員定数は、議会の審議能力、住民意思の適正な反映を確保することを基本とすべきであって、100年に一度と言われる経済危機のもとで議会の役割がますます重要になっている現状において、単純な定数の一律削減は問題であり、地域における少数意見を排除することになりかねません。そうした点では、選挙区割も、一票の格差是正を図り人口比での増減で定数は是正が行われるべきであり、1人区をふやすことは論外と言わなければなりません。

最近の宮日新聞に、「議員定数が法定数より9人も少なくなれば、県民の声を反映する県議会の役割が低下し、県民に不利益になる」とした投書がありました。本来、議員の総定数は地方自治法で規定されている法定数が基本であり、本県議会の法定数は48人です。既に3人下回っているわけで、最低でも現状維持を図って、我々議員が切磋琢磨し、議会やみずからの資質を高めて、県民の負託にこたえられる存在感のある議員、存在感のある議会活動に到達することこそが求められているのではないのでしょうか。

以上、申し述べ、今回の議員定数削減、選挙区及び定数見直しの条例改正に反対するものです。〔降壇〕

○坂口博美議長 次は、満行潤一議員。

○満行潤一議員〔登壇〕（拍手） 修正案に賛成、原案に反対の立場で討論に参加いたします。

私は、平成17年、19年、20年の選挙区特別委員会に所属をさせていただきました。最初から選挙区の広域化にこだわってまいりました。山本孫春前日向市長は、我々県会議員の先輩ですが、投書でも、しっかりと広域化が必要

だというふうに主張をされておりました。基礎自治体の役割分担を否定するものではありません。市町村独自の歴史や地理的要件など、地域特有の事情に応じて自治体は住民サービスを提供します。しかし、県政の課題や役割は県内全域が対象であり、県内あまねく平等のサービスを提供する責務があります。我々のふるさとの川は自治体の境界線に関係なく流れ、道路も隣の自治体とつながっています。県議会の役割は広い視点に立った県政のチェックではないのでしょうか。県議会としての役割と責任を存分に果たしながら、県勢のさらなる発展に努め、県民の期待と信頼に全力でこたえるためには、自分の地域のことのみ没頭するのではなく、広域化での視点が欠かせません。また、議会として県執行部と議論を十分尽くし、県民が真に豊かさと幸せを実感できる宮崎づくりに力強く取り組んでいくためにも、選挙区の広域化、いわゆる1人区解消のための合区が急がれます。民意が正確に伝わるために選挙区の広域化が必要です。一票一票が平等に反映されるために、多様な意見を反映するためにも、定数が複数の広域化が必要です。審議が十分尽くされていません。原案は県民の声を反映していません。

話し合いは譲り合いです。4会派は自民の意見も取り入れてまいりました。それぞれ地域の声を聞いての自民党案と説明を受けますが、自民案は、提案されてから最後まで、自民案は十分党内で議論し合意した最良案だと一歩も動きませんでした。自民案の説明では、「公職選挙法は原則として郡市を基本とし、1人区であっても1つの郡市なので尊重した。1人区の住民は必ずしも選挙区の任意合区を望んでいない。民意にかなっている」と言われます。しかし、原案は本当に県民の民意を反映しているの

でしょうか。私たち4会派は、丁寧に県民の意見を聞こうと、有識者との公聴会、県民との意見交換会を開こうと提案しましたが、「議員定数、区割は議会内で決めることだ」と、これまた拒否されました。

思い出してみてください。11年前の2月議会最終日に、西臼杵選挙区の定数が2から1に削減される条例改正案が審議されたとき、傍聴席は、はるばる西臼杵地域から駆けつけた人々で満席となり、長時間かけて審議された経験があります。その質疑の中で緒嶋議員は、「特別委員会報告は地域の実情が反映されておらず、審議が十分尽くされていない。委員会を再開してもう一回意見の集約を行え」とまで発言されています。

北諸県郡三股町に居住だと名乗る男性から私の自宅に電話がありました。「三股は1人の代表よりも、6人、7人の代表が三股を見てもらったほうがよい。そういう意見が多くあることを伝えてほしい」という内容でした。

1人区選挙区をなくし、任意合区をすることによって、人口の少ない地域の代表がいなくなる心配があるとの意見もあります。しかし、1市4町で合併した新都市市の選挙では、旧高城町出身の星原副議長が、当然といえば当然ですが、トップ当選でありました。県民の声は、県議会改革、選挙区の抜本的見直しです。県民の声を聞いてみようではありませんか。県北山間部と中央、県南は事情が違います。公職選挙法では、人口比例が原則だが、例外ただし書きでは、特別な事情を認めるという柔軟性のある対応ができることも明記されています。

これまで議論された経緯からも、おかしい点があります。平成17年度に自民党単独でまとめられた選挙区特例等調査特別委員会の結論は、

「今後の市町村合併の動向を見据えながら、次の選挙後において、選挙区及び定数について抜本的に見直すことが県議会に課せられた責務である」との委員長報告内容となっています。しかし、今回の原案は、選挙区は抜本的見直しになっておりません。平成19年度の議員定数・選挙区調査特別委員会の結論は、「選挙区については、市町村合併の動向を踏まえるとともに、任意合区の実施による選挙区の広域化についても十分検討する」ということでありました。今回の定数1人区が現状7選挙区から8選挙区にふえることは、抜本的に見直すことにならず、到底認められません。多くの県民が望む議会改革を断行すべきであります。

また、現状7つの定数1人区の議員はすべて自民党であり、無投票当選の選挙区も多い現状があります。改正案は1人区が8選挙区となり、これでは党利党略と言われても仕方ありません。全国的に1人区は4割、九州では5割を超えているという話ではありますが、翻って言えば、県議会の改革が進んでいない、そういうことだと思います。19年度の委員会結論をどのように党内で検討したのか、なぜ党議でそういう結論になったのか、検討の内容をぜひ開示いただきたい。切に期待をしております。

当初の3会派統一案から、公明党の意見を取り入れ、また自民党が主張する山間部への配慮をし、4会派の修正案では、西臼杵、えびの、串間の1人区を残しました。真に県民の民意に沿う修正案に賛同いただきますことを最後にお願ひ申し上げまして、討論を終わります。（拍手）〔降壇〕

○坂口博美議長 次は、松田勝則議員。

○松田勝則議員〔登壇〕（拍手） 議員発議案第11号「県議会議員の定数を定める条例及び県

議会議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例」のうち、第3条に反対し、同条の修正案に賛成の意を表し、討論を行います。

100年に一度と評される金融危機の波は一举に世界じゅうを席卷し、その波は本県にも一度に押し寄せました。ますますその影響は度合いを増しているところであります。日本産業の花形たる自動車産業や電子産業でさえ、営業損益赤字に転落、そして大手企業も株価が予想以上の下落を見せるなど、国民生活、いわんや我が県民の生活は日に日に厳しい現状にあります。失業者の増加、雇用の低迷に加え、建設業界の激変、農林水産業、商工業を初めすべての分野において不安要素を挙げれば、枚挙にいとまがありません。宮崎の知名度の飛躍的向上とは裏腹に、県民生活は出口の見えない閉塞感に閉ざされております。

このような状況下、今や行政改革は、まづもって率先すべき県民的課題であると考えます。今だからこそ、私たち県議会がまず改革のろしを上げ、県議会の機能強化、そして充実を進め、県民にその姿を示すべきであろう、こう思っております。

その中におきまして、本県議会の議員の定数が45名から39名へと大きく議席を減らしたことに対しては、大きく評価しております。我々愛みやざきは、当初、議員数に対しては各選挙区から均等に削減し、すなわち痛みを分かち合い、一票の格差を最小にするという観点から、45名から9名減らした36名を提唱いたしました。その後の委員会の議論を重ねる中で、県議会最大とも言える議員定数削減の実を得るために、社会民主党、民主党、公明党の各会派とともに足並みをそろえ、39議席の案に同意し、

さらにさらに議員定数・選挙区調査特別委員会で議論を重ねてまいりました。

その次に、次のステップたる、最大限、任意合区を行うというテーマで議論を進める中、過去を振り返りますと、2007年度、県議会議員選挙の得票総数に占める、いわゆる死に票率を見てみました。複数区全体では24.16%、一方で1人区では43.40%であり、この結果から見ましても、1人区では投票者の半数近い票が県政に直接反映されない計算となっております。「県内の一票の格差は全国平均の2.17倍を下回る」のデータに甘んじることなく、県民の意識がどこにあるのかを十分認識し、県民に県議会の矜持を示すのが、選良の民としての我々の使命であると考えております。

次なるステップでありますところの任意合区についても、昨年度の議員定数・選挙区調査特別委員会の基本方針の中で、選挙区の広域化について十分に検討する、この報告に期待し、みずからの議席を減らすこともいとわず、合区に向けて、1人区のあり方について研究に研究を重ねてまいりました。4党派は、委員を中心に所属議員が全体で幾たびも検討を重ね、その中で、自民党が提唱する中山間地への配慮、もつともなことだという考えから、これを諾とし、折衷案を受け入れました。

協議が回を重ねる中、第7回委員会はお互いの意見が分かれたままで終結、自民党内での議論を重ねることは当然のこととして、委員会としての運営の前進が見られず、その委員会の存在価値さえ疑問視する声が上がったことであります。

我が県の状況は日に日に目まぐるしく移り変わっております。今回のエコクリーン問題はもとより、産業振興、医師招聘、環境問題、県政

の課題はますます広域化しております。その広域化する課題に対して、道州制という廃藩置県以来の大改革がなされようとしております。道州制実現の先導役たる自民党道州制推進本部の意向によりますと、日本再生のためには、中央政府、地方政府の責任の明確化と地域の経済力の強化が必要とうたい、4つの達成目標、すなわち東京一極集中の是正、地方分権体制への移行、国際競争力を持つ地域経営主体としての道州政府の創出、4つ目に、地方政府の徹底的な効率化を柱として、その導入を2015年から2017年に設定しております。まさに6年後に迫っております。我々が目前の課題に全力で取り組むことは当然の責務であります。一方、県勢の発展、県民の幸福を念頭に、あすの、5年後の、そして10年後の宮崎県の姿を予期して県政のかじをとる任務もあります。道州制がこのプランどおりに施行された場合、恐らく、県から区に移管した各県では、県会議員ペースで区会議員の定数は最小限に設定されることが予想されます。この案に基づきますと、あと何回この議場で宮崎県議会が議論を繰り広げますでしょうか。

我々は、今回の議員定数の見直しが最終の結論とは考えておりません。道州制を推進される自民党において、なぜ定数・区にそこまでのこだわりを示されるのか、同じ県政に取り組む者として得心がいかないのが実情であります。県民からは第三者委員会の設置の声さえも上げられるほど、今回のこの議論は県民には見えがたいものがあつたと思っております。2年にわたる今回の特別委員会も多くの県民の注目を集めるところとなりました。最終日を迎えたきょうになっても、昨日の自民党県民の会の誕生を見るまでもなく、本当に議論が尽くされたのか、

議論の余地を残すところであります。定数・区につきましても、複数人区をふやして県民の貴重な一票を有効に生かすために、また県民の民意を反映させるためにも、合区を進める修正動議に賛成いたすものであります。議員各位の御理解を求め、かつ修正動議に賛成の意を表していただきたく、心からお願いを申し上げ、討論といたします。（拍手）〔降壇〕

○坂口博美議長 次は、河野哲也議員。

○河野哲也議員〔登壇〕（拍手） 公明党県議団を代表し、原案に反対、修正案に賛成の立場から討論させていただきます。

公明党県議団は、議員定数・選挙区調査特別委員会が設置されて以来、確認された審議事項に基づいて調査し、7月に各選挙区の定数まで定めた具体的な案を提示させていただきました。その中で、我が会派も示しておりました総定数を39とするという提案に対し全会一致を見たことは、この委員会の存在意義が確認されたものと考えます。

選挙区につきましても、審議の間、県民のお声をちょうだいしながら、県民の安心・安全を堅持できる県政の監視役としてどのような体制で議会が存在すればよいのかということ念頭に、調査をし、提案させていただきました。まず、我が会派は、39名で選挙区割は任意合区を行わない形で、宮崎市と清武町及び小林市と野尻町の合併が実施された場合の人口比例定数での14選挙区案と、38で限りなく任意合区を進めた9選挙区案で調査させていただくことを示させていただきました。これは、昨年度末提示された委員長・副委員長試案を尊重し、その中で、県民にこたえることができるものはどの観点で準備したところでございます。

12月まで調査を進める中で、中山間地域へ配

慮する観点から、顔の見える議員の必要性をひしひしと感じました。そのことは裏を返せば、県の合併構想に基づいた合区案をそのまま受け入れてよいのかということになります。熟慮に熟慮を重ねた結果、後者の任意合区案を取り下げることにしました。

しかし、その後の委員会の協議を進める中において、自民党はやっと12月に入って具体的な案を一度示したきり、歩み寄ることもなく進まず、対照的に、社民、愛みやぎき、民主の3会派は、何とか39名と選挙区割が少しでも県民の意に沿うようにとの誠意を示し、修正する動きを見せていただきました。我が会派は、検討に値するとの判断で、時間の限られている中、調査させていただきました。そして、都市部周辺の合区案は県民も納得していただけると判断し、12選挙区案を支持することといたしました。

当委員会は、審議日程を延ばしてでも、県民の多くが納得できる協議をすべきでありました。今後、広域行政を見据えた合区のあり方、1人区の考え方、まだまだ歩み寄れる余地が残っております。自民党は、法律の原則を最大限尊重するとしながら、例外が存在しております。今後の宮崎県議会改革にとって、委員会が採択した自民党案は不十分であり、到底納得のできるものではありません。しかし、2月議会で議案が提出されまして、4会派は修正案で4会派の考えを示していただくことにしました。議員発議案第11号に対し、公明党県議団は反対の立場を改めて表明するとともに、修正案に賛成し、識見あふれる自由民主党所属の議員各位におかれまして、採決の際、良識ある態度を示されることを心より期待しつつ、討論を終わります。（拍手）〔降壇〕

○坂口博美議長 次は、井上紀代子議員。

○井上紀代子議員〔登壇〕（拍手） 民主党県議団を代表し、議員発議案第11号「県議会議員の定数を定める条例及び県議会議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例」に反対の立場で討論をいたします。

議員発議案第11号に対し、なぜ4党派、社会民主党、愛みやぎき、公明党、民主党が修正案を提出するに至ったか、過去の委員会議論の経緯を述べて県民の皆さんに明らかにし、議会改革についての県民の皆さんへの判断材料にしたいと思います。

宮崎県議会は、平成17年度に設置された選挙区特例等特別委員会において、自由民主党会派の意見がまとまらず、今回と同じく自民党だけで採決をし、その報告書に、「今後の市町村合併の動向を見据えながら、次の選挙後において議員定数等を抜本的に見直す」と、玉虫色の報告をせざるを得ませんでした。全国の都道府県や市町村においては、国の交付税カットの中、厳しい財政状況を受け行財政改革が推進されており、また、全国の都道府県議会や市町村議会においても、行財政改革の模範を示すべく多くの議会で議員定数の削減を含む積極的な議会改革が行われる状況にありながら、残念ですが、宮崎県議会は結論を先延ばしにした報告にとどまりました。しかし、議員定数等の見直しは、市町村合併などにより県内の市町村議会において大幅な議員定数の削減が実施されたこと等により、県民の関心は高く、平成19年4月に行われた県議会議員選挙においては、立候補者の全員と言っても過言ではないほど定数の削減を公約に掲げる状況となりました。

そして、平成19年5月、議員定数・選挙区調

査特別委員会が設置されました。この委員会は、平成17年度の選挙区特例等特別委員会の報告にある「次期選挙後に抜本的に見直す」という結論を委員がしっかりと認識をして、定数を削減するという共通認識に立つことを確認して協議が始められました。委員会の基本方針1は、総定数に関するものであり、「総定数については、削減を行う。ただし、県議会の機能・役割が大きく低下しない範囲での削減にとどめる」。基本方針2は、選挙区割に関するものであり、「選挙区については、市町村合併の動向を踏まえるとともに、任意合区の実施による選挙区の広域化についても十分検討する」。基本方針3は、各選挙区の定数に関するものであり、「各選挙区の定数については、一票の格差を合法的な範囲で検討し、県全体の均衡ある発展にも十分配慮した設定を行う」というものです。

この委員会は9回開催され、委員会審議を経ての結果、「1、次の一般選挙において、総定数は40名以下とする。2、その選挙区割と各選挙区の定数については、来年度に検討を行う」と、全会一致で決定しました。ちなみに、委員長は蓬原正三議員です。

それを受けて、平成20年4月16日に議員定数・選挙区調査特別委員会が設置され、協議に入りました。委員会は、1回目4月、委員の選任及び正副委員長の互選。2回目5月、総定数を40名以下とするとの結論を引き続き協議すること、結論の時期については12月までに委員会としての結論を出し、次年の2月定例会で条例化することを決定。3回目6月、検討すべきテーマの設定。4回目7月、テーマごとに各党派が見解を述べる。しかし、自民党会派は会派内の意見集約が終わらず、すべて検討中で、委員

会協議が全く進まない状況で、委員会も短時間で終了する事態になりました。委員会が開催されないまま、5回目は11月になり、ここで自民党会派が「任意合区はしない」との結論を提示し、昨年の委員会での議論経過を全く無視するという結論の提示には納得できず、他会派から多くの質疑が出されました。

そして、12月2日、12月に結論を出そうと決定しているのに、初めて自民党会派が、繰り返しますが、初めて成案を提示しました。しかしながら、この提示をもって合意できることについては決定することとし、総定数39名を全会一致で決定しました。19年度開催の委員会においての全会派一致で、40名以下とするとの結論があるにもかかわらず、ここまで引き延ばされての決定でした。昨年度中を含め、1年8カ月もの会派内の議論の時間は確保されていたのに、選挙区割でやっと出された自民党会派の成案は、任意合区せず、1人区をそのまま残すというもので、まさに時代に逆行したものでした。1人区については、「県民の意思が反映されない割合が確実に増加するので、民意反映の点から疑問。得票率が議席率に正確に反映されない可能性があり、本来の民意と違った議会形成となるおそれがある。県民のニーズが増加、分散化する中、有権者の多様な意見を集約できない」等々の問題点は、多くの学者を初め指摘しています。つまり、1人区は死に票をふやすとの指摘があるのです。

協議過程において、まず、社会民主党、愛みやぎ、民主党統一の、「1、総定数は39名とする。2、選挙区割は任意合区可能な郡市をすべて任意合区した形とする9選挙区。3、各選挙区の定数は人口比例定数どおりとする」との成案を提出しました。その後、公明党からは、

「前回の委員会において、中山間地域に配慮した選挙区設定を行うべきとする公明党会派の主張に理解を示して3会派が修正案を示したことを評価し、我が会派内で再度検討を行った結果、この3会派の修正案を支持する」との発言があり、4会派統一案を成案として提出することになりました。

宮崎県は中山間地域を多く抱え、毎年度、中山間地域対策を県民の重点課題として多くの予算を組み、取り組んできました。中山間地域の交流人口をふやし、「いきいき集落」としての新たな取り組みは、人口集積の多い都市部との相互理解のもと、県政全体の課題として取り組むべきです。4会派の修正案は、医療圏、消防・防災体制等々、広域化している行政課題に適用でき、自民党会派案にも配慮して成案されています。県政の課題、その課題解決は、広域的取り組みとなっているにもかかわらず、三股町を起点として1人区をそのまま残すとは、議会改革、行財政改革より議員個人の事情を優先しているとの批判を受けても仕方のない案だと言わざるを得ません。まさに1人区を残すことを主眼に置いた議論の進め方であり、1人区を残すことを先に決め、その後合区を取り入れない理由を考えたものと受け取れる案で、自民党会派内で議論を深めてはいないのではないかと疑いを持たれるものです。また、県政の課題、問題については、県議会として総体的にそれを受けとめる力が求められているし、一つの地域の課題はそこに住んでいる者だけにしかわからないなどとの発想は、県議会の存在意義が否定されるものと同じであると考えます。

委員会の協議でも、再三、他会派から協議の中で歩み寄ることを提案されているにもかかわらず、自民党会派内が分裂する、この案以外に

ないと、協議の余地が全くなく、自民党会派が決めればすべてが決定するとの暴挙は許されるものではありません。委員会協議途中から退席せざるを得なかったことは、返す返すも残念でなりません。県民にとって、開かれた、県民の声がしっかりと生かせる県議会となるには、また改革を目指す県議会として県民から認知していただくには、まず県議会が十分議論できる場所であればなりません。県民の声をもっと聞くことを大切に、議論をもっと尽くすことを訴えます。もう、時代錯誤の定数の先祖返りは許されず、本来、みずからの身分については県議会みずからが決定し、今後の県勢発展を県民とともに歩む決意を示すことが必要であったにもかかわらず、自民党会派が、党利党略、個利個略に終始したことは残念です。県民の立場に立ち、1人区を減らし、県民の選択肢をふやし、さらなる議論を求めて、議案第11号に反対の立場からの討論といたします。（拍手）〔降壇〕

○坂口博美議長 次は、浜砂守議員。

○浜砂 守議員〔登壇〕（拍手） 自由民主党県民の会の浜砂守でございます。私は、議員発議案第11号に反対の立場から討論いたします。

この議案につきましては、私の選挙区であります西都市・西米良村の置かれている現状から見ると、地域の代表者、代弁者としてどうしても反対せざるを得ないのであります。これまで長年、自民党会派に所属をしておりましたが、昨日の党議によりまして、会派内において全員に賛成させるための党議拘束をするとの強硬な意見がありました。生粋の自民黨員である私にとってはまことに残念なことではあります。議員として議会での発言ができないことになれば、本来の使命を果たすことができないとの思いから、やむなく自民党県議団を離れて討論を

することになりました。

議員定数は地方自治法と公職選挙法で定められておりますが、地方分権が進む中、自治体の役割と同様、議会の定数についても見直しは避けて通れないことは十分理解をしております。今回、条例定数45から39への削減と、選挙区定数案が提出されたところでありますが、このことにより、西都市・西米良村選挙区の定数は、現行の2人から1人に削減されるのであります。この案では、西都市・西米良村の選挙区は、人口3万5,394人であり、議員1人当たりの人口が県内で一番多い選挙区になります。しかも、人口の最も少ない選挙区、串間市2万2,118人と比較しますと、人口格差は何と1.6倍と県内最高格差であります。人口の最も集中する宮崎市でさえ人口格差は1.51倍、都城市1.29倍、延岡市1.22倍でありますから、どう考えても納得できるはずもありません。また、選挙区1人当たりの面積は710.12平方キロメートルであり、宮崎市の13.09倍、都城市の6.53倍、延岡市の4.09倍の広さであります。全国でもこのような例は見受けられません。まさに地方切り捨ての最たるものであります。このことだけから見ても、今回提案されている議員発議案第11号について到底容認できるものではありません。断固反対するものであります。

また、議会は住民の代表機関であり、議会を通じて住民の意思を決定する機関でありますので、住民の代表機能を十分に発揮できる規模の人数が必要であります。県議会議員の定数は、地方自治法で人口規模に応じて増加させる方法で規定してあります。地方自治法第90条第2項に法定上限数が規定されております。その算出方法は、県の人口のうち75万人未満の部分については議員数40人とし、人口75万人から100万人

未満の部分については人口5万人ごとに議員1人を増加する。人口100万人以上の部分については93万人を基準に、7万人ごとに議員を1人ずつ増加するというものであります。したがって、宮崎県議会議員の法定上限数は48人であり、議員定数は本県の条例で定めることとなります。つまり、地方自治法第90条に規定されている法定上限数の考え方というのは、人口の規模によることとはしておりますが、単に人口による正比例での人数とはせず、人口の増加に応じて比例の度合いを低減し、かつ条例で定めるものとなっております。これは、人口がある程度多くなれば、必ずしも正比例でなくても会議体としての議会の機能は有することができるという考えによるものと思われまます。その会議体としての規模についても、75万人未満の都道府県の議員の法定上限数である40人から、本県の法定上限数48名の範囲内において条例で定めるものと解するものであります。

よって、県議会という会議体の規模については、いかに人口が少ない県においても、地域の声を反映し、会議体としての適正な機能を有するためにも、最低でも40人は必要であるということでありまます。宮崎県の人口は115万3,000人でありまます。全国から見ても、議員定数を39人として定めている高知県は人口79万6,000人でありまます。また、人口82万1,000人の福井県でさえ議員定数は40名、人口80万9,000人の徳島県で議員定数は41名、人口86万6,000人の佐賀県でも41名をキープしております。もちろん、人口100万人以上の都道府県で議員定数40名以下のところは、本県のほかにあるはずもありません。これは、地方自治法第90条を遵守した良識の範囲内で議員定数が定められているからであります。

次に、選挙区の設定について反対をいたしま

す。公職選挙法第15条では、その第1項において、都道府県議会の議員の選挙区は郡市の区域によるものとされています。また、第3項において、郡市区域の人口が議員1人当たりの人口に達しないときは、条例で、隣接する他の郡市の区域とあわせて1選挙区、つまり合区を設けることができるとあります。しかしながら、先日まで自民会派の中では、任意合区について、また1人区の取り扱いについても全く議論はなされておられません。それは、当然のこととして、同法第8条、現在本県で採用しているただし書き条項を適用するというので、中山間地域や過疎地域、選挙区の面積などを配慮した議員定数の設定がなされるものを前提にしていたからであります。しかし、特別委員会の結論では、そのような配慮はみじんも感じられません。ただ1人区、自分の選挙区を残すためにだけの隠された議論であったのではないかと思うわけでありまます。県議会議員として県内全域を考慮して定数配分がなされるべきであるにもかかわらず、都道府県議会の議員の選挙区は郡市の区域によるものとされているということだけを盾にしなが、合併が決定している清武町や、既に郡の体をなしていない1郡1町の三股町を1選挙区として定めるなど、1人区を守るためのまさに我田引水、自己保身のためだけにこの提案がなされたと思えなないのであります。今回、まさにそのツケが県内各地の中山間・過疎地域を犠牲にしようとしているのであります。よって、この選挙区の設定には反対であります。

国は、2018年をめどに道州制国家の成立を目指してあります。また、県議会も市町村合併の状況を十分に見きわめる必要と責任があります。本県においては旧合併特例法のもと、19の市町

村が合併し、31の市町村が誕生いたしました。さらに、平成17年4月から施行された合併新法でも、北川町が延岡市と合併し、今月末には日南市と南郷町、北郷町が合併することになっております。また、来年度には小林市と野尻町が合併し、さらに宮崎市と清武町も合併することになります。そうすれば、30市町村が26市町村になるわけであります。国も地方も大きく変わろうとしております。どうしてこのような旧態依然とした考え方しか出てこないのか、疑問でなりません。この際、抜本的な議会改革を進め、道州制国家の成立や将来の宮崎県の姿を見据えた上で可能な限り合区を進め、1人区をなくすべきであります。また次回の県議会議員の選挙までに2年余り残されております。県民が議会に対しどのような選挙区を望んでいるのか、密室の限られた議員だけの判断ではなく、県内の有識者や各種団体、地域の代表者などを対象にして広く意見を求めるべきであります。必ず、この議案と違った、県民の納得のいく答えが返ってくるものと信じます。良識ある議員諸氏に賛同を求め、本案に対し反対を願うものであります。

また、今回削減対象となっている選挙区の議員の皆さん方は、自分の選挙区において、これまで先輩方が営々と築いてこられた過去の歴史を踏まえ、現在、県議会議員としての自分の置かれている立場と責任、そして年々疲弊していく地元住民のすがるような思いを真摯に受けとめておられることと存じます。必ず自分の意思で本議案に反対し、地元の願いを貫いていただけるものと信じます。議員各位におかれましては、以上申し上げた趣旨を十分御理解の上、御賛同賜りますようお願いを申し上げまして、私の反対討論を終わります。（拍手）〔降壇〕

○坂口博美議長 以上で討論は終わりました。

◎ 議員発議案第11号に対する修正案採決

○坂口博美議長 これより採決に入ります。

まず、議員発議案第11号に対する修正案についてお諮りいたします。

この採決については、記名投票により行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○坂口博美議長 ただいまの出席議員は42名であります。

会議規則第32条の規定により、立会人に、蓬原正三議員、太田清海議員、西村賢議員、新見昌安議員、田口雄二議員、水間篤典議員を指名いたします。

投票札を配付させます。

〔投票札配付〕

○坂口博美議長 投票札の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○坂口博美議長 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○坂口博美議長 異状なしと認めます。

念のために申し上げますが、本案に賛成の議員は白票、反対の議員は青票の投票をお願いします。

立会人の立ち会いを願います。

これより投票に移ります。

それでは、議席順に順次投票を願います。

〔各議員投票〕

○坂口博美議長 投票漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○坂口博美議長 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。

立会人の点検を願います。

〔開票・点検〕

○坂口博美議長 投票の結果を報告いたします。

投票総数42票、うち白票15票、青票27票、棄権票0であります。

以上の結果、青票が多数であります。よって、修正案は否決されました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

白 票	太 田 清 海	高 橋 透
	外 山 良 治	鳥 飼 謙 二
	満 行 潤 一	凶 師 博 規
	武 井 俊 輔	西 村 賢
	松 田 勝 則	河 野 哲 也
	新 見 昌 安	長 友 安 弘
	井 上 紀 代 子	権 藤 梅 義
	田 口 雄 二	

青 票	井 本 英 雄	押 川 修 一 郎
	緒 嶋 雅 晃	河 野 安 幸
	黒 木 覚 市	黒 木 正 一
	十 屋 幸 平	外 山 衛
	外 山 三 博	中 野 一 則
	中 野 廣 明	中 村 幸 一
	野 辺 修 光	萩 原 耕 三
	福 田 作 弥	蓬 原 正 三
	松 村 悟 郎	丸 山 裕 次 郎
	宮 原 義 久	米 良 政 美
	山 下 博 三	横 田 照 夫
	徳 重 忠 夫	浜 砂 守
	水 間 篤 典	前 屋 敷 恵 美

川 添 博

◎ 議員発議案第11号採決

○坂口博美議長 次に、議員発議案第11号についてお諮りいたします。

この採決については、記名投票により行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○坂口博美議長 ただいまの出席議員は42名であります。

会議規則第32条の規定により、立会人に、蓬原正三議員、太田清海議員、西村賢議員、新見昌安議員、田口雄二議員、水間篤典議員を指名いたします。

投票札を配付させます。

〔投票札配付〕

○坂口博美議長 投票札の配付漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○坂口博美議長 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○坂口博美議長 異状なしと認めます。

念のために申し上げますが、本案に賛成の議員は白票、反対の議員は青票の投票を願います。

立会人の立ち会いを願います。

これより投票に移ります。

それでは、議席順に順次投票を願います。

〔各議員投票〕

○坂口博美議長 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○坂口博美議長 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。

前屋敷 恵 美

立会人の点検を願います。

〔開票・点検〕

○坂口博美議長 投票の結果を報告いたします。

投票総数42票、うち白票23票、青票19票、棄権0票であります。

以上の結果、白票が多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。(拍手)

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

◎ 閉 会

○坂口博美議長 以上で、今期定例会の議事はすべて終了いたしました。

これをもちまして、平成21年2月定例県議会を閉会いたします。

午後2時54分閉会

白 票	井 本 英 雄	押 川 修一郎
	緒 嶋 雅 晃	河 野 安 幸
	黒 木 覚 市	黒 木 正 一
	十 屋 幸 平	外 山 衛
	外 山 三 博	中 野 一 則
	中 野 廣 明	中 村 幸 一
	野 辺 修 光	萩 原 耕 三
	福 田 作 弥	蓬 原 正 三
	松 村 悟 郎	丸 山 裕次郎
	宮 原 義 久	米 良 政 美
	山 下 博 三	横 田 照 夫
	川 添 博	

青 票	太 田 清 海	高 橋 透
	外 山 良 治	鳥 飼 謙 二
	満 行 潤 一	冏 師 博 規
	武 井 俊 輔	西 村 賢
	松 田 勝 則	河 野 哲 也
	新 見 昌 安	長 友 安 弘
	井 上 紀代子	権 藤 梅 義
	田 口 雄 二	徳 重 忠 夫
	浜 砂 守	水 間 篤 典

資

料

平成21年2月定例県議会日程

28日間

月日	曜	区分	議事	備考
2. 19	木	本会議	開会 会議録署名議員指名 議会運営委員長審査結果報告 会期決定 議案上程 知事提案理由説明	議会運営委員会 9:15
20	金	休会	(議案調査)	
21	土		(閉庁日)	
22	日			
23	月	休会	(議案調査)	代表質問通告締切 12:00
24	火			一般質問通告締切 12:00
25	水	本会議	代 表 質 問	議会運営委員会 9:30
26	木			
27	金			請願締切 12:00
28	土		(閉庁日)	
3. 1	日			
2	月	本会議	一 般 質 問	
3	火			議員発議案締切 17:00 (会派提出)
4	水			議会運営委員会 9:30
5	木	休会	常任委員会 (補正)	
6	金			
7	土		(閉庁日)	
8	日			
9	月	本会議	常任委員長審査結果報告(補正)、質疑 討論、採決	議会運営委員会 9:30
10	火	休会	常任委員会 (当初)	
11	水			
12	木			
13	金			議員発議案締切 17:00 (会派提出を除く)
14	土		(閉庁日)	
15	日			
16	月	休会	特 別 委 員 会	議会運営委員会
17	火		(議事整理)	
18	水	本会議	常任委員長審査結果報告(当初)、質疑 討論、採決 特別委員長調査結果報告 閉会	議会運営委員会 9:30

2 1 5 - 8 7 8

平成21年2月19日

宮崎県議会議長 坂 口 博 美 殿

宮崎県知事 東国原 英 夫



議案の送付について

平成21年2月定例県議会に付議する議案を次のとおり送付いたします。

- 議案第1号 平成21年度宮崎県一般会計予算
- 議案第2号 平成21年度宮崎県開発事業特別資金特別会計予算
- 議案第3号 平成21年度宮崎県母子寡婦福祉資金特別会計予算
- 議案第4号 平成21年度宮崎県山林基本財産特別会計予算
- 議案第5号 平成21年度宮崎県拡大造林事業特別会計予算
- 議案第6号 平成21年度宮崎県林業改善資金特別会計予算
- 議案第7号 平成21年度宮崎県小規模企業者等設備導入資金特別会計予算
- 議案第8号 平成21年度宮崎県えびの高原スポーツレクリエーション施設特別会計予算
- 議案第9号 平成21年度宮崎県営国民宿舎特別会計予算
- 議案第10号 平成21年度宮崎県農業改良資金特別会計予算
- 議案第11号 平成21年度宮崎県沿岸漁業改善資金特別会計予算
- 議案第12号 平成21年度宮崎県公共用地取得事業特別会計予算
- 議案第13号 平成21年度宮崎県港湾整備事業特別会計予算
- 議案第14号 平成21年度宮崎県立学校実習事業特別会計予算
- 議案第15号 平成21年度宮崎県公営企業会計（電気事業）予算
- 議案第16号 平成21年度宮崎県公営企業会計（工業用水道事業）予算
- 議案第17号 平成21年度宮崎県公営企業会計（地域振興事業）予算
- 議案第18号 平成21年度宮崎県立病院事業会計予算
- 議案第19号 宮崎県立病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第20号 地方警察職員の定員に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第21号 県営土地改良事業分担金及び負担金徴収条例の一部を改正する条例
- 議案第22号 使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 議案第23号 都市公園条例の一部を改正する条例
- 議案第24号 教育関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 議案第25号 警察関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 議案第26号 宮崎県土地開発基金条例を廃止する条例
- 議案第27号 公の施設に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第28号 県指定統計条例及び宮崎県個人情報保護条例の一部を改正する条例

- 議案第29号 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部を改正する条例
- 議案第30号 宮崎県認定こども園の認定基準に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第31号 包括外部監査契約の締結について
- 議案第32号 全国自治宝くじ事務協議会への岡山市の加入及びこれに伴う全国自治宝くじ事務協議会規約の一部変更に関する協議について
- 議案第33号 西日本宝くじ事務協議会への岡山市の加入及びこれに伴う西日本宝くじ事務協議会規約の一部変更に関する協議について
- 議案第34号 林道事業執行に伴う市町村負担金徴収について
- 議案第35号 農政水産関係建設事業執行に伴う市町村負担金徴収について
- 議案第36号 土木事業執行に伴う市町村負担金徴収について
- 議案第37号 有料道路「一ツ葉道路」の事業変更に係る同意について
- 議案第38号 河川法第4条第1項の一級河川の指定に係る知事の意見について
- 議案第39号 宮崎県高齢者保健福祉計画の変更について
- 議案第40号 宮崎の教育創造プランの変更について
- 議案第41号 宮崎県スポーツ振興基本計画の変更について
- 議案第42号 平成20年度宮崎県一般会計補正予算（第4号）
- 議案第43号 平成20年度宮崎県開発事業特別資金特別会計補正予算（第1号）
- 議案第44号 平成20年度宮崎県山林基本財産特別会計補正予算（第1号）
- 議案第45号 平成20年度宮崎県拡大造林事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第46号 平成20年度宮崎県林業改善資金特別会計補正予算（第1号）
- 議案第47号 平成20年度宮崎県小規模企業者等設備導入資金特別会計補正予算（第1号）
- 議案第48号 平成20年度宮崎県えびの高原スポーツレクリエーション施設特別会計補正予算（第1号）
- 議案第49号 平成20年度宮崎県営国民宿舎特別会計補正予算（第1号）
- 議案第50号 平成20年度宮崎県農業改良資金特別会計補正予算（第1号）
- 議案第51号 平成20年度宮崎県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算（第1号）
- 議案第52号 平成20年度宮崎県公共用地取得事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第53号 平成20年度宮崎県港湾整備事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第54号 宮崎県行政機関設置条例の一部を改正する条例
- 議案第55号 教育関係の公の施設に関する条例等の一部を改正する条例
- 議案第56号 警察署の名称、位置及び管轄区域を定める条例の一部を改正する条例
- 議案第57号 宮崎県中小企業者等向け融資に係る損失補償に関する条例
- 議案第58号 市町の廃置分合について
- 議案第59号 工事請負契約の締結について
- 議案第60号 工事請負契約の変更について
- 議案第61号 公の施設の指定管理者の指定について
- 議案第62号 土木事業執行に伴う市町村負担金徴収についての議決内容の一部変更について

（文書取扱 財政課）

2 1 5 - 8 8 5
平成21年2月25日

宮崎県議会議長 坂 口 博 美 殿

宮崎県知事 東国原 英 夫



議案の送付について

平成21年2月定例県議会に付議する議案を次のとおり送付いたします。

- 議案第63号 平成20年度宮崎県一般会計補正予算（第5号）
- 議案第64号 宮崎県地域活性化・生活対策基金条例
- 議案第65号 宮崎県消費者行政活性化基金条例
- 議案第66号 宮崎県安心こども基金条例
- 議案第67号 宮崎県妊婦健康診査支援基金条例
- 議案第68号 宮崎県障害者自立支援対策臨時特例基金条例の一部を改正する条例
- 議案第69号 宮崎県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例
- 議案第70号 宮崎県ふるさと雇用再生特別基金条例
- 議案第71号 工事請負契約の締結について
- 議案第72号 平成21年度宮崎県一般会計補正予算（第1号）

（文書取扱 財政課）

代表質問時間割

2月25日(水)

順序	会 派	質 問 者	質 問 時 間	備考
1	自由民主党	中村 幸一	10:00~12:00	休憩
2	自由民主党	水間 篤典	13:00~15:00	

2月26日(木)

順序	会 派	質 問 者	質 問 時 間	備考
3	社会民主党	太田 清海	10:00~11:50	休憩
4	愛みやざき	武井 俊輔	13:00~14:40	

2月27日(金)

順序	会 派	質 問 者	質 問 時 間	備考
5	民 主 党	井上紀代子	10:00~11:30	休憩
6	公 明 党	新見 昌安	13:00~14:30	

* 会派別の質問時間

自由民主党	120分以内
社会民主党	55分以内
愛みやざき	50分以内
公明党	45分以内
民 主 党	45分以内

一般質問時間割

3月2日(月)

順序	会 派	質 問 者	質 問 時 間	備考
1	自由民主党	横田 照夫	10:00~11:00	
2	自由民主党	中野 廣明	11:00~12:00	休憩
3	愛みやざき	松田 勝則	13:00~14:00	
4	無所属の会	川添 博	14:00~15:00	休憩
5	自由民主党	河野 安幸	15:10~16:10	

3月3日(火)

順序	会 派	質 問 者	質 問 時 間	備考
6	自由民主党	宮原 義久	10:00~11:00	
7	自由民主党	外山 衛	11:00~12:00	休憩
8	社会民主党	高橋 透	13:00~14:00	
9	自由民主党	徳重 忠夫	14:00~15:00	休憩
10	民 主 党	田口 雄二	15:10~16:10	

3月4日(水)

順序	会 派	質 問 者	質 問 時 間	備考
11	自由民主党	黒木 覚市	10:00~11:00	
12	社会民主党	満行 潤一	11:00~12:00	休憩
13	公 明 党	長友 安弘	13:00~14:00	
14	自由民主党	井本 英雄	14:00~15:00	

* 1人当たりの質問時間 30分以内

議案 委員会審査結果表

[議案] (平成20年度補正予算関係)

番号	件名	常任委員会				
		総務 政策	厚生	商工 建設	環境 農林 水産	文教 警察 企業
第42号	平成20年度宮崎県一般会計補正予算(第4号)	可決	可決	可決	可決	可決
第43号	平成20年度宮崎県開発事業特別資金特別会計補正予算(第1号)	可決				
第44号	平成20年度宮崎県山林基本財産特別会計補正予算(第1号)				可決	
第45号	平成20年度宮崎県拡大造林事業特別会計補正予算(第2号)				可決	
第46号	平成20年度宮崎県林業改善資金特別会計補正予算(第1号)				可決	
第47号	平成20年度宮崎県小規模企業者等設備導入資金特別会計補正予算(第1号)			可決		
第48号	平成20年度宮崎県えびの高原スポーツレクリエーション施設特別会計補正予算(第1号)			可決		
第49号	平成20年度宮崎県営国民宿舎特別会計補正予算(第1号)			可決		
第50号	平成20年度宮崎県農業改良資金特別会計補正予算(第1号)				可決	
第51号	平成20年度宮崎県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算(第1号)				可決	
第52号	平成20年度宮崎県公共用地取得事業特別会計補正予算(第1号)			可決		
第53号	平成20年度宮崎県港湾整備事業特別会計補正予算(第2号)			可決		
第54号	宮崎県行政機関設置条例の一部を改正する条例	可決	可決	可決	可決	
第55号	教育関係の公の施設に関する条例等の一部を改正する条例					可決
第56号	警察署の名称、位置及び管轄区域を定める条例の一部を改正する条例					可決
第57号	宮崎県中小企業者等向け融資に係る損失補償に関する条例			可決		

番 号	件 名	常 任 委 員 会				
		総務 政策	厚生	商工 建設	環境 農林 水産	文教 警察 企業
第58号	市町の廃置分合について	可決				
第59号	工事請負契約の締結について			可決		
第60号	工事請負契約の変更について			可決		
第61号	公の施設の指定管理者の指定について			可決		
第62号	土木事業執行に伴う市町村負担金徴収についての議決 内容の一部変更について			可決		
第63号	平成20年度宮崎県一般会計補正予算（第5号）	可決	可決	可決	可決	
第64号	宮崎県地域活性化・生活対策基金条例	可決				
第65号	宮崎県消費者行政活性化基金条例	可決				
第66号	宮崎県安心こども基金条例		可決			
第67号	宮崎県妊婦健康診査支援基金条例		可決			
第68号	宮崎県障害者自立支援対策臨時特例基金条例の一部を 改正する条例		可決			
第69号	宮崎県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例			可決		
第70号	宮崎県ふるさと雇用再生特別基金条例			可決		
第71号	工事請負契約の締結について			可決		

議案・請願 委員会審査結果表

[議案] (平成21年度当初予算関係)

番号	件名	常任委員会				
		総務 政策	厚生	商工 建設	環境 農林 水産	文教 警察 企業
第1号	平成21年度宮崎県一般会計予算	可決	可決	可決	可決	可決
第2号	平成21年度宮崎県開発事業特別資金特別会計予算	可決				
第3号	平成21年度宮崎県母子寡婦福祉資金特別会計予算		可決			
第4号	平成21年度宮崎県山林基本財産特別会計予算				可決	
第5号	平成21年度宮崎県拡大造林事業特別会計予算				可決	
第6号	平成21年度宮崎県林業改善資金特別会計予算				可決	
第7号	平成21年度宮崎県小規模企業者等設備導入資金特別会計予算			可決		
第8号	平成21年度宮崎県えびの高原スポーツレクリエーション施設特別会計予算			可決		
第9号	平成21年度宮崎県営国民宿舎特別会計予算			可決		
第10号	平成21年度宮崎県農業改良資金特別会計予算				可決	
第11号	平成21年度宮崎県沿岸漁業改善資金特別会計予算				可決	
第12号	平成21年度宮崎県公共用地取得事業特別会計予算			可決		
第13号	平成21年度宮崎県港湾整備事業特別会計予算			可決		
第14号	平成21年度宮崎県立学校実習事業特別会計予算					可決
第15号	平成21年度宮崎県公営企業会計（電気事業）予算					可決
第16号	平成21年度宮崎県公営企業会計（工業用水道事業）予算					可決
第17号	平成21年度宮崎県公営企業会計（地域振興事業）予算					可決
第18号	平成21年度宮崎県立病院事業会計予算		可決			
第19号	宮崎県立病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例		可決			
第20号	地方警察職員の定員に関する条例の一部を改正する条例					可決

番号	件名	常任委員会				
		総務 政策	厚生	商工 建設	環境 農林 水産	文教 警察 企業
第21号	県営土地改良事業分担金及び負担金徴収条例の一部を改正する条例				可決	
第22号	使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例	可決	可決	可決	可決	
第23号	都市公園条例の一部を改正する条例			可決		
第24号	教育関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例					可決
第25号	警察関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例					可決
第26号	宮崎県土地開発基金条例を廃止する条例	可決				
第27号	公の施設に関する条例の一部を改正する条例			可決	可決	
第28号	県指定統計条例及び宮崎県個人情報保護条例の一部を改正する条例	可決				
第29号	職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部を改正する条例	可決				
第30号	宮崎県認定こども園の認定基準に関する条例の一部を改正する条例		可決			
第31号	包括外部監査契約の締結について	可決				
第32号	全国自治宝くじ事務協議会への岡山市の加入及びこれに伴う全国自治宝くじ事務協議会規約の一部変更に関する協議について	可決				
第33号	西日本宝くじ事務協議会への岡山市の加入及びこれに伴う西日本宝くじ事務協議会規約の一部変更に関する協議について	可決				
第34号	林道事業執行に伴う市町村負担金徴収について				可決	
第35号	農政水産関係建設事業執行に伴う市町村負担金徴収について				可決	
第36号	土木事業執行に伴う市町村負担金徴収について			可決		
第37号	有料道路「一ツ葉道路」の事業変更に係る同意について			可決		
第38号	河川法第4条第1項の一級河川の指定に係る知事の意見について			可決		
第39号	宮崎県高齢者保健福祉計画の変更について		可決			

番号	件名	常任委員会				
		総務 政策	厚生	商工 建設	環境 農林 水産	文教 警察 企業
第40号	宮崎の教育創造プランの変更について					可決
第41号	宮崎県スポーツ振興基本計画の変更について					可決
第72号	平成21年度宮崎県一般会計補正予算(第1号)	可決	可決	可決	可決	可決

[請願]

番号	件名	常任委員会				
		総務 政策	厚生	商工 建設	環境 農林 水産	文教 警察 企業
第5号	後期高齢者医療制度の充実を求める請願		継続			
第9号	「宮崎県中小企業振興基本条例(仮称)」の制定を求める請願			継続		
第11号	障害者自立支援法の抜本的改善を求める請願		継続			
第17号	地域医療の再生を求める意見書提出についての請願		採択			
第18号	「協同出資・協同経営で働く協同組合法」(仮称)の速やかな制定について意見書の提出を求める請願			採択		

番号	件名	議員定数・選挙区調査特別委員会
第16号	宮崎県議会の議員定数削減と区割り改悪に反対する請願	不採択

閉会中の継続審査・調査申出一覧

平成21年2月定例県議会

委員会名	事 件	理 由
総務政策常任委員会	県民政策及び行財政対策に関する調査	調査を要するため
厚生常任委員会	請願第5号 後期高齢者医療制度の充実を求める 請願 請願第11号 障害者自立支援法の抜本的改善を求める 請願 福祉保健行政の推進並びに県立病院事業に関する調査	慎重な審査・調査を要するため
商工建設常任委員会	請願第9号 「宮崎県中小企業振興基本条例(仮称)」 の制定を求める請願 商工観光振興対策及び土木行政の推進に関する調査	慎重な審査・調査を要するため
環境農林水産 常任委員会	環境対策及び農林漁業振興対策に関する調査	調査を要するため
文教警察企業 常任委員会	教育及び警察行政の推進並びに公営企業の経営に関する調査	調査を要するため
議会運営委員会	次期県議会の会期日程及び議会運営に関する調査	円滑な議会運営を図るため

議案議決件名一覽表

議 案 番 号	件 名	議 決 月 日
知事提出議案第1号	平成21年度宮崎県一般会計予算	3月18日・可 決
" 第2号	平成21年度宮崎県開発事業特別資金特別会計予算	"
" 第3号	平成21年度宮崎県母子寡婦福祉資金特別会計予算	"
" 第4号	平成21年度宮崎県山林基本財産特別会計予算	"
" 第5号	平成21年度宮崎県拡大造林事業特別会計予算	"
" 第6号	平成21年度宮崎県林業改善資金特別会計予算	"
" 第7号	平成21年度宮崎県小規模企業者等設備導入資金特別会計予算	"
" 第8号	平成21年度宮崎県えびの高原スポーツレクリエーション施設特別会計予算	"
" 第9号	平成21年度宮崎県営国民宿舎特別会計予算	"
" 第10号	平成21年度宮崎県農業改良資金特別会計予算	"
" 第11号	平成21年度宮崎県沿岸漁業改善資金特別会計予算	"
" 第12号	平成21年度宮崎県公共用地取得事業特別会計予算	"
" 第13号	平成21年度宮崎県港湾整備事業特別会計予算	"
" 第14号	平成21年度宮崎県立学校実習事業特別会計予算	"
" 第15号	平成21年度宮崎県公営企業会計（電気事業）予算	"
" 第16号	平成21年度宮崎県公営企業会計（工業用水道事業）予算	"
" 第17号	平成21年度宮崎県公営企業会計（地域振興事業）予算	"
" 第18号	平成21年度宮崎県立病院事業会計予算	"
" 第19号	宮崎県立病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	"
" 第20号	地方警察職員の定員に関する条例の一部を改正する条例	"
" 第21号	県営土地改良事業分担金及び負担金徴収条例の一部を改正する条例	"
" 第22号	使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例	"
" 第23号	都市公園条例の一部を改正する条例	"

議 案 番 号	件 名	議 決 月 日
知事提出議案第24号	教育関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例	3月18日・可 決
〃 第25号	警察関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例	〃
〃 第26号	宮崎県土地開発基金条例を廃止する条例	〃
〃 第27号	公の施設に関する条例の一部を改正する条例	〃
〃 第28号	県指定統計条例及び宮崎県個人情報保護条例の一部を改正する条例	〃
〃 第29号	職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部を改正する条例	〃
〃 第30号	宮崎県認定こども園の認定基準に関する条例の一部を改正する条例	〃
〃 第31号	包括外部監査契約の締結について	〃
〃 第32号	全国自治宝くじ事務協議会への岡山市の加入及びこれに伴う全国自治宝くじ事務協議会規約の一部変更に関する協議について	〃
〃 第33号	西日本宝くじ事務協議会への岡山市の加入及びこれに伴う西日本宝くじ事務協議会規約の一部変更に関する協議について	〃
〃 第34号	林道事業執行に伴う市町村負担金徴収について	〃
〃 第35号	農政水産関係建設事業執行に伴う市町村負担金徴収について	〃
〃 第36号	土木事業執行に伴う市町村負担金徴収について	〃
〃 第37号	有料道路「一ツ葉道路」の事業変更に係る同意について	〃
〃 第38号	河川法第4条第1項の一級河川の指定に係る知事の意見について	〃
〃 第39号	宮崎県高齢者保健福祉計画の変更について	〃
〃 第40号	宮崎の教育創造プランの変更について	〃
〃 第41号	宮崎県スポーツ振興基本計画の変更について	〃
〃 第42号	平成20年度宮崎県一般会計補正予算（第4号）	3月9日・可 決

議 案 番 号	件 名	議 決 月 日
知事提出議案第43号	平成20年度宮崎県開発事業特別資金特別会計補正予算（第1号）	3月9日・可 決
〃 第44号	平成20年度宮崎県山林基本財産特別会計補正予算（第1号）	〃
〃 第45号	平成20年度宮崎県拡大造林事業特別会計補正予算（第2号）	〃
〃 第46号	平成20年度宮崎県林業改善資金特別会計補正予算（第1号）	〃
〃 第47号	平成20年度宮崎県小規模企業者等設備導入資金特別会計補正予算（第1号）	〃
〃 第48号	平成20年度宮崎県えびの高原スポーツレクリエーション施設特別会計補正予算（第1号）	〃
〃 第49号	平成20年度宮崎県営国民宿舎特別会計補正予算（第1号）	〃
〃 第50号	平成20年度宮崎県農業改良資金特別会計補正予算（第1号）	〃
〃 第51号	平成20年度宮崎県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算（第1号）	〃
〃 第52号	平成20年度宮崎県公共用地取得事業特別会計補正予算（第1号）	〃
〃 第53号	平成20年度宮崎県港湾整備事業特別会計補正予算（第2号）	〃
〃 第54号	宮崎県行政機関設置条例の一部を改正する条例	〃
〃 第55号	教育関係の公の施設に関する条例等の一部を改正する条例	〃
〃 第56号	警察署の名称、位置及び管轄区域を定める条例の一部を改正する条例	〃
〃 第57号	宮崎県中小企業者等向け融資に係る損失補償に関する条例	〃
〃 第58号	市町の廃置分合について	〃
〃 第59号	工事請負契約の締結について	〃

議 案 番 号	件 名	議 決 月 日
知事提出議案第60号	工事請負契約の変更について	3月9日・可 決
〃 第61号	公の施設の指定管理者の指定について	〃
〃 第62号	土木事業執行に伴う市町村負担金徴収についての議決内容の一部変更について	〃
〃 第63号	平成20年度宮崎県一般会計補正予算（第5号）	〃
〃 第64号	宮崎県地域活性化・生活対策基金条例	〃
〃 第65号	宮崎県消費者行政活性化基金条例	〃
〃 第66号	宮崎県安心こども基金条例	〃
〃 第67号	宮崎県妊婦健康診査支援基金条例	〃
〃 第68号	宮崎県障害者自立支援対策臨時特例基金条例の一部を改正する条例	〃
〃 第69号	宮崎県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例	〃
〃 第70号	宮崎県ふるさと雇用再生特別基金条例	〃
〃 第71号	工事請負契約の締結について	〃
〃 第72号	平成21年度宮崎県一般会計補正予算（第1号）	3月18日・可 決
議員発議案 第1号	WTO農業交渉・日豪経済連携連携協定（EPA）交渉に関する意見書	〃
〃 第2号	食料自給率の向上を求める意見書	〃
〃 第3号	中山間地域等直接支払制度の継続と充実を求める意見書	〃
〃 第4号	保育制度改革に関する意見書	〃
〃 第5号	「緑の社会」への構造改革をを求める意見書	〃
〃 第6号	年金記録問題の速やかな解決を求める意見書	〃
〃 第7号	医師の養成・確保対策の充実を求める意見書	〃
〃 第8号	遠位型ミオパチーの治療薬早期実現に関する意見書	〃
〃 第9号	「協同出資・協同経営で働く協同組合法」（仮称）の速やかな制定を求める意見書	〃
〃 第10号	北朝鮮による日本人拉致問題の解決のため経済制裁の延長と追加制裁などを求める意見書	〃
〃 第11号	県議会議員の定数を定める条例及び県議会議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例	〃

議員發議條例、意見書

議員発議案第1号

WTO農業交渉・日豪経済連携協定（EPA）交渉に関する意見書

WTO農業交渉（ドーハ・ラウンド）は、鉱工業製品と同様に農産物の保護削減の基準等を決め、自由貿易を進めるものであり、昨今の世界的な経済不況を背景として、再び合意に向けた動きが加速している状況や、農産物の関税削減に対する政府の姿勢に国民や農業者の不安が高まっている。

また、日豪経済連携協定（EPA）交渉では、豪州の主な輸出農産物が日本の重要品目（米、牛肉、小麦、砂糖、乳製品）と競合していることから、仮にこれらの関税が撤廃されると、豪州から大量の農産物が輸入され、日本農業は大きな打撃を受ける。

食料自給率が40%と先進国で最も低い我が国にとって、農業の維持的発展に向けた構造改革を進め、食料自給率の向上及び食料生産体制の強化を図ることが重要な課題である。

よって、国並びに政府においては、日本の食料と地域の農業・農村・暮らしを守り、食料輸入国や途上国における食料主権、多様な農業の共存を維持するためにも、次の事項について強く要望する。

記

- 1 WTO農業交渉では、関税の大幅な削減から除外できるコメなど重要品目の十分な数を確保するとともに、食料輸出国による関税の上限設定を阻止し、また低関税輸入枠の拡大は認めないこと。
- 2 食料輸入国や途上国の唯一の対抗手段である特別セーフガード（緊急輸入制限措置）を維持・拡大すること。
- 3 日豪EPA交渉にあたり、国民の基礎的食料である米、牛肉、小麦、砂糖、乳製品などの重要品目は関税撤廃の対象外とし、国内農業を守るよう全力を挙げて交渉すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年3月18日

宮 崎 県 議 会

衆 議 院 議 長	河 野 洋 平 様
参 議 院 議 長	江 田 五 月 様
内 閣 総 理 大 臣	麻 生 太 郎 様
外 務 大 臣	中 曾 根 弘 文 様
財 務 大 臣	与 謝 野 馨 様
農 林 水 産 大 臣	石 破 茂 様
経 済 産 業 大 臣	二 階 俊 博 様

議員発議案第2号

食料自給率の向上を求める意見書

最近の食料をめぐる国際情勢は、発展途上国の人口増加や経済力の向上により食糧需要が一層拡大するとともに、干ばつや地球温暖化の進行、バイオ燃料の需要増加等により穀物価格が高騰するなど、食料の安定供給に対する国民の不安が高まっている。

こうした中、我が国では、国民の食生活の大きな変化や輸入農産物の増加などから、食料自給率が40%にまで低下しており、食料の安定供給の観点から他の先進国と比べても危機的な状態となっている。

食料は、人間の生命の維持に欠くことができないものであり、食料の安定供給を確保することは、国の基本的な責務である。

よって、国においては、農業の振興と食料自給率の向上のため、下記事項について措置を講ずるよう強く要望する。

記

- 1 国内の農業生産を強化し、生産と消費両面から食料自給率の向上に必要な施策を早急に充実・強化すること。
- 2 農業の担い手の育成を図るとともに、担い手への農地の面的集積や耕作放棄地の解消など農地の有効利用を促進すること。
- 3 米の消費拡大、地産地消の推進、食の安全・安心の確保など、国産農産物の需要拡大に積極的に取り組むこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年3月18日

宮 崎 県 議 会

衆議院議長	河野洋平	様
参議院議長	江田五月	様
内閣総理大臣	麻生太郎	様
総務大臣	鳩山邦夫	様
財務大臣	与謝野馨	様
農林水産大臣	石破茂	様

議員発議案第3号

中山間地域等直接支払制度の継続と充実を求める意見書

中山間地域の農地は、毎年、耕作・管理されることで、水源のかん養、洪水の防止、美しい緑の景観の提供など多面的機能を発揮し、下流域の都市住民を含む多くの人々の生命・財産と豊かな暮らしを守っている。

しかしながら、中山間地域では、過疎化や高齢化が進む中で自然的、経済的、社会的条件の不利性から、担い手の減少、耕作放棄地の増加などによって、農地の持つ多面的機能が低下し、大きな経済的損失を生じることが懸念されている。

こうした背景を受け、国民的な理解の下に創設された中山間地域等直接支払制度は、本県でも平成12年度から実施しており、耕作放棄地の抑制、機械・施設の共同利用、集落営農や法人化の推進など、多面的機能を維持・発揮させるために一定の効果を発揮している。

現在、中山間地域等直接支払制度は、第2期対策が実施されているが、その実施期間は平成17年度から平成21年度までとなっていることから、今後も、継続的な実施が求められている。

よって、国においては、平成21年度までの現行対策の実施期間後も中山間地域等直接支払制度を継続するとともに、中山間地域対策のより一層の充実強化を図るよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年3月18日

宮 崎 県 議 会

衆議院議長	河野洋平様
参議院議長	江田五月様
内閣総理大臣	麻生太郎様
総務大臣	鳩山邦夫様
財務大臣	与謝野馨様
農林水産大臣	石破茂様

保育制度改革に関する意見書

今日の保育の現状は、少子化の進行や核家族の増加、就業形態の多様化などとともに、都市間格差や所得格差が重複し、家庭や地域における子育て環境は厳しさを増すばかりである。

このような状況の中で、これまで保育サービス提供事業所は、子ども一人ひとりの心身の健全な成長発達を支え、そのことによって保護者の就労・病気・介護・育児不安（負担）等、子育て家庭の支援に取り組んできている。

ところが、地方分権改革推進委員会、規制改革会議等では、現行保育制度改革について、市場原理に基づく入所要件の緩和などの議論が行われている。

その内容は、保育所設置基準のハードルを下げて営利事業所等の新規参入を容易にし、経済効率性を優先させるという、あたかも「保育の商品化」のようであり、このような改革論議は決して看過できない。

保育所をめぐっては、特に大都市圏では待機児童の解消が大きな問題となっている一方、宮崎県をはじめとする多くの地方の市町村では、少子化の影響で定員割れが進むなど、大都市と地方ではその抱える課題が大きく異なっており、国の目指す改革がこのまま実施されれば、所得による保育格差や価格（保育料）競争による保育水準の低下、さらには預かる子どもの選別など、結果として子どもが育つ環境の劣悪化に繋がるのが危惧される。

よって、国におかれては、保育制度改革の議論は子どもの立場に立ち、地方の実情をしっかりと踏まえて行うよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年3月18日

宮 崎 県 議 会

衆議院議長	河野洋平様
参議院議長	江田五月様
内閣総理大臣	麻生太郎様
厚生労働大臣	舛添要一様

「緑の社会」への構造改革を求める意見書

100年に一度といわれる経済危機の打開策として、各国がいわゆる「グリーン・ニューディール」を選択し始める中、我が国においても、環境・エネルギー分野を経済成長の牽引役とする「日本版グリーン・ニューディール」をまとめる方針が固められ、具体的な検討に着手されたところである。

環境・エネルギー分野で最先端の技術を持つ我が国は、それらの技術を活かすことで大きな経済効果や雇用創出が期待でき、環境保全と経済発展を結びつけ両立させることは、持続可能な社会を構築していく上でも極めて重要な課題である。

経済危機の今こそ、「緑の社会」へと大転換するチャンスととらえ、「日本版グリーン・ニューディール」を推進し、諸外国に先駆けて不況を克服するとともに、低炭素社会・循環型社会・自然共生社会のモデルとなる社会を示すべきである。

よって、国におかれては、環境・エネルギー分野へ大胆に投資し、需要を喚起することで産業を振興し、雇用を創出するよう下記事項について強く要望する。

記

- 1 日本の誇る環境技術を駆使して環境産業の活性化を促すこと。特に太陽光発電については、全小中学校への設置など普及推進に大胆に取り組むこと。
- 2 電気自動車、プラグイン・ハイブリッド車など次世代自動車の普及を急ぎ、温室効果ガス排出削減の観点から公共交通機関の活性化への支援を拡充すること。
- 3 森林吸収量の目標として掲げる温室効果ガス排出削減3.8%の実現に向け、林業と建設業の協働も行いつつ間伐・植林等の森林整備を進めること。
- 4 バイオ燃料事業を拡大強化し、その利活用によって地域の特性を生かした活性化を図り、バイオマスタウン300地区を早期に実現すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年3月18日

宮 崎 県 議 会

衆議院議長	河野洋平様
参議院議長	江田五月様
内閣総理大臣	麻生太郎様
環境大臣	斉藤鉄夫様

議員発議案第6号

年金記録問題の速やかな解決を求める意見書

5000万件の未統合記録の発覚以来、年金記録問題は今日においても解決に向かうどころか、ますます混迷の度合いを深めている。

全受給者・加入者宛の「ねんきん特別便」は2008年10月に発送を終えたが、その後の記録の訂正・統合や、受給者への正しい年金額の支払いなどは大幅に遅れている。とりわけ、高齢の受給者にとって年金の支給は切実な問題であり、支払いが半年～1年先といった悠長な対応は許されない。また、昨年、新たに発覚した厚生年金の保険料額の引き下げや加入期間の短縮といった、いわゆる「消された年金記録」問題についても、実態解明や被害補償は進んでいない。

よって、国においては、年金記録問題を速やかに解決し、すべての国民が納付した保険料に見合った年金を確実に受給できるよう、次の事項を含む政策の実施を強く要望する。

- 1 年金記録問題の解決には、社会保険庁、厚生労働省、総務省のみならず、全省庁と民間企業・民間団体にも協力を要請して取り組むこと。
- 2 全国の社会保険事務所や市町村に散在している手書きの台帳とコンピュータ記録とを短期間のうちに照合し、コンピュータ記録を正確なものにすること。
- 3 年金記録の訂正が行われた受給者が、正しい年金額を迅速に受け取ることができるようにするため、再裁定処理に関する業務の効率化を図ること。
- 4 年金記録問題第三者委員会における年金記録訂正に係る苦情のあっせんに際しては、本人に保険料納付の証拠等がない場合や、不適正な事務処理等によって記録が不明確であった場合には、本人の立場に立って記録を訂正すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成21年3月18日

宮 崎 県 議 会

衆 議 院 議 長	河 野 洋 平 様
参 議 院 議 長	江 田 五 月 様
内 閣 総 理 大 臣	麻 生 太 郎 様
総 務 大 臣	鳩 山 邦 夫 様
厚 生 労 働 大 臣	舛 添 要 一 様

医師の養成・確保対策の充実を求める意見書

医療の高度化・専門科、患者の専門医志向などにより、医師に対する需要が増加する中、新医師臨床研修制度の導入により大学医局の医師派遣機能が低下し、地域の基幹的病院からの医師の引き上げが相次ぐなど、医師不足はますます深刻化している。

このため、本県においては、医師修学資金の貸与など様々な医師確保施策に取り組んでいるところであるが、県独自の取り組みには限界があり、国において抜本的対策が待たれるところである。

国においては、抑制してきた医師の養成数を増加に転じたものの、その効果が生じるのは10年後以降であり、また、現在取り組まれている各種施策も抜本的な医師確保対策とはなっていない状況である。

現下の喫緊の医師不足を解消するため、次の事項に取り組まれるとともに必要な財政措置を講ずるよう強く要望する。

記

- 1 新医師臨床研修制度の見直しに当たっては、都市部の研修病院の定員を見直すなど、地方の研修病院が十分な研修医を確保できるよう速やかな措置を講じるとともに、指導医の確保など医師研修制度の充実を図ること。
- 2 医療需要の増大等に対応するため、医師の必要数を適切に見直し、医学部定員増の措置を講じて必要な医師の養成・確保を早期に図るとともに、医学部の教育体制を拡充すること。
- 3 へき地等の慢性的医師不足を解消するため、医療機関の管理者要件として一定期間のへき地勤務を義務付けるとともに、医師の地域偏在を是正すること。
- 4 地域医療を守るために、勤務医の勤務環境・労働条件の改善等とともに、特に不足している、小児科、産婦人科等医師を確保するため、診療報酬制度を改善するなど、抜本的な対策を早急に実施すること。
- 5 今後、大幅に増加が予想される女性医師が安心して仕事と子育てを両立できる環境整備を早急に図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年3月18日

宮 崎 県 議 会

衆議院議長	河野洋平	様
参議院議長	江田五月	様
内閣総理大臣	麻生太郎	様
財務大臣	与謝野馨	様
文部科学大臣	塩谷立	様
厚生労働大臣	舛添要一	様

議員発議案第8号

遠位型ミオパチーの治療薬早期実現に関する意見書

遠位型ミオパチーは、20代、30代に多く発症し、手足の先の筋肉から徐々に侵され、やがては寝たきりになる可能性がある進行性の筋疾患である。約100万人に数人の確率で発病するといわれ、「縁取り空胞型」「三好型」「眼咽頭遠位型」と様々な型があり、いまだに原因不明の部分が多く、治療法も確立されていない難病である。

この病気で苦しむ患者は、日々、際限のない病状悪化に不安を抱きながら生活しており、一日一日が大変貴重で切実である。

そうした中、縁取り空胞型については、日本の研究者が世界に先駆けて治療法開発研究を進めており、ようやく明るい兆しが見えてきたところである。

しかし、現実に治療薬とするまでには、今まで以上の研究推進と新薬の開発、製品化において製薬会社の協力が不可欠である。

よって、国におかれては、次の措置を講じるよう強く要望する。

記

- 1 遠位型ミオパチーの治療研究費増額により研究推進を図ること。
- 2 希少疾病に対する新薬開発推進制度を早急に確立すること。
- 3 遠位型ミオパチーを難治性疾患克服研究事業や特定疾患治療研究事業の対象疾患に指定すること。
- 4 上記3項目について、十分な財政措置を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年3月18日

宮 崎 県 議 会

衆議院議長	河野洋平	様
参議院議長	江田五月	様
内閣総理大臣	麻生太郎	様
財務大臣	与謝野馨	様
厚生労働大臣	舛添要一	様

議員発議案第9号

「協同出資・協同経営で働く協同組合法」（仮称）の速やかな 制定を求める意見書

現在、地域のさまざまな課題を解決するため、NPO、協同組合、ボランティア団体などによって地域に密着した公益性の高い活動が展開されており、住民自身の力に大きな期待がかかっている。この一つの形態である「協同労働の協同組合」は、参加する人が協同で出資し、協同で経営し、協同で働くという形であり、雇う、雇われるという関係でなく、働くことを通じて安心と豊かさを実感できるコミュニティをつくり、人とのつながりや社会とのつながりを大切にする働き方として、フリーター等のワーキングプアの受け皿としても期待されている。

この「協同労働の協同組合」の理念の働き方を実践している人は、全国でわかっているだけで約3万人、年300億円にのぼる事業規模と言われている。既に欧米では、労働者協同組合（ワーカーズコープ、ワーカーズコレクティブ）についての法制度が整備されているところである。

しかし、我が国では、この「協同労働の協同組合」には法的根拠がないため、社会的理解が不十分であり、団体として入札・契約ができなかったり、社会保障の負担が働く個人にかかるなどの問題がある。

よって、国におかれては、社会の実情を踏まえ、地域活性化の視点からも、協同出資・協同経営で働く協同組合法（仮称）の速やかな制定されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年3月18日

宮 崎 県 議 会

衆 議 院 議 長	河 野 洋 平 様
参 議 院 議 長	江 田 五 月 様
内 閣 総 理 大 臣	麻 生 太 郎 様
総 務 大 臣	鳩 山 邦 夫 様
厚 生 労 働 大 臣	舛 添 要 一 様
経 済 産 業 大 臣	二 階 俊 博 様

議員発議案第10号

北朝鮮による日本人拉致問題の解決のため経済制裁の延長と追加制裁などを求める意見書

北朝鮮は、昨年6月の日朝実務者協議において約束した拉致被害者の再調査について、その後何ら動きを見せしておらず、拉致問題は大きな進展がない状態である。

一方、昨年10月に米国による北朝鮮のテロ支援国家指定が解除されたことは、拉致問題の解決に大きな影響をあたえている。

国は、北朝鮮船舶の入港禁止措置及び北朝鮮からすべての品目の輸入禁止措置などの制裁を行っているが、その期限が、6ヵ月ごとの更新で4月13日に到来することから、引き続き、経済制裁を延長することは当然であり、輸出禁止や北朝鮮がチャーターした船舶の入港禁止などの措置を追加して、北朝鮮に対して圧力をかけることが不可欠である。

今般、ヒラリー・クリントン米国国務長官が北朝鮮による日本人拉致被害者の家族と面会し、拉致問題について理解を示されているが、日本人拉致被害者を一日も早く救出するためには、米国や韓国をはじめ国際社会に対して強い支持と協力を求め、国際社会と協調して圧力をかけていくことが必要である。

今後、国においては、拉致被害者の生存情報など情報収集活動を一層強化するとともに、北朝鮮による日本人拉致問題の解決に向けて、ねばり強い対話と経済制裁を含めた積極的な行動を進めるよう、強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年3月18日

宮 崎 県 議 会

衆議院議長	河野洋平様
参議院議長	江田五月様
内閣総理大臣	麻生太郎様
総務大臣	鳩山邦夫様
法務大臣	森英介様
外務大臣	中曾根弘文様
国家公安委員会委員長	佐藤勉様

議員発議案第11号

県議会議員の定数を定める条例及び各選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例

(県議会議員の定数を定める条例の一部改正)

第1条 県議会議員の定数を定める条例(平成14年宮崎県条例第26号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>地方自治法(昭和22年法律第67号)第90条第1項の規定により、 県議会議員の定数は、<u>45人</u>とする。</p> <p>(県議会議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部改正)</p>	<p>地方自治法(昭和22年法律第67号)第90条第1項の規定により、 県議会議員の定数は、<u>39人</u>とする。</p>

第2条 県議会議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例(昭和33年宮崎県条例第28号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>第2条 <u>日南市の区域と、南那珂郡南郷町及び北郷町の区域を合せ て1選挙区を設ける。</u></p> <p>第3条 西都市の区域と、児湯郡西米良村の区域を<u>合せて1選挙区</u> を設ける。</p> <p>第4条 <u>前2条</u>に定めるものを除くほか、県議会議員の選挙区は、 郡市の区域による。</p> <p>第5条 各選挙区において選挙すべき議員の数は次のとおりとする 。</p> <p>選挙区 議員数</p>	<p>第2条 <u>削除</u></p> <p>第3条 西都市の区域と、児湯郡西米良村の区域を<u>合わせて1選挙</u> 区を設ける。</p> <p>第4条 <u>前条</u>に定めるものを除くほか、県議会議員の選挙区は、郡 市の区域による。</p> <p>第5条 各選挙区において選挙すべき議員の数は次のとおりとする 。 選挙区 議員数</p>

[略]	[略]	3人
日南市 <u>(南那珂郡南郷町及び北郷町の区域を含む。)</u>	日南市	3人
[略]	[略]	

第3条 県議会議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に關する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>第2条 <u>削除</u></p> <p>第4条 <u>前条</u>に定めるものを除くほか、県議会議員の選挙区は、郡市の区域による。</p> <p>第5条 各選挙区において選挙すべき議員の数は次のとおりとする。</p> <p>。 選挙区 議員数</p> <p>宮崎市 <u>12人</u></p> <p>[略]</p> <p>日南市 <u>3人</u></p> <p>小林市 2人</p> <p>日向市 <u>3人</u></p> <p>[略]</p> <p>西都市 (児湯郡西米良村の区域を含む。)</p> <p>[略]</p> <p>北諸県郡 1人</p> <p><u>西諸県郡</u> <u>1人</u></p>	<p>第2条 <u>小林市の区域と、西諸県郡高原町及び野尻町の区域を合わせて1選挙区を設ける。</u></p> <p>第4条 <u>前2条</u>に定めるものを除くほか、県議会議員の選挙区は、郡市の区域による。</p> <p>第5条 各選挙区において選挙すべき議員の数は次のとおりとする。</p> <p>。 選挙区 議員数</p> <p>宮崎市 <u>11人</u></p> <p>[略]</p> <p>日南市 <u>2人</u></p> <p>小林市 <u>(西諸県郡高原町及び野尻町の区域を含む。)</u> 2人</p> <p>日向市 <u>2人</u></p> <p>[略]</p> <p>西都市 (児湯郡西米良村の区域を含む。)</p> <p>[略]</p> <p>北諸県郡 1人</p>

<p>[略] 東白杵郡 [略]</p>	<p>[略] 東白杵郡 [略]</p>
<p><u>2人</u></p>	<p><u>1人</u></p>

附 則

この条例は、次の一般選挙から施行する。ただし、第2条の規定は、平成21年3月30日から施行する。

請 願 一 覽 表

総 括 表 (その1)

委 員 会	請 願		計	備 考
	新 規	継 続		
総 務 政 策	—	—	—	
厚 生	1	2	3	
商 工 建 設	1	1	2	
環 境 農 林 水 産	—	—	—	
文 教 警 察 企 業	—	—	—	
計	2	3	5	

新規請願

厚生常任委員会

請願番号	請願第17号	受理年月日	平成21年 2月27日
請願者住所・氏名	宮崎市大島町天神前1171番地 医師・医学生署名をすすめる宮崎の会 代表 日高 明義		
請願の件名	<p>(要旨) 地域医療の再生を求める意見書提出の請願書 (請願の趣旨)</p> <p>世界に誇る日本の医療システムは、公的医療費が抑制される中でも、今日まで現場の医療関係者の懸命な努力で支えられてきました。しかし、ここにいたって現場の医師の頑張りも限界を越え、産科・小児科、救急医療をはじめ全国で勤務医不足が顕在化し、医療崩壊がドミノ倒しのように広がっています。現在日本の医師の絶対数不足は、国際比較でも明らかで、特に病院医療を担う勤務医不足は深刻です。宮崎県内においても昨年、県立延岡病院の消化器内科が休診し、平成21年4月からは腎臓内科や神経内科も休診せざるを得ない状況に追い込まれています。宮崎市でも宮崎市郡医師会病院の内科医不在に伴い昨年7月より8つの病院が輪番制で当直・夜間帯の内科救急患者を受け入れる状態が続いています。</p> <p>このように救急医療体制をはじめとした地域医療を取り巻く状況は深刻化しており多くの県民が日々、不安を感じています。</p> <p>今こそ、国は必要な予算措置をとり、実効ある対策を早急に実施することで、医療崩壊を阻止し、国民皆保険制度に対する国民からの信頼を回復するように努めなければなりません。</p> <p>つきましては、地域医療再生のために下記の事項について国に対しての意見書を提出下さいますよう請願致します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1、地域医療を守るために、勤務医が働き続けられるよう抜本的な施策を早急に講ずること。 2、OECD諸国並みの医師数をめざして、大幅な医学部定員増を早急に行うこと。そのために医学部の教育体制を拡充すること。 3、生涯にわたって全国どこでも医師が学び続けられるように、指導医の確保など医師研修制度を充実させること。 4、それらに必要な予算措置をとること。 		

紹介議員	萩原 耕三 新見 昌安 外山 良治 凶師 博規 田口 雄二 前屋敷恵美
摘要	

新規請願

商工建設常任委員会

請願番号	請願第18号	受理年月日	平成21年 2月27日
請願者住所・氏名	宮崎市吉村町西田甲679-1番地 日本労働者協同組合連合会（ワーカーズコープ） センター事業団 宮崎地域福祉事業所「なごみ」 所長 中武 智子		
請願の件名	<p>「協同出資・協同経営で働く協同組合法」（仮称）の速やかな制定について意見書の提出を求める請願 （請願の要旨）</p> <p>今、地域のさまざまな課題を解決するため、行政だけでなく、住民自身の力に大きな期待がかかっています。そのようななかで、地域に密着した公益性の高い活動が、NPO（特定非営利活動法人）、協同組合、ボランティア団体などによって事業展開されています。このひとつである「協同労働の協同組合」は、協同組合に参加する人すべてが、協同で出資し、協同で経営し、協同で働くかたちをとっており、「働くこと」を通じて「人と人とのつながりを取り戻し、コミュニティの再生をめざす」活動を続けています。全国には「協同労働の協同組合」の理念で活動している人は、わかっているだけで約3万人にのぼり、事業規模は年300億円にのぼるとされています。事業内容は、介護・福祉サービスや子育て支援、オフィスビルの総合管理など幅広く、企業で正規に雇用されない若者や退職した高齢者が集まり、働きやすい職場を自分たちでつくり、フリーターや「ワーキングプア」の受け皿としても期待されています。</p> <p>しかし現在この「協同労働の協同組合」には法的根拠がないため、社会的理解が不十分であり、団体として入札・契約ができなかったり、社会保障の負担が働く個人にかかるなどの問題があります。既に欧米では、労働者協同組合（ワーカーズコープ、ワーカーズコレクティブ）についての法制度が整備されています。わが国でも「協同労働の協同組合」に関する法律（「協同出資・協同経営で働く協同組合法」・仮称）の法制化を求める取組みが広がり、8,000を超える団体がこの法制度化に賛同し、国会でも超党派の議員連盟が立ち上がるなど法制化の検討が始まりました。</p> <p>地域活性化の視点からも、この法制化の流れを推し進めるため、国会でのしつかりとした議論と速やかな制定を強く要望いたします。</p>		

	<p>「協同労働の協同組合」は、だれもが希望と誇りをもって働き、仕事を通じて安心と豊かさを実感できるコミュニティをつくり、人とのつながりや社会とのつながりを大切にする働き方を目指しています。そして、市民主体のまちづくりを創造する市民事業をおこし、働くこと・生きることに困難を抱える人々自身が、社会的連帯のなかで仕事をおこし、社会に参加する道を開くものです。</p> <p>以上のことから国に対し、別紙の項目について、意見書を提出していただきますようお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">－ 記 －</p> <p>一、「協同出資・協同経営で働く協同組合法」（仮称）を早期に制定すること</p>
紹介議員	<p>押川修一郎 宮原 義久 外山 良治 凶師 博規 権藤 梅義 新見 昌安 前屋敷恵美 川添 博</p>
摘要	

継 続 請 願

			厚生常任委員会
請願番号	請願第5号	受理年月日	平成19年12月10日
請願者 住所・氏名	宮崎市和知川原2丁目25番1 宮崎県社会保障推進協議会 会長 山田秀一		
請願の件名	後期高齢者医療制度の充実を求める請願		
紹介議員	外山 良治 権藤 梅義 前屋敷恵美		
摘 要			

継 続 請 願

			商工建設常任委員会
請願番号	請願第9号	受理年月日	平成20年 6月19日
請願者 住所・氏名	宮崎市大字小松936-3 宮崎県商工団体連合会 会長 吉田 正春		
請願の件名	「宮崎県中小企業振興基本条例（仮称）」の制定を求める請願		
紹介議員	前屋敷恵美		
摘 要			

継 続 請 願

			厚生常任委員会
請願番号	請願第11号	受理年月日	平成20年12月4日
請願者 住所・氏名	宮崎市祇園3丁目158 宮崎県知的障害者施設保護者会連絡協議会 会長 川畑 紀一郎		
請願の件名	障害者自立支援法の抜本的改善を求める請願		
紹介議員	外山 良治 十屋 幸平 宮原 義久 井上紀代子 前屋敷恵美 武井 俊輔 河野 哲也		
摘 要			

総括表(その2)

委員会	請願		計	備考
	新規	継続		
議員定数・選挙区 調査特別委員会	1	—	1	
計	1	—	1	

新規請願

			議員定数・選挙区調査特別委員会
請願番号	請願第16号	受理年月日	平成21年 2月25日
請願者住所・氏名	宮崎市和知川原3-97 平和・民主・革新の日本をめざす宮崎県の会（略称 宮崎県革新懇） 代表世話人 河野富士夫、鋤田萬喜雄、前田丈夫		
請願の件名	<p>宮崎県議会の議員定数削減と区割り改悪に反対する請願 （要旨及び理由）</p> <p>県議会の議員定数・選挙区調査特別委員会は、議員定数を現行の45人から39人に6人減らし、選挙区も16区から15区に1区減らし、「1人区」は現行の7区から8区に1区増やす案を決定しました。そして、今度の2月定例県議会で条例制定をはかろうとしています。</p> <p>本来、県議会議員は議会制民主主義を担う者として県民を代表し、要求や声を県政に反映させるとともに、県政の監視役として重要な役割ももっています。その県議会議員が減らされるならば、県民の声はますます県政に反映しにくくなり、県政のチェック役としての役割も後退することは明らかです。しかも「1人区」は、死票が多いという議員選出の仕組みです。これらはまさに住民自治と民主主義の侵害です。</p> <p>今回の議員削減案によって削減される予算は約1億円とのことですが、県予算5600億円余から見ればわずかなものです。むしろ、諸事業での無駄づかいや冗費を削ることなどに真剣にとりくみ、県議会議員の議席数を維持することを求めるものです。</p> <p>以上の理由から、次の請願事項の採択を求めるものです。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1、宮崎県議会の議員定数を削減しないこと。 2、県議選挙区の1人区を増やさないこと。 3、1年間の期間を置き、アンケートや公聴会など県民の意思を十分に確かめること。 		
紹介議員	前屋敷 恵美		
摘要			

議 事 經 過

月 日	曜	区 分	議 事 内 容
2月19日	木	本 会 議	開 会 会議録署名議員指名（徳重、外山良治両議員） 議会運営委員長審査結果報告 会期決定 議案第1号～第62号上程 知事提案理由説明
2月20日	金	休 会	（議案調査）
2月21日	土		
2月22日	日		
2月23日	月	休 会	（議案調査）
2月24日	火		
2月25日	水	本 会 議	議案第63号～第72号追加上程 知事提案理由説明 代表質問（自由民主党・中村幸一議員、 自由民主党・水間篤典議員）
2月26日	木		代表質問（社会民主党宮崎県議団・太田清海議員、 愛みやざき・武井俊輔議員）
2月27日	金		代表質問（民主党宮崎県議団・井上紀代子議員、 公明党宮崎県議団・新見昌安議員）
2月28日	土		
3月1日	日		
3月2日	月	本 会 議	教育委員長発言 一般質問（横田、中野廣明、松田、川添、河野安幸各議員）
3月3日	火		一般質問（宮原、外山 衛、高橋、徳重、田口各議員）
3月4日	水		一般質問（黒木覚市、満行、長友、井本各議員） 議案に対する質疑（前屋敷議員） 議案・請願委員会付託
3月5日	木	休 会	常任委員会（補正）
3月6日	金		
3月7日	土		
3月8日	日		

月 日	曜	区 分	議 事 内 容
3月9日	月	本 会 議	常任委員長審査結果報告（議案第42号～第71号） 討論（議案第42号、第58号、第61号、第62号に反対）（前屋敷議員） 採決（議案第42号、第58号、第61号、第62号）（可決） 採決（議案第43号～第57号、第59号、第60号、第63号～第71号）（可決）
3月10日	火	休 会	常任委員会（当初）
3月11日	水		
3月12日	木		
3月13日	金		
3月14日	土		
3月15日	日		
3月16日	月	休 会	特別委員会
3月17日	火		（議事整理）
3月18日	水	本 会 議	議席の一部変更 常任委員長審査結果報告（議案第1号～第41号、第72号並びに請願） 討論（議案第1号、第23号、第24号、第34号～第36号、第39号に反対）（前屋敷議員） 採決（議案第1号、第23号、第34号～第36号、第39号）（可決） 採決（議案第24号）（可決） 採決（議案第2号～第22号、第25号～第33号、第37号、第38号、第40号、第41号、第72号）（可決） 採決（請願第17号、第18号）（採択） 採決（継続審査・調査案件）（委員長の申し出のとおり決定） 特別委員長調査・審査結果報告 質疑（議員定数・選挙区調査特別委員長報告について）（濱砂議員） 討論（請願第16号不採択に反対）（前屋敷議員）

月 日	曜	区 分	議 事 内 容
3月18日	水	本 会 議	<p>採決（請願第16号）（不採択）</p> <p>議員発議案送付の通知</p> <p>議員発議案第1号～第11号追加上程</p> <p>採決（議員発議案第1号～第10号）（可決）</p> <p>議員発議案第11号提案理由説明（緒嶋議員）</p> <p>質疑（前屋敷議員）</p> <p>議員発議案第11号に対する修正動議提出</p> <p>修正動議趣旨説明（凶師議員）</p> <p>修正動議に対する質疑（前屋敷議員）</p> <p>議員発議案第11号及び修正案に対する討論</p> <p>（原案に賛成、修正案に反対）（蓬原議員）</p> <p>（原案、修正案ともに反対）（前屋敷議員）</p> <p>（原案に反対、修正案に賛成）（満行議員）</p> <p>（原案第3条に反対、修正案に賛成）（松田議員）</p> <p>（原案に反対、修正案に賛成）（河野哲也議員）</p> <p>（原案に反対）（井上議員）</p> <p>（原案に反対）（瀧砂議員）</p> <p>採決（議員発議案第11号に対する修正案）（否決）〔記名投票〕</p> <p>採決（議員発議案第11号）（可決）〔記名投票〕</p> <p>閉 会</p>

署 名

宮 崎 県 議 会 議 長 坂 口 博 美

宮 崎 県 議 会 副 議 長 星 原 透

宮 崎 県 議 会 議 員 徳 重 忠 夫

宮 崎 県 議 会 議 員 外 山 良 治